琉球国の祭祀儀礼道具の研究

上江洲安亨

琉球国の祭祀儀礼道具の研究

―目　次―

序章 1
第一節 先行研究の動向 2
第一項　祭祀儀礼道具に関する先行研究の概要 2
第二項　王府祭祀に関する研究 3
第三項　美術工芸史における祭祀儀礼道具に関する研究 5
第四項　琉球関係文化財の科学調査に関する研究 7
⑴色材等調査 8
⑵透過 X 線による構造調査 9
第二節 本論の課題 10
第一項　首里城内の共飲儀礼における祭祀儀礼道具 11
第二項　祭祀儀礼道具製作を支えた王府の体制 12
第三節 論文の構成 13
註 14

第一章 首里城内の年中行事における共飲儀礼の考察 20
はじめに 20
第一節 近世琉球期の首里王府の年中行事 20
第二節 首里城内での共飲儀礼 27
第三節 美御前揃三御飾御規式の道具立 29
第一項 『圖帳　當方』の書誌的な位置づけ 29
第二項 臺御差床周辺の道具立 31
⑴御印箱 32
⑵御印請臺 33
⑶黒漆卓 34
⑷御開印吉書 35
⑸君使官 35
⑹御拂子・御團羽 37
第三項 御差床南側の道具立 38
⑴御籠飯 38
⑵御菓子盆 39
⑶金之フイハン御盃 40
⑷流臺 41

⑸銀脚杯 42
⑹托付銀鋺 42
⑺朱漆卓 43
第四項 御差床北側の道具立 43
⑴美御酌と大通 43
⑵御酒椀 45
⑶御玉垂・御玉貫 45
⑷酒椀 46
第五項 美御前揃三御飾御規式の道具立 47
まとめ 49
註 52
表１首里城における一年を通じた儀礼・祭事 66
表２年中行事・儀礼に関する実施区分 76
表３年中行事・儀礼の由来区分 77
表４美御前御揃三御飾御規式の道具立と現存類似事例・絵図・古写真一覧 78

第二章 琉球漆器の円形二段食籠の木地構造に関する考察 99
はじめに 99
第一節 円形二段食籠をめぐる研究史 99
第二節 円形二段食籠の木地構造 100
第一項 蓋表 100
第二項 蓋側面・身上段側面・身下段側面・高台 101
第三項 身上段見込・身下段見込 101
第四項 尻 102
第五項 木材 102
第六項 技法 103
第七項 近世琉球末期以降の円形二段食籠 105
第八項 円形二段食籠の木地構造に関する総括 107
まとめ 108
註 110
図版 112
表１琉球の円形二段食籠の螺鈿・沈金加飾と木地構造の変遷 119

第三章　琉球国の御玉貫・御玉垂に関する考察 121
はじめに 121
第一節 琉球における御玉貫製作の起源 121

第二節 御玉貫の特徴 123
第三節 御玉貫の編年検討の試み 124
第一項 御玉貫№1・御玉貫№2・№11の身 125
第二項 御玉貫№3・№4・№5・№11 の身・御玉貫№10 の蓋 127
第三項 御玉貫№6 130
第四項 御玉貫№7・№8・№9・№14 130
第五項 御玉垂№13 134
第六項 御玉貫№2・№7・№11・№12の蓋 135
第七項 御玉貫の地色 138
第八項 御玉貫の身法量の比較 140
第四節 御玉貫を使用した献上儀礼・下賜儀礼 141
第一項 神女・家臣からの献上儀礼 141
⑴神女から国王・王妃・聞得大君への献上儀礼 141
⑵御新下における聞得大君への使用事例 144
第二項 家臣への下賜儀礼 146
まとめ 148
註 152
表１現存する御玉貫からみた製作年代の変遷（暫定） 162
表２古写真・絵図にみえる御玉貫・御玉垂の図像 168
表３御玉貫部位法量比較 170
表４御玉貫・御玉垂の製作推定年代順一覧 171

第四章　近世期に琉球国へ導入された工芸品の製作技術 173
はじめに 173
第一節　中国・日本より導入された工芸製作技術に関する事例 173
第一項 中国から琉球へ導入された工芸技術の事例 173
第二項 日本・薩摩から琉球へ導入された工芸技術の事例 174
第三項 日本・薩摩 と中国の双方から琉球へ導入された工芸技術の事例 174
第四項 琉球で培われた工芸技術の事例 175
第五項 琉球に定着した工芸技術が薩摩へ導入された事例 176
第六項 工芸技術の導入経路が不明な事例 176
第二節 工芸製作技術の導入に関する傾向と特徴 177
まとめ 182
註 184
表１『琉球国由来記』・『球陽』・『家譜』等にみえる工芸製作技術伝播一覧 189
表２ 『琉球国由来記』にみる首里王府の工芸関係部署の奉行就任記録 194

第五章 近世期に琉球国で工芸品に使用された原材料に関する考察 195
はじめに 195
第一節 工芸製作に使用される原材料に関する記録 195
第一項 琉球使節帰国時の免税摺に関する考察 196
第二項 「貝摺奉行所関係文書」にみえる漆器生産で調達された原材料の考察 197
⑴中国調達の原材料 197
⑵中国調達・琉球加工 198
⑶薩摩・日本調達 198
⑷薩摩・日本調達・琉球加工 200
⑸調達先不明・琉球加工 200
⑹琉球調達 200
第三項 首里城正殿重修関係史料にみえる原材料の考察 201
第二節 琉球関係文化財の科学調査からみえる原材料使用の傾向 203
第一項 琉球関係文化財の科学調査 203
第二項 色材ごとの使用材料の傾向
-日本・中国の色材使用傾向との比較考察- 205
⑴白色系色材 205
①鉛白 205
②胡粉 206
⑵赤色系色材 207
①銀朱・辰砂 207
②弁柄・代赭 208
③臙脂 210
④紅花 211
⑤蘇芳 211
⑥茜 211
⑶黄色系色材 212
①石黄 212
②鬱金 213
③藤黄 213
⑷青色系色材 214
①群青 214
②プルシアンブルー（ベロ藍・洋青） 215
③コバルト（呉須・石青）・スマルト（花群青） 216
④藍 217

⑸緑色系色材 218
①緑青 218
②混色による緑色系色材 219
③真鍮釉 220
⑹黒色系色材 220
⑺金色 221
⑻漆 222
⑼乾性油 223
第三項 琉球と日本・中国の色材使用傾向に関する比較考察 224
まとめ 227
註 228
表１檔案史料にみえる中国から琉球に輸入された工芸品製作材料及び工芸品一覧 247
表２貝摺奉行所関係文書記載漆器の原材料の産地事例 248
表３正殿重修（道光 25～ 26 年)時に調達指示のあった原材料等一覧 252
表４－１琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（絵画・絵図・書跡） 254
表 4-2-1 琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（漆工） 255
表 4-2-2 琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（漆工）（試料採集調査分） 257
表 4-3 琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（歴史・刀剣・金工・ガラス玉） 261
表 4-4 琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（染織） 263
表 4-5 琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（陶器・陶磁器） 266
表 5 色材の各分野との比較と特徴 267

終章 ～祭祀儀礼道具からみる首里王府～ 270
第一節 首里王府の年中行事と共飲儀礼 270
第二節 美御前揃三御飾御規式の道具立と継承された祭祀儀礼道具 272
第三節 舶来の製作技術と原材料 276
総括 279

参考文献 282
図版出版一覧 293
本論各章ごとの初出論文名・掲載誌面一覧 302

序章

琉球国では、王府が年間を通してさまざまな祭祀儀礼を行っていた。このような王府祭祀は、国王の居城で宮殿であり、行政府の中心である首里城内を祭祀の場所として挙行するだけでなく、久高島のように国王が行幸を行い実施する祭祀儀礼、麦穂祭・麦大祭・稲之穂祭・稲大祭のように首里城及び周辺で実施し、琉球国内の各間切でも、ほぼ同時期に行う祭祀儀礼もあった。

このような王府祭祀は、古琉球期から17〜18世紀初頭の社会的な変革を経ながら近世琉球末期まで継承されたが琉球処分により王府が崩壊し終焉を迎える。

近代以降、王府祭祀は実施されなくなったが、戦前中城御殿に執務をしていた真栄平房敬による古老からの聞き伝えをまとめた論考等があり[1]、豊見山和行氏により『琉球国王家年中行事正月式之内』が翻刻されると[2]、王府の正月儀礼に関する具体的な研究も報告されるようになった[3]。伊従勉氏は、公開された鎌倉ノートや尚家文書や離島等の地域史料を丹念に分析して正殿の建築空間を中心とした王府祭祀を論じた研究を行っている[4]。これまでも琉球国の王府祭祀は、さまざまな観点から考察されてきたのである。

しかし、王府祭祀の研究で取り上げられることが少ない分野が祭祀儀礼道具の研究である。文献史学の考察では、道具の形状や製作技術の考察は限界があり、実物資料による工芸技術の研究では儀礼空間における道具使用の実態を考察することは難しい。本論は、文献史料と製作技術に関する考察を相互に行い、祭祀儀礼道具を通し、琉球国の王府祭祀の一端を論じようという試みである。

祭祀儀礼道具の研究が低調であった要因は王府が崩壊し、定例の王府祭祀が挙行されなくなり、その継承は国王家である尚本家と王子・按司の御殿家、王府祭祀を模倣した上級士族の一部、地方で高級神女が配置された地域等でほそぼそと続けられたが、明治以降の近代化と沖縄戦による破壊が拍車をかけ、上記のような王族・士族や地方の共同体のなかで、祭祀儀礼自体が変容・縮小していったことが挙げられる。特に祭祀儀礼道具は製作技術が途絶し、道具の修理も困難となり実際の祭祀儀礼道具として使用されなくなったものと思われる。戦前、鎌倉が調査を行った時には、三御飾道具は尚本家の中城御殿以外は宜野湾御殿にしか残っていなかったことを述懐している[5]。そのため先行研究でも文献史料に記録される王府祭祀と地域祭祀の行事内容や空間との関連性の指摘はなされているが、途絶した祭祀儀礼道具の比較考察は難しかったものと思われる。

本研究は、これまでの王府祭祀の先行研究を踏まえながら、工芸技術の研究の中で製作技術の考察が中心だった前近代の祭祀儀礼道具であったと思われる美術工芸品に考察を試みてみる。

まず祭祀儀礼道具を研究する前提として、これまで正月の朝拝御規式を中心に個々の重要祭祀について論じられていた首里王府の王府祭祀について『琉球国由来記』、『琉球

国旧記』、『女官御双紙』、『琉球国王家正月式之内』等の基礎史料を駆使して王府の年中行事を通年で俯瞰的に考察し、行事の分類分けを行い、王府祭祀における位置付けを明らかにする。その中で、国王と官人達が同席して行う共飲儀礼が年間に何度も挙行されていたことに着目し、特に美御前揃三御飾御規式で使用される祭祀儀礼道具の道具立の構成を明らかにしていく。

道具立の構成を明確にしたうえで、「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」と記録された祭祀儀礼道具は、現存資料や古写真が、複数残っており個々の道具の変遷に関する比較考察が可能である。王府祭祀である美御前揃三御飾御規式が時代の変遷を経ながら継続してきたように、それに使用される祭祀儀礼道具の比較による製作時期の変遷や特徴を考察し、王府祭祀における共飲儀礼の意義を検討する。

また、「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」を含めた美御前揃道具の製作を支えた王府の工芸品製作技術導入の歴史的な背景について考察を行う。

具体的には、第一に、これまで個別の工芸史で紹介されてきた琉球への工芸技術の導入記録を『琉球国由来記』、『琉球国旧記』、『球陽』等の文献史料から網羅的に取り上げ、一覧とし、「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」編年検討の結果と比較しながら祭祀儀礼道具の製作技術導入の歴史について考察を行う。

第二に、工芸品等に使用する原材料輸入に関する記録として進貢貿易時の檔案史料から中国より琉球への輸入物品が把握できる「免税摺」関係の文献史料、王府内の漆器製作現場である「貝摺奉行所関係文書」、尚家文書に残る 19 世紀前半の首里城重修関係史料から工芸品製作に使用する原材料に関する記録を抜き出した。さらにさまざまな機関で公開されている琉球関係文化財の科学調査結果を初めて網羅的に集積して比較検討を行い、さらに檔案史料・「貝摺奉行所関係文書」・首里城重修史料の記録との類似点を比較して王府の工芸製作における原材料使用の特徴や変遷に関する考察を試みる。

この無形の工芸技術の導入と原材料輸入の特徴と変遷を踏まえながら王府が挙行した共飲儀礼である美御前揃三御飾御規式について「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」を中心に論じ、王府祭祀の中での琉球国内で製作された祭祀儀礼道具を使用した意義について明らかにしていきたい。

第一節　先行研究の動向

第一項　祭祀儀礼道具に関する先行研究の概要

琉球国の王府祭祀の中における祭祀儀礼道具に関する研究は、これまで専論となる研究は少なく、この研究を考察するにあたっては、先行研究の中で複数の研究テーマの成果を参考にしながら検証を進める必要がある。

まず第一に、王府祭祀の位置付けについて検証した研究は、歴史学研究による文献史

料の考察を通してさまざまな成果が挙がっている。即ち琉球国王の居城である首里城を中心とした王府祭祀に関する考察である。例示すると、王府の年中行事の中の正月儀礼や、農耕儀礼である稲二祭等の女神官組織を交え首里城及び各間切と同時に行う儀礼の研究である[6]。また、琉球国中山王の就任儀礼で一代一回限りである冊封儀礼に関する研究がある。この冊封時の式典内容や変遷、その意義に関する研究は、これまでも多く検討されている[7]。しかし、王府祭祀に関する研究で、祭祀儀礼の中で扱われた道具に関する考察は先述の通り少ない。要因としては、王府祭祀に使用したと思われる祭祀儀礼道具の現存事例が少ないことが挙げられる。さらに考古学や美術史研究者のように器物の作品研究を文献史学の研究者が併せて行った考察が少ないことも要因の一つと思われる。

第二に、その工芸史分野における研究がある。現在の沖縄は「工芸王国」と言われるように、社会の変容に対応しながら伝統工芸が多く残っており、次世代への継承に関する問題を抱えながらも、さまざまな工芸生産が行われている。この分野では、各工芸分野の実作者を中心にしながら考古学研究者や美術史研究者の考察も加わり、前近代の窯業、染織、漆工、金工等の製作技術を中心とした研究が行われてきた。前近代の個々の工芸分野の作品研究は盛んであり、その研究成果の中には個別分野の作品の歴史的な背景や使用に関する考察も行われているが、歴史学研究における文献史料を活用しながら王府祭祀の中での祭祀儀礼道具として考察を加えた研究は粟国恭子氏の金工品を中心とした業績があるものの[8]、漆工品等、他の工芸分野を含めて一部に留まっている。

第三は、文化財としての前近代の工芸品（美術作品・道具）の保存や、失われた文化財の復元模造製作等を目的とした素材の研究である。これまで実作者等の経験による判断で推定していた文化財の素材や構造を科学的な調査手法を用い、客観的な根拠に基づき把握できるようになってきた。このような科学調査は、近年、琉球関係文化財を所蔵しているさまざまな機関で積極的に行われている[9]。この調査結果により工芸分野の作品研究と同様に個々の作品に関する知見は深まったが、多岐にわたる機関により個別公開された調査結果を横断的に比較研究した考察はこれまでに無く、成果を充分に活用しているとは言い難い状況である。

祭祀儀礼道具の研究は、文献史学の考察による王府祭祀の研究と工芸史における作品研究、科学的な調査手法を用いた新たな知見を相互に補完しあった考察が求められると思われる。それでは上記の三点の研究テーマの現状をもう少し詳しく述べてみたい。

第二項　王府祭祀に関する研究

首里城を中心とした王府祭祀は、戦前、中城御殿で執務を担っていた真栄平房敬氏が戦前からの首里の古老の伝承と文献史料の記録を合わせて正月の朝拝や女神官主体の百人御物参等の儀礼を紹介している（真栄平房敬 1988・1989）[10]。伝承を中心とした情

報だけでなく、明治 25（1892）年筆写であるが前近代の王府の行政記録を書き出したと思われる『琉球国王家年中行事　正月式之内』（以下、『式之内』と略す）を豊見山和行氏が翻刻したことにより近世琉球末期の正月元日早朝から終日の祭祀儀礼の準備と挙行内容の詳細が垣間見えるようになった（豊見山 1990）[11]。さらに豊見山氏は 18 世紀初頭に編纂された『琉球国由来記』（康熙 52（1713）年編纂）の正月儀礼の記述と『式之内』の記述との相違と『球陽』に記述された正月儀礼の変更点等を考察して、王権を象徴する正月儀礼が 17 世紀後半から 18 世紀前半に、中国化していったことを明らかにしている（豊見山 1992）[12]。この中国化の動きは、近年渡辺美季氏が康熙 22（1683）年に来琉した汪楫からの諸々の提案が契機になって 18 世紀前半に具体化していった可能性があると言及している（渡辺 2018）[13]。

伊従勉氏や後多田敦氏は、農耕儀礼として行われる女神官中心の儀礼が 17 世紀後半から 18 世紀前半以降に廃止及び縮小されていったことを取り上げ王府祭祀の変容の過程を紹介している（伊従 2005・後多田 2009）[14・15]。具体的には「羽地仕置」と呼ばれる羽地朝秀による改革の一つとして女神官勢力の削減が行われ、引き続き王府の政策を担った蔡温も路線を継承して儀礼の変革を行ったことについて考察を行っている。

伊従氏は、さらに首里城正殿の基壇、階段、唐破風（唐玻豊）、国王玉座である御差床の変容を通して王府祭祀の変化を論じている（伊従 2005）。伊従氏の業績は、これまで歴史研究者が行ってきた文献史料の記録による祭祀儀礼の変化の考察から、特に首里城正殿と御庭についての発掘調査報告や、絵図、文献史料を駆使して視覚的な正殿構造物の変化の過程に着目し、祭祀儀礼の内容や、担い手である女神官や男性官人達の役割の変容を考察している。

また、外交儀礼の考察としては、真栄平氏・豊見山氏・麻生氏が琉球国王の冊封使滞在時の冊封儀礼に関する考察を行い（真栄平 1988・豊見山 1989・麻生 2016・2021）[16]、池宮正治氏は、ほぼ隔年で行われる進貢貿易スタッフの出発前の「上表渡」と、帰国後の「勅書迎」の祭祀儀礼を明らかにした考察を行っている（池宮 2000）[17]。伊従氏も正殿基壇の柱列の変遷により、冊封儀礼が古琉球期は正殿屋内を主とした儀礼を行い、近世琉球期になると、屋外の正殿前の御庭を使った儀礼に移行していった可能性を指摘している（伊従 2021）[18]。

冊封使来琉時の最初の公的な儀礼が諭祭であったことからも理解できると思うが、前近代、東アジアの王が統治する政体の封建的な社会では、統治者である王が、先王を祀る祭祀は、当代の王の正統性を確認する重要な祭祀であった。しかし王府は、康熙 22（1683）年、冊封使汪楫から崇元寺に安置する位牌の配置が乱れていると指摘を受けたように、当時、王府は久米村士族の儒学の知見を交えながらも独自の論理で位牌の配置を行っていたようであるが、これ以後、中国の儒教的な論理に基づき位牌の配置や祭祀の再編を図り、歴代国王の位牌の安置場所の検討・整理を行った。その結果、国王・王妃・王族、そして、第一尚氏・舜天王統・英祖王統・察度王統の位牌も含めて崇元寺・

円覚寺・天王寺・天界寺・龍福寺に位牌の安置場所が定められた（高良 1986・豊見山 2004・前村 2017）[19]。この再編成により、皮肉にも王族も先王への参拝機会が狭められる結果となった。そのため王族の私的な廟として首里城東端に乾隆 18（1753）年、御寝廟殿が設置された。ただ新たな廟を整備したことにより、既存の公的な廟との位牌安置問題が再び起こった（麻生 2019）[20]。この位牌安置問題は、王族から城内で近しい王族の位牌に容易に参拝したいという問題提起が行われたことが発端で、王府は、これまで儒教的な判断を要する案件が起こった場合、諮問を行っていた久米村士族だけでなく、首里の国学の学生や、首里で官生に派遣された者にも意見を聴取し、久米村・首里国学双方の意見を踏まえ、表十五人衆、三司官も意見を出し、王族と調整を行った。顛末は王族の意見をある程度、取り入れたかたちで収束したが、重要な点は、このような儒教的な判断を伴う場面で諮問されたグループが、久米村だけでなく、首里側にもグループが構築されていたということである。古琉球期以来、祭祀儀礼において儒学的な礼制に関する助言を行っていた久米村の役割に変容があったことを示した事例といえるのではないだろうか。

年中行事には、先王祭祀とも関連し、位牌を安置する寺院への参拝、僧侶を首里城に呼び出し祈願を行う事例も見受けられる。仏教史研究については知名定寛氏が詳細な研究成果を挙げておられ、先述の先王祭祀の再編成等により、王族による寺院の参拝及び城郭内の僧侶による祈願が変容していったことだけでなく、寺院・僧侶への知行を削減の方向で再編していったことを明らかにしている（知名 2008・2021）[21]。

このように王府祭祀に関する研究は、さまざまな先行研究がなされ成果も挙がっているが、成果の主体は、正月元旦の御庭における朝之御拝や子之向御規式、女神官が関わる祭祀儀礼の変容や、冊封儀礼、先王祭祀が議論の中心となっている。王府が首里城を中心として行った年中行事には筆者が紹介したように正月の一ヶ月だけでも 30 事例以上にのぼり（上江洲 2005）[22]、二月以降年末までにも多くの年中行事が行われていた。この通年で年中行事として行われる王府祭祀を俯瞰で捉え分析を試みた考察は、これまで行われていない。また、正月儀礼も御庭における大規模儀礼の考察が中心で、南殿や正殿下庫理で行われた南殿御規式、美御前揃三御飾御規式等の国王と家臣団が同一空間に座して共飲儀礼を行ったことを取り扱った研究は少ない（伊從 2005・上江洲 2005）[23]。このような国王と家臣団の共飲儀礼は内容の相違はあるが、正月儀礼だけでなく、正月十五日、冬至、大和風の五節供の儀礼時にも行われた。また共飲儀礼で使用された祭祀儀礼道具や儀礼時の道具立に関する考察はさらに研究蓄積は少ない。祭祀儀礼道具の道具立や個別の製作仕様と、王府が、その道具立で共飲儀礼を行った意義についての考察は、これまでの王府祭祀の研究で大きな課題の一つであったいえるのではないだろうか。

第三項　美術工芸史における祭祀儀礼道具に関する研究

琉球の美術工芸史研究は、絵画、彫刻、漆芸、金工、陶芸、染織等、さまざまな分野で製作技術を中心に研究が盛んに行われている。個別分野だけでなく栗国恭子氏のように『球陽』、『琉球国由来記』等の王府編纂の史書を活用して、王府の工芸製作体制を捉えようという試みもある（栗国 2007）[24]。祭祀儀礼に使用される道具も、このような美術工芸史の作品研究の範疇で考察が行われてきた。本項では祭祀儀礼道具に使用が確認される漆芸・金工分野を中心に先行研究を紹介してみる。

琉球の漆工品は、荒川浩和氏・徳川義宣氏が『琉球漆工藝』を著し、前近代の琉球漆器が王府主導で製作され、中国皇帝や、日本の戦国大名・薩摩藩主たる島津氏、徳川幕府等へ献上された事例もある類まれな美術工芸品であることを現存事例の紹介と文献史料による考察で明らかにした（徳川・荒川 1977）[25]。この荒川氏・徳川氏の業績は、それまで民芸品の印象のあった琉球漆器について、王府が海外交易で献上品・交易品とするほどの美術工芸品であったことを実証的な研究により評価したことにあった。調査事例は、尾張徳川家伝来の琉球漆器を始め、日本国内の伝来品、当時の沖縄県立博物館を中心とした沖縄本島及び宮古・八重山地域の事例にも及んだ。この中で交易品ではなく首里王府の祭祀儀礼道具として製作されたと思われる漆工品も多数調査されている。

その後、沖縄県が県内の漆工品・陶器の悉皆調査を行い前近代の漆工品の所在を確認している（沖縄県教育委員会 1980）[26]。『沖縄美術全集』（沖縄美術全集刊行委員会 1989）では漆芸部門を第二巻に独立させ刊行し、公的機関だけでなく個人収集家のコレクションも解説紹介した[27]。1990 年には浦添市美術館の開館[28]、1992 年に首里城公園の一次開園があり、展示のため琉球漆器の収集事例の増加や調査研究による新たな知見が増えていった[29]。琉球国王家であった尚家資料は 1995～96 年に那覇市に寄贈され、その内容は報告書としてまとめられ、祭祀儀礼道具である御籠飯・御菓子盆等の漆工品や金工品等の調査報告も掲載されている（那覇市 2003）[30]。

また、京都大学所蔵の琉球資料中の「貝摺奉行所関係文書」の分析により琉球漆器の製作技術の研究が進展した。具体的には近世琉球期の漆器製作における坪当たりの材料使用量に関する考察（安里・金城 1996）[31]や、八角・円形二段食籠に関する法量及び沈金等の加飾図案の比較による考察（安里・金城 1998）[32]、「貝摺奉行所関係文書」記載の原材料のデータベース化が行われている（安里 2000）[33]。安里進氏は、貝摺奉行所の漆工品製作の体制に関する考察も行っている（安里 2001）[34]。特に「貝摺奉行所関係文書」記載内容のデータベース化は、琉球漆器の製作技術及び原材料調達の実態を研究するにあたり重要な基礎資料を構築した業績といえる。

琉球の金工品に関する研究は、栗国恭子氏が耳盃について古琉球期、琉球国王から豊臣秀吉への献上品としていたことだけでなく、近世琉球期に冊封儀礼における使用、国王から高級神女への下賜品、御殿家での祭祀儀礼道具としての使用等の事例を紹介している（栗国 1997）[35]。錫を原材料とした金工品の考察も行っており、琉球国への錫の輸

入ルートの変遷、錫製品を含めた金工品製作を担う金奉行の体制、錫製品製作技術の考察に関する課題を提示している（粟国 1998）[36]。琉球において簪は男性官人の身分制を区別する装身具として歴史学研究で論じられることが多かったが、粟国氏は女性、特に神女の簪について丹念に事例調査と文献史料の記録との比較研究を行っている（粟国 2000）[37]。

祭祀儀礼道具研究を行うにあたり最も重要な尚家資料については寄贈先の那覇市で調査が進められ、金工品に関しては久保智康氏が尚家資料に残された刀剣類、祭祀儀礼道具の「金杯」、「銀杯洗」、「托付銀鋺」、「銀脚杯」について考察を加えている（久保 2003）[38]。特に「銀脚杯」については、六口の現存資料で製作時期に関する編年を試みている。尚家資料以外の現存する琉球関係の金工品については沖縄県が総合的な調査を行っている（沖縄県教育委員会 2008）[39]。これらの研究蓄積を踏まえ久保氏は銅鏡（船載鏡含む）、甲冑、刀剣、飾金具、酒器等の琉球製及び南西諸島伝来の金工品の特徴と歴史について研究を行っている（久保 2010）[40]。

沖縄県では金工調査の後継事業として琉球関係のガラス・玉等製品調査を行い報告書としてまとめている（沖縄県教育委員会 2011）[41]。この報告書の成果として稲福政斉氏は酒器である御玉貫の編年を試み、久保氏は御玉貫と同じくガラス玉を用いた奄美の玉ハベルの製作技術に関する考察を行い、平尾良光氏は県内城跡等から出土したガラス玉の組成に関する科学調査を行った。岸本竹美氏は県内遺跡出土のガラス・玉製品の出土一覧を作成し、上江洲安亨は家譜史料に記録される御玉貫の使用事例の文献史料集成をまとめ御玉貫の祭祀儀礼道具としての使用傾向を明らかにしている。

このような漆工品・金工品を中心とした美術工芸品に関する研究の中で、祭祀儀礼道具に関連する事項としては、徳川氏・荒川氏の琉球漆器の体系的な研究の中で祭祀儀礼道具となる漆工品も紹介されているが（荒川・徳川 1977）、王府の具体的な祭祀儀礼の場での使用事例等の分析は行われておらず、安里氏・金城氏は、円形二段食籠の用途についても一部考察を加えているが（安里・金城 1998）、器形の法量と加飾図案の変遷の比較による分析が主となっており王府祭祀における祭祀儀礼道具としての考察については課題を残しているといえる。金工品・ガラス・玉製品に関しても粟国氏・久保氏が簪、酒器、玉ハベル等の祭祀儀礼道具の製作技術に関する研究が行っており（粟国 1977・2000・久保智康 2010）、粟国氏は文献史料による祭祀儀礼時の使用についても分析を行っている（粟国 2000）。ガラス玉については、上江洲が御玉貫について家譜史料から国王等より家臣団への下賜事例を網羅的にまとめているが（上江洲 2011）、王府祭祀時における祭祀儀礼道具の道具立を含めた体系的な考察についてはさまざまな研究の余地があるといえる。

第四項　琉球関係文化財の科学調査に関する研究

⑴ 色材等調査

琉球関係の工芸品の技法や原材料に関する知見は、伝統的工芸製作を担ってきた実作者の経験や伝承等により積み重ねてきたものが主体となっていた。その経験による知見は非常に貴重な情報であるが、琉球国が崩壊し、近代以降より現代に至るまで長い年月の間に、大きな社会的な変化があったことを考慮する必要がある。現在、伝統技法と考えられていた技術が近代以降に主流になったり、新しく導入されたうえで継承された可能性もあるからである。そのため科学的な調査方法を用いた客観的な情報を積み重ねて前近代の琉球関係文化財の製作技術を検証する研究が行われるようになってきた。

漆工品では、四柳嘉章氏が琉球関係の伝来情報がある漆工品や首里城跡出土の漆工品から剥落した塗膜等を利用して分析を行っている（四柳 1997）[42]。琉球漆器の主に螺鈿技法について、徳川・荒川氏が前近代の王府製作の琉球漆器が近代の沖縄漆器と異なり豚血下地ではなく漆下地中心で製作されていたとの見解について検証を行っている。これについて四柳氏は塗膜分析により、実際に上塗りに関しては油煙を含む黒漆を使用している事例が多いが、下地層は必ずしも漆塗膜ではなく、膠下地による螺鈿を行った事例も多く、漆を節約して製作していた痕跡があったことを報告している。このような原資料に戻せない剥落した試料を使った科学調査は、作品に使用された原材料の考察には非常に有益な調査手法であるが、調査により試料を逸してしまう性格上、伝来品を含めて文化財に対しての実施は条件が限られる。

そのため非接触・非破壊により文化財にダメージを与えない調査が行われるようになってきた。琉球関係文化財の非破壊分析の報告が公開されている嚆矢としては、高木秀明氏・下山進氏が「琉球国惣絵図（間切集成図）」に使用された色材に関する分析を三次元蛍光スペクトル非破壊分析や蛍光 X 線分析を行っている（高木・下山 2002）[43]。この調査で赤色系色材に琉球で産出しない鉛丹（鉛化合物系顔料）、辰砂（水銀化合物系顔料）、臙脂（昆虫由来のラックカイガラムシを用いた顔料）、白色系色材に鉛白（鉛化合物系顔料）、青色系色材では、琉球で生産される藍だけでなく群青（銅化合物系顔料）や、18 世紀初頭にヨーロッパで発明された人工顔料のプルシアンブルー（鉄化合物系顔料）が近世琉球期に既に使用されている等、多岐にわたる国外産の色材使用があったことを明らかにしている。後に国指定重要文化財から国宝指定される尚家資料については、早川泰弘氏・佐野千絵氏・三浦定俊氏が蛍光 X 線分析を行い、刀剣類や金銀酒器の分析を行っている（早川・佐野・三浦 2003）[44]。尚家資料の調査では有機染料の使用が想定される染織資料の調査として下山進氏・下山裕子氏が三次元蛍光スペクトル非破壊分析と蛍光 X 線分析を行っている（下山 2003）[45]。下山進氏・下山裕子氏の色材調査では紅型衣裳の地色から石黄（硫化砒素系顔料）、白色表現に鉛白（鉛化合物系顔料）が使用される等、近世期の日本の染織資料の傾向と異なる使用状況が琉球にあったことを報告している。

このような一定の資料群の材質調査は 2000 年以降盛んに行われ、浦添市美術館収蔵

資料の材質調査を目白漆芸文化財研究所及び東京文化財研究所に委託した調査（室瀬2005）[46]や、沖縄県教育委員会による沖縄県内のガラス・玉製品を悉皆調査したうえで基準資料となりうる作品について蛍光X線分析を行った調査(沖縄県教育委員会2011)[47]、沖縄美ら島財団所蔵の萬野裕昭コレクションを同じく目白漆芸文化財研究所及び東京文化財研究所に委託した調査(萬野報告書2012)[48]等がある。また沖縄美ら島財団は、収集した染織資料のコレクションを中心とした色材調査を下山進氏・下山裕子氏・大下浩司氏に依頼して2010年より実施しており、その成果を2013年から研究年報等で順次公開している[49]。

沖縄県は戦災でさまざまな文化財が失われた地域であり、そのため戦前に存在した文化財の復元に関する事業が盛んに行われており、その復元模造研究の基礎調査として材質分析が行われている。沖縄美ら島財団は、尾張徳川家伝来の琉球楽器一式の復元模造のために蛍光X線分析調査を行っており（琉球楽器報告書2009）[50]、首里城公園友の会は、国王肖像画である「御後絵」復元模写のため東京文化財研究所の早川泰弘氏・吉田直人氏・佐野千絵氏・三浦定俊氏に調査を委託して蛍光X線分析を行っている（早川・吉田・佐野・三浦2010）[51]。沖縄県立博物館・美術館は、2015年より琉球関係文化財の復元模造事業を立ち上げ、その成果の一部として琉球関係陶器の青色顔料の分析（早川・園原・外間・上江洲2017）[52]、旧円覚寺仁王像残欠の樹種及び年代分析・色材調査（園原・長谷・岡田・上江洲・大山・門叶・園部・山田・本多・宮腰2018）[53]、染織資料の色材調査（大下・下山進・下山裕子・宮城・與那嶺2019及び寺田・下山進・下山裕子・大下・與那嶺・篠原2020）の分析結果を公開している[54・55]。

文化財の色材等の材質調査は作品の保存修理の作業内容を判断することを目的としても実施される。浦添市美術館は、開館当初から保存修理に伴い継続的に科学調査を行っている。沖縄美ら島財団は、保存修理時に佐々木良子氏・佐々木健氏等に依頼した絵画・書跡の色材調査でも臙脂の色材についてラックカイガラムシだけでなく中南米生息のコチニールカイガラムシ由来の臙脂が使用された調査結果等、興味深い知見が報告されている（佐々木良子・仲・佐々木健2020）[56]。

また、宮腰哲雄氏を中心とした研究グループは浦添市美術館や奄美地域、久米島等の南西諸島に伝来する琉球漆器の考古資料や剥落片を採取した塗膜分析等で色材だけでなく螺鈿に使用された漆の産地が東アジア産だけでなく東南アジア産の可能性があることや、漆工品や木造建造物の塗装された破片から脂肪酸類が使用される資料の存在も確認し、密陀絵加飾及び建築彩色の原材料として乾性油の使用を具体的に明らかにする等、多岐にわたる分析結果を報告している（宮腰・神谷・謝敷・仲北2001）[57]。

⑵透過X線による構造調査

文化財の内部構造を非破壊で調査する手法としては、透過X線撮影を用いた調査が行われる。代表的な事例として正倉院宝物の漆工品に透過X線撮影を行い、塗膜に覆われ

た内部の木地構造を考察した研究がある（木村 1975）[58]。琉球関係文化財では尚家資料（加藤 2003）[59]、沖縄美ら島財団所蔵資料（上江洲 2002・2003）[60・61]、浦添市美術館所蔵資料（室瀬 2005）[62]の漆工品の木地構造に関する調査が行われている。また沖縄美ら島財団が行った復元事業の基礎調査の成果として尾張徳川家伝来の「琉球楽器一式」や（琉球楽器報告書 2009）[63]、「朱漆花鳥七宝繋密陀絵沈金御供飯」の木地構造に関する調査が行われている（室瀬 2006）[64]。さらに近年では、文化財に対して X 線 CT 撮影を行い、木地の内部構造の断面を切り取って調査が可能となり、従来の透過 X 線撮影では画像を写しだすことができない箇所の考察に利用されている（鶴見大学小池研究室 2016）[65]。琉球関係文化財でも沖縄県立博物館・美術館の復元模造事業の基礎調査として「朱漆巴紋牡丹沈金大御供飯」の X 線 CT 撮影を行っている（外間 2018）[66]。このような非破壊による構造調査により琉球の漆工品は、現在の沖縄県で主流となっている挽物だけでなく指物、曲輪、捲胎等の多様な木地製作技法が使用されていたことが明らかになった。特に木製の薄いテープをコイル状に巻き上げ、木地を成形する捲胎技法は、正倉院宝物の 8 世紀頃製作の中国渡来の漆胡瓶や現代のミャンマーに類似製作技法が残っていることが確認されているが、前近代の日本国内ではほとんど使用されていない技法である。透過 X 線調査により琉球の円形二段食籠や丸盆等の漆工品に使用されていたことが明らかとなっているが、文献史料には技術導入の記録は無く、伝播経路は不明である。木地に使用されている木材も現在ではデイゴや、エゴノキ、センダン等の広葉樹系木材が中心であるが、透過 X 線に写し出された杢目の画像から針葉樹系木材を多く使用していたことが分かっている。調査事例は少ないが、試料を採取した樹種分析でも広葉樹以外のスギ等の針葉樹の使用も報告されている。

このように塗装材の色材・漆・乾性油の材質特定が可能となるさまざまな科学的な調査手法や、器物の木地構造を把握できる透過 X 線等の調査により、客観的な基礎情報に基づいて個々の作品に関する製作技術・使用材料の考察が行われている。またさまざまな琉球関係文化財の所蔵及び調査を行っている機関の尽力で調査事例も増えてきている。しかし、得られた調査事例について横断的に比較をしたり、文献史料の記録と照合した考察はまだ多いとはいえないというのが現状である。

第二節　本論の課題

琉球国では、古琉球期よりさまざまな祭祀儀礼を行ってきた。この祭祀儀礼の内容は、薩摩侵入後の新たな社会体制へ変化していった近世琉球期になると変容していった。先行研究でも王府が行う王府祭祀の内容と、その変容を取り上げた考察はあるが、その儀礼中に使用される道具に関する検証は、ほとんど行われてこなかった。検証が行われなかった要因としては、王府祭祀の挙行の主体である琉球国が滅亡し、祭祀儀礼が行われなくなったことだけではない。近代以降、王府が無くなった後も、尚本家を中心とした

王族や士族、地域で継承される年中行事の中に王府祭祀を模した祭祀儀礼が規模を縮小しながら行っていた。これまでも文献史料と地方で継承された年中行事に残る王府祭祀の形跡を丹念に比較した先行研究の成果はあった。しかし、祭祀儀礼の場における道具に関する研究は少ないと言わざるを得ない。その要因として近代当初は、前近代の祭祀儀礼道具を継承して使用していたと思われるが、道具を維持管理していた王府という機構が消滅してしまったことで製作及び修理を行う工芸技術を支える環境自体が大きく変化してしまった。そのため破損等で使用に耐えられなくなり、代替りの必要性の生じた道具から年中行事の中から消え、年中行事の主催者は代替時に調達できた道具に変容させていかざるを得なかった。それに沖縄戦等の戦禍が重なり道具立の構成自体も大きく変容していったと思われる。そのため前近代の祭祀儀礼道具について検証が困難となるほど道具立の構成が変容していったものと思われる。

王府祭祀の場における祭祀儀礼道具は、王府の経済力・権威で製作された宝具ともいうべき存在であったと思われ、その飾道具が披露された祭祀儀礼空間において参加する王族・士族・女神官達へ王府の権威を誇示する効果があったと思われる。

本論は、これまで王府祭祀の研究で取り上げられることの少なかった祭祀儀礼道具について儀礼時の道具立の構成や使用の方法と製作技術及び調達された原材料等を多面にわたって考察をしてみる試みである。

この祭祀儀礼道具の検証を行うにあたり、先節で述べた先行研究を踏まえながら祭祀儀礼道具を研究する課題を提起してみたい。

第一項　首里城内の共飲儀礼における祭祀儀礼道具

これまでの王府祭祀の研究は、王府が首里城正殿前の御庭で挙行した大規模な正月儀礼や、正殿おせんみこちゃ等で国王・王妃・聞得大君と女神官等が参画した祭祀儀礼に関する考察等、正月儀礼や女神官が参画する王府祭祀の意義について考察されることが多かった。王府の祭祀儀礼は、『琉球国由来記』巻一王城之公事にある通り、正月だけでなく通年で多岐にわたって行われており、男性官人中心の表の儀礼、女神官中心の内の儀礼、男性官人・女神官双方が参画するさまざまな祭祀儀礼が挙行されている。王府祭祀に関する考察を行うにあたり、王府は通年でどのような祭祀儀礼を行っていたのか。祭祀儀礼道具の考察を試みる前提として、近世琉球期の史書に記録された首里城を中心とした王府祭祀を正月から十二月までの年中行事順に整理する必要がある。この作業の過程で年間に何度も繰り返して国王と家臣団との間で行われる共飲儀礼である美御揃三御飾御規式に着目してみた。先行研究でも美御前揃三御飾御規式は、正月儀礼において正殿前御庭で挙行される朝拝御規式の後、南殿御殿御規式とともに行われる共飲儀礼として紹介されている。ただし、この美御前揃三御飾御規式に類する共飲儀礼は正殿下庫理及び南殿で正月元日だけでなく五節供等の年中行事で繰り返し挙行されていた。ま

た年中行事ではない正殿重修の完成等の国家的祝事にも行われている。この繰り返し行われる共飲儀礼は道具立の構成が『圖帳　當方』等の絵図から窺い知ることができる。国王と家臣団である男性官人との共飲儀礼が正月だけでなく繰り返し挙行される意義とは何であろうか。披露される道具立の構成や、その道具は国王と家臣団との主従関係にとっていかなる位置付けを持ち合わせていたのであろうか検討が必要であると思われる。本論では、この美御前揃三御飾御規式の道具立の構成を紹介しながら、特に現存資料や古写真・絵図資料が複数残っており、その製作仕様の変遷を追うことが可能な「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」の考察を展開してみる。

第二項　祭祀儀礼道具製作を支えた王府の体制

首里王府の王府祭祀の中で、繰り返し挙行される共飲儀礼の美御前揃三御飾御規式に着目し、その中で変遷を追える祭祀儀礼道具として「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」の製作仕様について考察し、王府の製作を支えた体制がどのように構築されていったのかを検証していきたいと考えている。王府の工芸製作体制を論じた先行研究は、栗国恭子氏が各奉行所の設置時期と思われる記録、部署毎の定員と、その変遷を整理した研究があり（栗国 2007）[67]、本論では、栗国氏が整理した王府の工芸製作体制の概要と変遷を踏まえながら、個々の工芸技術の導入時期や原材料調達（輸入・国内調達）の履歴について事例をなるべく網羅的に集積して全体像を把握したうえで製作体制の位置付けを行っていきたいと考えている。沖縄は現在でも工芸王国と呼ばれるように伝統工芸産業の盛んな地域である。工芸技術導入の始期や担い手に関する文献史料を活用した紹介は、これまでも個々の工芸史の研究で行われている。しかし個別の工芸技術を横断して、王府が工芸技術を導入してきた全体像の把握を試みた検証は少ない。

原材料調達に関する分析にしても、これまでの研究史では明・清との冊封・朝貢体制下の進貢貿易の分析から中国からの絹織物や陶磁器等の完成品や薬材、東南アジアからの香辛料類等、日本からの銀、刀剣・扇等の工芸品類の完成品を交易する移動の検証を行った琉球の「中継貿易」に関する研究は盛んに行われている。ただ琉球の交易は国外の地域から琉球に原材料を輸入して、先述の通り導入した無形の工芸技術によって製作された工芸品が冊封・朝貢体制下の中国への献上品となり、かたや島津氏等への進物となり、島津の琉球侵攻以降は、幕藩体制下で薩摩藩・徳川幕府等への進物となっていった。琉球の中継貿易は他地域の希少な産物の移動だけでなく、琉球国内で製作した工芸品等を移動させる側面もあったのである。この琉球国で製作された工芸品の原材料は、清朝の檔案史料や薩琉関係史料、「貝摺奉行所関係文書」や首里城重修史料等の様々な史料に断片的に残っているが、これまで主たる考察の対象となることは少なかった。

また琉球関係文化財の絵画、書跡、漆工品、金工品、歴史資料、染織品、陶器・陶磁器等の科学調査では、作品の絵具、螺鈿・加飾の原料、金工品の躯体やガラス玉等の素

材、染物や糸染の色材、焼物の釉薬に多様な鉱物顔料・有機染料を使用していたことがさまざまな機関の調査結果から判明している。琉球関係文化財の調査は、調査目的が作品の保存修理のための状態確認や復元模造製作事業の基礎調査として行われることが多く、その調査結果から個々の調査対象物に関する知見は深まったが、調査結果を横断的に集積したうえで比較し、琉球で工芸品製作における原材料使用の実態に関する考察を行った本格的な研究はこれまで行われてこなかった。当然、集積された傾向を文献史料の記録と比較した分析も行われてこなかった。本論の中で詳細は述べるが、科学調査の知見で得られた多様な鉱物顔料や有機染料は中国・日本双方からの輸入、国内での生産等、調達経路もまた多様であった。

このように古琉球期から近世琉球期にかけて社会的な変動の中で、琉球国は工芸品製作の機構を整備しながら、舶来の製作技術を導入し、多様な原材料を国内外より調達して交易品としてだけでなく、王府祭祀の挙行に不可欠な祭祀儀礼道具を製作してきたのである。本論では、その歴史的な背景も含めて祭祀儀礼道具製作の意義を課題とした考察を展開してみたいと考える。

第三節　論文の構成

本論では先節でも述べた通り、祭祀儀礼道具の研究を行う前提条件として、まず首里王府の正月から十二月までの年中行事を時系列に整理し行事の内容を分類比較し、祭祀儀礼道具が使用され、その実施内容が分析可能な行事を抽出してみる（第一章第一節・第二節）。この王府祭祀の内、本論では年間に国王と家臣団の間で何度も行われた共飲儀礼に注目した。特に美御揃三御飾御規式は、祭祀儀礼の道具立や進行内容が絵図・文献史料で把握できることから考察を展開してみる（第一章第三節）。

第一章第三節において美御前揃三御飾御規式で使用される道具の全体像を把握したうえで、使用される祭祀儀礼道具の内、現存資料や絵図・古写真等が残され、道具の製作仕様の変遷が追える「御籠飯」（円形二段食籠）、「御玉貫」・「御玉垂」と記録される道具について考察を行う（第二章・第三章）。「御籠飯」は、円形二段食籠の透過 X 線調査等の科学調査や塗膜が破損した部位の目視観察等から木地構造の特徴を考察したうえで螺鈿・加飾の変遷を分析する（第二章）。「御玉貫」・「御玉垂」はガラス玉の編み方や色調及び形状と図案構成、地色、瓶底の巴紋等の製作仕様、身法量の比較と、文献史料による考察を行い、その変遷を分析する（第三章）。

「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」は、古琉球期より近世琉球末期まで道具の代替りを重ねて琉球国内で製作され続けてきたようである。ただし、これは「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」に限った特異な事例なのか、古琉球期から近世琉球にかけて祭祀儀礼道具を含めた王府の工芸製作体制全体の潮流だったのであろうか。

本論では、これまで個別の工芸分野の研究で個別に文献史料の記録が紹介されてきた

琉球への工芸品製作技術導入の事例を網羅的に取り上げ、個々の導入事例を横断的に比較考察し、琉球国の工芸製作体制の中で製作技術が導入されていった全体的な傾向の中から王府の祭祀儀礼道具製作に与えた影響について考察してみる（第四章）。

島嶼国家である琉球では、祭祀儀礼道具等の国内での工芸品製作については製作技術の導入だけでなく、原材料の輸入も不可欠であった。本論では、琉球国に輸入された工芸品の原材料について、進貢貿易時に清朝が朝貢国に作成した免税関係の檔案史料から琉球に輸入される物品の内、工芸品製作に使用された可能性の高い品目をできるだけ網羅的に取り上げて輸入された時期、数量を紹介する。また、王府製作の琉球漆器生産の仕様書とも言うべき「貝摺奉行所関係文書」や、尚家文書に残る首里城重修関係文書にある原材料・数量等も合せて紹介してみる。

さらに近年、盛んに行われている絵画・美術工芸品の原材料の科学的な調査結果から、前近代の琉球の美術工芸品から琉球では産出できず、他地域から輸入しなければ調達できない原材料が多く使用されていることが判明している。この各機関が現段階で個別に公開している調査対象物の原材料を特定した結果をなるべく網羅的にまとめ、文献史料との比較検討を行いながら、琉球国の工芸品に使用された原材料に関する全体的な傾向を分析し、王府の祭祀儀礼道具製作に与えた影響について考察をしてみる（第五章）。

終章では、第一章から第五章までの考察をまとめ、琉球国が国外から工芸品製作の技術を導入し、原材料を調達する体制を順次整備しつつ、中国・幕府・薩摩等への献上品や交易品だけでなく、国王と家臣の共飲儀礼である美御前揃三御飾御規式等に使用する祭祀儀礼道具の製作も行っていた要因と意義について明らかにしたい。

註

（１）真栄平房敬「首里城内の生活と儀礼」（『沖縄の民俗と宗教　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集』　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集刊行員会　1988 年 3 月）149～166 頁。真栄平房敬『首里城物語』（ひるぎ社　1989 年 11 月）。

（２）『琉球国王家年中行事　正月式之内』（豊見山和行「琉球国王家年中行事　正月式之内」（『浦添市立図書館紀要』第２号　浦添市教育委員会　1990 年 12 月）56～67 頁。

（３）豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」（『琉球王国の外交と王権』　吉川弘文館　2004 年 6 月）232～241 頁。初出は 1992 年。

（４）伊従勉『琉球祭祀空間の研究』（中央公論美術出版　2005 年 4 月）

（５）鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』（岩波書店　1982 年 10 月）160～161 頁。
鎌倉は、「尚王家に三御飾として美御前御揃があるように、王子家御殿には表方儀式用として各々酒器三揃の御道具があったが、私の調査した時には、完全な姿で遺っているのは尚琳男爵家のものだけであった。」としている。

（６）鳥越憲三郎『琉球宗教史の研究』（角川出版　1965 年 3 月）、宮城栄昌『沖縄のノロの研究』（吉川弘文館　1979 年 10 月）、後多田敦『琉球の国家祭祀制度　その変容・解体過程』（出版舎 Mugen 2009 年 11 月）。

（７）真栄平房昭「琉球国王の冊封儀礼について」（『沖縄の民俗と宗教　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集』　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集刊行員会 1988 年 3 月）、豊見山和行「冊封の諸相」（『新琉球史　近世編（上）』琉球新報社　1989 年 9 月）、上江洲安亨「王権・外交儀礼の拠点としての首里城」（『新沖縄県史』各論編４　2005 年 3 月）、麻生伸一「琉球王国の財制と外交儀礼」（『世界とつなぐ起点としての日本列島史』　清文堂　2016 年 2 月）、麻生伸一「近世琉球期の首里城-儀礼空間としての首里城」（『首里城を解く - 文化財継承のための礎を築く』勉誠社　2021 年 9 月）。

（８）栗国恭子氏の業績として、栗国恭子「耳盃について」（『首里城研究』№3　首里城公園友の会　1997 年 10 月）、栗国恭子「琉球と錫について」（『首里城研究』№4　首里城公園友の会　1998 年 7 月）、栗国恭子「金属文化の素描　～神女の簪について（1）～」（『首里城研究』№5　首里城公園友の会　2000 年 3 月）等が挙げられる。

（９）文化財に関する理化学調査を行った主な実績としては『尚家関係資料総合報告書（那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月）、『琉球楽器復元調査製作業務報告書（基礎資料編）』（海洋博覧会記念公園管理財団　2009 年 3 月）、『首里城公園管理センター　萬野裕昭コレクション調査報告書』（海洋博覧会記念公園管理財団 2012 年 3 月）、『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書』第１～６巻（沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月）等がある。

(10)（１）に同じ。

(11)（２）に同じ。

(12)（３）に同じ。

(13) 渡辺美季「隠蔽政策の展開と琉清日関係」（『琉大史学』第 20 号　2018 年 9 月）51～70 頁。

(14)（４）に同じ。

(15)（６）の後多田 2009 に同じ。

(16)（７）の真栄平 1988・豊見山 1989・麻生 2016 に同じ。

(17) 池宮正治「上表渡しと勅書迎えの儀式」（『第六回中琉歴史関係学術検討会文集』中国第一歴史档案館籌備会編　2000 年 10 月）286～297 頁。

(18) 伊従勉「首里城正殿基壇遺構と正殿柱列位置について」（『首里城研究』№23　首里城公園友の会　2021 年 3 月）33～61 頁。
伊従勉「中華礼制蕃国礼執行装置としての首里城」（『首里城を解く - 文化財継承のための礎を築く』勉誠社　2021 年 9 月）233～259 頁。

(19) 高良倉吉「近世琉球における天孫氏問題―雍正九年の天孫氏位牌安置一件の詮議から―」(『球陽論叢』ひるぎ社　1986 年 12 月)、豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」(『琉球王国の外交と王権』　吉川弘文館　2004 年 6 月)、前村佳幸「近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆観念」(『琉球大学教育学部紀要』第 91 集　2017 年 10 月)。

(20) 麻生伸一「先王祭祀と琉球王権―琉球王国末期の廟制から―」(『沖縄文化』第 52 巻 1 号　2019 年 6 月) 21～42 頁。

前村佳幸「琉球王朝末期の廟議－寝廟と太廟の神主配置」(『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所　2020 年 3 月) 151～202 頁。

麻生伸一「近世琉球期の首里城-儀礼空間としての首里城」(『首里城を解く - 文化財継承のための礎を築く』勉誠社　2021 年 9 月) 86～103 頁。

(21) 知名定寛『琉球仏教史の研究』(榕樹書林　2008 年 5 月)

知名定寛『琉球沖縄仏教史』(榕樹書林　2021 年 10 月)

(22) (７) に同じ。上江洲安亨「王権・外交儀礼の拠点としての首里城」(沖縄県教育委員会『沖縄県史』各論編　第四巻　近世　2005 年 3 月) 407～430 頁。

(23) (４)・(22) に同じ。

(24) 栗国恭子「琉球の芸術文化のあり様」(『民族藝術学会』VOL.23　2007 年 3 月) 25～36 頁。

(25) 荒川浩和・徳川義宣『琉球漆工藝』(日本経済新聞社　1977 年 6 月)

(26)『沖縄県文化財調査報告書第 26 集　県内漆器・陶器遺品調査報告書』(沖縄県教育委員会　1980 年 3 月)

(27) 沖縄美術全集刊行委員会『沖縄美術全集』(沖縄タイムス社　1989 年 11 月)

(28)『館蔵　琉球漆芸』(浦添市美術館　1995 年 3 月)

(29)『首里城公園開園 10 周年記念企画展　琉球王朝の華　―美・技・芸―』及び CD-ROM 版 (海洋博覧会記念公園管理財団　2002 年 10 月初版　2009 年 3 月第 2 版)

『琉球楽器復元調査製作業務報告書 (基礎資料編)』(海洋博覧会記念公園管理財団　2009 年 3 月)

『首里城のデザイン』(海洋博覧会記念公園管理財団　2011 年 7 月)

『首里城公園管理センター　萬野裕昭コレクション調査報告書』(海洋博覧会記念公園管理財団　2012 年 3 月)

『首里城公園開園 20 周年記念特別展　首里城に魂を！』(海洋博覧会記念公園管理財団　2012 年 8 月)

(30)『尚家関係資料総合報告書』(那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月)

(31) 安里進　金城聡子「近世琉球漆芸の坪当たり材料使用量について」(『浦添市美術館紀要』第 5 号　1996 年 2 月) 21～38 頁。

(32) 安里進・金城聡子 「近世琉球の人角・円形二段食籠の用途と様式 －貝摺奉行所

関係文書の分析―」（『漆工史』第二一号 漆工史学会 1998 年 11 月）13～35 頁。
(33) 安里進「貝摺奉行所関係文書のデータベース化」（『漆工史』第二三号　漆工史学会　2000 年 11 月）71～81 頁。
(34) 安里進「琉球王国貝摺奉行所の漆器製作システム―王府内分業と民間請負―」（『漆工史』第二四号　漆工史学会　2001 年 11 月）21～46 頁。
(35) 粟国恭子「耳盃について」（『首里城研究』№3　首里城公園友の会　1997 年 10 月）28～36 頁。
(36) 粟国恭子「琉球と錫について」（『首里城研究』№4　首里城公園友の会　1998 年 7 月）37～43 頁。
(37) 粟国恭子「金属文化の素描　～神女の簪について（1）～」（『首里城研究』№5 首里城公園友の会　2000 年 3 月）20～40 頁。
(38) 久保智康「尚家継承金工品」（『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月）105～119 頁。
(39)『沖縄県文化財調査報告書第 14 集　沖縄の金工品関係資料調査報告書』（沖縄県教育委員会　2008 年 3 月）
(40) 久保智康「琉球の金工」（『日本の美術』533 号　ぎょうせい　2010 年 10 月）
(41)『沖縄県文化財調査報告書第 149 集　沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』（沖縄県教育委員会　2011 年 3 月）
(42) 四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について―塗膜の科学的分析報告（一）―」（『浦添市美術館紀要』第 6 号　浦添市美術館　1997 年 3 月）15～33 頁。
(43) 高木秀明　下山進「琉球国惣絵図（間切集成図）に使用された非破壊分析」（『吉備国際大学社会学部研究紀要』第 12 号　吉備国際大学　2002 年 3 月）215～222 頁。
(44) 早川泰弘　佐野千絵　三浦定俊「蛍光 X 線分析による尚家継承品の材質調査」（『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月）142～159 頁。
(45) 下山進・下山裕子「尚家継承染織品の染料・顔料の非破壊分析調査」（『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月）160～214 頁。
(46) 室瀬和美「浦添市美術館収蔵漆器資料の科学調査及び技術材料分析」（『よのつぢ浦添市文化部紀要』創刊号　浦添市教育委員会文化部　2005 年 3 月）114～138 頁。
(47) 早川泰弘「ポータブル蛍光 X 線分析装置による沖縄県所在ガラス・玉製品の現地調査」（『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』　沖縄県教育庁文化課　2011 年 3 月）70～77 頁。
(48)『首里城公園管理センター萬野裕昭コレクション調査報告書』（㈶海洋博覧会記念

公園管理財団　2012 年 3 月）

(49) 下山進　大下浩司　下山裕子「平成 22 年度・平成 23 年度御座楽衣裳関連染色資料の非破壊色材調査報告」(『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№3　（一財）沖縄美ら島財団　2013 年 3 月）69～85 頁。
下山氏等は、この調査以降、沖縄美ら島財団所蔵の染織コレクションの調査を継続的に実施している。

(50)『琉球楽器復元調査製作業務報告書（基礎資料編)』(㈶海洋博覧会記念公園管理財団　2009 年 3 月）

(51) 早川泰弘　吉田直人　佐野千絵　三浦定俊「琉球絵画および関連作品の彩色材料調査」(『首里城研究』№12　首里城公園友の会　2010 年 3 月）38～52 頁。

(52) 早川泰弘　園原謙　外間一先　上江洲安亨「沖縄県所在の陶芸作品に用いられている青色顔料の分析」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№10　2017 年 3 月　沖縄県立博物館・美術館）65～78 頁。

(53) 園原謙　長谷洋一　岡田靖　上江洲安亨　大山幹成　門叶冬樹　園部凌也　山田千里　本多貴之　宮腰哲雄「旧円覚寺仁王像復元制作に関する研究」(『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』№11　沖縄県立博物館・美術館　2018 年 3 月）67～110 頁。

(54) 大下浩司　下山進　下山裕子　宮城奈々　與那嶺一子「琉球王国文化遺産集積・再興事業における 染織資料色材分析調査報告とその成果（Ⅰ)」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№12　沖縄県立博物館・美術館　2019 年 3 月）93～112 頁。

(55) 寺田貴子　下山進　下山裕子　大下浩司　與那嶺一子　篠原あかね「琉球王国文化遺産集積・再興事業における琉球古刺繍の復元」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№13　沖縄県立博物館・美術館　2020 年 3 月）85～108 頁。

(56) 佐々木良子　仲政明　佐々木健「『孫億作・花鳥図　三幅』に用いられた色材の非破壊化学分析」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№10（一財）沖縄美ら島財団　2020 年 3 月）101～115 頁。

(57) 宮腰哲雄　神谷幸男　謝敷真起子　仲北聡子「琉球漆器漆の同定に関する科学的な分析」(『浦添市美術館紀要』第 10 号　浦添市美術館　2001 年 3 月)71～84 頁。
宮腰氏は、この調査以降、浦添市美術館、奄美地域及び久米島等の離島、首里城周辺史跡の出土遺物等より試料を採取したうえで実施する調査を継続的に行っている。

(58) 木村法光「正倉院漆工品の内部構造と施工について―X 線透視による結果と考察―」(『正倉院の漆工』　宮内庁　1975 年 5 月）143～170 頁。

(59)『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』所収　加藤寛「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯」透過 X 線画像（那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月）91～92 頁。

(60)『琉球王朝の華』所収　上江洲安亨「黒漆双鳥菊花七宝繋沈金食籠」・「朱漆吉字

紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠」の解説及びCD-ROM版透過X線画像（(財)海洋博覧会記念公園管理財団　2002年10月）22～23頁・28頁及びCD-ROM版所収。

(61) 上江洲安亨「朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠について」(『首里城研究』№7首里城研究会　2003年3月）37～48頁。

(62) (46) に同じ。

(63) (50) に同じ。

(64) 室瀬和美「徳川美術館所蔵重要文化財「朱漆花鳥七宝繋密陀絵沈金御供飯」―技法および材料を中心とする新知見―」(『漆工史』第二九号　漆工史学会　2006年10月）

(65)『漆芸文化財のＸ線CT調査報告　―東アジア古漆器を中心に―』(鶴見大学文学部文化財学科小池富雄研究室　2016年6月）

(66) 外間一先「朱漆巴紋牡丹沈金大御供飯のＸ線ＣＴ調査について」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№11　沖縄県立博物館・美術館　2018年3月）57～66頁。

(67) (24) に同じ。

第一章　首里城内の年中行事における共飲儀礼の考察

はじめに

首里王府が実施する年中行事は、正月から十二月まで毎月、さまざまな取り組みがあった。内容としては、琉球国王家の繁栄祈願や、農耕儀礼、進貢貿易や鹿児島・先島航路の航海安全儀礼、祖先祭祀、厄除祈願等、多岐にわたっていた。これらの儀礼は、多数の士族が参加し、首里城正殿前で挙行されたり、社寺等へ大規模な行列を組んで参拝を実施するものもあれば、王府が吉日を選んで、各間切で祭祀を挙行させるもの、正殿後方の御内原と呼ばれる女神官を中心とした空間と連動して行われるもの、国王と王族・上級士族達が酒・茶を共飲するもの等、内容もさまざまである。

正殿前の儀礼や社寺へ参詣等の多人数の士族を動員する大規模な儀礼は、琉球国王家の繁栄祈願が目的で行われるものであるが、多人数の士族が御庭で国王に三跪九叩頭を行ったり、行列を組んで社寺に出かけるもので、参加した士族、行列を見守る琉球の庶民へ王府の威光を誇示する効果があったものと思われる。王府は、朝拝御規式等の大規模儀礼を行った後、御庭で参加した士族達を労うため酒を下賜し、そのことは記録では「大通」と記述されている。さらに正月元日には、南殿や正殿下庫理において、国王出御のもと、王族・上級士族達と酒を共飲する儀礼を行っていた。この共飲儀礼は、元日だけでなく、正月七日、十五日、三月三日、五月五日、稲之穂祭、稲大祭、八朔、重陽、上表渡、冬至、歳暮等、首里城内で年間を通して何度も行われている。

このような共飲儀礼は、王府の経済力・権威で製作された飾道具を披露して使用することにより、参加の王族・士族達へ王府の権威を見せつけ、忠誠の意識を新たにする効果と、国王と共飲を共にすることで家臣との結びつきを深める効果もあったと思われる。

本論では、首里城で行われる年中行事全体の分類を行い、時期によって、どのような目的の儀礼が行われたのか傾向をみながら、国王と士族達が酒等を共飲する儀礼と、その際に使用される祭祀儀礼道具について考察をしたい[1]。

第一節　近世琉球期の首里王府の年中行事

近世琉球期の首里王府の年中行事は、『琉球国由来記』[2]（康熙 52（1713）年編纂。以後、『由来記』と略す）や、『琉球国旧記』[3]（雍正 9（1731）年編纂。以後『旧記』と略す）、『球陽』（乾隆 10（1745）年編纂。以後光緒 2（1876）年迄追記）[4]等の王府編纂の基礎的な史書や、『女官御双紙』[5]（18 世紀初頭編纂）、『聞得大君御殿幷御城御規式之御次第』[6]（同治 14（1875）年成立。以後『聞得大君御次第』と略す）、『琉球国王家年中行事　正月式之内』[7]（明治 25（1892）年筆写。原史料の成立年代は前近代に遡ると考える。以後『式之内』と略す）等の史料に記述が残っている。

これらの史料の記述を整理して、年中行事を正月より十二月まで時系列に整理してみた（表 1 首里城における一年を通じた儀礼・祭事）。根拠とした『由来記』、『旧記』、『女官御双紙』が 18 世紀初頭に編纂された記録であるため、本論で整理した内容は 18 世紀初頭を中心としながら、一部の行事は『由来記』・『旧記』が遡って記録している 17 世紀頃から考察することができ、『聞得大君御次第』や『式之内』に記録される近世琉球末期となる 1870 年代頃までの考察を行うことができた。そのため 18 世紀から 19 世紀の間にも若干の年中行事の変化があったことが読み取れた。整理した内容を紹介すると、首里王府と関連した年間行事はおおよそ 90 行事程あったようだ。この行事は、時期や実施する施設、祭祀儀礼等を主体となり行う者により実施の目的が違っている。行事自体、中国文化の影響を受けた行事もあれば、日本文化の影響を受けた行事、宗教的側面が強く、その中でも仏教的行事、神道的行事、さらに琉球固有の信仰に根ざした行事もあったようである。

この年中行事を分類し傾向を考察してみた（表 2 年中行事・儀礼に関する実施区分）。まず、年中行事が集中している時期については、表 2 のとおり年末年始の正月・十二月であった。正月で 33 行事、十二月で 10 行事あったとされている。年が改まり歳月の経過の意識が強い時期に、琉球国の体制維持や繁栄が祈られるさまざまな行事が多く行われたことは容易に推察できる。正月以降、二月 5 行事、三月 4 行事、四月 6 行事、五月 5 行事、六月 3 行事、七月 4 行事、八月 6 行事、九月 5 行事、十月 5 行事、十一月 5 行事となっており、年末年始以外は、毎月 6～3 行事となっている。

首里王府の官僚機構の中で実施された男性中心の行事（仮に表の儀礼と称す）と、御内原とされる後宮の中で実施された女神官中心の行事（仮に内の儀礼と称す）に分類すると（表 2）、表の儀礼である男性官人中心の行事が多いが、御内原の女神官が参画する儀礼が 9 行事、表と双方協力する行事が 15 行事、合計で 24 行事あった。全体の 4 分の 1 程度となっている。

女神官が参画する儀礼は「羽地仕置」以降、古琉球社会から脱却し近世琉球の新たな社会への変革がなされ徐々に整理されていった[8]。「羽地仕置」の施策により整理された内の儀礼の行事をみると、『由来記』・『旧記』には康熙 12（1673）年、久高島行幸（表 1№35）及び知念・玉城行幸（表 1№46）について隔年で国王が聞得大君と行幸していたが当職の代参となった著名な記事も掲載されているが[9]、それ以外にも麦初種手・米種子（表 1№68）では、三年に一度、聞得大君御殿で祭礼の後、首里殿内で、国王が鍬をうち、聞得大君が糸を紡ぐ儀礼を行っていたが同じく康熙 12 年に、国王の行幸を取り止め、百人物参親方が代参するようになったとある。『由来記』・『旧記』の記事により王府が女神官参画の内の儀礼を整理削減していった足跡を垣間見ることができるが、おそらく古琉球期に遡った琉球国の年中行事について記録が途絶えていた行事もあったうえで女神官が参画する儀礼が 24 行事残ったといえるのではないだろうか。

羽地朝秀の後、改革を行った蔡温は雍正 7（1729）年に二月に実施される長月御タカ

べ（表 1№.38）、三月と八月に実施される四品御物参（表 1№.42）、四度御物参（表 1№.43）を廃止した。この祭祀儀礼は女神官を中心に多くの人員を要した大規模な儀礼で首里城周辺のみならず、各間切でも祭祀儀礼が行われていた。この大規模祭祀を廃した理由は伊従勉氏が指摘している通り[10]、首里城における朝拝御規式（表 1№.8）で地方間切の役人（男性）は少なくとも 1720 年以前から動員されており、女神官を中心として首里・地方を含めた王府祭祀に代わり、国王から士族と共に地方間切の役人として認められた奉公人であるという自覚をさせる機会となったのである。詳細は後述するが、その朝拝儀礼のなかで、御庭で士族や地方の間切役人にも御酒が下賜された「大通」が行われ、南風御殿出御（表 1№.10）や正殿の下庫理出御（表 1№.11）では国王臨席のもと、王族・三司官以下の王府の上層部との共飲儀礼があった。

また内の儀礼を廃止・縮小するにあたり、表の儀礼の内容が権威強化の方向に変化する傾向もみられる。現在の旧盆にあたる御施餓鬼之事（表 1№.59）では、羽地が摂政に就任した康熙 5（1666）年に円覚寺・天王寺・天界寺の祭祀について名代を三司官から王子に改めている。正月の初行幸（表 1№.16）では、康熙 11（1672）年までは正月中に吉日を選び挙行していたが三日に定めたとある。また次代の蔡温は雍正 7（1729）年に三箇寺への国王の行幸を一日繰り上げ二日とし、王妃・翁主等の王族の婦女の拝謁を三日として切り離している。さらに『由来記』・『旧記』編纂時には、正月の朝拝御規式で正殿から御庭に居並ぶ諸臣に国王が姿を表す時に、御庭側で最初に国王に対して焼香を行うのが王妃であったが、原史料が近世琉球末期頃に遡って成立されたと考える『式之内』には最初に焼香するのは三司官となっている。18 世紀初頭であれば王妃は聞得大君をしのぎ女神官の極位となっていたが、少なくとも近世末には表の男性社会の中で政務をみた三司官にとって変わられていたのである。

次に行事に影響を与えた文化や、宗教的な内容等をもとに分類してみると（表 3 年中行事・儀礼の由来区分）、重複するものもあり、位置づけの判断が難しい行事もあるが、中国文化の影響を受けたと考えられる行事は 12 行事、日本文化の影響を受けたと考えられる行事は 25 行事、琉球固有の文化の影響を受けたと考えられる行事は 7 行事、宗教的な行事で、仏教的行事は 30 行事、神道的な行事は 8 件、琉球固有の信仰に根ざした行事は 15 件、農耕儀礼が 12 件。そして共飲・飲食に関する行事が 30 件。その他、位置づけが定かでないものが 5 件であった。

正月最大の儀礼である朝拝御規式は、明朝の皇帝の正月儀礼を模しているが、18 世紀初頭までは、日本的な陰陽道系の新年の吉方を拝礼する歳徳信仰の儀礼も混在して行っていた。しかし、豊見山和行氏が指摘する通り、康熙 58（1719）年に歳徳信仰儀礼は廃され、子之向（北方）に統一された。理由としては北闕（北京）を遥拝する儀礼として中国化していったことにある[11]。

また先述の女神官だけでなく、仏僧・神官の王府儀礼への参画も制限が加えられた。正月の御甲子祈念（表 1№.28）は円覚寺・天王寺の住僧が国王の健康祈願等を行い、七

社祝部が吉方で祈念する儀礼を雍正 6（1728）年に廃止している。十二月に行われる仏名会（表 1№81）は北殿で真言宗の僧侶によって読経がなされたが、雍正 6 年に祭祀儀礼会場を首里城から離れ護国寺に移している。十二月晦・冬至前日の天界寺年籠（表 1№87）は三司官・御鎖側、久米村の正議大夫・長史・那覇官長等が参画し唐之礼拝を行っていたが雍正 7（1729）年に宿泊演礼から朝晨の演礼に縮小された。同じ年に波上・沖・末吉・天久・安里八幡・普天間各社への年籠を行う宮宮年籠（表 1№88）も廃止された。年中行事ではないが、これまで正殿重修完成時、真言宗の僧侶により壇を設け読経が行われ、護符と金属製不動像を正殿の梁に貼りつけていたが、『球陽』によると雍正 7 年の正殿重修時には金属製不動像の貼り付けは廃止され簡素化が図られている [12]。実際に道光 26（1846）年の重修時には真言宗の僧侶により壇を設けた読経がなされ、木札が梁に貼られたと記録が残っているが、金属製不動像の記述は無かった [13]。

先述した羽地の時期に行った御施餓鬼之事で三箇寺の祭祀名代を三司官から王子に改定したり、初行幸の三日固定、さらに蔡温の時期には国王行幸を二日、女性王族を三日に分離したことも含めて、仏教関連の行事でも、近世的な王権強化を意識した施策が打ち出された [14]。

18 世紀に入り、祭祀儀礼の中で中国化が顕著になっていくが、祭祀儀礼の場面・施設の有り様等、様々なことに王府へ助言・諮問をする立場であった久米村士族の役割についても見直しが図られた。先述の久米村の正議大夫・長史が参加する天界寺年籠の規模縮小があり、七夕行幸（表 1№58）では、国王衣冠の陰干しは毎年久米村士族が長史 1 名、黄冠・通事・秀才各 2 名の計 7 名で担っていたが、雍正 7 年に久米村士族を担当から外し、長史だけを作業の監督官として残し下庫理當へ担当を変更している。この雍正 7 年の蔡温の改革後、尚温王及び蔡世昌による国学創設と官生 4 名の定員中、2 名を首里士族にする改革が提案され、嘉慶 9（1798）年、久米村側から官生騒動という激しい抵抗が起こった。官生の久米村出身者の派遣減員や、久米孔子廟の明倫堂とは別に新たな学校を設立することは久米村士族の既得権益を損ねる重大な事態と認識されたものと思われる。蔡温の政策と尚温・蔡世昌の政策は約 70 年程度の時期差があるので直接的に連動した動きではなかったと思われるが、蔡温と蔡世昌は同じ門中で、伊波普猷が紹介した蔡温が蔡世昌に「専ら治國平天下のことを研究してくるように諭した」という口碑があるように、ある程度路線を継承する意識があり、また両人の関係性だけでなく 17 世紀後半以降、王府には久米村も王府行事や政策への参与を減じさせ、国王家・首里士族等の首里の官僚主導の王府運営を行うという方針が根底の政策課題としてあったものと思われる [15]。

また国王家の先祖を祀る寺院（廟）や位牌等の位置付けの変更は、年中行事の参加者・日程・実施会場等の祭祀儀礼内容が変容していく契機となる。王府は、蔡温が政務を担った 18 世紀前半から王家が参拝する位牌の寺院等の施設の再編を行った。ここで久米村士族は位牌の位置付けを王府より、たびたび諮問を受け中国の祖廟等の事例を調査し

回答を行っている。この一連の先王祭祀の問題は、高良倉吉氏が雍正 9（1731）年に舜天以前の琉球開闢の祖とされる天孫氏の位牌安置場所の位置付けに関する問題が持ち上がったことを取り挙げ、久米村よりの意見もあり天孫氏の位牌は龍福寺に落ち着いたことを明らかにした[16]。さらに 17 世紀後半から 18 世紀にかけて第二尚氏開祖の尚円の故地である伊是名玉御殿、尚円の即位前の邸宅であった内間御殿、尚円が若年の頃に滞在した宜名真御殿の重修整備を行い、各施設を聖地化し現王統の正当性と権威の高揚を図ったことを明らかにしている[17]。豊見山和行氏は同時期に国王・王妃・王族や、王号を追贈された王、舜天・英祖・察度王統・第一尚氏の位牌を円覚寺・崇元寺・天王寺・天界寺・龍福寺の安置場所の位置付けを再編して明確化したことを明らかにし、再編した宗廟の祭祀儀礼の変容も取り挙げている。この時期の琉球王家の位牌は 17 世紀後半に琉球側の王権の秩序で配したものから、18 世紀前半に中国の宗廟制の昭穆秩序に基づいた配置に再編されていった[18]。前村佳幸氏も、琉球側が昭穆秩序を理解し廟制の再編を行っていたが、即位の序列や世代のくくりに関する意識は希薄だったと述べている[19]。ここまで高良・豊見山・前村各氏が紹介した論考では、王府は宗廟制の秩序に関して久米村に内容を諮問し、その助言を参考にしながら諸問題についての結論を出していったことを明らかにしている。しかし、官生騒動以後の 19 世紀半ばに尚泰から首里城内御寝廟殿の位牌配置について諮問が出た問題を取り扱った麻生伸一氏及び前村氏の論考を参照すると[20]、尚泰の意向として御寝廟殿に父王尚育の位牌入廟により尚哲夫妻の位牌が退廟することについて位牌を残す方策の検討を吟味させている。この尚泰の要望について、王府は①首里の国学学生から選抜されたグループ、②首里官生のグループ、③久米村方のグループに吟味させ、①～③の報告を受け、④表十五人衆のグループ、⑤摂政（浦添）・三司官（座間味・池城）二人のグループ、⑥もう一人の三司官（国吉）と、個別のチームに分けて検討している。結論としては、進貢時に中国の儒者に聞取調査を行ったうえで、長期間かかりながらも尚泰の要望通りとなった。麻生氏が整理した論考は、本論にとっても重要で、これまで 18 世紀初頭の天孫氏や宗廟制の再編の問題では③久米村方に吟味させ、その下地となる諮問の回答をもって為政者層の④～⑥のようなグループが判断したものと考えるが、尚泰提案の御寝廟殿の尚哲夫妻位牌の問題では③だけでなく、①国学の学生、②首里官生が解決の土台となる中国宗廟制の根拠の吟味にも参画している。久米村独占であった儒学的な問題に対する検討が王府のお膝元である国学や首里官生にも担えるようになっていたのである。

農耕儀礼については、古琉球期からの琉球固有の信仰が結びついていることが特徴である。二月の麦穂祭（表 1№36）、三月の麦大祭（表 1№41）、五月の稲之穂祭（表 1№52）、六月の稲大祭（表 1№55）は、王府が吉日を選んで取納座より各間切・村に通達して儀礼を実施していた[21]。後多田敦氏は、国政の根幹をなす農事に結びついていることから、農耕儀礼を伴う琉球固有信仰の行事は廃止や、中国化した行事に変容されなかったと位置付けている[22]。この王府が吉日を日撰びし、各間切・村に通達して農耕儀礼

を行う形態の祭祀の起源は不明である。麦穂祭・麦大祭・稲之穂祭・稲大祭のように地方に通達する農耕儀礼ではないが、同じく吉日を日撰びして挙行する豊作祈願を伴う祭祀儀礼に二月実施の長月御タカベ（表 1№38）、三・八月実施の四品御物参（表 1№42）、四度御物参（表 1№43）がある。『由来記』の長月御タカベ・四品御物参・四度御物参の項をみると[23]、何れも国王と子孫の健康と繁栄、五穀豊饒、航海安全の祈願を行う儀礼である（原文は註 23 参照）。起源について四品御物参・四度御物参は「始於何御宇乎、不可考矣」とされ、『由来記』編纂時の 18 世紀初頭で不明となっている。三行事とも「勢頭御双紙」等と表記された儀礼の手順等を王府内の官僚機構で引き継ぐマニュアルと目される記録があったようである。四度御物参には、「勢頭御双紙」に祭祀儀礼時に神女が祝詞する御タカベが記録されていたようだが、長月御タカベは「御タカベ」の文言さえ王府には伝わっておらず三平等大阿武志禮に聴取して、ようやく『由来記』に採録できたようだ。第四章で後述するが『由来記』編纂の史官達は王府の工芸関係部署の奉行任職者も家譜を出典として 16 世紀後半から 17 世紀前半頃までしか記録を遡れなかったようである。近世琉球期（17 世紀前半以降）に、上記に取り挙げた麦穂祭等の吉日を日撰びする形態の祭祀儀礼となったのであれば起源に関する記録が残る可能性は高いが残っていないので、その起源は王府が出典を追えない古琉球期、少なくとも 16 世紀後半以前で、さらに遡る可能性があると思われる。日撰びによる吉日の選択は、豊見山和行氏により日本から渡来した祈祷や卜占を行う禅宗の僧侶、修験道や陰陽道と混交した真言宗の僧侶による影響があったことが指摘されている[24]。このような日撰びを行う農耕儀礼が古琉球的な形態だったとすれば、近世的な祭祀儀礼への再編を図る王府の政策の中で削減の議論の対象になっていたことは想像に難くない。そのため首里周辺で女神官・官人中心で行われた長月御タカベ・四品御物参・四度御物参は、先述の再編の波を受け、雍正 7 年に廃止されたが、同じく古琉球的な地方を含めて挙行される麦穂祭・麦大祭・稲之穂祭・稲大祭は、各地域に伝わる琉球固有の信仰と結びついた祭祀儀礼であることから、推測だが王府は近世的な祭祀儀礼形態への再編を目論みつつも、地方への王府支配の安定的な統制のため行事を残さざるを得なかったのではないだろうか。羽地朝秀から蔡温が政務をみた 17 世紀後半から 18 世紀前半は王府が様々な政策を果断に断行した時期であったが、それでも日撰びを行う麦穂祭・麦大祭・稲之穂祭・稲大祭を残し、長月御タカベ・四品御物参・四度御物参を廃した差異から王府が試行錯誤をしていた痕跡が窺える。この農耕儀礼は吉日を通達する王府が消滅した後も、現在、地方の農漁村地域で当該月の十五日を中心に、地域自らで毎年の行事日を固定し、二月・三月・五月・六月ウマチーとして継承している。

このように王府は羽地朝秀から蔡温が政務を執った 17 世紀後半から 18 世紀初頭にかけて、試行錯誤を加えながらも女神官勢力や寺院・神社・久米村士族等が参加する儀礼を廃止・縮小する整理を行い、王府儀礼等の権威的な行事の担い手を為政者層である王族や首里士族にシフトさせていったものと思われる。

御酒・茶・供物を献上する、もしくは下賜される共飲儀礼の事例を挙げると、正月元旦の御佳例御盆（表 1№.5）、朝拝御規式（表 1№.8）、南風御殿の出御（表 1№.10）、下庫理の出御（表 1№.11）を皮切りに年末まで 30 行事があった。表 3 の分類では一番多い区分けとなっている。御内原を中心とした内の儀礼もしくは男性官人と連携する表・内双方の儀礼も多い。しかし、雍正 7 年に約半数近い 14 行事も廃止・縮小された。その内、13 行事は正月の御佳例御盆（表 1№.5）と内容が類似したものである。御佳例御盆は、大台所から御内原へ団子等が献上されるもので、正月元日は芋の御汁・団子・赤飯・飯が献上され、正月の国王の誕生日と同じ日と七日（表 1№.13）、同七日・十五日の御盆献上（表 1№.19・22）、三月の三日（表 1№.40）は、国王が南殿・書院に出御するに伴い、御佳例御盆が献上され、正月の献上物によもぎ餅が追加される。円覚寺からは桃の花が献上される。五月の五月五日（表 1№.50）も国王の南殿出御に伴い、正月・三月三日の献上物にかしわ餅が追加される。円覚寺からは菖蒲が献上される。六月は年浴之事（表 1№.56）、国王（尚敬）の誕生日（表 1№.57）、八月も八朔（表 1№.62）に国王の南殿出御に伴い三月三日と同じ料理が献上され、十五夜（表 1№.63）は三日御酒が献上された。九月は重陽節の九日（表 1№.66）に国王の南殿出御に伴い、三月三日と同じ献上物があり、円覚寺からは菊花が献上される。十一月は、冬至に行われる御照堂御拝（表 1№.78）時に御佳例御盆と同じ献上があった。十二月は鬼餅（表 1№.82）、国王の十二月の誕生日の日に御佳例御盆と同じ献上があった。この年中行事の中で、大台所から御内原に献上があった御佳例御盆は、国王の正月の誕生日と七日（表 1№.13）以外、正月元日と同じく廃止されている。ただし表の儀式といえる三月の三日・五月五日・八朔・九月九日の国王の南風御殿出御の共飲儀礼は残されている。八月十五夜のように行事自体が廃止になった事例もあるが、南風御殿出御の事例と同じく御誕生日や年浴之事、柴指も御佳例御盆のみ廃止となっている。雍正 7 年に通年で各行事における御佳例御盆を廃止したことは蔡温の王府祭祀改革の一環で冗費の削減ということだけでなく、御内原への料理等の献上を取り止めることで女神官勢力の権威を削ぐことが目的だったと思われる。

近世琉球期の首里王府の年中行事の全体像を一覧にし、参加者が第一に男性中心の表の儀礼と女神官中心の内の儀礼、双方が参画している儀礼の分類による分析、第二に儀礼の性格が中国系の儀礼、日本系の儀礼、宗教的儀礼（仏教・神道・琉球固有）、農耕儀礼、共飲・飲食を伴う儀礼等に分類して分析してみた。全体像を分析した傾向も、先行研究の位置づけと同じように羽地朝秀の改革で古琉球社会からの脱却を目指し、近世琉球の新たな社会への変革に伴う変更がなされ、蔡温の改革の過程で、新しい王府祭祀の構造ができあがったと言える。その中で、共飲・飲食の儀礼では、雍正 7 年に正月に行われた御佳例御盆・御盆献上等の大台所から御内原へ供物を献上する儀礼が廃止された。この儀礼は首里城内のさまざまな年中行事の中の一部として実施されていたが、同じ時期に軒並み廃止されている。特に上巳（三月三日）、端午（五月五日）、八朔（八月

一日)、重陽（九月九日)、冬至の朝拝御規式に伴う御照堂御拝は、国王の下庫理出御若しくは南殿出御が伴う表の儀礼の際に、御内原に料理を献上する御佳例御盆のみ廃止されている。蔡温が表の儀礼と内の儀礼の分離を念頭においた施策として実施したものと考える。ただし『球陽』の記述の通り、雍正 7（1729）年に多くの行事の廃止が決められたのであるが、それが実際に断行されたかは、今後とも慎重に検討したい。雍正 9(1731)年に編纂された『旧記』には、二年前に廃止された行事についても項目出しして記述がなされている。雍正 7 年に廃止がなされ、『旧記』の記事に廃止が反映されている行事もあるが、廃止されたはずの行事が『由来記』の記事をそのまま漢訳した記述もある。『球陽』には記述されているが廃止が断行されなかった行事があった可能性がある。伊従勉氏が指摘しているように雍正 7 年に断行されたが、その後に女神官勢力の抵抗で復活させた儀礼・制度もあった[25]。ただ女神官勢力の抵抗を受けたと思われる蔡温以後の王府の政権担当者も、単に抵抗に屈して儀礼等を再導入したのではなく、麦初種手・米種子（表 1№68。御耕御始・御苧績御始）のように中国皇帝の儀礼に典拠を求めて妥協点を見出したかたちで復活が可能かを検討していた形跡もある[26]。また道光 26（1846）年の首里城重修時には、重修完成の国家的な祝事の時に、三御飾御規式も行われ、男性官人だけでなく、御佳例御盆という表現はないが御内原にも料理の下賜がなされている[27]。しかし、廃止された御佳例御盆は『式之内』には記載が無く、少なくとも近世琉球末期の正月に復活している可能性は低くく、正殿重修のような特別な事由を除き、恒常的な年中行事の中で表の儀礼と連動した御佳例御盆は廃止されていたものと思われる。

このように王府は羽地朝秀から蔡温が政務を執った 17 世紀後半から 18 世紀初頭にかけて、試行錯誤を加えながらも女神官や僧侶・神官・久米村士族等が参加する儀礼を廃止・縮小する整理を行い、王府儀礼等の権威的な行事の担い手を為政者層である王家や首里士族の官僚機構側の人員にシフトさせていったものと思われる。

この年中行事の全体像の傾向を踏まえながら次節では表の儀礼として実施された共飲儀礼を特に下庫理出御・南殿を中心に考察をしてみたい。

第二節　首里城内での共飲儀礼

首里城の共飲儀礼では、正月元旦の朝拝御規式の御庭の一連の儀礼が終了した後、参加した人員に御酒が振る舞われ、『式之内』には、「大通」（オトーリ）と記録されている。その後、南風之御殿に国王が出御し、世子・世孫、王子衆、按司衆、三司官が御花（花米）と御酒を献上し、各々が献上した御花（花米)・御酒を混ぜて世子・世孫・王子衆・三司官衆に下賜している。南風之御殿の出御の次の行事として、下庫理の出御、すなわち正殿一階の下庫理で、諸官を交えた美御前揃三御飾御規式という共飲の儀礼を行っていた[28]（表４美御前御揃三御飾御規式の道具立と現存類似事例・絵図・古写真一覧)。

南殿や下庫理で行われる共飲の儀礼の前で実施される朝拝御規式は、豊見山和行氏が「薩摩藩支配下の近世琉球において、王城（首里城）で行われる年中行事のうち冬至・元日・正月十五日の儀礼は、三大儀礼として最重要視されていた」と指摘している。そして、この冬至・元日・正月十五日には、国王が出御する唐玻豊出御の御規式（図２）の後に、何れも南風之御殿の出御、下庫理の出御が行われていたと考える[29・30]。王府は、正月元日午前の行事は、正殿と御庭全面を使った中国風の大規模な行事をとり行っていた。18 世紀初頭までは、日本風の歳徳信仰が混在した形態であったが、順次日本風の行事内容を無くしていった。しかし、午後の行事に関しては、神社で主要な祭事が終了後に実施する直会の儀や、中世以降、武家社会にも浸透していった埦飯[31]のような共飲儀礼に相当するものと考えられないだろうか。領主である国王に南殿では世子以下の王族と諸官が供物（美花・御酒）を捧げ、献上物で共飲儀礼を行い、さらに正殿下庫理でも御差床に国王、平御差床に世子等が着座し、王族と諸官と御酒・茶等による共飲儀礼を行うのである。

さらに国王と世子以下の王族・諸官がまみえる共飲儀礼は冬至・元日・正月十五日だけでなく、18 世紀以前から王府では、人日（一月七日）、上巳（三月三日）・端午（五月五日）・八朔（八月一日）・重陽（九月九日）の節日を祝う日にも行っており、儀礼空間は下庫理だったと記録されている。その起源・由来は、すでに『由来記』編纂時の 18 世紀初頭には不明だったようだが、三大儀礼と位置づけた時期以外にも共飲儀礼は行われていた。康熙 10（1671）年に上巳、端午、八朔、重陽について、国王の出御が下庫理から南殿と書院に改められ継続していった[32]。『由来記』には、この南殿での共飲儀礼は、「倭國禮」で出仕すると表現している。上巳・端午・重陽は五節供の内に位置づけられており、八朔も室町幕府の公式の年中行事であり[33]、武家社会の中で戦国、安土・桃山時代を経て江戸幕府にも引き継がれた五節供と同格の式日であった。下庫理で実施していた時期から日本風の武家社会の文化の影響を受けた儀礼であるという認識があったのであろう。この康熙 10 年の南殿への国王出御の共飲儀礼の空間の改変は、南殿の創建年代（天啓年間（1621～27））や、順治 17（1660）年に焼失した正殿等が、まさに康熙 10 年に再建されたことも関係し、近世琉球期の王府による首里城整備が進んだ後、諸建造物の位置付けと使用目的の議論がなされ、日本風の行事であることから下庫理から南殿へ儀礼空間を移したのではないだろうか。ただ五節供の内の人日（一月七日）は、『由来記』の七日節供の項によると、国王は、下庫理に出御して「玉座二御飾御規式」を行い、笙家来赤頭の演奏する音楽は、五節供とともに同じと記述されている[34]。下庫理での共飲儀礼として残っており南殿に移っていない。

五節供だけでなく、歳暮として年末の二十七日に国王出御のもと、南殿で儀礼が行われる。参加者は御子部・御弟部・按司部・親方部・申口・御物奉行吟味役・當番之座敷以下が出仕し、御酒を献上する。献上された御酒は国王が飲み、出仕した官員にお流れが行くと国王は入御（退出）する。その後は、残った官員が御茶を賜る。

二十八日には、禅衆と真言宗の僧侶を出仕させ、国王が二十七日と同じ儀礼を行った。

薩摩に上国する年頭使に書状を授ける御状渡、帰国後、薩摩側からの書状を捧げるのも南殿で行われ、これも官員が献上した御酒を国王が飲み、お流れを出仕の者、蔵衆・与力まで賜ることができ、国王退出後は御茶が振る舞われる。

また、進貢貿易に伴う上表渡と派遣される官員をもてなす御唐衆御茶飯が、御庭と下庫理で行われた[35]。文書に国王印を捺印する儀礼等もあり中国的な要素が強いが、国王が出御して御酒・御茶が献上され、そのお流れを出仕の官員に賜うという流れは一緒である。

先述した農耕儀礼である稲之穂祭（現在の五月ウマチー）や稲大祭（現在の六月ウマチー）でも下庫理で国王が出御し、官員から献上された御酒を飲み、お流れを出仕官員に賜っている。

このように下庫理・南殿で国王が出御して行われる共飲儀礼の事例を整理してみた。かなりの事例があり、大規模行事後の直会の儀の位置付けと考えられるもの、五節供等の節日を祝う位置付けのもの等、その多くは日本風儀礼と受けとめられていたと考える。派遣する使者（進貢貿易の渡唐衆・上国する年頭使）の航海の無事・安全、帰国の慰労、農耕儀礼に関しても国王が出御し、諸官との共飲儀礼が実施されていたのである。

この共飲儀礼で、実施内容の基軸となった最も重要な儀礼が正月に下庫理で行われた美御前揃三御飾御規式であった。また美御前揃三御飾御規式は、正月や冬至、五節供、稲之穂祭、稲大祭等の年中行事だけでなく、国王の元服時や先述の首里城正殿重修完成時のような国家的な慶事があった時にも祝儀儀礼として行われた[36]。

次節では、国王が出御して、家臣と共に共飲儀礼を行った美御前揃三御飾御規式で飾り立てられた道具について個別に考察を行ってみたい。

第三節　美御前揃三御飾御規式の道具立

第一項　『圖帳　當方』の書誌的な位置づけ

『圖帳　當方』は、『由来記』に當役とある役職の業務マニュアルというべき行政文書である。當役は御双紙庫理に属し、下庫理の公事を職務とした。そのため下庫理當と記述されることもあり、『由来記』には「遏達理官」、「遏達理職」とも記述されている。『由来記』が編纂された 18 世紀初頭には里之子 9 員、花當 9 員、小赤頭 15 員。さらに酒庫理 9 員、竿家来赤頭 18 員が付けられていた[37]。第一節、第二節で述べた首里城内の年中行事の実施時に、祭祀儀礼の運営を担う部署であった。

御双紙庫理には、別に勢頭方という部署もあり、『由来記』には勢頭役と記録されている。古琉球期には「引」、「ひき」と称された軍事・貿易に関する集団が編成された一チームを指す。その後、近世琉球期には行政的な官僚組織として位置づけられていた。

この勢頭方にも『圖帳　勢頭方』という類似した記録が残されている。これも近世琉球期の勢頭方の祭祀儀礼運営時の業務マニュアルというべき行政文書である。

双方の圖帳共に、祭祀儀礼時の進捗内容を図示してマニュアル化したものであった。『圖帳　當方』には、史料成立の由来に関する記録は無いが、『圖帳　勢頭方』には[38]、

右圖帳切爛ニ付、此節書替御印押
申候以上。
道光十九年己亥

勢頭練氏真栄城筑登之親雲上玄全
當向氏神村親雲上朝位
御双紙庫理吟味役向氏喜友名親雲上朝、
御双紙庫理識名親雲上、、

とあり、道光 19（1839）年に旧『圖帳』の破損甚だしく「書替」て「御印」を押したとある。「書替」の実務担当者として、「勢頭練氏真栄城筑登之親雲上玄全」、「當向氏神村親雲上朝位」が記されており、勢頭方の『圖帳』であるが、勢頭方と當方の役職連名となっている。引き続き御双紙庫理の副官である「御双紙庫理吟味役喜友名親雲上」が記され（名前が「朝、」と略されている）、御双紙庫理の長官である「御双紙庫理識名親雲上、、」（名前が「、、」と略されている）が続いている。

『圖帳　當方』に文書成立の由来が無く、『圖帳　勢頭方』の末尾に勢頭役・當役連名であることから『圖帳　當方』と『圖帳　勢頭方』は一組として同時期に書き替えたと思われる。現存する両『圖帳』は、近代になり書写した可能性が高い史料であるが、その記録内容は、道光 19（1839）年に「書替」したもので、その内容は担当者が「書替」後、上官である御双紙庫理（長官）、御双紙庫理吟味役（副官）も確認している。そのため両『圖帳』の内容は 19 世紀前半だけでなく、さらに遡って首里王府の祭祀儀礼内容を示したものと思われ、御双紙庫理と吟味役は旧『圖帳』と「書替」後の新『圖帳』の表記に相違がないか上官として確認したものと思われる。

その根拠の一つとして、先述した『由来記』の美御前揃三ツ御飾之御規式を行う「出御於下庫理」の項の末に「遏達理職・勢頭職御双紙ニ詳ナリ」とある。『由来記』には年中行事の運営について、「アタリ職・勢頭職御双紙」（三日[初行幸]）、「遏達理御双紙」（七日節供）、「勢頭之古御双紙」（於王城御甲子御拝）、「勢頭職古今御双紙」（百人御物参）等を参照することを注記している。勢頭方については「勢頭之古御双紙」、「勢頭職古今御双紙」とあるので、18 世紀初頭の段階の旧「御双紙」と現「御双紙」を併用していたようであるが、時期によって儀礼内容の若干の変更はありつつも、基本は『由来記』編纂以前、少なくとも 17 世紀中より運営マニュアルに基づいて祭祀儀礼の進行や

道具の準備及び配置（御飾）をしていた。それは道光 19 年に「書替」後も、近世琉球末期まで継続されたようであり、『式之内』でも [39]、三ツ御餝美御前揃之道具等の準備を當職が行うにあたり、「右御餝之次第、下庫理図帳ニ有之」とある。

このように『圖帳』の内容は、「書替」を行った 19 世紀前半の王府祭祀の有り様を切り取った記録ではなく、近世琉球期全般の数度の「書替」を経て 17～19 世紀末の祭祀儀礼の内容を窺い知ることのできる重要な絵図史料なのである。

この『圖帳』を運営マニュアルとして、近世琉球期の王府は、當方と勢頭方が実務を取り仕切る部署となり、第一節・第二節で取り上げた年中行事を行い、その中で共飲儀礼の準備を行っていった。儀礼内容に時代的な変遷は若干あったと思われるが、『圖帳』のような運営マニュアルを作成して、基本、内容を踏襲してきたのである。美御前揃三御飾御規式の道具立も、若干の時代による変遷はあったが『圖帳』の記述を中心に踏襲されたものと思われる。

次項以降に、『圖帳　當方』の「三御飾御規式之時御座御飾之圖」に基づきながら、美御前揃三御飾道具の道具立について具体的に検討してみたい。

第二項　臺御差床周辺の道具立

正殿下庫理の国王玉座である臺御差床周辺に飾り立てられた美御前揃三御飾道具の道具立を考察するにあたり、『圖帳　當方』の「三御飾御規式之時御座御飾之圖」（以下、三御飾圖と略す。表 4 図版 1）に描写された道具類を飾り立てられた区域で分類し四つの群に分けて検討してみる。本項では、四つに分類した内、国王の臺御差床内と南側の区域Ⅰ、北側の区域Ⅱについて考察する。

区域Ⅰは、先述の通り絵図中央、国王が出御時に座する臺御差床の中に、黒色の楕円形の盆の中に文書が置かれた描写と、その南側（絵図の右側）の黒漆卓の上に、黒漆の方形盆（若しくは膳）に朱漆の円筒形の器物が載せられた区域である。この区域の道具は、三御飾御規式だけでなく、朝拝御規式前に早朝に行われる「御印披」（表 1№7）又は「御開印御規式」と記録される儀礼に使用する道具でもある。

「御印被」は、『由来記』に [40]、吉書を納殿が用意し、御双紙庫理が三司官に報告し、御朱印を押し、中之庫理より當衆に取り次ぎ、国王に上覧する。上覧が済むと三司官に報告して吉書は納殿が保管する。吉書は黄染の杉原紙に書き、同じく黄染の杉原紙で包む。吉書に付された目録には、註 40 にある通り、金子百枚、銀子千枚、米一万石、鳩目銭十万貫、上布二万疋と記述されていた。米一万石、上布二万疋等、量的には実際に用意されたか疑問が残るが、最も肝心な吉書の文言は、「天筆和合楽。地福皆圓満」とし、その年の年號に「正月一日納殿」と書くとある。

この吉書に押した御朱印を入れた御印箱及び楕円に描写された盆に載せられた吉書等が飾り立てられたのが区域Ⅰである。

区域Ⅱは、臺御差床北側（絵図の左側）の黒漆卓の上に、拂子若しくは采配、団扇若しくは軍配らしき道具が並べて飾られている区域である。

この三御飾圖に描写がある区域Ⅰ・Ⅱの道具について個別に紹介してみる。

⑴御印箱

三御飾圖には、区域Ⅰに黒漆卓の上、方形の盆に載った朱漆で円筒形の器物が描写されている。これが「御印箱」と思われる（表 4 区域Ⅰ№1 図版 1－1）。根拠としては『式之内』によると午前 8 時に「初之楽」の演奏終了後に「御開印吉書御規式」を行っており[41]、『由来記』の「御印被」と内容が一致する。「御印箱」から御印を出して「御開印吉書」に押す動作を儀礼化しており「御開印吉書」と「御印箱」は、さらに朝拝御規式終了後に三御飾御道具と共に飾ることが記録されている[42]。飾るにあたっては「下庫理図帳」を根拠することが指示されている。『圖帳　當方』の「下庫理御座之圖」（表 4 図版 2）と「三御飾御規式之時御座飾之圖」（表 4 図版 1）のことと思われる。「御印箱」は朱漆の円筒形の器物として描写されているが、「貝摺奉行所関係文書」に「さすくい」と記録される丸櫃と類似した漆器と思われる。「貝摺奉行所関係文書」の「さすくい」は、大和向けの献上品であるが、「さすくい」は国内で祭祀儀礼道具としても伝統的に神女の装身具等を入れるため王府から下賜される漆器に多く使われている、その「さすくい」に錠前と、錠前を付けるための座金が設置されたものと思われる。三御飾圖では、朱漆に唐草模様の図案が描写されている。王府の祭祀儀礼道具は、後述する「御籠飯」や「御菓子盆」のように朱漆の道具の多くは沈金加飾で巴紋と牡丹唐草模様となっている。この「さすくい」も沈金加飾で巴紋や牡丹唐草模様だった可能性は高いと思われる。ただ尚家資料に残る御籠飯・御菓子盆のように、まさに三御飾御規式に使用された「御印箱」と思われる道具は現存していない。しかし、類似した錠前を付ける座金が設置された朱塗沈金の「さすくい」の事例は残っている。「朱漆山水楼閣人物沈金丸櫃」、「朱漆吉祥文箔絵丸櫃」（表 4Ⅰ№1 図版 4・5）は、錠前は失われているが、真鍮製の錠前を付す座金と後部に蝶番が設置されている。琉球製の錠前については、第四章で後述するが、乾隆 6（1741）年に竇洪勲が鉄錠の製作技術を中国・日本に到って習得したとある。金属錠に関する記録も事例も少ないが、錠前の事例としては、東京国立博物館所蔵の「錠鍵」（表 4Ⅰ№1 図版 8）や、那覇市歴史博物館所蔵の「朱漆箔絵櫃」の鍵付錠前（表 4Ⅰ№1 図版 9）等がある。ただし現存事例の錠前は全て真鍮製である。尚家資料の『御葬礼圖帳一冊』には、「御前卓御飾之圖」と題された絵図に「御鎖」と記述された錠前が描写され（表 4Ⅰ№1 図版 6）、別葉に「御鎖形一　金磨」が図示されている（表 4Ⅰ№1 図版 7）。「金磨」とあるので純金製ではなく、金属に鍍金もしくは金箔を貼った仕様の錠前だったようだ。現存事例は無いが、おそらく御朱印を入れた「御印箱」の錠前も鍍金製だったと思われる。

また、この「御印箱」を朱漆沈金とする根拠の一つとして、進貢使節が出発する前に、

中国皇帝への上表文を渡す「上表渡」という儀礼が行われる（表 1№74）。この時に正殿下庫理に「上表文」に「唐御印」、即ち中国皇帝より下賜された「琉球国王印」（駝鈕鍍金銀印）を押印する儀礼を行う（表 4 区域Ⅰ№1 図版 10）。この「琉球国王印」を内蔵していた箱は「上表渡之時御飾之圖」には赤色方形の箱で描写されている。

中国皇帝が下賜する王印は、明代ではあるが、朱元璋の第十子魯荒王に、皇帝から下賜された印及び皮弁冠・王衣裳を入れた箱である「戧金雲龍紋朱漆木箱」が残っている[43]。その印箱は、朱漆で雲龍紋を戧金、即ち沈金で描写している。おそらく清代の「琉球国王印」も朱漆沈金の印箱共に下賜されたものと思われる。

美御前揃三御飾御規式で飾られる「御印箱」に内蔵された王印は、詳しくは⑷御開印吉書の項で述べるが「琉球国王印」ではなく、国内向けの王印である「首里之印」と思われるが、王印の保管箱を製作するにあたり、中国皇帝より下賜された「琉球国王印」の「唐御印」の箱の影響を受けて朱漆沈金で製作した可能性は充分にあると思われる。

⑵御印請臺

三御飾圖には、「御印箱」を載せた方形の盆若しくは膳を黒色で描写している（表 4 区域Ⅰ№2 図版 1－1）。『由来記』の「御印被」の項、『式之内』にも「御印箱」を載せた盆に関する記述は無い。実際に「御印箱」を載せた来歴のある現存資料も残っていない。ただ尚泰王元服時の儀礼では、美御前揃三御飾御規式の儀礼を行っており、御印も飾られたことが『尚泰様御元服御双紙』（咸豊 7（1857）年）に記録されている[44]。

元服の儀礼であり、正月ではないので「御開印吉書」は無く、御印だけを當役が御双紙庫理に取り次ぎ、三司官に報告を行い、保管場所（おそらく書院か）から御近習より下され、里之子達に捧げさせて、當役が御差床南側から登って御印を里之子達より請け取って臺に直す（飾る）。また里之子達一人が「御拂子」・「玉御團羽」を「御菓子盆」に載せ、捧げて御差床に参り、臺の上に『圖帳』の通り飾るとある。

御印は、御差床周辺南側の「黒漆卓」に飾り、「御拂子」・「玉御團羽」を北側に飾るとあり、まさに『圖帳　當方』の「三御飾圖」の通りと指示している。

その後、儀礼が終わると、當役一人が御差床に登り、「御印請臺」と一緒に渡すとある。ここでようやく「御印箱」を載せていた黒色方形の盆若しくは膳が「御印請臺」と呼称されていたことが分かる。また、年代不明であるが、『式之内』のような正月儀礼等の「王城之公事」に関する記録の一部が琉球大学図書館伊波普猷文庫に残されており、御差床に御印を置く準備に関する記述に「御印」を里之子より請け取り、台に直すとあり、「御印請臺」を想起させる記述も残っている[45]。

この他にも「御印請臺」を想起することができる類似事例として、『圖帳　當方』の「上表渡之時御飾之圖」で正殿基壇前の浮道に設置された朱漆の高臺の中央に「表文請臺」と記録された方形の臺が描写されている（表 4 区域Ⅰ№2 図版 11・11－1）。

『冠舩之時御道具之圖』には、「御神位請臺」と記録された真塗（黒漆）沈金の臺が

ある（表 4 区域Ⅰ№4 図版 12）。沈金加飾は、御籠飯・御菓子盆と同じく牡丹唐草七宝繋紋として描写されている。御神位とは、歴代国王の位牌で、正月儀礼の慶事の祭祀儀礼に位牌を置く臺を使用することに疑問が生じるが、先述の『御葬礼圖帳一冊』の「御前卓御飾之圖」でも、葬礼時に、三御飾御規式に使用される御籠飯、御菓子盆、御玉貫、金銀酒器、錠前、蓋付天目台と天目茶碗等が併用されている。「御印箱」が沈金加飾であれば、それを載せる請臺も『冠舩之時御道具之圖』にある真塗（黒漆）で牡丹唐草七宝繋沈金の請臺の可能性はあると思われる。

「御印請臺」が載せられている黒漆卓が、螺鈿加飾であれば請臺も螺鈿加飾の可能性もあり、「黒漆梅月螺鈿膳」（表 4 区域Ⅰ№2 図版 13）のような事例の可能性もあると思われる。ただ⑶黒漆卓の項で述べるが、この「黒漆卓」も、現存事例を参考にすると螺鈿加飾の可能性もあるが戦前の古写真資料等から沈金加飾の可能性が高いと思われるので「御印請臺」も黒漆沈金だったのではないだろうか。

⑶黒漆卓

「黒漆卓」（表 4 区域Ⅰ・Ⅱ№3 図版 1－1・1－2）は、臺御差床南北両側の区域Ⅰ・Ⅱで「御印箱」、「御印請臺」、「御拂子」、「御団扇」を載せた二基の卓で、具体的な仕様は不明である。祭祀儀礼道具の共通性として「御印箱」、「御印請臺」が沈金加飾で、「黒漆卓」も沈金と仮定すれば、三御飾圖の黒漆卓の描写に近い類似事例として、鎌倉芳太郎が戦前中城御殿で調査した「黒塗沈金御神位台」（表 4 区域Ⅰ・Ⅱ№3 図版 14・15）が挙げられる。鎌倉が調査した時期、この黒漆卓も、中城御殿では「御神位台」として使用していた[46]。ただし年忌の際とあり、日常的に王家の神位を安置する卓ではなかった。「御印請臺」の項で述べたように、御籠飯等が慶事・法事双方で使用されたように「黒漆卓」も双方で使われていたと思われる。また、「黒漆沈金神位台」の沈金で施された図案は非常に精緻で、天板の花鳥図は王府の絵師が手本とした中国人絵師の孫億の「四季翎毛花卉図巻」や、18 世紀前半に王府の絵師の中心人物であった呉師虔筆の「花鳥図」（図版 17）等の影響を受けた絵画的な図案となっている。天板周囲の菊唐草紋や七宝繋紋、鰭の唐草紋も精緻である。中城御殿に伝来していたことも含めて、近世琉球期から王府の主要な祭祀儀礼で使用されていたのではないだろうか。そのため近代になっても王家の法事に使用されていたものと思われる。

戦前の中城御殿に所蔵されていた伝来から「黒塗沈金御神位台」が「黒漆卓」であった可能性を挙げたが、螺鈿加飾だった場合、伝来の記録等は無いが、「黒漆楼閣人物螺鈿卓」（表 4 区域Ⅰ・Ⅱ№3 図版 16）のような現存事例は残っている。このような琉球製とされる大型の螺鈿平卓は複数現存している。ただし螺鈿加飾の場合、「貝摺奉行所関係文書」に製作仕様が記録されている黒漆螺鈿中央卓や、黒漆八角螺鈿食籠のような大和向けの献上用で、琉球国内向けの漆工品だった場合、書院等の床飾道具として製作された可能性の方が高いと思われる。

⑷御開印吉書

「御開印吉書」は、本項冒頭で述べた通り、三御飾圖には臺御差床に黒漆楕円形盆の上に載せられた文書として描写されている（表 4 区域Ⅰ№4 図版 1－3)。吉書の書面の形式や、文書の包み方等は『由来記』(註 25)、『式之内』(註 26) だけでなく、『圖帳　當方』の「御開印吉書圖」で詳しく見ることができる（表 4 区域Ⅰ№4 図版 18)。「御開印吉書圖」と『由来記』、『式之内』を比較すると、吉書や上包の文言は、同じ 19 世紀中で時期が近いこともあるが「御開印吉書圖」と『式之内』は同一である。黄染杉原紙に文言を認め、同じ黄染杉原紙で文書を包むことは『由来記』も含めて共通しており、『由来記』成立の 18 世紀以前から慣習化され近世琉球末期まで続いたと思われる。この黄染杉原紙は、『由来記』では納殿が調達すると記されているが、実際に納殿から型染（紅型）の職人に対して上紙を黄染する注文書が残っている [47]。「御開印吉書」に使用される黄染の杉原紙も同様に染められていたものと思われる。

「御開印吉書」に押印した御朱印は、「御開印吉書圖」に「御朱印押所字始、年号二ヶ所押候」とされ、文書の最初の文字と年号を記した箇所の二ヶ所に押印するとある。書式から琉球で官人や神女等の役職任命や所領安堵等に発給された「御印判」、「御朱印」と記録された、いわゆる「辞令書」と同じである（表 4 区域Ⅰ№4 図版 19)。そのため押印された御朱印とは、「辞令書」や『家譜』等の公文書に押印された「首里之印」と思われる。「首里之印」は、官人等の役職任命・所領安堵に発給する公文書や、士族の身分保証である『家譜』のような行政的な文書だけでなく、正月祭祀等の慶事の儀礼時に祝文として押印されたことが分かる。「御印被」、「御開印」とあるので、年始に、普段は国内に発給する行政的な文書類への決裁印として使用する「首里之印」を、新年を寿ぐ祝文に押したのである。「風調雨順、国泰民安」とあり、気象が安定し国も民を平安であること国王が約束（決裁）し、祈ったという役割があったと思われる。この吉書の押印を正月元旦早朝（午前 8 時）に行い、その後、朝拝御規式等の正殿御庭で行う大規模な祭祀儀礼が挙行され、間をあけて再び三御飾御規式時にも、「御開印吉書」と「首里之印」が入った「御印箱」を飾り立てていたのである。

⑸君使官

三御飾圖には、「御開印吉書」を載せた器物について、黒色で楕円形の盆として描写されている（表 4 区域Ⅰ№5 図版 1－3)。『由来記』や『式之内』も含めて「御開印吉書」を載せた器物に関する記録は記述されていない。

御開印御規式や、美御前揃三御飾御規式のような祭祀儀礼で使用される道具から類推すると、先述の『尚泰様御元服御双紙』(前掲註 44) にあるように、元服時の美御前揃三御飾御規式が終わったのち、當役一人が御差床に登り、里之子達四人の内、一人が「貝摺君使官」を持ち、一人が「御菓子盆」を持ち、里之子達四人は御差床前に一列で控え

る。御差床に登った當役は、「御印請臺」を取り、何も持っていない里之子に渡し、次に當役は「(貝摺) 君使官」を里之子から請け取り、その「(貝摺) 君使官」に「御腰物」を載せて、里之子に渡すとある。「御腰物」とは、国王の腰刀のことで儀礼終了後、国王は、そのまま御差床に「御腰物」を残し、當役達が下げる。この「御腰物」を載せる容器が「貝摺君使官」という螺鈿の盆である。

鎌倉芳太郎は、中城御殿で「真塗貝摺君使官」とされた「黒塗青貝双竜文八花御菓子器」を調査している（表 4 区域Ⅰ№5 図版 20・21)。鎌倉は、「君使官」を「チミシクワン」と表記しており、「双竜文」であることから中国皇帝に献上した「黒漆雲龍螺鈿盆」と図案が類似していることもあり、清の康熙朝頃の国王専用の道具と推測している[48]。

「君使官」は、『冠舩之時御道具之圖』にも記録があり、髹漆・加飾は「朱塗泥書」であるが（表 4 区域Ⅰ№5 図版 22)、図案は中城御殿伝来の「君使官」と同じく双龍珠取紋である。

このような輪花形盆を「君使官」と呼称していたようだが、語源は不明である。『混効験集』田島本には、「きみしくわん　物を置平盆」とのみ記録されている。また田島本注には「按司家ナドニモ用ヒキ」とある[49]

「君使官」の他の使用事例を、また『尚泰様御元服御双紙』から 4 事例程、挙げてみる（原文は註 50 参照)。

①・④は、「茶入」、「残之御茶」と記述があり、茶道具等の持ち運びに「貝摺君使官」が使われている。

②・③は文書で、②は、尚泰元服の祝儀として昇進した役人への「言上写」を「貝摺君使官」に載せている。③は、王子衆・按司衆が献上する物品の目録、那覇・久米村士族から献上する物品の目録、諸間切諸嶋より献上する物品の目録を「貝摺君使官」に載せて国王に上覧している。

この「君使官」に載せた「言上写」や諸臣からの献上目録は、儀礼時に用いられた文書である。「御開印吉書」も儀礼時に用いられた文書であるため、同じように「君使官」に載せて儀礼空間で披露等がなされたものと思われる。

鎌倉ノートに記録が残る『稲之二御祭公事』に[51]は、五月開催の稲の成熟を祈願する稲之穂祭（表 1№52）で、御内原から御穂を下賜する際、「貝摺君使官」に載せ、祭祀儀礼時には「黄塗君使官」二ツに御穂を載せるとある。なお、六月開催の稲大祭（表 1№55）では、稲の成熟を祝う祭祀儀礼であるため御穂・御酒の下賜は行わない。

稲之穂祭（表 1№52・表 3）は、現在でも五月ウマチーとして沖縄社会の中で行事が残っている農耕儀礼である。また三御飾御規式のような共飲儀礼を行う場面もある。御穂の下賜は、稲之穂祭の祭祀儀礼のための主たる供物と思われ、正月の年始初めの御開印御規式の「御開印吉書」と類似した役割と思われる。御穂を捧げる際に「君使官」を使ったのであれば、「御開印吉書」も「君使官」に載せた可能性もあると思われる。

「君使官」は、本論で取り上げた通り、絵図・画像が残る事例では八輪花形盆で、加

飾及び螺鈿の仕様は「貝摺」、「朱塗泥書」、「黄塗」と記録されている。三御飾圖にあった「御開印吉書」を載せた黒色の楕円形の盆は、「貝摺」、即ち黒漆螺鈿の「君使官」で、楕円形に描写をしたのは、八輪花形盆を簡略的に図示したのではないかと考える。

⑹御拂子・御團羽

三御飾圖には、御差床北側（左側）の黒漆卓に拂子若しくは采配、団扇若しくは軍配のような道具が載っている描写となっている（表 4 区域Ⅱ№6 図版 1－4)。この拂子と団扇に関する記録は、『由来記』、『式之内』にも残されていない。もちろん現存する資料でも、琉球製の拂子・采配や団扇・軍配に関する資料は残されていない。

『尚育様御即位日記』（道光 8（1828）年)、前掲『尚泰様御元服御双紙』には、この御差床周辺北側の黒漆卓に載せられた道具について記録がある[52・53]。『圖帳』を参照したという記述となっている『尚泰様御元服御双紙』の記録から紹介してみる。

正殿下庫理の御差床で美御前揃三御飾御規式の道具を飾り立てる準備について、御差床に當役一人が南側から登り、里之子より御印（首里之印を入れた箱）を請け取り、「臺」に設置し、他の里之子一人が「御拂子」・「玉御團羽」を「御菓子盆」に載せて運び、當役が『圖帳』の通りに飾り置き、「御菓子盆」は里之子に渡し持ち帰るとある。同じ内容が註 45 の伊波普猷文庫に残された文書にも記述があり、祭祀儀礼終了後、「御印箱」、「御印請臺」と共に「御拂子」・「玉御團羽」を御差床周辺から下げる記述が註 44 にある。この三御飾圖の御差床北側にあった道具（表 4 区域Ⅰ№6 図版 1－4）は、「御拂子」、「玉御團羽」と記録されていたことが分かる。

現存の類似事例が無く製作仕様の考察は難しいが、「御拂子」は黒色の柄に黄色味の毛束と房を描いた描写となっている。黒漆の柄に黄色に染めた毛束と房であろうか。

「玉御團羽」は、団扇と思われるが、三御飾圖には、赤色の団扇に黄色の房が付いた描写となっている。描写によると朱漆木製の軍配に、黄色に染めた組紐が付いている図示である。『尚泰様御元服御双紙』の文言からすると、「玉御團羽」と記述され、「玉」とあるので扇部分に御玉貫のようなガラス玉を編んだ仕様と解釈できる。しかし、現存事例、古写真等の画像も含めてガラス玉を編んで製作された団扇の類例は残されていない。「玉」は美称接頭語として使用される事例もあるので、三御飾圖に描写された朱塗木製の軍配を「美しく立派な国王の団扇」とした装飾語として使用した可能性もある。しかし「御拂子」には美称接頭語は付いてないので、これも疑問が残る。現状では、記録の通り解釈してガラス玉で編んだ「玉御團羽」が置かれたと解釈するしかないが、今後類似の琉球関係の祭祀儀礼道具が発見されることに期待したい。

区域Ⅰの御差床南側の道具類は「御印箱」、「御開印吉書」を中心に、年始の御印開きである御開印吉書御規式に使われ、「風調雨順、国泰民安」を祈願したのち、その延長で国王と家臣の共飲儀礼である美御前揃三御飾御規式でも飾られた。このことは祭祀儀礼の目的として明確な意図があったといえるのではないだろうか。

しかし、区域Ⅱの御差床北側の「御拂子」、「玉御團羽」については、これに関連する祭祀儀礼の有無も不明であり、美御前揃三御飾御規式の中でも飾られる以外に役割を示す記述は残っていない。

「御拂子」、「玉御團羽」は、『尚泰様御元服御双紙』や、伊波普猷文庫の「王城公事」関連史料の記述で美御前揃三御飾御規式のような共飲儀礼で使用されていたことは明らかになった。しかし、道具の仕様や、共飲儀礼の中で、どのような意味づけがなされて飾られた祭祀儀礼道具なのか不明な点は多い。今後の課題であるといえる。

第三項　御差床南側の道具立

正殿下庫理御差床の下段、南側に飾られた表 4 区域Ⅲの祭祀儀礼道具は、臺御差床周辺の区域Ⅰ・Ⅱの道具と違い、「御籠飯」（円形二段食籠）、「御菓子盆」（足付盆）、金銀酒器等、現存の尚家資料のように、まさに美御前揃三御飾御規式に使用された可能性が高い資料や、鎌倉古写真の画像、類似事例が多く残っている。本項では、三御飾圖の南側（区域Ⅲ）の道具の描写と尚家資料に残された美御前揃道具及び類似事例や古写真、文献史料を駆使して比較考察を行うこととする。

⑴御籠飯

「御籠飯」（円形二段食籠）は、祭祀儀礼の際、「御花」、「みはな」と呼称した「花米」等の供物入れとして使用された。三御飾圖には、赤色の円形二段食籠に巴紋が蓋・身に描かれた描写となっている（表 4 区域ⅢNo.7 図版 1－5）。まさに尚家資料の「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯」（表 4 区域ⅢNo.7 図版 23）がこれにあたると思われる。尚家伝来であることから美御前揃三御飾御規式に実際に使用された可能性は高い。沈金仕様は 18～19 世紀頃の曲刀を使用した琉球沈金の典型例である。この円形二段食籠の形状の御籠飯は、18 世紀以前から琉球で製作されており、第二章で考察を加える「黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠」、「黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠」等、沈金加飾の仕様から製作時期が古琉球期まで遡る事例も残っている。首里城正殿に唐玻豊が存在せず、正殿下庫理や大庫理の儀礼が建物中央を中心として挙行されたのではなく、南側が上座だった時期から使用された祭祀儀礼道具だった。古琉球期の祭祀儀礼、また美御前揃三御飾御規式の始期の道具立の全容について窺い知ることは難しいが、御籠飯については近世琉球期の三御飾圖に描写された祭祀儀礼の以前より変遷を経ながら使用された道具であった。

現存資料だけでなく、戦前、鎌倉芳太郎の調査によると尚本家の沖縄の拠点だった中城御殿（表 4 区域ⅢNo.7 図版 24・25）や、他の御殿家（表 4 区域ⅢNo.7 図版 26）にも、三御飾道具として円形二段食籠の「御籠飯」は祭祀儀礼道具として残されていた。

特に中城御殿にあった「朱塗沈金製御籠飯」（表 4 区域ⅢNo.7 図版 25）には、鎌倉は底面に「佐敷御殿」と銘があったと記録している。鎌倉は尚豊王が即位前に佐敷王子と

称した時期があったことから、尚豊王との関連性について述べているが[54]、近世全般で佐敷御殿といえば、王妃の領地が佐敷間切であったことから、王妃である佐敷按司加那志に関する所掌を司った部署を指し、首里城内継世門（赤田御門）裏にあった。おそらく佐敷御殿所管の道具が近代になって中城御殿に移動したものと思われる。近代の中城御殿には、琉球国の滅亡後に首里城内や、機能しなくなった首里周辺の王府施設、運営が困難になった寺院等から宝物や祭祀儀礼道具が集積してきたものと思われる。

これは尚家資料の御籠飯、鎌倉古写真の御籠飯、さらに後述する御菓子盆の沈金仕様を見ても推察でき、それぞれ巴紋内の沈金刻線が格子状であったり、斜格子である御籠飯、御菓子盆とさまざまで、近代以降、王府施設の統廃合や、道具の破損等が契機となって製作時期が違う道具が混用されるようになったと考える。この傾向は、「御籠飯」、「御菓子盆」だけでなく第三章で後述する「御玉貫」等にもあった。

「御籠飯」は先述の通り、古琉球期より長期間、王府の祭祀儀礼道具として使用されてきた。時代の変遷によって道具の製作技術の変遷や、使用内容や使用主体が王府のみから御殿家・士族層まで伝播していった。この詳細は第二章で述べることとする。

⑵御菓子盆

「御菓子盆」は、供物入れや、酒器を置く台盆であるが、記録には「御菓子盆」と記述されている。三御飾圖の区域Ⅲの「御籠飯」や金銀酒器、区域Ⅳで「御酒椀」、「御玉垂」を載せた大型の足付盆も「御菓子盆」（表 4 区域ⅢⅣ№8 図版 1－5・1－6・1－7・1－8・№9 図版 1－9）とされている。さらに大型の「御菓子盆」に、金杯や銀杯洗、「御酒椀」を二重にして載せた小・中型の盆も「小御菓子盆」（表 4 区域ⅢⅣ№9 図版 31）と記録されていた。「御菓子盆」も鎌倉が調査した戦前の中城御殿の祭祀儀礼道具を見ると、脚部から鰭裏側が浮彫の「御菓子盆」や、朱塗沈金の「朱塗沈金台盆」（表 4 区域ⅢⅣ№8 図版 28）等があり、現存事例も尚家資料には三御飾圖にある朱塗で巴紋を沈金で描いた図の通りの「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」（表 4 区域ⅢⅣ№8 図版 27・№9 図版 30）が残っている。「御籠飯」と同じく尚家に伝来していることから、まさに美御前揃三御飾御規式に使用された祭祀儀礼道具であったと思われる。

この他にも、巴紋が無い牡丹唐草七宝繋紋の足付盆や、黒漆沈金、螺鈿加飾、箔絵加飾、髹漆のみの足付盆等、多岐にわたった仕様の足付盆が現存している。木地構造も、脚部に透彫又は浮彫を施す事例、尚家資料の「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」（図版 27）のように脚部に捲胎と曲輪技法、鰭に捲胎、見込に数枚の板を継いだ複雑な構造の事例もあれば、近現代では脚部と盆部分をそれぞれ挽物で成形して継いでいる久高島の外間殿伝来の「御菓子盆」（表 4ⅢⅣ№8 図版 29）のような事例等、多岐にわたる。

これも「御籠飯」と同じく三御飾圖にある近世琉球期の祭祀儀礼だけでなく、古琉球期まで遡って祭祀儀礼道具として使用されていたと思われ、さらに近世琉球期以後、近代、現代まで引き継がれている事例もある。現在でも沖縄県内の多くの地域で、現役で

使用される足付盆（表 4Ⅳ№.17 図版 62・63）や、破損劣化等のため祭祀時の役割を終えて地域の資料館等に保管されている事例もある。現在、多くの地域では「御菓子盆」という呼称は使用されず、脚部が高いので「高盆」等の呼称で伝来しているが、先述の久高島外間殿の「御菓子盆」は現在でも「ウカァーシボン」という呼称が残っている[55]。

「御菓子盆」は古琉球期から「御籠飯」や金属製の酒器を置く台盆として使用された。現在でも製作仕様等が変容し、代替りを続けながら前近代の王府の共飲儀礼の痕跡を身近に残す道具として地域祭祀で使用されている。

⑶金之フイハン御盃

三御飾圖では御籠飯の隣にある大型の「御菓子盆」の中央に「小御菓子盆」を置き、その上に白い方形の描写がされている（表 4Ⅲ№.10 図版 1－6）。『尚泰様御元服御双紙』に「御盃包用の中奉書三枚は、印紙をもって御用物座より前日請け取ること。」とあり、尚家資料に残される「金杯」及び「銀杯洗」を包んだ「中奉書紙」を図示したものと思われる[56]。包まれた金製の盃は、現在「金杯」と表記されているが（表 4Ⅲ№.10 図版 34）、前近代の史料には『混効験集』に「ほいはん御盃」と項目があり、その解説には「金、外はほりすかしにして内はなめらかなり」とあり、現存する尚家資料の「金杯」も外側に鳳凰の彫金があり、内側は見込中央部のみ牡丹紋があり、牡丹紋以外の彫金は無く金属の素地そのままの形状で現存資料と一致する。

「ほいはん」とは、『混効験集』田島本に「今ハホイツカと云フ、ホリ（彫刻）也」とあり、「彫刻した」という意と思われる[57]。『冠舩之時御道具之圖』にも「金之フイハン御盃」（表 4Ⅲ№.10 図版 33）とあり、『御葬礼圖帳一冊』にも「金ノフイハン御盃」（表 4Ⅲ№.10 図版 36）と表記され、御菓子盆大・小を二重にして「銀杯洗」らしき道具と共に図示されている。鎌倉芳太郎も戦前、中城御殿で「金杯」を調査している。鎌倉が撮影した画像（表 4Ⅲ№.10 図版 35）と現存する尚家の「金杯」を比較すると、酷似しているが別の「金杯」であることが分かる。戦前に東京の尚本家にわたった「金杯」・「銀杯洗」、「銀脚杯」、「托付銀鋺」の金銀酒器一式と沖縄の中城御殿にあった「金杯」を含めた金銀酒器一式の少なくとも二組の金銀酒器があったことが分かる。また『混効験集』田島本注には「美御前揃ノトキ其他重ナル御祝儀ニ出シ用ユ、国王ハ此ニテノミ諸臣下ハ別盃ニテ頂戴ス」とあり、「ほいはん御盃」は国王専用の盃であった[58]。

『尚泰様御元服御双紙』には[59]、元服後の国王への御盃献上の儀礼があり、「御盃」（金之フイハン御盃）と「御盃流臺」（「銀杯洗」）に被せていた御辻（袱紗）と包紙をはずし、「御酒わん」（朱塗沈金御盃洗）の御辻をはずし、「御瓶」（御玉貫）の御辻をはずし、親方が捧げて、烏帽子親である座喜味親方が国王の御前に待機しており、御菓子盆に載せた「酒わん」と共に「御盃」を親方が座間味親方に受け渡し、「御盃」を右側に置き、「御酒椀」の蓋を取る。「御盃」は臺（「銀杯洗」）と共に取り上げて、「御酒わん」で二三度、すすいだ後、臺（「銀杯洗」）に置き、右手にて国王に献上し、御礼を行う。国王

が御酒を召し上がった後、座間味親方は、礼をしながら「御盃」を受け取り、臺（「銀杯洗」）に載せた。「銀杯洗」と思しき「御盃流臺」の上に載せて酒を献上する酒器であるため「御盃」は「金之フイハン御盃」のことだと分かる。『混効験集』に注釈をつけた田島利三郎は、「ほいはん御盃」が国王専用の盃であったことに関する根拠については記していないが、尚泰元服時の記録を見ると、確かに「金之フイハン御盃」は儀礼時に国王が使う盃であったようだ。これは尚泰元服時より後の記録である『式之内』でも類似の記録がされている[60]。

尚家資料にのみ残される「金杯」は、現存資料が他に残っておらず、画像として鎌倉古写真しか残っていない。そのため資料の比較考察はできないが、前近代の絵図史料や、王府の祭祀儀礼関連の文書、編纂された辞書に「金之フイハン御盃」等とされ記録が残っていた。そのため儀礼時おいて国王専用の盃として使用されていたことが明らかとなった。また尚家資料と鎌倉古写真は別の「金之フイハン御盃」であることから、少ないながらも複数製作され、王府内の工房で製作技術が継承していたものと思われる。

⑷流臺

三御飾圖には、「金之フイハン御盃」と同じく中奉書に包まれた描写となっている（表4Ⅲ№.11 図版 1－6）。現存資料では尚家資料に残っており「銀杯洗」と呼称されている（表 4Ⅲ№.11 図版 37・図版 39）。『尚泰様御元服御双紙』では、「御盃」を置く台として「流臺」若しくは、単に「臺」と記録されている。

『御葬礼圖帳一冊』では「金ノフイハン御盃」を載せた「流臺」が図示されている（表4Ⅲ№.10 図版 36）。鎌倉芳太郎も中城御殿で類似した「銀製流臺」の写真撮影を伴った調査を行っており画像が残っている（表 4Ⅲ№.11 図版 40・41）。錫製の「流臺」の類似事例は複数現存しているが、銀製で鳳凰が彫金された「流臺」の現存事例は尚家資料の「銀杯洗」のみである。また尚家資料の「銀杯洗」と鎌倉古写真の「銀製流臺」は酷似しているが、別資料であるようだ。

『冠舩之時御道具之圖』には「銀之平臺」（表 4Ⅲ№.11 図版 38）とあり、「流臺」の蓋部分のみが記録されている。ただし現存の尚家資料や鎌倉古写真と違い、瑞雲と珠取双龍紋が彫金された酒器となっている。琉球国内の祭祀儀礼である美御前揃三御飾道具ではなく、冊封使歓待の酒器であることから、同じ「流臺」ではあるが、図案の仕様が異なっていたと思われる。

類似事例が少なく比較考察することが難しいが、鳳凰紋が彫金された現存の尚家資料の「銀杯洗」、鎌倉古写真の「銀製流臺」、冊封使歓待用の瑞雲と珠取双龍紋が彫金された「銀之平臺」等、酒器としての使用方法は大きく変わらないが、使用目的で同様の「流臺」が複数製作されていたことから、やはり王府内の工房で、製作技術が継承されていたものと思われる。

⑸銀脚杯

三御飾圖には白色の瓶子状の酒器が六脚描写されているが（表 4Ⅲ№.12 図版 1－6)、戦前、鎌倉が中城御殿で撮影した美御前御揃の御酒用品一具では、小御菓子盆の上に「御盃（金)」・「銀製流台」が載り、周囲に銀脚杯と托付銀鋺が配置された写真が残っている（表 4Ⅲ№.10 図版 32－1)。現存の尚家資料にも類似した道具立が一具残っている（表 4Ⅲ№.12 図版 42)。『御葬礼圖帳一冊』では「金ノフイハン御盃」と「銀杯洗」を載せた小御菓子盆の周囲に銀脚杯らしき酒器二脚が配されている（表 4Ⅲ№.10 図版 36)。現存する金工品・陶器で類似した瓶子状の酒器の事例が見当たらないことと、戦前の中城御殿で図版 42 の配置による使用をしていたと思われるため、三御飾圖は「銀脚杯」を簡略化して図示したのではないかと考える。また「銀脚杯」は、尚家資料の現存事例と鎌倉芳太郎が撮影した画像の少なくとも二組のセットが戦前存在していたことが分かる（表 4Ⅲ№.12 図版 42・43・44)。

現存の尚家資料の「銀脚杯」六脚については、久保智康氏が考察を行っており、現在一式で残っているが、二脚ずつａ類・ｂ類・ｃ類と製作年代の違う三系統に分類している（表 4Ⅲ№.12 図版 44)。この三期の製作時期が違う酒器について久保氏は「順次制作された新旧の品で一揃が構成される、ということは、これらの品が特定の工房、おそらくは王府内工房において相当の時間幅の中で作られたことを意味している。」とし、また「これらの金銀酒器は、従前述べられてきたような中国製品ではなく、琉球国内で自給制作されたものに他ならない」としている[61]。「金之フイハン御盃」や、「銀杯洗」では現存事例が少なく考察が難しいが、久保氏は少ないながらも六脚現存する銀脚杯の彫金仕様を三期に分類し、特定の工房で技術が継承しながら製作されていたことを明らかにしている。これは美御前揃三御飾道具の現存事例及び類似事例が残っている道具であれば、同様の分類が可能で、道具の変遷、ひいては祭祀儀礼の道具立の変遷の考察にも応用できることを示している。

⑹托付銀鋺

三御飾圖には六脚の瓶子状酒器の後方に白色の「托付銀鋺」と瓶子らしき酒器が描かれているが、『御葬礼圖帳一冊』では御菓子盆の上の「金ノフイハン御盃」と「銀杯洗」を載せた小御菓子盆の周囲に托付銀鋺二脚が配されている（表 4Ⅲ№.10 図版 36)。これも「銀脚杯」と同様に戦前の中城御殿の美御前御揃道具の事例があるので三御飾圖は「托付銀鋺」を簡略化して図示したのではないかと考える。

現存の尚家資料の「托付銀鋺」は托が円形だが（表 4Ⅲ№.13 図版 45・46)、鎌倉芳太郎が中城御殿で調査した「托付銀鋺」は五輪花形の托を付している（表 4Ⅲ№.13 図版 47)。現存の尚家資料と中城御殿の「托付銀鋺」は別資料であり、戦前に「托付銀鋺」は複数組あったことが分かる。現存の「托付銀鋺」と鎌倉古写真に撮影された「托付銀

銚」は、「銀脚杯」と同じく彫金技術は類似点が多くあり、これも同じ工房で技術が継承されながら製作されていたことを窺わせるものと思われる。

⑺朱漆卓

三御飾圖には、御差床下段の南北の区域ⅢとⅣで飾道具を載せる台として赤色の平卓が置かれた描写となっている（表 4ⅢⅣ№14 図版 1－10・1－11）。載せている道具のほとんどが朱漆沈金であることから、この赤色の平卓も朱漆沈金の卓と思われる。類似事例として「朱漆牡丹唐草七宝繋沈金卓」が挙げられる（表 4ⅢⅣ№14 図版 48）。本資料は、元は尚家伝来の資料である。ただし法量（縦 33.2cm・横 62.3cm・高 8.4cm）から約 50cm 弱の御籠飯や金銀酒器、御玉垂等を載せた大型の御菓子盆を二基置ける大きさではないので、これと類似したさらに大型の朱漆沈金卓があったものと思われる。

法量は小さいが、尚家から継承した資料であることもあり、おそらく王府内での祭祀儀礼で使用した平卓であったと思われる。沈金図案は、道具を置く台だからであろうか、王家の紋章である巴紋は付されていない。鳥の描写もなく牡丹唐草七宝繋紋である。ただし牡丹の図様は、尚家資料の「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯」（表 4 区域Ⅲ№7 図版 23）や、「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」（表 4 区域ⅢⅣ№8 図版 27）の牡丹紋よりも花弁内の沈金刻線が細かく、また天板・鰭だけでなく筆返しや天板側面の面積が小さい場所まで唐草と七宝繋紋が施されている。曲刀を主体として沈金は刻されているようだが、図案だけを見ると尚家資料の「御籠飯」や「足付盆」より沈金加飾の仕様は古く、18 世紀頃に遡る沈金加飾の仕様に見える。

第四項　御差床北側の道具立

正殿下庫理御差床の下段、北側に飾られた表 4 区域Ⅳの祭祀儀礼道具は、前項最後に考察した「朱漆卓」の上に、赤色の蓋付椀が四足の台に載っており、さらに二重の「御菓子盆」に載せた道具や、戦前中城御殿にあった「御玉垂」とおぼしき水差四基を「御菓子盆」に載せた道具が描写されている。また「朱漆卓」の側に下庫理の床に置いた「御菓子盆」に六椀の酒器が描写されている。区域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが国王及び王府の権威等を示す道具が多いなか、区域Ⅳは国王と家臣が御酒を共飲するための道具が多く配置されていることが特徴である。本項では、まず王府が行う共飲儀礼に関する行為で度々使用される「美御酌」と「大通」の位置付けを整理した後、三御飾圖に描かれた北側（区域Ⅳ）の道具の描写と尚家資料に残された美御前揃道具及び類例資料や古写真、文献史料を駆使して考察を行うこととする。

⑴美御酌と大通

「美御酌」と「大通」の相違の考察の前に、ここまで度々使用してきた美御前揃道具、

三御飾道具の定義についても検討してみる。共飲儀礼を行う際の道具として「御籠飯」、「御盃」と「流臺」、「御瓶」が一組となる。

①円形二段食籠の「御籠飯」は、身上段に花米である「御花」を入れた。

②「御盃」は金製、銀製、錫製等の金属製の盃で、その盃を載せる臺として「流臺」がある。「流臺」も銀製、錫製等の金属製であった。

③「御瓶」は、錫製でガラス玉を編んで覆った「御玉貫」や、その水差状の「御玉垂」等の酒器があった。

祭祀主催者は、「御籠飯」に御花を入れ、神への供物入れとし、御酒を入れる容器として「御瓶」を使用し、祭祀儀礼時に挙行者として酒を飲む酒器として「御盃」、「流臺」を使用した。三つの道具の組み合わせで一組の祭祀儀礼道具としたので三御飾道具としたと思われる。

これは、王家、御内原、御殿家、士族の間でも共通であった。詳細は第二章、第三章で述べるが、尚寅より創始の宜野湾御殿に御籠飯、御玉貫等の道具があったように、「御籠飯」や「御玉貫」は、王家だけでなく御殿家、富裕な上級士族も、その家の年中行事等のために、製作仕様や材質は異なっても同じような三御飾道具を揃えていた形跡がある。王子クラスであれば、御殿家創設時に王府から祭祀儀礼道具自体を下賜される場合もあったであろう。士族層等では、自身の身分や経済力に見合った道具を注文製作していたものと思われる。

その中で、国王が出御する祭祀儀礼の場に飾り立てられた三御飾道具が「美御前揃」であった。そのため『由来記』では、正月元日の「出御於下庫理」の項にある国王出御の共飲儀礼のことを「美御前揃三ツ御飾御規式」としたのである。

このことを前提に「美御酌」と「大通」の位置付けの違いを考察してみると、『尚泰様御元服御双紙』や、『式之内』では、下庫理の共飲儀礼で国王御目見えがあり、美御前揃三御飾道具で御酒・御茶等が下賜される場面のことに「美御酌」と記録している[62]。

ただし、毎年、正月元旦に正殿前御庭で挙行される朝拝御規式や子之向御規式等には、その後に挙行される南殿や正殿下庫理には、入りきれない官人や地方の百姓身分の間切役人も参集する。国王からの御酒の下賜は、南殿や下庫理の儀礼に参加できる王子・按司衆や三司官等の親方衆だけでなく、御庭に参集した王府役人・地方役人も対象となる。

下庫理に入りきらない官人達の下賜は、下庫理の外、正殿基壇上（石ていし）、向拝柱周辺であったり、正殿前御庭で行われる。この官人達への酒の下賜に伴う共飲儀礼を「大通」と記録している[63]。「大通」は「オトーリ」に通じ、周知の通り宮古島に残る慣習的な飲酒方法だが、元は首里城内で正月儀礼等の際の共飲儀礼からきている。

「美御酌」は、その「大通」の延長線上、国王と相まみえるクラスの共飲儀礼のことで、『混効験集』にも、「みおみしゃく」という項目があり、その注釈には「御み手づから諸臣へ御酒下さるを云」とある[64]。

このように、「美御酌」は下庫理や大庫理等で国王より美御前揃三御飾道具を使い、

御酒を下賜される共飲儀礼のことであり、「大通」は正殿基壇上、向拝柱周辺や御庭で国王の御目見えは無いが、御酒を下賜され参加者で飲み合うことを指す祭祀儀礼のことであった。但し詳細は第三章で述べるが「美御酌」は国王だけでなく御新下時に聞得大君出御の共飲儀礼でも使われており、下庫理で国王が出御する三御飾御規式だけのことではなく、貴人が出御する共飲儀礼のことを指す語だったと思われる。

⑵御酒椀

三御飾圖には、御差床下段の北側の区域Ⅳに「朱漆卓」の上に「御菓子盆」を二重に置いて赤色で四足の台の上に蓋付椀が載っている（表 4Ⅳ№.15 図版 1－9)。類似資料として尚家資料に「朱漆巴紋牡丹沈金馬上杯」（表 4Ⅳ№.15 図版 51)、鎌倉芳太郎が調査した写真とノートの記録に「御盃洗（方台共・朱塗沈金)」（表 4Ⅲ№.15 図版 49・50）がある。鎌倉は「御盃洗」としており、三御飾道具の一つと位置付けている[65]。調査時に中城御殿で祭祀儀礼時に、盃を洗う道具として伝えられていたのであろう。

この赤色の蓋付椀は、「金之フイハン御盃」の項で、国王に御盃を献上する場面で、「御酒わん」(『尚泰様御元服御双紙』の表記。註 59 参照)、「御酒椀」(『式之内』の表記。註 60 参照）と記録されている道具があり、特に『尚泰様御元服御双紙』を参照すると、「御酒わん」に「御盃」（金之フイハン御盃）を「二三篇すゝけ」、即ち二三篇すすいで、臺（銀杯洗）に載せているとある。『式之内』では「御酒椀」とあるので、木製の蓋付椀であったことが分かる。鎌倉が三御飾道具の「御盃洗」としていることと、撮影した写真が朱塗沈金の漆製木製蓋付椀であることと一致する。文献史料には、「御酒わん」、「御酒椀」とあるが、御酒を飲む酒器ではなく、国王専用の「金之フイハン御盃」を洗う盃洗だったのである。

⑶御玉垂・御玉貫

三御飾圖には、御差床下段の北側の区域Ⅳの「朱漆卓」の上に「御菓子盆」を置き、暖色系の水差状酒器が 4 基、載っている（表 4Ⅳ№.16 図版 1－7)。この水差は「御菓子盆」や「御籠飯」、「朱漆卓」より黄味がかった色味となっている。おそらく黄色地の「御玉垂」を図示したと思われる。「御玉垂」は、鎌倉芳太郎が戦前、中城御殿の調査で「御玉垂」を撮影した画像（表 4Ⅳ№.16 図版 52）と、形状・法量を記録した図が残っている（表 4Ⅳ№.16 図版 53)。それ以外、「御玉垂」の図像を窺い知ることのできる絵図史料は三御飾圖のみで実物資料は残っていない。三御飾圖の色味と同じ黄色地の「御玉貫」であれば尚家資料や銘苅家伝来資料が現存する（表 4Ⅳ№.16 図版 54・55)。

文献史料による記録としては、『混効験集』に「玉だれおむきよへん　美御前揃玉すきつる御瓶」とある。「玉だれおむきよへん」とは、「玉だれ」はガラス玉が垂れた様子で、「おむきよへん」は、『混効験集』の別項目に「御瓶の惣名なり」とあるので、小瓶の敬語である。「玉だれの小瓶」という意であろう。それが「美御前揃玉すきつる御瓶」

であると『混効験集』は解説している。「美御前揃」は美御前揃道具の一つという意で、「玉すき」はガラス玉に糸を通した（貫いた）装飾を指す。「つる御瓶」とは弓状の取っ手が付いた水差状の酒器のこと。『混効験集』田島本には、田島利三郎若しくは伊波普猷が記したメモであろうか水差状の瓶を描いている。

また「みはな、杯、玉すき四ツ、即チ正式ノ御盃（国王ノ前）也。元旦、十五日、冬至、稲祭二度、年ニ五度バカリ」と注記している[66]。

『混効験集』で解説された「玉だれおむきよへん」は、鎌倉古写真の画像が残る中城御殿の「御玉垂」、三御飾圖の 4 基描かれた水差状の酒器の図と一致する。

『混効験集』は御内原で常用する言葉をまとめた辞典であるため、編纂時には、既に使用されていた酒器といえることから、18 世紀初頭以前に遡り、17 世紀中から美御前揃三御飾御規式の儀礼には御玉垂が酒器として使用されていたといえる。その後、19 世紀初頭に書写された『圖帳　當方』の三御飾図の時期でも「御玉垂」が描写されていたことから酒器として使用されていた。

ただ「御玉垂」は鎌倉古写真に画像が残っているが現存事例は無い。『混効験集』と『圖帳　當方』以外に記録も無い。確かに王府の祭祀儀礼に使用されていたが、17～18 世紀初頭の御内原等を中心とした祭祀儀礼の記録である『女官御双紙』にも「御玉垂」の記録は無く「御玉貫」が使用されている。咸豊 7（1857）年の尚泰王元服時の儀礼では、下庫理で美御前揃三御飾御規式が挙行され、大庫理でも共飲儀礼が行われているが「御玉垂」使用の記録は無く、「御玉貫」が使用されている。これは近世琉球末期の正月儀礼時も同じで『式之内』でも「御玉垂」の記録は見えず、「御玉貫」を使用している。18 世紀初頭の『由来記』から 19 世紀末の『式之内』が記録された時期まで、王府は共飲儀礼時に『圖帳』に基づき道具立をすることが指示しているが、儀礼の進行の流れの記録を見ると時期によっては「御玉貫」が使用され「御玉垂」が使用されていないことが分かる。特に尚泰王元服時の 19 世紀中期頃以降には使用されなくなったのか、若しくは使用頻度が少なくなった可能性がある。現存事例が残っていない理由も、それに起因する可能性があると思われる。そのため本論では「御玉垂」が使用される以前から薩摩での饗宴や国内での祭祀儀礼から近世琉球末期まで使用された「御玉貫」を考察の対象として分析を行いたい。「御玉垂」、「御玉貫」共に錫製の躯体をガラス玉で編んで覆っている酒器で、今のところ琉球以外の他地域に類例の無い酒器の形状である。「御玉貫」は現存事例が少ないながらも数点残っており、鎌倉芳太郎が調査した画像も残っている。酒器の器形から同じ工房で技術が継承されながら製作が継続的になされた祭祀儀礼道具と思われる。考察の詳細は第三章で述べることとしたい。

⑷酒椀

三御飾圖には、御差床下段の北側の区域Ⅳに「朱漆卓」の北側（左側）、下庫理の床に直置きで御菓子盆が描写され、その上に六基の脚付の容器が描かれている。容器は赤

色、脚は白色となっている。下庫理に座した家臣の面々に共飲させる酒器と思われる。『尚泰様御元服御双紙』、『式之内』ともに下庫理での御酒の共飲儀礼に関する記録はあるが、酒器自体に関する記録は無い。三御飾圖から脚付の酒器であることから、鎌倉芳太郎が撮影した「朱塗沈金天目形椀と台」（表 4IV№.17 図版 56）の様な酒器だったと思われる。『稲之二御祭公事』（表 4IV№.17 図版 57・58）にも、「おしるまし」とされた神酒を入れた酒器が托と脚付の木製塗椀と思われる描写となっている。類似事例として「朱漆牡丹七宝繋沈金椀・天目台」（表 4IV№.17 図版 59）のような天目台を伴った蓋付の朱漆沈金椀の可能性が挙げられる。また「朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金椀」（表 4IV№.17 図版 60）は、儀礼用の朱漆沈金椀で付随する天目台が失われたものではないかと思われる。これも『稲之二御祭公事』の絵図と類似している。但し三御飾圖の描写は天目台を伴った蓋付朱漆椀ではなく、伊是名島銘苅家伝来の「黒漆箔巴紋蓋付椀・足付盆」（表 4IV№.17 図版 61）の様に蓋付漆椀に小足付盆が付されている事例の可能性もある。久高島外間殿にも祭祀時に神酒を飲む酒器として蓋付椀と小御菓子盆（表 4IV№.17 図版 62）が残されている。現在は、小御菓子盆は付されていない木製塗装の酒椀に代替りしている（表 4IV№.17 図版 63）。同じく外間殿伝来の先述の「御菓子盆」（表 4ⅢIV№.8 図版 29）に椀を載せて神酒を入れて祭祀儀礼時に使用している。久高島では「御菓子盆」に載せている酒椀の器形は違っているが、大型の「御菓子盆」に複数の酒椀を載せる三御飾圖と類似した道具立で祭祀儀礼を行っている。

三御飾圖には図示されていないが、美御前揃三御飾御規式では、国王や御太子、王子衆や家臣を含めて御茶振る舞いも行っている。その場合の茶器は漆塗の蓋付の天目台と陶器の天目茶碗を使用したと思われる（表 4IV№.17 参考事例図版 64・65・66）。

前近代より家臣が御酒・神酒（醴）を共飲する酒器は漆塗椀を使用し、茶は天目茶碗等の陶製の碗と区別して使用されていたものと思われる。

第五項　美御前揃三御飾御規式の道具立

現存する絵図史料で最も詳細な『圖帳　當方』を中心として美御前揃三御飾御規式の道具立を文献史料、他の絵図史料の記述・図示と合わせて考察し、第一・二節で紹介した共飲儀礼の実施時期や、実施空間だけでなく道具立から分ったことを整理してみる。

正月には国王が座する臺御差床内に「御開印吉書」や、臺御差床南側に「首里之印」を入れた「御印箱」が飾られ、早朝に実施した「御開印御規式」と連動した道具立を行っていた。王府の機構を統治する機能を象徴する「首里之印」を蔵した「御印箱」と「首里之印」を押し、気候の安定と国と民の平安を約束した吉書が飾られていたのである。

臺御差床北側の「玉御團羽」、「御拂子」は祭祀儀礼での意義付けや道具の仕様が不明な点が今後の課題であるが、近世琉球期の文献・絵図史料で、既に意義付け等に関する記録がされていないことから、推測だが 18 世紀時点で祭祀儀礼時に飾り立てられる理

由が王府内でも不明確となっており、かなり古い時期から慣習的に飾られていた道具ではないだろうか。現存事例が残っていない事実や、記録上の記述がほぼ無いことも沖縄戦以前に、近代で祭祀儀礼に使用する慣習が廃れ、実物資料も散逸したものと思われる。

御差床下段の南側には、「朱漆卓」に供物入である「御籠飯」や、金銀製の酒器等、国王のみが使用される道具・酒器が一緒に飾られた。

供物入れの「御籠飯」や、祭祀儀礼道具を載せる「御菓子盆」は、木地構造・髹漆・沈金加飾の仕様から美御前揃三御飾御規式の記録が残る 18～19 世紀の文献史料・絵図史料の時期より、さらに遡り古琉球期より製作が継承されてきた祭祀儀礼道具である。国王専用の金銀製の酒器一式である「金之フイハン御盃」、「流臺」、「銀脚杯」、「托付銀鋺」の一組は、どの道具も前近代に複数組製作され、運用していたと思われるが、道具間の比較考察から製作年代は異なる。久保智康氏が「銀脚杯」の比較考察で述べた通り、どの金銀製酒器も王府内のほぼ同一の工房で長く製作技術が継承されながら製作が繰り返され祭祀儀礼に使用されたことが推察できる。

御差床下段北側には、「朱漆卓」に国王の「御盃」（金之フイハン御盃）を洗う朱塗沈金の「御酒椀」と、その側には家臣に御酒を下賜する「美御酌」に使用される錫製酒器にガラス玉を編んで覆った「御玉垂」や、「御玉貫」が一緒に飾られた。その側には家臣への御酒振る舞いを行うための蓋付の酒椀が「御菓子盆」に載せられ準備されていた。

「御玉垂」は、現存資料が残っておらず、『混効験集』と『圖帳　當方』にしか記録が残っていないが、「御玉貫」は少ないながらも現存資料、古写真、文献史料に記録が残っている。そのガラス玉に糸を通して（貫いて）編み、錫製酒瓶の全体を覆った仕様は、現在のところ琉球にしか見られない酒器の形態で、その特殊な酒器を使って王府は古琉球期から近世琉球末期まで祭祀儀礼時の酒器として使用していた。御玉貫も、王府内のほぼ同一の工房で長く製作技術が継承されながら製作が繰り返されたといえる。

王府は、このような道具を古琉球期の 16 世紀頃から国内で製作するようになったと思われ、祭祀儀礼の場で使用してきた。祭祀儀礼時の道具立の構成は、現状では近世琉球期の 18～19 世紀の時期しか窺い知ることはできないが、道具自体は、遡って製作され、代替りを重ねられ、おそらく道具の構成や儀礼時の道具立も徐々に変容しながら祭祀儀礼時に国王と家臣の間の御酒の共飲儀礼の道具として使用されていたと思われる。

『圖帳　當方』を中心に 18～19 世紀の美御前揃三御飾御規式の道具立の構成に関する考察を行ってきたが、最後にこの儀礼の変遷について推論を述べてみる。琉球国王が王府を統治する象徴としての「首里之印」を押した「御開印吉書」と「御印箱」が最も格式のある位置づけで国王が座する臺御差床南側に配置され、さらに南側の「朱漆卓」に国王専用の金銀製酒器一式や供物入れである「御籠飯」が配置されている。北側の「朱漆卓」には国王の御盃を洗う洗台と共に家臣に御酒を「美御酌」する「御玉垂」、「御玉貫」のような酒器と家臣への「酒椀」が配置された。国王専用ではなく家臣への下賜用の酒器ということで南側より北側が、格式が下がる配置となっている。これは『球陽』

に雍正 7（1729）年、「殿庭は北を以て貴と為し、下庫理は南を以て貴と為すことに改定した」とする記録と一致する[67]。さらに『球陽』のこの記事には続けて「舊典によれば、百官が首里城で祭祀儀礼を行う時、正殿前の御庭・正殿内の下庫理共に北側を上位としていたが、この年より御庭は北側を上位とし、下庫理は南側を上位とした」としている。雍正 7 年は、正殿御差床を建物中央に移設した年であり[68]、正殿中央に「王座」（御差床）を移したことで正殿内における祭祀儀礼時に家臣団の席次が明確になったとしている。伊従氏は、尚敬王の国師から三司官となった蔡温が行った政治及び祭祀儀礼に関する改革と雍正 7 年の正殿改修の内容は密接に関係していることに言及し、特に儀礼の方位、正殿平面の変更、唐破風向拝の改修に関する問題を扱って蔡温の改革を論じている[69]。この正殿の改装を伴った蔡温の改革の一端で、改定された下庫理内の南側上位の思想は、美御前揃三御飾御規式の道具立の配置にも影響を及ぼした可能性がある。

しかし、雍正 7 年以前に編纂された『由来記』には道光 19 年に改定される先代若しくは先々代の『圖帳』があったことが確認できる記述があり、共飲儀礼の式典進行のマニュアル化は『由来記』編纂以前の少なくとも 17 世紀中には、既に整備されていたと思われる。この 17 世紀中まで遡る数代前の旧『圖帳』は正殿南側に王座があった時の美御前揃三御飾御規式のマニュアルを図示していたと思われ、道光 19 年に書き継がれた『圖帳　當方』の三御飾図とは相違していたと思われる。本論で検証した美御前揃三御飾御規式の考察は、その史料的な限界から 18～19 世紀の儀礼の様子に関する道具立の構成であるが、使用された「御籠飯」、「御玉垂」、「御玉貫」、金銀酒器等の祭祀儀礼道具の多くは、17 世紀、さらに古琉球期にまで遡ると思われる。

まとめ

琉球国の年中行事を『由来記』（康熙 52 年）、『旧記』（雍正 9 年）編纂の 18 世紀初頭を基軸にし、『女官御双紙』（18 世紀初頭編纂）、『聞得大君御次第』（同治 14 年成立）、『式之内』（明治 25 年筆写。成立は前近代）等の史料も考察の対象に加えながら 17 世紀頃から 19 世紀までの変遷の整理を試みた。史料の限界で追えない部分もあったと考えるが、正月から十二月までの年中行事を時系列に整理したことで傾向が垣間見えてきた部分もあった。

90 程度ある年中行事の中で、年末年始に行事が集中し 43 行事、5 割弱の多さだった。改年の時期に王府の体制維持や繁栄祈願や王権誇示の行事儀礼が集中したものと思われる。表の儀礼（男性官人中心）と内の儀礼（後宮の女神官及び神女中心）に分類すると表の儀礼が 69 行事、内の儀礼が 15 行事、官僚主体の表の役人と、御内原の女神官が双方協力して実施する儀礼が 9 行事あり、女神官が参画する行事が 18 世紀初頭の『由来記』編纂時でも 24 行事あった。羽地朝秀の「羽地仕置」を経ても、かなりの割合であった。ただし、残った女神官が参画する行事も蔡温が政務を担った雍正 7（1729）年

に廃止されたものが多く近世琉球期全般に女神官が参画する行事は減少傾向にあった。これは女神官だけでなく、寺院の僧侶、神社の神官、貿易と中国文化の導入を担った久米村士族についても同様であった。

王府は、表の行事について国王を頂点とした王族・首里士族の官人機構を中心の担い手とし、儒教的な思想のもと王権の権威を示し君臣の結束を強めながら国政の運営を図っていったものと思われる。

女神官が参画する儀礼の廃止・縮小だけでなく、共飲・飲食の儀礼等については、17世紀までは表社会の官人機構と御内原の女神官が協力して挙行する儀礼が多く存在していたが、羽地から蔡温の改革期に表の儀礼と内の儀礼の分離政策が行われた影響を受け、変容していった。国王の三箇寺の行幸を正月に吉日を撰び行っていたのを三日に固定し、さらに国王行幸を二日とし、王妃等の女性王族を三日として分けて参詣させた。年間何度も挙行される国王が出御し表社会の官人層と行う共飲儀礼は残しながら、同時に行われていた大台所から御内原に料理等を献上した御佳例御盆は廃止していった。

この年中行事の中で、表の儀礼として為政者である国王と家臣団との間で挙行された共飲儀礼、美御前揃三御飾御規式の道具立の構成について、臺御差床内と周辺南側を区域Ⅰ、臺御差床周辺北側を区域Ⅱ、御差床下段南側を区域Ⅲ、御差床下段北側を区域Ⅳと4区画に分けて検討してみた。

この年中行事全体を俯瞰して比較し、特に共飲儀礼を取りあげ、その祭祀儀礼道具に関する考察を行って得られた特徴の幾つかを挙げると、

① 正殿・御庭を使った大規模行事であった冬至・元日・正月十五日の朝拝御規式は、先行研究でも指摘がある通り、中国風儀式に日本風文化が混在していたが、18世紀初頭より日本風の儀礼内容が改められ中国化が進んだ。
② 冬至・元日・正月十五日の朝拝御規式後の南風之御殿、正殿下庫理では、国王出御のもと、世子以下との共飲儀礼が行われていた。この共飲儀礼は日本風の神社の直会の儀や武家社会に浸透していた椀飯に相当するものと思われる。
③ 下庫理・南殿で、五節供や八朔、歳暮の行事でも国王出御の共飲儀礼が行われた。
④ 国王出御の共飲儀礼は、国王と表社会の官人層との共飲儀礼だけでなく、大台所から御内原へ料理等を献上する行為とセットで行われていたが蔡温の改革期に御内原への献上は廃止され表の儀礼のみとなった。
⑤ これらの共飲儀礼は、『由来記』で「倭國禮」と表現されているように日本風の行事と認識されていた。
⑥ これらの国王出御の行事は時期を経るにつれ、近世琉球期の王府の首里城内の建造物の位置付けが整理され、日本風の行事儀礼の実施場所は下庫理から南殿に移されて慣例化した行事もあった。
⑦ これまで薩摩藩支配下の近世琉球期には、行事・儀礼の中国化の部分が考察の対

象となっていたが、首里城正殿下庫理や南殿等の中枢部分の建造物で日本風文化を取り入れた行事・儀礼も残されていたことが垣間見えた。

⑧ このような国王出御の共飲儀礼は、正月や五節供等の行事だけではなく、稲之穂祭や稲大祭等の農耕儀礼でも実施された。

⑨ 薩摩藩への年頭使の出発・帰国や進貢貿易の出発等でも南殿・下庫理で国王出御の儀礼があった。

⑩ 大規模行事の中国化による近世琉球期の王権の位置付けも重要であるが、国王と世子以下の家臣が献上した御酒を飲み、お流れをもらう間の短時間であるが、君臣の交わりを行うことができる重要な機会だったと思われ、王権を支える家臣団と国王との団結を促す効果があったものと思われる。

⑪ ②⑤のように、これらの共飲儀礼は日本風の文化が伝播して形成した行事であるが、その行事に使用される「御籠飯」と呼ばれる円形二段食籠の木地構造・螺鈿技法・加飾技法、「御玉貫」若しくは「御玉垂」と呼ばれる酒器の製作技術や原材料等の多くは国外から、もたらされたものである。

⑫ この製作技術は、古琉球期の 15～16 世紀におそらく中国から琉球に製作技術が伝わったと思われる。その製作技術の詳細な考察は第二章、第三章に譲るが、前近代の日本の工芸技術では類例の無い舶来技術（当時東アジアの先進地帯であった唐物文化）を使い、多くの道具は琉球国内のほぼ同一の工房で製作技術が継承されながら祭祀儀礼用の道具として製作していた。

⑬ 現存する道光 19 年に書き替えた『圖帳　當方』を中心に 18 世紀初頭の『由来記』や近世琉球末期に作成された『式之内』の記録も比較しながら考察を加えたが、美御前揃三御飾御規式は、国王が座する臺御差床の南側に格式の高い「御印箱」、「御開印吉書」、「御籠飯」、国王専用の金銀酒器一式が飾られ、北側に国王が家臣に「美御酌」を行う「御玉垂」若しくは「御玉貫」等の酒瓶や「酒椀」が置かれていた。この南側上位の道具立は、雍正 7（1729）年に御庭は北側を上位とし、下庫理は南側を上位とした蔡温の改革が影響していると思われる。

⑭ この共飲儀礼の起源は定かではないが、使用されていた道具が古琉球期から存在するものもあることから、17 世紀以前の古琉球期に遡るものと思われる。しかし、本論で考察をした『圖帳　當方』を根拠とした共飲儀礼は、おそらく雍正 7 年の正殿改装で御差床が中央に移された直後頃に改変され、『圖帳』書写の 19 世紀初頭から『式之内』に記録された近世琉球末期まで継続していったものと思われる。

王府は日本風の行事儀礼と認識しながら、唐物文化の工芸技術で製作された道具立で行事を取り行っていたことが興味深い。舶来の工芸技術によって王府しか製作しえない祭祀儀礼道具を使って、家臣団と共飲儀礼を行うことは、王権の誇示に繋がる側面もあったものと考える。進貢貿易が基盤だった琉球らしい儀礼の道具立だったといえるので

はないだろうか。

次に美御前揃三御飾御規式に使用されたことが確認される道具は、現存事例が少ないが、その個別の道具を見ると、製作技術に類似点が多く、ほぼ同じ工房で長期間、技術が継承されて製作した痕跡がある。

本論では第二章と第三章にかけて現存事例が少ないながらも複数残っており、古写真等の画像や文献史料の記録等も使い、古琉球期から近世琉球期にかけて製作技術や図案等の仕様の変遷が追える「御籠飯」と「御玉貫」・「御玉垂」を主たる考察の対象とする。この製作技術や仕様の変遷を考察することにより、古琉球期から近世琉球期にかけて祭祀儀礼道具を使用した共飲儀礼の変容の一端を明らかにできればと考えている。

註

（1）首里王府の祭祀儀礼に関する先行研究は、真栄平房敬『首里城物語』（ひるぎ社 1989 年 11 月）、豊見山和行『琉球王国の外交と王権』（吉川弘文館　2004 年 6 月）、伊従勉『琉球祭祀空間の研究』（中央公論美術出版　2005 年 4 月）、真栄平房昭「琉球国王の冊封儀礼について」（『沖縄の民俗と宗教　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集』 窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集刊行員会　1988 年 3 月）、豊見山和行「冊封の諸相」（『新琉球史　近世編（上）』琉球新報社　1989 年 9 月）、上江洲安亨「王権・外交儀礼の拠点としての首里城」（『新沖縄県史』各論編４ 2005 年 3 月）、後多田敦『琉球の国家祭祀制度　その変容・解体過程』（出版舎 Mugen 2009 年 11 月）、麻生伸一「琉球王国の財制と外交儀礼」（『世界とつなぐ起点としての日本列島史』　清文堂　2016 年 2 月）、麻生伸一「先王祭祀と琉球王権―琉球王国末期の廟制から―」（『沖縄文化』第 52 巻 1 号　2019 年 6 月）、麻生伸一「近世琉球期の首里城-儀礼空間としての首里城」（『首里城を解く - 文化財継承のための礎を築く』勉誠社　2021 年 9 月）、伊従勉「中華礼制蕃国礼執行装置としての首里城」（『首里城を解く - 文化財継承のための礎を築く』勉誠社 2021 年 9 月）等がある。

（2）『琉球国由来記』（伊波普猷・東恩納寛淳・横山重編纂『琉球史料叢書』第一巻・第二巻　井上書房　1962 年 4 月）

（3）『琉球国旧記』（伊波普猷・東恩納寛淳・横山重編纂『琉球史料叢書』第３巻　井上書房　1962 年 4 月）

（4）『球陽』（球陽研究会編『球陽』沖縄文化史料集成五　角川出版　1974 年 3 月）

（5）『女官御双紙』（小島瓔禮校注『神道大系神社編五十二　沖縄』　神道大系編纂会 1982 年 9 月）3～119 頁。

（6）『聞得大君御殿幷御城御規式之御次第』（小島瓔禮校注『神道大系神社編五十二　沖縄』　神道大系編纂会　1982 年 9 月）263～273 頁。

（７）『琉球国王家年中行事　正月式之内』（豊見山和行「琉球国王家年中行事　正月式之内」（『浦添市立図書館紀要』第２号　浦添市教育委員会　1990 年 12 月）56～67 頁。

（８）高良倉吉「首里王府とユタ問題」（『琉球王国史の課題』　ひるぎ社　1989 年 10 月）224～225 頁。

高良氏は羽地仕置について「（前略）古琉球に決別し（中略）近世琉球を展望することができた。その展望にもとづく施策が向象賢路線であり、その一環をなす問題が宗教・祭祀・儀礼対策であった」とし、「当時の琉球社会にはびこっていた冠婚葬祭の華美、年中行事の過奢、日常生活の虚礼・冗費がこと細かに指弾され」、その結果として「煩瑣な虚礼・行事を整理することにより社会の効率を高め、ひいては首里王府行政システムのレベルアップを達成すること」を目指したとしている。

（９）後多田敦『琉球の国家祭祀制度　その変容・解体過程』（出版舎 Mugen　2009 年 11 月）31～33 頁。

後多田氏は、羽地朝秀の女性が参画する祭祀の改革について、①聞得大君を王妃の次位とした（一六六七年）。②伊平屋あむがなしが二年に一度、王府に朝観することを停止。国王の大慶事及びあむがなしの代替りの謝恩のみ許可（一六六七年）。③ノロクモイを含めた軽職者への辞令書発給廃止（一六六七年）。④国王の久高・知念玉城行幸を下庫理当の代参とする（一六七三年）。⑤九月の麦初種子・米種子に国王が二年（三年）に一度、聞得大君御殿で礼拝していたが代理が行うこととした（一六七三年）。聞得大君を王妃に固定（一六七七年）と紹介している。国王行幸の廃止のような儀礼行為だけでなく、聞得大君の地位の格下げや就任者を王妃と固定することや神女就任者の辞令書発給の省略等も含んでいた。

(10) 伊従勉『琉球祭祀空間の研究』（中央公論美術出版　2005 年 4 月）141 頁。

(11) 豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」（『琉球王国の外交と王権』　吉川弘文館　2004 年 6 月）232～241 頁。

また、豊見山氏が指摘した王府祭祀の中国化は、渡辺美季氏によると康熙 22(1683)年に尚貞冊封のため来琉した汪楫が滞在中に指摘した施策の数々が契機となったとしている。詳細は下記の先行研究を参照。

渡辺美季「隠蔽政策の展開と琉清日関係」（『琉大史学』第 20 号　2018 年 9 月）51～70 頁。

(12)（３）に同じ。『球陽』巻十二　尚敬王一七年条　294～295 頁。

始裁國殿梁上貼不動金像

自往昔時、重修國殿、即令銅匠、製成不動金像、至告成時、聖家僧、誦経、設壇、札與其像貼乎梁上。是年、始裁其不動金像。

(13)『百浦添御普請日記』（尚家文書 498 号）（『国宝「琉球国王尚家関係資料」資料集首里城御普請物語』　那覇市歴史博物館　2022 年 3 月）60～63 頁。

一、百浦添御普請御成就付、今月十七日
　於大庫理聖家三壇ニ而三十座御祈念可有御座事、（下略）

本文言上相済候付、御普請方江通達為致候也。
　覚
今月十七日久米村方・寺社方梁木札為打可申事、
　以上、
午八月十五日

本文之通申出候付、泊地頭吟味役武富親雲上ニ而遂披露御座印押渡ル
　口上覚
百浦添御普請成就付、於大庫理三十座御祈念被仰付候処、御寺持之僧病気引入之方有之、人数不足ニ而御座候間、隠居僧江茂勤方被仰付被下度奉存候、此旨宜様被仰上可被下儀奉頼候、以上、
午八月
　　臨海寺　盛範座主
　　護国寺　石湯法印

　八月十五日
一、久米村方・寺社方梁木札御普請奉行より差出候付、見調部御書院奉行御取次、備
上覧候事、
　附、当御取次之筈候処、詰居無之本文之通、

(14)琉球仏教史に関する先行研究では、知名定寛氏が、羽地朝秀から蔡温期の改革で、仏教関連の祭祀儀礼について、①近世的な王権強化のため新たな制度化や簡素化がなされ、②真言・禅宗双方が参画する祭祀儀礼を王城内の祭祀を城外に移動・廃止等を行い、王府と一線を画する政策を進め、③寺院・僧侶への知行改定による費用削減等を行ったとしている。詳細は下記の先行研究を参照。
知名定寛『琉球仏教史の研究』（榕樹書林　2008 年 6 月）
知名定寛『琉球沖縄仏教史』（榕樹書林　2021 年 10 月）159～177 頁。
(15) 官生騒動については下記の先行研究を参照。

伊波普猷「官生騒動に就いて」(『古琉球』　1944 年 1 月）214～238 頁。
前田舟子「<官生騒動>と副官生派遣問題」(『順風相送：中琉歴史与文化　第 13 回中琉歴史関係国際学術会議論文集』　2013 年 1 月）232～247 頁。

(16) 高良倉吉「近世琉球における天孫氏問題―雍正九年の天孫氏位牌安置一件の詮議から―」(『球陽論叢』　1986 年 12 月）145～158 頁。

(17) 高良倉吉「伊是名玉御殿をめぐる諸相」(『窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集 沖縄の宗教と民俗』　1988 年 3 月）263～273 頁。

(18) (11) に同じ。豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」

(19) 前村佳幸「近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆観念」(『琉球大学教育学部紀要 第 91 集』　2017 年 9 月）17～28 頁。

(20) 麻生伸一「先王祭祀と琉球王権 - 琉球王国末期の廟制から - 」(『沖縄文化』第 52 巻 1 号　2019 年 6 月）21～42 頁。
前村佳幸「琉球王朝末期の廟議－寝廟と太廟の神主配置」(『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所　2020 年 3 月）151～202 頁。

(21) 田里修「間切公事帳にみる祭祀・儀礼」(『窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集 沖縄の宗教と民俗』　1988 年 3 月）275～294 頁。

(22) (９) に同じ。後多田敦『琉球の国家祭祀制度　その変容・解体過程』35 頁。
後多田氏は、蔡温の改革で女神官が存在感を示していた国家祭祀が奪われたが、「女神官の祭祀が琉球の民族宗教に基礎をもっていた点にある。女神官は全国各地の村々に配置され、その数は二百を超えて農耕儀礼などとも結びつき、 深く人々の生活と結びついていた（中略)。民族宗教に起源を持つ女神官の祭祀は 、政治世界への影響力を低下させながらも 、 国家守護や五穀豊穣の祈願などを通して。地域社会で生き続けたのである。」としている。

(23) (２) に同じ。『琉球国由来記』巻一　王城之公事 21～22 頁。24～25 頁。

長月御タカベ

二月中撰日、前夜戌時、有夜之御祟（真壁殿内・儀保殿内、火之神御前)。而其日之令辰、為百人御物参也（見勢頭之御双紙)。是為國王萬々歳、御子孫御息災、除蛇毒害、作毛蟲蝗災、五穀豊饒、唐・大和・宮古・八重山島、往還之諸船、得順風也（無其記故、三平等大阿武志禮ニ問テ、記之者ナリ。惡鬼納言葉ニテ、御願文爰ニ記)。

今日ノヨカルミヒヨリ、カホウミヒヨリニ、
首里天加那志美御前ヨリ、御祝物、昔カラ、ケサシカラ、アルヤニ、オシヤゲワレ（ラシ歟）メシヨウテへ、オガマレメショウチへ、セヂマサリメショウチへ、ミハナ御五水コムデ、請メショウチへ、天地通シメショウチへ、御月・御日・三ツ星・七ツ星ノ御前ト、アイチナリメショウチへ、

首里天加那志、庚年御スヂハジマリメショウヤル、金性ノ辰ノ御歳、御命ノツナ、御星ノツナ、イヂヨク、マヂョク、掛ブサヘ、敷ブサヘ、メショウル、百ガホウノ、アルヤニ、御守メショウチヘ、御タボイメショワレ、思子御スデモノ御タメ、左リ右リ、百ガホウノアルヤニ、御守メショウチヘ、オタボイメショウワレ、又島國ノ作物ノ為、首里ノ御眞人、唐・大和・宮古・八重山、島々ノ船々、上リ下リノフゴトモ、百ガホウノアルヤニ、御守メショウチヘ、
首里天加那志美御前、御肝ボコリ、オナカボコリ、メショウルヤニ、御守メショウワレ、デヽ。
八人ニテ御拝、ガラメキ申ス。

四品御物参

三八月、吉日令辰、為四品御物参者（以有百人・順禮・百度・七度。四品之御物参、名四品者也）。是為國王萬々歳、御子孫御息災、五穀豊饒、唐・大和・宮古・八重山島、往還之諸船、得順風也（詳見勢頭之御双紙）。始於何御宇乎、不可考矣。

四度御物参

三八月、吉日吉時、為四度御物参者（九引之勢頭九人、筑登之九人、里主部・家来赤頭八十一人、三番之親雲上廿七人。分以十四人而、各拝所為四度之御拝。故四度御物参也。見勢頭之御双紙）是奉為　國王萬々歳、御子孫御息災、五穀豊饒、唐・大和・宮古・八重山島、往還之諸船、得順風也（詳見上同御双紙）。始於何御宇乎、不可考矣（琉球言葉ニシテ御願文、勢頭職御双紙二アリ。長月御タカベノ類成ル故二、不及記之ナリ）。

(24) (11) に同じ。豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」237頁。中鉢良護「王府の暦をめぐる諸問題」(『沖縄文化』第 77 号　1993 年 1 月) 18～77 頁。

(25) (10) に同じ。伊従勉『琉球祭祀空間の研究』570～571 頁。
伊従氏は 18 世紀半ばから典礼改革の「揺り戻し」期があったとし、国王の十一月・正月の寺社参拝（乾隆 28（1763）年)、今帰仁阿応理屋恵職の復活と中秋の拝月の復活（乾隆 34（1769）年）を事例として挙げ女神官勢力の抵抗の痕跡を示している。

(26) 首里殿内で三年に一度行われた国王の「御耕御始」と聞得大君の「御苧績御始」という儀礼があった。『由来記』記載の「麦初種手・米種子」(№68) のことで三平等の大あむしられの一人である首里大あむしられが所管する首里殿内で挙行された儀礼であった。そのため首里城内の内の儀礼を取り仕切った女神官との関

連が強い儀礼であったと思われる。久高島行幸が代参に変更された康熙12(1673)年に廃止されたが、王府は道光 24（1844）年、北京留学中の琉球官生に儀礼の復活の可否に関する調査を指示している。

『進貢船仕出日記』(『琉球王国評定所文書』第一巻　浦添市教育委員会　1988年3月)）541～542頁には、

一、御当国往古者、三年ニ一度於首里殿内上様御耕御始　聞得大君加那志様御苧績御始之規式為被召行由候処、到康熙十二年、右之規式被召留置候。其通ニ而可宜哉、又者以前之通被召行方ニ茂可有御座哉之事。

とある。なお、琉球官生の調査結果や、それをもとに王府が儀礼を復活させたかについては不明である。

(27)（13）に同じ。『百浦添御普請日記』（尚家文書498号）78頁。

一、於御内原御主部、御料理可被　召上事、

一、御呼之御女性方、御料理可被下事、

(28) 上江洲安亨「王権・外交儀礼の拠点としての首里城」（沖縄県教育委員会『沖縄県史』各論編　第四巻　近世　2005年3月）407～430頁。

(29)（２）に同じ。『由来記』巻一　王城之公事　十一月　冬至　37頁。

（３）に同じ。『旧記』巻之三　公事　十一月　冬至　71頁。

『由来記』の冬至の項には、「冬至　聖上於玉庭、拝北極。規式元旦同也」とあり、『旧記』の冬至の項には、「王率百官。拝北極。其儀注。略似元旦之儀。時大臺所。献御佳例盆。並糖圓。于　内院。」とあり、どちらも行事の記述について省略がなされている。

また『旧記』の「冬至」の項に続き「御状開」の項に「此日（冬至)、法司・當番親方・耳目官・吟味等官・坐班南殿。己刻　王出御南殿。即使者捧簡書。授法司官。法司官、轉達睿覽。此時賜酒並御茶。于朝見官員也」とあり、冬至に、『由来記』には記述が無いが、『旧記』は項目を分けて南殿御規式のことが記録されている。

(30)（10）に同じ。伊從勉『琉球祭祀空間の研究』554頁。

『由来記』の冬至の項の記述に省略がみられることから伊從勉氏は、冬至の朝拝御規式に国王の出御が無い可能性を示唆している。しかし『由来記』で「聖上於玉庭」、『旧記』で「王率百官」とあり、記述の主語は国王である。また王府の祭祀儀礼時の配置を記した『圖帳　當方』では冬至・正月元日・十五日に国王が唐玻豊に出御する際の行列道具等の配置図が記録されている。国王が御庭で百官を率いて正月元日・十五日の行事と同じ儀礼を行ったとしてもよいかと考える。したがって国王出御の大規模な儀礼後に、冬至も南殿及び下庫理での国王出御による世子以下との共飲儀礼はあったと考える。

(31) 二木謙一「室町幕府歳首の御成と垸飯」(『中世武家儀礼の研究』　吉川弘文館

1985 年 5 月）13～41 頁。

(32)（２）に同じ。『由来記』巻一　王城之公事　三月　三日 23 頁。

『由来記』の（三月）三日の項には、「三日（省略）出御於南風之御殿。世子：世孫及王子・按司・三番三司官・親方・御物奉行・申口吟味役・當番座之座敷親雲上以下冠朝服、以倭國禮出仕也。（吟味役迄ハ、着座ナリ）御引渡、御盞立、奉献御酒、同時有庭楽。御流賜出仕之官員。御入座後、世子・世孫以下、着座人員、御茶賜之也。且又出御於御書院。世子・世孫以下、王子衆・三司官献上之御花・御酒、銘々御書院親方ニテ混之。献上アリ。御流、三司官迄賜之。前代者、上巳・端午・八朔・重陽、出御於下庫理也。尚貞王御代、康熙十年辛亥、改而有出御於南風之御殿。用倭國之禮也」とある。

(33) 二木謙一「室町幕府八朔」（『中世武家儀礼の研究』　吉川弘文館　1985 年 5 月）104～134 頁。

(34)（２）に同じ。『由来記』巻三　王城之公事　正月　七日節供　13～14 頁。

『由来記』の七日節供の項には、「七日節供　此日　聖上、出御下庫理。玉座ニ御飾御規式也。（此時有笙家来赤頭之音楽。五節供共ニ、音楽同之。以下略」

ただし、五節供の内、人日（下庫理）・上巳（南殿）・端午（南殿）・重陽（南殿）は、下庫理若しくは南殿で共飲儀礼を行っていたが、七夕は、国王が円覚寺、天王寺、天界寺、大美御殿へ行幸し、首里城内での類似の共飲儀礼は行っていない。

(35) 池宮正治「上表渡しと勅書迎えの儀式」（『第六回中琉歴史関係学術検討会文集』中国第一歴史档案館籌備会編　2000 年 10 月）286～297 頁。

(36)（13）に同じ。『百浦添御普請日記』（尚家文書 498 号）76 頁。

九月廿三日、百浦添御普請御成就御祝儀付而御規式之次第

一、於下庫理三御飾御規式可有御座事、

一、思弟部・思弟部座敷・同隠居・按司・同隠居・同仕切御暇乞之方・三司官・三司官座敷・同仕切御暇乞・三番之親方・同隠居・申口・吟味役・里主・御物城・両長使・泊頭取・百浦添御普請奉行・同瓦奉行・貝摺奉行・普請奉行・小細工奉行・鍛冶奉行・當番之申口座以下、朝衣八巻ニ而於下庫理出仕可有御座候事、

とあり、正殿下庫理で年中行事だけでなく、数十年に一度行われた道光 26（1846）年の正殿重修終了の祝儀儀礼として三御飾御規式を行うとしている。

なお、道光 26 年の正殿重修に関する経緯を時系列でまとめた研究として高良倉吉氏の「首里城正殿の重修経過～道光 26 年（1846）重修を伝える尚家文書の要点～」があり、『百浦添御普請日記　當方』の要点を整理紹介している。

(37)（２）に同じ。『由来記』巻二　官爵位階職之事　當役　53 頁。

(38)『圖帳　勢頭方』（沖縄県立芸術大学所蔵）

(39)（７）に同じ。『式之内』62 頁。

(40)（２）に同じ。『由来記』巻三　王城之公事　正月　御印被　9～10 頁。

納殿ヨリ目録相認、御双紙庫理取次、稟于三司官、御朱印押テ、中之庫理ヨリ、當衆御取次、備上覧、為相濟之由、三司官へ申シ達シ、納殿ニ格護仕也。右目録左ニ記之。（黄染杉原ニ認之、同紙ニテ上包、目録ト書之）

謹言上

御印被御物之目録

一、金子　　百枚

一、銀子　　千枚

一、米　　一萬斛

一、鳩目　　拾萬貫

一、上布　　二萬疋

天筆和合楽

地福皆圓満

以上

年號（エト）正月一日納殿

(41)（７）に同じ。『式之内』57 頁。

一、同時、初之楽為仕可申由、評定所里之子ゟ御双紙庫理江申出候得者、三司官江案内、楽為仕候事。

一、初之楽相済、御開印御規式ニ付、三司官・御双紙庫理・下庫理着座仕、御印箱之御鎖之子可被下旨、 御双紙庫理より当御取次、言上仕候事。

一、 御鎖之子箱被下候得者、御開印之御吉書、里之子たより御双紙庫理江相渡し三司官入披見、里之子た江渡候得者、当・里之子た・花当ニ而於御差床前、御印箱開、御印押、里之子たニ而御吉書、御双紙庫理江渡し候得者、拝見仕三司官再見、御双紙庫理ニ而当御取次、備 上覧、被返下候得者、御双紙庫理ニ而三司官江首尾申出、退座有之候。

御吉書ハ当格護仕候事。

一、御鎖之子箱者、御双紙庫理切封仕、御吉書奉備　上覧候硼、差上候也。

一、御規式相済、御印、当より御近習御取次、差上候事。

一、御吉書ハ、御右筆主取ニ而兼而相調、下庫理里之子た江相渡候。里之子たゟ 跡月廿五日限、御双紙庫江差出候へハ見調部、三司官入披見、里之子た江相渡置候也。調様左記。

附、御右筆主取当病、又ハ何角指支候節ハ、 評定所筆者主取へ可被仰付旨、兼而口上言上仕候。

御開印吉書

風調雨順

国泰民安

年号干支正月初一吉日

但、黄染杉原竪ニ相調、同紙ニ而包。

御開印吉書与上書有ル。

とあり、正月元旦午前 8 時に初の楽の演奏終了後、御開印御規式のため、三司官・御双紙庫理は正殿下庫理に着座し、御印箱から御印を出して吉書に押す儀礼を行っている。御印を押した吉書を三司官確認後、国王に上覧し、そのことを三司官に報告後、當役が格護（保管）する流れは『由来記』記述の 18 世紀初頭とほぼ同じである。ただ『由来記』の「御印被」との違いは、金子・銀子・米等が記載された御物之目録が無くなっており、御開印吉書の文言が「天筆和合楽。地福皆圓満。」から、『式之内』は「風調雨順。国泰民安。」に変化している。日付も「御印被」では、日付の末尾に納殿と記しているが『式之内』では、日付の末尾に納殿の文言は無くなっている。

(42)（７）に同じ。『式之内』57 頁。

一、御印乞可申旨、当より申口取次三司官案内仕、御近習江申上被下候得者、御餝仕候事。

一、三ツ御餝美御前揃之御道具、此外之御座餝、当ニ而御餝仕候事。

附、右御餝之次第、下庫理図帳ニ有之。

(43)『魯荒王墓』（山東博物館　山東省文物考古研究所編集　2014 年 11 月）上巻 96～97 頁。下巻図版 97・98）

(44)『尚泰様御元服御双紙』（尚家文書 25 号）（那覇市歴史博物館所蔵）

一　御座揚可申旨、當ょ里三司官江案内、當一人御差床江登候得者、里之子た四人内一人者、貝摺君使官持、一人者御菓子盆持、御差床前四人一列ニ扣居、當御印請臺共里之子た江渡、君使官、里之子たゟ請取、御腰物載候而渡。又御菓子盆、里之子たより請取、玉御團羽・御拂子・御鼻紙盆載候而渡。又御筵、里之子た江渡、順々持還候得者、當ゟ三司官江申達、何連茂還座有之候事。

附御印・御腰物者、當ニ而御近習御取次、差上候也。

(45)「標題欠」（渡名喜明「〈史料紹介〉「王城之公事」関連史料」　『史料編集室紀要』第 13 号　沖縄県立図書館史料編集室　1988 年 3 月）102～113 頁。

一 御印乞可申旨、当ょ里御双紙こおり取次、三司官案内仕、御近習江申上、御印被下候へ者、里之子た捧させ、当御差床南表ょ里登、御印里之子たより請取、台ニ直シ、里之子た壱人、御払子・玉御団羽、御菓子盆ニ載せ、捧来り当請取、御打置之上、図帳之通御飾仕、御菓子盆者里之子た江渡シ、罷帰候事。

(46) 鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』（岩波書店　1982 年 10 月）158 頁。

御寝廟御殿の仏壇には、尚円王夫妻、尚育王夫妻、尚泰侯夫妻、尚典侯（夫人野嵩御殿は当時健在）を祀ってあり、その年忌に際しては、仏壇の前に（中略）黒

塗沈金の御神位台を置き、仮御神位を中央にしてその前に天目形椀（台共、朱塗沈金）に神水を入れて供え、また香華及び供物を供え、この祭壇の前で法事の儀式を行う。

と鎌倉は述べている。ここで言う「御寝廟御殿」とは、首里城白銀門内の御寝廟殿ではなく、中城御殿の中心となる建物のことである。「黒漆沈金御神位台」は、古琉球期の尚円王から近代の尚泰王、尚典侯まで年忌に際して仮神位を置き、供物を供える卓として使用された。

(47)「首里城納殿より紅型職人への注文書（紺屋文書)」(『平成 29 年度首里城公園企画展　琉球王国の祭祀道具　写真集』　沖縄美ら島財団　2017 年 12 月）2 頁。

覚

上紙七枚

但黄染

右取納座入用候間

来十日限染調

可被納候　以上

納殿

戌

十二月六日

勢頭

知念筑親雲上

とあり、12 月 6 日付けで納殿より知念筑親雲上へ 12 月 10 日を納期として黄染の上紙七枚を注文している。知念家は累代で型染（紅型）職人を輩出している家系であるため型染職人に上紙の黄染を注文したものと思われる。本文書の注文時期も 12 月であることから、吉書だけでなく正月の祭祀儀礼で多くの黄染した上紙が使用されたものと思われる。

(48)（46）に同じ。鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』158 頁。

(49)『混効験集』田島本（琉球大学附属図書館伊波普猷文庫　琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ）Image13

池宮正治『琉球古語辞典　効験集の研究』(第一書房　1995 年 11 月）81 頁。

(50)（44）に同じ。『尚泰様御元服御双紙』(尚家文書 25 号)

①場所：正殿下庫理上御茶之間

附、御茶入三ツ内壱ツ油単共御書院ょ里里之子た請取貝摺君使官ニ載、御辻おそひ花當捧来候得者、當納繕候也。

②場所：不明

一　御元服御祝儀付而御位昇懸役儀、被仰付候人数、御拝仕させ可申旨、勢頭より三司官江案内仕、言上写貝摺君使官ニ載す。當御取次言上仕、相済候得者、御拝仕候事。

③場所：正殿下庫理

一　王子衆・按司衆御捧目録三司官以下御捧目録、御双紙庫理ょ里那覇久米村御捧目録御願之側ゟ諸間切諸嶋御捧目録、御物奉行ゟ右目録貝摺君使官壱ツニ載、當御取次備上覧相済候得者（下略）、

④場所：正殿下庫理上御茶之間等

一　右相済、里之子た御茶湯之間江貝摺君使官持参り御残之御茶御茶道ょ里請取、南之詰座江帰。左右詰座ニ而御茶たて左右之（給カ）王子・按司江當宮仕ニ而上三司官（給カ）以下小赤頭宮仕ニ而被下候事。

(51)「尚侯爵家所蔵本　稲之二御祭公事　勢頭方」（『鎌倉芳太郎資料編（ノート篇）第二巻　民俗・宗教』沖縄県立芸術大学附属研究所）303～308 頁。

一 御内原より御穂被下候得者、貝摺君使官ニ載す。御双紙庫理・申口里之子たニ而　〈改・台〉太子様　〈改・台〉太孫様江差上御頂被遊候得者、本座着、右御穂、黄塗君使官二ツニ載す（下略）

附、大祭之時、此御穂之御規式幷御穂・御酒無之候也。

(52)『尚育様御即位日記』（尚家文書 12 号）（那覇市歴史博物館所蔵）

一　御座上可申旨、當ゟ三司官江案内仕、當一人御差床江登候得者、里之子た四人、其内一人貝摺君使官、一人者御菓子盆持参、御差床前四人一列ニ扣居、當御印請臺共里之子た江渡シ、君使官里之子たょ里請取、御腰物載シ候而渡シ、又御菓子盆里之子たょ里請取、玉御團羽・御拂子、御鼻紙盆ニ載シ候而渡。又御筵、里之子た江渡、順々持帰候得者、當ゟ三司官江退座之段、申達いつれも退座有之候事。

(53)（44）に同じ。『尚泰様御元服御双紙』（尚家文書 25 号）

一　御印乞可申旨、當ょ里御双紙庫理取次、三司官江案内、御近習御取次言上仕、御印被下候得者、里之子た江捧させ、當御差床南表ゟ登り御印里之子たょ里請取、臺ニ直し、里之子た一人御拂子・玉御團羽御菓子盆ニ載す。捧参り當請取、臺之上ニ圖帳之通、御飾仕、御菓子盆者里之子た江渡罷備候事。

(54)（46）に同じ。鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』156～157 頁。

(55) 筆者は 2013 年 12 月 21 日、土井菜々子氏と久高島において祭祀儀礼道具の調査を行った際に、調査協力をされた儀武栄子氏より足付盆について「ウカァーシボン」と呼び習わしていたことをご教授頂いた。儀武氏は調査当時、沖縄本島在住だが、久高島で年中祭祀を行う際には来島して祭祀を担っていた。

(56)（42）に同じ。『尚泰様御元服御双紙』（尚家文書 25 号）

一　御盃包用之中奉書三枚、印紙を以御用物座ょ里前日請取置候事。

(57) (49) に同じ。田島本 Image13。池宮前掲書 81～82 頁。

(58) (49) に同じ。田島本 Image13。池宮前掲書 81～82 頁。

(59) (44) に同じ。『尚泰様御元服御双紙』(尚家文書 25 号)

當者美御前揃之本江参り、御籠飯之御辻迦ふた開(中略)御盃御菓子盆之御辻迦、御盃包紙迦、御盃流臺ニおつふせ包紙者、懐ニ入、御酒わん之御辻迦、御瓶・御菓子盆之御辻迦、親方、御菓子盆捧、座喜味親方請捧、御前江居御酒わん・御菓子盆共、當ょ里親方江捧渡候得者、親方ょ里座喜味親方請捧、御盃盆之右表ニ居、當ょ里御手次之御菓子盆、親方江渡候得者、座喜味親方、御酒わん之御取ふた取、親方捧候。御菓子盆ニ置、親方ょ里右之御菓子盆、當受取御取ふた御打之上ニ置、一番目之御瓶、其御菓子盆ニ載御瓶口紙取、御瓶之御菓子盆ニ置、親方江相渡、當者三司官之座末ニ退扣居、座喜味親方御礼手を合、御盃臺共取揚、御酒わんニ御盃、二三篇すゝけ、臺ニ載、右之手ニ而捧、御礼仕、親方御酌ニ而御酒次（中略）御酒次シ御加上座喜味親方、つくはい御盃被下候得者、頂き御酒臺ニ居、座喜味親方御禮手を合、當最前之席ニ参り御瓶御菓子盆共親方ゟ請取、御打直之上ニ居、御瓶如本直（下略）

(60) (７) に同じ。『式之内』63 頁。

当ハ南表美御前揃之本二参、御籠飯之御辻迦し、ふた開、御盃・御菓子盆之御辻迦し、御盃包紙迦し、渋台載北表美御前揃之本二参り、親方御盃・御菓子盆江揚、三司官江伝、三司官請捧、臺御差床御前真中二居、当御瓶・御酒椀之御辻迦し御酒椀・御菓子盆共親方江渡、親方より三司官請捧、御盃盆之右表二居、当より御菓子盆親方江渡侯へハ、三司官御酒椀之御取ふた取、親方捧候御菓子盆二置、御菓子盆親方より当請取、御取ふたハ御打置之上ニ置、一番目之御瓶口取紙を迦し、其御菓子盆載、親方江相渡（当ハ北表、当之座前柱之側江扣)、 三司官御礼手を合、御盃台共取上ケ、御酒椀、御盃二三篇洗き台載シ、右之手ニ而捧御礼、親方御酌ニ而御酒次セ、御前江上つくはふ(御座中何れも手を付)、御盃被下候へハ、又次セ御加上ケつくはふ、御盃被下候得者、当参御瓶・御菓子盆共親方より請取、如本返し（下略）

(61) 久保智康「尚家継承金工品」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ美術工芸編』　那覇市 2003 年 3 月）105～119 頁。

(62) (44) に同じ。『尚泰様御元服御双紙』(尚家文書 25 号)

①一、焼酎四拾済

右於大庫理諸人江美御酌被下用として渡掛、印紙を以前日大臺所ゟ請取置、現入取〆、印紙を以拂帰候事。

②一、次酒入用之御玉貫五對内壱對黄玉貫玉かぶり共。大庫理美御酌之時、御飾用。提子弐對真ぬりちょく弐拾赤沈金、酌かい懸子弐ツ真ぬり、四ツ足膳弐ツ。當日早朝寄候様、前日御道具當江致問合候事。

③（前略）大里王子敷居内　立御拝壱ツ仕、御前差寄　美御酌被下候得者、少しさり御盃差持御禮ニ而被下、御盃三司官江渡最前之通、立御拝ニ而退座。座喜味親方敷居、外ょ里廻り、勤之次第、右同断。三司官着座之三司官、美御酌被下相済候得者、壱人御取次之三司官ニ相替、御取次相勤、最前御取次之三司官、美御酌被下候得者、直ニ本座江着。幷御近習頭・御守役・御近習役迄敷居、外ニ而右御次第之通ニ而被下相済、親方・當本座江着候得者、座喜味親方敷外ゟ廻り御差床前敷居内ニ而、立御拝壱ツ仕、手を合、御祝之旨趣言上仕。御禮手を合、本座江着候事（下略）。

①は、尚泰元服の大庫理の儀礼時に「美御酌」を下される場面があり、そのため焼酎（泡盛）40 済（升）を大臺所より請け取るよう指示をしている。
②は、大庫理の「美御酌」時の酒器として御玉貫５対、１対は「黄御玉貫」で「玉かぶり」の準備を指示している。また真ぬり（黒漆）の「提子」2 対、朱漆沈金の「ちょく」を 20 個、真ぬり（黒漆）の懸子 2 対、「四ツ足膳」2 対を当日早朝に御道具當から調達するように指示をしている。
③は、「美御酌」を行っている場面で、大里王子に国王より御酒が下賜され、次に三司官の座喜味親方へ御酒が下賜されていく儀礼の進行を事前に取り決めていたことが記録されている。
大庫理で国王から直接、御酒の下賜がなされる儀礼について、御酒・道具の準備、儀礼の場面の記録から「美御酌」と表記していたことが分かる。

(63)（７）に同じ。『式之内』58 頁・63 頁・64 頁。
①一、宰領之さはくり･おゑか人・位衆者、朝之御拝相勤、諸人同前ニ五はいニ而大通被下候。赤八巻･青八巻者諸家来赤頭同前ニ、於御庭御酒被下候也。
②一、諸家来赤頭、間切間切おゑか人江時分ニ御酒可被下由、当ニ而三司官江案内、勢頭江申上渡置、諸人大通被下候刻、御庭二而被下候事。
③一、右相済、王子衆・按司衆江当御宮仕、三司官以下着座人数、里之子た宮仕二而御酒被下候。着座無之座敷・勢頭座ハ御差床御拝所、黄八巻以下ハ五はい二而大通被下候事。
④一、着座人数御茶・御酒被下、五はい大通井諸家来赤頭まて御酒被下、相済候へ者、当三司官之座末参り、御拝つゝ之時分相達、（下略）

①は、宰領之さはくり･おゑか人・位衆は、向拝柱（五はい）周辺で「大通」を下される。赤八巻・青八巻の身分の者は、諸家来赤頭と一緒に御庭で御酒を下される。
②は、諸家来赤頭、各間切のおゑか人は、御庭で「大通」を下される。
③は、下庫理内で王子衆・按司衆には、當役が給仕を行い、三司官以下、下庫理

に着座の人数には、里之子達が給仕を行い、御酒を下さる（美御酌のことか）。着座の資格の無い座敷・勢頭座は、下庫理中央の御差床御拝所、黄八巻以下の身分の者は、向拝柱（五はい）周辺で「大通」を下される。

④は、下庫理に着座の人数に御茶・御酒を下され、向拝柱（五はい）周辺で諸家来赤頭まで「大通」を下され御酒を飲み終わった時分に、當役が三司官の末に近寄り、「御拝つヽ」を唱える頃合いを伝える。

下庫理で着座できる王子衆・按司衆の面々が御酒を下賜されることと、区別して向拝柱（五はい）周辺・御庭で御酒を下賜される行為を「大通」と表記している。

(64) (49) に同じ。田島本 Image21。池宮前掲書 124 頁。

(65) (46) に同じ。鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』157～158 頁。

(66) (49) に同じ。田島本 Image12。池宮前掲書 77 頁。

(67) (４) に同じ。『球陽』巻十二　尚敬王一七年条　292 頁。

改定殿庭以北為貴、下庫理以南為貴。

舊典、百官朝班之時、殿庭・下庫理、皆以北為貴。是年改定如此。

(68) (４) に同じ。『球陽』巻十二　尚敬王一七年条　290 頁。

十七年、國殿寶座、改設于正中。國殿規模、原、設　王座于偏隅、而君臣之分、似不得正由。是令、按司向良顕（伊江按司朝良）・向其聖（目取眞親方朝儀）等、重修國殿之便、 改設于正中。而上下之分、 燦然以明。

(69) (10) に同じ。伊從勉『琉球祭祀空間の研究』556～567 頁。

首里城における一年を通じた儀礼・祭事

月	祭事	内容	儀礼・祭事の区分	変更が確認できる事例	変更内容
正月	１元日米蒔	元日の早朝に御庭の龍柱の左右に白砂を敷く（由・旧・式）	表の儀礼 琉球固有か		
	２御簾掛	元日に百浦添御殿（正殿）に五彩色の鶴亀、松竹、鳳凰、牡丹の画簾を飾る。元日に新しい画簾に掛け変え通年、掛け置かれる（由・旧）	表の儀礼 中国系儀礼		
	３辺戸之御水且吉方御水献上	十八世紀初頭 年末に辺戸の水を獻上し御照堂に保管。元日早朝、その年の吉の方角の水（浦添・西原・首里・識名のいずれかの湧水）と混ぜて献上する（由・旧・女） 十九世紀末 国王が精進し、御日之御前・御火鉢之御前（おせんみこちゃ）・御額字（皇帝御書扁額）に参拝。聞得大君御殿より辺戸から献上された水が献上され国王を、その水でお撫でする（聞）	表・内双方の儀礼 日本系儀礼	御照堂より辺戸の水献上され吉方の水を混ぜ儀礼を行う（十八世紀初頭） 聞得大君御殿より辺戸の水獻上（十九世紀末） 変更時期不明	
	４楽器飾并音楽	元日に御庭に楽器を飾り置き、午前四時頃から六時の間に三回。午前八時から正午の間に三回演奏する（由・旧）	表の儀礼 中国系儀礼		
	５御佳例御盆	元日に芋の御汁・団子・赤飯・飯を大台所から御内原へ献上する（由・旧） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球・旧） 雍正十（一七三二）年に出仕の官員に素麺を賜う（球）	内の儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年廃止。 雍正十年内容変更か	規模・内容の見直し
	６社参	元日に御庭で四拝を行い、波の上から円覚寺までの社寺に参詣して、首里城に戻ってくる。社参の人数は三百十一人（由・旧・式）	表の儀礼 宗教（仏教・神道）儀礼		
	７御印披	元日に御印披御物の目録が作成され、三司官が御朱印を押し、国王が閲覧する（由・旧・式）	表の儀礼 中国系儀礼		
	８朝拝御規式	元日に御庭で国王・諸官がその年の吉の方角に焼香する（由・旧） 康熙五十八（一七一九）年、吉の方角に焼香する儀礼を冬至と同じく北向き（子之向）に変更する。近世末期も北向きの儀式で継続して行われている（球・式） 国王が正殿二階の唐破風の間に着座して、王妃・諸官が国王に対して焼香を行う（由・旧） 近世末期には王妃の焼香が無くなり、三司官を筆頭に焼香を行う（式） 儀礼終了後、御庭で参加者に酒が振る舞われる（大通（オトーリ））（式）	表の儀礼 日本系儀礼の要素有（一七一九年以前） 中国系儀礼の要素が強くなる（一七一九年以降） 共飲・飲食の儀礼	康熙五十八年に吉方から子之向に変更	

９御照堂御拝	元日に朝拝御規式終了後、国王が三司官等を円覚寺御照堂へ派遣し拝礼をさせる（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
10南風御殿の出御	元日に御照堂御拝終了後、南風御殿（南殿）で国王が出御して世子・世孫・王子衆・三司官衆等に酒を賜う（由・旧）	表の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
11下庫理の出御	元日に南殿の出御の儀礼が終了後、国王が正殿下庫理（一階）に出御し、美御前揃三御飾の儀式を行い、世子・世孫・王子衆・三司官衆等へ酒・茶を賜う（由・旧）	表の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
12毎月朔日・十五日御拝	毎月元日・十五日に世子・世孫・王子以下の諸官が首里城に登城する。また午後八時に御庭の左右で夜番が御日・御月御前と正殿に向かって拝礼をする（由・旧） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表の儀礼 琉球固有か	雍正七年に廃止	廃止
13初御年日	正月の国王の誕生日と同じ日にちと正月初七日に御嘉例御盆を大台所から御内原へ献上する（由・旧）	内の儀礼 琉球固有か 共飲・飲食の儀		
14三番出仕	王府には三番出仕という三交代制の勤務体系（丑、巳、酉番）があり、年始の初出仕に酒を賜る。また、この時は朝衣朝冠を着用する（由・旧）	表の儀礼 琉球固有 共飲・飲食の儀礼		
15御印飾並御美腰	毎月元日、十五日、御印と御剣を正殿に飾る（由・旧）	表の儀礼 琉球固有か		
16初行幸	国王は吉日を選び百官を率領し首里森御嶽・園比屋武御嶽を拝礼の後に円覚寺・天王寺・天界寺へ行幸する。行列には路地楽と鳴火矢を用いる。康熙十一（一六七二）年、三日に定め鳴火矢を廃止する（由・旧・球） 雍正七（一七二九）年、国王の行幸を二日とし、三日に王妃・翁主等の婦女の拝謁に変更する（球）	表の儀礼 宗教儀礼（琉球固有信仰・仏教）	康熙十一年、日程の変更。鳴火矢の廃止 雍正七年、日程の変更。国王と王妃等の婦女の拝謁日の分離	日程・内容の変更
17配帙献上	王府の禅寺が元旦から三日まで祈念した配帙を国王に献上する。但し、慈眼院だけは大美御殿に配帙を献上する（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
18七日節供	七日、国王が下庫理の玉座（御差床）に出御して節供の儀を行う。親見世より御鏡餅三飾・御酒樽一荷（糯米・醴酒）が進上される。禅家衆・聖家衆出仕する（由・旧・聞・女）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
19御盆献上	七日、元日の御佳例御盆の献上と同じものを大台所から御内原へ献上する（由） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	内の儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に廃止。	廃止
20御祈祷	十一日から十三日までの三日間、正殿大庫理（二階）に聖家（真言宗）の僧侶に祈祷をさせる。五月・九月にも同じ祈祷を行う（由）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		

21楽器	十五日、元日の楽器飾並音楽と同じく、正殿御庭に楽器飾と演奏を行う（由）	表の儀礼 中国系儀礼		
22御盆献上	十五日、元日の御佳例御盆の献上と同じものを大台所から御内原へ献上する（由） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	内の儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に廃止。	廃止
23社参	十五日、元日の社参と同じ内容の社寺参詣を行う（由）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教・神道）		
24朝拝	十五日、国王が琉装で正殿唐破風の間（二階中央）に着座して諸官は御庭で御拝する。正殿下庫理（一階）では元日の下庫理の出御と同じく三御飾の儀式があり、国王にお酒・お茶を献上して、そのお流れを諸官が賜る（由）	表の儀礼 中国系儀礼 下庫理出御以降は日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
25御照堂御拝	十五日、元日の御照堂御拝と同じく、国王が三司官等を円覚寺御照堂へ派遣し拝礼をさせる（由）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
26南風御殿の出御	十五日、元日の南風御殿の出御と同じく、御照堂御拝終了後、南殿で国王が出御して世子・世孫・王子衆・三司官衆等に酒を賜う（由）	表の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
27御参詣	吉日を選び国王が弁財天堂、弁ヶ岳、末吉宮、観音堂、識名宮へ参詣する（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教・神道・琉球固有）		
28御甲子祈念	円覚寺、天王寺で甲子ごとに国王の健康・子孫繁栄等の御祈念が終日行われ、翌朝に御配帙を献上する（由・旧） また正月初めの甲子の日に七社の祝部がその年の吉の方角の神社で、合同で祈念を行い、仏餉を国王に献上する（由・旧） 雍正六（一七二八）年に廃止される（球）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教・神道）	雍正六年に廃止。	廃止
29王城での御甲子御拝	甲子の日の戌の刻に夜番の役人と二庫理（旧記では下庫理）の役人が御庭の左右で正殿に向かって御拝（三十三拝が二度、九拝が一度）を行う。尚豊王代には寅（東北）の方角を拝んだ（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（神道） 十七世紀前半は琉球固有の儀礼だった時期ありと推定		
30辺戸・今帰仁・知念・玉城御タカベ	正月に日を選んで当役・勢頭役を辺戸・今帰仁・知念・玉城に派遣し祈願させる。内容は国王の健康・子孫繁栄・五穀豊穣・唐・大和・離島への航海安全祈願等（由・旧） 辺戸・今帰仁の御タカベは雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表の儀礼 琉球固有信仰	雍正七年に廃止。	廃止
31恵日御拝	毎月三十日（小月は二十九日）に円覚寺へ、毎月二十八日に安国寺へ恵日の御拝をする（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		

	32百人御物参	正月・四月に日を選んで三平等の大あむしられ等の神女達、役人で聞得大君御殿、首里殿内、首里城（城内の十御嶽と御当蔵）、園比屋武御嶽、国中城御嶽を巡礼する。（由来記・旧記・女官御双紙には前夜、真壁御内で夜のオタカベがあるとある）（由・旧・女）	表・内双方の儀礼 琉球固有信仰		
	33御竈清	大台所、御当蔵の竈清めは、正月十一日・五月三日・九月十九日に僧侶（旧記には護国寺の僧）が読経して御幣で竈を清める（由・旧） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	内の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼	雍正七年に廃止。	廃止
	34毎月朔日・十五日出仕	毎月一日・十五日、世子・世孫、王子・按司、三番の三司官・御物奉行、申口吟味役・当番の親方以下朝衣朝冠で出仕する（由） 国王のため、火の神の御前（おせんみこちゃ）へみはなと御五水（酒）を供え、御たかへを唱え御拝する（女）	表の儀礼 琉球固有		
二月	35久高島行幸	二月に麦が初熟の時、隔年一度、国王は久高島に聞得大君達とともに行幸する。行幸のない年は弁ヶ嶽へ行幸し、久高島に拝礼する。但し、康熙十二（一六七三）年に、この行幸の儀は当役が代参することに改められる（由・旧）	表・内双方の儀礼 琉球固有信仰 ※康熙十二年国王行幸廃止	康熙十二年に、国王行幸から当役代参に変更	変更
	36麦穂祭	王府が日を選んで各間切の根所でノロが祭祀を行う。真和志・南風原・西原間切から麦穂八結が首里城に献上され、出仕の役人に酒を賜う。現在の二月ウマチーにあたる（由・旧・聞・女）	表の儀礼（首里城） 各間切ではノロも参加した儀礼 琉球固有信仰 農耕儀礼 共飲・飲食の儀礼		
	37春秋祭祀	崇元寺に主祭官を派遣して、仲春・仲秋（二・八月）の上旬の戊の日に中華の祭礼を行う（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教） 中国系儀礼		
	38長月御タカベ	二月中に日を選んで正月・四月に実施する百人御物参と同じ祭礼を実施する（由・旧・女） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 琉球固有信仰	雍正七年に廃止。	廃止
	39彼岸	春分（二月）・秋分（八月）に禅家の僧を首里城書院に呼び、齋宴を賜う（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼		
三月	40三日	三日、大台所から御内原へ御僅例御盆と同じ料理とよもぎ餅を献上する。円覚寺から桃の花が献上される。国王が南殿・御書院に出御し、世子・世孫、王子及び三司官以下の役人は朝衣朝冠で日本風の礼で出仕する。国王に酒を献上し、そのお流れを賜う。また南殿では茶も賜う（由・旧） 康熙十（一六七一）年に南殿・書院となる。それ以前は下庫理で実施していた（由） 御僅例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼	康熙十年に下庫理より南殿・書院に儀礼場所を変更 雍正七年に御僅例御盆のみ廃止	儀礼開催場所の変更 一部廃止による縮小

	41麦大祭	王府が吉日を選んで麦大祭を行う。内容は麦穂祭と同じ。現在の三月ウマチーにあたる（由・旧）	表の儀礼（首里城） 各間切ではノロも参加した儀礼 琉球固有信仰 農耕儀礼 共飲・飲食の儀礼		
	42四品御物参	三・八月に吉日を選んで百官を以って各所の諸神に祈願をさせる。祈願の内容は国王の長寿、子孫繁栄、五穀豊穣、唐・大和・離島航海の諸船の安全祈願（由・旧） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 琉球固有信仰	雍正七年に廃止。	廃止
	43四度御物参	三・八月に吉日を選んで十四人一組を九組編成し、九つの拝所に派遣して四度の御拝を行う。祈願の内容は国王の長寿、子孫の健康、五穀豊穣、唐・大和・離島航海の諸船の安全祈願（由・旧・女） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 琉球固有信仰	雍正七年に廃止。	廃止
四月	44一日更衣	四月一日より九月三十日の間、夏衣を着用する（由・旧）	表の儀礼		
	45山留	四月一日より五月三十日の間、大風による作物の被害を恐れて斎戒するということから、鳴物等や竹木・芭蕉・茅・葦の伐採、川で魚を捕る、女性が海辺で遊ぶことを禁止する（由・旧） 雍正七（一七二九）年に禁令を廃止する（球）	表の儀礼 農耕儀礼	雍正七年に廃止。	廃止
	46知念・玉城行幸	四月に稲が初熟の時、隔年一度、国王は知念・玉城に聞得大君達とともに行幸する。但し、康熙十二年（一六七三）に、この行幸の儀は当役が代参することに改められる（由・旧・聞・女）	表・内双方の儀礼 琉球固有信仰 ※康熙十二年国王行幸廃止	康熙十二年に、国王行幸から当役代参に変更	変更
	47畔払（アブシバレー）	王府が吉日を選び、諸間切でその日が吉の人を吉の方向に向わせて畔の草を払わせる（由・旧）	表の儀礼 農耕儀礼		
	48御状渡	南殿で国王が薩摩へ派遣する年頭使に書状を授ける。この時に国王に献上された酒のお流れを蔵衆・与力まで賜る（由・旧）	表の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
	49四月八日（灌仏）	八日の釈迦の誕生日に仏像等に甘露水をそそぐ行事の例から円覚寺、天王寺、天界寺の僧が浴水を国王に献上する（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
五月	50五月五日	五日、国王が南殿に出御して三月三日と同じ儀式を行う。御台所から御内原へ御佳例御盆と同じ料理と、かしわ餅が献上される。円覚寺からは菖蒲が献上される（由・旧） 康熙十（一六七一）年に南殿となる。それ以前は下庫理で実施していた（由） 御佳例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼	康熙十年に下庫理より南殿に儀礼場所を変更 雍正七年に御僅例御盆のみ廃止	儀礼開催場所の変更 一部廃止による縮小

	51御祈念	五月に日を選んで正月十一～十三日に行った御祈祷と同じ祈祷を正殿大庫理（二階）で聖家（真言宗）の僧を呼んでさせる	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
	52稲之穂祭	五月に日を選んで北殿において三平等の大あむしられ等が祭祀を行い稲の成熟を祈願する。その後、国王が正殿下庫理に出御し、美御前揃之御規式を行う。おもろも謡われる。国王が入御（退出）後、官員に稲穂・酒が賜る。真和志・南風原・西原間切から稲穂が首里城御内原に献上され、出仕の役人に酒が振る舞われる。各間切の根所でノロが祭祀を行う。現在の五月ウマチーにあたる（由・旧・女）	表の儀礼（首里城） 各間切ではノロも参加した儀礼 琉球固有信仰 農耕儀礼 共飲・飲食の儀礼		
	53勅書迎	進貢使節団が帰国すると、那覇港の迎恩亭で皇帝からの勅書及び下賜品を龍亭に乗せ、首里城に運ぶ、国王は御庭で出迎えの儀式を行う（由・旧）	表の儀礼 中国系儀礼		
	54大世之閉開	六月一日の前日の午前二時頃、城内の門を開き、福神を招き入れる（由・旧・女） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表の儀礼 日本系儀礼か	雍正七年に廃止。	廃止
六月	55稲大祭	六月に日を選んで稲大祭を行う。内容は稲之穂祭と同じ。但し稲の成熟を祝う儀なので稲穂の献上は行わない。現在の六月ウマチーにあたる（由・旧）	表の儀礼（首里城） 各間切ではノロも参加した儀礼 琉球固有信仰 農耕儀礼 共飲・飲食の儀礼		
	56年浴之事	吉日を選んで収穫された新米を食べて祝う。時の大屋子が吉の方角の二ヶ所の湧水を汲んできて献上する（由・旧） 御台所から御内原へ御佳例御盆が献上される。 御佳例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表の儀礼 農耕儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に御佳例御盆のみ廃止	一部廃止による縮小
	57御誕生日	国王の誕生日を祝う。御嘉例御盆二通（御食・炊飯）が御台所より御内原へ献上される。諸士は位階昇進が言上される。王子・按司・三司官等に御料理を賜る（由来記・旧記編纂時の尚敬王の誕生日が六月十九日のため） 御嘉例御盆二通は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 ※六月実施は尚敬王期のみと考えられる。 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に御佳例御盆のみ廃止	一部廃止による縮小
七月	58七夕行幸	七日に、国王が円覚寺、天王寺、天界寺、大美御殿へ行幸し、先王の御拝を行う（由・旧） 雍正七（一七二九）年に七月十四日に変更する（球） 七日に、久米村の官員長史等七名で正殿下庫理（一階）において国王の衣冠を陰干しする（由・旧） 雍正七（一七二九）年に久米村の官員による陰干しを止め、當官が行う。但し長史は督理のため登城する（球・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼 ※七夕は本来中国由来だが『由来記』編纂の史官は日本由来と認識。	雍正七年に三ヶ寺の国王行幸を七月七日から七月十四日に日程変更 国王衣冠の陰干しを久米村官員中心から下庫理當へ担当を変更	日程の変更

	59御施餓鬼之事	十三日に円覚寺、天王寺、天界寺で先祖の霊を迎え、十四日円覚寺で祭祀を行う（由・旧・女） 康熙五（一六六六）年、名代を三司官から王子に改める（由・旧） 康熙七（一六六八）年、祭祀の実施場所を方丈の庭から方丈の階下正面に改める（由・旧） 康熙七年、天王寺の祭祀を十四・十五日両日から十五日の一日に改める（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）	康熙五年、円覚寺の祭祀の名代を三司官から王子に変更 康熙七年、祭祀の実施場所を方丈の階下に変更 天王寺の祭祀日程の変更	名代（派遣者）・祭祀場所・日程の変更
	60忌日	先王・先妃の命日に円覚寺、天王寺、天界寺で供養の祭りを行う（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
	61年忌	先王・先妃の御年回忌に当る年の七月に天王寺、天界寺に茶屋を建て、国王・諸官が参詣して御拝礼を行う。また薩摩の在番奉行等も招待する。この時に首里・那覇の踊りも披露する（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼		
八月	62八朔	一日に、国王が南殿に出御して三月三日と同じ儀式を行う。御台所から御内原へ御佳例御盆と同じ料理が献上される（由） 康熙十（一六七一）年に南殿となる。それ以前は下庫理で実施していた（由） 御佳例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼	康熙十年に下庫理より南殿に儀礼場所を変更 雍正七年に御僅例御盆のみ廃止	儀礼開催場所の変更 一部廃止による縮小
	63十五夜	十五日の夜に、夜番の役人が御庭で拝礼を行う。御台所から御内原へ三日御酒が献上される（由・旧） 雍正七（一七二九）年に廃止される（球） 乾隆三十四（一七六九）年に復活する（球）	表・内双方の儀礼 中国系儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に廃止 乾隆三十四年に復活	廃止された後、復活
	64赤飯丘登之事	赤飯の夜、柴差の夜に時の大屋子一人宛、奉神門・右掖門・美福門・島添（西）アザナに登り、城内の吉凶の兆しを見る。また、この夜は鐘を撞かない（由・旧）	表の儀礼		
	65柴指	柴指の日の早朝、御庭中央の浮道より桑やススキを指し、城内中にも指す。また中城御殿・聞得大君御殿・各御殿にも指す（由・旧） 御台所から御内原へ御佳例御盆が献上される。御佳例御盆は雍正七（一七二九）年に縮小される（球）	表の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に御佳例御盆のみ廃止	一部廃止による縮小
九月	66九日	九日、国王が南殿に出御して三月三日と同じ儀式を行う。御台所から御内原へ御佳例御盆と同じ料理が献上される。円覚寺からは菊花が献上される（由） 康熙十（一六七一）年に南殿となる。それ以前は下庫理で実施していた（由） 御佳例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼	康熙十年に下庫理より南殿に儀礼場所を変更 雍正七年に御僅例御盆のみ廃止	儀礼開催場所の変更 一部廃止による縮小

	67御祈念	九月に日を選んで正殿大庫理（二階）に聖家（真言宗）の僧を呼んで祈祷をさせる。内容は正月・五月の御祈祷と同じ（由）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
	68麦初種手・米種子・二百人御物参	麦の初種蒔きの日は、玉城雨粒（雨辻）御嶽や、他の御嶽・火の神に勢頭・筑登之を派遣して御拝をさせる。同じ日に米の種子を拵え置き、諸間切村々で田植えに備える。三年に一度、聞得大君御殿で祭礼の後、首里殿内で、国王が鍬をうち、聞得大君が糸を紡ぐ儀礼を行う。康熙十二（一六七三）年に国王の行幸を取り止め百人物参親方が代参する（由・旧・女・球） 道光二十四（一八四四）年頃、国王行幸の復活が検討される（評）	表・内双方の儀礼 琉球固有信仰 農耕儀礼	康熙十二年に、国王行幸から百人物参親方代参に変更 道光二十四年に国王行幸の復活を検討。但し復活したか不明	変更
	69種子取	九月ないし十月の立冬の前後に各間切村々で稲の種子を蒔く（由・旧）	表の儀礼 農耕儀礼		
	70普天間御参詣	国王が普天間に参詣し、無病息災を祈願する。還幸時に龍福寺で先王神主に拝礼を行う（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（神道・仏教）		
十月	71一日更冬衣	十月一日より三月三十日の間、冬衣を着用する（由）	表の儀礼		
	72竈廻	十月一日より寒気が増し、火を多く使うので失火の用心のため竈を点検する（旧・女）	内の儀礼 宗教儀礼（神道）		
	73粟初種子	十月に王府が日を選んで諸間切に通達して粟、豆種子を畑に蒔かせる（由・旧）	表の儀礼 農耕儀礼		
	74上表渡	国王から中国皇帝へ上表する書簡（上表文）に琉球国王印を捺印して、渡唐する進貢使節団に渡す儀式（由・旧）	表の儀礼 中国系儀礼		
	75渡唐衆御茶飯	船子達が正殿御庭中央の浮道で綱を作り、おもろ親雲上達が「おもろ」を謡う。進貢使節団に料理・酒を賜い、国王謁見の儀式を行う（由・旧）	表の儀礼 中国系儀礼 琉球固有信仰 共飲・飲食の儀礼		
十一月	76新早植	十一月に王府が日を選んで諸間切に通達して稲の苗を植えさせる（由・旧）	表の儀礼 農耕儀礼		
	77冬至	冬至に御庭で北極を拝む儀式を行う。儀式の内容は正月元旦の朝拝御規式とほぼ同じ（由・旧・女）	表の儀礼 中国系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
	78御照堂御拝	冬至の日に正月元旦の御照堂御拝と同じ儀式を行う。また御台所から御内原へ御佳例御盆と同じ料理と砂糖団子が献上される（由） 御佳例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	表・内双方の儀礼 宗教儀礼（仏教） 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に御佳例御盆のみ廃止	一部廃止による縮小

	79御状開	南殿で薩摩から帰国した年頭使が薩摩側からの書状を捧げる。この時に国王に献上された酒のお流れを蔵衆・与力まで賜る。国王退出の後、茶も賜る（由・旧）	表の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
十二月	80向早植	十二月に王府が日を選んで諸間切に通達して稲の苗を植えさせる（由・旧）	表の儀礼 農耕儀礼		
	81仏名会	八日から九日まで北殿で真言衆の僧が相揃い経を読む。中日（九日）に国王が正殿下庫理に出御する場合もあり、その時は真言宗の僧が下庫理で儀式を行う（由・旧） 雍正六（一七二八）年に北殿から護国寺に会場を移す。	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）	雍正六年に首里城北殿から護国寺に会場を移動。	儀礼開催場所の変更
	82鬼餅	大台所から御内原へ御嘉例御盆と餅が献上される。現在の鬼ムーチーにあたる（由・旧） 御嘉例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	内の儀礼 琉球固有 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に御佳例御盆のみ廃止	一部廃止による縮小
	83掃煤之事	十五日以降、日を選んで首里城内の煤払いを行う（由・旧）	表の儀礼 日本系儀礼		
	84歳暮	二十七日に歳暮の御祝礼を行う。国王は南殿に出御する。国王に献上された酒のお流れを出仕の官員が賜る。国王退出の後、茶も賜る。また二十八日にも国王は南殿に出御して禅家・真言宗の官僧が出仕する儀式があり、僧達は茶を賜る（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教） 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼		
	85年末の御年日	十二月の国王の誕生日と同じ日にちに大台所から御内原へ御嘉例御盆を献上する（由・旧） 御嘉例御盆は、雍正七（一七二九）年に廃止される（球）	内の儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に御佳例御盆廃止	廃止
	86歳末配帙献上	二十二日及び二十三日以降に日を選んで円覚寺等の禅宗寺院で歳末の御祈念を三日行う。内容は正月に国王へ配帙を献上する行事と同じ（由・旧）	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）		
	87天界寺年籠	三十日と冬至の前日に天界寺で天壇の御拝が行われる。三司官・御鎖側・正議大夫・長史・那覇官長等、唐之礼拝を行う（由・旧） 雍正七（一七二九）年に朝晨の演礼とし寺に宿泊する礼を止める（球）。	表の儀礼 宗教儀礼（仏教）	雍正七年に宿泊演礼から朝晨演礼に縮小	祭祀場所の変更
	88宮宮年籠	三十日の夜、波上・沖・末吉・天久・安里八幡・普天間の各神社に親雲上・筑登之等十七名の御拝人員を派遣して年籠を行い、国王の長寿・国土安全・五穀豊穣等が祈願される。 雍正七（一七二九）年に廃止される（由・旧・女）	表の儀礼 宗教儀礼（神道）	雍正七年に廃止	廃止

	89除夜御年玉餅並御嘉例御盆	三十日の夜に大美御殿から鏡餅が献上され、大台所から御内原へ御嘉例御盆が献上される（由） 御嘉例御盆は、雍正七（一七二九）年に縮小される（球）	内の儀礼 日本系儀礼 共飲・飲食の儀礼	雍正七年に御佳例御盆のみ廃止	一部廃止による縮小
	90御身葉民御願	国王の長寿を祈願するため、国王の親類の官員が正月に吉日を選んで願掛けをし、十二月末まで行う（由・旧）	表の儀礼		

凡例：本表の中で各史料を以下のように省略して表記した。
『琉球国由来記』＝由。『琉球国旧記』＝旧。『琉球国王家年中行事　正月式之内』＝式。『聞得大君御殿并御城御規式之御次第』＝聞。『女官御双紙』＝女。『球陽』＝球。『評定所文書』＝評

表2

年中行事・儀礼に関する実施区分

儀礼の区分	表の儀礼	内の儀礼	表・内双方の儀礼	備考
正月	No.1・No.2・No.4・No.6・No.7・No.8★・No.9・No.10・No.11・No.12◎・No.14・No.15・No.16☆〇・No.17・No.18・No.20・No.21・No.23・No.24・No.25・No.26・No.27・No.28●・No.29・No.30◎・No.31	No.5〇・No.13・No.19◎・No.22◎・No.33◎	No.3・No.32	
二月	No.36・No.37・No.39		No.35☆・No.38◎	
三月	No.41		No.40〇・No.42◎・No.43◎	
四月	No.44・No.45◎・No.47・No.48・No.49		No.46☆	
五月	No.51・No.52・No.53・No.54◎		No.50〇	
六月	No.55・No.56〇		No.57〇	
七月	No.58〇・No.59■・No.60・No.61			
八月	No.37・No.39・No.64・No.65〇		No.62〇・No.63〇	
九月	No.67・No.69・No.70		No.66・No.68	
十月	No.71・No.73・No.74・No.75	No.72		
十一月	No.76・No.77・No.79・No.87		No.78〇	
十二月	No.80・No.81□・No.83・No.84・No.86・No.87〇・No.88◎	No.82〇・No.85〇・No.89〇		
毎月	No.34			
通年	No.90			
計	69	9	15	93

凡例

■は康熙五・七年、内容に一部変更のあった儀礼。☆は康熙十二年、内容に一部変更のあった儀礼

★は康熙五十八年、内容に一部変更のあった儀礼。●は雍正六年に廃止された儀礼

□は雍正六年に内容を変更した儀礼。◎は雍正七年に廃止された儀礼。

〇は雍正七年に規模縮小及び内容を変更した儀礼

No.37・39は二・八月に2回実施。No.87は十一・十二月に2回実施。

表3

年中行事・儀礼の由来区分

由来	中国系儀礼	日本系儀礼	琉球固有	宗教（仏教）	宗教（神道）	琉球固有信仰	農耕儀礼	共飲・飲食	その他・不明
正月	No.2・No.4・No.7・No.8★・No.21・No.24	No.3・No.8★・No.10.・No.11・No.18・No.24・No.26・No.33◎・No.28※	No.1・No.12◎・No.13・No.14・No.15	No.6・No.9・No.16☆〇・No.17・No.18・No.20・No.23・No.25・No.27・No.28●・No.33	No.6・No.24・No.27・No.28●・No.29	No.16・No.27・No.30◎・No.32		No.5〇・No.8★・No.10・No.11・No.13・No.14・No.18・No.19◎・No.22◎・No.24	
二月	No.37	No.39		No.37・No.39		No.35☆・No.36・No.38◎	No.36	No.36	
三月		No.40〇		No.40〇		No.41・No.42◎・No.43◎	No.41	No.40〇・No.41	
四月		No.44・No.48		No.49		No.46☆	No.47・No.45◎	No.48	
五月	No.53	No.50〇		No.50〇・No.51		No.52	No.52	No.50〇・No.52	No.54◎
六月		No.56				No.55	No.55・No.56〇	No.55・No.56〇・No.57〇	
七月		No.58〇No.61		No.58〇・No.59■・No.60・No.61					
八月	No.63〇	No.62〇・No.65〇						No.62〇・No.63◎・No.65〇	No.64
九月		No.66〇		No.66〇・No.67・No.70	No.70	No.68	No.68・No.69	No.66〇	
十月	No.74・No.75	No.71			No.72	No.75	No.73	No.75	
十一月	No.77	No.79		No.78〇			No.76	No.77・No.78〇・No.79	
十二月		No.83・No.84・No.89〇	No.82〇	No.81□・No.84・No.86・No.87〇	No.88◎		No.80	No.82〇・No.84・No.85〇	No.85〇・No.89〇
毎月			No.34	No.31					
通年									No.90
計	12	25	7	30	8	15	12	30	5

凡例

■は康熙五・七年、内容に一部変更のあった儀礼。☆は康熙十二年、内容に一部変更のあった儀礼。★は康熙五十八年、内容に一部変更のあった儀礼。●は雍正六年に廃止された儀礼。□は雍正六年に内容を変更した儀礼。◎は雍正七年に廃止された儀礼。〇は雍正七年に規模縮小及び内容を変更した儀礼。儀礼内容の由来及び歴史的な背景、琉球への導入経路等から重複して位置づけられるものもある

美御前御揃三御飾御規式の道具立と現存類似事例・絵図・古写真一覧

『圖帳　當方』三御飾御規式之時御座御飾之圖

御太子様御太孫様不被遊御公界内者一番二番之御盃御飾無之候

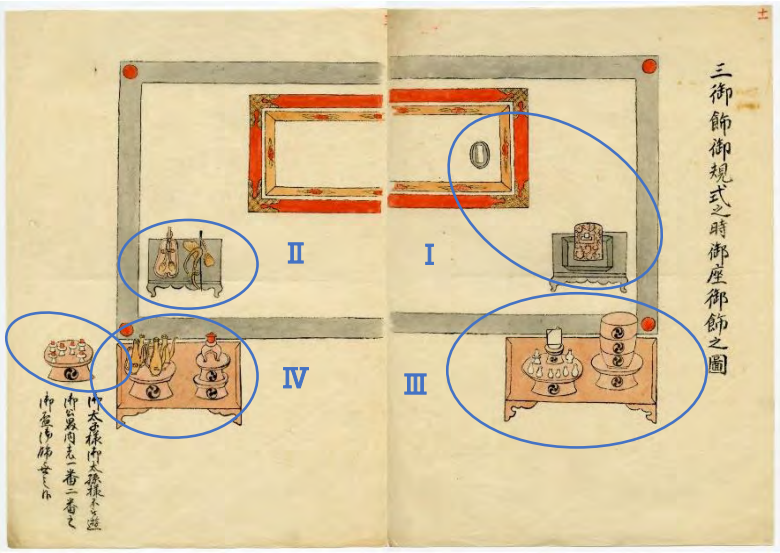

三御飾御規式之時御座御飾之圖

図版1　『圖帳　當方』「三御飾御規式之時御座御飾之圖」
鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵

『圖帳　當方』下庫理御座之圖

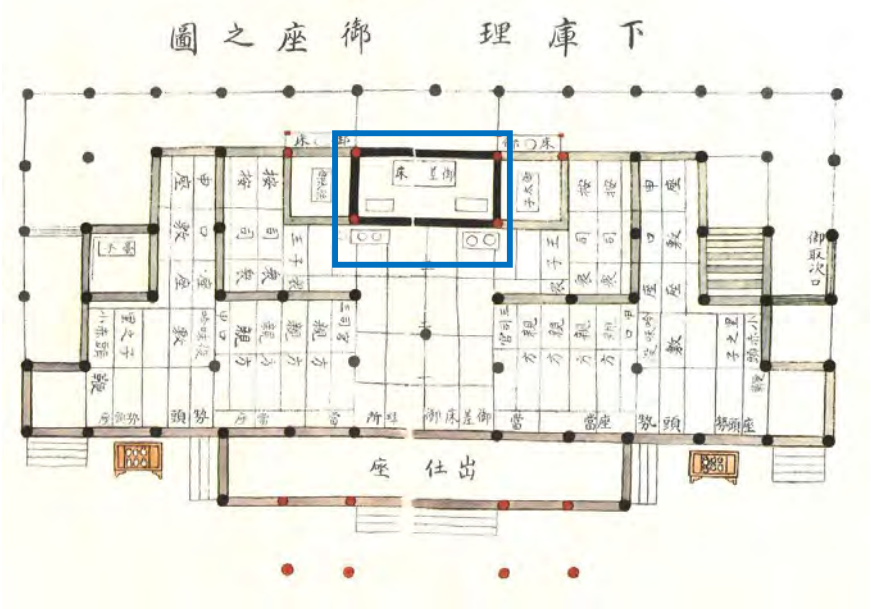

図版2　『圖帳　當方』「下庫理御座之圖」
鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵

『圖帳　當方』の書誌的な情報と「三御飾御規式之時御座御飾之圖」にみえる道具立の区分

『圖帳　當方』の書誌的な情報

『圖帳　當方』自体に文書の作成年代に関する記述は無いが、首里王府の儀式時のマニュアルとして対応する勢頭方のマニュアル『圖帳　勢頭方』には製作年代に関する記述があり、道光19（1839）年に旧「圖帳」の破損甚だしく「書替」て「御印」を押したとある。『圖帳　當方』も、おそらく同時期に書き替えられたものと思われる。両史料とも旧「圖帳」を踏襲して書写されたと思われることから儀式時の配置や諸道具等の調達・配置の記録はさらに遡って王府で行われた祭祀儀礼の有り様を表していると思われる。

「三御飾御規式之時御座御飾之圖」（図版1）にみえる道具立の区分

Ⅰ御印箱・吉書の道具立
・黒漆卓の上に、御印請臺に載せられた朱塗沈金丸櫃に「首里之印」が保管されている。
・「風調雨順。国民泰安」と書かれた黄染の吉書に「首里之印」を辞令書の様に押印して封書し螺鈿の君使官（盆）に載せ、臺御差床の南側に飾られた描写となっている。
Ⅱ玉御團羽・御拂子の道具立
・黒漆卓の上に、暖色系の色調の団扇と、黒色の柄で毛と房が暖色系の色調の拂子が飾られ臺御差床の北側に飾られた描写となっている。
・『尚泰様御元服御双紙』には「玉御團羽・御拂子」とある。尚泰元服時、団扇はガラス玉を編み詰めた仕様だったと思われる。
Ⅲ御籠飯と金銀器の道具立
・朱漆卓の上に、美花（みはな）を入れた御籠飯と金銀器が飾られている。
・朱漆卓は御差床前南側に飾られた描写となっている。
Ⅳ御酒椀と御玉垂及び諸臣への美御前御酌用の酒器
・朱漆卓の上に、国王用の朱漆蓋付の御酒椀が四足の台の上に載せられ、さらに二重に御菓子盆を重ねて飾られている。黄味の強い暖色系の色調で水差4台が描かれており黄色地の御玉垂と思われる。御玉垂は御菓子盆に載せられている。
・朱漆卓は御差床前北側に飾られた描写となっている。朱漆卓のさらに北側の床に直置きで御菓子盆に載った6脚の脚付と思われる酒椀が描写されている。
「下庫理御座之圖」（図版2）にみえる国王・王族・諸臣の配置
　『圖帳　當方』には「三御飾御規式之時御座御飾之圖」（以下、三御飾圖と略す）に対応する絵図として「下庫理御座之圖」（以下、下庫理圖と略す）がある。三御飾御規式時に下庫理に参加する王族・諸臣の着座位置を図示している。
・御差床周辺には、国王が着座する臺御差床、南側に御太子、北側に御太孫が著座する筵の描写がある。

・臺御差床手前に長方形の卓が２基、御差床の框を降りた西側に２基あり、この卓には丸い盆が２基ずつ載っている。さらに北側の卓の側に丸い盆が床に直置きで描写されている。卓の描写は三御飾圖の配置と一致する。
・御差床前面には、御差床に近い順から三、二、一と記され、諸儀礼の中で国王へ御拝する場所を示している。
・国王は御差床中央の臺御差床に出御し、御差床両脇の平御差床に南側が御太子、北側が御太孫が出御する。
・図でみると御差床・平御差床を取り囲むように無目敷居を廻らしている。この両脇の平御差床に隣接して王子衆が着座し、御太子・御太孫の横に按司衆が着座する。無目敷居内の空間に王子衆・按司衆等の王族が配されている。
・無目敷居の外側、中央に御拝所の空間が空けられ、南北に分かれて着座する。「二」と書かれた二番御拝所に最も近い空間に三司官が南北分かれて配されている。その後方に親方衆が着座する。親方衆の後方に申口・吟味役、南北の按司衆を取り囲むように申口座座敷が着座する。
正殿内の最も西側の壁際に當（下庫理當）や勢頭、南側の階段下と北側の上御茶之間の側に里之子と小赤頭が控えており、儀礼の進行を助けている。
『圖帳　當方』「上御茶之間御飾之圖」（図版3）
・下庫理圖の北端に「臺子」と記載がある区域は上御茶之間と呼ばれ、美御前揃三御飾御規式時に国王・御太子・御太孫へ献上する御茶や臣下に下賜する御茶を点てた。
・「上御茶之間御飾圖」は、その時の道具立を示した絵図。
・国王に献上する蓋付の天目台と天目茶碗と二重の丸盆、御太子・御太孫に献上される蓋付の天目台と天目茶碗と丸盆が図示されている。
・下庫理図には記されていないが、上御茶之間には茶道が配され、御茶を立てた後、下庫理當等が国王・御太子・御太孫に御茶を献上する。

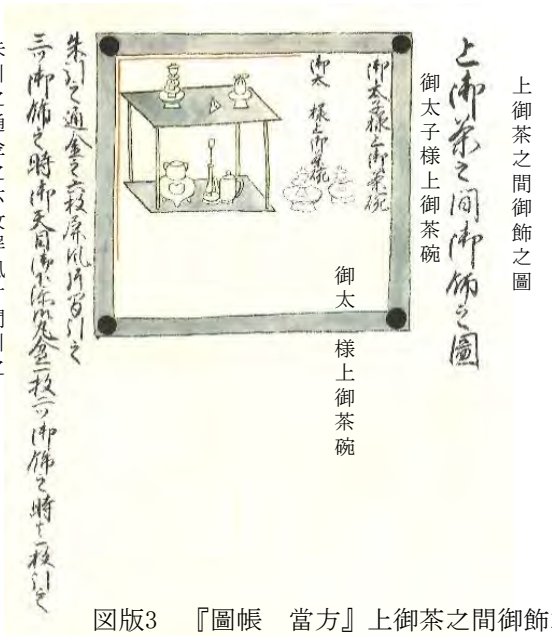

図版3　『圖帳　當方』上御茶之間御飾之圖
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

区域	No.	「御印箱」
I	1	三御飾図の拡大画像 「御印箱」 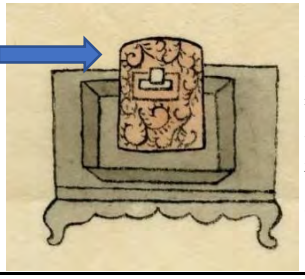 図版1-1 朱塗に唐草模様の丸櫃 祭祀儀礼道具なので沈金加飾と思われる。 御鎖（錠前）をかけられる丸櫃。 図版6　尚家資料 『御葬礼圖帳一冊』 御前卓御飾之圖 那覇市歴史博物館所蔵 図版7『御葬礼圖帳一冊』 御鎖形一　金磨 那覇市歴史博物館所蔵 図版8　「錠鍵」　東京国立博物館所蔵 図版9　「朱漆箔絵櫃」の「鍵付錠前」 那覇市歴史博物館所蔵
		類似事例・絵図・古写真 図版4　「朱漆山水楼閣人物沈金丸櫃」 沖縄美ら島財団所蔵 図版5　「朱漆吉祥文箔絵丸櫃」 徳川美術館所蔵
		類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・「式之内」には「御印箱」の記述があり、三御飾図には朱塗の丸櫃に唐草が描かれ錠前らしき金具がついた漆工品が描写されている（図版1-1）。御印は辞令書や家譜に押印される「首里之印」と思われる。三御飾図から御印の保管箱は丸櫃だったことが分かる。祭祀儀礼道具なので唐草の加飾は沈金と思われる。 ・錠前をかける座金が付された丸櫃の事例として「朱漆山水楼閣人物沈金丸櫃」（図版4）、「朱漆吉祥文箔絵丸櫃」（図版5）が挙げられる。 ・錠前の事例は、「錠鍵」（東京国立博物館所蔵。図版8）、「朱漆箔絵櫃」（那覇市歴史所蔵）にかけられた「鍵付錠前」（図版9）等がある。 ・現存事例の金属部分は、丸櫃の座金・錠前・鍵共に真鍮製である。 ・「御葬礼圖帳」の「御前卓御飾之圖」に「御鎖」と錠前を飾った図があり、別葉に「御鎖形一」とし「金磨」と記録がある（図版6・7）。王家に関する錠前は鍍金されていたことが分かる。王府の共飲儀礼で使用された「御印箱」の錠前も、鍍金された錠前だったと思われる。

区域	No.	参考事例(「首里之印」ではなく、清朝より下賜された「琉球国王印」の御印箱)
I	1	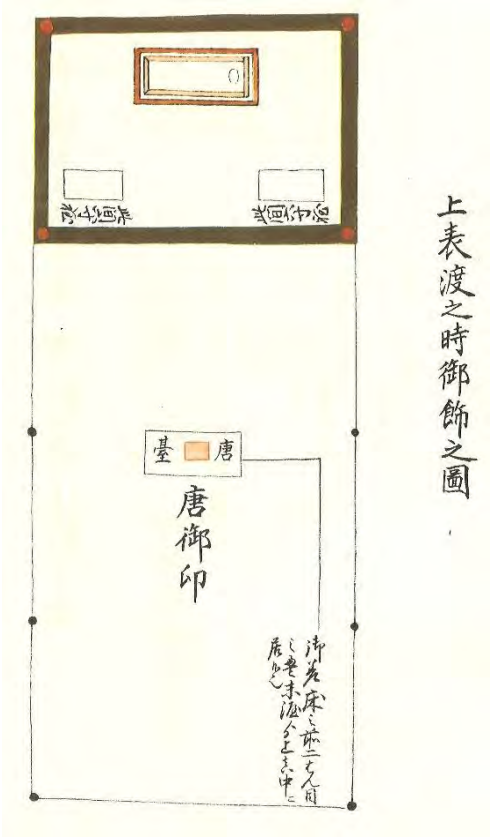 図版10 『圖帳　當方』 「上表渡之時御飾之圖」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 正殿下庫理で行われる。「唐臺」の上に朱漆方形の箱に入った「唐御印」がある。

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・進貢貿易の際、渡唐役人に渡される中国皇帝への上表文を渡す祭祀儀礼。正殿前の御庭と正殿下庫理等を使用して行われる（図版10）。
・正殿下庫理前に「唐臺」が置かれ、その上に「唐御印」が飾られる。「上表渡之時御飾之圖」では赤色の方形の描写がされている。この「唐御印」とは清朝より下賜された「琉球国王印」である。
・中国皇帝より下賜される王印は、朱元璋の第十子である魯荒王の御印の箱が現存している。「戧金雲龍紋朱漆木箱」（山東博物館所蔵）は、朱漆方形で沈金の箱の事例があることから、「上表渡之時御飾之圖」の図示された赤色方形の描写は朱漆沈金箱を描写したものと思われる。

区域	No.	「御印請臺」
I	2	三御飾圖の拡大画像 「御印請臺」 図版1-1 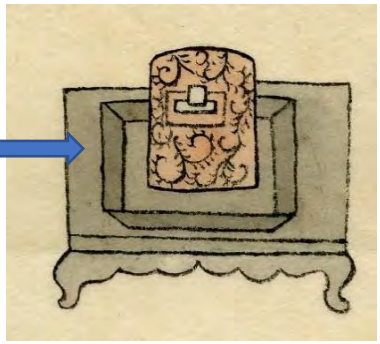 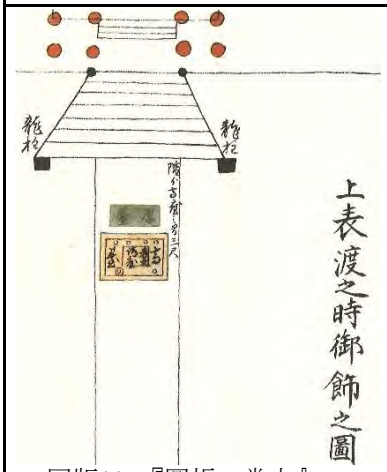 図版11 『圖帳　當方』 「上表渡之時御飾之圖」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 図版11-1『圖帳　當方』 「上表渡之時御飾之圖」 表文請臺部拡大 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 類似事例・絵図・古写真 図版12　『冠舩之時御道具之圖』 「御神位請臺（縁共真塗沈金）」 沖縄県立博物館・美術館所蔵 図版13「黒漆梅月螺鈿膳」 浦添市美術館所蔵
		類似事例・絵図・古写真に関する考察
		・三御飾圖では黒色で四辺に縁がある方形盆若しくは四方盆の描写となっている。描写から四方盆の加飾は不明（図版1-1）。 ・進貢貿易時に中国皇帝に上表する上表文を押印する儀礼時には「表文」を載せる方形の請臺が朱漆の高臺の中央に載せられて描写されている（図版11・11-1）。『冠舩之時御道具圖』には御神位を載せる真塗沈金の請臺が記録されている。そのため三御飾図の「御印請臺」も縁付の方形盆であると思われる（図版12）。 ・朱漆の御籠飯・御菓子盆等の祭祀儀礼道具は沈金加飾の事例があるが。君使官等の盆は「貝摺君使官」の記録もあり螺鈿の祭祀儀礼道具もある。沈金・螺鈿ともに可能性がある。 ・黒漆卓が螺鈿であれば、「御印請臺」も「黒漆梅月螺鈿膳」のような螺鈿の可能性がある（図版13）。 ・「御印箱」が朱漆唐草沈金の丸櫃と思われる。No.3黒漆卓の類似事例にも戦前の中城御殿に「黒塗沈金御神位台」のような事例が残っているため、「御印請臺」も全て沈金で合わせた黒漆沈金の方形臺の可能性もある。 ・現存する類似事例は無いが、沈金加飾であれば『冠舩之時御道具之圖』の真塗沈金の縁付の請臺に近い形状で、牡丹唐草に七宝繋の模様だったと思われる。

区域	No.	「黒漆卓」
Ⅰ Ⅱ	3	三御飾圖の拡大画像 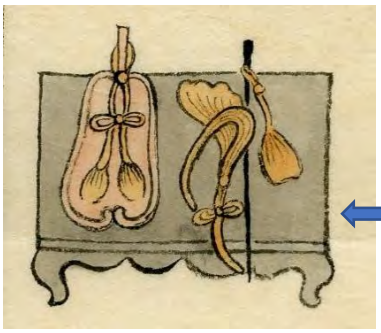 図版1-2　「黒漆卓」 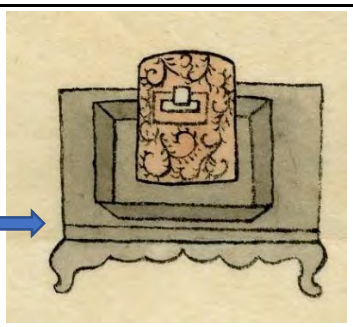 　図版1-1 類似事例・絵図・古写真 図版14・15 「黒塗沈金御神位台」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 図版16　「黒塗楼閣人物螺鈿卓」 浦添市美術館所蔵 参考事例 図版17　「呉師虔筆　花鳥図」 大和文華館所蔵 類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖では黒色の卓の描写となっている。描写から加飾は不明（図版1-1・1-2）。 ・朱漆の御籠飯・御菓子盆等の祭祀儀礼道具は沈金加飾の事例があるが。君使官等の盆は「貝摺君使官」の記録もあり螺鈿の祭祀儀礼道具もある。沈金・螺鈿ともに可能性もある（図版14・15・16）。 ・鎌倉芳太郎が撮影した黒漆卓は戦前の中城御殿の御寝廟御殿で故人の年忌に際して、仮御神位台等を置く什器として使用されているため「黒塗沈金御神位台」（図版14・15）と記録している。名称は伝来したものではなく、鎌倉が調査の際に記録したものと思われる。 ・『圖帳　當方』や『御葬礼圖帳一冊』等の前近代の記録には美御前揃三御飾道具の「金之フイハン御盃」以下、銀製品、御菓子盆、御籠飯が正月等の慶事の儀礼、葬礼のような弔事の儀礼にも使用されている。鎌倉が「神位台」と記録しているので位牌等を置くために特化した什器という印象を受けるが、おそらく慶事・弔事合わせて様々な王府の祭祀儀礼時に使用されたと思われる。 ・「黒漆沈金御神位台」は、鏡板の図案は孫億や呉師虔の花鳥図の事例（図版17参考）にある大胡石に牡丹、つがいの鳥が沈金で彫られている。鏡の枠、鰭にも唐草紋が沈金で彫られている。唐草紋の幹・茎は絵画的に描写されている。幹・茎を沈金の刻線一本で描写するような図案の省略は見られない。18世紀頃に製作されたものと思われる。脚部は獣足となっている。

区域	No.	「御開印吉書」	
I	4	三御飾圖の拡大画像	類似事例・絵図・古写真

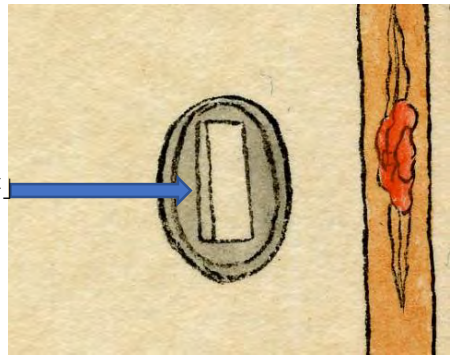

図版1-3

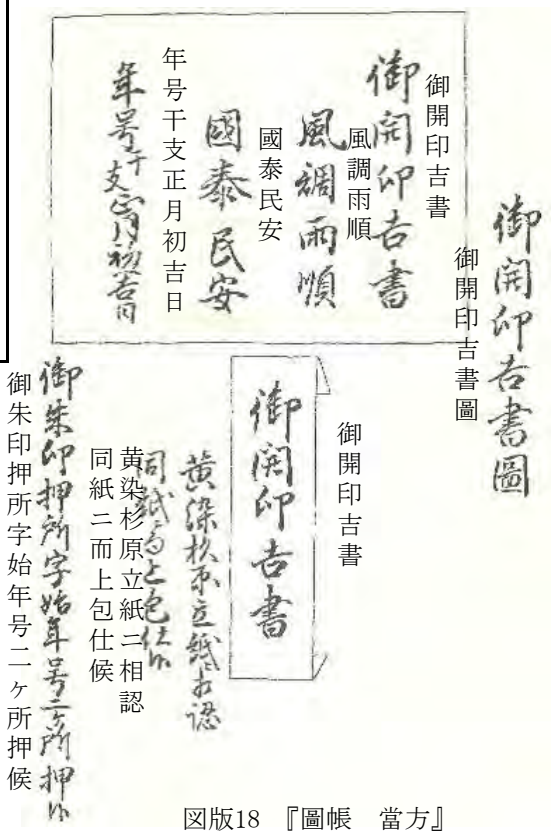

図版18 『圖帳　當方』
「御開印吉書圖」
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

参考事例

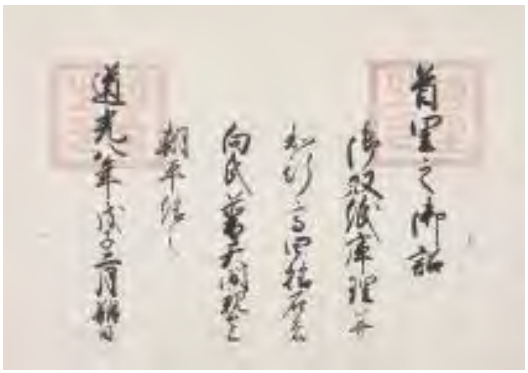

図版19 辞令書（道光八年）
重要文化財 伊江御殿家関係資料
那覇市歴史博物館所蔵

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・三御飾図では黒色の盆の上で折られた文書が載せられている描写となっている（図版1-3）。
・『圖帳　當方』には「御開印吉書圖」があり、上記の通り「風調雨順。國泰民安」と吉書と正月催事を行った日付が書かれた。吉書は「御開印吉書」と書かれた包紙に包まれる（図版18）。この吉書を包んだ形状が三御飾図に描写されていると思われる。
・吉書と包紙は黄染の杉原立紙であった。
・御朱印とは、琉球の士族層に発給される辞令書や家譜に押印される「首里之印」と思われる（図版19参考）。この「首里之印」を「字の始め」とあり、「御開印」の部分と、その年の年号の最初の部分の二ヶ所に押印される。辞令書に類似した書式の文書だったと思われる。
・『式之内』にも、ほぼ同様の「御開印吉書」の文書の書式に関する記録が残っている。
・杉原紙を黄染するのは、納殿より紅型等の染物の職人に注文されたようである。

区域	No.	「君使官」
I	5	三御飾圖の拡大画像 「君使官」 図版1-3 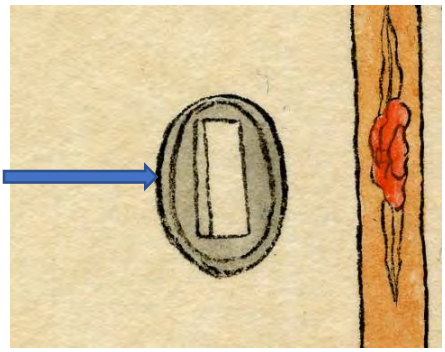 類似事例・絵図・古写真 図版20 「黒塗青貝双竜文八花御菓子器（黒塗青貝　君使官）」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 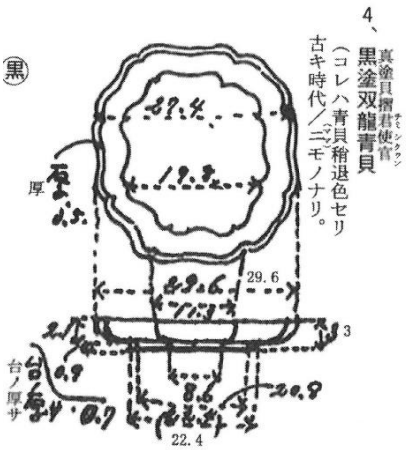 図版21 「黒塗双龍青貝（黒塗貝摺君使官（チミシクワン））」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 図版22 『冠舩之時御道具之圖』 「君使官朱塗泥書」 沖縄県立博物館・美術館所蔵
		類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖には黒漆で楕円形の盆に「御開印吉書」を置いた描写となっている。描写から楕円形の盆の加飾は不明（図版1-3）。 ・『混効験集』：「きみしくわん　物を置平盆」。『混効験集』田島本注には「按司家ナドニモ用ヒキ」とある。 ・鎌倉ノート：伊江男爵家蔵　黒漆青貝クイチクン、他ノ三家所蔵ノモノトホボ相似タリ、当時五個同形同様ノモノヲ作製シタリキト云ウ ・鎌倉は、中城御殿の図版20「黒塗青貝双竜文八花御菓子器」を「真塗貝摺君使官」としている。「貝摺君使官」は前近代の記録とも一致する。また図案が双龍模様であることから、鎌倉は国王専用の道具と推察している。製作年代は、康熙年間から琉球が清朝に黒漆雲龍螺鈿盆を献上していることから康熙年間と推定している。 ・君使官に載せられた「御開印吉書」は辞令書と同じ形式の文書と思われる。18世紀初期以前の辞令書の縦の法量は30cm弱である。鎌倉が調査した「黒漆青貝双竜文八花御菓子器」の法量は29.6cmで17世紀の辞令書が載せられる法量の盆である（図版21）。 ・君使官は冊封使歓待の道具としても使用された。朱塗泥書で戦前、中城御殿所蔵の「君使官」と加飾が相違するが、双龍珠取紋は同じであった（図版22）。 ・『稲之二御祭公事』『尚泰様御元服御双紙』等の記録に「君使官」、「貝摺君使官」、「黄君使官」等の記述が残っており祭祀儀礼時に使用されていた盆であることが分かる。

区域	No.	「御拂子」・「玉御團羽」
Ⅱ	6	三御飾圖の拡大画像 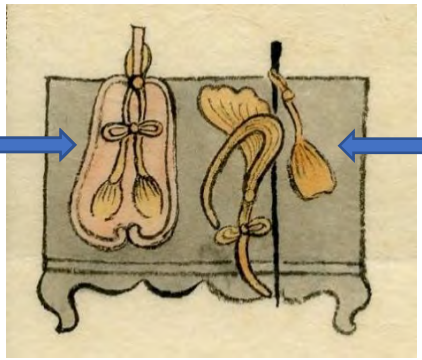 「玉御團羽」 「御拂子」 図版1-4 類似事例・絵図・古写真 現存する類似事例・絵図・古写真無し。 類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖では「黒漆卓」の上に、暖色系の色調の団扇と、黒色の柄で毛と房が暖色系の色調の拂子の描写となっている（図版1-4）。 ・『尚育様御即位日記』・『尚泰様御元服御双紙』（那覇市歴史博物館所蔵）には「玉御團羽・御拂子」の記録がある。尚育即位時（道光8（1828）年）、尚泰元服時（咸豊7（1857）年）の19世紀前半以前より、三御飾圖にある団扇はガラス玉を編み詰めた仕様だった可能性がある。 ・伊波普猷文庫にある標題が失われた王城公事関連史料にも「御払子・玉御団羽」の記録がある。 ・『圖帳　當方』は道光19（1839）年に旧『圖帳』を書写したもので『尚泰様御元服御双紙』や『式之内』にも『圖帳』参照を指示する文言があるので近世琉球末期まで『圖帳』に描かれた絵図に基づき祭祀儀礼が行われたものと思われる。 ・この『圖帳　當方』の三御飾圖で暖色系の色調の団扇が描写されていることから、描写と現存する琉球関係文化財の事例より可能性を推測すると、漆製であれば朱漆製の団扇と思われる。御玉貫のようなガラス玉を編んだ事例であれば地色は黄色地か緑地となる。『圖帳』は暖色系の描写であることから黄色地のガラス玉を編み詰めた団扇の可能性が考えられる。 ・現存事例や古写真等の具体的な画像が残った団扇・拂子の事例は無いため、美御前揃三御飾道具の団扇・拂子の仕様は不明な点が多い。

区域	No.	「御籠飯」
Ⅲ	7	三御飾圖の拡大画像 「御籠飯」 図版1-5 図版24 「朱塗沈金御籠飯」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 図版25 「朱塗沈金製御籠飯」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 類似事例・絵図・古写真 図版23 「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵 図版26 宜野湾御殿の三御飾道具 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵
		類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖では赤色の円形二段食籠の描写となっている。巴紋は墨書で黒色の描写。描写から加飾は不明。 ・尚家資料に図版23「朱漆巴紋牡丹唐草沈金御籠飯」が現存しており、鎌倉古写真にも中城御殿に図版24「朱塗沈金御籠飯」が戦前まで存在しており朱漆沈金だったことがわかる。 ・鎌倉芳太郎は上記図版25「朱塗沈金製御籠飯」について「三御飾の中、 美花御籠飯（んばなうくふあん）は由緒ある品と思われ、その二重になっている円形の朱塗沈金製御籠飯は、かなり古い時代の製品で底面に「佐敷御殿」の銘記があり」として御籠飯の底裏に「佐敷御殿」の銘があったことを記録している。この佐敷御殿は、王妃の領地である佐敷間切や王妃周辺の事務を司る官人がいた部署を指していると思われる。琉球処分以後、佐敷御殿の祭祀儀礼道具が中城御殿に移動したことが分かる。 ・祭祀儀礼用の三御飾道具は王府だけでなく、御殿家でも儀礼用で使用されていた。宜野湾御殿にあった御籠飯を含めた御玉貫、錫製御盃と盃洗の一組が戦前まで残されていた（図版26）。 ・円形二段食籠は王府や、王家に連なる御殿家だけでなく、伊是名銘苅家にも下賜されており、また首里の上級士族や離島の祭祀を司る家にも残されている。 ・円形二段食籠は、古琉球期から王府の祭祀儀礼時に使用された道具であり、螺漆の地色、沈金仕様、木地構造の変遷から古琉球期のタイプと近世琉球期のタイプ、近世琉球期末期から近代のタイプと区分される。 ・祭祀儀礼道具としての伝播や製作技術の変遷に関する詳細は第二章で論じていくこととする。

区域	No.	「御菓子盆」
Ⅲ Ⅳ	8	三御飾圖の拡大画像 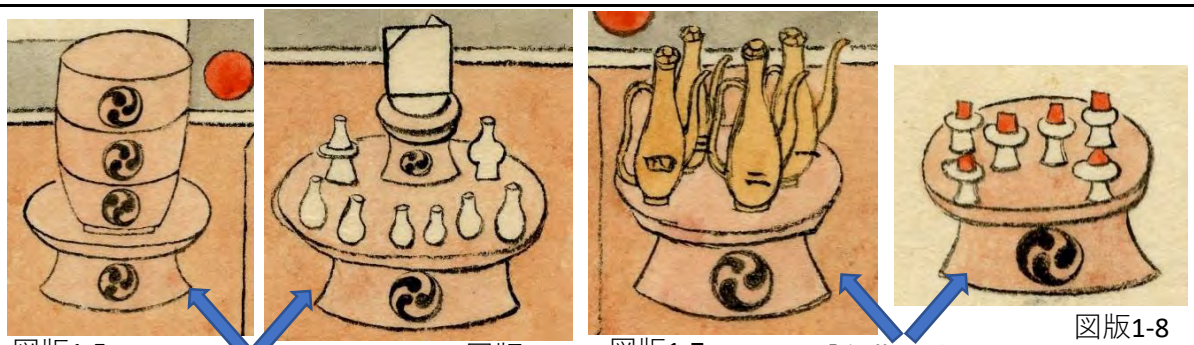 図版1-5　「御菓子盆」　図版1-6　図版1-7　「御菓子盆」　図版1-8 類似事例・絵図・古写真 図版27 「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵 「御菓子盆」 （足付盆） 図版28 「錫製酒瓶御玉貫」を載せた「朱塗沈金台盆」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 図版29 久高島外間殿に残る「御菓子盆」 脚部と盆が挽物で成形され継がれている。 近代以降の製作。 現在も使用され、酒器等、祭祀道具を載せるが「ウカァーシボン」（御菓子盆）と呼称されている。 類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖では赤色の足付盆の描写となっている。巴紋は墨書で黒色の描写。描写から加飾は不明（図版1-5・1-6・1-7・1-8）。 ・尚家資料に「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」（図版27）が現存しており、鎌倉古写真にも中城御殿の「朱塗沈金台盆」（図版28）の画像が残されていることから朱漆沈金であったと思われる。 ・地方の祭祀儀礼道具として挽物の足付盆が残っている事例がある。地域によって「高盆」等の名称で呼称されているが、久高島では、「ウカァーシボン」と王府の祭祀儀礼関係の記録と同じ呼称で呼ばれている。

区域	No.	「御菓子盆」
Ⅲ Ⅳ	9	三御飾圖の拡大画像 「御菓子盆」 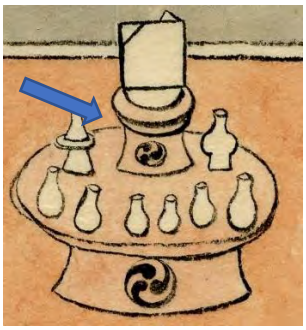 図版1-6 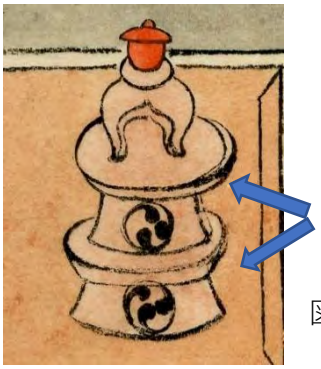 「御菓子盆」 図版1-9 類似事例・絵図・古写真 図版30　「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵 図版31 『冠舩之時御道具之圖』 「小御菓子盆」 沖縄県立博物館・美術館所蔵 類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖では赤色の足付盆の描写となっている。巴紋は墨書で黒色の描写。描写から加飾は不明（図版1-6・1-9）。 ・尚家資料に「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」（図版30）に中・小タイプの足付盆が現存している。『冠舩之時御道具之圖』には「小御菓子盆」が「赤地沈金差渡七寸八分、高三寸」と記録され、巴紋に牡丹唐草で七宝繋、鍔縁と脚部縁には雷紋らしき図案が記されてる。そのため朱塗沈金であったと思われる（図版31）。

区域	No.	「金之フイハン盃」
Ⅲ	10	三御飾圖の拡大画像 / 類似事例・絵図・古写真

「金之フイハン御盃」懐紙に包まれ、銀製の「流臺」と共に飾り立てている。

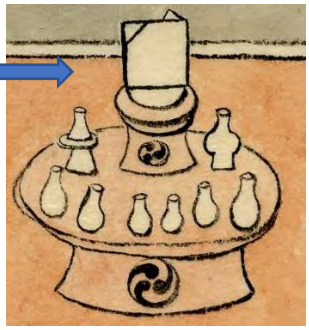

図版1-6

図版32 美御前揃三御飾道具の中の「金杯」
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版32-1
三御飾（美御前御揃）御酒用品一具
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

図版33
『冠舩之時御道具之圖』
「金之フイハン御盃」
沖縄県立博物館・美術館所蔵

図版34
「金杯」
尚家資料
那覇市歴史博物館所蔵

図版36
『御葬礼圖帳一冊』
金ノフイハン御盃
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版35
「御盃（金）」
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・三御飾圖では銀杯洗と共に懐紙に包まれた描写となっている（図版1-6）。
・戦前、中城御殿に美御前御揃の御酒用品一具として懐紙に包まれない画像が撮影されている（図版32-1）。
・尚家資料にも中城御殿の道具立と同一の一具が残されている（図版32）。
・『混効験集』田島本に「ほいはん御盃　金、外はほりすかにして内はなめらかなり」とあり、現存する尚家資料の「金杯」の形状と一致する。
・同田島本には「美御前揃ノトキ其他重ナル御祝儀ニ出シ用ユ、国王ハ此ニテノミ諸臣下ハ別盃ニテ頂戴ス」とある。また「今ハホイツカと云フ、ホリ（彫刻）也」とある。「ほいはん御盃」とは、「彫刻された盃」という意だったと思われる。
・『冠舩之時御道具之圖』には「金之フイハン御盃　惣高壱寸壱分。内足高壱部五り（厘）。口差渡弐寸」とあり圖様は尚家資料の金杯と一致する（図版33）。図版33の「金之フイハン御盃」の法量は、「総高壱寸壱分」（約3.52cm）、「口径弐寸」（約6.4cm）とある。現存の「金杯」（図版34）は、高3.5cm・口径6.0cmで現存資料が若干口径が小さい。
・『御葬礼圖帳一冊』でも御菓子盆の上に小御菓子盆を載せ銀杯洗の上に「金ノフイハン御盃」を載せて祭祀儀礼を行っており、美御前揃三御飾御規式に類似した道具立となっている（図版36）。但し『御葬礼圖帳一冊』では銀脚杯の数量が6個から2個に減っているようである。
・『冠舩之時御道具之圖』の「金之フイハン御盃」（図版33）、中城御殿の「御盃（金）」（図版35）、現存の尚家資料の「金杯」（図版34）共に図案は鳳凰紋である。但し中城御殿の「御盃（金）」と現存の「金杯」は同一ではないと思われる。

区域	No.	「流臺」
Ⅲ	11	三御飾圖の拡大画像 / 類似事例・絵図・古写真

「流臺」
懐紙に包まれ、
「金杯」と共に
飾り立てている。

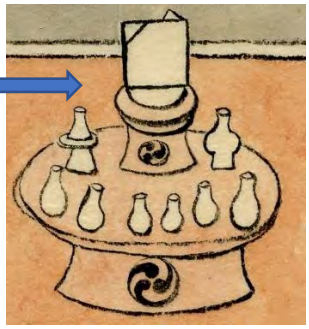

図版1-6

図版37 美御前揃三御飾道具の中の「銀杯洗」
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版38 『冠舩之時御道具之圖』
「銀之平臺」
沖縄県立博物館・美術館所蔵

図版39 「銀杯洗」
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版40 ・41
「銀製流台」
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・三御飾圖では「金杯」と共に懐紙に包まれた描写となっている(図版1-6)。
・『御葬礼圖帳一冊』でも「御菓子盆」の上に「小御菓子盆」を載せ、さらに「銀杯洗」を載せている。「銀杯洗」の上には「金ノフイハン御盃」が載る。No.10図版36参照。「金杯」や「銀脚杯」・「托付銀鋺」と共に美御前揃三御飾御規式に類似した道具立となっている。
・『冠舩之時御道具之圖』では「銀之平臺」として銀杯洗の上部が記録されている（図版38）。
・『尚泰様御元服御双紙』では「流臺」と記録されている。
・鎌倉芳太郎は中城御殿で「銀製流台」を調査し撮影を行っている（図版40・41）。
・『冠舩之時御道具之圖』の「銀之平臺」は珠取双龍紋、中城御殿の「銀製流台」と現存の「銀杯洗」は鳳凰紋となっている。「銀製流台」（図版40・41）と「銀杯洗」（図版39）は同じ鳳凰紋だが図案が若干異なっている。おそらく別資料と思われる。

区域	No.	銀脚杯
Ⅲ	12	三御飾圖の拡大画像 / 類似事例・絵図・古写真

「銀脚杯」

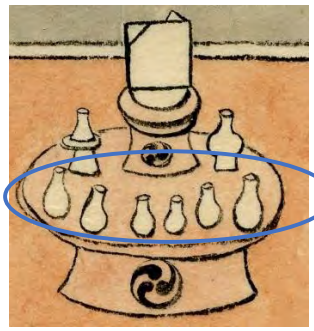

図版1-6

図版42 美御前揃三御飾道具の中の「銀脚杯」
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版43 「銀脚杯」
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

「銀脚杯」

図版36『御葬礼圖帳一冊』
金ノフイハン御盃
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版44 「銀脚杯」
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・三御飾圖では白色の6脚の瓶子の描写となっている（図版1-6）。
・戦前、中城御殿では金杯・銀杯洗と銀脚杯・托付銀鋺を一具の道具立とした画像が撮影されている（図版32-1）。尚家資料にも同じ道具立の道具が残されている（図版42）。
図1-6に描写された小型の瓶子の類例は金工品・陶器にも見当たらないことから中城御殿にあった美御前御揃の道具立であったものと思われれ、銀脚杯や托付銀鋺が載せられていたものと思われる。
・『御葬礼圖帳一冊』では御菓子盆の上の「金ノフイハン御盃」と「銀杯洗」を載せた小御菓子盆の周囲に銀脚杯2脚が配されている。図版36参照。
・現存の尚家資料の「銀脚杯」は6脚残っており、形状からa類、ｂ類、ｃ類に分類される。製作時期はa類が最も早く、b類、c類と続く。製作時期は違うが製作技法は連続しており、長期間、同じ工房で製作されたと思われる（久保2003。図版44）。
・中城御殿の「銀脚杯」はa類に近い形状であるが、現存のa類とも若干相違している。戦前、銀脚杯は複数のセットがあったものと思われる（図版43）。

区域	No.	托付銀鋺
Ⅲ	13	三御飾圖の拡大画像 / 類似事例・絵図・古写真

「托付銀鋺」

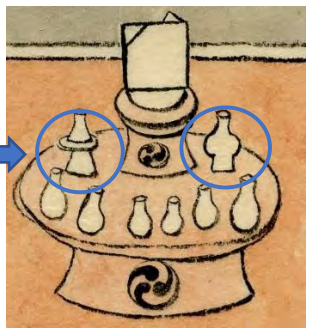

図版1-6

図版45 美御前揃三御飾道具の中の「托付銀鋺」
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版46 「托付銀鋺」
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

「托付銀鋺」

図版36『御葬礼圖帳一冊』
金ノフイハン御盃
尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

図版47 「托付銀鋺」
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・三御飾圖では白色の托付銀鋺と瓶子らしき器物の描写となっている（図版1-6）。
・戦前、中城御殿では金杯・銀杯洗と銀脚杯・托付銀鋺を一具の道具立とした画像が撮影されている（図版32-1）。尚家資料にも同じ道具立の道具が残されている（図版42）。
図1-6に描写された小型の瓶子の類例は金工品・陶器にも見当たらないことから中城御殿にあった美御前御揃の道具立であったものと思われれ、銀脚杯や托付銀鋺が載せられていたものと思われる。
・『御葬礼圖帳一冊』では御菓子盆の上の「金ノフイハン御盃」と「銀杯洗」を載せた小御菓子盆の周囲に托付銀鋺2基が配されている（図版36）。
・現存の尚家資料の「托付銀鋺」は托が円形だが（図版46）、鎌倉芳太郎が中城御殿で調査した「托付銀鋺」は五稜花形の托を付している（図版47）。現存の尚家資料と中城御殿の「托付銀鋺」は別資料であり、戦前は複数セットあったと思われる。

区域	No.	「朱漆卓」
Ⅲ Ⅳ	14	三御飾圖の拡大画像 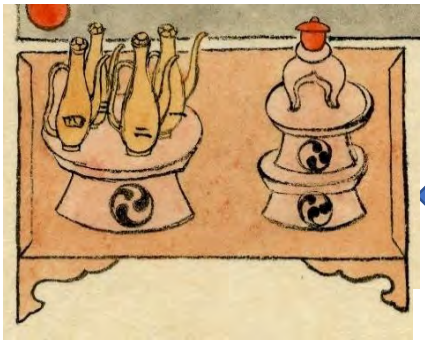 「朱漆卓」 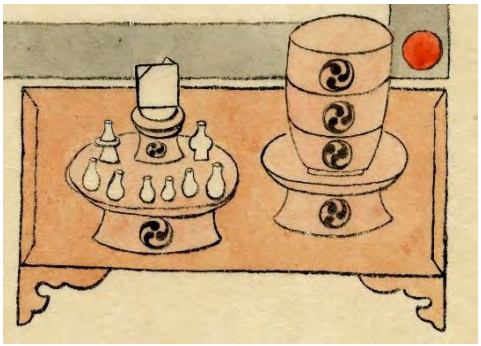 図版1-10　図版1-11 類似事例・絵図・古写真 図版48　「朱漆牡丹唐草七宝繋沈金卓」 沖縄美ら島財団所蔵 類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖では赤色の卓の描写となっている。描写から加飾は不明（図版1-10・11）。 ・朱漆の御籠飯・御菓子盆等の祭祀儀礼道具は沈金加飾の事例があるが。君使官等の盆は「貝摺君使官」の記録もあり螺鈿の祭祀儀礼道具もある。沈金・螺鈿ともに可能性もある。但し現存資料や古写真で画像が残る事例でも朱漆の祭祀儀礼道具は沈金加飾である。 ・このため三御飾圖の朱漆卓も沈金加飾の可能性が高いと思われる。 ・類似事例として挙げた「朱漆牡丹唐草七宝繋沈金卓」（図版48）は、尚家伝来資料である。ただし、法量（縦33.2cm・横62.3cm・高8.4cm）から大型の御菓子盆（足付盆）を２基同時に置ける大きさではないが、三御飾圖に使用した朱漆卓に近い事例の朱漆沈金卓と思われる。 ・図案は牡丹唐草の花弁の図様が古琉球期タイプの円形二段食籠と類似しているが鳥類等の動物・昆虫の描写は無い。牡丹の幹・茎は二重線で絵画的に描写されている。製作年代は17～18世紀頃か。

区域	No.	「御酒椀」
Ⅳ	15	三御飾圖の拡大画像 「御酒椀」 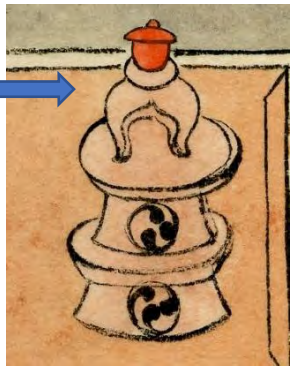 図版1-9 図版51　「朱漆巴紋牡丹沈金馬上杯」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵

類似事例・絵図・古写真

図版49　「御盃洗（方台共・朱塗沈金）」
鎌倉芳太郎資料
沖縄県立芸術大学所蔵

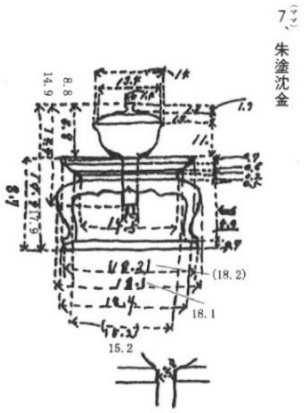

図版50　「御盃洗（方台共・朱塗沈金）」の法量メモ
鎌倉芳太郎資料　　沖縄県立芸術大学所蔵

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・三御飾圖では濃赤色の蓋付椀が赤色の脚のある器物に載せられた描写となっている（図版1-9）。描写から加飾は不明。
・朱漆の御籠飯・御菓子盆等の祭祀儀礼道具は沈金加飾の事例があるが。君使官等の盆は「貝摺君使官」の記録もあり螺鈿の祭祀儀礼道具もある。沈金・螺鈿ともに可能性もある。ただし、現存資料や古写真で画像が残る事例でも朱漆の祭祀儀礼道具は沈金加飾である。
・このため三御飾圖の御酒椀も沈金加飾の可能性が高いと思われる。
・鎌倉芳太郎は、「御盃洗（方台共、朱漆沈金）」と記録している（図版49）。実寸図からは馬上杯を方台に差している器物と分かる（図版50）。尚家資料にも「朱漆巴紋牡丹沈金馬上杯」が現存している（図版51）。御盃洗ではなく、酒器である馬上杯と思われる。三御飾圖の脚部の描写とは相違するが、現状で最も三御飾御規式で使用する「御酒椀」に近い事例と思われる。

区域	No.	「御玉垂」・「御玉貫」
Ⅳ	16	三御飾圖の拡大画像 「御玉 図版1-7 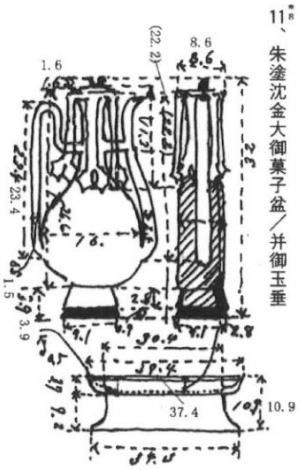 図版53 「御玉垂」・「御菓子盆」の実寸図 鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵 図版54 「御玉貫（大）」 尚家資料 那覇市歴史博物館所蔵 類似事例・絵図・古写真 図版52　「御玉垂」 鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵 図版55 「黄色地巴紋御玉貫」 銘苅家伝来 伊是名ふれあい資料館所蔵
		類似事例・絵図・古写真に関する考察 ・三御飾圖では暖色系の水差が4基、御菓子盆の上に載っている描写となっている。水差は御菓子盆や御籠飯、朱漆卓よりも黄味がかった色味となっている。おそらく黄色地の御玉垂を描写したものと思われる（図版1-7）。 ・現存する黄色地の「御玉貫」は、尚家資料の「御玉貫（大）」の身（図版54）、銘苅家伝来の「黄色地巴紋御玉貫」（図版55）がある。 ・鎌倉芳太郎は戦前、中城御殿で「御玉垂」を調査している（図版52・53）。 ・『混効験集』には、「玉だれおむきよへん　美御前揃玉すきつる御瓶」とある。「玉だれおむきよへん」は、玉垂の小瓶という意か。即ち「御玉垂」のことと思われる。「美御前揃玉すきつる御瓶」は「御玉貫」のことと思われる。要するに『混効験集』では、「御玉垂は御玉貫のことである」と解説していると思われる。また田島本注には「みはな、杯、玉すき四ツ、即チ正式ノ御飾也。元旦、十五日、冬至、稲祭二度、年ニ五度バカリ」とある。 ・『圖帳　當方』の三御飾圖では「御玉垂」が描写されているが、『混効験集』が編纂された18世紀前半頃は美御前揃の儀礼には「御玉貫」が主で「御玉垂」も類似の酒器として使用されていたものと思われる。 ・『尚泰様御元服双紙』の記録がある美御前揃三御飾御規式では、「御玉垂」ではなく「御玉貫」が使用されている。「御玉貫」と「御玉垂」は時期により使用の変遷があるようだが王府で一環として美御前揃三御飾御規式に使用されていた祭祀儀礼道具であったと思われる。詳細は第三章で論じていくこととする。

区域	No.	「酒椀」	
		三御飾圖の拡大画像	類似事例・絵図・古写真
Ⅳ	17	「酒 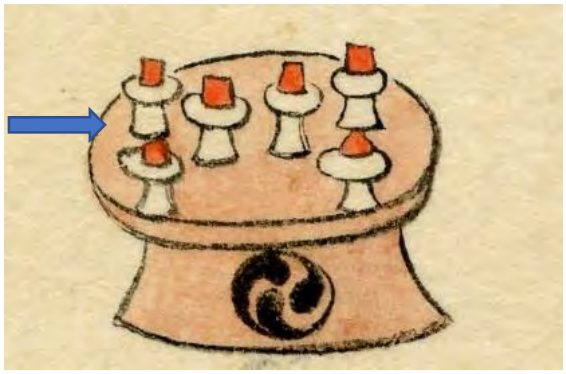 図版1-8	 図版56 「朱塗沈金天目形椀と台」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵 鎌倉は天目形椀としているが天目台が伴った蓋付椀とした方が適当と思われる。
		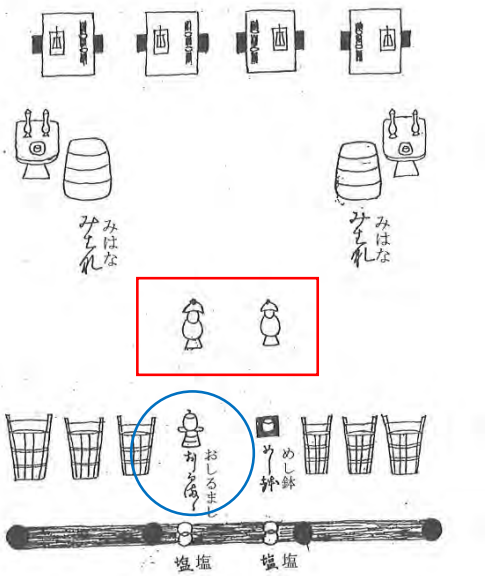 図版57 「稲之二御祭公事の西之御殿御飾」 『稲之二御祭公事』 鎌倉ノート　沖縄県立芸術大学所蔵	 図版58 「おしるまし」 稲之二御祭の西之御殿御飾に図示されている（青丸の枠内）。神酒を入れた蓋付漆椀で天目台を伴っているのではないかと思われる。
		 図版59 「朱漆牡丹七宝繋沈金椀・天目台」 沖縄美ら島財団所蔵	 図版60 「朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金椀」 沖縄美ら島財団所蔵
		 図版61 「黒漆箔巴紋蓋付椀・足付盆」 銘苅家伝来 伊是名ふれあい資料館所蔵	

図版62
久高島外間殿伝来の「蓋付椀」・「御菓子盆（小）」
蓋付椀・御菓子盆共に現在使用されていない。蓋付椀と御菓子盆の製作年代は相違すると思われる。

図版63
久高島外間殿伝来の「酒椀」・「御菓子盆（大）」
現在使用されている漆塗木椀と御菓子盆。御菓子盆は戦前製作か。漆塗木椀は戦後と思われる。

区域	No.	参考事例(酒器ではなく呈茶に使用された蓋付天目台及び天目茶碗)
Ⅳ	17	

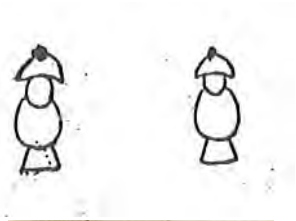

図版64　蓋付の天目台と天目茶碗
稲之二御祭の西之御殿御飾に図示されている（赤四角枠の枠内）。天目茶碗に茶を入れて神女に下賜したものと思われる。

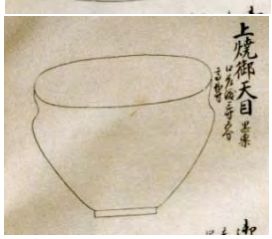

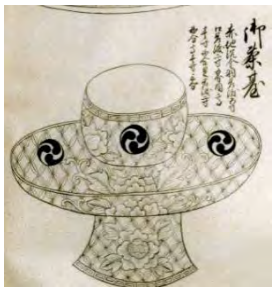

図版65　「朱漆箔巴紋天目台・飴釉天目碗」
銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵

図版66　『冠舩之時御道具之圖』
「御取蓋」・「御茶臺」・「上焼御天目」
沖縄県立博物館・美術館所蔵

類似事例・絵図・古写真に関する考察

・三御飾圖では　床に直置きの御菓子盆に六基の器物が載っている。天目台のような托付の台の上に濃赤色の器物が載った描写となっている（図版1-8）。
・参考事例に挙げた『冠舩之時御道具之圖』の朱漆沈金の「御取蓋」・「御茶臺」（天目台）に陶製の「上焼御天目」（天目茶碗）を載せている。これは酒ではなく茶を振る舞った道具で（図版66）、三御飾圖の酒椀は朱漆製椀と思われる。
・六基と複数描写されており国王から臣下への御酒振る舞い（美御酌）に用いた朱漆製の酒椀と思われる。
・稲之二御祭の西之御殿の御規式では神女に茶を下賜する漆製の蓋付の天目台と陶製の天目茶碗、「おしるまし」と記録された神酒を入れた漆製の蓋付椀と天目台が描写されている（図版58）。
・伊是名銘苅家には、漆製の小足付盆に載った蓋付椀が残されている（図版61）。
・そのため三御飾圖の六基描写された酒器は、天目台を伴った蓋付の朱漆椀若しくは蓋付と朱漆椀・小足付盆等の事例の可能性があると思われる。
・銘苅家の類例として久高島の蓋付漆椀と御菓子盆（小）がある（図版62）。道具は代替りされ変容しているが久高島外間殿の御菓子盆に漆塗椀を載せた道具立は三御飾圖の臣下への酒椀の図示と類似している。

第二章　琉球漆器の円形二段食籠の木地構造に関する考察

はじめに

前近代に円形二段食籠は、美御前揃三御飾御規式のような国王と家臣が共飲を伴う王府祭祀や、地域祭祀の供物入れとして使用されてきた。近年、琉球関係文化財所蔵機関で調査された透過Ｘ線調査や保存修理の成果で円形二段食籠の木地構造が明らかになりつつある。前近代の円形二段食籠は、資料の法量と螺鈿・加飾技法の分析を中心とした安里進・金城聡子氏の先行研究があるが、近年に個々の機関が行った調査結果を統合的に集約した新たな分析はなされていないのが現状である。

筆者は、古琉球期（薩摩侵入以前）から近世琉球期（薩摩侵入以後～琉球処分時）の琉球漆器に国内では、類例が少ない捲胎技法が多用されていることに着目し、捲胎技法の製作事例として特に円形二段食籠の木地構造の特徴を検討したい。前近代の円形二段食籠は、加飾の沈金技法に変遷があるにもかかわらず、捲胎技法を中心とした内部の木地構造に大きな変化が無いのが特徴である。

この円形二段食籠の木地構造を尚家資料、浦添市美術館所蔵資料、沖縄美ら島財団所蔵資料を中心に、沖縄県立博物館・美術館所蔵資料、離島の伊是名島、宮古島、久米島に残されている道具も含めて透過Ｘ線調査及び目視調査の結果から分析・検討を行ってみたい。

第一節　円形二段食籠をめぐる研究史

前近代より、円形二段食籠は法量の相違はあるが、類似した形状で製作されてきた。これは、首里王府が運営した貝摺奉行所で定型化した製作仕様があり、そのシステムの中で製作が継続したことを意味する。これに着目した安里進・金城聡子氏は、前近代の八角食籠と円形二段食籠の直径と高さの法量の関係と、螺鈿の地色や沈金の仕様を比較して分類する作業を行った[1]。円形二段食籠の分類では、貝摺奉行所主導で製作された標準タイプの食籠として、16～17 世紀の古琉球タイプ（本論ではＡタイプの範疇に属す）と 17～19 世紀末の王族家紋タイプ（本論ではＢタイプの範疇に属す）に分類されるとしている。また、上記のＡ・Ｂの標準タイプに当てはまらない円形二段食籠も存在し、民間工房での製作があると論じている。本章では、基本的に、この安里・金城論文で提示された王府御用で製作された円形二段食籠の標準タイプの型式と年代設定を踏まえたうえで、議論を進めていきたいと考える。

また、貝摺奉行所の生産体制は、時期は不明確だが、貝摺奉行所文書が存在する 18～19 世紀頃には、王府直営の漆器生産から、下級士族等に製作を委託する体制に徐々に切り替わっていたものと考えられる[2]。

その生産拠点は、首里周辺の工房で王府御用漆器の製作が行われ、後に那覇でも民間向けの漆器生産がはじまり、18 世紀から王府御用漆器を請け負える漆芸技術者が現れ、19 世紀以降、首里だけでなく一部、那覇でも王府御用の生産が徐々に増えていったものと思われる[3]。

貝摺奉行所が主導して製作されたと思われる安里・金城氏が標準タイプと分類した円形二段食籠は、さらに A タイプと B タイプと鬃漆の地色・加飾の変遷から分けて分類しており、法量の相違はあるが、甲盛・蓋肩・蓋側面・玉縁・尻・高台の形状は非常に近似している。

拙論では、近年、盛んに実施されている琉球漆器の透過Ｘ線撮影の結果を踏まえて、円形二段食籠の木地構造について、沈金加飾の変遷とも比較しながら検討してみたい。

第二節　円形二段食籠の木地構造

円形二段食籠の透過Ｘ線撮影による調査結果から、A タイプの「黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠」（図版１。表 1 の№1。以下、菊花食籠と略す。）[4]と B タイプの「朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠」（図版２。表 1 の№6。以下、吉字紋食籠と略す。）[5]の透過Ｘ線画像から木地構造を各部位ごとに比較してみたい。また、円形二段食籠で透過Ｘ線撮影による調査履歴のある資料について、撮影画像からみた食籠の各部位の木地構造の考察と、鬃漆の地色、沈金の仕様も含めて比較した一覧を作成して検討の材料としてみた（表１琉球の円形二段食籠の鬃漆・沈金加飾と木地構造の変遷)。菊花食籠と吉字紋食籠の比較・検討に際して、必要な部分は、表１の他の食籠の調査データも含めて考察してみたい。

第一項　蓋表

蓋表の透過Ｘ線画像（図版 1-1・図版 2-1）は、双方とも数枚の板で継ぎ合わされた甲盛で、蓋肩は、同心円状の線が廻っている。蓋肩は捲胎技法と思われる。また双方の甲盛の継ぎ目に垂直に浅い線刻が幾つも走っていることが確認できる。おそらく継ぎ目と垂直に切れ込みを入れ、甲盛をドーム状に蓋の中心から全方向に曲面を作るため、このような加工を行ったと考える。この木地構造は、国宝尚家資料の「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯」（以下、尚家食籠と略す。）もほぼ同じ構造である（表１№7・図版 9・17)。この透過Ｘ線の画像に基づき、円形二段食籠の蓋部分の試作を行った（図版 3・4)。透過Ｘ線画像と同じような継ぎ目に垂直に切れ込みを入れ甲盛がドーム状となっている。

この構造は、徳川美術館所蔵の「朱漆花鳥七宝繋密陀絵沈金御供飯」（以下、徳川御供飯と略す）の蓋表部分も透過Ｘ線撮影画像で類似の画像が写し出されている[6]。これ

によりAタイプ（16～17世紀製作）の範疇とされる菊花食籠と、Bタイプ（17～19世紀製作）の範疇とされる吉字紋食籠の甲盛部分、その間の時期となる16世紀後半から17世紀前半が製作の下限とされる徳川御供飯の蓋表部分が類似した木地構造ということになる。

また、甲盛だけでなく蓋肩も菊花食籠・吉字紋食籠共に同じ捲胎技法で製作されている。黎漆の地色、沈金の紋様は相違しており、16～17 世紀と 17～19 世紀と製作の時期差があると分類された二つのタイプがほぼ同じ木地構造となっているのである。

第二項　蓋側面・身上段側面・身下段側面・高台

蓋側面（図版1-2・2-2）・身上段側面（図版1-4・2-4）・身下段側面及び高台（図版1-5・1-6・1-7・2-5・2-6・2-7）の木地構造を比較してみると、菊花食籠は身上段立ち上り部が薄い木製板を二重に巻いた曲輪技法で製作されている（図版1-3）。蓋側面・身上段側面・身下段側面は、透過Ｘ線の画像が不鮮明で一重か二重か判断が難しいが曲輪技法であることは判断できそうである（図版1-4 ・1-5 ・1-6）。吉字紋食籠も薄い木製板を巻いており、身上段立ち上がり部が同じく二重に巻いた曲輪技法である（図版2-3）。蓋側面・身上段側面・身下段側面は、一重構造で全て縦方向に等間隔の切れ込みが入っており、いわゆる引き曲げ技法となっている（図版2-4・2-5・2-6）[7]。引き曲げ技法は、先述の尚家食籠にも使用されている。高台については、菊花食籠が曲輪の二重構造としている（図版1-6・1-7）。吉字紋食籠は引き曲げ技法で製作した二つの輪を接合して高台としている（図版2-5・2-6・2-7）。

側面部分の製作技法については、身上段側面の立ち上り部が菊花食籠も吉字紋食籠も曲輪の二重構造だが、蓋側面・身上段側面・身下段側面・高台側面は、Aタイプが曲輪技法でBタイプが引き曲げ技法となっており、製作技法に若干の違いがみられる。

第三項　身上段見込・身下段見込

菊花食籠は、身上段見込部分に花形の仕切が作られている（図版 1-3・1-3-1）。類似例としては、浦添市美術館所蔵の「黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠」（図版 5・5-1・13）があるが、現存する事例としては二点のみである。A タイプの円形二段食籠でも、この二点以外は、身上段に花形の仕切がある資料は残っていない。もちろん B タイプと分類されるグループには花形の仕切りがある事例は残っていない（図版 2-3）。

身上段・下段の見込部分は、双方とも数枚の板を継ぎ合わせているが継ぎ目はほぞ継ぎではなく、材を直接接着して継いでいる（図版 1-3・2-3）。資料によっては例外もあるが、おおよそ強度を保つためか同一方向に継ぎ、片端だけ垂直方向に別に継いでいる。中央には分回し（コンパス）で中心を取った痕跡がある。

第四項　尻

尻も双方とも捲胎技法を使用しており、ほとんど差異は認められない。表 1 のNo.1～10 までの食籠は全て捲胎技法が用いられていると思われる。宮古島の「朱漆食籠」（表 1No.11・図版 11)、久米島君南風殿内の「食籠」（表 1No.12 図版 12）等の離島所在の A タイプ・B タイプに属さない食籠は挽物である。

第五項　木材

双方ともに使用樹種は断定できないが、杢目から針葉樹系の柾目材を使用している。他の円形二段食籠の事例も A タイプ・B タイプ共に針葉樹系の木材で製作されているものと思われる。現在の琉球漆器生産では木地にデイゴが多用されるが、透過Ｘ線調査を行った結果では、前近代の琉球漆器の木地の多くは、針葉樹系で、挽物の木地に広葉樹系の樹木を使用しているものもあるが、デイゴと推察しうる材質は、ほとんど見当たらないようである[8]。針葉樹系の木材を調達していたことが窺える史料として首里王府の鹿児島の出先機関である鹿児島琉球館に残る記録には、寛政 4（1792）年に琉球館から薩摩藩に対して、杉板の売買制限の緩和を請願する案件が残っている[9]。

口上覚

杉完料并間之板類、近年琉球下相重候付、杉板三百四間、完料三拾四丁、桟かまち三拾間、定数被仰渡候処、其分ニ而者國用差支候儀有之、去年於館内賦書を以為奉願事候得共、願通ニ者、不被仰付、段々減少を以被仰渡候故、再三奉願候儀も自由ヶ間敷奉存、御免之員数差下候処、國用過分不足仕、当用差欠、必至与差迫候段、此節琉球より申越之趣者、素ゟ材木不自由御座候上、別而木位不宜、虫付亦有之、進上物・進覧物取仕立、又者唐舩・櫂舩・馬らん舩、舩具類琉球材木ニ而難調故、杉板完料相用得不申候而不叶候処、拾年以前迄者、御國舩頭共勝手次第積下、為致商売事ニ而、國用ハ勿論、國王入用ニ付而茂蔵方不有合節ニハ舩頭共より買入相達、何楚用欠等之儀無之候付、其此迄者館内用として差下候儀、至而僅計之事候処、去ル丑年ゟ木板類下せ方御締方被仰渡候以後者、緒舩頭持下商売与てハ一切無之付、蔵方用分、館内才覚を差下申次第ニ而、先年与者相替、館内下方御手形表ハ相重申事御座候。然処、拾年以前之御割合を以、僅之員数御定被仰渡候付、蔵方用分過半引足不申候へ者、先様大切成進上物相調達方茂差支候儀出来可致、至極心遣仕御座候（下略)。

杉板について、寛政 4 年の 11 年前にあたる「去ル丑年」（天明元（1781）年）から

詳細は不明だが、鹿児島から琉球へ輸出する木材の数量に制限が加えられるようになった。制限令以前は、鹿児島の船頭（海運業者）達が、勝手（自由）に琉球に積み下り、商売していたので琉球国内で需要と供給に対する支障はなく、国王が使用するための材木も船頭より買い入れていた（調度品・祭祀儀礼道具等のことか)。鹿児島の海運業者が琉球で材木の売買をするので琉球館から琉球本国へ調達した材木も僅かであった。現在の数量では、琉球国内の需要としては不足している。琉球は元々、材木の調達に不自由で､品質のよい材木も無く､虫損のある材木も多くある｡(琉球漆器等の)進上物・進覧物の製作や、中国や鹿児島・先島航路に使用する船具に琉球の材木を使用するのは（品質的に）難しいため、鹿児島からの材木の輸入数量を制限令以前に増やすことを認めてほしいという請願をしている。

この文書から、18 世紀頃、他国への進上物・進覧物や国王が使用するための材木として杉が鹿児島から琉球に輸入があったことが分かる。建造物や船の用材だけでなく、献上用や王家が使用する漆芸品の木地としての輸入消費もされていたものと思われる。その杉材の調達は、鹿児島の海運業者が勝手次第（貿易制限無く)、琉球に訪れて売買を展開していた自由貿易だったが、天明元年より数量制限が始まり、調達が難しくなったことが分かる。

天明元年以前は、貿易制限等は無く自由に杉材の取引ができ、漆器生産にも使用されていたことが、琉球漆器の透過Ｘ線調査で針葉樹系の杢目を持った材が確認される理由の一つだと思われる。しかし、鹿児島との杉材の貿易がどれくらい遡れるかは現在のところ文献史料だけのアプローチでは判断することは難しいが、漆を本土から輸入していたように古い時代から漆器生産に使用された材木を鹿児島から輸入していた可能性はあるものと思われる。

このように琉球漆器の透過Ｘ線撮影の調査結果と、文献史料の記述が一致しており、18 世紀頃から 19 世紀にかけて、献上品や王家が使用するクラスの琉球漆器に九州産の杉材が使用されていたと考えられる。杉材の使用は、薩摩藩から制限令を出される天明年間以前には、さらに自由に材料として調達できたので、古琉球期から製作されていた A タイプの透過 X 線で杢目が針葉樹系と想定される材木も杉材を中心とした九州の針葉樹系材が輸入されていたと思われる。

また、天明年間から寛政年間にかけて薩摩藩の輸入制限令があり、杉材調達の数量はかなり減少したが、18 世紀末から 19 世紀の近世琉球末期までは、鹿児島からの杉材の輸入はあったのではないかと考える。しかし、琉球処分により献上用の漆器生産を行う、いわば事業主の首里王府が崩壊したことで、薩摩藩との木材調達のシステムが崩れ、近代沖縄における漆器生産の中で杉材の使用が途絶え、近代以降に地元で調達できるデイゴが主流になった要因の一つとなるのではないだろうか。

第六項　技法

円形二段食籠の蓋肩・尻に使用されている捲胎技法は、琉球漆器の透過Ｘ線調査の事例が増え、知見が多くなったこともあり、保存修理時等に塗膜が剥がれた漆器の目視調査でも技術が確認されるようになった。そのため琉球漆器の木地構造によくみられる技法であることが近年判明してきた（図版 6・6-1)。現在のところ、前近代の琉球以外の日本国内の漆器生産では、ほとんど使用事例が無い技術だと思われる。捲胎技法の代表的な事例として正倉院宝物の漆胡瓶があり [10]、また東南アジアに製作技法が残されていることも知られているが [11]、琉球に、どこから、どのように技術が伝播したか文献史料による記述は残っていない。僅かに 17 世紀前半に捲胎技法に近い技術に関する記録が残っているので紹介する。首里王府の役人は、八巻（ハチマチ）と呼ばれる他地域では見られない独特の冠を被り王府に出仕していた。王府の正史である『球陽』巻四　尚寧王三十一（1619）年の条に [12]

三十一年、始制八巻冠。

遺老伝曰、昔時、以乙丈三尺之布、纏頭八重巻以為冠。故曰八巻。是年（一六一九年)、王、幸久高島、行到中途、忽遇大雨。群臣衣冠、盡濕而萎。独有蕭元瑞（仲地筑登之名礼）所戴之冠、無有濕貌、異乎群臣之冠、不敢凋萎。王、奇異之、但有蕭元瑞八巻冠、曲板為質地、組布為皮。

王、深褒美之。即令群臣、僉、倣此八巻冠也。

（琉球）神道記曰、本、以一丈三尺布、纏頭。而分薙国、改造八巻。分薙国乃黄自昌脇名国親雲上吉治。未知敦実。以此考之、今八巻者始于黄自昌、而蕭元瑞次之也哉。

とあり、元々、布を頭に捲いたターバンのようなものであったため、「ハチマチ」と呼称されたが、萬暦 47（1619）年に、尚寧王が久高島行幸に際し、降雨にも関わらず、群臣の中で蕭元瑞という者の冠（八巻）だけ、雨に濡れているが縮んでいなかった。尚寧王が、これを奇異として質問したところ、板を曲げて、布を組み皮としていた。これを聞いた尚寧王は、蕭元瑞に褒美を与えて群臣に、これに倣い、冠を製作することを命じた、と記述されている。

また、この条には、袋中上人が著した『琉球神道記』に、分薙国という者が、従来のターバン状の八巻を改造したとあり、分薙国とは、黄自昌：脇名国親雲上吉治で、板に布を貼った八巻を導入したのは、黄自昌が最初で、これを蕭元瑞が引き継いだのではないかとしている。『琉球神道記』を著した袋中上人は、1603 年より三年間琉球に滞在し、同書を慶長 10（1605）年に完成させた（木版の初版本は慶安元（1648）年)。布をターバン状に巻いて冠にしていたものを板に布を貼りつけた仕様に 17 世紀前半に切り替わったことが記述された史料である。

久米島や宮古島には、布地が破損し、木地構造が確認できる八巻が残されている（図版 7・7-1・図版 8)。久米島・宮古島の八巻とも、破損状態は違うが薄い板をずらしながら人間の後頭部に沿うように成形されている。曲輪と捲胎技法の中間の技術が使用されていることが分かり、『球陽』の板に布を貼るという記述とも一致する。脇名国親雲上達がどこから板をずらしながら曲げる技術を導入したか不明だが、琉球漆器の円形二段食籠の透過Ｘ線画像に近い技法が存在していたことが文献史料と八巻の実物資料から確認できるのである。

第七項　近世琉球末期以降の円形二段食籠

主に古琉球期製作の A タイプと近世琉球期製作の B タイプの円形二段食籠について鬃漆・加飾と比較して木地構造の変化が非常に少ないことを紹介した。しかし、近世琉球末期から近代にかけてはどうであろうか。首里王府が祭祀儀礼道具として使用した以外の円形二段食籠の事例で考察してみたい。今帰仁御殿旧蔵の「朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠」(表 1№.８図版 18)は、国王家の巴紋の図像に変化をつけているが、牡丹唐草・七宝繋等の沈金の加飾・木地構造の捲胎技法等も含めてほぼ同様で B タイプの範疇といえる。国王家に繋がる今帰仁家だったこともあるだろう。ただ「朱漆家紋牡丹七宝繋箔絵食籠」(表 1№.９図版 19) になると透過Ｘ線調査で木地構造は B タイプと大きく変化がなく、その範疇といえるが、加飾が沈金から箔絵となり主模様の一つである巴紋が一引紋の一種となっている。牡丹の花の図像も縮小し、七宝繋紋は大振りに描かれていて図案製作に退潮がみられる。おそらく王家・王族の祭祀儀礼が首里の上級士族層にも伝播して実施されるようになり、安里・金城氏が王族家紋タイプと分類した王府や王族で使用する円形二段食籠よりも加飾技法の仕様を抑えた漆工品を製作して調達し祭祀儀礼に使用したものと考える。B タイプは王家・王族の巴紋を付した円形二段食籠だけでなく、士族の家紋を箔絵で表現した円形二段食籠もあったようである。

円形二段食籠を使用した祭祀儀礼は、王家・王族・首里の上級士族だけでなく地方にも伝播していったようである。離島に現存する事例として、まず伊是名島銘苅家の「朱漆箔巴紋食籠」(表１№.10 図版 10。以下、銘苅家食籠と略す）と「貝摺奉行所関係文書」に記録されている「朱漆沈金籠飯」を比較してみる。

伊是名島の銘苅家は第二尚氏の始祖：尚円王の親族で、伊是名玉御殿という陵墓の管理を行っていた。琉球・沖縄では、二十四節気の清明に墓参りを行う慣習があり、伊是名玉御殿でも、銘苅家が公事清明祭を執り行っていた（図版 10-1)。

銘苅家食籠は、銘苅家に伝来する御玉貫等の他の金工品や漆芸品と同じように王府から同治 9（1870）年に伊是名玉御殿の祭祀運営のため下賜されたことが記録に残っており製作下限が確認できる[13]。

法量は、若干、B タイプより小さめで、螺鈿は朱漆、加飾は箔絵で巴紋のみを描いている。王族の系統とはいえ、地方の士族への下賜品であるため、法量も小さく、加飾は沈金から箔絵へ、模様も七宝繋等の地模様や、牡丹唐草模様を無くして巴紋のみとなり、首里城等の王府祭祀の祭祀儀礼道具と格差をつけている。

銘苅家食籠の木地構造は、目視観察調査しか行っていないが、これまでの透過Ｘ線撮影を行った食籠と銘苅家食籠の塗膜の劣化や木地の痩せ等の状態を比較して検討すると、蓋肩と尻は、曲面部分の薄さから捲胎技法と思われ、蓋側面・身側面・高台部についても薄い板を廻した曲輪技法若しくは引き曲げ技法のようである。甲盛も木地の痩せなどから数枚の板で継いでいるようである。A・B タイプの木地構造と、ほぼ類似し大きく変化していないと思われる。現存する円形二段食籠の中では、銘苅家食籠が、王府が捲胎や曲輪技法等を複合して製作した木地構造を有する B タイプの食籠の晩期にあたる資料ではないだろうか。

銘苅家食籠の製作下限と同時期（同治 9（1870）年）の「貝摺奉行所関係文書」に記録が残されている「朱漆沈金籠飯」[14] は、この年に首里王府から薩摩藩へ献上するために製作が予定されたが中止となった。木地までは製作しており木材（榕木長壱尺九寸五分根空木口壱尺五寸五分）の記述や「上木地引」・「下木地引」等の職人の作業日数が記されており、その内容から木地は総体挽物だったと思われる。

銘苅家の下賜品と、ほぼ同時期に薩摩藩への献上品として総体挽物の円形二段食籠を製作しようとしていたことが分かる。

この挽物の円形二段食籠と類似した現存資料と思われるのが、宮古島（表１№11 図版 11）や久米島（表１№12 図版 12・12-1。）に残された食籠と思われる。宮古島の「朱漆食籠」は蓋が欠損しているため、法量の比較はできないが、朱漆で加飾は施されておらず、木地構造は総体挽物である。久米島の食籠は、塗膜が全体的に剥がれ落ち、螺鈿・加飾は言及できないが、木地構造は総体挽物である。宮古島の食籠は士族であった本村家旧蔵である。久米島の食籠は、君南風御殿に伝来したもので、塗膜の劣化が激しく御花（花米）を入れて祭祀儀礼時に使用する道具としては使われなくなったが、祭祀時に君南風の被り物を置く置物として使われている。双方共に近世琉球末期頃から近代の間に島の有力士族・神女層が島内祭祀に使用した祭祀儀礼道具だったと思われる。この総体挽物の食籠を C タイプと区分する。

道具を下賜された伊是名島だけでなく沖縄本島・離島を含めた地方の中では、祭祀儀礼道具として、首里の文化を見習うかたちで円形二段食籠を使用していたものと思われる。

琉球の円形二段食籠は、古琉球期の A タイプから近世琉球期の B タイプまで加飾の沈金技法は大きく変容していったが木地構造に僅かな変化しか起こらなかった。しかし近世琉球末期から近代に捲胎と曲輪技法の複合的な構造から総体挽物の C タイプに変化していったようである。

第八項　円形二段食籠の木地構造に関する総括

円形二段食籠について、安里・金城論文における A タイプと B タイプは、螺鈿の地色・沈金仕様と紋様の差異から分類しているが、木地構造に関していえば、ドーム状の甲盛があり蓋肩と尻が捲胎技法で類似している。側面部分は、双方とも薄い板を巻く類似した技術が使われているが、A タイプが曲輪技法で、B タイプが引き曲げ技法を使用しており若干の相違がある。

見込部分も A タイプに花形の仕切がある事例が二点あるが、ほぞ継ぎ等を行わず、数枚の板を直接継ぎ合わせ、さらに片方に別材を継いだ板とし、この板に分回し（コンパス）を用いて円形に成形していることはほぼ同一である。螺鈿・加飾に相違があるが木地構造は、16～17 世紀の A タイプと 17～19 世紀の B タイプに側面部分の製作技術に若干の相違が見られるが、大きな変化はなかった。

捲胎技法等の木地構造の製作技術の導入の経緯が文献史料で追えないため、断定的なことはいえないが、木地構造について、ほぼ同じ製作技法が限定された場所で伝統的に継承されていたものと思われる。

捲胎技法も中世・近世を含めて日本国内ではほとんど事例の無い技法であるし、見込の板材の継ぎ方も中国漆器に多い技術であるため、琉球漆器は、日本国内より明朝や清朝の漆芸技術を導入して製作を行っていたことは容易に推察できる。

今回取り挙げた円形二段食籠をそれぞれ単独で加飾技術等だけで考察すると中国漆器の技法に影響されたのではなく、まさしく中国漆器ではないかという議論が起こると思われるが、現存している円形二段食籠という定型化した器形の資料を網羅的に調査・考察することにより、古琉球期（日本史の中世に相当）から近世琉球期（日本史の近世に相当）にかけてほぼ類似した木地製作技術で漆器生産が行われていたということが判明した。この定型化した漆器を継続して生産するシステムが古琉球期にすでに構築され、琉球という同一地域で、その生産システムが継承され長く生産が続けられたといえる。B タイプの吉字紋食籠や尚家食籠が琉球漆器であることに異論を唱えることは無いと考えるが、A タイプの食籠について緻密な沈金の仕様だけを見ると中国漆器の可能性も含めた他地域製作の可能性を挙げたくなる。

しかし、17～19 世紀の B タイプの木地構造との類似性から A タイプといわれる円形二段食籠も琉球の貝摺奉行所主導で製作された漆器だといえるのではないだろうか。

例えば、A タイプの円形二段食籠を王府が中国で注文して製作し導入したとして、その後、国内で製作することとなり、螺鈿や沈金等の加飾の仕様が変遷する可能性はあると思うが、輸入した時に総体漆塗りされた器物について器形を模すことはできても、地域も人材も違う技術者集団が木地構造をほぼ同じ技術で製作することは難しいと考える。

木地構造について円形二段食籠は古琉球期から近世琉球期にかけて大きな技術変化が無く、技術が継承されていたようであるが、螺鈿・加飾が変遷していった要因は何であろうか。沈金加飾については沈金刀の運刀法の技術的な変遷があったと言えるが[15・16]、図案は、神山泰治氏が言及している[17]『おもろさうし』の「大さとのけすおもいあんしの節」に、古琉球期、「さふろく」なる絵師が尚真王の娘である佐司笠按司という神女のため、馬、牛、あけず（蜻蛉）、はべる（蝶）を屏風に描いたと詠っているように、実際に円形二段食籠や女神官に下賜されたといわれる丸櫃には多様な花鳥虫と七宝繋等の図案が沈金で描かれた。ところが近世琉球期になると巴紋・牡丹唐草・七宝繋等の図案に変容し固定化していった。これは単に同一の工房製作により図案が形式化していったということだけでなく、円形二段食籠を使用する担い手と祭祀儀礼中の道具の位置付けに変容があったことを窺わせるものではないだろうか。第一章で論じた美御前揃三御飾御規式のような国王と男性の家臣団の間で、王権の権威を示すための共飲儀礼が増えていくことに連動して、女神官に下賜された祭祀儀礼道具の図案であった多様な花鳥虫の図案から、国王家の家紋を図案とした祭祀儀礼道具に変容していったものと思われる。これは第三章で考察する御玉貫・御玉垂にも同じ傾向があったものと思われる。

まとめ

前近代から祭祀儀礼道具として使用された円形二段食籠の木地構造について、螺鈿・加飾の仕様の変遷も含めて考察してみた。この考察から円形二段食籠について整理された事項を挙げてみると、

① 王府が発注して製作された円形二段食籠は、法量（高さ×直径）や、螺鈿・沈金仕様からAタイプとBタイプの二つに大別できるが、木地構造は、食籠各部位の側面部に曲輪技法と引き曲げ技法を使った違いがあるものの双方とも大きな変化はなく近世琉球末期まで製作されていた。理由としては、王府内の格式を重んじる場面で使用されるため、器物の器形も定型化されることから、螺鈿や加飾よりも、さらに製作技術の変化が少なかったのではないかと思われる。
② 現在の琉球漆器の生産は、デイゴ等の広葉樹系の材木を使った挽物が中心であるが、前近代の琉球漆器は針葉樹系の材木が多用され、木地製作技術も曲輪・捲胎技法や数枚の材木を継いで使用していたと透過X線撮影結果で予測される。
③ Aタイプ・Bタイプ共に捲胎技法が同じ部位（蓋肩・尻）に長期間にわたり使用されている。日本国内の前近代の漆器生産で、捲胎技法が多用される事例は琉球以外には少ないと考える。琉球への捲胎技法の伝播経路は不明だが、17 世紀前半、王府役人の八巻（ハチマチ）という冠の製作技術の導入記録に薄い板に布を

貼るとあり、現存する破損した八巻を確認すると薄い板を数枚ずらしながら曲げて成形している。円形二段食籠の透過Ｘ線画像に写し出された木地構造の製作技法を応用して捲胎と曲輪の中間のような技術で八巻を製作していたことが分かる。

④ Ａタイプと Ｂタイプは製作年代が違うと推定されるが、このように木地構造に変化が少ないということは、製作技術を伝統的に継承した工房若しくは技術者集団が連綿と製作を担っていたと考えることが自然であり、Ａタイプと Ｂタイプは沈金の製作仕様が異なるが、木地構造を比較した観点からは、どちらも同一地域で技術が継承のうえ製作されたと考えたほうが合理性があると思われる。

⑤ 近世琉球末期から総体挽物の Ｃタイプの円形二段食籠の製作が捲胎・曲輪技法と同時期に行われている。宮古島・久米島には総体挽物の食籠が残されている。近世琉球末期から近代にかけて、ようやく木地構造の仕様に相違が生じていったようである。

このように本章では、円形二段食籠に関して透過Ｘ線撮影画像を活用した画像分析による木地構造の考察、分析結果の知見を活かした目視観察、文献史料の記述を加味し、螺鈿や沈金仕様の変遷と合わせて考察してみた。祭祀儀礼道具という特殊な用途の器物の製作仕様を分析することにより、貝摺奉行所という王府の漆器生産体制の継続的な運用の流れの一端が若干なりとも垣間見えたのではないだろうか。

円形二段食籠に用いられた捲胎技法については、文献史料からの考察では、17 世紀初頭に捲胎らしき木地製作の技術があったことは窺えるが、まだ琉球へ技術が伝播した時期、経路を含めて不明な点が多い。ただ捲胎技法による漆器製作は器形が違うが中国等に類例があり、日本国内に類例がほとんど無いことから中国から導入された可能性は高いものと思われる。

このことを踏まえ、近世琉球期に美御前揃三御飾御規式等の国王出御の祭祀儀礼空間に使用された朱漆沈金の円形二段食籠の特徴は、中国からの輸入顔料である辰砂を地色に使い、螺鈿は日本産若しくは中国産が使用され、木地構造の製作技術は古琉球期から根付いていた国外からの技術を継承して製作され続けたものと思われる。国王出御を伴う祭祀儀礼道具について製作自体は琉球国内だが、国外からの技術・原材料を使って製作した道具を使うことにより、王府の権威を示していたものと思われる。また、王府は表の儀礼である共飲儀礼の担い手も古琉球期には参加させていた女神官達を除き、近世琉球期には首里の王族・士族を中心とした家臣団に変容させたうえで、ほぼ踏襲して製作してきた木地構造の円形二段食籠の図案を古琉球的な図案である花鳥虫の図案から近世琉球期には王家の紋章に変え、共飲儀礼の場で家臣団に披露することにより国王家の権威をより示そうとしたのではないかと思われる。

註

(1) 安里進・金城聡子「近世琉球の八角・円形二段食籠の用途と様式　―貝摺奉行所関係文書の分析―」(『漆工史』第二一号　漆工史学会　1998 年 11 月) 13～35 頁。
(2) 安里進「琉球王国貝摺奉行所の漆器製作システムー王府内分業と民間請負ー」(『漆工史』第二四号　漆工史学会　2001 年 11 月) 21～46 頁。
(3) 近世期の漆器生産体制に関する議論は、(２) の安里論文で、王府御用漆器の生産拠点は首里が中心だったという主張を踏まえ、金城聡子氏は「近世琉球漆芸関係者の諸相　―貝摺奉行所技術者を中心に―」(『漆工史』第二六号　漆工史学会　2003 年 12 月) 31～53 頁で、琉球家譜に登場する士族の記述を根拠に漆器生産が那覇中心であったことに言及した。これに対して、安里進は「近世琉球の漆器生産をめぐる問題点」(『漆工史』第二七号　漆工史学会　2004 年 10 月) 21～32 頁で、金城論文が使用した琉球家譜の史料的な限界を指摘したうえで、貝摺奉行所で御用漆器の製作仕様として使用された「御道具図并入目科帳」に漆器を首里から那覇へ運搬する記述が残っていることに着目し、当初より御用漆器の生産拠点は首里にあったが、18 世紀から那覇における御用漆器の生産も行われ、19 世紀になると那覇でも生産が増加したと考えられると述べている。
(4)「黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠」　沖縄美ら島財団所蔵。沖縄県指定有形文化財。15～16 世紀。円形二段印籠蓋造食籠。久米島所在の「黒塗菊花鳥虫沈金丸外櫃」（沖縄県指定有形文化財）と沈金図案と刀技が類似した食籠。
(5)「朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠」　沖縄美ら島財団所蔵。18～19 世紀。円形二段印籠蓋造食籠。那覇市歴史博物館所蔵の琉球国王尚家関係資料（国宝）の中の朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯と木地構造はほぼ同一。沈金図案は主模様の巴紋と吉字紋が相違しているが、牡丹紋・七宝繋紋・青海波紋の構成と刀技はほぼ同一の食籠。
(6) 室瀬和美「徳川美術館所蔵重要文化財「朱漆花鳥七宝繋密陀絵沈金御供飯」―技法および材料を中心とする新知見―」(『漆工史』第二九号　漆工史学会　2006 年 10 月)
(7) 上江洲安亨「朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠について」(『首里城研究』№7 首里城研究会　2003 年 3 月) 37～48 頁。
(8) 現存する前近代の琉球漆器は貝摺奉行所主導で製作された中国・日本への献上用漆器、王府御用の什器及び祭祀儀礼道具用の漆器が伝来していることが多いものと思われる。民間工房で製作されたものでも、貝摺奉行所から発注を受けた漆職人が、その技術を活用して富裕層の注文に応えたものが残っている可能性があり、士族階級や薩摩藩士・富裕層の商人ではない一般庶民が使用していた漆器の詳細は事例も少なく研究が進んでいない。近代以降、琉球漆器の木地に急にデイゴ材

が多用されたのではなく、前近代からの使用実例があった可能性があり、王府の崩壊と共に貝摺奉行所発注の漆器生産が無くなったため近代になって琉球漆器の木地にデイゴ材が登場したような印象となるのではないだろうか。今後の課題である。

(9)『琉球館文書』二（琉球大学附属図書館仲原善忠文庫　琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ）Image50

(10) 木村法光　「正倉院漆工品の内部構造と施工についてーX 線透視による結果と考察ー」(『正倉院の漆工』　宮内庁　1975 年 5 月）143～170 頁。木村法光氏は透過 X 線撮影の結果から漆胡瓶の木地構造が、巻上げ若しくは輪積みであることを指摘している。巻上げの木地製作の実験や東南アジアの事例も挙げながら、断定は避けつつも巻上げ技法の可能性を示唆している。

(11) 宮里正子　「ミャンマー（ビルマ）の漆芸」(『浦添市美術館紀要』第 5 号　浦添市美術館　1996 年 2 月）39～62 頁。

(12)『球陽』巻四　尚寧王三十一年条　（球陽研究会編『球陽』原文編　沖縄文化史料集成五　角川出版　1974 年 3 月）209 頁。

(13) 上江洲安亨「琉球国で祭祀道具として使用されたガラス玉製品～御玉貫の製作技術の輸入・ガラス玉等の成分分析・使用事例報告を中心に～」(『第十二回中琉歴史関係国際学術会議論文集』2010 年 12 月）74～87 頁。

(14)「琉球資料二四　大和へ御進物道具図并入目料帳　全」(『那覇市史』資料編第一巻十　琉球資料（上）　1989 年 9 月）314～350 頁。

(15) 内田篤呉「琉球の沈金-運刀法の変遷をめぐって-」(MOA 美術館『特別展　尚王家と琉球の美展』　MOA 美術館　2001 年 10 月）95～100 頁。

(16) 當眞茂「琉球漆器の沈金技法に関する運刀法の研究―十五・十六世紀を中心に―」(『漆工史』第四三号　2021 年 3 月）26～38 頁。

(17) 神山泰治「琉球の絵画　前近代の流れ」(『沖縄美術全集』４絵画・書　沖縄タイムス社　1989 年 11 月）91～100 頁。

図版

図版 1
黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠
製作年代 15～16 世紀
外面の髹漆：黒漆　　加飾：沈金
沈金模様：菊・鳥・蝶・蜻蛉・虻・蟷螂・七宝繋・縦横線紋
久米島にある黒塗菊花鳥虫沈金丸外櫃（沖縄県指定有形文化財）と沈金仕様が酷似している。
沖縄美ら島財団所蔵　沖縄県指定文化財

図版 2
朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠
製作年代：18～19 世紀
外面の髹漆：朱漆　加飾：沈金
沈金模様：牡丹・吉字紋・青海波紋・七宝繋紋
琉球国王尚家関係資料（那覇市蔵）：朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯（国宝）の沈金仕様と類似し、木地構造は、ほぼ同一である。
沖縄美ら島財団所蔵

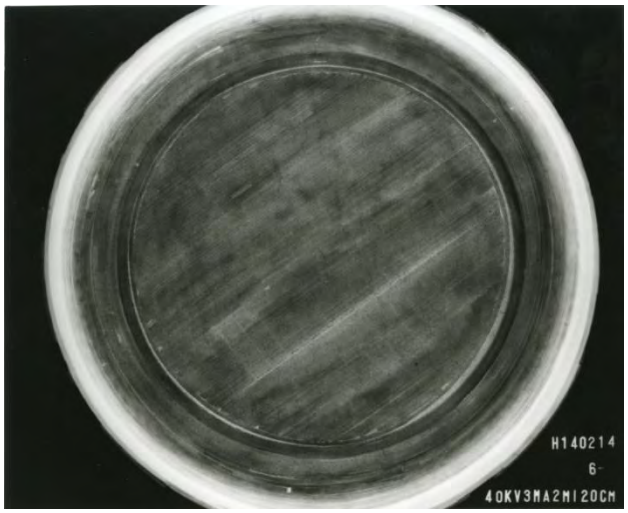

図版 1-1 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（甲盛・肩）

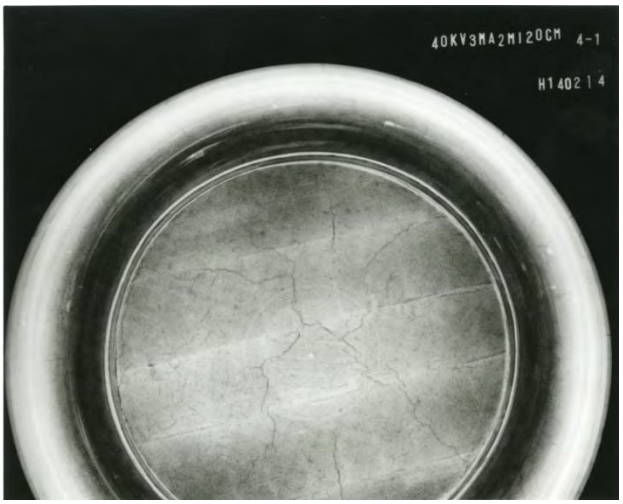

図版 2-1 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（甲盛・肩）

図版 1-2 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（蓋側面）

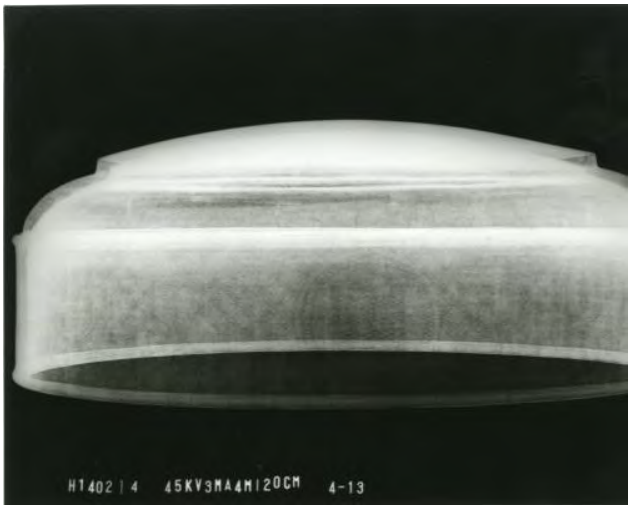

図版 2-2 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（蓋側面）

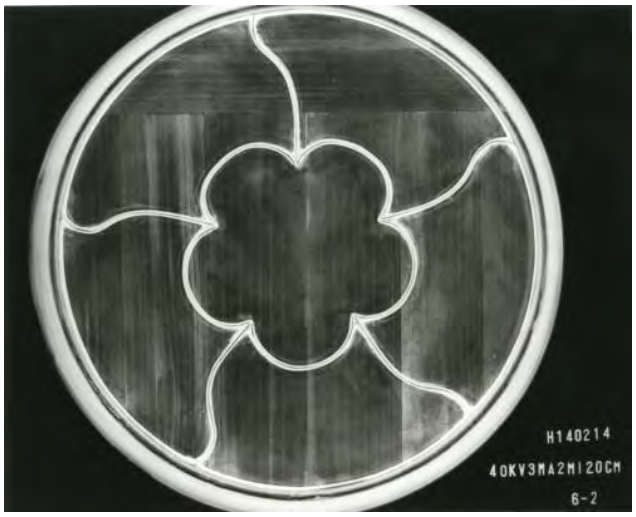

図版 1-3 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身上段見込）

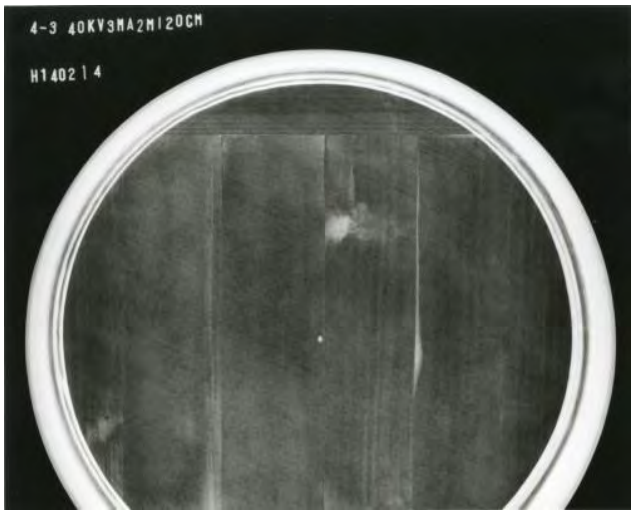

図版 2-3 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身上段見込）

図版 1-3-1　黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身上段見込）

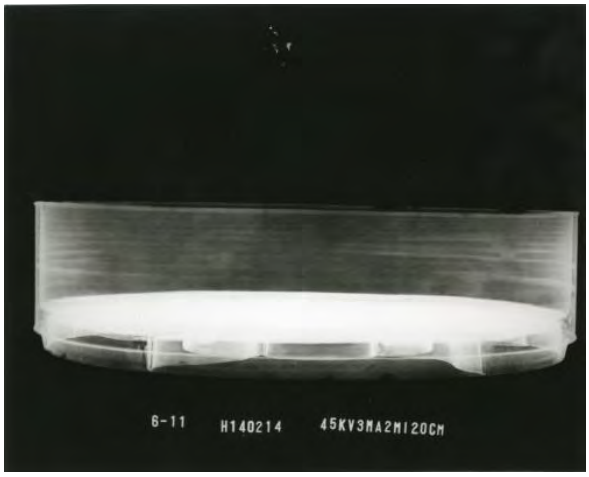

図版 1-4 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身上段側面）

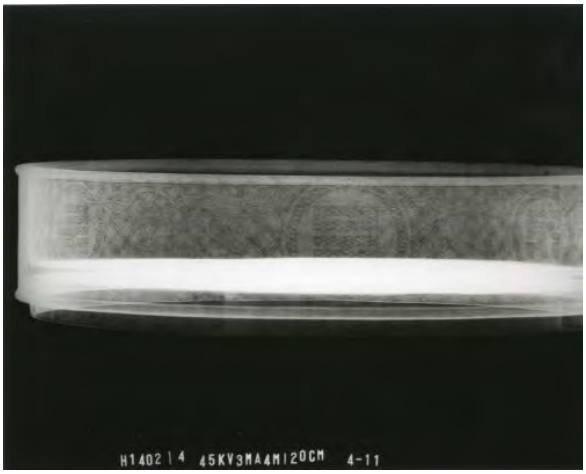

図版 2-4 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身上段側面）

図版 1-5 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠
（身下段側面・尻・高台）

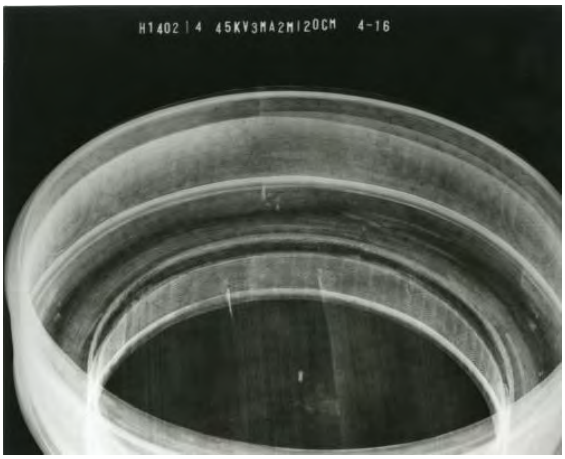

図版 2-5 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠
（身下段側面・尻・高台）

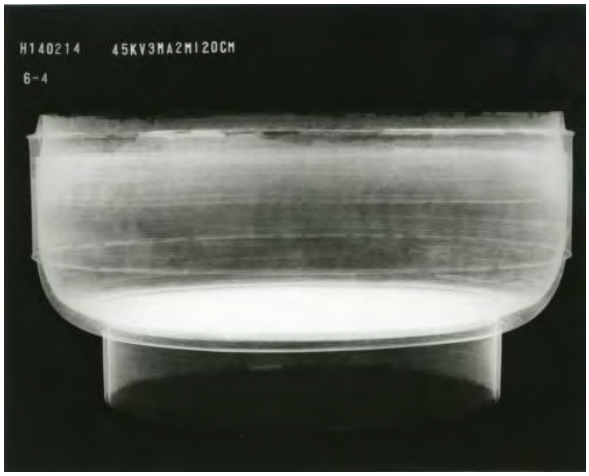

図版 1-6 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身下段側面）

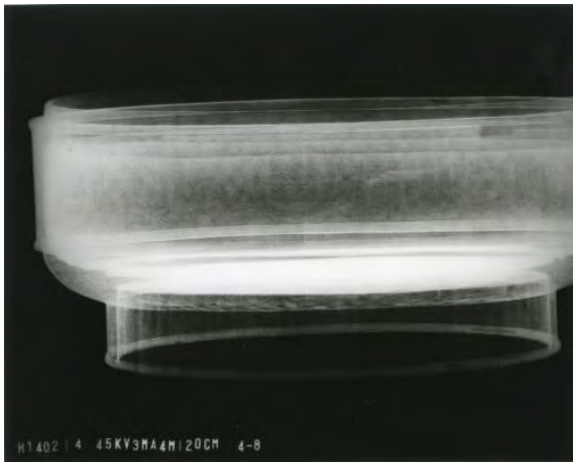

図版 2-6 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身下段側面）

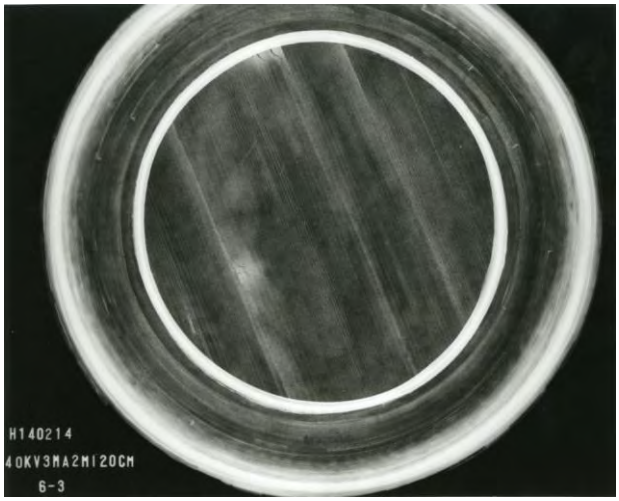

図版 1-7 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身下段底面）

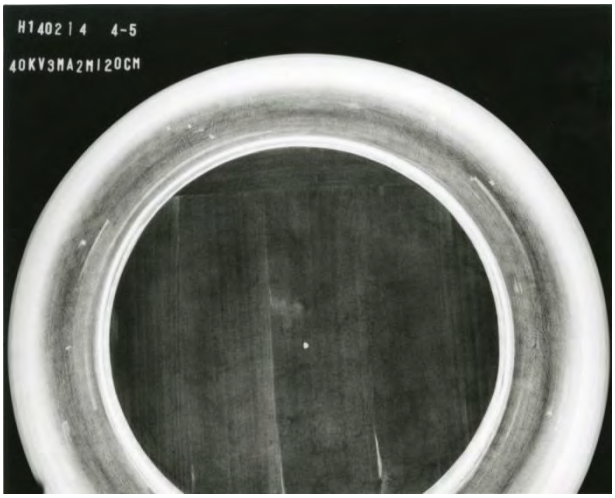

図版 2-7 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身下段底面）

図版３　蓋表・甲盛

図版４　蓋表・甲盛の裏側

円形二段食籠の蓋の復元製作に伴う試作製作

図版 5　黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠

浦添市美術館所蔵

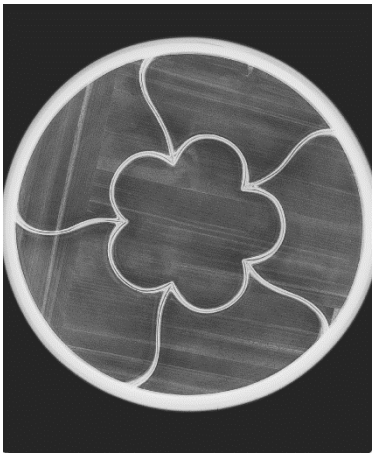

図版 5-1 黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠（身上段見込）

図版６　朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金足付盆
沖縄美ら島財団所蔵

図版 6-1　目視で確認された捲胎技法
図版 6 の足付盆修理の時に確認された。
土井菜々子氏撮影

図版 7　　八巻（ハチマチ）
久米島博物館所蔵

図版 7-1　　八巻の後頭部
図版 7 の八巻の後頭部を覆う部位。薄い板をずらしながら人間の後頭部に沿うように成形されている。

図版８　木地構造だけ残った八巻
頭部を取り巻くように薄い板を廻し、後頭部分に数枚の薄い板をずらしながら成形していたことが分かる。
宮古島総合博物館所蔵

図版 9　朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯

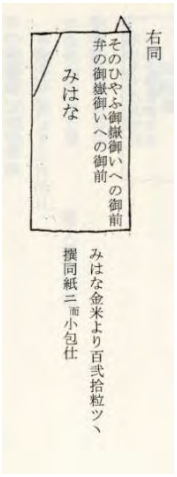

図版 9 - 1　包まれた「みはな」

画像は、園比屋武御嶽石門に奉ずるために花米を包んだもの

図版 10　朱漆箔巴紋食籠

銘苅家　伊是名ふれあい民俗館

図版 10-1　伊是名玉陵　公事清明祭

右下に図版 10 の朱漆箔巴紋食籠の複製品が使用され、花米が身上段に直接入れられている。

図版 11　朱漆食籠

総体挽物の食籠。蓋は欠損している。朱漆で、加飾は施されていない。

図版 12　君南風殿内　食籠

総体挽物の食籠。塗膜・加飾は剥がれている。

図版 12-1　君南風殿内　代替りした食籠

円形二段食籠の蓋肩にあたる部分が、蓋としてはずれるようになり、身が三段の円形重箱となっている。身上段には花米が直接入れられている。

代替りした年代は不明。

表1

琉球の円形二段食籠の螺鈿・沈金加飾と木地構造の変遷

No.	資料名	画像	区分	樹種	外面螺鈿	加飾	図案	法量	甲盛	蓋肩	蓋側面	身上段見込	身上段側面	身下段見込	身下段側面	身尻	高台	備考
1	黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠 （図版1）		A	針葉樹系	黒漆	沈金	菊・鳥・蝶・蜻蛉・虻・蟷螂・七宝繋・縦横線紋	高38.5×径33.1	ドーム形状の矧板構造（矧板に対し直角の刻線有） 臍組無し・平矧	捲胎	曲輪	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	捲胎	曲輪	調査方法：透過X線・目視 久米島にある黒漆菊花鳥虫沈金外櫃（県指定文化財）と沈金仕様が酷似。 沖縄美ら島財団所蔵 沖縄県指定有形文化財
2	黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠 （図版13）		A	針葉樹系	黒漆	沈金	孔雀・牡丹・縦横線紋・山形波紋	高36.7×33.6	ドーム状の矧板構造 臍組無し・平矧	捲胎	曲輪	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	捲胎	曲輪	調査方法：透過X線・目視 浦添市美術館所蔵 浦添市指定有形文化財
3	黒漆牡丹唐草沈金食籠 （図版14）		A	針葉樹系・杉材の可能性が高い	黒漆	沈金	牡丹・縦横線紋	高29.5×径33.3（参考）	ドーム形状の矧板構造（矧板に対し直角の刻線有） 臍組無し・平矧	捲胎	曲輪	欠損	欠損	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	捲胎	曲輪	調査方法：透過X線・目視 身上段が欠損。 沖縄美ら島財団所蔵
4	黒漆葡萄栗鼠沈金食籠 （図版15）		A	針葉樹系か	黒漆	沈金	葡萄・栗鼠	高30.0×径34.5（参考）	ドーム状の矧板構造 臍組無し・平矧	捲胎	曲輪	欠損	欠損	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	捲胎	曲輪	調査方法：目視 身上段が欠損。 沖縄美ら島財団所蔵
5	黒漆牡丹七宝繋沈金食籠 （図版16）		A	針葉樹系	黒漆	沈金	牡丹・七宝繋紋・縦横線紋・波線紋	高39.3×34.1	ドーム状の矧板構造 臍組無し・平矧	捲胎	曲輪	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪	捲胎	曲輪	調査方法：透過X線・目視 沖縄美ら島財団所蔵 沖縄県指定有形文化財
6	朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠 （図版2）		B	針葉樹系	朱漆	沈金	吉字紋・牡丹・青海波紋・七宝繋紋	高37.3×径36.7	ドーム状の矧板構造（矧板に対し直角の刻線有） 臍組無し・平矧	捲胎	引き曲げ	矧板構造・臍組無し・平矧	引き曲げ	矧板構造・臍組無し・平矧	引き曲げ	捲胎	引き曲げ	調査方法：透過X線・目視 朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯（尚家資料）の沈金仕様と類似し、木地構造は、ほぼ同一である。 沖縄美ら島財団所蔵

7	朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯 （図版17）		B	針葉樹系	朱漆	沈金	巴紋・牡丹・青海波紋・七宝繋紋	高38.5×径36.6	ドーム状の矧板構造 （矧板に対し直角の刻線有） 臍組無し・平矧	捲胎	引き曲げ	矧板構造・臍組無し・平矧	引き曲げ	矧板構造・臍組無し・平矧	引き曲げ	捲胎	引き曲げ	調査方法：透過X線・目視 国宝尚家資料 那覇市所蔵
8	朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠 （図版18）		B	針葉樹系	朱漆	沈金	巴紋・牡丹・青海波紋・七宝繋紋	高37.6×径35.9	ドーム状の矧板構造 臍組無し・平矧	捲胎	曲輪（引き曲げの可能性有）	矧板構造・臍組無し・平矧	曲輪（引き曲げの可能性有）	矧板構造・臍組無し・平矧	引き曲げ	捲胎	引き曲げ	調査方法：透過X線・目視 今帰仁御殿旧蔵 沖縄県立博物館・美術館所蔵
9	朱漆家紋牡丹七宝繋箔絵食籠 （図版19）		B	針葉樹系	朱漆	箔絵	変一引両紋・牡丹・青海波紋・七宝繋紋	高37.5×径36.4	ドーム状の矧板構造 （矧板に対し直角の刻線有） 臍組無し・平矧	捲胎	引き曲げ	矧板構造・臍組無し・平矧	引き曲げ	矧板構造・臍組無し・平矧	引き曲げ	捲胎	引き曲げ	調査方法：透過X線・目視 沖縄美ら島財団所蔵
10	朱漆箔巴紋食籠 （図版10）		B	不明	朱漆	箔絵	巴紋	高35.0×径30.4	矧板構造か	捲胎	引き曲げか	矧板構造か	引き曲げか	矧板構造か	引き曲げか	捲胎	引き曲げか	調査方法：目視 伊是名村銘苅家所蔵
11	朱漆食籠 （図版11）		C	不明	朱漆	無し	無し	高18.8×径27.0 （参考）	欠損	欠損	欠損	挽物	挽物	挽物	挽物	挽物	挽物	調査方法：目視 本村家旧蔵 宮古島総合博物館所蔵
12	食籠 （図版12）		C	広葉樹系	ほぼ欠損 不明	欠損 不明	欠損 不明	高37.0×径31.7	挽物	挽物	挽物	挽物	挽物	挽物	挽物	挽物	挽物	調査方法：目視 かつて祭祀道具として使用。現在新規製作した道具に交代。 君南風殿内所蔵

第三章　琉球国の御玉貫・御玉垂に関する考察

はじめに

首里王府が挙行する美御前揃三御飾御規式のような国王と家臣が共飲を伴う祭祀儀礼で使用される酒器の一つとして御玉貫がある。御玉貫は、頸が細くくびれた錫・鉛合金の酒瓶で表面にガラス玉の小玉を苧麻系の糸で編んで巴紋・六弁花紋・菱紋・鋸歯紋等の模様を構成している。また類似の祭祀儀礼道具として水差の形状をした御玉垂と呼ばれる道具もあった。御玉貫らしき道具は、記録では 16 世紀後半から見受けられるが、詳しい道具及び製作技術の導入は判明していない。わずかに 18 世紀初頭に首里王府が編纂した『琉球国由来記』（以下、『由来記』と略す）に年代不詳ながら、琉球に移住した唐人から製作技術を教わったという伝承が記録されている。本論では、御玉貫の起源、現存資料と古写真・絵図資料等から製作技術の特徴と編年の検討を試みる。また、美御前揃三御飾御規式等の首里城正殿下庫理の共飲儀礼以外にも、御玉貫は、祭祀時に貴人への酒等の献上儀礼や、逆に儀礼参加者への下賜にも使用された。さらに国王・王妃・聞得大君等から家臣団である士族層の人生の節目ごとに御玉貫を使った酒等の下賜を行っている事例が家譜史料には大量に残されていることを紹介し、祭祀儀礼道具としての御玉貫・御玉垂について考察してみたい。

第一節　琉球における御玉貫製作の起源

御玉貫らしき酒器が史料に登場する最初の事例は、『上井覚兼日記』の天正 3（1575）年 4 月 21 日の記録に[1]、琉球使臣が上井覚兼の宿舎に「珠連瓶一對　(連珠カ)御酒もたせ候て來候」とあり、「連珠瓶」に入れた酒を手土産に訪れていたようである。

同じく 4 月 23 日の記録には[2]、島津家が催した馬追の見学に参加した琉球使臣が「連珠之瓶二對　・食籠二、琉球客より御棧敷へ進上申候」とあり、「連珠之瓶」で酒の献上を行っていたことがわかる[3]。「連珠」、珠を連ねた装飾がされている酒瓶という表現なので御玉貫に近い酒瓶であることが想定される。

琉球側の記録をみると、康熙 52(1713)年編纂の『由来記』巻四の玉貫の項には[4]、「當國玉貫者、中古、眞和志間切、銘苅村女、渡合唐人、為夫婦、男子生産也。唐人彼男子、玉貫為教也。此始乎。年代未詳。」とあり、年代は「中古」、「年代未詳」と記述され不明であるが中国から玉貫製作の技術が伝来したと記録されている。乾隆 10(1745)年編纂の『球陽』巻四には、尚寧王 4 年即ち萬暦 20(1592)年に「毛鳳朝(阿波根筑登之親雲上盛韻)任金奉行職、兼管金具師・裱具師・削物師・彫物工・縫物工・絲組工・玉貫工・鞍打工・錫工。今按、諸家譜無任此職者也。疑乎此職自此而始也歟」とあり[5]、『球陽』を編纂した史官達は諸家譜に金奉行任職の記録が無く、萬暦 20 年に始まったのではないかと推測している。しかし、これらの諸工芸

の製作が全て同時期に起こったとは考えにくい。『球陽』編纂時に家譜や辞令書等で金奉行職の就任の履歴が追える最も古い時期が、毛鳳朝の奉行職就任の萬暦 20 年ということで、玉貫工を含めた諸細工を製作する王府内の組織の成立はさらに遡ると思われる。

現存する琉球士族の家譜史料に登場する最も古い御玉貫の記録を見ると、康熙 15(1676)年に毛見龍(蒿原親方安依)が、尚質王より御玉貫を賜った記事がある[6]。

『上井覚兼日記』より一世紀以上も時期が降っており不自然であるように思われる。しかし、家譜の編纂自体が康熙 28(1689)年の系図座設置以降であるため、康熙 28 年以前の記録は過去の実績を確認した上での記述が中心となるので、役職を任じられたり、進貢貿易で渡唐した実績等の御印判(辞令書)の発給と関連する根拠記録がある記述が中心となり、遡った履歴は記録がある実績を中心として家譜に掲載されたのであろう。御玉貫の下賜のように王府等により家臣へ冠婚葬祭時に行われるものは記録に残りにくく、康熙 28 年以後、家譜編纂とその記録の更新(仕次)が恒常的となり、琉球の士族の中で王府に関連した功績をこまごまと記録するようになった後に多くなるものと思われる。康熙 28 年以前の御玉貫下賜の記述についても最も古い記録である康熙 15 年の一件しか確認されておらず、それ以外は全て康熙 28 年以降の記録となっている。王府からの家臣への御玉貫の下賜について家譜に記録は無いが、このような事情から康熙 15 年以前からあったと思われる。御玉貫は、王府が挙行する祭祀儀礼や『上井覚兼日記』にみえるように客人を接待するための酒器、御花(花米)を入れた御籠飯と共に下賜される酒を入れる容器として王府により製作され使用された。また伊平屋阿母加那志のような三十三君に位置づけられる高級神女や、王族である御殿家にも王府から祭祀儀礼道具として御玉貫そのものが下賜されたと思われる。また後述するが現存する資料をみると王府からの下賜だけでなく、御殿家や上級士族の間で、王府祭祀の儀礼内容を模して家内の祭祀儀礼道具としても御玉貫は製作されたと思われる。

このように御玉貫は史料によって記述に差異があり、家譜史料の記録には、家譜編纂の成立の事情もあるため 17 世紀後半以前について御玉貫の記録は無いが、『球陽』編纂の史官達は玉貫工が始まったのは金奉行設置の 16 世紀末の萬暦 20(1592)年としており、『球陽』より古い編纂の『由来記』では製作技術の伝来は年代不明としている。16 世紀後半の『上井覚兼日記』にある「連珠之瓶」は御玉貫の可能性がある酒器の最も古い記録であり、琉球での製作の起源も、天正 3(1575)年以前となる可能性があると思われる。

次に御玉貫の製作技術はどこから伝播したのかという問題があるが、不明な点が多く、先述の通り年代不明ながら、琉球に移住した中国人が伝えたとある。この伝承が事実かどうかの是非はともかく少なくとも『由来記』を編纂した 18 世紀初頭の琉球の史官達は、琉球への御玉貫の技術の伝播は中国であったと認識していたようである。御玉貫のような金属製の瓶にガラス玉を編み図案を構成する酒器自体、現在のところ他地域での類例は見つかっていない。この御玉貫とそれに関連するガラス玉製品の先行研究によると、平尾良光氏等による琉球で出土したガラス玉に含まれる鉛同位体の分析から[7]、中国華南産、華北産、日本産、朝鮮半島産、タイ、四川省地域産等の鉛が使用され、特に中国華南産の鉛が多く検出されたとの報告があ

り、かなり広域的な地域から材料が琉球に集積されていたことが指摘されている。特に中国華南産の事例が多かったことは、材質調査の結果と製作技術導入の伝承を単純に比較できないが『由来記』に記述された御玉貫の技術伝播が中国人との伝承があったことと重なる。また、久保智康氏は琉球から慶安 2(1649)年、承応 2(1653)年に献上されたとされる日光東照宮の玉灯籠と京都・妙心寺の中国製の可能性がある瑠璃天蓋のガラス玉の形状が類似していることや[8]、御玉貫のガラス玉との類似性も指摘して[9]、琉球のガラス玉の製作技術は中国より移入された可能性を指摘している。

このように御玉貫の製作技術の伝播について不明な点も多いが、『由来記』にあるように 18 世紀初頭の王府の伝承では中国人から技術伝播があったとされており、ガラス玉の原材料の鉛について中国華南産が多いという調査結果や、琉球使節が寄進したとされる資料のガラス玉の形状が中国製とされる資料と類似していることから、今のところは中国からの技術伝播の可能性の方が高いと思われる[10]。

ただ技術伝播の実際はどうであれ、原材料が中国産を含めた琉球国外産であり、製作技術も中国からの先進技術により御玉貫等の酒器の製作がなされていたとの伝承を王府が認識していたと思われることが重要である。すなわち舶来の原材料と技術によって王府が挙行する祭祀儀礼や家臣への下賜に使用する道具が製作されていたという意識が為政者である国王家の権威を高め、儀礼に参加した家臣は権威を伴った祭祀儀礼道具を使った酒振る舞い等の共飲儀礼や、下賜儀礼によって国王家の権威を認め、君臣の繋がりを深めていったものと思われる。

第二節　御玉貫の特徴

御玉貫は、身と蓋に分かれており、蓋は頂部、蓋側面、房飾からなり、頂部の装飾は中央に大きな苺様の突起物と周囲に小さな苺様の突起物 5 個程度を廻らして蓮華様としている。蓮華様の塊の芯の材質は不明。おそらく芯に糸等を巻き外面にガラス玉を綴ったものを巻き付けていると思われる。蓮華様の装飾の下は口径程度の木製の板を素地としてガラス玉を編み蓋側面から房飾まで綴っている。頂部から蓋側面の境界部と、蓋側面から房飾に切り替わる部分に同色のガラス玉で廻線を廻らしている。これは御玉貫と類似の酒器である御玉垂も同じような措置を施している。鎌倉古写真の御玉垂は頂部から直接房飾が垂れている形状となるが、やはり頂部の周縁部と房飾の接合部に廻線が廻っているように見受けられる。この御玉貫の蓋の上下二つの廻線はガラス玉を綴った糸も周囲を廻らしており、意匠性だけでなく上下に横に通った糸で蓋側面内の綴られたガラス玉や房が自重で下部へずれ落ちないための措置でもあると思われる。

身の形状は瓶状で、躯体部分は細長な頸部、孕んだ胴上部と胴下部、末広がりの高台部からなる。材質は錫と鉛の合金であるが、製作時の製作者・使用者も錫・鉛合金

と承知したうえで「錫瓶」と認識していたのではないだろうか。また錫と鉛の配合比率も事例によって異なっている。この躯体部分は頸部と胴部、高台部、底部は別途製作され、最後に溶接されているようである。

この躯体全体をガラス玉で図案を編みこみ覆っている。久保智康氏が指摘しているように[11]、ガラス玉の編み方は糸の交差部に玉を通し縦横に玉の目を通しながらガラス玉の色を変える等して図案を構成している。このように編みこんで図案を面で構成していくとガラス玉の自重で図案は下方で垂れ下がってしまう。下方への垂れ上がりを抑止するためと思われるが、蓋と同じように要所に廻線を廻し、その部分は同色のガラス玉で表現している。最上部は口縁部の真下に廻線を廻らし、次に頸部下部、胴部の最も孕んだ部分周辺、胴部と高台の接合部、高台下の編み込みの最下部に廻線がある。この 5 つの廻線で頸部、胴上部、胴下部、高台の 4 区画内の各図案をガラス玉の自重で垂れ下がって図案が崩れることを防いでいるものと思われる。鎌倉古写真に残る御玉垂も胴下部、高台最下部に明度が同じガラス玉が横に連なっているように写っており廻線を廻らしていたものと思われる。

図案は頸部の場合、上下の廻線の空間をいっぱいに使った縦長の菱繋ぎ紋、胴上部は巴紋等の紋章が多く、紋章の合間に小さな菱紋を配する事例が多い。紋章が無い事例では胴上部に六弁花（小）を 4 個、胴張部に六弁花（大）を 4 個、廻らして配している。胴下部は廻線の上下の空間をいっぱいに使った鋸歯紋が 7〜8 個廻らして配置している。高台は地色の間に菱紋を４個配しており、1 事例のみ菱紋を 3 個配している事例もあった。

第三節　御玉貫の編年検討の試み

王府の美御前揃三御飾御規式のような共飲儀礼を伴う祭祀儀礼道具で事例が複数あり、道具としての編年がわずかばかりであるが追えるのが、第二章で紹介した円形二段食籠（御籠飯）と本章の御玉貫・御玉垂等の編んだガラス玉で覆われた酒器である。それでも御玉貫も現存事例が 9 件、蓋のみの現存事例が 1 件、古写真等で画像が残っている事例が 4 件、前近代に王府の祭祀儀礼に関する記録に図示された史料が 3 件である。この現存資料と古写真・絵図の個別の特徴を表 1・表 2 にまとめてみた。現存資料と古写真・絵図の画像を比較し、御玉貫にまつわる様々な文献記録による考察を加えながら、久保氏[12]、稲福政斉氏[13]の先行研究も踏まえ御玉貫の編年に関する検討を試みてみたい。

まず現存する御玉貫の①使用目的、②技術的な特徴としてガラス玉の編み方、地色、ガラス玉の色、蓋の有無、底裏の紋章の仕様等の比較、③文献・伝来等からの考察を行い、おおよそ古い年代の順に一覧としてみた（表1　現存する御玉貫からみた製作年代の変遷（暫定））。鎌倉古写真に画像がある御玉貫や類似資料の御玉垂、近世琉球期

の王府の祭祀儀礼に関する記録から御玉貫・御玉垂が描かれた図を抜き出してみた（表 2　古写真・絵図にみえる御玉貫・御玉垂の図像）。また御玉貫の部位法量の比較により製作時代の特徴が考察できないか一覧にしてみた（表 3　御玉貫部位法量比較）。表 1 は現存する御玉貫 9 件、蓋のみの現存事例が 1 件、参考例として玉ハベル 1 件、座屏 1 件の小計 12 件、表 2 は鎌倉古写真の御玉貫・御玉垂 4 件、記録による図像 3 件の小計 7 件、表 1 と表 2 で合計 19 件。比較検討のため表 1 から表 2 を通しで資料番号を№1～17 とし、参考例は参考 1・2 として考察を進める。表 3 は現存の御玉貫 9 件と鎌倉ノートに法量の記録がある御玉貫 2 件を対象とした。また表 1・表 2・表 3 で考察を行った結果として、御玉貫・御玉垂の製作推定年代を時系列に纏めてみた（表4　御玉貫・御玉垂の製作推定年代順一覧）。

第一項　御玉貫№1・御玉貫№2・№12 の身

御玉貫№1 は、伊平屋阿母加那志を継承してきた名嘉家伝来のものである。伊平屋阿母加那志は、三十三君の一人とされた高級神女で、かつて二年に一度、首里城に上国していた。しかし尚質王 20 年の康熙 6（1667）年、王府は、「恩赦」して二年に一度の首里上国を差し止めた [14]。恩赦としているが、第一章で述べた通り「羽地仕置」による神女勢力の制限を行う政策の一環と思われる。それでも王府の慶賀時や伊平屋阿母加那志の代替り時には上国を認めている。この康熙 6 年以後、伊平屋阿母加那志の代替りは康熙 14（1675）年と康熙 45（1706）年の二度あった。この二度の就任儀礼時に伊平屋阿母加那志から国王・王妃・聞得大君に対して御酒を御玉貫に入れて献上している。さらに神女勢力への締め付けは続き、尚敬王 14 年の雍正 4（1726）年には大慶時の首里上国も差し止められ銘苅親雲上の代参となった [15]。伊平屋阿母加那志が国王や王妃、聞得大君に直接、御酒等の献上儀礼を行う機会が無くなったことを意味し、御玉貫を新たに王府から下賜される等の理由もなくなることから、名嘉家に伝来する伊平屋阿母加那志職の御玉貫№1（図版 1）は最後に就任儀礼で使用した時期の 17 世紀後半から 18 世紀初頭が製作下限であるといえる。また伊平屋阿母加那志が隔年で上国した首里での献上儀礼の起源は史料から確認できないが、宮古大阿母・八重山大阿母も 17 世紀前半まで上国時に御玉貫を使用した国王等への献上儀礼はあったことから、伊平屋阿母加那志も含めて高級神女の隔年の首里上国と献上儀礼は古琉球期にまで遡って行われていたものと思われる。名嘉家伝来の御玉貫は、伊平屋阿母加那志の祭祀儀礼道具として使用されたと考えられ、道具の刷新等がなければ御玉貫№1 の製作は康熙 6（1667）年以前、さらに古琉球期まで遡る可能性もある。

御玉貫№1 の製作仕様を検討してみると、御玉貫は久保氏が指摘している通り、事例の多くがガラス玉 4 個繋ぎで菱型若しくは方形を編んで面を形成していくが、御玉貫№1 の蓋側面と身はガラス玉 6 個を繋いで編んでいる（図版 1－3）[16]。高台は他の事例

と同様で4個繋ぎとなっている（図版1－2)。この6個繋ぎの編み方は奄美地方に現存する玉ハベル（参考 1）の一部に同じ編み方が残っている（図版 10・10－1)。王府が製作した御玉貫等の玉貫工が製作した道具はガラス玉4個繋ぎで、6個繋ぎの奄美所在の玉ハベルとの製作仕様の差異と考えられていたが、琉球本国にも 6 個繋ぎの道具が残っていることが分かった。

慶長 14（1609）年の薩摩の琉球侵攻以降に王府から奄美諸島に祭祀儀礼道具が下賜されたとは考えにくいので、6個繋ぎの玉ハベルが薩摩侵攻以前に王府から下賜された祭祀儀礼道具であれば、同じく 6 個繋ぎの御玉貫№1 も編み方自体は 17 世紀初頭以前から琉球本国にもあった技術で編まれたことになる。このように伊平屋阿母加那志は康熙 6 年以前から隔年の上国時に国王等への献上儀礼で御玉貫を使用しており、玉ハベルとの製作仕様の類似性から御玉貫№1 の製作技術自体は 1609 年以前の古琉球期まで遡る技術であるといえる。

また御玉貫№1 は6個繋ぎで身胴上部に六弁花文（小）が四個、身胴張部に六弁花文（大）を 4 個配した図案となっている。尚家伝来の御玉貫№2（図版 2）の身もガラス玉の配色は違うが同じ図案構成でガラス玉も同じく 6 個繋ぎとなっている（図版 2－2)。御玉貫№2 の高台は 4 個繋ぎで御玉貫№1 と同じである（図版 2－3)。

またこの六弁花は先述のガラス玉6個繋ぎの奄美の玉ハベル（参考1）にも主模様の一つとして図案構成の中に組み込まれている。ここも御玉貫№1・御玉貫№2 の身と奄美の玉ハベルとの共通性といえる。

しかし御玉貫№2 の蓋側面はガラス玉 4 個繋ぎになっており、御玉貫№1 の蓋側面が 6 個繋ぎと相違する。御玉貫№2 の身に巴紋の紋章が描かれていないのに対して蓋側面には巴紋が描かれている（図版 2)。おそらく御玉貫№2 は別物だった身と蓋が後世組み合わされたものと思われる。

鎌倉古写真に撮影され画像しか残されていないが御玉貫№12 も身はガラス玉 6 個繋ぎで編まれているように見え（図版 14・14－3)、蓋には巴紋が編まれているが、身には巴紋を含めて紋章は編まれておらず、御玉貫№1 と同じくガラス玉6個繋ぎの特徴で瓶素地が見える。高台はガラス玉4個繋ぎで、これも御玉貫№1・№2 とも共通する。

重要な点は、第一に御玉貫№2 の身が御玉貫№1 と同じガラス玉 6 個繋ぎで色調は違うが図案構成がほぼ同じということ。第二に主模様の六弁花紋が奄美の 6 個繋ぎの玉ハベルとも共通することである。

御玉貫№1・№2 の身・№12 の身の製作推定年代は、奄美の玉ハベルと同じ古琉球期の製作技法を継承していることから、製作上限年代について 16 世紀後半まで遡る可能性があり、製作下限年代は伊平屋阿母加那志の代替りの記録を根拠とし、17 世紀後半から 18 世紀初頭と考える。このガラス玉 6 個繋ぎで奄美の玉ハベルとの関連性もあるグループを後述するガラス玉 4 個繋ぎのグループと区別して仮に A タイプと区分することとする。

また御玉貫№1 と№2 の底裏には尾の長い巴紋が鋳出されており（図版 1－1・2－1)、瓶製作については、どちらも王府の工房で製作されたと思われる。御玉貫№3・№4 の身も底裏に尾の長い巴紋が鋳出されており、17 世紀頃に御玉貫№3（図版 3-1）・№4（図版 4-1）のようなガラス玉四個繋ぎ系統の製作技法と御玉貫№1・№2 の身・№12 の身のようなガラス玉 6 個繋ぎ系統の二系統の製作技法が王府内の工房にあったと思われる。これは王府の金奉行所内に二群の玉貫工の製作集団若しくは製作者がいたのか。6 個繋ぎの御玉貫は巴紋等の紋章が無いので王府の指示により製作仕様を使い分けることができたのか。理由は不明である。さらに現存資料が少ないので明確には言えないが 6 個繋ぎの御玉貫は後世に製作されたと思われる資料がないため、おそらく早くに途絶えたものと思われ 18 世紀以降見当たらなくなったのではないか。

第二項　御玉貫№3・№4・№5・№11 の身・御玉貫№10 の蓋

次に御玉貫№3・№4・№5・№11 の身、御玉貫№10 の蓋について検討してみたい。

御玉貫№3 は、先述したが久保氏が指摘したように慶安 2（1649）年・承応 2（1653）年に琉球使節が日光東照宮に参拝したと伝来のある「玉灯籠」にガラス玉の色調と形状が類似している[17]。そのため日光東照宮の「玉灯籠」が寄進された年代の 17 世紀中頃と前後した時期に御玉貫№3 は製作されたものと思われる（図版 3・3－2)。ガラス玉 4 個繋ぎが主体の図案構成のため一部不定形な編み方の部分もある。地色は緑色であるが、薄緑色・青色・緑色・水色のガラス玉が混在している（図案 3・3－3)。形状も不均一でガラス玉成形時の巻き上げ痕が残るものもあった。このガラス玉 4 個繋ぎのグループを先述の A タイプに対して B タイプと区分する。

御玉貫№3 に描かれた巴紋の紋章は黄色のガラス玉 1 個分の円を描き中に巴紋が入る。王府祭祀で使用された道具と思われるが、わずかだが変容した紋章なので王族等の御殿家へ下賜した御玉貫の可能性も残る。

また御玉貫№3 は底裏に尾の長い巴紋が鋳出している（図版 3－1)。底裏に尾の長い巴紋が鋳出している事例は B タイプでは御玉貫№3 の他に、御玉貫№4・御玉貫№7 と王府から伊是名銘苅家へ下賜されたことが明確な御玉貫№8 となっている。御玉貫の底裏は全て巴紋を鋳出しているのではなく、B タイプの中でも御玉貫№5・№6 は紋章を魚々子鏨で打ち出していたり、御玉貫№9 のように無紋のものもあり事例によって違いが見られる。逆に鋳出した尾の長い巴紋は、A タイプの御玉貫№1・2 の底裏とも共通し、先述したが A タイプ・B タイプの双方に王府が製作に関与した御玉貫があったことを示している。

御玉貫№4 は高台裏の「與那城」の墨書があることから與那城御殿伝来と言われる御玉貫である（図版 4－2)。胴上部にある丸の中に巴紋はこの与那城御殿の紋章と一致する（図版 4）[18]。與那城御殿は、尚質王第七男尚弘善宜野湾王子朝義の七世朝紀が咸豊

11（1861）年に摂政就任し、與那城王子を称していることから、この與那城御殿と思われる[19]。但し御玉貫№4は17世紀中頃製作と思われる御玉貫№3と類似点が多く、製作年代は御玉貫№3 をやや降るくらいと思われる。19 世紀中頃に與那城王子となった七世朝紀の時期の與那城御殿の祭祀儀礼道具ではなく、『球陽』にある始祖の尚弘善宜野湾王子朝義が新設された宜野湾間切を拝領した康熙 10（1671）年の頃に祭祀儀礼道具として王府より下賜されたものではないだろうか[20]。底裏に「與那城」と墨書されているが、宜野湾王子の家系は三世から六世まで玉川王子・玉川按司を名乗り、七世で養子に入った朝紀の代に初めて與那城を名乗った。そのため「與那城」の墨書は製作時期より後年の與那城御殿となった咸豊11年以降に記されたものと思われる。

御玉貫№4はガラス玉が4個繋ぎでBタイプの特徴を持っており（図版4－3)、地色の緑色のガラス玉が青色や濃緑色、薄緑色と混在しており御玉貫№3 と類似点がある（図版 4)。図案の構成に様式化している部分もあるため御玉貫№3 より先述の通り、やや降る時期に製作されたと思われる。底裏は先述の通り尾の長い巴紋を鋳出していることから王府から下賜された御玉貫と思われる（図版4－1)。

このように御玉貫№4は、宜野湾王子朝義が宜野湾間切を拝領して御殿家となった康熙10（1671）年直後に王府より下賜されたものであれば、Bタイプの御玉貫№3の製作技術の比較考察と文献史料の記録が整合することにもなる。

御玉貫№5は大宜見御殿伝来と言われる御玉貫である。大宜見御殿は、尚貞王第四男の尚紀美里王子朝禎（1682～1711）を元祖とし五世朝安の時に大宜見間切に按司地頭として転封しており、元は美里御殿と称した[21]。胴上部の五瓜の中に巴紋はこの美里御殿の紋章と一致する（図版 5）[22]。また底裏に墨書で「美里御殿」とあるのも元は美里御殿だったからであろう（図版5－1)。編み方はガラス玉4個繋ぎでBタイプの系統になる（図版5－2)。紋章が五瓜の巴紋で表現されているが、頸部の菱繋紋、胴下部の鋸歯紋、高台の菱紋等、配色の違いはあるが御玉貫№3・№4 と図案構成は共通する。地色の緑色のガラス玉が緑色透明、緑色、青緑色、青色、水色と混在しているところも共通する（図版5)。

ただし、底裏の紋章について尾の長い巴紋を鋳出した表現ではなく、魚々子鏨で打ち出して美里御殿の五瓜の巴紋を表現している（図版 5－1)。これは御玉貫№6 の乙字紋の御玉貫と仕様が同じである。

御玉貫№5はガラス玉の編み方、図案構成、地色の緑色の色味が混在しているところ等、御玉貫№3・№4と共通点が多い。また美里王子朝禎の生年から成人した17世紀末から 18 世紀初頭に製作したものであれば、これも 17 世紀中頃から後半に製作されたと考えられる御玉貫№3・№4 の製作年代よりやや降る時期なので御玉貫№3・№4 の検討結果と整合する。

また、御玉貫№5は王府から下賜された御玉貫ではなく、御玉貫を使った御殿家での祭祀が多くなった 17 世紀末から 18 世紀にかけて美里御殿で独自に製作を行ったもの

ではないだろうか。これは王族ではなく首里士族が製作したと思われる御玉貫№6の底裏が紋章を鋳出して製作しておらず魚々子鏨で打ち出している措置と同じ表現をしていることから考察して王府の祭祀で使用する道具ないし王府下賜の御玉貫の底裏の処理と区別があったのではないだろうか。第二章で論じた円形二段食籠にも共通した傾向がある。円形二段食籠の木地構造は類似しているが、王府が祭祀儀礼で使用した食籠は器物全体に総沈金となる御籠飯が製作され、士族層の御籠飯は、木地構造は同じでも箔絵を施した御籠飯を製作して自家の祭祀儀礼のため使用していたことが現存する資料から推察できる。

御玉貫№3・№4・№5はガラス玉の編み方、ガラス玉の形状や地色の緑色の色味が青色から水色、薄緑色、緑色、濃緑色と混在し、図案構成も類似しており、一部は文献史料の記録を考察の対象に加えられる部分もある。17世紀中頃から18世紀初頭で順次製作されたと考えられるが、御玉貫№5だけ底裏の巴紋の表現が鋳造ではなく魚々子鏨で打ち出したという点で王府発注と御殿家発注という製作主体の違いが製作仕様の差異となったと考えられる。

本項で取り挙げた17世紀中頃から18世紀の御玉貫Bタイプで蓋が残っている事例は無かったが、御玉貫№10のように蓋が采配の房に改変され現存している事例が残っている（図版10）。この御玉貫№10は、早い時期に琉球から離れ日本国内で流転していたものと思われる。近世期の日本製の黒漆螺鈿の柄に、同じく日本製の飾金具で固定され采配の房に改変されている。身は欠失しているが蓋部分は、ガラス玉に一部欠損があるが、形状は、ほぼ残っている。蓋側面の巴紋は変紋ではなく尚本家が使用していた祭祀儀礼道具の可能性が高い。ガラス玉は四個繋ぎでBタイプである（図版10－1・10－2）。ガラス玉に使用している色味は緑色・黄色・赤色・白色・黒色と御玉貫№3・№4・№5の身とほぼ同じで、緑色のガラス玉は、半透明で緑色と薄緑色とガラス玉によって濃淡が若干あるが、御玉貫№3・№4・№5の緑色ガラス玉と比べると濃淡のばらつきは少ない。黄色・白色のガラス玉の色味も濃淡は若干あるがばらつきは少ない。製作時期は御玉貫№3・№4・№5より、やや降ると思われ、17世紀後半から18世紀中期と思われる。御玉貫の蓋は後述するが御玉貫№2・№7が後世の19世紀頃と思われ、御玉貫№8は王府が同治9年頃に伊是名銘苅家に下賜したことが明確であるため19世紀後半のものである。16世紀後半～18世紀頃の蓋はAタイプの御玉貫№1の蓋と御玉貫№10の蓋しかない。Bタイプの18世紀前後の蓋ということであれば御玉貫№10の蓋だけが現存資料と言えると思われる。

鎌倉古写真に撮影され画像しか残されていないが御玉貫№11の身もガラス玉4個繋ぎのBタイプの御玉貫である（図版13）。鎌倉もガラス玉の配色や底裏の仕様等について言及していないので製作年代に関する考察は難しいが、蓋については御玉貫№11の身とは別物の可能性がある（図版13－1）。御玉貫№11の身も一双2個で撮影されており、胴上部に巴紋がある図案構成は一緒であるが、胴下部の鋸歯紋の大きさが相違し

ている。対の身ではない可能性も残される。編み方は左右の身双方ともガラス玉 4 個の菱形繋ぎ中心で密に編んでいる。第四項で言及するガラス玉 4 個の格子状繋ぎではないので、製作の上限は 19 世紀以前、18 世紀まで遡ると思われる。

第三項　御玉貫№6

御玉貫№6 は紋章が王家や王族である御殿家が使用する巴紋ではなく、丸に乙字紋である（図版 6)。先述したが底裏の乙字紋も鋳出したものではなく、美里御殿の御玉貫№5 と同じく魚々子鏨で打ち出されて表現している（図版 6 - 1)。王家から下賜されたものではなく富裕な士族が自家の祭祀儀礼のために製作したものと考える。このような事例は第二章で紹介した円形二段食籠にもあり、王府か製作した総沈金の食籠ではなく箔絵の食籠が残されているので近世琉球後半には御殿家・士族階層でも王家を模した祭祀儀礼を各家で行っていたものと思われる。ガラス玉の編み方は、4 個繋ぎで B タイプに区分される（図版6 - 2・6－3)。図案構成は頸部・胴上部・胴下部・高台の四つの構成となっていることは他の事例と同様だが地色の緑色は頸部・身上部で、身下部は鋸歯紋を施し地色は黒色となっている。高台は白色の地色に四つの菱紋を配している。B タイプの御玉貫で各部位の地色が異なっているのは本資料のみである。配色の違いから B タイプの御玉貫№3～5 よりかなり新しい印象を受けるが、身の法量について詳細は第八項で後述するが表 3 の通り、A・B タイプの御玉貫№1～5 と若干の相違はあるが近似している。身法量の比較では御玉貫№3～5 とほぼ同時期の製作とも考えられるが、地色の緑色が明らかに青色のガラス玉が無い等、緑色のガラス玉の色味の混在がやや均一になっている。御玉貫№6 は、御玉貫№3～№5 と身法量は類似しているが、配色が相違し、緑色ガラス玉の色味の混在が緩和していること等を考慮して、御玉貫№6 は B タイプの御玉貫№3～№5 より製作年代はやや降り 18 世紀頃ではないだろうか。

第四項　御玉貫№7・№8・№9・№14

御玉貫№7 は、御玉貫№2 と同じく尚家伝来の御玉貫であるが、身と蓋が別の御玉貫を後世に合わせて伝来したものと思われる。蓋は 19 世紀後半と思われ、本項では身を考察の対象とする。御玉貫№7 も身はガラス玉が 4 個繋ぎで御玉貫№3～№6 と類似しているが、大きく相違するところは地色が黄色地であることである（図版 7・7－2)。地色の相違については第七項で後述するとして、御玉貫№7 の紋章は変紋ではない巴紋であり、底裏には尾の長い巴紋が鋳出されている（図版7－1)。尚家伝来であることからも王府の祭祀儀礼で使用された御玉貫であると思われる。地色は黄色地だが頸部の縦長の菱紋繋ぎ、胴部の巴紋の紋章、胴下部に鋸歯紋、高台に菱紋であり、配色は違

うが御玉貫№3～№5 の図案構成と類似している。ただ胴部の巴紋の長い尾を表現する黒色のガラス玉が一個の繋がりで表現されており紋章の表現に若干の簡略化が見られる。地色の黄色のガラス玉も不透明で均質な質感である。

御玉貫№7 の身は、ガラス玉 4 個繋ぎの B タイプで図案構成や緑色のガラス玉の類似性から御玉貫№3・№4・№5 の技術を継承して製作したと思われるが、黄色のガラス玉が均質的なことと、巴紋の図像の簡略化から御玉貫№3・№4・№5 より降る製作年代と思われる。また御玉貫№1～5 の特徴として地色の緑色ガラス玉が青色から緑色まで不均質であったが、御玉貫№7 は均質な緑色ガラス玉と水色ガラス玉を図様に区別して使用している。緑色ガラス玉は胴上部の小菱形模様、高台最下部の廻線に使用、水色ガラス玉は頸部の大菱形模様、胴部の小菱形模様、胴下部の鋸歯紋内に使用されている。明確に緑色と水色のガラス玉を区別して使用している。そのため緑色ガラス玉が不均質な 17 世紀中期から 18 世紀前半の御玉貫№3・№4・№5 よりも後に製作されたものと推測する。御玉貫№7 の身の法量は、表 3 の通り御玉貫№1～№6 より身の法量が、やや大きく 19 世紀後半に製作されたことが明確な基準資料の銘苅家の御玉貫№8 に近い。しかし後述するが御玉貫№8 のように紫色のガラス玉の使用が無いことから御玉貫№8 よりは製作時期は古いと思われる。そのため御玉貫№7 の身は、御玉貫№3・№4・№5 以降、御玉貫№8 以前で 18 世紀中期から 19 世紀前半頃製作されたものと思われる。

御玉貫№8 は、第二尚氏の出身地とされる伊是名島に初代国王尚円の叔父が祖だといわれる銘苅家に旧蔵されていた(図版 8)。島には伊是名玉御殿という代々銘苅家の人々が入る墓が残されている。銘苅家には代々伝来の関係文書も残されている。この関係文書は「銘苅家文書」といわれ史料の大半が清明祭祀に関するもので、御玉貫に関する記録も、清明祭祀関連の文書に記述されている。清明祭祀関連記事が多いことについて高良倉吉氏は、『球陽』の同治 9(1870)年の記事と [23]、「銘苅家文書」に残される同治 9 年の玉御殿関係記事との関連性を指摘して [24]、「1870 年まで王統ゆかりの聖墓である伊是名玉御殿に対し、王府は特に命を発して清明祭祀を挙行するよう指示したことはなかった。」のであるが、この時から「首里玉陵(「内地の玉陵」)の例に準じて清明祭祀をおこなわせ、翌年からは銘苅親雲上を挙行責任者として清明祭祀を継続・挙行せしめたのである」と指摘している。

特に「玉御殿御道具帳」には、数々の祭祀儀礼道具が記載されており、その中には「一、黄玉貫壱双かんす共両目八百目」とある。これらの祭祀儀礼道具は、同治 9 年に王府から支給されたもので、記録にある黄玉貫は、まさしく銘苅家に現存する黄色のガラス玉で地色を覆った御玉貫と一致する。このように伊是名島では、第二尚氏王統の出身地とされることもあって、特殊な面もあるが、近世琉球末期に首里とほぼ近い祭祀儀礼を要求され、御玉貫も、その祭祀儀礼の道具として使用されていたのである。

また伊是名島銘苅家の御玉貫の重要な点は、記録にある同治 9 年に王府から支給された御玉貫である可能性が極めて高く、御玉貫製作技術の編年作業を行うにあたって製作年代の下限について 19 世紀後半、1870 年代と明確に確認ができる基準資料となることである。

製作技術の特徴については、ガラス玉 4 個繋ぎで編まれており B タイプに区分される(図版 8－2)。17 世紀中頃から 18 世紀初頭の御玉貫№3・№4・№5 等と同じ区分だが、相違点もあり稲福氏も指摘しているが[25]、御玉貫№8 には紫色のガラス玉が使用されており(図版 8－3)、これは御玉貫№3・№4・№5・№6・御玉貫№7 の身には使用されていない。御玉貫№8 は製作年代が明確なことから紫色のガラス玉を使用した琉球のガラス玉製品は 19 世紀後半頃に製作された指標の一つとすることができる。

御玉貫№9 は、ガラス玉 4 個繋ぎで B タイプ。菱形に繋いでいるが場所によって楕円形のガラス玉の長辺を縦に繋いでいる部分もある(図版 9・9－2)。高台もガラス玉 4 個繋ぎである(図版 9－5)。破損が酷く画像右の御玉貫の房飾が落ちかかっている(図版 9)。地色は半透明の緑色ガラス玉で色調は一定している。胴中央の紋章は丸に縦一文字を両面に不透明の黄色ガラス玉で施している。御玉貫№9 の特徴は、現存資料の中では最も紫色のガラス玉を使用していることにある。蓋頂部の苺様の突起物も中央に黄色、周囲に白色、緑色、黒色、紫色ガラス玉で廻らしている。房飾の両端にも紫色ガラス玉を使用し、胴下部も紫色ガラス玉の地色に鋸歯紋部を施している(図版 9－4)。胴部の紋章が無い部分には、他の事例だと同じ大きさの菱形紋小を 3 個連なった表現をしているが、御玉貫№9 は、上方 2 つの菱形紋小は同サイズで、三番目に大きめの菱形紋を施す(図版 9－3)。伝統的な図案構成を踏襲しつつも、色調で新たな試みを行っていることは御玉貫№6 にも通ずる。紋章が巴紋ではなく、底裏に紋章が施されていないため王府製作の御玉貫の伝統を引き継ぎながら、士族層が王府祭祀を模倣して製作した御玉貫ではないかと考える(図版 9－1)。銘苅家の御玉貫№8 や後述する宜野湾御殿の御玉貫№14 のような製作年代を類推できる伝来が残っている資料にも紫色のガラス玉は使用されている。そのため製作年代は御玉貫№8・№14 を基準としつつ、王府製作ではなく、士族層が独自に製作を注文した可能性が高いことから、現状では近世琉球最末期から近代にかけての最も新しい御玉貫の可能性があると思われる。

鎌倉芳太郎が写真撮影調査を行った宜野湾御殿の御玉貫№14 は、御玉貫№9 の考察で触れたように紫色ガラス玉を使用している。モノクロ写真で画像から御玉貫の配色は分からないが、鎌倉は「錫製の酒瓶を緑、黄、赤、藍、紫、白、黒の玉を糸に貫いてその胴部を包み、同様の玉で蓋を掛け」と紫色のガラス玉があったことを記録に残している[26]。

宜野湾御殿は、尚泰王の次男である尚寅が光緒元(1875)年、創設した御殿家である。御玉貫№14 はおそらく御殿家創設時に王府より下賜されたと思われる(図版 16・16－1)。16 世紀後半～18 世紀中の事例には無い紫色のガラス玉が同治 9 年頃製作の御玉貫№8 と光緒元年頃製作の御玉貫№14 に使われている。王府が近世琉球末期に御殿家を創設した歴史的な背景と御玉貫№14 及び御玉貫№8 に使用されたガラス玉の特徴が整合するのである。このことからも紫色ガラス玉の使用事例を確認することは、19 世紀後半の琉球のガラス玉製品の製作時期を判断する指標になると思われる。

次に御玉貫№14 の編み方について考察してみると、通常、御玉貫は躯体の瓶部分の曲面にガラス玉で編んだ面を合わせるため、4 個の繋ぎ方を曲面部分ごとに菱型に繋いだり、縦横

方形の格子状に繋いで編んでいる部分もある。これまでの事例として銘苅家の御玉貫№8 の胴上部の巴紋を描いた黒色ガラス部分の編み方もガラス玉 4 個の格子状に繋いで編んでいるが地色の黄色部分は部分によって格子状繋ぎも菱型繋ぎも併用している。

しかし御玉貫№14 は、B タイプの編み方であるガラス玉 4 個繋ぎを踏襲しているが、蓋側面・房飾・胴上部・高台共にガラス玉 4 個に囲まれた空間が、ほぼ縦横方形の格子状の繋ぎ方で編まれ、全体的に格子状に編んでいるように見える(図版 16－2)。

類似事例として「朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏」(参考 2 図版 12。以下、座屏と略す)が同じ 4 個の格子状繋ぎで編んでいる。この座屏は、昭和 3(1928)年の津軽家の売立目録に掲載されており同家旧蔵だったと思われる。目録には「唐物箔絵竹ニ虎衝立」とあり、明確に琉球製とは記されておらず津軽家が入手した経緯は不明であるが、島津家との大名同士の交際から贈答されたものと思われる。

この座屏が琉球製である根拠を幾つか挙げると、第一点目に苧麻らしき糸でガラス玉 4 個繋ぎの編み方が御玉貫と同じものであり、同一工房で製作された可能性が高い(図版 12－1)。

第二点目に木枠の朱漆部に曲刀を用いた近世琉球期特有の沈金加飾で唐草七宝繋紋が施されている(図版 12－2)。同時期の基準の一つとなる尾張徳川家に伝来する寛政年間に献上された琉球楽器と図案が類似する。但し琉球楽器より唐草の茎がか細く、葉の描写も痩せている。琉球楽器の沈金加飾より、製作時期はやや降ると思われ 19 世紀前半以降に製作されたものと思われる。

第三点目に貝摺奉行所の絵師であった泉川寛英(慎克熙)が描いた虎図に構図が類似している(図版 12－3)。泉川の虎図は前足を交差させ、座屏の虎の前足は交差させておらず、腹部の白毛が省略されている等、ガラス玉を使用して図案を編み込むため、描写を簡略化させたところもあるが、肢体の向きや尾の構図、画面左側の太湖石の表現等、類似点が多い。同じ工房の絵画図案だったと思われ、虎図は類似の構図のものが複数残されており、おそらく粉本があり、絵画だけでなく漆工品を含めた工芸品の図案としても使用されたものと思われる。

ガラス玉の編み方については、この座屏の表裏両面の背景の白色部や虎の肢体の黄色部、竹の緑色部等がガラス玉 4 個の縦横方形の格子状繋ぎで編まれている(図版 12－1)。

御玉貫№14 と、この座屏の編み方を比較すると、座屏は図案が絵画的で複雑だが平面に編めばよいことからガラス玉 4 個で格子状の同じ編み方を継続して続けることはできる。御玉貫の場合、瓶の曲面を勘案しながら編みこまなければならない。そのため、これまでの御玉貫の事例は、ガラス玉 4 個繋ぎで菱型や格子状の編みを曲面に合わせながら編んでいたと思われるが、御玉貫№14 は座屏と同じように蓋側面・蓋飾・胴上部・高台と同じ調子で格子状に編みこんでいる。編み方の大半を一つの技術に絞って施工することで作業効率をあげるメリットがあるが、曲面に合わせて編み技術を変えていないので密度が低くなり素地の金属地が見える割合が多くなるデメリットがあったと思われる。近世琉球末期に御玉貫製作技術に関する退潮があったのか、デメリットを勘案しても作業効率をあげる必要性があったものと推察する。

このため御玉貫№14 や座屏はガラス玉 4 個を繋ぐ技術は B タイプの範疇であるが、資料の

大部分をガラス玉 4 個の格子状繋ぎとしており、近世琉球末期の御玉貫の編み方の技術的な特徴の一つを示していることから時期的な区分の指標として位置づけられるのでBタイプから派生したグループと区分しＣタイプとした。

このＣタイプは、座屏の沈金加飾が 19 世紀前半以降と思われること、虎図が 19 世紀頃の貝摺奉行所の工房絵師の定型化した図案であり、光緒元年頃に創設された宜野湾御殿の御玉貫№14 の編み方に使用されていることから 19 世紀前半から 19 世紀後半の 1870 年代の間にＢタイプから派生して変容していったものと思われる。

第五項　御玉垂№13

御玉貫の事例の多くは瓶状の躯体を持つが、御玉垂といい、水差の躯体に編んだガラス玉を覆った酒器もあった。現存事例は無く、鎌倉が中城御殿で撮影した御玉垂№13 の画像で形状を知ることができる（図版 15)。文献史料に出てくる記録では、康熙 50（1711）年成立の『混効験集』に「玉だれおむきよへん　美御前揃玉すきつる御瓶」と記載されており、田島本の『混効験集』の注には、「みはな、杯、玉すき四ツ、即チ正式ノ御飾(国王ノ前)也。元旦、十五日、冬至、稲祭二度、年ニ五度バカリ」とある[27]。

第一章で紹介した美御前揃三御飾御規式を行ったとされる正月元旦・十五日、冬至（十一月)、稲之穂祭（五月)、稲大祭（六月）と一致する。19 世紀前半頃に原書より筆写されたと思われる『圖帳　當方』に記載された「三御飾御規式御飾之圖」[28](以下、「三御飾圖」と略す)に図示された御玉垂らしき酒器(表 2№15 図版 17･17－1)の描写は中城御殿にあった御玉垂№13 を想起させる 4 基の酒器が描かれ、先述の田島本『混効験集』の「玉すき四ツ」の記述とも一致する。

御玉垂№13 の形状・編み方を考察すると、地色はモノクロ写真なので不明。鎌倉ノートにも記録はない。頂部が扁平だが、僅かに突起物が残って見える（図版 15－1)。破損しているようであり、おそらく破損前は苺様の大小 6 個の突起物があったのであろう。頸部には明度の明るいガラス玉で円形のような模様を編んでいる。円内の模様は判別できない。胴上部には巴紋が描かれ、胴下部は廻線が施される。廻線下部にも頸部と同じ明度の明るいガラス玉が楕円状に横に配置している。御玉貫の胴下部の鋸歯紋の内側の図案ではないかと思われる。編み方について頂部は判別できないが、房飾･頸部･胴上部･高台はガラス玉 4 個繋ぎである（図版 15・15－2）。水差の取っ手や注ぎ口部分のガラス玉は胴部より直径の小さなガラス玉を使用しているようだが編み方は判別できない。古写真の画像のみの考察なので不明な点が多いがガラス玉 4 個繋ぎの面積が胴上部等に大きく占めるので御玉垂№13 の編み方はＢタイプと区分できるのではないだろうか。

御玉垂は 18 世紀初頭成立の『混効験集』に記載があることから、祭祀儀礼道具の使用としては 17 世紀中に遡るといえるが、鎌倉古写真の御玉垂の製作年代は不明である。ガラス玉 4 個繋ぎのＢタイプなので遡っても 17 世紀中頃以降といえる。ただ『混効験

集』の記述や「三御飾圖」の描写から 17 世紀後半から 19 世紀中頃まで、美御前揃三御飾御規式で使用する酒瓶は御玉貫ではなく御玉垂だったものと思われる。

第六項　御玉貫№.2・№.7・№.11・№.12 の蓋

御玉貫に関する編年や製作仕様等の考察が難しい理由に現存事例が少ないことが挙げられる。現存事例が残っていても、蓋の欠失や、本来の身と蓋が差し変わっている事例が多いことも考察を複雑にしている理由の一つである。身と蓋が差し変わって伝来した事例は、身と蓋のガラス玉の編み方や形状等を別々に評価し分類の検討をしなければならない。

本章で考察した現存資料の 10 件の内、身と蓋が当初のものと同じ事例は 3 件（御玉貫№.1・№.8・№.9)。身と蓋が後世で差し替えられている事例が 2 件（御玉貫№.2・№.7)。4 件の事例で蓋が欠失（御玉貫№.3～№.6)。蓋のみ現存が 1 件である（御玉貫№.10)。古写真に画像が残る 4 件は、戦前の画像であるため全て蓋が被っており一双の御玉貫として撮影されているが蓋が差し替わっていると思われる事例が 2 件（御玉貫№.11・№.12)。蓋が破損している事例が 1 件（御玉垂№.13)、身と蓋が一致している事例は 1 件（御玉貫№.14）である。

この御玉貫の蓋について、身と蓋が一致している御玉貫№.1・№.8・№.9 を除き、身と蓋が相違している御玉貫№.2・№.7 のガラス玉の仕様、鎌倉が撮影した御玉貫№.11・№.12、王府が作成した絵図（表 2№.15・№.16・№.17）に図示された描写からその特徴を考察してみる。

まず尚家の御玉貫№.2 と№.7 の蓋は頂部の苺様の突起物に御玉貫№.8･№.14 と同じ 19 世紀後半製作を示す紫色のガラス玉が使用されている(図版 2－4･7－3)。先述の通り御玉貫№.2 の身は、製作上限が 16 世紀後半まで遡る可能性があり、御玉貫№.7 の身が 18 世紀中期から 19 世紀前半であるが、蓋は紫色のガラス玉を使用していることから、双方とも 19 世紀後半製作の御玉貫の蓋に差し替えられていたと思われる。

鎌倉古写真の中城御殿伝来の御玉貫№.11(図版 13－1)･№.12(図版 14－1)はモノクロ写真なので配色の判断は難しいが少なくとも頂部から蓋側面の境界に施された廻線のガラス玉の明度が左右で違っており蓋は対ではないように思われる。鎌倉が調査を行った大正末期から昭和初期の段階で中城御殿の御玉貫は本来の身と蓋のセットではなくなっていたのである。

このように御玉貫№.2・№.7・№.11・№.12 の蓋は、それぞれ差し替わったり、第五項で触れた御玉垂№.13 の蓋は破損していることが明確なことが分かる。

蓋が欠失したり、身とセットの本来の蓋が差し替わった理由は、第一に、蓋の装飾は、頂部に苺様の大小 6 個の突起物が載っており、その下部にガラス玉を編んだ蓋側面・房飾を垂らしている。この苺様の突起物と蓋側面・房飾を支えている躯体は頂部に身の口縁部直径程の板材のみで、その板材にガラス玉で編んでいる苧麻系の糸だけ

でガラス玉を繋げている。非常に脆弱な仕様で祭祀儀礼等の使用や経年劣化で破損しやすく、中には使用に耐えられず欠損し散逸した事例もあったと考えられる。

第二に、御玉貫の身と蓋は、おおよそセットで製作されると思われるが祭祀儀礼に使用される際には、身と蓋が区別され用意される場合もあったことが可能性として挙げられる。

咸豊 7(1857)年の『尚泰様御元服御双紙』には[29]、佐敷按司加那志へ「御花」、「御酒」を進上するための道具として「御籠飯」と共に「黄玉貫一双。玉かむり共」を用意するとあり、「黄玉貫」に「玉かむり」と記された蓋を一緒に用意することをあえて明記している。

また同史料に「次酒入用之御玉貫五對内」とあり御玉貫を五対用意すると記述があり、その注記として「五對内」に続けて、小文字、二行書きで「壱對黄玉貫・玉かぶり共。大庫理美御酌之時、御飾用。」とある。御玉貫五対の内、一対は「黄玉貫」で「玉かぶり共」とあり黄玉貫のみ蓋(玉かぶり)を用意せよとの指示となっている。残りの御玉貫四対には蓋に相当する道具に関する記述は記されていない。『尚泰様御元服御双紙』には儀礼時に諸臣に下賜される醴(神酒)を入れる酒器としても御玉貫が記述され、「(前略)諸人江被下候醴・御玉貫、大臺所御道具當ゟ早朝寄候得者、里之子た・花當ニ而請取候事。」とあり、醴と御玉貫は大台所御道具當より早朝に里之子と花當が受け取るが蓋に関する記述は記されていない。同じ史料なので記述が省略されたとは考えにくく、国王元服の主たる儀礼や、王妃への進上には御玉貫に蓋(玉かぶり)が付せられ、諸臣への醴の下賜に使用される御玉貫には蓋を使用しなかったと思われる。

御玉貫使用の記録が少ないため明確な言及は難しいが、敢えて可能性を推察すると国王出御の祭祀儀礼、御殿家の祭祀儀礼や、家臣・神女等からの国王・王妃等への献上儀礼に用意する御玉貫の内、主たる場面で限定した数量の御玉貫のみ身と蓋を揃いで用意し、国王が出御しない儀礼や、家臣・神女へ酒を下賜する儀礼等の時には「玉かぶり」と記述された頂部に苺様の装飾があり蓋側面から房飾までガラス玉で編まれた豪華な仕様の蓋を使用せず、形状は不明だが、簡易な蓋をするか、蓋を使わない等の運用の区別があったのではないか。

同治 4(1865)年に筆写され、嘉慶 7(1802)年の記録が原書と思われる『稲之二御祭公事』には、五月と六月に実施される稲之穂祭・稲大祭の場面の一つである「西之御殿(北殿)御たむと」と呼ばれる三平等の大あむしられが参加する儀礼がある[30]。その座構えを示す「西之御殿御飾」の図(図版 22)と、用意すべき供物・道具を指示している記述には、大台所役人より「みはな壱対・御五水弐対・塩四俵・神酒三荷幷おしるまし」を供物として用意するとある。御道具当には「御小飯壱対・御玉貫二対・盃ニツ台共」、「御手作壱ツ下添共。御手目壱対ふた下添共。黄塗折壱対。食鉢壱ツ」の用意を指示している。大台所役人より調達のみはな一対、御五水(酒)二対と御道具当より調達の御小飯(御籠飯・円形二段食籠)一対と御玉貫二対は供物と道具の数量が一致し、絵図に描写されている御籠飯と御玉貫と思われる酒器の数量とも一致する(図版 22・22－1)。御玉貫は「御玉貫一対」とあり蓋に関する記述がなく、絵図にも御玉貫の蓋の特徴である頂部の苺様の突起物が無い蓋の描写となっている。

盃は御玉貫の前に図示され、記録には「盃二ツ台共」と台を一緒に用意すると明記されている。天目茶碗も「御手目壱対ふた下添共」とあり、天目茶碗に天目台・蓋を付けると明記され図示もされている（図版 22－2）。付属物が必要な道具の準備に対して具体的な記述があるが御玉貫には蓋（玉かぶり）の用意に関する記述が無く、房飾を付した「玉かぶり」と記述される豪華な蓋は使用しなかった可能性がある。

先述の「三御飾圖」に図示された御玉垂らしき酒器（図版 17－1）の描写をみると、御玉貫の蓋にある苺様の突起物と同様な表現となっている[31]。尚家文書にある尚泰王の葬儀時の道具を記録した『御葬具圖帳一冊』（以下、『葬具圖帳』と略す）には蓋（玉かぶり）付きの御玉貫（図版 18－1）が描かれている[32]。蓋付きの御玉貫が必要な祭祀儀礼の場合、文書に記述があるか、絵図に図示されているようである。『稲之二御祭公事』では御玉貫は使用されたが、蓋は用意されなかった可能性がある。家譜史料の下賜儀礼に関する記述にも『稲之二御祭公事』の御玉貫の記述と同じように、御玉貫は御花と共に下賜するとの記述だけで蓋に関する記述は見当たらない。王府の儀礼のように「玉かぶり」を使用せず御玉貫の身に酒を入れて運用していたとも解釈はできる。

御玉貫の蓋が欠失や破損、差し替わった事例が多いことは蓋の構造が繊細で脆弱な仕様のため破損しやすかったことが主たる要因だが、御玉貫を使う祭祀儀礼に身と蓋の双方を使用する祭祀儀礼と、身のみ使用する祭祀儀礼があり、王府が存在した明治 12（1879）年までは祭祀の運営と、それに伴う道具の使用規定もあり、修理等の管理も行われていたが、戦前の鎌倉古写真が撮影された大正末期から昭和初期の段階で、既に蓋が差し変わった事例が確認されることから、琉球国が崩壊し王府の機構が無くなった近代には御玉貫を使用する祭祀儀礼も混乱を伴った変容があったのではないだろうか。鎌倉は、御殿家における祭祀儀礼道具の事例調査について、「尚王家に三御飾として美御前御揃があるように、王子家御殿には表方儀式用として各々酒器三揃の御道具があったが、私の調査した時には、完全な姿で遺っているのは尚琳男爵家のものだけであった。」としており[33]、近代になると御殿家でも伝統的な祭祀儀礼道具が散逸する状況だった。

おそらく円覚寺にあった御後絵（国王肖像画）が尚本家の沖縄の根拠地となった中城御殿に移されたように、首里城内にあった祭祀儀礼道具の多くは中城御殿に移動したと思われる。それ以外にも三平等の大あむしられが配置された首里殿内・儀保殿内・真壁殿内は明治後半に解体され天界寺跡に統合される等、王府各施設の廃止に伴い使用されていた什器及び祭祀儀礼道具が、中城御殿等に集積した可能性は想像に難くない。近代以降、首里城内で行われていた祭祀儀礼で使用される格式の道具と、首里周辺で神女や寺院で使用されていた格式の道具が集積したうえで混同して使用されることが起こっていたのではないだろうか。

また変容しながらも継続して祭祀儀礼を行えば、道具の破損と修理の問題が生じることになる。そのような時に首里周辺各施設から集積された道具の一部を代替して使用していったのではないだろうか。その根拠として、尚家伝来の御玉貫№.2の身は図案に巴紋が無く、御玉貫№.1 の伊平屋阿母加那志伝来の御玉貫と類似している。高級神女への御玉貫の下賜は、伊

平屋阿母加那志より格上の三平等の大あむしられや、同格の他の高級神女にもされていたと思われるので、御玉貫№.2 の身は高級神女の施設に由来していた可能性があり、近代になって尚本家に集積され、尚本家に伝来していた御玉貫の蓋を付けたのではないか。御玉貫№.7 の蓋は、尚本家の巴紋とは異なり、図案が丸の中に巴紋という変紋で、理由は不明だが御殿家由来の御玉貫が尚本家に集積され、尚本家に残された御玉貫№.7 の当初の蓋が破損し、差し替えられた可能性があると思われる。

このように御玉貫の蓋に、欠損や身と蓋が差し変わって伝来している事例が多い理由は、蓋の構造の脆弱性という物理的な理由もあるが、祭祀儀礼時において身と蓋を一緒に使用する事例と身のみ使用する事例があったようで運用が複雑だったことと、近代以降、祭祀儀礼を運営する王府の機構が消滅し、組織的な運用ができなくなり、尚本家・各御殿家、所有していた士族の個々の家族集団が、複雑な運用と脆弱な道具の維持管理を担うようになったことが背景にあると思われる。尚本家以外の各御殿家等は、『圖帳』等のような管理マニュアルをテキストとして参考にしていたわけではなく、世代交代時の引継ぎ等も含めて祭祀儀礼時の使用に混乱と変容があったと思われる。道具の破損時の対応は経済的な理由もあり、修理維持の問題は祭祀儀礼時の運用以上に困難だったと思われる。鎌倉古写真や、尚家伝来の御玉貫の身と蓋が差し替わって残存している状況は、近代以降、伝統的な王家や御殿家の祭祀儀礼に関する道具の使用と保存の混乱を物語っていると思われる。

第七項　御玉貫の地色

現存する御玉貫の地色の事例は、緑色若しくは黄色である。この地色の違いに製作年代の差や祭祀儀礼における使用の区別があったのか考察をしてみる。

祭祀儀礼時に御玉貫・御玉垂を使用した絵図資料や文書から考察すると、「三御飾圖」には足付盆（御菓子盆）に載せられた御玉垂№.13 を想起させる酒器が図示されている。足付盆は残存する資料から朱漆沈金であったことが分かる。図示された御玉垂は暖色系に描写され、台となっている朱漆足付盆より赤味の少ない彩色となっている。おそらく黄色地の御玉垂を図示したのであろう。尚泰王の葬礼時の記録である『葬具圖帳』（№.15）には四場面に御玉貫が祭壇に祀られている描写がされ、全て緑地の御玉貫が描かれている（図版 18・19・20・21）。

第六項でも紹介した『尚泰様御元服御双紙』には[34]、

一　御花
一　御酒
一　黄玉貫一双。玉かむり共
一　御籠飯一通。酌かい懸子共

右

佐敷按司加那志様江御進上付、印紙を以前日大臺所・御道具當江申渡相調させ當日早朝寄候得者里之子た、花當請取候事。

とあり、咸豊7（1857）年の尚泰王元服時の正殿二階で行われる大庫理御規式の時、佐敷按司加那志様（王妃）に進上する「御花」と「御酒」の用意を大台所へ指示し、供物を入れる容器として「御籠飯」と「黄玉貫一双。玉かむり共」の用意を御道具當に指示しており、御玉貫の地色は黄色となっている。

また、この大庫理御規式時に国王と家臣が行う共飲儀礼の「大庫理美御酌」で使用する御玉貫について[35]、

一　次酒入用之御玉貫五對内壱對黄玉貫玉かぶり共。大庫理美御酌之時、御飾用。

とあり、次酒を入れる御玉貫五対の内、一対を黄色地の御玉貫で玉かぶりを付けることを注記で指示している。この黄色地の御玉貫は、「大庫理美御酌之時、御飾用」とあるので、共飲儀礼時に主として使用する御玉貫と思われる。残り四対の御玉貫の地色の記述は無いが、黄色地と緑地しか類例が無いので緑地だったのであろう。

このように黄色地と緑地の御玉貫は祭祀儀礼の内容で使い分けがあり、黄色地が格上という位置付けだったことが分かる。

また尚泰王元服より少し遡り現存の『圖帳　當方』の書誌情報から検討してみる。表 2№.15『圖帳　當方』には黄色地と思われる御玉垂が描写されている（図版 17－1）。この『圖帳　當方』は道光 19（1839）年に破損のため書き替えられた。そのため書写された時期以前の旧『圖帳』がマニュアルとして運用された 19 世紀前半から 18 世紀に遡って黄色地の御玉垂が使用されていたと思われる。これを踏まえ現存事例の考察を行うと、A タイプの 16 世紀後半以降、B タイプの 17 世紀中期以降に製作されたと思われる御玉貫の地色を比較すると A タイプの地色は№.1・№.2 の身は共に緑色である。B タイプの地色は№.3・4・5 と蓋のみ現存の御玉貫№.10 が緑色、御玉貫№.7 の身が黄色である。第二項の考察から御玉貫№.3・№.4・№.5 より御玉貫№.7 の身と御玉貫№.10 の蓋の製作年代がやや降ると思われる。この中で黄色地は御玉貫№.7 の身だけである。

御玉貫№.6 は、王府・御殿家製作ではなく、御玉貫を使用する祭祀儀礼文化が首里の士族層まで伝播したことで製作されたものと思われる。そのためか王府や御殿家の御玉貫と異なり緑地を中心としながら、胴下部が黒色、高台が白色と王府や御殿家の他の御玉貫の地色とは相違した配色となっている。

御玉貫№.2・7 の蓋の地色は緑地で、第六項で述べた通り、19 世紀後半に製作されたと思われ、御玉貫№.2 の蓋は巴紋の図案から尚家伝来のもので、御玉貫№.7 の蓋は変わ

り紋の巴紋であることから、御殿家若しくは寺院、王府の施設で使用されていたものが何らかの理由で尚家に集積されたものと思われる。

御玉貫№.8 は黄色地で、下賜されたのは尚円王の叔父にあたる家系の銘苅親雲上である。尚王家に繋がる家系であるが、王子・按司等の御殿家ではない。王府から伊平屋阿母加那志に下賜されたと思われる御玉貫№.1 や、御殿家へ下賜された可能性のある御玉貫№.3・№.4 が緑地であるのに対して銘苅親雲上が黄色地の御玉貫を下賜された要因は、伊是名玉御殿の清明祭祀を王府の代行責任者として挙行させるためであろう。

比較検討する現存事例が少なく明確に言及できないが、地色は当初、緑地の御玉貫が製作され、黄色地の御玉貫が遅れて製作されるようになったのではないか。遅れて製作するようになった黄色地の御玉貫であるが、王府の祭祀儀礼の中では、19 世紀初期に書写された『圖帳　當方』の書誌情報により書写前の旧『圖帳』が運用されていた 18 世紀には緑地の御玉貫よりも格上の道具として位置付けられていたと思われる。

また、本項では御玉貫の地色について考察を加えたが、『尚泰様御元服御双紙』では尚泰王元服時の祭祀儀礼で使用する御籠飯・御玉貫が御道具當から調達している。近世琉球末期には、通常、祭祀儀礼道具の保管管理は男性官人が配置されている御道具當であったことも重要である。

第八項　御玉貫の身法量の比較

御玉貫は現存し情報が公開されている事例が 9 件、鎌倉ノートに法量の記録が残る事例が 2 件あり、11 事例で法量による比較が可能である。ただし現存事例 9 件の内、蓋欠損事例が 4 件（御玉貫№.3・№.4・№.5・№.6）あり、蓋残存の 5 件も尚家資料の 2 件（御玉貫№.2・№.7）は先述の通り、後世に蓋が取り替えられている可能性が高い。身と蓋が当初のままの資料は 3 件（御玉貫№.1・№.8・№.9）しかない。鎌倉ノートに記録がある御玉貫№.12・№.14 では、中城御殿の御玉貫№.12 は古写真画像を詳細に見ると左右で図様が違っており（図版 14－1)、取り替えが起っていたと思われる。宜野湾御殿の御玉貫№.14 は近世琉球末期の光緒元（1875）年に御殿創設していることもあり、画像からは身と蓋共に揃いの道具と思われる（図版 16)。このため、身と蓋が当初の資料である御玉貫№.1・№.8・№.9・№.14 以外は、欠損や取り替えられた可能性があるため、御玉貫の蓋を付けた総高の比較考察は難しい。そのため身部分の身高、口径、胴径、胴・高台接合部径、高台高、底径の法量を比較して考察を行ってみた。鎌倉芳太郎の調査は、御玉貫の蓋を付けた状態で計測調査を行っているため、本項で比較を試みる現存事例と同じ調査部位が未計測もあったが一覧にしてみた（表 3)。

このように御玉貫の身部分の部位法量を比較した結果、ガラス玉 6 個繋ぎの A タイプの御玉貫№.1・№.2 からガラス玉 4 個繋ぎの B タイプの御玉貫№.3・№.4・№.5・№.6 まで法量は身高 27㎝ 前後、口径 5～5.5 ㎝程度、胴径 10～11㎝ 程度、胴・高台接合部径

7.5cm～8cm 前後、底径 10cm 前後、高台高は御玉貫№1～№5 が 4cm～4.5cm で、御玉貫№6 だけが 5.1cm と、やや重心が高いが、法量は近似していた。現存しない A タイプの御玉貫№12 も胴径は 11.0cm、底径は 9.8cm と部分的な比較だが近似している。16 世紀後半が製作上限の御玉貫№1・№2・№12 から 17 世紀中期から 18 世紀前半の御玉貫№3・№4・№5 まではほぼ同じ法量で瓶製作が変遷し、御玉貫№6 だけ高台高が若干高くなり、瓶の重心が高くなっている。

B タイプの御玉貫№7・№8 になると身高 30cm 超、口径 5～5.5 cm程度、胴径 11.5cm 程度、胴・高台接合部径 7.5cm～8cm 前後、底径 11～12cm となり、口径と胴・高台接合部径はあまり変化がないが、身高が約 3cm（1 寸弱）程度、大型化し、それに伴い胴径、底径は若干大型化している。高台高は御玉貫№7 が 5.6cm。御玉貫№8 が 4.5cm 程度で、御玉貫№7 の重心が高くなっている。御玉貫№7・№8 の地色は黄色地で、第七項で述べた通り、緑地の御玉貫より格上と認識されていた。身高を中心として胴径、底径が大型化した要因は、黄色地の御玉貫が緑地に較べて格上と位置付けられたことによるものと思われる。

B タイプの御玉貫№9 は、身高は 28.4cm、口径 6 cm程度、胴径 9.5cm 程度、胴・高台接合部径 7cm、高台高 5.8cm、底径 12cm で、身高は御玉貫№1～№6 に近似し、胴径、胴・高台接合部径は計測値のある御玉貫では最も細い。逆に高台高の 5.8cm は計測値のある御玉貫では最も高く、1875 年の御殿創設期に製作された可能性の高い宜野湾御殿の御玉貫№14 と同値である。底径も 12cm と御玉貫№7・№8 の 11～12cm と同じく大型化しており、御玉貫№14 も 11.2cm となっている。また御玉貫№9 の総高は 33.9cm で御玉貫№14 も 33.8cm とほぼ同値である。御玉貫№9 は御殿家のために製作された御玉貫№14 と計測値が一致し、器物の計測値の比較から考察すると御玉貫№14 と同時期の近世琉球末期に製作されたものと思われる。

第四節　御玉貫を使用した献上儀礼・下賜儀礼

第一章でも述べた下庫理で行われた美御前揃三御飾御規式のような国王と家臣との共飲儀礼の場面で酒器として御玉貫及び御玉垂は欠かせない祭祀儀礼道具であった。それでは御玉貫は、国王と家臣が直接まみえる共飲儀礼以外にどのような儀礼の場面で使用されたのか。祭祀儀礼時の国王等に対して女神官や家臣が御酒等を献上する場面や、王府から家臣へ御酒等を下賜する行為等に使用された事例の紹介を行いたい。

第一項　神女・家臣からの献上儀礼

⑴神女から国王・王妃・聞得大君への献上儀礼

御玉貫は、伊平屋阿母加那志・宮古大阿母・八重山大阿母等の高級神女の就任儀礼であったり、隔年で首里に上国する時に、国王・王妃・聞得大君へ御酒を献上する儀礼の酒器としても使用されていた。

まず、伊平屋阿母加那志からの献上を伴った共飲儀礼の事例を抜き出して紹介すると、康熙 14(1675)年に伊平屋阿母加那志の就任時若しくは康熙 45(1706)年の聞得大君就任時の事例として進上物献上について「御酒一對。但、御玉貫。」と記している[36]。「御酒を一対の酒器に入れて献上する。但し、酒器は御玉貫とする。」ということであろう。御酒を入れた御玉貫以外には、御盆（御さん盆）一枚に載せた乾飯、塩漬の魚三十五斤、漬物（なし物）の壺を一壺献上している。王妃、聞得大君にも御玉貫で御酒や、御籠飯及び御盆で乾飯を献上し、伊是名の土産の漬物と塩漬の魚を献上している。

この伊平屋阿母加那志が使用した御玉貫は、御玉貫№1 と思われる。本章第三節第一項でも述べたが名嘉家に伝来しており、底裏には尾の長い巴紋を鋳出していることから王府から下賜されたものと思われる。

御酒だけを国王・王妃・聞得大君に献上し、本項⑵にも関連するが後に御玉貫は伊平屋阿母加那志に戻されたと思われる。王府は、近世琉球末期に伊是名玉御殿の清明祭祀を王府の代わりに代行させるため銘苅親雲上に御籠飯・御玉貫を含めた祭祀儀礼道具一式を下賜したように 16 世紀後半から 17 世紀前半頃に伊平屋阿母加那志に御玉貫を含めた祭祀儀礼道具一式を下賜し、通常の保管管理も伊平屋阿母加那志に委ねていた。伊平屋阿母加那志が首里に上国して、その都度国王・王妃・聞得大君に御玉貫の酒器ごと献上したものではなかった。伊平屋阿母加那志の代替りの祭祀儀礼が無くなった後も、御玉貫が名嘉家に現在でも伝来していることが、その根拠となる。

伊平屋阿母加那志だけでなく、『女官御双紙』によると、宮古大阿母や八重山大阿母も、首里上国の際に、御玉貫等を使用した共飲儀礼を行っていた。

宮古大阿母は、『女官御双紙』に「昔」とあるので、『女官御双紙』編纂時の 18 世紀初頭で、年代が不明となるほど過去より宮古大阿母が任命される時には、首里に上国して御朱印（辞令書）を給わっていた。また隔年、首里上国を行っていたが、数度中国に漂流することがあり、隔年の首里上国は許され、重要な祝儀があった時だけと順治 12（1655）年に命じられた。

重要な祝儀があった場合は、宮古大阿母が上国すると、真壁の大あむしられが那覇大あむを伴い、宮古大阿母を登城させ、按司下庫理において、花御みこはん（御籠飯）を一基、御玉貫を一対、土産物を献上する。その後、「おすゑんみこちゃ」にて、国王への拝謁を許され、美御前酌、即ち国王から御酒を賜る。「みきふちや」にて王妃からも御酒を頂戴する。その後、後之御庭に移り、くわし盆（御菓子盆）に載せられた酒臺の御酒御飾があり、大勢頭部より御酒が下されている[37]。

順治 12 年に重要な儀礼がある時のみとされてからは、康熙 45（1706）年、毛氏聞得大君就任時に上国しており、その時の進上物が国王に「赤苧布三端、御花御籠飯一基、

御玉貫一対（五合瓶）」で、御酒自体は「銭御蔵御酒」とあるので、王府から支給されたと思われる。真壁按司かなしへは、「細布二端、御玉貫一対（四合瓶）」で酒は「銭御蔵御酒」としている。聞得大君には、「白細布一端、島胡麻七袋、みはな御てうはん（御籠飯）一基」と、「御玉貫（五合瓶）」でやはり「銭御蔵御酒」とある。伊平屋阿母加那志の事例と類似しており、伊是名の名嘉家では御玉貫が現存することから、宮古大阿母も、王府から御玉貫を下賜され、現存していないが、かつては宮古島で所持していたものと思われる[38]。

八重山大阿母も、『女官御双紙』に「中古の比迄ハ」とあるので、『女官御双紙』編纂時には、始期の年代が不明であるが、隔年で首里上国を行っていた。しかし崇禎年間（1628～1644）に重要な祝儀の時のみとされた[39]。

重要な祝儀があり八重山大阿母が上国した場合は、真壁の大あむしられが那覇大あむを伴い、八重山大阿母を登城させ、御内原の御座へ参上し、花御籠飯を一基、御玉貫を一対、土産物を進上する。王妃にも御玉貫一対と土産物を進上する。その後、百浦添北の御座（正殿内の北側の御座）に着き、赤苧麻の衣裳を着用し御座に着座して御茶・御酒を振る舞われる。それが済むと、正殿の南の御座にて、国王への拝謁を許され、美御前酌、即ち国王から御酒を賜る。「みきふちや」にて王妃からも御酒を頂戴する。その後、後之御庭に移り、御菓子盆に載せられた酒臺の御酒御飾があり、大勢頭部より御酒が下されている。

八重山大阿母も康熙 45 年の聞得大君就任時の事例が残っており、国王への進上物は、「嶋布三端、御花御籠飯一基、御玉貫一対（密淋酒）」、真壁按司かなしへの進上物は、「嶋布三端、御玉貫一対（密淋酒。壱沸入）」、聞得大君への進上物は、「嶋布三端、みはな御籠飯一基、御玉貫一対（密淋酒。壱沸入）」とある。御玉貫に入れた密淋酒が、王府より調達したものか八重山大阿母の自弁であるか明確ではなく進上物の内容に差異はあるが、国王・王妃・聞得大君に御籠飯・御玉貫を容器として進上物を用意していることは伊平屋阿母加那志の事例と類似している。やはり八重山大阿母も、現存していないが、かつては御玉貫を所持していたものと思われる[40]。

このように伊平屋阿母加那志・宮古大阿母は、神女就任時には、首里に上国して正殿等で就任儀礼を行っており、隔年でも首里に上国して祭祀儀礼を行っていた。八重山大阿母も就任儀礼時に首里上国があったか明確ではないが隔年での首里に上国は行っていた。その祭祀儀礼の中で、御籠飯や御玉貫は、国王・王妃・聞得大君へ御花・御酒を献上する道具として使用されていた。

しかし、八重山大阿母は崇禎年間（1628～1644）、宮古大阿母は順治12（1655）年、伊平屋阿母加那志は康熙6（1667）年に隔年の首里上国を差し止められている。さらに伊平屋阿母加那志は、雍正 4（1726）年に慶事や代替り時の上国も停止されている。

この事実から導き出せる重要な点は、二点あり、第一点目は、王府は 17 世紀前半の崇禎年間から「羽地仕置」（1666～1673）、蔡温の改革の 18 世紀前半の間に琉球本国を

離れた領域の高級神女が国王等に拝謁する共飲儀礼の機会を削減していった。女神官勢力の削減は、羽地朝秀が摂政となった時期が大きな契機であったとこれまで考えられていたが、それ以前の 17 世紀前半から八重山大阿母、宮古大阿母の隔年に首里へ上国する慣例を削減していたのである。女神官勢力の削減は、「羽地仕置」以前から王府の政策的な課題としてあったようであり、八重山大阿母・宮古大阿母の首里上国差し止めは、実施可能なところから削減政策が進められていたのではないかと思われる。

第二点目は、逆に、この高級神女の献上儀礼を削減する以前までは、国王・王妃・聞得大君等と拝謁する共飲儀礼が隔年で行われていた。そして、その祭祀儀礼道具は王府から各神女に下賜されて後、神女及びその地域が自ら保管管理していたのである。これらの下賜された祭祀儀礼道具は、名嘉家に御玉貫が伝来していることから、おそらく首里上国の慣例が無くなっても伊平屋阿母加那志の許から召し上げることはなかったと思われる。そのため、先述の通り宮古大阿母と八重山大阿母の手許にも首里上国の慣例が無くなっても、かつて御玉貫があったと思われる。

特に第二点目は、本論第四章第二項でも後述するが、首里城跡の聖域であった京の内地区や、正殿後方の後宮（御内原）であった可能性のある二階御殿跡より貿易陶磁や天目茶碗等が出土することである。首里城内の京の内や御内原は、女神官を中心とした祭祀儀礼空間であることから、古琉球期、祭祀儀礼道具は、女神官が祭祀儀礼時に取り扱い、通常の保存管理も行っていたと思われる。この城内の規範が、首里城外の高級神女達にも適用され [41]、伊平屋阿母加那志や、宮古大阿母、八重山大阿母にも御玉貫等の祭祀儀礼道具が下賜され通常の保管管理を行い、隔年の首里上国や神女の就任儀礼等の時には、当該の神女が持参して祭祀儀礼を行った。このことから類推すると、今後、史料的な裏付けが必要であり、本項⑵の内容とも関連するが、17 世紀後半の「羽地仕置」前後から 18 世紀前半の蔡温の改革までは、聞得大君御殿や、三平等の大あむしられが管轄していた首里殿内、儀保殿内、真壁殿内にも御玉貫等の祭祀儀礼道具が所持され、祭祀儀礼が行われていたのではないかと思われる。

⑵御新下における聞得大君への使用事例

聞得大君の就任儀礼である御新下で行われる祭祀儀礼の場面でも御玉貫は使用された。儀礼中、聞得大君に対して献上し儀礼空間の中で御玉貫を飾り立てる使い方と、儀礼終了時に参加した者への御酒の下賜のための酒器として使用している。

道光 20(1840)年の聞得大君就任儀礼に関する記録である「聞得大君加那志様御新下日記」（以下、『御新下日記』と略す）には [42]、與那古濱で行われる「おたかべ」が終了した後、王族・家臣である大里王子・与那原親方から「御花一籠宛」「御玉貫一雙宛」が目録を付けて献上される [43]。御花と御玉貫は大親の名護里之子親雲上が取り次いで献上し、あむしられによって御座敷の前の筵に飾り立てられる。この御玉貫で献上さ

れた御酒は、與那古濱神之庭御規式が終了し、御殿山の仮屋に帰ってから、司雲上按司により聞得大君に差し上げられた[44]。

御仮屋の御座敷には「みはな一籠」、「御玉貫一雙」が公儀（王府）から支給され御座敷に飾り立てられていた。仮屋の御座敷には「みはな」・「御玉貫」だけでなく、美御前揃之御盃も御菓子盆に載せられ大親よりあむしられが取り付いで聞得大君に差し上げていた[45]。御新下挙行中の仮屋に美御前揃の御道具が用意されていたのである。

また御新下の際、御玉貫は、親川や與那古濱、仮屋の儀礼で徴用された大里間切や南風原間切の役人ののろ達へ酒を下賜する酒器としても使用された[46]。大里間切の九人ののろ達は、聞得大君から「美御酌」を下されたとあるから、対面のうえ、共飲儀礼を行ったと思われる[47]。掟のあむし達、おゑか人、位衆之あむし達、南風原間切ののろ達は、仮屋の御庭において「御玉貫二雙」で御酒を給わっている。御酒を給わった返礼としてあむ達や南風原間切ののろ達も含めて太鼓を打ち、クェーナを謡っている。女性だけでなく、男性の大里間切の位衆、さばくり、おゑか人にも「大通」として御玉貫を使い御酒を下賜している。

御新下の場合、仮屋の御庭で祭事に参加した地方神女・男性役人への慰労のために御酒を振る舞う「大通」の道具としても使用されていたようである。

このように御新下には大里・与那原が献上した「みはな」・「御玉貫」と仮屋で使用された「みはな」・「御玉貫」の二組があったと認められる。『御新下日記』には就任儀礼全体で必要な備品・消耗品の目録があり、数量・調達先等が記されている。その中に「美御前御揃御道具、貳通」とあり、調達先は「御寺御物」となっている[48]。本章第三節第七項で指摘した王府の御道具當や、本項⑴で指摘した高級神女だけでなく、寺院も美御前揃道具を所有していたことが分かる。この「美御前御揃御道具」の中に、「みはな」を入れた御籠飯、「御五水」若しくは「御酒」を入れた御玉貫が入っていた。「貳通」とあり二組あったことも一致する。

この記録で重要なことは二点あり、第一点目は、與那古濱等の儀礼の場面だけの記録では御籠飯、御玉貫は大里・与那原が「みはな」、「御酒」を入れて器物自体を聞得大君に献上していたと解釈できるが、『御新下日記』全体を通してみると、御籠飯と御玉貫は、「御寺御物」で儀礼が終われば所有している寺院に返され、あくまで祭祀儀礼道具に入れた花米と酒を献上していたということである。第二項で述べるように近世琉球期には、王府から家臣への御花・御玉貫の下賜事例が非常に多くなるが、御籠飯と呼ばれた円形二段食籠や御玉貫の残存事例は極めて少ない。これまでも御玉貫に入れた酒だけが献上・下賜の際に移動し、御玉貫は王府に戻された可能性は指摘されていたが[49]、儀礼の進行記録だけでなく、準備した道具の目録等を含めて読み解くことで供物（みはな・酒）を献上・下賜し、祭祀儀礼道具（御籠飯・御玉貫）は容器として供物を運ぶために運用していたことが明確になったと思われる。

第二点目は、御玉貫を含めた美御前揃道具を寺院が所有していたことである。先述したが、古琉球期より、17 世紀中期から 18 世紀初頭の間までは首里城内では女神官、城外でも高級神女に祭祀儀礼道具を下賜したうえで保存管理させ祭祀儀礼時に使用していたことが名嘉家に伝来する伊平屋阿母加那志の御玉貫等の道具が残存していることと、文献史料に高級神

女が御玉貫を使用した献上儀礼があったことで窺い知ることができる。但し、先節で述べた通り、尚泰王元服の咸豊 7(1867)年、首里城内の祭祀儀礼では御道具當が保存管理し、儀礼を挙行する下庫理當が借り出して使用している。道光 20(1840)年の聞得大君の御新下でも御玉貫等の祭祀儀礼道具を寺院から借り出している。聞得大君御殿から御玉貫は供出されていないのである。御新下は、聞得大君の就任儀礼で、御玉貫で入っている御酒は、公儀(王府)から聞得大君への下賜という位置付けであれば、王府が祭祀儀礼道具を用意することになるので聞得大君御殿の祭祀儀礼道具を使用しなかったということかもしれないが、聞得大君就任時の重要な祭事で道具が女神官からではなく、寺院という王府の表社会の施設より供出されていたことは注目すべきだと思われる。この事実から聞得大君御殿で御玉貫等の祭祀儀礼道具を所持していないと断じることは慎重を要するが、少なくとも 19 世紀頃には王府が挙行する祭祀儀礼道具は、男性官人の役職である御道具當が保管管理しており、女神官による職掌ではなかった。御道具當が通常管理し、祭祀儀礼時に担当部署に対して貸し出していた。この職掌の変遷は、伊平屋阿母加那志等の高級神女の隔年上国を取り止めた 17 世紀後半、遅くとも蔡温の改革期である 18 世紀初頭には始まっていた可能性があると思われる。

「羽地仕置」から蔡温の改革の間、確かに王府内の女神官勢力の権威は退潮したが、聞得大君御殿や、三平等の大あむしられが管理する首里殿内・儀保殿内・真壁殿内等の神女が管理する施設は継続して残っていた。この施設で使用する祭祀儀礼道具も含めて、全ての権威を表す道具が王府管理になったとは考えにくいが、神女管理から王府管理の流れが近世琉球期にはあったのであろう。おそらく少なくとも正殿下庫理の美御前揃三御飾御規式や南殿御規式のような表の儀礼は王府管理になっていたものと思われる。

さらに近代になると、王府の庇護下で運営していた琉球の寺院は衰退していくが、第三節第六項で述べたように寺院所有の什器や祭祀儀礼道具も散逸や、中城御殿等の尚本家や他の王族が管理する施設に集積されたと思われる。鎌倉古写真や現存資料で身と蓋が差し変わった資料の中に元は寺院伝来の御玉貫であった可能性も生じてくるのである。

第二項　家臣への下賜儀礼

御玉貫は、王府が行う首里城内での国王・家臣との共飲儀礼を伴う祭祀や、聞得大君や伊平屋阿母加那志の就任儀礼等でも儀礼空間における飾道具、献上された酒を入れる酒器として使用された。御新下では、聞得大君との対面を伴う「美御酌」だけでなく、参加した地方の役人やのろ達に「大通」で酒を下賜して、ねぎらう酒器としても使用されている。

また、城内等での祭祀儀礼だけでなく、王家から家臣団に対し慶事・弔事等の時に御酒を下賜する酒器としても使用されていた。代表的な例を数例挙げてみると、阿世瑞の記録には[50]、

乾隆八年　御書院御小姓叙若里〈之脱カ〉子、拝朝廷時、従聖上遣御近習筆者武氏仲尾次筑登之喜光賜御玉貫一双

乾隆十一年丙寅　結敨髻時、従聖上及王妃馬氏佐敷按司加那志、遣女官賀賜御玉貫一双完
乾隆十三年戊辰　娶室時、従聖上及王妃遣女官賀賜御玉貫二双完（中略）
乾隆十九年甲戌　叙黄冠時従聖上及国母馬氏佐敷按司加那志賀賜御玉貫一双完（中略）
乾隆二十六年　任普請求奉行職時従聖上遣女官賀賜御玉貫一双（中略）
乾隆三十八年　為進香浄岸院公御一周回忌事奉命為御香奠使恭蒙聖上及国母毎各遣使賀御玉貫一双

とあって、阿世瑞は乾隆 8（1743）年、国王が執務を行う書院の小姓となった時に、国王（聖上と表現している）は近習筆者の仲尾次筑登之喜光を阿世瑞に遣わして御玉貫一双を下賜している。乾隆 11（1746）年に、阿世瑞が敨髻を結う（成人した時）時にも、国王と王妃（佐敷按司加那志）が、女官を派遣して御玉貫一双を下賜している。乾隆 13（1748）年には、阿世瑞が結婚した時にも、国王・王妃が女官を派遣して御玉貫一双を下賜している。乾隆 19（1745）年には、黄冠を叙せられた時（里之子から親雲上に昇位）に、国王が女官を派遣して御玉貫一双を下賜している。乾隆 26（1761）年に普請求奉行に任ぜられた時には、国王と国王の母が使者を派遣して御玉貫一双下賜している。

昇位・国内で勤める役職への任職だけでなく、国外へ派遣する使者（旅役）となった時にも御玉貫を下賜するようで、乾隆 38（1773）年には薩摩藩主島津継豊の継室浄岸院公の一周忌の香奠使として鹿児島に上国する時にも御玉貫一双を下賜されている。

進貢貿易で清朝に派遣されるスタッフにも御玉貫の下賜はあった。永山親方盛勝、唐名翁宏基の家譜の記録には[51]、

乾隆四十一年丙申二月朔日為進貢事、奉　命為耳目官、六月十二日拝謝　朝廷、恭蒙　王上及　國母　王妃　世子遣使、賀賜御花各一飾・御玉貫各一双。十月十一日蒙賜御茶飯、且蒙　聖上及　國母　王妃　世子遣使賀賜御花各一飾・御玉貫各一双

とあり、翁宏基は、乾隆 42（1777）年派遣の進貢使の耳目官（正使）に、前年の 2 月 1 日に任命され、6 月 12 日に派遣される主要スタッフと共に朝廷（首里城）へ赴き、拝謝を行い、国王・国王の母・王妃・世子より御花一飾・御玉貫一双を賜っている。その後、10 月 11 日にも御茶飯を賜り、さらに国王・国王の母・王妃・世子より御花一籠・御玉貫一双を賜っている。進貢貿易の主要メンバーが何時から御玉貫で酒を下賜されていたのか不明であるが、出発前には王府の中で慣例化した行事だったようである。

家臣やその家族が亡くなった場合にも、王府からの弔意として御玉貫が下賜された。先述の阿世瑞の高祖父の阿邦卿の例を挙げると[52]、

康熙四十六年七月十六日　因葬礼、葬四方地之墓、従尚益公及毛氏聞得大君加那志・

毛氏野嵩按司加那志、御香五本・御花一篭・御玉貫一双完賜之。及三十五日・四十九日・百个日・一周忌・三年忌迄毎各位御香五本・御花一篭・御玉貫一双完賜之。

阿邦卿は康熙 46(1707)年 7 月に亡くなり、尚益公(世孫。父尚純が前年亡くなっている。)及び聞得大君、野嵩按司加那志(尚益妃)から御香五本・御花一篭・御玉貫一双を下賜され、三十五日・四十九日・百日・一周忌・三年忌毎にも同様の下賜が行われている。家族が亡くなった場合でも、久米村系士族の魏士哲の妻が雍正 5(1727)年に亡くなった時に、国王・聞得大君・王妃からそれぞれ御香五本・御花一飾・御玉貫一双を下賜されている[53]。

王府より御玉貫を酒器として酒を家臣へ下賜した事例は、現存、公開されている家譜から抜き出しただけで、首里系の御殿家・士族で、康熙 15(1676)年から光緒 4(1878)年の間に約 1,300 事例余、久米村系士族で、康熙 41(1702)年から同治 13(1874)年の間に 120 事例程、那覇・泊系士族で、乾隆 18(1753)年から光緒元(1875)年の間に 19 事例程にのぼった。戦前、本島系の士族の家譜だけで、約 700 系統、約 3,000 冊あったとされ、現在『那覇市史』等で刊行され公開されている家譜は、首里系、久米村系、那覇・泊系を合わせても約 170 冊程度で往時の五パーセント程しか残されていない。その史料の残存状況の中で、多数の御玉貫による酒の下賜事例の記録が残っていたのである。

御玉貫による酒の下賜は、例として挙げた上記の事例も含めて元服、任職、昇進、唐・大和への旅役、婚姻、家督相続、隠居、妻等の家族の死去、本人の死去、死去後の四十九日、一周忌から三十三年忌等まで遺族に下賜を行う等、人生の転機となる様々な場面で行い、死後にまで継続している。任職や昇進、国外への旅役就任等、王府の機構の中での変化だけでなく、成人や婚姻、死去等、個人的な慶事・弔事にも御玉貫を使った酒の下賜を行っていた[54]。

王府が家臣達へ広範に下賜を行った明確な理由を記した記録はないが、国王・王妃・聞得大君等から、直接、家臣個人へ人生の様々な転機に下賜を行うことにより、君臣の繋がりを深めることを意図したものだったのではないか。

また、士族達の家譜に御玉貫による酒の下賜の記事がこまごまと掲載されていることも重要である。家譜は、その一族の祖先を確認するだけでなく、士族の履歴書・業務功績書でもある。祖先・本人の任職、昇進、旅役からの帰還等の明確な功績と比べて、御玉貫による酒の下賜は、個人の能力による功績とは言い難い。それでも細かく下賜の事実を家譜の五年に一度の仕次(更新)にも含めて細かく記録として残したのは、その門中と王家との繋がりの深さをアピールするために記録として残したものと思われる。

まとめ

御玉貫・御玉垂について、現存資料が少ないなか、古写真や絵図資料を含めて考察し、その起源や器物としての編年の検討を試みてみた。また聞得大君の御新下や伊平屋阿母加那志等の高級神女の就任儀礼や隔年上国における国王等への献上儀礼での使

用や、家臣へ酒等を下賜する際の酒器として使用された事例についても考察を行った。この考察から御玉貫・御玉垂について整理された事項を挙げてみると、

①御玉貫・御玉垂は、錫（実際は錫・鉛合金）により瓶・水差の躯体を鋳造し、ガラス玉を編んで覆った酒器である。ガラス玉を編んで装飾とした工芸品は、東アジア・東南アジアを含め広域な地域で製作されているが、御玉貫・御玉垂のようなガラス玉を編んで酒器の装飾とした事例は琉球以外では見受けられない。

②御玉貫使用の起源は、『上井覚兼日記』に天正 3（1575）年に、薩摩で琉球の使臣が「連珠瓶」により酒を手土産にした記録があり、文献史料の記録の上では、薩摩の琉球侵入（1609 年）以前の 16 世紀後半に遡る可能性がある。

③製作技術の伝播は不明なところが多いが、琉球の史書には中国から伝来とあり、真偽とは別に、琉球側は中国伝来の製作技術と認識していたようである。ガラス玉の考古資料の分析から原材料の鉛は、中国華南産を中心に四川省、東南アジア、日本産と広域的な地域の鉛が使用されており、日本の寺院に、中国製の可能性のあるガラス製品と琉球製の可能性のあるガラス製品の製作技術が類似しているとの報告もあり文献史料の記録と現存のガラス玉製品の考察が一致している。

④御玉貫には、ガラス玉 6 個繋ぎの A タイプとガラス玉 4 個繋ぎの B タイプ、ガラス玉 4 個繋ぎで格子状に繋いで編む C タイプに区分できる。

⑤A タイプのガラス玉 6 個繋ぎは、奄美の玉ハベルの一部にも共通した編み方で製作された資料がある。A タイプの伊平屋阿母加那志伝来の御玉貫№1 は奄美の玉ハベルとの類似性や、文献史料から製作年代が最も古い場合、16 世紀後半に遡ると思われ、『上井覚兼日記』の記録と整合がとれる。また、尚家伝来の御玉貫№2 の身は、御玉貫№1 と類似している。尚家伝来であるが、王府の祭祀儀礼で使用されたというより、首里周辺の寺院若しくは伊平屋阿母加那志のような首里周辺の高級神女の祭祀儀礼道具が近代に尚家に移動してきたものと思われる。

⑥B タイプのガラス玉 4 個繋ぎは、王家・御殿家のために製作された御玉貫の製作技術であった。御玉貫№3 は日光東照宮の玉灯籠とガラス玉の仕様が類似しており、17 世紀中期頃と思われ、その後、宜野湾（大宜見）御殿の御玉貫№4、美里（與那城）御殿の御玉貫№5 が、御殿創設時頃に順次製作されたと思われる。B タイプには御玉貫№6・№9 のように編まれた紋章や配色構成が御玉貫№3・№4・№5 の王家・御殿家タイプの御玉貫と異なる仕様の事例もある。近世琉球末期には王家・御殿家だけでなく富裕な士族でも王府の祭祀を模した家内祭祀に御玉貫を使用していたものと思われる。

⑦王府から銘苅家へ下賜された時期が明確な御玉貫№8 を基準とし、同時期に御殿家を創設した宜野湾御殿家（御玉貫№4 の宜野湾御殿家とは別家）の御玉貫№13 に紫色のガラス玉を使用していたことを踏まえ、御玉貫№2・№7 の蓋に紫色のガラ

ス玉が使用されていることから、尚家伝来の御玉貫№2・№7 の身と蓋が違う時期に製作され、後世差し替えられたことを明確にした。

⑧御玉貫と同じ躯体を編んだガラス玉で覆った御玉垂という酒器は、現存事例が無く、鎌倉が撮影した古写真のみに画像が残されており（御玉垂№13）、製作技術や祭祀儀礼時の使用方法について不明な点が多いが、ガラス玉の編み方は残された画像から B タイプに区分され、『混効験集』や三御飾圖等から美御前揃三御飾御規式の時には、御玉貫ではなく御玉垂を使用していたことが分かった。

⑨御玉貫№14 は紫色のガラス玉使用と、尚寅が宜野湾御殿を創設した時期（1875 年）が明確なので 19 世紀末、1870 年代製作であることが明確な事例である。ガラス玉は 4 個繋ぎであるが、大部分の面積を格子状に編まれており、同じ 4 個繋ぎであるが菱形繋ぎを中心としながら格子状繋ぎが混在している御玉貫№3・№4・№5・№6・№7 の身等と相違し、平面的な図案構成の「朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏」に類似している。座屏の製作年代は 19 世紀と想定され、19 世紀に B タイプから派生したガラス玉 4 個繋ぎで格子状に編む C タイプと区分される御玉貫やガラス玉製品が製作されたことが分かった。

⑩御玉貫の地色は当初緑色で製作され、遅れて黄色地の御玉貫が製作された。また 18 世紀後半から 19 世紀には、黄色地の御玉貫が緑地の御玉貫より格上との位置付けで王府内の祭祀儀礼で使用されていた。

⑪御玉貫の身部分の部位法量を比較したところ、16 世紀後半から 18 世紀初頭頃までの A タイプの御玉貫№1・№2 と、B タイプの内、17 世紀中期から 18 世紀中に製作されたと思われる御玉貫№3～№6 の法量は近似していた。B タイプの 18 世紀中期頃から 19 世紀末の黄色地の御玉貫№7・№8 は A タイプ及び B タイプ前半期の御玉貫に較べ若干大型化していたことが分かった。大型化した御玉貫が、格上の黄色地仕様であったことが要因だったと思われる。

⑫古琉球期の 16 世紀後半頃には、伊平屋阿母加那志、宮古大阿母、八重山大阿母等の高級神女に王府より御玉貫が下賜され、隔年の首里上国等の祭祀儀礼時には、自ら保管していた御玉貫等を使用して国王・王妃・聞得大君等に御酒を献上する共飲儀礼を行っていた。このような高級神女の首里上国の儀礼は「羽地仕置」以前から王府の削減の対象になったようであり、八重山大阿母が崇禎年間（1628～1644）、宮古大阿母は順治 12（1655）年に隔年上国が差し止められている。女官勢力の削減は、「羽地仕置」以前から王府の政策的な課題であったことが確認できる。さらに伊平屋阿母加那志を含めて 17 世紀後半から 18 世紀初頭の「羽地仕置」から蔡温の改革の間までに高級神女が国王に拝謁する重要な祭祀儀礼の場は無くなってしまった。伊是名の名嘉家に御玉貫が伝来していることから、それぞれの神女に下賜された御玉貫は、王府に返却させられることは無かったようだが、島内祭祀に使用される程度しか使用は無かったと思われ、おそらく島内祭祀でも経年

の破損で使用に耐えられなくなり、王府の下賜も無くなったため、御玉貫の使用は伊是名を除き途絶えたものと思われる。

⑬尚泰王元服時（1857年）、首里城大庫理で挙行した祭祀儀礼では、御玉貫は御道具當から調達している。聞得大君の御新下時（1840 年）には、寺院が保管していた御玉貫を使用している。近世琉球期には、通常、男性官人が配置された御道具當や、寺院が御玉貫等の祭祀儀礼道具を保管管理していたことが明らかになった。

⑭御玉貫は、美御前揃三御飾御規式のような首里城内の国王と家臣の間の共飲儀礼だけでなく、聞得大君の就任儀礼である御新下でも使用された。聞得大君に酒を献上する酒器として使用され、儀礼空間を飾る道具の一つとしても使用された。また、儀礼終了後に参加した地方役人やのろ達に酒を下賜する酒器としても使用されている。

⑮王府が挙行する荘厳な儀礼時に使用された御玉貫であるが、王府から国王・王妃・聞得大君からとして家臣団に酒等を下賜する酒器としても使用された。下賜は家臣の任職、昇進、唐・大和への旅役就任だけでなく、元服、婚姻、死去、死去後の法事等、個人的な場面を含めて多岐にわたった。そのため家譜に記録された御玉貫の下賜事例は首里系士族を中心に久米村系士族、那覇・泊系士族も含めて膨大な数量にのぼった。

⑯御玉貫の蓋が欠損したり、差し替わった事例が多い理由として、蓋の構造の脆弱性だけでなく、祭祀儀礼時に御玉貫の蓋（玉かぶり）を使用した事例と未使用の事例があったようであり、前近代は規定が厳格に守られていたが、近代になり王府の機構が崩壊すると、寺院や神女が配置されていた王府施設等が衰退・廃止され、様々な什器や祭祀儀礼道具が散逸したり尚本家や他の御殿家へ移動し集積していった可能性がある。ほそぼそと祭祀儀礼を続けていた王族・御殿家も道具の維持管理には苦慮し、破損した部位の修繕を断念したり、修繕の代わりに他施設から集積された道具を代用する等の改変があったことが要因ではないかと考える。

御玉貫は、金属の躯体全体をガラス玉で覆う、今のところ琉球以外に類例が無い独特の形状をした酒器である。琉球の為政者層である王族・士族は『由来記』の記述の通り中国伝来の技術により製作したと認識していたと思われる。実際に原材料に中国産の鉛や、ガラス玉製作技術に中国製との類似性も見受けられ琉球国外産の材料・技術で製作されている。これは美御前揃道具を形成する朱漆総沈金の御籠飯（円形二段食籠）も同様であった。

いわゆる「唐物」と呼ばれた舶来の輸入美術品ではなく製作自体は琉球国内であるが、国外から導入した技術、国外産の原材料を駆使し王府最高の仕様で製作した美御前揃道具を飾り立てた共飲儀礼で、国王は家臣団と相まみえたのである。また王府は、国王・王妃・聞得大君からという名目で家臣団の人生の転機となる場面で、御籠飯で

御花（花米）、御玉貫を使って御酒を下賜していた。内容は花米や御酒であるが、人生の転機に国王・王妃・聞得大君から宝具ともいうべき祭祀儀礼道具でもたらされるのである。様々な転機に下賜されるため、おそらく形式化した儀礼だったと思われるが、この道具は下賜をした国王等の分身のような位置づけであったのではないだろうか。

御玉貫は、古琉球期末の 16 世紀後半から近世琉球期末の 19 世紀後半までガラス玉の編み方でA・B・C タイプのような変遷をしながら製作されていたと思われる。

古琉球期まで遡る可能性のある A タイプの御玉貫№.1・御玉貫№.2・№.12 の身は、神女へ下賜したうえで、祭祀儀礼に使用していた可能性があるからだと思われるが、身上部には六弁花等の図案をガラス玉で編んで表現しており、王家を示す巴紋は蓋底の隠れた部分に施し、身上部のような表立った部分に表現されていない。

しかし、B タイプの御玉貫№.3・№.4・№.5・№.7・№.14・御玉垂№.13 等の王家・王族由来と思われる御玉貫・御玉垂は、胴部に王家の紋章である巴紋や、巴紋の替紋等を編むようになる。特に御玉貫№.7 のように中国皇帝が儀礼時に使用する黄色を地色とした御玉貫を格上として位置付けたように、時代が降るごとに御玉貫の図案も権威付けを行っていった。これは第二章で考察した円形二段食籠の沈金加飾が古琉球期の特徴である多様な花鳥虫の図案から近世琉球期になり王家の紋章である巴紋を中心とした図案に固定されていく傾向と類似していると思われる。このように近世琉球期に王権の権威を示す図案に変容した美御前揃道具を祭祀儀礼道具として使用し、王府は家臣との結束を深めるための共飲儀礼や、家臣団の冠婚葬祭時における下賜儀礼に使用していたのである。

註

(1) 東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録　上井覚兼日記　上』（岩波書店 1954 年 3 月）118 頁。

一、此日（21 日）、琉球人爲会尺御犬追者にて候、御手組之次第

嶋津左衞門督	嶋津右馬頭
椛山兵部大輔	嶋津下総守
嶋津右衞門大夫	
平田左近將監	本田紀伊守
「肝付三郎五郎」	
嶋津常陸守佐多殿	嶋津攝津守
撿見	喚次
嶋津上野守	嶋津伊賀守町田殿也、

太守様ハ殿中奥棧敷より上覽候、琉球人棧敷ハ、犬ノ馬場乾ノ角、竹墻之涯にて候、廣濟寺も此棧敷より見物候、琉球使僧詩被作進上候、廣濟寺其外、

東雲とて洛陽ノ人にて候、ケ様之衆彼是十首計被賡其韵候、此方よりハ太守様・不斷光院・浄光明寺・珠玄・珠長、其外御一家衆あまた御哥共候也、此夜、金之大屋子一人、拙宿へ」珠連瓶二對　御酒もたせ候て來候、干飯其外肴種々取合、會尺申候、

(2) (1) に同じ。120 頁。

一、廿三日、吉野御馬追にて候、早朝より打立候て、馬を牟礼迄こめ候て、御前より之御左右を相待候、夫より貝法第ニ牟礼を落候て、苣へ籠候也、諸所之分限被參候て、馬乘數多候、當所衆三番替ニ馬被執候、諸所之人衆者十番」替計にて候、御棧敷之座配、上座　御座候、客居右馬頭殿、次左衞門督殿、次佐多殿、次攝州、次伊右衞門大夫殿、主居川上殿、次椛山殿、次吉利殿、此御人衆にて候、諸人被上候食籠・瓶・樽・瓶子不知數候、諸所地頭衆中勿論、一所衆召出候て御酒被給候、琉球人も見物申候、早晩之御前棧敷より一重下之棧敷うたせられ候、馬執せられ候」なかはニ、連珠之瓶二對・食籠二、琉球客より御棧敷へ進上申候、ちく持參候、御前にて御酒被下、退出申候、將亦執駒廿三疋候、此日六七疋、御一家衆又ハ人ニより「て」被下候、

(3)『上井覚兼日記』の「連珠之瓶」が御玉貫である可能性は、徳川義宣・荒川浩和『琉球漆工藝』(日本経済新聞社　1977 年 6 月) 18～19 頁で指摘されており、連珠之瓶と食籠に入れられた酒と肴が献上されたものと解釈している。

(4)『琉球国由来記』巻四　技術門 (『琉球史料叢書』第一巻　1962 年 6 月) 131 頁。

(5)『球陽』巻四　尚寧王四年条　(球陽研究会編『球陽』原文編　沖縄文化史料集成五　角川出版　1974 年 3 月) 206 頁。

(6)『那覇市史』資料編第一巻七　家譜資料三首里系 (那覇市市史編集室 1982 年 1 月) 802 頁。

康熙十五年丙辰十一月二十四日奉請待　聖上獻盛膳　上歡然燕慰之佳興珍珍重重及深更、回鳳輦時、蒙賜御玉貫一双於諸見里翁主及安依。御花一籠・御玉貫二双。

(7) 平尾良光・魯禔玹・石川優生・韓ソルイ・早川泰弘「琉球王国のガラスの科学的調査」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』　沖縄県教育委員会　2011 年 3 月) 78～98 頁。

(8) 久保智康「琉球におけるガラス小玉の展開」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』　沖縄県教育委員会　2011 年 3 月) 56～68 頁。

(9) 久保智康「琉球の金工」(『日本の美術』第五三三号　ぎょうせい　2010 年 9 月) 70～71 頁。

久保氏は、日光東照宮の玉灯籠と御玉貫№3 がガラス玉の色調・形状が比較的近いことを指摘している。

(10) 久保氏は、「尚家継承金工品」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ美術工芸編』那覇市 2003 年 3 月) で、御玉貫を含む尚家資料の金工品の作品紹介を行っており、その後、註９の「琉球の金工」及び註 8 の「琉球におけるガラス小玉の展開」で御玉貫を含めた琉球関係のガラス玉製品について紹介している。『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』では、久保氏だけでなく、註 7 の平尾氏等の沖縄出土のガラス玉の鉛同位体の分析、註 13 の御玉貫編年を試みた稲福論文、註 53 の御玉貫の祭祀儀礼時の使用事例を網羅的に集成した上江洲の「御玉貫記述文献集成」等、御玉貫を取り扱った様々な考察がなされている。御玉貫の作品紹介を行っている先行研究としては伊是名村の銘苅家・名嘉家に残る御玉貫等の旧蔵品の報告書である『伊是名村銘苅家の旧蔵品および史料の解説書』(伊是名村教育委員会 2007年3月)、『伊是名名嘉家の旧蔵品の解説書』(伊是名村教育委員会 2010 年 3 月)がある。望月規史氏は「御玉貫の故郷はどこか-南方に広がるビーズ細工の世界」(『沖縄 50 年記念 特別展 琉球』 東京国立博物館・九州国立博物館 2022 年 5 月)で、現代製品であるがインドネシアやインドで見られる御玉貫に類似した技法で製作された刺繍・ガラス瓶製品を紹介し、前近代に遡り、中国だけでなく南アジアを含めた地域にも御玉貫の製作技術があった可能性を指摘している

(11) (８) に同じ。

(12) (９) に同じ。

(13) 稲福政斉「御玉貫についての試論」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』 沖縄県教育委員会 2011 年 3 月) 20～28 頁。

(14) (5) に同じ。『球陽』巻六 尚質王二十年条 225 頁。

二十年改定伊平屋阿母加那志入賀、聖上大禧。

尚圓王践祚、即封姉眞世仁金為阿母加那志。送貺金簪・珍珠 (俗呼加波良) 竝衣服・錦緞及金銀器物、以世襲之位。(中略) 従両年一次親至中山、祝聖禧。康熙丁未 尚質王深念婦女遠渉風濤、恩赦朝観之禮、而定 聖主毎有大禧事、親至中山、以為慶賀。且阿母加那志至継家統、親至中山。以為謝恩、永著為例。

(15) (5) に同じ。『球陽』巻十一 尚敬王十四年条 280 頁。

始免葉壁山阿母加那志・二加也田阿母、久米山君南風、宮古・八重山大阿母竝諸外島祝女・掟作事阿母入賀中山。

聖上、即位竝大慶賀時、葉壁山阿母加那志・二加也田阿母、久米島君南風、宮古・八重山大阿母竝諸外島祝女及掟作事阿母来至中山、以為慶賀。至于是年、聖王軫念女官航海遠来、始免入観慶賀。以定代遣設理、以為慶賀。永著為例。

(16) 久保智康「玉ハベルについて」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告

書』　沖縄県教育委員会　2011 年 3 月）

久保氏は御玉貫の多くがガラス玉 4 個繋ぎで編んでいるのに対し、奄美の玉ハベルが 6 個繋ぎを定型としながら、7～8 個繋ぎとなっており、編み方に違いがあることに着目し、玉ハベルは古琉球期に王府が製作して下賜したものではなく、「変質した神女祭祀」の所産であると論じている。玉ハベルに使用されたガラス玉も製作仕様が一様ではなく、三グループに分かれており、製作工房が単一ではないことも指摘している。ただ御玉貫№1 のように 6 個繋ぎの琉球本国で王府製作と思われる祭祀儀礼道具の存在が認められることにより、奄美に現存する玉ハベルは、久保氏が分類した 6 個繋ぎで製作された玉ハベルのグループと 7～8 個の不定形繋ぎの玉ハベルのグループの内、前者の 6 個繋ぎのグループは薩摩の琉球侵攻以前に王府から玉ハベルを下賜された道具である可能性があるのではないだろうか。後者の不定形繋ぎのグループが久保氏の指摘の通り、奄美で「変質した神女祭祀」の所産として製作されたものと思われる。現存資料が少なく、今後さらなる新資料の発見を待たなければ分析が進まない側面もあるが琉球の御玉貫類・玉ハベル・その他のガラス玉製品に関する編み方の統合的な比較研究は今後の課題である。

(17)（９）に同じ。

(18) 沖縄県姓氏家系大辞典編纂委員会『沖縄県姓氏家系大辞典』（角川書店　1992 年 4 月）658 頁。

(19)（18）に同じ。589～590 頁。

(20)（5）に同じ。『球陽』巻七　尚貞王三年条　232 頁。

始置宜野灣郡。

浦添郡田地甚廣人民已多　。將其浦添郡内十邑・仲城郡二邑・北谷郡一邑、合為宜野灣郡　、始賜尚弘喜（宜野灣王子朝義）・章惟烈（龜山親方正親）。新設一邑共計十四邑。

(21)（18）に同じ。568～569 頁。

(22)（18）に同じ。657 頁。

(23)（5）に同じ。『球陽』巻二十二　尚泰王二十三年条　558 頁

本年於伊平屋島玉陵初行清明祭祀

伊平屋島玉陵、原、無動発公項挙行。清明祭祀至于今般、　主上特発諭旨、準照内地玉陵清明祭祀之例動発公項、恭遣尚氏伊江王子朝直、親行祭祀。若又毎年如此遣使、則該島遠隔海洋、或失節期。故明年以後、毎遇清明、使銘苅親雲上代為行祭、更着阿武加那志　　暨貳加也田及阿武・該銘苅等、自備祭品以行焼香。

(24)高良倉吉「銘苅家とその内容」（伊是名村『伊是名村史』中巻（島の古文書）1998 年 3 月）111～112 頁。

(25)（13）に同じ。22～23 頁。

(26) 鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』（岩波書店　1982 年 10 月）161 頁。

(27) 池宮正治『琉球古語 混効験集の研究』（第一書房　1995 年 11 月）77 頁。

池宮正治氏は混効験集に記載されている「玉だれおむきよへん」と記述されている項目に次のような解説を行っている。「〇玉だれおむきよへん　玉垂れおみ小瓶。「玉垂れ」は、説明語句の「玉すき」と同じく、美しい彩釉を施した小玉を糸に貫いて巻き付けたものという意で、儀礼用の瓶。〇美御前揃　「美御前」は国王に対する敬語。正殿での重い儀式の時に王の前に揃えられる器物。「三つ揃」「二つ揃」がある。」

玉だれのことを玉に覆われた瓶としている。田島本注に「玉すき四ツ、即チ正式ノ御飾也」とあるのは、表２№15（図版 16・16－1）に描かれている四基の酒瓶と一致する。

(28)「三御飾御規式御飾之圖」(『圖帳　當方』　沖縄県立芸術大学所蔵)

(29)『尚泰様御元服御双紙』(尚家文書 25 号)（那覇市歴史博物館所蔵）

(30)「ノート 35　≪尚侯爵家所蔵本　稲之二御祭公事≫」(沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料編（ノート篇）第二巻　民俗・宗教』2006 年 3 月）303～308 頁。

(31)（28）に同じ。

(32)『御葬具圖帳一冊』(尚家文書 49 号)（那覇市歴史博物館所蔵）

(33)（26）に同じ。

(34)（29）に同じ。

(35)（29）に同じ。

(36)『女官御双紙』((財）神道体系編纂会『神道体系　神社編五二　沖縄』1982 年 9 月）97～102 頁。

進上物

御酒一對。但、御玉貫。

御糯御さん盆　一。

鹽漬魚。三十五斤。

なし物小壺　一。

右

首里天嘉那志美御前へ、阿母加那志より

御酒　一對　但、御玉貫。

御糯花籠飯、一。

鹽漬魚。廿斤。

なし物小壺、一。

右、真壁按司かなしへ、あむかなしより。

（中略）

御酒、一對。但、御玉貫。

御糯御さん盆　一。

なし物小壺　一。

しほ漬魚。廿斤。

右、聞得大君かなしへ、あむかなしより（下略）。

(37)（36）に同じ。『女官御双紙』64 頁。

一、むかし始て命し給ふ大阿母ハ、御朱印頂戴し奉りぬ。年越、渡参り、王府拝み侍る處ニ、數度に及て唐土へ漂流す。然る故ニ、隔年の渡海ハ御免許有て、肝要なる御祝儀の時、召され次第に渡るへく旨、順治十二乙未の年、命せ定めらる。

一、就御祝儀、大阿母渡来、那覇の大あむ取次、真壁大あむしられへ引合すれハ、彼方ゟ御城御案内被申上置。後日、御様子次第、那覇の大あむ列登、真壁の大あむしられニ附て御城へ登り、按司下庫裡におゐて、作事のあむしられ御取次にて、花御みこはん一、御玉貫一對、土産物上申（中略）。おすゑんみこちゃにて、

首里天かなし美御前拝ミ奉り、美御前酌頂戴、又、みきふちやにて、御妃の御前御酌頂戴。御規式相濟、後の御庭ニ、御筵なふり、酒臺、くわし盆、御酒御飾有之。御庭に着へきよし大勢頭部ゟ承り、女供五人列出御座へ着、大せとへ（勢頭部）より御酒下され、あやご仕り、こゑにやにて踊り申。

(38)（36）に同じ。『女官御双紙』67 頁。

一、康熙四十五年丙戌年、毛氏聞得大君嘉那志御代相就御祝儀、宮古大阿母上國之時、進上物、拝領物左記。

進上物

赤苧布、　三端。

御花御籠飯、　一。

御玉貫、一對。五合瓶、銭御藏御酒。

右、

首里天嘉那志美御前かなしへ。

細布、二端。

御玉貫、一對。四合瓶、銭御藏御酒。

右、真壁按司かなしへ。

白細布、三端。

島胡麻、七袋。
みはな御てうはん、一。
御玉貫、一對。五合瓶、銭御蔵御酒。
右、聞得大君かなしへ。
（下略。下略部分は国王・聞得大君から宮古大阿母への拝領物）

(39)（36）に同じ。『女官御双紙』70 頁。

一、大あむ役目の儀、中古の比迄ハ、年越御當地へ渡来り拝ミ申さる處、崇禎年間ニ御留、肝要なる御祝儀の砌、御様子次第わたるべく由、命せ定らる。

(40)（36）に同じ。『女官御双紙』71 頁。

一、就御祝儀、大阿母渡来、那覇の大阿母取次、真壁の大あむしられへ御引合すれハ、彼方より御城御案内申上置き（れ)、後日御様子次第、那覇の大あむ列登、真壁の大あむしられニ附て御城へ登り、御内原の御座へ参上、花御籠飯一、御玉貫一對幷土産物奉進上。御妃の御前へ御玉貫一對幷土産物進上仕（中略)。大せとへ（勢頭部）より百浦添北の御座へ着申へき由拝み、赤苧衣着、御座に着、御茶、御酒御振舞被下、相濟、御引出物奉拝領。又、南の御座ニて、
首里天かなし美御前拝み奉り、美御酌頂戴、又、みきふ（や）ちやにて、御妃の御前御酌頂戴。御規式相濟、後の御庭ニ、筵なふり、酒臺、菓子盆、御酒御飾有之。大勢頭部より御庭に着へき由おかみ、女供五人御座着、大勢頭部より御酒被下、あやご仕、次ニこゑにやにて踊り申。

一、聞得大君御殿、中城御殿獻上物にて拝申し時、真壁大あむしられご案内者なり。

進上物

嶋布、三端。
御花御籠飯、一。
御玉貫、一對。密淋酒。
右
首里天嘉那志御前かなしへ。

嶋布、三端。
御玉貫、一對。密淋酒。壱沸入。
右、真壁按司かなしへ。

嶋布、三端。

みはな御籠飯、壹。
御玉貫、壹對。密淋酒。一沸入。
右、聞得大君かなしへ。
（中略。中略部分は国王・王妃・聞得大君から八重山大阿母への拝領物）
康熙四十五年丙戌年、毛氏聞得大君かなし御代合、就御祝儀、八重山の大あむ上國のとき、進上物、拝領物なり。

(41)（36）に同じ。『女官御双紙』85～86 頁。

O今婦仁あふりやゑあんし
本部間切の住 、伊野波にや女前あふりやゑあんしのいとこ姪、向氏興那嶺接司朝隣室。
○康熙四十年辛巳二月十九日、今のあふりやゑあんし言上有之。同年八月朔日、しよりの大あむしられ取次、 日撰 言上 。同三日 、御拝するやうにと御返詞拝 。 同三日 、 御朱印 、 しよりの大あむしられより、掟のあむを以 、頂戴 。 同四日巳時前に 、首里の大あむしられ列て御城上り、すゑんみきふちやにて、
首里天嘉那志美御前へみはい、御酒奉進上。次に美御酌御賜、次に於御同所、眞壁按司かなしへ御酒獻上、次に御菓子、御茶給り畢、接司御座敷へ被召、首里の大あむしられ相件にて、御料理、御茶菓子、御茶賜焉。御暇給て退城。
附。進上物、左記之。
天嘉那志美御前へ、御花一、御玉貫一封、月御茶之子一籠飯。
眞壁按司かなし、錫一對、月御茶之子一籠飯。

とあり、本文中以外にも、康熙 40(1701)年の今帰仁阿応理屋恵の就任時の祭祀儀礼にも御玉貫は、御花(花米。おそらく容器は御籠飯か)一基と、月御茶之子(供物用の餅)を入れた御籠飯と共に使用されている。琉球本国の高級神女にも御玉貫等の祭祀儀礼道具の下賜はあり、所持していた可能性がある。

(42)『聞得大君加那志様御新下日記』((財) 神道体系編纂会『神道体系　神社編五二　沖縄』　1982 年 9 月）213 頁。
一、右、御たかへ相濟候得者、大里王子、與那原親方より、御花一籠宛、御玉貫一雙宛、銘々御目録相付、大親名護里之子親雲上御取次獻上、あむしたれニ而御座敷之前、莚之上ニ御飾被レ仕候事。

(43)（42）に同じ。『聞得大君加那志様御新下日記』228 頁。

大里王子と与那原親方が御花と御玉貫を献上した目録は下記の通り。

進上
御花　　一籠

御玉貫　一雙
以上
大里王子
朝教

進上
御花　　一籠
御玉貫　一雙
以上
與那原親方
良綱

右同、御神酒獻上之覺書御目録、杉原半折ニ而書認。但、草字ニ相調。

(44) (42) に同じ。『聞得大君加那志様御新下日記』214 頁。

神之庭、御五水、聞得大君加那志様江、司雲上按司ニ而、被差上候。引次ニ、両総地頭獻上御酒も、御同人ニ而、被差上候。

(45) (42) に同じ。『聞得大君加那志様御新下日記』214 頁。

一、みはな一籠、御玉貫一雙、御假屋御座敷爲御酒、公儀より御飾有之候事。

一、御召附之美御前揃之御盃、御菓子盆ハ、大親ゟ、あむしたれ御取次、被差上候事。

(46) (42) に同じ。『聞得大君加那志様御新下日記』215 頁。

一、當間切のろくもいた九人ハ、美御酌被レ下候。掟のあむした并おゑか人、位衆之あむした、南風原間切のろくもいたハ、御庭ニ而、御玉貫二雙御給、濟而當間切のろくもいた、あむた、南風原間切のろくもいた打込ニ而　、鼓打、くわいな仕候事。

附。當間切のろくもいたハ、親川、神之庭御規式相携候付、美御酌被レ下候。其外之あむした并南風原間切のろくもいた者　、御召附計勤故、御庭ニ而　被レ下候也。

一、當間切位衆、さはくり、おゑか人江、男御召付、於二假屋ニ一、御玉貫二雙御給大通被レ下候事。

但、位衆ハ御盃、無官ハつふニ而被レ下候也。

(47) 聞得大君と大里間切のノロ達との「美御酌」には神酒を下賜し、御玉貫とは別の酒器で共飲儀礼を行ったのではないかと思われる。御玉貫二雙は御庭で掟のあむ、おゑか人等に御酒を飲ます場面で使用され、寺院から借り出した数量と一致する。神酒は現在、沖縄本島でウンシャク、ミキ、宮古でンク、ンキイ、八重山でミシャク、ミシ等と「美御酌」を想起させる音韻が残っ

ている。また註 46 にあるように大里間切の男性の位衆、さはくり、おゑか人は假屋で御玉貫二雙を使い「大通」を行っている。これも寺院から借り出した数量と一致する。「美御酌」の場面に御玉貫が無かった可能性がある。聞得大君と大里間切のノロ達の「美御酌」は女神官だけの祭祀となっており古琉球的で宗教的な側面を残しており、假屋における男性地方役人への「大通」は正殿御庭の「大通」を想起させ、男性官人への奉公に対する褒賞という近世的な従属関係の側面があるように感じられる。

なお、神酒に関する考察は、

萩尾俊章「沖縄における神酒と泡盛の諸相」(『沖縄県立博物館紀要』第 18 号 沖縄県立博物館 1992 年 3 月) 1～18 頁を参照してほしい。

(48) (42) に同じ。『聞得大君加那志様御新下日記』233～234 頁。

一、美御前御揃御道具、貳通
一、眞塗御手水たらい、壱ツ
一、同片口、壱ツ
一、黄縫物縁取御筵、壱枚
一、留かね、八本
右五行、御寺御物ゟ

(49) (13) に同じ。

(50)『那覇市史』資料編第一巻七　家譜資料三首里系(那覇市市史編纂室　1982 年 1 月)9 頁。

(51)(50)に同じ。『那覇市史』資料編第一巻七　家譜資料三首里系 73 頁。

(52)(50)に同じ。『那覇市史』資料編第一巻七　家譜資料三首里系 7 頁。

(53)『那覇市史』資料編第一巻六家譜資料二久米系上 (那覇市市史編集室　1980 年 3 月) 29 頁。

雍正五年丁未八月二十九日、因室施氏卒、出葬之時、　聖上遣御書院御物當翁氏牧志親雲上盛精、特賜祭御香五本・御花乙飾・御玉貫乙雙。又遣大美御殿庫裡筆者白氏渡名喜筑登之信易、恩賜錢三百貫文、以助葬費。從　國母毛氏聞得大君加那志、特賜祭御香五本・御花乙飾・御玉貫乙雙。又恩賜米乙斛。從　王妃馬氏佐敷按司加那志、特賜祭御香五本・御花乙飾・御玉貫乙雙。

(54)「御玉貫記述文献集成」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』CD-ROM 沖縄県教育委員会　2011 年 3 月)

筆者が文責を担い家譜史料から御玉貫に関する首里系士族への下賜事例・久米村系士族への下賜事例、那覇・泊系士族への下賜事例、首里系士族から王族への献上事例の記録本文を抜き出した。項目が膨大であるため報告書本冊ではなく付属の CD-ROM に一覧が掲載されている。

現存する御玉貫からみた製作年代の変遷（暫定）

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
1	A	緑地御玉貫一対	 図版1 「緑地御玉貫一対」（名嘉家伝来） 図版1-2 高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 地色の緑色は青色・薄緑色・濃緑色等不揃い。 図版1-1 底裏に尾の長い巴紋を鋳出。 図版1-3 身胴上部はガラス玉6個を繋ぎ編んでいる。 地色の緑色は不揃い。	①使用目的 伊平屋阿母加那志から国王・王妃・聞得大君等への献上酒を入れる祭祀儀礼道具。 ②技術的な特徴 身の地色の緑色は濃緑色と薄緑色、青色透明が混在し、ガラス玉の形状、寸法は不揃いである。 蓋側面・身はガラス玉6個を繋ぎ編んでいる。高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 ガラス玉6個繋ぎの編み方は奄美の玉ハベル（参考1等）の一部、御玉貫№2と身胴上部と類似している。 （製作上限の根拠） 身胴上部に六弁花紋（小）4、身胴張部に六弁花紋（大）4の構成は御玉貫№2と玉の配色は違うが類似。 蓋・房飾は破損がひどく欠損した部分あり。おそらく島内で破損と修理を繰り返したと思われる。 房飾のみ方形の編み方を行っており、鎌倉古写真の宜野湾御殿の御玉貫№14と編み方が類似して見える。房飾のみ後世修理により編み方が改変した可能性も考えられる。 ③文献・伝来等からの考察 名嘉家は伊平屋阿母加那志職を代々娘継ぎで輩出している。 伊平屋阿母加那志は康熙6（1667）年までは隔年で首里城に上国していた。 17世紀前半から中期まで宮古大阿母・八重山大阿母も隔年で首里上国しており、御玉貫を使った献上儀礼を行っていた。伊平屋阿母加那志の首里上国時の献上儀礼でも御玉貫を使用していたと思われ、康熙6年以前から御玉貫を所持していたと思われる。 伊平屋阿母加那志が首里に上国し就任儀礼を行ったのは康熙14（1675）・45（1706）年。17世紀中期～18世紀初頭の段階で既に王府から御玉貫を下賜され使用していたと思われる（製作下限）。 推定される製作年代 16世紀後半～18世紀初頭 御玉貫№1は、ガラス玉6個繋ぎで製作されている玉ハベルとの製作仕様の類似性から製作上限は16世紀後半まで遡ると思われる。 伊平屋阿母加那志は隔年で首里に上国していたが康熙6（1667）年に停止。それまで上国時には御玉貫を用いた国王等への献上事例があった。但し国王の慶事と阿母加那志職の代替り時の謝恩のみ渡海を許される。 『女官御双紙』（康熙45（1706）～52（1713）年編纂）に伊平屋阿母加那志の就任儀礼で国王・王妃・聞得大君に御酒を献上する道具として御玉貫の使用が記録されている。この就任儀礼は『女官御双紙』編纂直近の康熙14（1675）年か、康熙45（1706）年と考えられる。 雍正4（1726）年、慶事や代替り時の謝恩渡海も停止。御玉貫使用の献上儀礼は無くなる。その後王府から阿母加那志へ御玉貫等の下賜は無かったと考えられる。『女官御双紙』の御酒献上が御玉貫№1であれば製作年代の下限は康熙45年となり、17世紀後半から18世紀初頭に製作されたものと思われる。 ただし、玉ハベルとの類似性から製作上限の16世紀前半の可能性が高いと考える。	錫43%：鉛57%程度 鉛ガラス以外の材質 青色・乳白色系ガラスに鉛ガラスではない材質存在 蓋の有無 蓋残存 地色 蓋：緑色 身：緑色 法量 総高32.0 身高27.427.5 口径5.45 胴径10.3～10.5 胴・高台接合部径 7.5～7.7 高台高4.3 底径9.85	青色透明・黒色・濃緑色・薄緑色・白色・乳白色・黄色・赤色 底裏の紋章等 底裏に尾の長い巴紋を鋳出する。 所蔵等 名嘉家（伊是名）

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
2	身：A 蓋：B	御玉貫（小）	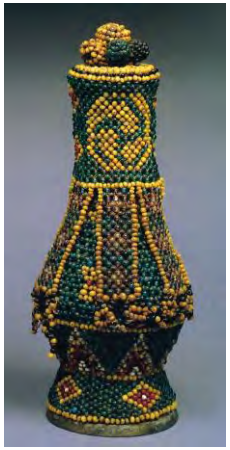 図版2 「御玉貫（小）」 図版2-1 底裏に尾の長い三巴紋を鋳出。 図版2-2 身胴上部の拡大画像 ガラス玉6個を繋ぎ編んでいる。 地色の緑色は水色・青緑色等不揃い。 図版2-3 高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 地色の緑色は水色・青緑色等不揃い。 図版2-4 房飾には紫色のガラス玉を使用。	①使用目的 王府祭祀もしくは首里周辺の高級神女の儀礼道具として使用されたものと思われる。 ②技術的な特徴 身の地色の緑色は緑色と青緑色が混在し、ガラス玉の形状、寸法は不揃いである。 黒色のガラス玉からﾏﾝｶﾞﾝ検出。 蓋側面・房はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 身胴上部はおおよそガラス玉6個を繋ぎ編んでいる。 ガラス玉6個繋ぎの編み方は奄美の玉ハベル（参考2）や御玉貫№1の身胴上部と類似している。 身胴上部に六弁花文（小）4、身胴張部に六弁花文（大）4の構成は御玉貫№1と玉の配色は違うが類似。 身胴下部の黄色廻線の下部は不定形に繋ぎ編んでいる。 房飾に紫色のガラス玉を使用。銘苅家伝来の御玉貫と同じく19世紀末期の特徴を有している。 蓋側面・房と身胴上部のガラス玉の繋ぎ方が異なり、房には19世紀末期の特徴である紫色のガラス玉の使用もあることから蓋と身は別の御玉貫だったと思われる。 ③文献・伝承等からの考察 尚家伝来の御玉貫であるため、王府の祭祀儀礼で使用された道具と思われるが、身は巴紋が無いことから国王家の祭祀儀礼道具ではなく首里周辺の高級神女の祭祀儀礼道具として使用されたものが後年尚本家に集積された可能性も考えられる。 推定される製作年代 身：16世紀後半～18世紀初頭 身は名嘉家の御玉貫№1と編み方が類似していることから製作時期が近いと思われるため、16世紀後半が製作上限で、製作下限は名嘉家の御玉貫№1の18世紀初頭頃か。 ただし、玉ハベル・御玉貫№1のガラス玉の編み方の類似性から16世紀後半の製作上限の可能性が高いと思われる。 蓋：19世紀後半 蓋は製作時期が明確な銘苅家の御玉貫№8や、宜野湾御殿の御玉貫№13と同じく紫色のガラス玉が使用されているので1870年代前後に製作されたものと思われる。	錫63%：鉛37%程度 鉛ガラス以外の材質 全て鉛ガラス 蓋の有無 蓋残存 但し蓋と身は別の御玉貫だったと思われる。 地色 蓋：緑色 身：緑色 法量 総高31.7 身高27.4 口径5.4 胴径11.2 胴・高台接合部径7.7 高台高4.3 底径9.7	緑色・青緑色・水色・透明・黄色・赤色・白色・黒色・紫色 底裏の紋章等 底裏に巴紋を鋳出する。 所蔵等 那覇市歴史博物館 尚家資料

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
3	B	御玉貫	 図版3　「御玉貫」 図版3-1　底裏に尾の長い巴紋を鋳出。 図版3-2 身胴上部の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 図版3-3　高台下部の拡大画像 図版3の全体画像では地色が緑色に中心に見えるが拡大すると青色半透明・薄緑色半透明等、緑色の色調は不揃いである。	①使用目的 王府若しくは御殿家の儀礼道具・家臣への下賜儀礼道具として使用された可能性有り。 ②技術的な特徴 緑色の地色の下部を中心に薄緑色や水色の玉が混在して色調・形状ともに全体的に不揃いである。一部のガラス玉に形成時の巻上痕が見られる。 慶安２（１６４９）年・承応２（1653）年に琉球使節が日光東照宮参拝時に寄進されたと伝来のある「玉灯籠」のガラス玉の色調と形状が類似しており、この御玉貫と製作時期と工房は関連していると思われる（久保2010）。 身頸部分・身胴上部・高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 身胴下部の白色廻線下部から高台はガラス玉4個を繋ぐ形状を基本として不定形に編まれている。 全体的に煤の様な汚れがこびりついている。 ③文献・伝来等からの考察 長く鹿児島に伝来していたとの伝承有。 王府の儀礼道具と思われるが、丸の中に巴紋があるので、尚王家ではなく御殿家の紋章の可能性もある。そのため御殿家の儀礼道具の可能性もあると思われる。 推定される製作年代 17世紀中期 琉球使節が日光東照宮参拝時に「玉灯籠」を寄進したとされる慶安2年・承応2年とほぼ同時期と思われる。	錫46%：鉛54%程度 鉛ガラス以外の材質 青緑色系ガラスに鉛ガラスではない材質存在 蓋の有無 蓋無し 地色 身：緑色 法量 身高26.6～26.8 口径5.1～5.2 胴径10.6～10.9 胴・高台接合部 8.0～8.1 高台高3.8～4.1 底径10.2	薄緑色・青色・緑色・水色・黒色・赤色・黄色・乳白色・白色 底裏の紋章 底裏に尾の長い巴紋を鋳出する。 所蔵等 沖縄美ら島財団

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
4	B	緑地巴紋 御玉貫	 図版4　「緑地巴紋御玉貫」 図版4-1 底裏に尾の長い巴紋を鋳出。 図版4-2 底裏に奥那城と墨書。 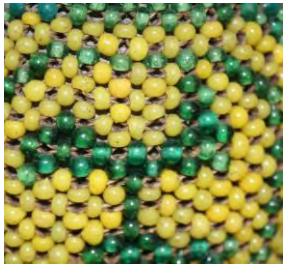 図版4-3　身胴上部の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。	①使用目的 宜野湾（奥那城）御殿の儀礼道具として使用されたものと思われる。 ②技術的な特徴 地色の緑色は濃淡の差があり、水色に近いものもある。 ガラス玉は孔方向に扁平な球形が多く、球形とは言い難い歪な形状のものもある。一部に形成時の巻上痕があるガラス玉もある。 青色のガラス玉から小量のﾏﾝｶﾞﾝ検出。 身頸部の白色廻線上部、身胴部の白色廻線下部は不定形に繋ぎ編んでいる。 身胴部の白色廻線上部・高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 ③文献・伝承等からの考察 「奥那城」の墨書があるため尚質王第七男尚弘善宜野湾王子朝義の七世朝紀が咸豊11（1861）年に摂政就任し奥那城王子を称したことから、この奥那城御殿の可能性が有る。但し奥那城王子となった七世朝紀以前、始祖の尚弘善宜野湾王子朝義以降に儀礼道具として王府より下賜されたものか。宜野湾王子の家系は三世から六世まで玉川王子・玉川按司を名乗り、七世で養子に入った朝紀が初めて奥那城を名乗った。「奥那城」の墨書は奥那城御殿となった19世紀中期に記されたと思われる。宜野湾朝義が康熙10（1671）年、新設の宜野湾間切総地頭職になり御殿家創設した時期に御玉貫製作の可能性有。 底裏の巴紋は鋳出となっており御玉貫№1・2・3・6・8と同じ技術で製作されている。 丸の中に巴紋は、奥那城御殿の家系の紋章の様である。奥那城御殿となる前から御殿家であるため、丸の中に巴紋の紋章は以前から使用していた可能性がある。 推定される製作年代 17世紀後半～19世紀後半 製作上限 17世紀後半 尚質王第七男尚弘善宜野湾王子朝義（1658～1694）が康熙10（1671）年、宜野湾間切新設時に御殿家創設した時に製作か。 製作下限 19世紀後半 尚弘善七世朝紀の奥那城王子就任の咸豊11（1861）年頃か。 不均一な緑色ガラス玉の状態を含めて御玉貫№3・№5と類似した製作技術が多く見受けられるため、製作上限の17世紀後半頃の可能性が高いと考える。	錫54%：鉛46%程度 鉛ガラス以外の材質 青色系ガラスに鉛ガラスではない材質存在 蓋の有無 蓋無し 地色 身：緑色 法量 身高27.5 口径4.97 胴径11.0 胴・高台接合部径 7.4～7.5 高台高4.5 底径9.57	青色・黒色・濃緑色・薄緑色・透明・白色・乳白色・黄色・赤色・黄色 底裏の紋章等 底裏に巴紋を鋳出する。 高台内側に「奥那城□」。「錫□□　三□四□」。と墨書有。 ※□は文字が判読不可の部分」 所蔵 浦添市美術館 奥那城御殿伝来 岡コレクション

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
5	B	玉貫錫瓶	 図版5 「玉貫錫瓶」 図版5-1 底裏に五瓜の巴紋を点刻。墨書で「美里御殿」とある。 図版5-2　身胴上部の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。	①使用目的 美里（大宜見）御殿の儀礼道具として使用されたものと思われる。 ②技術的な特徴 胴上部に五瓜の中に巴紋有り。底裏にも五瓜の中に巴紋を点刻で表現している。 底裏の五瓜巴紋が鋳出ではなく魚々子打ちで他の底裏に巴紋がある御玉貫と仕様に相違がみられる。 身の地色の緑色は緑色・青色・青緑色が混在する。ガラス玉の形状、寸法も不揃いである。 身頸部の白色の廻線上部のガラス玉は不定形に繋ぎ編んでいる。 身胴部・高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 ③文献・伝承等からの考察 五瓜の中に巴紋は大宜見御殿の紋章の図様と一致する。大宜見御殿の旧称は美里御殿である。 尚貞王第四男尚紀美里王子朝禎（1682～1711）が美里御殿創設時の17世紀末～18世紀初頭頃が製作の上限と思われる。 その後、美里御殿は五世朝安の時に大宜見間切の按司地頭に転封。以後、大宜見御殿を称す。製作下限は大宜見間切転封前と思われる。但し御玉貫の様な祭器は御殿創設時に製作する可能性が高いため製作上限と仮定した時期ではないかと考える。 底裏の巴紋の製作仕様の違いから、王府下賜の御玉貫ではなく、美里御殿が御殿家の祭祀儀礼のために製作した可能性があると思われる。 推定される製作年代 17世紀末～18世紀前半 製作上限 17世紀末～18世紀初頭 (1690年代後半～1711年以前か) 製作下限 18世紀前半頃か ※五世朝安、大宜見間切転封前か	錫45%：鉛55%程度 鉛ガラス以外の材質 青色～緑色系ガラスに鉛ガラスではない材質存在 蓋の有無 蓋無し 地色 身：緑色 法量 身高28.6 口径5.3 胴径10.7 胴・高台接合部径7.7 高台高4.5 底径10.4	乳白色・透明・白色・緑色透明・緑色・青緑色・青色・水色・黒色・黄色・赤色 底裏の紋章等 底裏に五瓜の中に巴紋の紋様を魚々子打ちしている。 その上から美里御殿と墨書有。 所蔵等 沖縄県立博物館・美術館 美里御殿伝来

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
6	B	錫製五色玉瓶子	 図版6 「錫製五色玉瓶子」 図版6-2 身上部の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 他の事例よりガラス玉の長辺を縦に使っている部分が多い。 図版6-1 底裏に乙字紋を点刻。 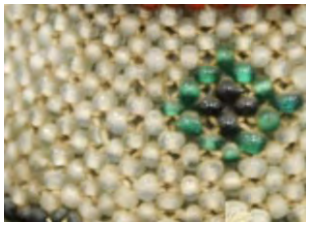 図版6-3　高台の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。	①使用目的 士族の祭祀儀礼道具として使用されたものと思われる。 ②技術的な特徴 胴上部に丸に乙字紋有り。 美里御殿の御玉貫と同様に底裏の紋章は鋳出した仕様ではなく魚々子打ちで表現している。王府から下賜された御玉貫ではなく、首里系士族が自家の祭祀のため製作したものかと思われる。 高台部分の地色が白色となっており、他の御玉貫と配色構成に相違が見られる。 ガラス玉は孔方向に扁平な球形が多く、球形とは言い難い歪な形状のものもある。一部に形成時の巻上痕があるガラス玉もある。 黒色のガラス玉からﾏﾝｶﾞﾝ検出。紫色ガラス玉未使用。 身頸部の黄色廻線上部は不定形に繋ぎ編んでいる。 地色の緑色ガラス玉の色調は御玉貫No.1・御玉貫No.2の身、御玉貫No.3～5に較べて均質である。 身・高台はガラス玉4個繋ぎで編んでいるが、扁平なガラス玉の長辺を縦に編んでいる箇所が多々ある。 御玉貫は、地色が緑色ないし黄色で統一される事例が多いが身頸部・胴上部が緑色。胴下部が黒色。高台が白色という配色となっている。 ③文献・伝承等からの考察 乙字紋が家紋の士族については不明。伝来情報も無し。 胴上部の黄色ガラス玉で描かれた乙字紋、底裏の魚々子打ちの乙字紋から王府より下賜された御玉貫ではなく、王府祭祀を模倣するようになった首里系士族が自家の祭祀のため製作したものとかと思われる。 推定される製作年代 18世紀中期以降 御玉貫No.1～5の色調が不均質な緑色ガラス玉ではなく緑色の色調が均質になっている。 御玉貫No.3・No.4・No.5に較べて胴下部の地色が黒色であったり、高台地色が白色であるなど、これまでの御玉貫に較べて配色の構成が異なっている。御玉貫No.5までの王府が製作して御殿家に下賜したような御玉貫ではなく、王府祭祀の文化を士族層が模倣するようになり製作された御玉貫と思われ、緑色ガラス玉が均質な仕上がりになった変化も含めて18世紀中期以降の製作と思われる。	錫60%：鉛40%程度 鉛ガラス以外の材質 全て鉛ガラス 蓋の有無 蓋無し 地色 頸部・胴上部：緑色 胴下部：黒色 高台：白色 法量 身高27.0～27.2 口径5.2 胴径10.27～10.3 胴・高台接合部径7.2 高台高4.5 底径10.4	白色・乳白色・緑色・青緑色・黒色・黄色・赤色 底裏の紋章等 底裏に丸に乙字紋を魚々子打ちしている。 所蔵等 沖縄県立博物館・美術館

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
7	B	御玉貫（大）	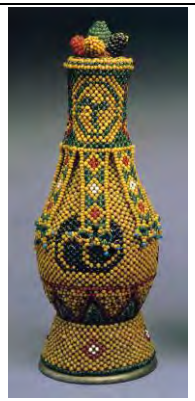 図版7 「御玉貫（大）」 図版7-1 底裏に尾の長い巴紋を鋳出。 図版7-2御玉貫（大）身 頸部・胴上部菱形紋・胴下部鋸歯紋の青色ガラス玉、胴上部菱形紋・高台下部の緑色ガラス玉が明確に使い分けて使用されている。 図版7-3 蓋頂部に紫色のガラス玉を使用。 図版7-4 蓋側面の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 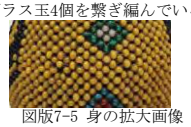 図版7-5 身の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。	①使用目的 蓋は王府祭祀若しくは御殿家の儀礼道具として使用されたものと思われる。 身は王府祭祀の儀礼道具として使用されたものと思われる。 ②技術的な特徴 蓋側面・房はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 身上部・高台はガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 身胴下部の赤色廻線の下部は不定形に繋ぎ編んでいる。 蓋の地色は緑色、身の地色は黄色と蓋と身で相違している。蓋と身は別の御玉貫だったと思われる。 御玉貫No.1、御玉貫No.2の身、御玉貫No.3～5は水色から緑色と地色が不均一であるが、御玉貫No.7は頸部の菱形紋大、胴上部の菱形紋小、胴下部鋸歯紋内に青色ガラス玉、胴上部の菱形紋小、高台下部に緑色ガラス玉が施される。明らかに緑色と水色のガラス玉の色調が区別して使用している。緑色ガラス玉の製作に関して不均一な色調変化の課題を克服して、緑色・青色を識別して製作・使用することができるようになったものと思われる。 ③文献・伝承等からの考察 尚家伝来の御玉貫であるため、王府の祭祀儀礼で使用された道具であると思われる。しかし蓋は丸に巴紋なので御殿家等で使用された御玉貫の蓋が近代以降、尚本家に集積された可能性もある。 推定される製作年代 身：18世紀中期～19世紀前半 緑色と水色ガラス玉を明確に使い分けしており、緑色ガラス玉の色調が不均一な御玉貫No.1～5（16世紀後半～18世紀前半）より後世の製作で、18世紀前半以降、紫色のガラス玉は未使用のため19世紀後半以前と思われる。 『圖帳　當方』（書写年代1839年。旧『圖帳』の記録からすると18世紀に遡る）に黄色地らしき御玉垂や、尚泰王元服時（1857年）に「黄御玉貫」使用記事があることと、緑色と水色ガラス玉を使い分けて使用するようになっていることから少なくとも18世紀中期以降から19世紀前半には御玉貫No.7のような黄色地の御玉貫が製作されていたと思われる。 蓋：19世紀後半 蓋に紫色のガラス玉が有り。伝来が明確な銘苅家の御玉貫No.8（製作下限：1870年）・宜野湾御殿の御玉貫No.13（製作上限：1875年）にも紫色のガラス玉が使用されている。蓋の製作時期は19世紀後半頃と思われる。	未調査 鉛ガラス以外の材質 未調査 蓋の有無 蓋残存 但し蓋と身は別の御玉貫だったと思われる。 地色 蓋：緑色 身：黄色 法量 総高35.4 身高30.7 口径5.4 胴径11.5 胴・高台接合部径 7.7 高台高5.6 底径11.2	黄色・赤色・緑色・水色・青色・紫色・白色・黒色・透明 底裏の紋章等 底裏に巴紋を鋳出する。 所蔵等 那覇市歴史博物館 尚家資料

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
8	B	黄色地巴紋御玉貫 一対	 図版8 「黄色地巴紋御玉貫一対」 図版8-1 底裏に尾の長い巴紋を鋳出。 図版8-2 身胴部に編まれた巴紋 黒色のガラス玉で4個繋ぎで編んでいる。 図版8-3 蓋頂部・身頸部の紫色のガラス玉 蓋・身の双方に紫色のガラス玉が使用されている。	①使用目的 清明祭等の祭祀儀礼道具として王府から銘苅家に下賜される。 ②技術的な特徴 ガラス玉は色調にばらつきがあり、黒玉には朱の筋が認められる。水色や白色にも筋がみられる。 身頸部の赤色廻線上部、身胴部の赤色廻線下部はガラス玉6個前後を不定形に繋ぎ編んでいる。身胴部・高台はガラス玉4個を繋げて編んでいるが、扁平なガラス玉の長辺を縦にして編んでいる箇所が多々ある。 蓋頂部・身頸部に紫色のガラス玉が使用されている。伊是名銘苅家の御玉貫は、王府から下賜された時期が明確なことから紫色のガラス玉が19世紀後半に製作された御玉貫の特徴になると思われる（稲福2011）。 ③文献・伝来等からの考察 『玉御殿御道具帳』に記録があるため製作下限が同治9（1870）年と明確な記録が残され、御玉貫の基準資料となる。 推定される製作年代 19世紀後半 同治9（1870）年頃	錫53%：鉛47%程度 鉛ガラス以外の材質 青色系ガラスに鉛ガラスではない材質存在 蓋の有無 蓋残存 地色 蓋：黄色 身：黄色 法量 総高35.5 身高30.1 口径5.4～5.5 胴径11.5～11.6 胴・高台接合部径 8.2 高台高4.5～4.7 底径12.2	水色・紫色・黒色・緑色・赤色・白色・黄色 底裏の紋章等 底裏に尾の長い巴紋を鋳出する。 所蔵等 銘苅家（伊是名）

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
9	B	黒漆螺鈿采配（三ツ巴紋御玉貫の蓋付き）	 図版9　「御玉貫」 紫色のガラス玉が頂部の苺様の突起（小）・房飾・胴下部の地色等に使用されている。他の御玉貫より使用頻度が高い。 図版9-2 身上部の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編んでいる。 他の事例よりガラス玉の長辺を縦に使っている部分が多い。 図9-3　身側面 紋章の無い側面部の現存事例は全て小さい菱形紋が三つ連なるが、唯一小さい２つの菱形紋の最後に大きめの菱形紋が配置された図案構成になっている。 図版9-1 底裏に紋章等の措置は無し。 図版9-4　胴下部の地色 鋸歯紋の周囲の地色は紫色ガラス玉となっている。 図版9-5　高台の拡大画像 ガラス玉4個を繋ぎ編みこんでいる。	①使用目的 士族の祭祀儀礼道具として使用されたものと思われる。 ②技術的な特徴 御玉貫No.1・No.2の身、御玉貫No.3～5の不均一な地色の緑色に較べて緑色の色調が均一となっている。 蓋頂部の苺様の突起物は黄色・白色・黒色・緑色・赤色・紫色で、御玉貫No.8のように紫色のガラス玉が使用されている。 蓋の房飾の両端に紫色のガラス玉を使用。胴下部は紫色の地色に鋸歯紋。他の御玉貫の事例とは相違した配色となっている。他の事例に較べて紫色の使用面積が多いことも特徴である。 ガラス玉4個繋ぎ。菱形繋ぎだが、御玉貫No.6と同じくガラス玉の長辺を縦に使っている部分が多い。 蓋底に家紋等の紋章が施されていない唯一の事例。 蓋底と高台の接合を四点で行っているのは他の事例と同様である。 身高が28.4cmで御玉貫No.1～6のグループと比較し、やや高い程度。胴径9.5cm程度・胴・高台接合部径7.0cmは現存の御玉貫では最も細い。高台高15.8cmは宜野湾御殿の御玉貫No.14と同値で現存の御玉貫では最も高い。底径12.0cmと銘苅家の御玉貫No.8についで大きい。 胴径が細く、高台高が高いため重心が高く、器形が痩せた印象を与える。 ③文献・伝来等からの考察 胴上部に黄色ガラス玉で丸に縦線の紋章を描く。家紋と思われるが、どのような士族の紋章か不明。 蓋底に紋章等が施されていないことも合わせて、少なくとも御殿家所有の御玉貫ではなく、首里系士族が王府祭祀を模倣して自家の祭祀のため製作したものかと思われる。 推定される製作年代 19世紀中期～後半 ガラス玉4個繋ぎで御玉貫No.1・No.2の身部分の6個繋ぎとは別系統。地色の緑色が御玉貫No.1～No.5よりも緑色ガラス玉の色調が均質的で、これらの御玉貫より製作時期は降ると思われる。 胴上部に黄色ガラス玉で家紋と思われる丸に縦線の紋章が施されている。蓋底に紋章等が施されていない唯一の事例。このことから王家・御殿家の御玉貫ではなく、王府祭祀を模倣するようになった士族階級が製作させたものと思われる。 基準資料である銘苅家の御玉貫No.8と同じ紫色のガラス玉を使用。現存の御玉貫で最も紫色ガラス玉を使用している。胴径が細く、高台高が高いため重心が高く、これまでの御玉貫と違い器形が痩せた印象から、紫色ガラス玉の多用も含めて最も後世に製作されたものと思われる。	鉛ガラス以外の材質 未調査 蓋の有無 蓋残存。 地色 蓋：緑色 頸部・胴上部：緑色 胴下部：紫色 高台：緑色 法量 総高33.2～32.9 身高28.4 口径5.9～6.0 胴径9.5～9.7 胴・高台接合部径7.0 高台高5.8 底径12.0	緑色（半透明）・薄緑色（半透明）・黄色（不透明）・赤色（半透明）・白色（不透明）・紫色（半透明）・黒色 底裏の紋章等 所蔵等 個人蔵 九州国立博物館寄託

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
10	B	黒漆螺鈿采配（三ツ巴紋御玉貫の蓋付き）	 図版10　「黒漆螺鈿采配（三ツ巴紋御玉貫の蓋付き）」 図版10-1　采配の房側面部分 御玉貫の蓋が采配の房となっている。 ガラス玉4個繋ぎで編まれている。 図版10-2　采配の房飾部分 蓋側面下部に垂れ下がる房もガラス玉4個繋ぎで編まれている。	①使用目的 王府の儀礼道具・家臣への下賜儀礼道具として使用された可能性有り。 ②技術的な特徴 御玉貫の蓋部分を采配の房に転用したものと思われる。黒漆螺鈿を施した木製の柄部分及び御玉貫の蓋を固定している金具は近世初期に本土で製作されたものと思われる。 柄部分が本土製であることから采配への改変は琉球ではなく本土で行われた可能性がある。 蓋側面・房ともガラス玉4個繋ぎで編まれている。 房は枠線を黄色のガラス玉とし地色が白色。菱紋が三つ連なる。房先には星形の装飾となっている。 緑色のガラス玉は、半透明で緑色と薄緑色とガラス玉によって濃淡が若干あるが、御玉貫No.3・4・5の緑色ガラス玉と比べると濃淡のばらつきは少ない。黄色・白色のガラス玉の色味も濃淡は若干あるがばらつきは少ない。扁平なガラス玉の形状も御玉貫No.3・4・5と比べると均質である。 紋章は巴紋のみの図案となっていることから尚王家で使用された御玉貫の蓋が流転し改変された可能性がある。 ③文献・伝来等からの考察 推定される製作年代 17世紀後半～18世紀中期 ガラス玉4個繋ぎで御玉貫No.1・No.2の身部分の6個繋ぎとは別系統。御玉貫No.3・4・5と同じ繋ぎ方であるがガラス玉はより均質的で、御玉貫No.3・4・5より製作時期はやや降ると思われる。御玉貫No.8・13のような紫色のガラス玉は使用されてないので19世紀以前の製作と思われる。 したがって製作推定年代は17世紀後半から18世紀中期頃と思われる。 蓋が残る御玉貫No.2・6・8は紫色のガラス玉使用が確認されることから19世紀末製作の蓋と思われるため、17～18世紀中でガラス玉4個繋ぎの編み方で製作された蓋の唯一の事例と思われる。 ※16世紀後半～18世紀初頭とみられる名嘉家伝来の御玉貫No.1の蓋側面はガラス玉6個繋ぎである。	鉛ガラス以外の材質 未調査 蓋の有無 蓋のみ残存。 采配の房に改変されている。 地色 蓋：緑色 法量 高（頂部～房飾） 約22.0 柄長54.8	緑色（半透明）・薄緑色（半透明）・黄色（不透明）・赤色（半透明）・白色（不透明）・黒色 底裏の紋章等 所蔵等 沖縄美ら島財団

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
参考1	A	タマハベル（玉ホベル）	 図版11 「タマハベル（玉ホベル）」 図版11-1 本体はガラス玉6個繋ぎで編まれている。	①使用目的 祭祀儀礼時に神女が使用する装身具。 ②技術的な特徴 上部は環状に二重に棗形の水晶玉を繋いでいる。上部中央に黒色の勾玉。 本体は緑色の地色に界線6段に分かれた図案構成。1段目から3段目に六弁花紋。4段目に斜襷に六弁花紋。5段目に六弁花紋。6段目に星形の中に六弁花紋。 本体はおおよそ6個繋ぎ。耳部と1段目の上部のみ8個繋ぎ。不定形繋ぎは見受けられない。 5段目に綿を布で包み多数の糸を垂らした房を3個付す。本体下部に麻布・紙を三角形に折り、糸で縫合わせた房を付す。 本体の編み方が6個繋ぎ主体の玉ハベルは本資料と玉ハベル（沖永良部和泊町碩野家伝来）・玉ハベル（大和村大金久地区トネヤ伝来）の3点ある。この3点以外の現存資料5点は主に7～10個の不定形繋ぎで編まれている。 ③文献・伝来等からの考察 奄美大島　明治5年江夏干城より購入。 箱書に「玉ホベル　壹組　鹿児島縣管轄　大島俗言」「江夏干城」とある。 現存しないが大宜見の謝名城ノロにも玉ハベルは伝承されていたようで戦前鎌倉芳太郎が調査を行っている（鎌倉1982）。 推定される製作年代 16世紀～17世紀初頭 首里王府からの下賜であれば製作は慶長14（1609）年の薩摩の琉球侵攻以前に遡ると思われる。 奄美島内での製作であれば製作時期は薩摩の琉球侵攻以後の可能性もある。	鉛ガラス以外の材質 未調査 蓋の有無 地色 緑色 法量 総長119 本体長50.3 最大幅13.3 上部幅5.3	青色・赤色・黄色・水色・白色・黒色・緑色 その他：水晶玉（透明）・勾玉（黒色）。 底裏の紋章等 所蔵等 東京国立博物館

No.	区分	資料名	画像	使用目的の推定・伝来情報・形状の特徴等	瓶本体の錫・鉛の比率	ガラス玉の色
参考2	C	朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏	 表面　虎図が描かれている。　裏面　漢詩が描かれている。 図版12 「朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏」 図版12-1 座屏のガラス玉の編み方 ガラス玉4個繋ぎの編み方は御玉貫の編み方と類似しているが、楕円のガラス玉の長径部を縦・横に使い方形にみえる編み方を行っている。表裏両面の背景色となっている白地部分はほぼ方形の編み方である。 図版12-2 座屏木枠の沈金 18～19世紀の曲刀使用の琉球沈金。図案の唐草紋の茎・葉の描写は、やや痩せた表現となっている。 図版12-3 琉球人絵師の虎図「泉川寛道（慎克熙）筆」の虎図。座屏の虎図と肢体や画面左側に岩石を配置する構図が類似している。	①使用目的 大名等への献上用の座屏か。根拠は③文献・伝来等からの考察で記す。 ②技術的な特徴 ガラス玉4個繋ぎの編み方を行い御玉貫の編み技術を踏襲している。表裏両面の地色の白色部分はガラス玉4個繋ぎだが、楕円のガラス玉の長径部を縦方向に横方向にも使用し編み目が格子状である。虎の体部や竹、画面右側の大胡石の緑色部分は基本地色の白色と同じガラス玉4個の格子状繋ぎ。大胡石の黄土色、土破の赤茶色はガラス玉4個の菱形繋ぎ中心である。ガラス玉4個の格子状繋ぎは光緒元（1875）年の宜野湾御殿創設時製作と想定の御玉貫No.13と類似しており製作下限は19世紀後半と思われる。 曲刀使用の唐草模様と七宝繋紋は典型的な琉球の18～19世紀頃の沈金技法。基準事例として18世紀末の寛政年間に尾張徳川家献上の琉球楽器の牡丹唐草七宝繋紋が挙げられるが、琉球楽器の唐草紋より茎がか細く葉も痩せた図案である。琉球楽器の沈金仕様と比較すれば製作時期は19世紀前半以降と思われる。 ③文献・伝来等からの考察 津軽家旧蔵。昭和三年六月廿四・五日に『津軽家御旧蔵品　其他書画道具　展観入札』に掲載され出展されている。御玉貫と同じガラス玉の編み方や典型的な琉球沈金の仕様等から琉球製と思われ、薩摩藩からの要請で大名同士の贈答目的で製作されたものと思われる。 泉川寛道（慎克熙）筆の虎図と構図が類似。泉川寛道の生没年は不詳。兄の泉川寛英（慎思九）の生年から19世紀の人。兄と共に王府の絵師であった。類似した構図の虎図は複数有り。貝摺奉行所の工房絵師の定型の構図と思われる。 推定される製作年代 19世紀前半～19世紀後半 沈金の仕様から製作上限は19世紀前半と思われる。 19世紀の貝摺奉行所で定型化した虎図を図案としている。 製作の下限は宜野湾御殿の御玉貫No.13との類似性から近世琉球期末、薩摩藩からの要請で献上品を製作できる王府の機構が維持されていた明治12（1879）年以前と思われる。	鉛ガラス以外の材質 全て鉛ガラス 蓋の有無 地色 白色 法量 総高76 幅92.2 奥行38.8	白色・白色（半透明）・黄色・薄黄色・黒色・赤茶色・黄土色・青色 底裏の紋章等 所蔵等 浦添市美術館

古写真・絵図にみえる御玉貫・御玉垂の図像

No.	画像
11	 図版13 「錫製酒瓶御玉貫」 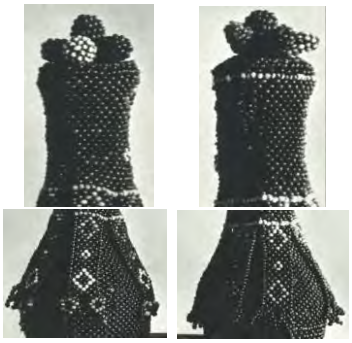 図版13-1 左右のガラス玉配色が違った蓋 頂部と蓋側面境界のガラス玉の明度が異なる。 蓋の房飾も左右配色が違っている。 ガラス玉４個繋ぎ。巴紋が編まれている。

撮影場所：中城御殿	撮影者：鎌倉芳太郎	
区分：　B	所蔵：沖縄県立芸術大学	

画像・伝来等からの情報

①ガラス玉の彩色
不明
②図案
蓋上部に苺状のつまみ（中央に1つ。周囲に四つか）。蓋上部のつまみの下方に廻線があるが、右側が明度の明るいガラス玉で、左側が明度が暗いガラス玉か廻線がない可能性もある。蓋側面に巴紋。房の付け根部に明度の明るいガラス玉で廻線。房はガラス玉4個に明度の明るい玉を巡らした大きなひし形図案とガラス玉1個に明度の明るい玉を巡らした小さなひし形図案を交互に配置。
身上部に巴紋。身胴部に廻線があり、下部に鋸歯模様。身と高台の接合部に明度の暗いガラス玉で廻線有りか。
高台図案は判別つかず。高台中央に小さいひし形模様と最下部に廻線有りか。
③編み方
ガラス玉4個を繋げて編んでいる。
④その他
下部の御菓子盆（台盆）は浮彫箔置牡丹唐草紋台。

No.	画像
12	 図版14 「錫製酒瓶御玉貫」 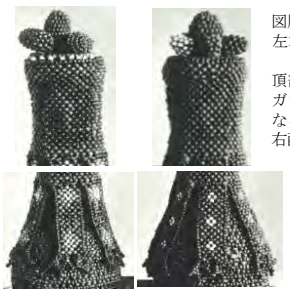 図版14-1 左右のガラス玉配色が違った蓋。 頂部と蓋側面境界のガラス玉の明度が異なる。蓋の房飾も左右配色が違っている。 図版14-2 蓋はガラス玉4個繋ぎ。 図版14-3 身は蓋飾に覆われ明確ではないが、ガラス玉6個繋ぎに見える。欠損してない部分でも瓶の素地が見える。6個繋ぎの御玉垂№2も同じように瓶素地が見える。

撮影場所：中城御殿	撮影者：鎌倉芳太郎	
区分：　身：A　蓋：B	所蔵：沖縄県立芸術大学	

画像・伝来等からの情報

①ガラス玉の彩色
不明。
②図案
蓋上部に苺状のつまみ（中央に一つ。周囲に五つか）。蓋上部のつまみの下方に廻線があるが、左側が明度が暗いガラス玉か廻線がない可能性もある。右側が明度の明るいガラス玉。
蓋側面に巴紋。房の付け根部に明度の暗いガラス玉で廻線有りか。房飾はガラス玉1個に明度の明るいガラス玉4個を廻らしたひし形を三つ連ねる。図案構成は類似しているが房飾の菱形紋も左右でガラス玉の明度が異なるため配色が異なると思われる。
身上部に巴紋。身胴部に廻線があり、下部に鋸歯模様。身と高台の接合部に明度の暗いガラス玉の廻線有りか。
高台図案は判別つかず。高台中央に小さいひし形模様と最下部に廻線有りか。
③編み方
蓋はガラス玉4個を繋げて編んでいるか。
身はガラス玉6個繋ぎで編んでいるようである。胴部は編みの密度が広く瓶素地が見える。御玉垂№2と類似している。
④その他
下部の御菓子盆（台盆）は朱塗沈金台盆。
胴部に編みが解かれガラス玉が欠損している部分有。
法量　総高32.5　胴径11.0　胴・高台接合部径8.2　底径9.8

No.	画像
13	 図版15 「錫製酒瓶御玉垂」 図版15-1 「御玉垂」の頂部 苺様の突起物装飾は欠損。芯部分らしき突起が残存。 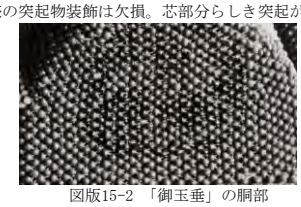 図版15-2 「御玉垂」の胴部 ガラス玉４個繋ぎで菱型に編まれている。胴部に変紋ではない巴紋が編まれている。

撮影場所：中城御殿	撮影者：鎌倉芳太郎	
区分：B	所蔵：沖縄県立芸術大学	

画像・伝来等からの考察

①ガラス玉の彩色
不明。
②図案
蓋房は明度の暗いガラス玉4個を明度が若干明るいガラス玉を廻らしひし形図案を連続させているか。房の両脇は明度の明るいガラス玉を継いでいる。鶴首部に明度の明るいガラス玉を外円とした円紋。円内部の模様は判別できない。身上部に変紋ではない巴紋。身胴下部に廻線。廻線下部に花弁のような図案。高台図案は判別つかず。最下部に廻線有りか。
③編み方
大部分はガラス玉4個を菱形に繋げて編んでいる。身胴下部の花弁のような図案部分に不定形な編み方がある。蓋は頂部の突起物が欠損していると思われる。
④その他
『混効験集』に「玉だれおむきよへん　美御前揃玉すきつる御瓶」とあり、「玉だれおむきよへん」とは、「玉だれ」はガラス玉が垂れた様子で、「おむきよへん」は、『混効験集』の別項目に「御瓶の惣名なり」とあるので、小瓶の敬語である。
「美御前揃玉すきつる御瓶」の「美御前揃」とは美御前揃道具の一つで、「玉すき」はガラス玉に糸を通した（貫いた）装飾を行った「つる御瓶」。つる瓶とは弓状の取っ手が付いた水差状の酒器のこと。鎌倉古写真に画像が残る中城御殿の「御玉垂」の形状と一致する。
法量　総高32.0※　胴径16.0か　幅8.6　高台高3.9　底径9.1
※画像に残る蓋・身の総高。蓋は頂部の突起物が欠損している可能性があり、本来の総高はさらに高かったと思われる。

No.	画像
14	 図版16 宜野湾御殿の「御玉貫」 図版16-1 宜野湾御殿の「御玉貫」と「錫製酒盃」・「御籠飯」 図版16-2 「御玉貫」の房飾・胴部 ガラス玉4個繋ぎで格子状に編まれている。

撮影場所：宜野湾御殿	撮影者：鎌倉芳太郎	
区分：C	所蔵：沖縄県立芸術大学	

画像・伝来等からの考察

①ガラス玉の彩色
「錫製の酒瓶を緑、黄、赤、藍、紫、白、黒の玉を糸に貫いてその胴部を包み、同様の玉で蓋を掛け」とある（鎌倉1982）。
鎌倉は紫色のガラス玉の使用を記録している。宜野湾御殿の創設時期と、同じく紫色のガラス玉が使用された伊是名銘苅家の御玉貫の下賜時期から、紫色のガラス玉使用の御玉貫は19世紀後半の特徴と思われる（稲福2011）。
②図案
蓋上部に苺状のつまみ（中央に一つ。周囲に五つか）。蓋側面の図案は不明瞭、房中央の明度の明るいガラス玉4個で菱形紋有り。
身上部の図案も不明瞭。身胴下部に明度の暗い廻線。身と高台の接合部に明度の明るい廻線有り。接合部の廻線から身胴部の廻線に届かない鋸歯模様有り。
高台中央に明度の明るいガラス玉（4個か）による菱形紋。最下部に明度の暗いガラス玉の廻線有りか。
③編み方
蓋側面・房飾・身上部・高台の編み方はガラス玉を縦横に格子状に編み隙間が大きく錫瓶素地が見える。この格子状の編み方は「朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏」（浦添市美術館所蔵）の編み方に類似している。
④その他
尚寅は光緒元（1875）年に宜野湾按司となり御殿家を創設。御殿家創設時に御玉貫を含めた三御飾道具が揃えられたとすれは製作上限は光緒元年となる。
法量　総高33.8　高台高5.8　底径11.2※
※底径について、鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第一巻では宜野湾御殿の御玉貫の底径に「19.2」とルビを振っているが原書を見ると11.2と書いていると思われる。

No.	画像	No.	画像
15	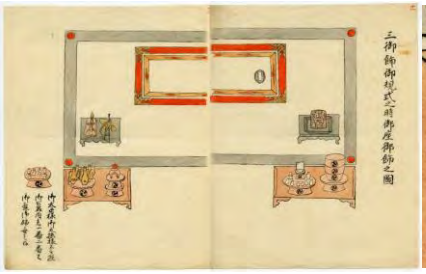 図版17　『図帳　當方』 三御飾御規式之時御座御飾之図 図版17-1　「御玉垂」と思われる酒器 朱漆の足付盆（御菓子盆）の上に四基の暖色系で足付盆より赤味が薄い地色の酒器が載っている。 蓋は中心の円の周囲に複数の円が描かれ、御玉貫の苺様の突起物に類似した描写となっている。	16	 図版18 図版19 図版20 図版21 図版18-1 図示された御玉貫拡大画像 画像は図版17の「御玉貫」画像を拡大。緑地に蓋（玉かぶり）付の御玉貫を図示している。 蓋は現存の御玉貫と同じく苺様の突起物が集まった形状となっている。
	史料名：『圖帳 當方』 「三御飾御規式之時御座御飾之図」	記録製作者：首里王府　當方	史料名：『御葬具圖帳一冊』（尚家文書）	記録製作者：首里王府
	区分：編み方に関する描写無し	所蔵：沖縄県立芸術大学	区分：編み方に関する描写無し	所蔵：那覇市歴史博物館
	画像・伝来等からの考察		画像・伝来等からの考察	
	①ガラス玉の彩色 黄色地と思われる表現で鎌倉古写真にある御玉垂と思われる酒器が図示されている。 ・御菓子盆は現存資料があり、朱漆であることが分かっている。 ・御玉垂と思われる酒器は御菓子盆の色味より赤味が薄く黄味に近い暖色系の彩色で表現されていることから黄色地の酒器を図示していると思われる。 ②史料に記載された関連事項 ・王府が祭祀儀礼を挙行する時の運営マニュアルである『圖帳　當方』所収の「三御飾御規式之時御座御飾之図」の左側下方に朱漆卓の上に御菓子盆に載せられている。 ・水差の蓋頂部の描写が花弁のような表現となっている。御玉貫の頂部の蓮華様の塊の装飾を模して図示していると思われる。 ・『混効験集』に「玉だれおむきよへん　美御前揃玉すきつる御瓶」とあり、中城御殿にあった御玉垂や本絵図の描写と一致すると思われる。 本史料の作成年代は不明。但し類似の祭祀儀礼の準備に関する記録である『圖帳　勢頭方』の作成年代については、道光19（1839）年に勢頭方の『圖帳』が切爛により書き替えたとある。文書の劣化により書き替えているが、原書の作成はさらに遡ると思われる。同じように當方の『圖帳』も鎌倉が筆写した文書は道光19年頃の筆写と思われる。書写された旧『圖帳』の成立年代はさらに遡ると思われる。 18世紀初頭編纂の『琉球国由来記』にも先代の『圖帳』らしき記録を基にしているという記述があることから、王府の祭祀儀礼の次第や手順の多くは18世紀中には定例化していたものと思われる。		①ガラス玉の彩色 御玉貫の地色は緑色で図示されている。 ②史料に記載された関連事項 上記、画像全て『御葬具圖帳一冊』に図示されていた。 図版18は表題が「御前卓御飾之圖」と題されている。 現在、外庭と呼ばれる空間に仮設された仮小屋内、中門前に設置された祭壇。御神位の右側に御籠飯、左側に緑地に蓋（玉かぶり）付きの御玉貫がそれぞれ台盆に載せられ捧げられている。御神位の前には美御前揃道具にある金杯と銀杯台一式と思われる道具もある。また御鎖（金の錠前鍵）、足付盆・台盆を二重に載せた上に天目茶碗が天目台に蓋付きで載せられている。 図版19も表題が「御前卓御飾之圖」と題されている。 図版18と表題が同じ別図。祭祀道具の配置はほぼ同じだが、御鎖が無くなっている。祭祀の中で違う場面について図示しているものと思われる。 図版20は「御墓御門閉御前卓御飾之圖」と題されている。 美御前揃道具にある金杯一式を中心に右に御籠飯、左に緑地に蓋（玉かぶり）付きの御玉貫がそれぞれ台盆の載せられ捧げられている。 図版21は「御塚屋御前卓御飾之圖」と題されている。 煙草盆を中心に右に御籠飯、左に緑地に蓋（玉かぶり）付きの「御玉貫が台盆の載せられ捧げられている。煙草盆後方に美御前揃道具にある金杯一式が捧げられている。 本史料は尚泰王葬儀時の道具を記録した絵図資料である。	

No.	画像	No.	画像
17	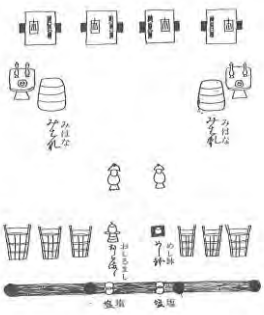 図版22　『稲之二御祭公事』 「西之御殿御飾」 図版22-1　御玉貫・御籠飯・盃 「みはな」を入れた御籠飯と「御五水」（酒）を入れた御玉貫。御玉貫の前に盃の描写。御玉貫の蓋は蓮華様に区分けされた描写となっていない。記録にも「御玉貫二対」とあり蓋について具体的な記述は無い。盃は、「盃ニツ台共」と数量や台が付されていることがまで細かく指示が記録されており絵図にも描写されている。 図版22-2　天目茶碗 「御手目壱対ふた下添共」とあり天目茶碗に天目台と蓋を揃いで用意することが具体的に記述している。	15	
	史料名：『稲之二御祭公事』「西之御殿御飾」	記録製作者：首里王府　勢頭方	史料名：	記録製作者：
	区分：編み方に関する描写無し	所蔵等：沖縄県立芸術大学	区分：編み方に関する描写無し	所蔵等：
	画像・伝来等からの考察		画像・伝来等からの考察	
	①ガラス玉の彩色 史料に彩色が施されておらず不明。記録にも彩色に関する記述無し。 ②史料に記載された関連事項 ・大台所役人より「みはな壱対・御五水弐対・塩四俵・神酒三荷幷おしるまし」を用意するとある。 ・御道具当より「御小飯壱対・御玉貫二対・盃ニツ台共」、「御手作壱ツ下添共。御手目壱対ふた下添共。黄塗折壱対。食鉢壱ツ」を用意するとある。 ・大台所役人より調達のみはな（花米）一対、御五水（酒）二対と御道具当より調達の御小飯（御籠飯・円形ニ段食籠）一対と御玉貫二対は供物と道具の数量が一致し、絵図に描写されている御籠飯と御玉貫と思われる器物の数量とも一致する。 ・御玉貫は「御玉貫一対」とあり蓋に関する記述がなく、絵図にも御玉貫の蓋の特徴である頂部の蓮華様の飾がない蓋の描写となっている。 ・御玉貫の前に用意される盃は「盃二ツ台共」と台を一緒に用意することが明記され絵図にも描写がある。天目茶碗も「御手目壱対ふた下添共」とあり、天目茶碗に天目台・蓋を付けることを明記している。付属物が必要な道具の準備に対して具体的な記述があるが御玉貫には蓋（玉かぶり）の準備に関する記述が無いことから房飾を付した「玉かぶり」と記述される豪華な蓋は使用していなかった可能性がある。 ・本史料は嘉慶7（1802）年に作成され、道光6（1826）年に「字面不相見」、同治4（1865）年に「御双紙切爛」による劣化から書き換えられたとある。鎌倉が筆写したのは同治4年の記録である。原書はさらに遡ると思われる。			

御玉貫部位法量比較

区分	資料名	総高	身高	口径	胴径	胴・高台接合部径	高台高	底径	所蔵等
A	№1緑地御玉貫一対	32.0	27.4～27.5	5.45	10.3～10.5	7.5～7.7	4.3	9.85	名嘉家（伊是名）
A	№2御玉貫（小）	31.7※	27.4	5.4	11.2	7.7	4.3	9.7	那覇市歴史博物館 尚家資料
A	№12錫製酒瓶御玉貫	32.5※	未計測	未計測	11.0	8.2	未計測	9.8	中城御殿 鎌倉ノートより採録
B	№3御玉貫	蓋欠	26.6～26.8	5.1～5.2	10.6～10.9	8.0～8.1	3.8～4.1	10.2	沖縄美ら島財団
B	№4緑地巴紋御玉貫	蓋欠	27.5	4.97	11.0	7.4～7.5	4.5	9.57	浦添市美術館 與那覇御殿伝来
B	№5玉貫錫瓶	蓋欠	28.6	5.3	10.7	7.7	4.5	10.4	沖縄県立博物館・美術館 美里御殿伝来
B	№6錫製五色玉瓶子	蓋欠	27.0～27.2	5.2	10.27～10.3	7.2	5.1	10.4	沖縄県立博物館・美術館
B	№7御玉貫（大）	35.4※	30.7	5.4	11.5	7.7	5.6	11.2	那覇市歴史博物館 尚家資料
B	№8黄色地巴紋御玉貫一対	35.5	30.1	5.4～5.5	11.5～11.6	8.2	4.5～4.7	12.2	銘苅家（伊是名）
C	№14御玉貫（宜野湾御殿）	33.8	未計測	未計測	未計測	未計測	5.8	11.2	宜野湾御殿 鎌倉ノートより採録
B	№9御玉貫	33.2～33.9	28.4	5.9～6.0	9.5～9.7	7.0	5.8	12.0	個人蔵 九州国立博物館寄託

凡例
法量は原則『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』記載の御玉貫の計測数値としたが、筆者が直接計測した数値や所蔵機関から提供して頂き掲載した数値も含まれる。
御玉貫№12・14の法量は鎌倉ノートの記録より採録した。未計測とあるのは鎌倉ノートに計測値が記録されていなかったためである。
※蓋付の御玉貫の内№2・7・14の総高計測値は後世に別の蓋に入れ替わっている可能性が高くオリジナルの蓋が残る御玉貫№1・8・14を合わせた比較考察は考慮して行う必要がある。

御玉貫・御玉垂の製作推定年代順一覧

区分	資料名	16世紀	17世紀	18世紀	19世紀	製作推定年代	編み方	ガラス玉 色彩の特徴	身法量の比較	資料の状態	製作年代の根拠等
A	No.1緑地御玉貫一対	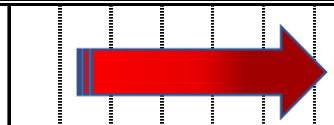				16世紀後半～ 18世紀初頭	蓋側面：6個繋ぎ 胴：6個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：**青色透明・濃緑色・薄緑色・青色** 黒色・白色・乳白色・黄色・赤色	身高27.4～5 口径5.45 胴径10.3～5 底径9.85	現存	奄美伝来のタマハベルと同じガラス玉6個繋ぎ。製作技術は古琉球期由来。
A	No.2御玉貫（小）身	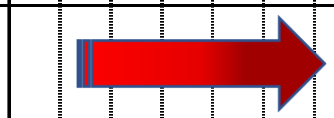				16世紀後半～ 18世紀初頭	蓋側面：6個繋ぎ 胴：6個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：**緑色・青緑色・水色** 透明・黄色・赤色・白色・黒色	身高27.4 口径5.4 胴径11.2 底径9.7	現存	蓋は製作年代別 奄美伝来のタマハベルと同じガラス玉6個繋ぎ。製作技術は古琉球期由来。
A	参考1 タマハベル （玉ホベル）	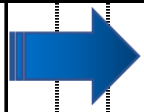				16世紀～ 17世紀初頭	本体：おおよそ6個繋ぎ	地色：**青色・水色・緑色** 赤色・黄色・黒色。水晶玉（透明）・勾玉（黒色）		現存	奄美伝来、島津の琉球侵攻以前に王府より下賜と思われる。
A	No.12錫製酒瓶御玉貫身					16世紀後半～ 18世紀初頭	胴：6個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	不明 不明	身高未計測 胴径11.0 底径9.8	古写真 中城御殿旧蔵	蓋は製作年代別 奄美伝来のタマハベルと同じガラス玉6個繋ぎ。製作技術は古琉球期由来。
B	No.3御玉貫（身のみ）		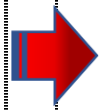			17世紀中期	胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：**薄緑色・青色・緑色・水色** 黒色・赤色・黄色・乳白色・白色	身高26.6～8 口径5.1～2 胴径10.6～9 底径10.2	現存	蓋欠 琉球寄進（1649・53）の日光東照宮の「玉灯籠」のガラス玉の形状・色調が類似。
B	No.4緑地巴紋御玉貫（身のみ）			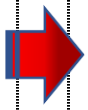		製作上限 17世紀後半 （1671） 製作下限 19世紀後半	胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：**青色・濃緑色・薄緑色** 透明・白色・乳白色・黄色・赤色	身高27.5 口径4.97 胴径11.0 底径9.57	現存	蓋欠 宜野湾王子朝義、宜野湾御殿創設時（1671）下賜か（製作推定上限が有力）。
B	No.5玉貫錫瓶（身のみ）			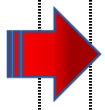		製作上限 1690年代～1711年以前 製作下限 18世紀半ば頃か	胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：**緑色透明・緑色・青緑色・青色・水色** 乳白色・透明・白色・黒色・黄色・赤色	身高28.6 口径5.3 胴径10.7 底径10.4	現存	蓋欠 美里王子朝禎（1682～1711）、美里御殿創設時に製作か（製作推定上限が有力）。
B	No.10黒漆螺鈿采配（三ツ巴紋御玉貫の蓋付					17世紀後半～18世紀中期	蓋側面：4個繋ぎ	地色：**緑色（半透明）・薄緑色（半透明）** 黄色（不透明）・赤色（半透明）・白色（不透明）・黒色		現存	蓋のみ。身欠。
B	No.6錫製五色玉瓶子（身のみ）				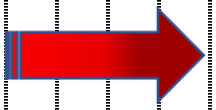	18世紀中期以降	胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：緑色・青緑色 №3～5より青～緑色のばらつき無し 白色・乳白色・黒色・黄色・赤色	身高27.0～2 口径5.2 胴径10.27～3 底径10.4	現存	蓋欠
B	No.12錫製酒瓶御玉貫蓋					17世紀中期～19世紀後半	蓋側面：4個繋ぎ	不明 不明		古写真 中城御殿旧蔵	身は製作年代別 Bタイプ（4個繋ぎ）のため17世紀中期以降。ガラス玉配色不明のため下限不明。近世琉球末期か。

B	No.12錫製酒瓶御玉垂	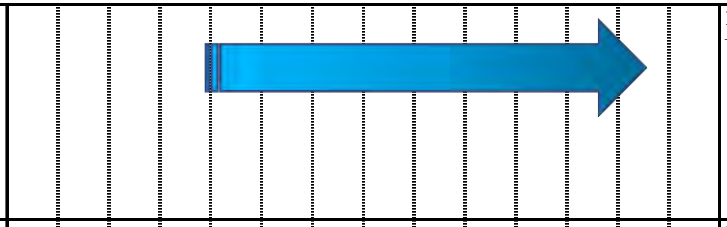	17世紀中期～19世紀後半	蓋側面：4個繋ぎ 胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	不明 不明	総高32.0 胴径16.0 底径9.1	古写真 中城御殿旧蔵	『混効験集』（18世紀初頭編纂）に御玉垂に関する記述有り。 Bタイプ（4個繋ぎ）のため17世紀中期以降。ガラス玉配色不明のため下限不明。少なくとも近世琉球末期か。
B	No.7御玉貫（大）身	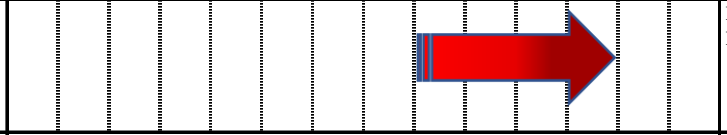	18世紀中期～19世紀前半	胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：黄色 赤色・緑色・水色・青色・白色・黒色・透明	身高30.7 口径5.4 胴径11.5 底径11.2	現存	蓋は製作年代別
B	No.8黄色地巴紋御玉貫一対	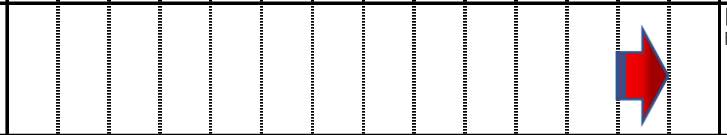	同治9（1870）年頃	蓋側面：4個繋ぎ 胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：黄色 水色・紫色・黒色・緑色・赤色・白色	身高30.1 口径5.4～5 胴径11.5～6 底径12.2	現存	同治9（1870）年、王府より銘苅家下賜。 下賜時期が明確なため、基準資料と位置付けられる。
B	No.2御玉貫（小）蓋	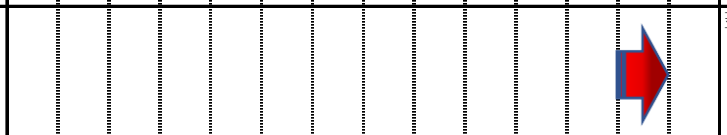	蓋：19世紀後半	蓋側面：4個繋ぎ	地色：緑色 黄色・黒色・紫色・赤色		現存	身は製作年代別 基準資料のNo.8・No.13と同じ紫色のガラス玉が使用されている。
B	No.7御玉貫（大）蓋	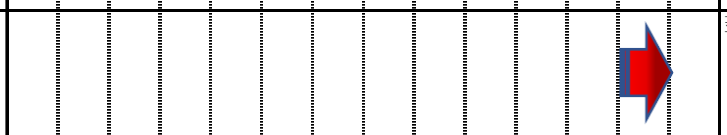	蓋：19世紀後半	蓋側面：4個繋ぎ	地色：緑色 黄色・赤色・白色・紫色・水色		現存	身は製作年代別 基準資料のNo.8・No.13と同じ紫色のガラス玉が使用されている。
C	参考2 朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏	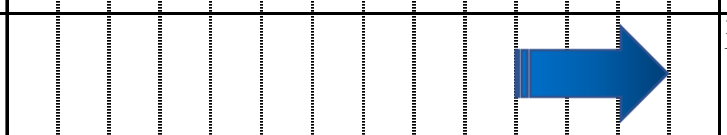	19世紀前半～19世紀後半	格子状4個繋ぎ	白色・白色（半透明） 黄色・薄黄色・黒色・赤茶色・黄土色・青色		現存	津軽家旧蔵 図案の虎図が王府の工房絵師の図案と類似。 木枠の沈金が18～19世紀の琉球沈金の典型例
C	No.14御玉貫（宜野湾御殿）	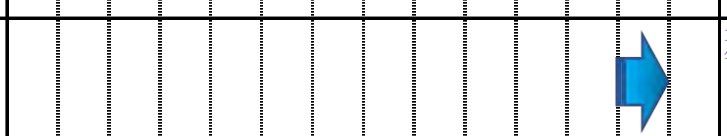	光緒元（1875）年頃	格子状4個繋ぎ	緑色・黄色・赤色・藍色・紫色・白色・黒色（鎌倉芳太郎の記録による。配色は不明）	身高未計測 底径11.2	古写真 宜野湾御殿旧蔵	尚寅の光緒元（1875）年、宜野湾御殿創設時製作か。 製作時期が絞れるため基準資料と位置付けられる。
B	No.9御玉貫	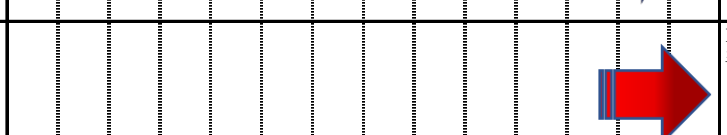	19世紀中期～後半	蓋側面：4個繋ぎ 胴：4個繋ぎ 高台：4個繋ぎ	地色：緑色 緑色・紫色・黄色・赤色・黒色・白色	身高28.4 口径5.9～6 胴径9.5～7 底径12.0	現存	個人蔵 九州国立博物館寄託

凡例　表1：現存する御玉貫からみた製作年代の変遷（暫定）及び表2：古写真・絵図にみえる御玉貫等の図案で行った考察を元に御玉貫・御玉垂の製作推定年代順に一覧にまとめてみた。

・現存資料の推定製作年代について ➡ で示した。参考事例とした琉球関係のガラス玉製品は ➡ で示した。古写真に画像が残る資料は配色等が不明であるが、ガラス玉の編み方や鎌倉芳太郎の記録等で考察が可能な資料だけ製作年代を推定し ➡ で示した。

・No.11錫製酒瓶御玉貫は、鎌倉芳太郎撮影の古写真であり、ガラス玉の配色等の検討が困難である。左右の蓋の図案構成は相違しており、元は別の組み合わせだったと思われる。また身とも本来の組み合わせでないことから、製作年代の考察が難しいため本表では、比較検討の対象から外している。

第四章　近世期に琉球国へ導入された工芸品の製作技術

はじめに

国王出御の美御前揃三御飾御規式等のような祭祀儀礼時に飾る道具類の製作には、琉球国外からの工芸技術の導入や、原材料の輸入が不可欠であった。

進貢貿易による清朝から琉球への輸入品には、これまで研究対象の主となっていた生糸・薬種だけでなく、紙製品や漆器・染織品の製作に必要な鉱物顔料もあり、中国漆器等の工芸品自体の輸入も多くあった。薩摩から調達した輸出品も銀だけでなく海産物等、様々な品目があった。このような琉球を介在して清朝と日本・薩摩の物品が交易されていたことは多くの研究で明らかになっている。

この進貢貿易の中で、移動するのは物品だけでなく工芸品等の無形の製作技術もそうであった。琉球への工芸技術の導入については、これまでも個々の工芸分野の研究で個別に文献史料の記録が紹介されているが、本章では個々の工芸技術の導入に関する事例を横断し、できるだけ網羅的に取り挙げ、琉球国の工芸技術の導入に関する全体的な傾向を分析して王府の祭祀儀礼道具製作に与えた影響について考察してみたい[1]。

第一節　中国・日本より導入された工芸製作技術に関する事例

琉球国における工芸技術の導入に関する記事は、『琉球国由来記』（以下、『由来記』と略す。）巻四技術門という項目を中心に纏まった記事があり、王府の正史である『球陽』にも記録されている。また工芸技術導入に携わった人物の家譜史料にも、導入時の経緯が分かる記録が記述されている場合がある。このような工芸技術導入に関する関連記事から導入時期や、携わった人物について一覧にしてみた（表１『琉球国由来記』・『球陽』・『家譜』等にみえる工芸製作技術の伝播に関する事項一覧）。

これらの史料にみえる工芸技術の導入事例は、52 項目 79 事例であり、例えば漆工芸では貝摺（螺鈿）技法や漆器の導入事例等があり、絵画では絵師の留学事例、窯業では中国より移住した瓦工、薩摩経由で移住してきた朝鮮陶工の事例、製紙では紙漉技術の導入や国内での技術開発の事例等があった。金工品では移住した中国人により導入された御玉貫、薩摩に派遣された職人が伝授した金細工の導入事例、織物は糸綿のように日本国内からの移住者が導入した事例、琉球人が中国で製法を学んで導入した事例等、分野によっては同じ技術でも日本国内、中国等、導入した地域は複数あり、時期も複数、断続的にあった。このような伝播してきた状況を整理した一覧表から読み取り、工芸技術の導入の傾向を紹介してみたい。

第一項　中国から琉球へ導入された工芸技術の事例

中国から琉球へ技術の導入が図られた事例は最も多く 31 件あり、全体の約 40%を占めた。ただし『由来記』巻四技術門の記録をみると「畳刺・簾細工・皮細工・組物細工・貫物細工・鼓張・糸組」は、「当国、此七工、何世代為初哉、不可考。従中古有来歟、通中華以後始乎。」とあり、この 7 件の事例については導入の時期や携わった人物が不明である。『由来記』（康熙 52（1713）年）編纂の 18 世紀初頭に具体的な記録・伝承が残っておらず、このような記述になったのであろう。類似の記述がされた事例は、彫物、織の 2 件があり、全て『由来記』の記録である。また『球陽』附巻尚寧王三一年条に盛元竜が綿の製法を久米島に伝えた記録の中で、年代不明であるが「堂之大親」という人物が中華より治蚕織紬を伝授したという伝承を掲載している。このように技術導入が中国由来とした 31 件中、9 件は具体的な記述が無く、1 件は年代不明で携わった人物についても判然としない記述で、導入した人物の名前や年代等がある程度具体的な事例は 21 件であったことを留意する必要があると思われる。

第二項　日本・薩摩から琉球へ導入された工芸技術の事例

次に日本・薩摩経路で工芸技術の導入が図られた事例は 16 件あった。これは全体の約 20%程度である。内容の特徴をみると、導入時期や導入に携わった人物が記録された事例が多い。年代不明な事例でも、鞍打の場合、『由来記』巻四技術門に「近世、牧志親雲上小大良、鞍之制法傳授、而作之。其後荒木拾左衛門制作之鞍、従薩州御手本下。」とあり、轆轤の場合、『由来記』巻四技術門に轆轤を導入した安里掟は「原隅州国分之人、鮫島六良兵衛。」と具体的な記述となっている。中国由来の技術導入の事例に較べて半分程度だが、中国由来で具体的な記述がある事例が 21 件で、具体的な記述がある日本・薩摩由来事例の割合は中国由来事例より若干少ない程度といえる。

第三項　日本・薩摩と中国の双方から琉球へ導入された工芸技術の事例

日本・薩摩と中国の双方から琉球へ技術を導入した事例は 4 件ある。『由来記』巻三財器門にある漆器の項には「当国、往昔、漆器始、不可考。用和漢之制器者歟。」とあり、画工は『由来記』巻四技術門に「当国絵師、往昔有之歟。従中古、入唐、或入倭。雖傳授、人員未詳。」と記述されており、具体的な記述は無いが日本・中国双方から技術が伝播したであろうことを 18 世紀初頭の『由来記』を編纂した琉球の史官達は示唆している。残り 2 件は時期と人物が明確であり、乾隆 6（1741）年に鉄錠・銅条の技術を導入した竇洪勲も中国・日本に渡って鉄錠・銅条や鉄銅を熟鋳する法を学んだ[2]。画工の呉著温の場合、乾隆 35（1770）年に中国へ進貢使節の一員として北京まで派遣され、業務を遂行しながら旅中、中国の風景を描いていたようである。また滞在中に

費用は自分持ちでよいので現地で師匠について稽古を行いたいと王府に訴えている。中国帰国後、今度は世子尚哲につき、薩摩上国時にも国用に使える絵を描いていた[3]。

第四項　琉球で培われた工芸技術の事例

記録された事例に他地域からの導入の記述が無く、琉球で培われた若しくは王府が琉球で培われたと認識していた工芸技術は 8 件あった。まず蕉布であるが琉球国成立以前から使用されていた繊維植物である可能性が高く、他地域の蕉布の製作の影響を受けずに独自に人衣として使用が拡がった可能性は充分ありうると思われる。

製紙法自体は、他地域より導入されたものだが、『球陽』尚益王三年条（康熙 51（1712）年）で「那覇翁能哲富村親雲上盛友、奉命到久米島、令彼人民用桑樹・榕樹・宇祖古樹等、製造楮紙。」とあり、桑や榕樹、宇祖古樹等で楮紙を製紙する技術を久米島の島民に教えたとあり、島にある樹木を利用し製紙法を工夫したと言えるのではないだろうか。『球陽』尚敬王六年条の記述にある康熙 56（1717）年に欽兆鳳・房弘徳・査王蚕が芭蕉紙を開発し、翌康熙 57（1718）年に王府より銀子二百両を賜い山川に造紙所を設けた事例も、琉球の風土にあった製紙技術の開発といえる。さらに房弘徳は、雍正 2（1724）年に色半紙・広紙、同 4（1726）年に奉書紙・高檀紙・百田紙、同 7（1729）年に藁紙の製造を行ったとある。乾隆 30（1765）年に揚顯烈の家譜には薩摩で購入した唐紙が船の遭難で濡れて使用できなくなり、琉球国内で紙に塗飾の原料を採取して製作し、翌年には印金紙・緞子紙も開発したとあり、首里城御書院・御鎖之間・南風御殿（南殿）と御在番所・那覇里主館に使用したとある。ここで言う「唐紙」とは、和建築で内装壁に使用する「から紙」のことだと思われるが、薩摩から輸入できなくなった事情から、他地域に人員を派遣して製法を学習して導入するのではなく、急遽国内の材料と技術で製作したということであろう。さらに製作の出来栄えも良かったらしく、以後他国からの購入は止まったと記述されている[4]。

乾隆 54（1715）年には芭蕉紙等の製紙開発にも尽力した房弘徳が自ら工夫して始めて異製の堆錦塗を行ったとある[5]。現在でも堆錦技法は琉球漆器の代表的な技法としてよく紹介されるが、明の隆慶年間（1567～72）に黄大成が著し、天啓 5（1625）年に揚明が序と註を付した『髹飾録』にも堆錦に近い技法はあるため、この記述には疑問も残る[6]。「から紙」と同じく中国に技術者を派遣することはなく技法を製作できるようになったか、記録に残っていない技術導入があったということではないだろうか[7]。

石硯も同じ事が考えられ、康熙 53（1714）年に若狭町村の平好仁が国頭等に行き、石を山中より採取して始めて硯を造るとあるが[8]、文字で書く道具として硯は 18 世紀以前から当然琉球に伝来していたと思われるので、これも他地域で製作技術を学習することなく国内で製作できるようになったということだと思われる。

第五項　琉球に定着した工芸技術が薩摩へ導入された事例

琉球に定着した工芸技術が薩摩へ導入された事例は 1 件で、乾隆 39（1774）年に薩摩藩が琉球へ漆職人の派遣を依頼し、工房まで用意する計画であった[9]。ただし、薩摩藩側は工房の準備をしなかったため、漆器製作ができず製作に伴う人件費が支払われないことから、派遣された琉球の漆職人から薩摩藩へ苦情を申し立てている。そのため薩摩でどれだけ琉球の漆工芸技術が伝播し漆器製作が行われたかは不明である[10]。『球陽』には漆職人は三年滞在したとあるが[11]、薩摩において琉球人職人を召し出し漆器産業を起そうとした計画はあまり上手くいかなかったものと思われる。ただ文献史料から窺い知れる琉球より薩摩への工芸技術の伝播は漆工製作に関する記録しかないが、元禄の薩摩国絵図に琉球の顔料使用と同じ鉛白が使用されている。記録に表れない技術伝播はあった可能性がある（第五章の註（26））。

逆に琉球に定着した工芸技術が中国へ導入された事例は確認できない。

第六項　工芸技術の導入経路が不明な事例

導入経路が不明な工芸技術の記録は 19 件ある。この中で、工芸技術が琉球に導入された経緯自体、不明な事例が 10 件ある。例えば木匠・鍛冶・石工は『由来記』巻四技術門に「当国、此工、従天孫氏有来琉球也」とあり具体的な記述が無く、『由来記』編纂時点で、具体的な導入の記録や伝承が残っていなかったのであろう。残り 9 件について例えば表具師の場合、『由来記』巻四技術門に「順治年間、中城筑登之親雲上（尚氏金武王子朝貞奉公人）ト云表具師有ルナリ)」とあり、工芸技術者がいた年代や、姓名は記述されているが、技術をどこで学習したか記述がない。

三味線については、『由来記』巻四技術門に「当国、此細工、従前代有来也。中古、南風原云人、三味線造善工也（年代不詳)。知念爾也、叙筑登之座敷。公工為主取也。」とあり、琉球の三味線の形状から中国の三絃の影響が強いと考えられるが、『由来記』編纂時点で三味線製作の技術の導入経路は不明という認識であったようである。

第二章で触れた八巻冠の製法も、『球陽』の記述から王府で製作技法の存在が認識されたのが 17 世紀初頭だったことは分かるが、これも導入経路について文献史料の記録からは不明である。八巻冠の後頭部は薄い木板をずらしながら製作するので曲輪及び捲胎に近い技法であることから漆器の木地製作技術の応用と考えられる。東南アジアで竹を使った捲胎漆器の事例があるが、八巻冠や琉球の捲胎漆器の木地は針葉樹系の薄い木材を使用している。中国漆器にも同じような事例があることから、文献史料の記録からは追えないが中国から技術伝播した可能性が高いものと思われる。このように『由来記』・『球陽』編纂の時期に導入の記録や伝承が残っていないため、文献史料の考察だけでは限界がある。そのため第二章の円形二段食籠や、第三章の御玉貫・御

玉垂のように琉球で製作された類似の道具自体を比較検討する必要があると思われる。

第二節　工芸製作技術の導入に関する傾向と特徴

文献史料に記録がある工芸技術導入事例を整理してみたが、さらに琉球国が中国や日本を中心とした諸外国から工芸技術を導入した傾向と特徴をみると、第一に導入時期について『由来記』編纂時期に既に記録や伝承が少なく、時期が正確に伝わっていない事例が 31 件、その多くは 17 世紀以前に伝播したものと思われ、具体的な時期の記録がある事例では、17 世紀が最も多く 27 件、18 世紀が 20 件で 18 世紀前半 13 件、後半 7 件、19 世紀は 1 件だけとなっており、近世琉球末期になるほど導入の記録は少ないことである。古琉球期の導入時期がほとんど明確ではない点は、『由来記』編纂の時期と編纂に関係する当時の文字記録の保存状況に起因する問題があり、古琉球期に工芸技術の導入がなかった訳ではない。

17 世紀の導入事例が多いのは、『由来記』の編纂が康熙 52（1713）年であることから直前の時期の記録が多く残っていたという理由もあると思われる。それでは具体的な記述は無いが古琉球期の工芸品製作技術の導入の動向から考察してみる（表 2 首里王府の工芸製作関係部署の奉行就任記録)。

首里王府の工芸関係の業務を行う組織の記録は『由来記』巻二官爵位階職之事にあり、各奉行所の事務分掌や統廃合の歴史等が記述されている。その中で各奉行所とも創設時期は、「自何御代始哉、不可考乎」、「自何御代為始哉、未詳」等の表記となっている。『由来記』編纂の康熙 52（1713）年段階で創設時期の記録や伝承は途絶え、正確に伝わっていなかったようだ。そのため『由来記』を編纂した史官達は、各奉行所の記事の説明のため 17 世紀後半に王府が士農分離を確定させるため行った家譜編纂事業で纏められた諸家の家譜記録を根拠として最も遡れる古い「奉行」就任記録を『由来記』の記事に採用したと思われる。従って『由来記』の記事は、組織としての各「奉行所」の創設時期ではないことが分かる。最も古い奉行就任が石奉行・木奉行の嘉靖 41（1562）年で、鍛冶奉行、瓦奉行、金奉行、貝摺奉行、螺赤頭奉行の就任記録が萬暦年間（1573～1619）の間となっており、16 世紀中期から 17 世紀前半には各奉行所とも奉行を長官とする王府内の機構として整備され常設化していたと思われる。そのため各奉行所の創設時期は、16 世紀中期以前に遡り順次整備されていたといえる。

『由来記』の記述と、編纂の背景から古琉球期の工芸製作技術の体制について考察してみたが、現存資料からみても第二章の円形二段食籠は、沈金仕様等の考察から製作年代は古琉球期に遡るし、第三章の御玉貫は、薩摩側の記録あることや、薩摩の琉球侵攻以前に王府より奄美の神女に下賜されたと考えられる「玉ハベル」とガラス玉の編み方が共通するという特徴から、これも古琉球期に製作年代を遡ることができる。王府の史書編纂事業で、17 世紀以前の記録を追えないだけで、実物資料からも古琉球

期に祭祀儀礼道具を含めた工芸品の製作体制は整備されていたものと思われる。

それでは、王府が 16 世紀中期以前、何時頃から国内で工芸品等の製作工房を管理する体制を整え出したのであろうか。

首里城跡で出土した祭祀儀礼道具と思われる遺物から類推してみると、二階御殿跡の石畳で舗装された下の造成土から 14 世紀後半から 15 世紀前半頃に一括して廃棄されたと考えられる元・明代の青花・青磁の大型壺・盤、ベトナム産陶磁、タイ産褐釉陶器や天目茶碗、玉、銭貨、金属製品が大量に出土している[12]。

京の内からは、元末明初の中国の染付、青磁、赤釉の水差や、ベトナムの染付、備前焼等、様々な地域の陶磁器・陶器、鼎形香炉や、鎧立物、中国貨銭、琉球貨銭（世高通宝）等の金工品、朱漆の塗膜片等も出土している。遺物は火災痕があり、ほぼ同じ場所に一括で出土している[13]。火災の推定年代は、景泰 4（1453）年の志魯・布里の乱を上限とし、『明実録』に記録がある天順 3（1459）年の火災を下限とし、後者の可能性が高いと指摘されている[14]。

二階御殿とは、近世琉球期の建物の呼称で古琉球期の二階御殿地区が、どのような用途・名称の建物だったか不明だが、正殿後方、南東側であることから後宮である御内原に位置付けられる建物であったと思われる。京の内は正殿南西側の聖域であり祭祀儀礼空間である。聖域である京の内や後宮である二階御殿は、首里城跡の南側にあり、正殿も国王玉座である御差床が中央になったのは、蔡温の改革が行われた 18 世紀前半であり、それ以前の古琉球期の首里城は南側優位の論理があった[15]。

そのため京の内・二階御殿の出土遺物は、進貢貿易で国外から得られた産物であるが、中継貿易で東南アジア・日本に転売する交易品を集積したものではなく、神への奉納物や祭祀儀礼道具であったと思われる。

京の内の陶磁器・陶器は奉納物・祭祀儀礼道具双方の可能性があり、朱漆の塗膜片も元の形状が不明なため双方の可能性があると思われる。金工品の鼎形香炉は祭祀儀礼道具と思われるが、兜立物[16]、中国貨銭、琉球貨銭（世高通宝）等は奉納物であったのではないだろうか。これらの陶器・陶磁器は中国・東南アジア・日本の産物で、金工品は中国産を中心としながら、琉球の貨幣や琉球製の可能性のある鎧立物も含まれている。朱漆の塗膜片も第四章（表 4-2-2№11）で後述するが琉球製の可能性もある。

二階御殿跡の中国陶磁や天目茶碗は、王府が首里城正殿若しくは後宮である御内原等の城内で行った共飲儀礼に使用された道具だった可能性がある。

奉納物と思われる物品の一部には琉球製の貨幣や、その可能性のある鎧立物や漆の塗膜片等が含まれているが、祭祀儀礼の際の共飲儀礼のための酒器等の道具は、少なくとも 15 世紀中期までは中国を中心とした舶来の輸入物品を使用していたのではないだろか。そして、この遺物が出土した二階御殿跡、京の内周辺で保管しており、火災等でやむなく保管場所近くでそのまま廃棄されたものであれば、この時期の祭祀儀礼

道具は女神官勢力が中心となって祭祀での運用と保管管理をしていた可能性が高い。女神官が祭祀儀礼道具の運用と保管管理していたことは、第三章で明らかにした通り、名嘉家に伝来した「御玉貫」の事例や、近世琉球期の『女官御双紙』等の記録から伊平屋阿母加那志や宮古大阿母・八重山大阿母が御玉貫等の祭祀儀礼道具を保管・管理していたことからも窺い知ることができる。

琉球では 14 世紀後半より久米村を中心とした中国渡来系の移住者が様々な技術をもたらしており、元より工芸技術の導入が 15 世紀中期まで皆無であったということではないが、例えば実用的な金属製品やグスクの石牆を積み上げる石造技術等の幾つかの技術を除き、明確な始期は不明だが古琉球期末の 15 世紀後半より 16 世紀前半頃から琉球国内で祭祀儀礼道具として使用できる精緻な美術工芸品を製作するような体制が工芸分野ごとに進捗の違いはあるが順次整備されていったのではないだろうか。これは王府の工芸製作部門の各奉行所の創設時期が 16 世紀中期以前に遡り整備された痕跡があることからも推察できる。

東南アジアとの交易が衰退したことによる進貢貿易の退潮から 15 世紀後半から 16 世紀前半頃より王府の工芸品製作体制が少しずつ整備されてきたと思われるが、その体制が整ってきたことが下地となり、16 世紀後半から 17 世紀前半以降、工芸製作部署の機構の整備も行われ、様々な技術が導入されていったものと思われる[17]。

17 世紀に導入された 27 件をさらに時期を分けて、分析すると薩摩入り前後の 17 世紀第 1 四半期には 4 件しかないが、次の第 2・第 3・第 4 四半期はほぼ 6 件程度と平均した事例数となっている。向象賢の「羽地仕置」（1660～1672）の前後でも[18]、「羽地仕置」前が 10 件、順治年間としか記述が無く「羽地仕置」前と「羽地仕置」の開始後が重なる事例が 2 件、「羽地仕置」以後が 14 件となっており、「羽地仕置」の影響から工芸技術の導入が増加する訳ではなかった。進貢貿易の退潮により 16 世紀から琉球国内で工芸製作を行う体制が整備され、近世琉球期になると 17 世紀第一四半期は薩摩の琉球侵攻の社会的な混乱で一時的に停滞したが、進貢貿易で中国と日本市場以外の貿易ルートが無くなったことは明確であることから、17 世紀第二四半期以降、工芸技術の導入のため中国・日本で習得して行ったものと思われる。

19 世紀が 1 件だけだが、これは根拠となる『由来記』等の記録の多くが 18 世紀初頭に編纂された影響と思われる。『球陽』等、近世琉球末期まで編年体で記録を更新していた史書もあるが、『由来記』のような地誌とは異なるので記録に採用されるのは限定的だったのであろう。唯一の 19 世紀の事例は、紙漉の製法であり、いったん途絶えた技術を再び得るため薩摩に紙漉職人を派遣している。紙漉技術の導入事例は、それ以前にも何度かあった。紙漉のように記録は無いが、都度、福州に赴き稽古して技術更新を行った工芸技術はあったと思われる。

第二に同じ工芸技術の取得に対して何度も派遣を行っていることである。

先述の紙漉についても康熙 25（1686）年に関忠勇が薩摩で杉原紙、百田紙の製法を

学習して琉球にもたらし[19]、乾隆 47（1728）年には渡嘉敷村の新垣仁也は以前、中国で製紙の法を学んだことにより、薩摩の内之浦弥右衛門に雇われ、薩摩で製紙を試して紙を製造する。その功により、琉球籍から、薩摩へ移籍し、士分に取り立てられ新垣筑兵衛と名を改めた[20]。

糸綿は、萬暦 47（1619)年に盛元竜（元は越前国の人）が那覇に移住し久米島で技術を伝授し[21]、崇禎 5（1632）年に薩摩の酒匂氏が、久米島に綿を製作する技法を久米島に八丈織の技術を伝え[22]、康熙 22（1683）年に関忠勇が中国で白糸の製法や縮緬の織り方や煮方の学習を行い久米島で製法を教えている[23]。

漆工芸は、康熙 2（1663）年に陸得先が朱漆・黒赤梨地・金銀箔の製法を学んだとあり[24]、康熙 29（1690）年に関忠勇が一個の貝から、多くの螺鈿の薄い層を生産する煮貝の技術を学び、康熙 54（1715）年には房弘徳が堆錦の製作に成功したとある[25]。

陶工では、萬暦 44（1616）年に尚豊王が朝鮮人の陶工一官・一六・三官を召し連れて帰り、特に一六は、琉球に帰化している[26]。雍正 9（1731）年の仲村渠・賀数は薩摩で林氏・星山氏から立野焼物を学習し帰国後湧田に陶窯を作り、陶業を行ったとある[27]。乾隆 51（1786）年仲元筑登之親雲上・新垣筑登之親雲上は、薩摩の命に随って中国福州で陶業を学び、粉朱をして五色を鍍金する法を学習したとある[28]。

このように類似した工芸分野の取得に何度も派遣が行われたのは、紙漉のように百田紙の製法がいったん断絶したという事情が場合もあるが、同じ分野でも新たな技術・技法等を習得するために複数回派遣が行われたと考えられる。

第三は、同じ人物が複数の別の工芸技術を導入していることである。現在の伝統工芸の技術者の養成の過程をみていると、熟練工となるために十数年近い年月を費やすものがほとんどであるため、一人の人物が複数の工芸技術を習得するというのは考えにくいのであるが、実際の事例を紹介すると、

国吉という人物が崇禎 9（1636）年に福州で三年滞在して螺鈿と漆塗りの技法学び[29]、さらに順治 16（1659）年に再び国吉は、福州で緞疋を織る法を学んだとある[30]。

先ほどから紹介している関忠勇が康熙 22（1683）年北京宰領となって、北京に赴く途上の杭州で白糸・縮緬の製造を学び、康熙 25（1686）年に杉原紙・百田紙の漉き方を薩摩で学んだ。そして康熙 29（1690）年には煮貝の法を学んだという。

呉師虔は絵師として有名であるが、康熙 43（1703）年に中国福州に渡り、孫億・順梁亨・鄭大観に学んだとある[31]。雍正 4（1726）年に朱印を製造したとあるが、製作技術を学んだのは絵画と同じ時期のようである[32]。

康熙 51（1712）年に翁能哲は王府の命により久米島の島民に桑樹・榕樹・宇祖古樹等を用いた製紙法を伝えたとあり、さらに康熙 52（1713）年に粟国島、渡名喜島の島民に養蚕を学習させたとある[33]。

房弘徳は、自ら工夫して始めて異製の漆法である堆錦を製作し[34]、康熙 57（1718）には欽兆鳳・査王蚕と共同で芭蕉紙等の製紙を行った[35]。

竇洪勲は、元は宜野湾郡の人で、乾隆 6（1741）年に百姓の身分であったが中国に到り雨傘等を製する法を伝授され、薩摩で植物油の製法を伝授された。その功績で首里籍となり、後に中国と日本に到り鉄錠・銅条を製作し、並びに鉄銅等の器物を熟鋳する法を琉球に伝えた[36]。

螺鈿と織りを導入した国吉、白糸・縮緬及び紙漉、煮貝を導入した関忠勇、雨傘や植物油、鉄錠・銅条及び鉄銅の熟鋳法を導入した竇洪勲は、それぞれ中国や薩摩への滞在期間はそれほど長いとは思えないが複数の工芸技術を短期間で習得したことになっている。

彼らは下級士族や百姓身分であるため、彼らの下にさらに跟伴のような従者がいて、同時並行で複数の人間に技術の習得を指揮した存在だったとは思えない。自ら技術を習得したと考えられるが、このように複数の工芸技術を短期間で学習したのであれば、それぞれ熟練した技術といえるまで習得したのかは疑問が残る。また複数回派遣されて前回と同じ工芸技術の向上を志した事例も見当たらない。一つの工芸技術を極めようと考えたものではないと思われる。おそらく中国や薩摩派遣時に工芸技術を習得したことは、その功績を王府に認めさせ帰国後の役職を得る機会としたと思われるが、下級士族や百姓身分の者にとっては渡唐役人となる利潤はそれ以上に大きく、再び渡唐役人に任職されるためには、前回と同じ工芸技術ではなく、新たな工芸技術習得を目指すと王府に請願した方が再任職を認められやすかったのではないだろうか。

第四に、琉球人が国外で技術を学んで帰国して国内で広めるのではなく、中国や日本本州の人間が琉球に移住して工芸技術を導入した事例である。全部で 8 件の事例があり、中国人が移住した事例が 2 件で、日本本州から移住した事例が 6 件である。中国人が移住した事例は、瓦工で国場村に移住した渡嘉敷三郎[37]、銘苅村の女と結婚して生まれた男子に玉貫の製法を伝授した唐人である[38]。渡嘉敷三郎は国場村に居住しており、御玉貫を伝えた唐人は、銘苅村の女と結婚したとあるので、その周辺の居住かと考えられるが、久米村に居住していないことは興味深いところである。

日本本州からの事例は薩摩藩の領域から移住した事例が 5 件あり、1 件は先述した朝鮮の陶工を琉球に召し連れてきた事例である。残り 4 件は染物師で萬暦 40（1612）年に藍染を導入した薩摩の酒匂四郎右衛門[39]、年代不明であるが轆轤を導入した鮫島六良兵衛（琉球名は安里掟）[40]、筆結の薩州住人源介（隈本源助）は、崇禎 4（1631）年に琉球に住み、筆を結うようになったとある[41]。薩摩藩以外の領域から移住して工芸技術を伝えた事例も 1 件あり、糸綿を導入した宗味入道は、越前の人で那覇に移住した人物で萬暦 47（1619）年に久米島に綿の製法を島民に教えたとあり、宗味入道は後に盛元竜と唐名を名乗っている。意外にも中国人の移住による事例が少なく、さらに久米村に居住していない。おそらく漢籍を扱い貿易事務に携わらず工芸製作が生業の場合、中国人移住者は必ずしも久米村に籍を置くわけではなかったものと思われる。

最後に 1 件しかない稀有な事例が、先述の紙漉技術を琉球から薩摩に導入した新垣

筑登之こと新垣筑兵衛の事例である。

新垣筑兵衛の事例は製紙の研究でも紹介されており、琉球籍から薩摩の士分になった稀有な事例としてよく知られている。しかし、新垣筑兵衛が薩摩の士族となった後の動向はあまり紹介されていない。乾隆 51（1786）年に士族になった後、翌乾隆 52（1787）年に新垣筑兵衛は、妻屋鉄兵衛・野野山平八・渋江源蔵・藤崎次郎兵衛と琉球を訪れ、砂石・草木・鳥獣を査取して翌年帰国したとある [42]。この時期は『琉球産物志』が明和 8（1771）年に出版された直後で、『質問本草』に記述されている内容が天明元（1781）～5（1785）年とも、ほぼ同時期であり、薩摩藩で植物を中心とした博物学的な興味が高まった時期であった。新垣筑兵衛は、琉球を良く知る現地コーディネーターの役割を薩摩藩側の人間として担っていたものと思われる。さらに、『琉球館文書』によると、嘉慶 7（1802）年の記事に新垣筑兵衛が嘉慶 5（1800）年に琉球へ渡って来た時に中国へ派遣した久米村の饒波里之子筑登之・具志堅里之子親雲上、儀間里之子親雲上が白砂糖精製の稽古を行い、出費が嵩んだので今年の渡唐役人に三人を加えてほしいと王府に申し出ており、王府側はこれを断る対応を行おうとしていたようである [43]。薩摩に籍を移した後も頻繁に琉球を訪れていたようであり、さらに琉球内に新垣筑兵衛の党派とも言うべき久米村士族がいたようで、その士族達の権益確保のために久米村の饒波・具志堅・儀間を渡唐役人としてねじ込もうとしていたのである。紙漉という工芸技術を中国から琉球、薩摩へ導入した生粋の職人気質の人間というよりも、したたかな小役人という一面が垣間見える事例である。

まとめ

文献史料にみえる近世琉球期に導入された工芸品の製作技術を網羅的に整理し、全体像を把握することにより、首里王府の祭祀儀礼道具の技術伝播の様相を考察してみた。内容を纏めると、

①『由来記』、『球陽』、家譜資料等の文献史料にみえる工芸製作技術の導入事例は 52 項目 79 事例あり、中国から導入を図られた事例が最も多く 31 件であった。
②ただし、記述に具体性のない記録もあり、時期若しくは導入した人物等の具体的な記述がある事例は 21 件であった。
③日本・薩摩から琉球へ導入された工芸技術が導入された事例は 16 件であった。
④導入時期については、時期が正確に伝わっていない事例が 31 件でその多くは 17 世紀以前、古琉球期に伝播したものと思われる。時期が明確な事例では 17 世紀が最も多く 27 件、18 世紀が 20 件、19 世紀が 1 件だけであった。
⑤王府は、15 世紀中期頃までは、進貢貿易で得られた希少な中国陶磁を中心とした諸外国で製作したものを祭祀儀礼道具等に使用しており、進貢貿易が退潮してきた 15

世紀後半から 16 世紀前半より国内での工芸製作の機構を整備し始め、16 世紀中期以降には鍛冶奉行所や、瓦奉行所、金奉行所、貝摺奉行所等や常設化していた。

⑥17 世紀の導入事例が多いが、『由来記』等の王府の史書編纂が 18 世紀初頭に集中していることから記録として残りやすかったことが要因の一つとして挙げられる。

⑦また、薩摩の琉球侵攻で 17 世紀初頭は一時的に滞るが、16 世紀以降の工芸製作部署の整備が下地となり、琉球の進貢貿易の範囲も東南アジア等の諸外国へのルートが断たれ、中国と日本市場の間の交易に規模が縮小したことが明確となったため、工芸製作技術の機能強化が図られ、その影響により琉球国外から工芸技術の導入が盛んとなったと思われる。

⑧同じ工芸技術の取得に対して別人が何度も派遣されている。その理由は琉球に入った工芸技術が途絶えてしまったことや、新たな技法の導入を行うため何度も派遣したことが挙げられる。また渡唐役人や薩摩に上国した役人が滞在中に積極的に新たな技術の取得を行っている。帰国後王府へ功績を認めてもらい新たな役職を得る機会と考えていたのではないか。

⑨同じ人物が複数の工芸技術の導入に携わっており、さらに習得期間が短く、熟練した技術を得て帰国したか疑問が残る。工芸技術取得に取り組み帰国した功績が評価されるため、習得期間が短期間であったり、一度の派遣で複数習得を試みたのではないか。また過去に取得した工芸技術に対して同一人物が再度派遣される事例が無かった。同じ技術の取得のため派遣することは認められなかったのではないか。そのため琉球の士族達は、利潤の大きい渡唐役人に任職するため派遣毎に違う工芸技術の取得を王府に請願したのではないか。

⑩中国や日本・薩摩の人間が移住して工芸技術を導入した事例もあった。

⑪紙漉技術の導入の功績で薩摩に移籍した新垣筑兵衛は、その後も薩摩藩側の役人として琉球へ頻繁に来ていたようであり、渡唐役の人事に介入する等、王府とトラブルも起していたようである。

今回本章で紹介した工芸技術導入の事例に関する文献史料は、全て既出の史料で、琉球関係のそれぞれの工芸分野の研究ではよく知られている史料である。各分野で個別に取り挙げられていた文献史料を横断して紹介し、工芸技術の導入について網羅的に整理して、一定の特徴と傾向がないか検討してみた。

上記の特徴と傾向を踏まえ総括すると、工芸技術の導入は中国がやや多いが、薩摩からの導入も含めて偏りがあまり無い。必要な技術をその時期に習得可能な地域で取得していたといえる。17 世紀の導入が多い要因は、古琉球期の進貢貿易の退潮に伴い 15 世紀後半から 16 世紀に王府の工芸関係部署の機構の機能強化が図られたことが下地となり、16 世紀後半、東南アジア交易が途絶え、17 世紀初頭の薩摩の琉球侵入以降の社会体制の変化から自国での工芸技術の導入が企図されていったものと思われる。

さらに工芸技術の担い手となった下級士族や百姓身分の者については、技術習得することで王府へ自らの功績を認めさせ、次の役職を得るための機会としていたようである。ただし進貢貿易による中国滞在は短期間であり技術の習得は限定的だったと思われるが、同じ工芸技術の習得で同一人物が再派遣される事例は見当たらなかった。これは下級士族や百姓身分の者にとって渡唐役人となる利潤が大きく、再任職されるためには同じ工芸技術習得より、新たな工芸技術習得を請願する方が有利だったからではないだろうか。その最たる事例が関忠勇や新垣筑兵衛だったものと思われる。王府は、17 世紀から 18 世紀初頭に、琥自謙や査康信、呉師虔を画法の伝授を主目的に渡唐させているが、多くの事例で渡唐役人が進貢事務等を行う傍らで技術の摂取をしている。17 世紀後半以降の工芸技術の導入は関忠勇、新垣筑兵衛のような渡唐役人への任職を目指す士族任せになっている感も否めない。それでも進貢貿易で福州に渡唐する役人や薩摩藩へ上国する役人達を通じて首里王府は、様々な工芸技術を摂取していた。この琉球国外から持ち込まれた舶来の工芸技術は、琉球では調達しづらい貴重な輸入原材料を使用することと同じく国内で王府が挙行する祭祀儀礼道具製作にも活用されたのである。

註

（１）琉球に関する複数の美術工芸分野を考察した著作・論考には、沖縄美術全集刊行委員会『沖縄美術全集』（沖縄タイムス社　1989 年 11 月）で、陶芸・漆芸・染織・絵画・書・建築・彫刻・民具・工芸を各分野の研究者が共著で執筆している。栗国恭子氏は「琉球の芸術文化のあり様」（『民族藝術学会』VOL.23　2007 年 3 月）で、古琉球期の仏教美術の導入と神女組織の状況等、当時の社会体制を踏まえて解説し、近世琉球期については工芸技術を支えた王府の製作体制を文献史料により分析している。上江洲安亨「モノが語る琉球史」（『琉球王朝の華-美・技・芸-』2002 年 10 月）では、実物資料と清朝期の檔案史料の貿易記録にある絹製品・漆芸品・紙・墨・顔料との比較を行っている。

　個別の先行研究としては、絵画分野で前近代の琉球絵画の概要を紹介した神山泰治「琉球の絵画　前近代の流れ」（『沖縄美術全集』4　絵画・書　沖縄タイムス社　1989 年 11 月）、津波古聰「絵師と貝摺奉行所」（『琉球王朝の華-美・技・芸-』2002 年 10 月）、上江洲安亨「琉球の絵画について～王府と作品概観～」（『琉球絵画光学報告書』独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 2017 年 3 月）があり、漆芸分野では荒川浩和・徳川義宣『琉球漆工藝』（日本経済新聞社　1977 年 6 月）が、文献史料と実物資料についてそれぞれ比較考察を加え、琉球漆工史の基礎的な研究となっている。金工分野では栗国恭子「耳盃について」（『首里城研究』№3　首里城公園友の会　1997 年 10 月）、栗国恭子

「金属文化の素描　～神女の簪について（1）～」（『首里城研究』№5　首里城公園友の会　2000 年 3 月）、久保智康「琉球の金工」（『日本の美術』第五三三号　ぎょうせい　2010 年 9 月）、製紙に関する考察では、糸数兼治「琉球の抄造紙」（『沖縄文化研究』第 3 号　法政大学沖縄文化研究所　1976 年 7 月）、上江洲敏夫「琉球紙の歴史」（安部栄四郎『沖縄の紙』　沖縄タイムス社　1982 年 4 月）、上江洲安亨「清朝初期における琉球の官生派遣に対する謝恩の貢物について」（第 6 回中琉球歴史関係学術検討会論文集　中国第一歴史档案館　2000 年 10 月）、栗国恭子が主導した研究事業の成果として「沖縄の工芸　紙」（沖縄の紙を考える会　2004 年 11 月）の論考がある。陶芸分野では『琉球陶器の来た道』（沖縄県立博物館・美術館　2011 年 1 月）で、現存の陶芸資料を器物ごとに整理し、前近代の陶芸製作を担った窯業技術者の家譜等の翻刻を行い、資料と記録の比較考察が行える基礎的な紹介を行っている。染織分野では、織と染の双方について言及した論考として岡村吉右衛門『琉球絣と紅型』（衣生活研究会 1971 年 4 月）、與那嶺一子『沖縄染織王国へ』（新潮社　2009 年 5 月）等があり、織物については、田中俊雄・田中玲子『沖縄織物の研究』（紫紅社　1976 年 2 月）、上江洲敏夫「首里織物の歴史」（『首里織の歴史と技法』　那覇伝統織物事業協同組合　1986 年 3 月）、型染の紅型については、鎌倉芳太郎『古琉球型紙の研究』（京都書院　1964 年 10 月）、『琉球びんがたの歴史と技法』（琉球びんがた事業協同組合　1987 年 3 月）、上村六郎『沖縄染色文化の研究』（第一書房 1982 年 9 月）、須藤良子『琉球紅型のイメージと実像』（角川学芸出版　2014 年 4 月）等がある。上記に挙げた染織分野の先行研究は、織物や型染の技法だけでなく文献史料や伝承等も考慮に入れて考察を展開している。

（2）『球陽』附巻三　尚敬王二十九年条（球陽研究会編『球陽』原文編　沖縄文化史料集成五　角川出版　1974 年 3 月）604 頁。

（3）『呉姓家譜』（喜納大作・倉成多郎・輝広志「比嘉朝健「研究資料　琉球歴代画家譜の校異について（1）」（『壺屋焼物博物館紀要』第 11 号　2010 年 3 月）9 頁。

（4）『新参　楊姓家譜』（『那覇市史』資料編第一巻七　那覇市企画部市史編集室 1982 年 1 月）878 頁。

（5）（2）に同じ。『球陽』巻十尚敬王三年条　267 頁。

（6）兼葭堂本『髹飾録』坤堆綵（東京国立博物館画像検索）E0032634 本文 27
今有飾黒漆、以各色凍子、隠起團堆、杇頭印劃、不如一刀之彫鏤者、倶名堆錦亦比類。

（7）荒川浩和・徳川義宣『琉球漆工藝』（日本経済新聞社　1977 年 6 月）201～202 頁。
荒川浩和氏は、『髹飾録』の堆綵の項に、堆錦の名称があることに着目し、中国明では堆紅・堆綵等とされ、彩漆を練って盛り上げ文様を彫り表す手法で、類

似技法として堆錦と記述されていることから、類似技法として別称された堆錦は中国国外での技法名称で、同時期の中国近傍の漆器産地であれば琉球の産地名称ではないかと推論している。この仮説により堆錦は房弘徳の導入記録の1715 年以前、『鬆飾録』に揚明が註を付けた天啓 5（1625）年頃には、すでに琉球で製作されていた可能性もあるとしている。少なくとも房弘徳以前に中国に堆錦の類似技法があり、琉球独自で開発したというより、記録に表れない琉球への導入があったと思われるが、『球陽』編纂時の史官は、過去の根拠となる記録（家譜・褒状等）が見出せなかったのではないかと思われる。

（8）（2）に同じ。『球陽』巻十尚敬王二年条　266 頁。

（9）『琉球館文書』一（琉球大学附属図書館仲原善忠文庫　琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ）Image46～47。

(10)（7）に同じ。57～60 頁。この件は、徳川義宣氏も指摘している。

(11)（2）に同じ。『球陽』附巻三尚穆二三年条 607 頁。

(12)『首里城跡 - 二階殿地区発掘調査報告書 - 』（沖縄県立埋蔵文化財センター　2005 年 3 月）

(13)『首里城跡 - 京の内跡発掘調査報告書(1) - 』（沖縄県教育委員会　1998 年 3 月）

(14) 瀬戸哲也「出土陶磁器から見た首里グスク」（『首里城を解く　文化財継承のための礎を築く』　勉誠出版　2001 年 9 月）30～42 頁。

(15) 伊従勉『琉球祭祀空間の研究　カミとヒトの環境学』（中央公論美術出版　2005 年 4 月）555 頁。

(16) 久保智康「琉球の金工」（『日本の美術』第五三三号　ぎょうせい　2010 年 9 月）26～31 頁。

久保氏は京の内出土の兜立物は琉球製の可能性を指摘している。

(17) 粟国恭子「琉球の芸術文化のあり様」（『民族藝術学会』VOL.23　2007 年 3 月）25～36 頁。粟国恭子氏は、18 世紀初頭編纂の『由来記』と 19 世紀中期成立の『職制秘覧』等の史料を活用し、16 世紀末から 17 世紀初期より王府の工芸関係部署の組織化の動きと、18 世紀以降 19 世紀中期の間に、幾度となく王府組織が再編成され変遷していく状況を、表を用いて明瞭に整理にしている。本章で取り挙げた首里城跡二階御殿・京の内出土の祭祀儀礼道具に使用されたと思われる舶来の遺物から第一章第三節の王府製作の祭祀儀礼道具に移行していくという推論は、粟国論文の考察を下地にして論理を展開している。

また、職人集団の変遷に関する考察は、麻生伸一「近世琉球の職人集団と王府」（『琉球沖縄歴史』第 2 号　2020 年 8 月）3～23 頁。があり、麻生氏は身分制の再編と町方への人口流入の問題を中心とし、工芸分野だけでなく士族層の位階規定と職人の身分に関する問題を取り挙げている。

(18)「羽地仕置」（『沖縄県史料　前近代 1 』　沖縄県教育委員会　1981 年 3 月）24

～25 頁。
羽地朝秀は、寛文 3（1663）年 4 月 23 日に下記の通達を出している。

覚
一学文之事　　一算勘之事
一筆法之事　　一謡之事
一医道之事　　一庖丁之事
一容職方之事　一馬乗万之事
一唐楽之事　　一筆道之事
一茶道之事　　一立花之事
右之芸若キ衆中達、常々相嗜、国司之用可立儀、専要候。右之内一芸ニ而茂不嗜方者、縦無余儀雖為筋目、被召遣間敷候間、為心得前以触渡へく者也
四月廿三日　　はねち
まふに
伊野波
くしかミ

(19)『琉球国由来記』巻四技術門（『琉球史料叢書』第一巻　1962 年 6 月）132 頁。
（２）に同じ。『球陽』附巻二尚貞王二七年条 598～599 頁。
『新参　関姓家譜』（『那覇市史』資料編第一巻八　那覇市企画部市史編集室 1983 年 3 月）82～83 頁。
(20)（２）に同じ。『球陽』附巻三尚穆王三一年・三五年・三七年条　608～609 頁。
(21)（２）に同じ。『球陽』附巻一尚寧王三一年条　587 頁。
(22)（２）に同じ。『球陽』附巻一尚豊王一二年条　589 頁。
(23)（19）に同じ。『新参　関姓家譜』82～83 頁。
(24)（２）に同じ。『球陽』巻六　尚質王一六年条　221～222 頁。
(25)（５）に同じ。『球陽』巻十　尚敬王三年条　267 頁。
(26)（19）に同じ。『琉球国由来記』巻四技術門 133 頁。
（２）に同じ。『球陽』附巻一尚寧王二八年条　586～587 頁。
(27)（２）に同じ。『球陽』附巻三尚敬王一九年条　604 頁。
(28)（２）に同じ。『球陽』附巻尚穆王三七年条　609 頁。
(29)（２）に同じ。『球陽』巻五尚賢王元年条　216 頁。
（18）に同じ。『琉球国由来記』巻四技術門 130 頁。
(30)（２）に同じ。『球陽』巻六尚質王一二年条　221 頁。
(31)（３）に同じ。『呉姓家譜』11 頁。
(32)（２）に同じ。『球陽』巻十一尚敬王一四年条　280 頁。

(33)（２）に同じ。『球陽』巻九尚益王三年条　259 頁。
(34)（５）に同じ。『球陽』巻十　尚敬王三年条　267 頁。
(35)（２）に同じ。『球陽』巻十尚敬王六年条　269～270 頁。
(36)（２）に同じ。『球陽』附巻三尚敬王二九年条　604～605 頁。
(37)『球陽』外巻一遺老説伝（球陽研究会編『球陽外巻』　沖縄文化史料集成六　角川出版　1978 年 9 月）37 頁。
(18)に同じ。『琉球国由来記』巻四技術門 130 頁。
(38)（37）に同じ。『球陽』外巻一遺老説伝 38 頁。
（19）に同じ。『琉球国由来記』巻四技術門 131 頁。
(39)（19）に同じ。『琉球国由来記』132 頁。
(40)（19）に同じ。『琉球国由来記』133 頁。
(41)（19）に同じ。『琉球国由来記』134 頁。
（２）に同じ。『球陽』附巻一尚豊一一年条　588 頁。
(42)（19）に同じ。
(43)（９）に同じ。『琉球館文書』三 Image73～74。

『琉球国由来記』・『球陽』・『家譜』等にみえる工芸製作技術の伝播一覧　　表1

No.	導入された工芸技術等	時期	内容	技術伝播の経路	携わった人物	出典
1	凉傘	尚巴志王世代（由来記） 康熙5(1666)年（球陽）	尚巴志王の世代に中国の制度が来て用いるとある(由来記)。 康熙5年、毛栄清が貢使となり閩で鄭思善とともに凉傘と五方旗を公銀四十両で作らせた。	中国福州→琉球	毛栄清(喜屋武親雲上盛勝) 鄭思善	由来記 巻三 財器門 球陽　尚質王一九年条
2	五方旗	康熙5(1666)年	康熙5年、毛栄清が貢使となり閩で鄭思善とともに凉傘と五方旗を公銀四十両で作らせた。五方旗炎上後、五色の芭蕉布の旗となったとある。	中国福州→琉球	毛栄清(喜屋武親雲上盛勝)	由来記 巻三 財器門 球陽　尚質王一九年条
3	匱	不明	中国の制に倣うとある。	中国→琉球	記述無し	由来記 巻三 財器門
4	漆器	不明	和漢の制器を用いるとある。	日本・中国→琉球	記述無し	由来記 巻三 財器門
5	貝摺師	崇禎9(1636)年	崇禎9年に国吉が閩に入りて三年滞在し、貝摺(螺鈿)と塗物(髹漆)を学ぶ。同14(1641)年に貝摺師となる。青貝師の始めなりとある。	中国福州→琉球	国吉(後に伊平屋比嘉を領す)。織の国吉と同一人物の可能性有り。	由来記 巻四　技術門 球陽　尚賢王元年条
6	漆器の法	康熙2(1663)年	陸得先が王府の命により、慶賀使に随いて閩に赴き、白糖・氷糖の製法とともに朱塗・黒赤梨地・金銀箔等の製造を伝授して帰国した。漆器並びに金銀箔の法は、貝摺勢頭に教授し、白糖の法は浦添群民に教授したとある。	中国福州→琉球	陸得先(武富親雲上重隣)	球陽　尚質王一六年条
7	煮貝技術	康熙29(1690)年	康熙29年大見武憑武が杭州で煮貝の技術を学ぶ。康熙34(1695)年に神谷親雲上に教える(由)。 家譜では揚州で煮貝の技術を学ぶとある(関姓家譜)	中国揚州(杭州)→琉球	関忠勇(大見武筑登之親雲上憑武)	由来記 巻四　技術門 新参関姓家譜正統
8	堆錦塗	康熙54(1715)年	首里の房弘徳は、自ら工夫し始めて異製の漆法で器物を飾る。これを堆錦塗と言い、国用に供し、褒奨を賜る。	琉球	首里の房弘徳(比嘉筑登之親雲上乗昌)	球陽　尚敬王三年条
9	朱塗・木地引	乾隆39(1774)年	薩摩より朱塗・木地引の匠を召したいとあり、貝摺師の査允泰・向允升・具文忠、木地引匠の西村新垣筑登之・若狭町村比嘉仁也・渡嘉敷仁也が派遣され三年滞在した(球附)。 薩摩に派遣も、細工所に工房の準備が無く、製作ができないと木地引並塗物師より要望があった(琉球館文書)	琉球→薩摩	査允泰(仲宗根筑登之親雲上真常 向允升(粟国筑登之朝●(木＋康)) 具文忠(金城筑登之唯福) 西村新垣筑登之・若狭町村比嘉仁也・同村渡嘉敷仁也	球陽附巻尚穆二三年条 琉球館文書
10	画工	不明	中古より唐に入り、或いは倭に入り、伝授すると雖も、人員の詳細は不明とある。	日本・中国→琉球	記述無し	由来記 巻四　技術門
11		順治17(1660)年	李基昌(崎山喜俊)、薩摩で絵師内藤等甫に絵を学ぶ。	薩摩→琉球	李氏東風平(後に崎山)筑登之喜俊	由来記 巻四　技術門 球陽附巻尚質王一三年条
12		康熙22(1683)年	康熙22年、璩(琥)自謙(石嶺傳莫)・査康信(上原眞知)が閩に入り、王調鼎・謝天游(祐)・孫億に学び、画絵の法を伝授して康熙26(1687)年に帰国する。	中国福州→琉球	璩(琥)自謙(牧志傳莫。後、石嶺傳莫) 査康信(上原眞知)	由来記 巻四　技術門 球陽附巻尚質王一三年条
13		康熙43(1703)年	康熙43年、琉球に伝授の絵師がいないため呉師虔が中国に派遣され、翌年福州第一の孫億、第二の順梁亨及び鄭大観を師として康熙46(1707)年まで学んだ。	中国福州→琉球	呉師虔(山口親雲上保房)	呉姓家譜
14		乾隆35(1770)年	乾隆35年、進貢使に随い北京まで登った。山體岸組の風景を見聞し稽古に励んだ。乾隆38(1773)年中城王子尚哲に随いて薩摩に入った。北京・薩摩で国用となる絵を描いたとある。	中国北京・福州・薩摩→琉球	呉著温(屋慶名筑登之親雲上政賀)	呉姓家譜

15	表具師	不明	伝授の人員の詳細は不明とある。	不明	記述無し	由来記巻四　技術門
16		順治年間	中城筑登之親雲上という表具師ありとある。	不明	中城筑登之親雲上（尚氏金武王子朝貞奉公人）	由来記巻四　技術門
17		康熙31(1692)年	康熙31年に宮城元易が北谷王子朝愛に随従して薩摩に赴き、朝愛の命により、熊谷有善坊・眞方善右衛門から表具の技術を伝授される。康熙34(1695)年より表具師主取となる。	薩摩→琉球	鄂氏宮城筑登之親雲上元易	由来記巻四　技術門
18	玉焼	康熙9(1670)年	康熙9年に與那城(平田)典通が閩で五色の玉焼の製作を稽古し、康熙11(1672)年に首里城の屋根に玉の龍頭・獅子頭を始めて製作する。また孔子並四賢之御像を製作する(由)。 與那城典通が貢使に随いて閩に入り京に赴き、瓷器及び焼玉を焼製する法を伝授して帰り、五色の珠玉を焼くとある(球)	中国→琉球	宿氏與那城(平田)筑登之典通	由来記 巻四　技術門 球陽　尚貞王二年条
19	瓦工	不明	焼き始めの年代は不明とある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
20		不明	昔、唐人が渡来し、真和志間切の国場村に居住し、真玉橋村で焼き始める。御検地帳には渡嘉敷三良と云う。	中国→琉球	渡嘉敷三良	由来記 巻四　技術門 球陽外巻一遺老説伝
21	陶工	萬暦44(1616)年	陶芸の始めは、萬暦44年、尚豊王が佐敷王子として薩摩に滞在時に高麗人の一官・一六・三官を召し列れて帰国し、特に一六は、琉球に住み付き仲地の姓を賜るとある(由)。 一六は張献功(姓は仲地、名乗は麗伸)とある(球附)	(朝鮮)→薩摩→琉球	一官・一六・三官(高麗人)。 一六(張献功・仲地麗伸)は琉球に帰化。	由来記 巻四　技術門 球陽附巻尚寧王二八年条
22		雍正9(1731)年	雍正8(1730)年麻世忠(真境名親雲上真本)に随いて薩摩に到り林氏・星山氏から立野焼物の法を伝授し、秋に帰る。雍正9年より陶窯を湧田に作り陶焼を行う。	薩摩→琉球	那覇泉崎村の仲村渠・賀数	球陽附巻尚敬王一九年条
23		乾隆53(1788)年	乾隆51(1786)年に薩摩の命を奉じて閩に到って陶業を学ぶ。粉朱をして五色を鍍する法を学習した。各色の詩箋を製造し、鴨鶏卵を蒸生し、陶器に装飾をする法を学ぶ。乾隆52(1787)年夏に薩摩に到り、学んだ陶業を試すに良好で、薩摩の人に伝授したとある。	中国福州→琉球→薩摩	仲元筑登之親雲上 新垣筑登之親雲上	球陽附巻尚穆王三七年条
24	木匠	不明	天孫氏より有り来るとある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
25	鍛冶	不明	天孫氏より有り来るとある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
26	石工	不明	天孫氏より有り来るとある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
27	畳刺	不明	何世代より始まるか不明。中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
28	簾細工	不明	何世代より始まるか不明。中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
29	皮細工	不明	何世代より始まるか不明。中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
30	組物細工	不明	何世代より始まるか不明。中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
31	貫物細工	不明	何世代より始まるか不明。中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
32	鼓張	不明	何世代より始まるか不明。中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
33	糸組	不明	何世代より始まるか不明。中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
34	玉貫	不明	真和志間切の銘苅村の女が唐人と夫婦になり、生まれた男子に玉貫の技術を教えたとある。技術が導入された年代は不明。	中国→琉球	唐人と銘苅村女の男子	由来記 巻四　技術門 球陽外巻一遺老説伝
35	鞍打	不明	琉球の鞍は和国の製作技法を見て作っている。牧志親雲上が鞍の製法を伝授して作った。その後、荒木拾左衛門製作の鞍を薩摩よりお手本として下し、これよりその製法が始まるとある。	薩摩→琉球	牧志親雲上小大良	由来記 巻四　技術門

36	彫物	不明	中華に通じて以後始まるかとある。	中国→琉球か		由来記 巻四　技術門
37		康熙年間	久米村牧湊親雲上が初めて彫物勢頭となるとある。	不明	牧湊親雲上（久米村系士族）	由来記 巻四　技術門
38	縫物細工	不明	その始めは不明であるとある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
39	染物師	不明	染物は前代は木皮染であったとある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
40		萬暦40（1612）年	萬暦40年に藍染が初めて導入され、薩摩の人、酒匂四郎右衛門が琉球に住み付き、国中に教える	薩摩→琉球	酒匂四郎右衛門景陳（剃髪して善濟）	由来記 巻四　技術門
41	紙漉	不明	往古から紙漉があったか伝来は不明。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
42		康熙25（1686）年	康熙25年に大見武憑武が薩摩で杉原紙・百田紙の漉法を草野五右衛門を師として伝授し琉球にもたらした。康熙33（1694）年紙漉主取となる。これより琉球の紙漉きの始めであるとある（由）。 康熙34（1695）年金城邑大樋川辺に移住し造紙するとある（球附）	薩摩→琉球	関忠勇（大見武筑登之親雲上憑武）	由来記 巻四　技術門 球陽附巻尚貞王二七年条
43		康熙51（1712）年	那覇の翁能哲は、王府の命により久米島で人民をして桑樹・榕樹・宇祖古樹等を用いて楮紙を製造させる。	琉球	翁能哲（富村親雲上盛友）	球陽　尚益王三年条
44		康熙57（1718）年	欽兆鳳・房弘徳・査王蚕は康熙56（1717）年に芭蕉紙の製造に成功した。また翌康熙57年に王府より銀子200両を賜い、山川村に造紙所を設けた。造紙の技術を宮古・八重山・大島に伝えた。雍正甲辰の年（雍正2（1724）年）に房弘徳が色半紙・広紙を製造した。その丙午の年（雍正4（1726）年）には奉書紙・高檀紙・百田紙を製造した。その辛酉の年（己酉の誤りか。雍正7（1729）年）に藁紙を製造するとある。	琉球	欽兆鳳（祖慶筑登之親雲上清寄） 房弘徳（比嘉筑登之親雲上乗昌） 査王蚕（仲宗根筑登之親雲上真秀）	球陽　尚敬王六年条
45		乾隆47（1782）年	慶良間島渡嘉敷村の新垣仁也、乾隆41（1776）年に内之浦直庫弥右衛門に雇われ、水手となり本州に到る。以前、中華で製紙の法を学んだことにより、乾隆43（1778）年以来、薩摩で製紙を試し、紙を製造する。このため乾隆47年に王府は新垣を報奨した。乾隆51（1786）年、薩摩で御納戸与力となり新垣筑兵衛と改め琉球国の版図より除去され、翌年妻屋鉄兵衛等と琉球に入り、砂石・草木・鳥獣調査を行う。乾隆53（1788）年筑兵衛の男子を琉球から呼び寄せ仁右衛門とする。新垣家は代々御納戸御子人となるとある。	中国→琉球→薩摩	慶良間島新垣仁也 （後に薩摩で士分となり新垣筑兵衛と改め御納戸与力となる）	球陽附巻尚穆王三一年・三五年・三七年条
46		道光27（1847）年	百田紙の製法が断絶したので道光20（1840）年に金城村の百姓比嘉筑登之親雲上が製作を試み、王府は宝口で比嘉に製作させたが、失敗し、道光26（1846）年泉崎村の鄭氏金城筑登之順応が薩摩に赴き製紙を学習して帰国後、金城をして紙座で上紙・下紙・百田紙・美濃紙・宇田紙・杉原紙を試作する。杉原紙以外は善美だった。道光20年以降、国内に楮木を広く植栽し繁茂したため、王府は公用の紙に国製を使用するを許した。	薩摩→琉球	鄭氏金城筑登之順応	球陽附巻尚育王一三年条
47	唐紙・印金紙・緞子紙	乾隆31（1766）年	首里大中村の無譜の知念が始めて唐紙・印金紙・緞子紙を製造した。これより他国より購入しなくなったとある。	琉球	首里大中村の無譜知念筑登之親雲上	球陽　尚穆王一五年条

48	磨物師	順治元(1644)年	順治元年に若狭町村の外間爾也が薩摩で三年滞在し、磨物師の稽古を行い帰国して主取となる。これが始めであるとある。	薩摩→琉球	若狭町村の外間爾也	由来記 巻四　技術門 球陽附巻尚賢王四年条
49	櫛引	不明	先代より有り来るかとある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
50		順治年間	角を以って櫛を作るのは、順治年間、若狭町村の浦崎筑登之が始めて作るとあり、康熙50(1711)年に公儀の細工となるとある。	不明	若狭町村の浦崎筑登之	由来記 巻四　技術門
51	轆轤(鑪盤工引物)	不明	轆轤は安里掟(元は大隈国分の人で鮫島六良兵衛)が漂流して琉球に到着し、宮古島の女と一男をもうけ、若狭町村に移り住み、轆轤を始めたとある。	薩摩→琉球	大隈国分の鮫島六良兵衛	由来記 巻四　技術門 球陽外附巻　遺老説伝
52	檜物師	順治元(1644)年	順治元年に那覇の仲村渠爾也が薩摩に到り、三年滞在して檜物細工の稽古を行い帰国し、始めて主取となった。これが始めてであろうかとしている。	薩摩→琉球	那覇の仲村渠爾也	由来記 巻四　技術門 球陽附巻尚賢王四年条
53	錫細工	不明	何世代より始まるか不明。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
54		康熙年間	康熙年間、伊指川筑登之親雲上が閩で伝授して来るとある。	中国福州→琉球	伊指川筑登之親雲上	由来記 巻四　技術門
55	金細工(金具師)	不明	金細工の始まった世代は不明とある。	不明	記述無し	由来記 巻四　技術門
56		康熙年間	康熙年間、泊村で善工の新垣親雲上を薩摩に派遣した。新垣は金細工の綿密な稽古を行い、書物等も伝えた。	薩摩→琉球	泊村新垣親雲上	由来記 巻四　技術門
57	鋳物師	雍正8(1730)年	泊邑の屋比久、貢使に随いて中華に至り、熟銅の法を学びて本国に帰り、人民に教える。以前から鋳物師はいたが、鋳物主取は無かったので屋比久を主取とした。	中国→琉球	泊邑の屋比久	球陽　尚敬王一八年条
58	鉄錠・銅条	乾隆6(1741)年	竇洪勲は元は宜野湾郡の人で、首里に住み五主役となり中国に到り雨傘等を製する法を伝授され、薩摩に赴き●(木＋鼎)蘇油等の製法を伝授された。このため首里籍となり、後に中国と日本に到り鉄錠・銅条を製作し、並びに鉄銅等の器物を熟鋳する法を琉球に伝えた。	中国・日本→琉球	竇洪勲(仲村渠筑登之親雲上起董)	球陽附巻尚敬王二九年条
59	鏡	乾隆37(1772)年	真和志村の宮城筑登之親雲上が始めて八重山桃林寺権現堂への奉納鏡三面を鋳造し、本年十月一五日に報奨した。	不明	真和志村の宮城筑登之親雲上	球陽　尚穆王年条
60	墨	康熙年間 (由来記) 康熙48(1709)年 (球陽)	康熙年間、若狭町村の大嶺筑登之が墨の製作技法を中華より伝えた。世子尚純は、之を聴き、汀志良次村宮城爾也に命じて、大嶺を師とし、始めて墨の製作した。	中国→琉球	若狭町村の大嶺筑登之 汀志良次村の宮城爾也	由来記 巻四　技術門 球陽　尚貞王四一年条
61	石硯	康熙53(1714)年	那覇若狭町村の平好仁は、国頭等に行き、石を山中に取って始めて硯を作った。	琉球	若狭町村の平好仁(長嶺仁也但満)	球陽 尚敬王二年条
62	朱印	雍正4(1726)年	呉師虔は、曾て福省に至り画法を学び、並びに朱印色の法を伝授して帰る。雍正4年に朱印色を製造する。国中の印色に用い閩より購入しなくなったとある。	中国福州→琉球	呉師虔(山口親雲上保房)	球陽　尚敬王一四年条

63	銀朱	雍正5(1727)年	那覇の労維達は、雍正丁未の年(雍正5年)に閩に到り始めて銀朱(朱墨)を製造する法を学ぶ。その己酉の年(雍正7(1729)年より王府では、その製造する銀朱を用いるとある。	中国福州→琉球	那覇の労維達(古波蔵筑登之親雲上良玄)	球陽　尚敬王一五年条
64	筆結	崇禎4(1631)年	薩摩の住人源介が帰化し首里町端(池端)に住み、筆を結ったのが始まりとある。	薩摩→琉球	薩州住人源介(隈本源助盛治)。琉球に帰化し、運天と称し、更に棚原、根指部となる。	由来記 巻四　技術門 球陽附巻尚豊王一一年条
65		康熙35(1696)年	那覇村の大見武寛朋が公用の筆を結ったとある。	不明	愼氏大見武筑登之親雲上寛朋	由来記 巻四　技術門
66	三味線造	不明	前代より有り来るとし、年代不詳であるが南風原という三味線造の善工がいたとしている。	不明	南風原	由来記 巻四　技術門 球陽　尚益王元年条
67		康熙49(1710)年	康熙49年に知念爾也が筑登之座敷に登り、公工の主取となる。	不明	知念爾也	由来記 巻四　技術門 球陽　尚益王元年条
68	織	不明	何世代より始まるか不明。中国に通じてより始まるかとある。	中国→琉球か	記述無し	由来記 巻四　技術門
69		順治16(1659)年	浮織は、順治16年に国吉が貢使に随って閩に入り、始めて緞疋を織る法を学びて帰り、浮織緞を善くすとある。	中国→琉球	国吉(後に伊平屋比嘉を領す)貝摺師の国吉と同一人物と思われる。	由来記 巻四　技術門 球陽　尚質王一二年条
70	蕉布	不明	琉球の蕉布は、どれくらい上古より有るか判らない。洪武5年の明への貢物の生熟夏布とあるは蕉布であろうとしている。	琉球	記述無し	由来記 巻四　技術門
71		不明	洪武年間に三山の貢物に生熟夏布とあり、中国と通じる前より琉球に蕉布はあり人衣であったと思われるとある。	琉球	記述無し	球陽 察度王四五年条
72	糸綿	不明	盛元竜の以前に堂之大親が中華に到り進貢する時に治蚕織紬の事を伝授す。大親の墓内の厨子に弘治18(1505)年10月14日死と銘があるが、同名の別人かとある。	中国→琉球か	堂之大親	球陽附巻尚寧王三一年条
73		万暦47(1619)年	盛元竜(越前国の人)が那覇に居住し、王命を奉じて万暦47年に久米島で綿を製する法を島民に教える。	日本→琉球	盛元竜(宗味入道。名乗は普基)	球陽附巻尚寧王三一年条
74		崇禎5(1632)年	八丈島織法を知る薩摩の酒匂氏は琉球に帰化し、久米島に至り八丈島織(紬)を教えた。	日本→琉球	平方祉(友寄景文。薩摩の人。酒匂氏)	球陽附巻尚豊王一二年条
75		康熙22(1683)年	康熙22年北京宰領となり、翌年二月杭州で白糸の製法や縮緬の織り方や煮方を学んだ。康熙24(1685)年に久米島で綿子白糸の製法を教え、康熙25(1686)年に薩摩で祢寝八良右衛門・新納近江に白糸の製法、縮緬の煮調を教える。	中国→琉球→薩摩	関忠勇(大見武筑登之親雲上憑武)	新参関姓家譜正統
76		康熙52(1713)年	那覇の翁能哲は、王府の命により粟国・渡名喜島で人民をして桑を植え蚕を養い糸綿を作るの法を教え、綿を作る。	琉球	翁能哲(富村親雲上盛友)	球陽　尚益王三年条
77	木棉	天啓元(1621)年	麻平衡が国王に従って薩摩に到り、万暦39(1611)年に帰国する時、木棉種子を持ち帰り国中に播く。また麻平衡は泉崎村に住む日本の女二人に棉布大帯を織らせた。	薩摩→琉球	麻平衡(儀間親方真常)	球陽附巻尚寧王三三年条
78	糸機織の法	乾隆元(1736)年	首里の向得礼は命ぜられ閩に行き、綢緞・紗綾の織法を学びて本国に帰り、始めて本国で織るとある。	中国福州→琉球	向得礼(天久里之子親雲上朝嘉)	球陽　尚敬王二四年条

表２

『琉球国由来記』にみる首里王府の工芸製作関係部署の奉行就任記録

王府の部署	創設時期	『由来記』が遡れる奉行就任者名	『由来記』が遡れる奉行就任時期	『由来記』の出典	備考
石奉行所	始期不明	葛氏座喜味親雲上秀昌	嘉靖41（1562）年	家譜	木奉行兼務。
木奉行所	始期不明	葛氏座喜味親雲上秀昌	嘉靖41（1562）年	家譜	石奉行兼務。 近世木奉行分設とある（『旧記』）。
鍛冶奉行所	始期不明	記載無し	萬暦中（1573～1619）	記載無	石・木奉行と兼務
瓦奉行所	始期不明	汪氏小橋川親雲上孝韶	萬暦中（1573～1619）	家譜	焼物奉行兼務。一時期焼物奉行分置。 1713年段階で瓦奉行兼務に戻っている。
金奉行所	始期不明	毛氏阿波根筑登之親雲上盛韶	萬暦20（1592）年	家譜	當職が金奉行兼務の時期有 1713年段階で金奉行兼務に戻っている.
貝摺奉行所	始期不明	毛氏保栄茂親雲上盛良	萬暦40（1612）年	家譜	一時期引物奉行分置。1713年段階で貝摺奉行兼務に戻っている。
螺赤頭奉行所	始期不明	翁氏城間里之子親雲上盛政	萬暦17（1589）年	家譜	一時期畳奉行分置。 當職が螺赤頭奉行兼務の時期有。 畳奉行、1713年段階で螺赤頭奉行兼務に戻っている。 1729年廃止。鍛冶奉行兼務（『旧記』）。

・粟国恭子氏は首里王府の工芸関係の諸職の構成人員について『琉球国由来記』・『球陽』・『職制秘覧』等により整理した表を作成している（粟国2007）。
・麻生伸一氏は王府所属の職人について『琉球国由来記』編纂時（18世紀初頭）と『職制秘覧』編纂時（19世紀中ごろ）の職人構成の比較を行っている（麻生2020）。
・本表は『琉球国由来記』（1713年）の工芸関係部署の奉行職任職記事が、各部署の始期ではなく1713年の『琉球国由来記』編纂時期に王府として任職の実態を最も遡れた記録であったとの観点から作成してみた。

第五章　近世期に琉球国で工芸品に使用された原材料に関する考察

はじめに

首里王府が王府祭祀等で使用した祭祀儀礼道具の製作は、島嶼国家であるため他地域からの製作技術の導入と原材料の輸入が不可欠であった。

第四章では、導入された工芸技術をできるだけ網羅的に取り挙げ、琉球国の工芸技術の導入の傾向と特徴を考察してみたが、本章では琉球国に輸入された工芸品の原材料について、進貢貿易時に清朝政府が朝貢国輸出の際に作成した免税関係の檔案史料から琉球に輸入される物品の内、工芸品製作に使用された可能性の高い品目をできるだけ網羅的に取り挙げて輸入された時期、数量を紹介する。また、王府製作の琉球漆器生産の仕様書とも言うべき「貝摺奉行所関係文書」や、首里城重修関係文書にある原材料・数量等も合わせて紹介してみる[1]。

さらに近年、前近代の工芸製作技術の解明等のため、さまざまな機関が工芸品の原材料の科学的な調査を行っている。この調査結果から、地域に根付いた古い工芸品から琉球では産出できず、他地域から輸入しなければ調達できない原材料が多く使用されていることが判明している。この各機関が現段階で公開している調査対象物の原材料を特定した結果をなるべく網羅的にまとめて、檔案史料、「貝摺奉行所関係文書」、首里城重修関係史料等の文献史料との比較検討を行いながら、琉球国の工芸品に使用された原材料に関する全体的な傾向を分析し、王府の祭祀儀礼道具製作に与えた影響について考察をしていきたい[2]。

第一節　工芸製作に使用される原材料に関する記録

琉球国で使用された工芸品の原材料に関する記録は、清朝政府が作成した檔案史料や琉球側の『歴代宝案』等に多くの物品が記述されている。琉球国は、朝貢国なので進貢貿易で福州に来航する際、輸出入で扱われる物品は全て免税であった、本節では、琉球国が福州より帰国する際に清朝政府が作成した貿易物品に関する免税摺に付された清単に着目し、工芸品に使用された原材料の傾向を検討してみる。

また、琉球国内で工芸品製作を行った部署の記録である「貝摺奉行所関係文書」の中から特徴的な製作事例を幾つか挙げて中国産・日本産・琉球産の原材料使用の傾向を検討する。さらに近世琉球期に行われた首里城重修時にも工芸品製作と同じ原材料が使用されていたことから、首里城重修関係史料より使用材料の検討を行ってみたい。このような貿易時に輸入した物品や、実際に琉球国内で工芸品や建造物の製作現場で使用された記録を考察しながら、第二節で取り上げる現存する前近代の工芸品の科学調査の結果で判明した原材料との比較を行い、祭祀儀礼で使用された道具に関する原

材料がどのように調達されて製作に使われたかを考察してみたい。

第一項　琉球使節帰国時の免税摺に関する考察

琉球が進貢貿易で福州に来航時、琉球よりの輸入物品について禁輸物品の有無、貿易品の数量等が清朝政府により確認されたうえで免税される。同じように帰国時も中国から持ち出す物品は確認のうえで免税される。どちらも免税額を確定するため輸出入の物品リスト（清単）が作成される。このようなリストは琉球船が派遣される度に作成されていたが、現存する檔案史料は帰国時で 32 文書しか残されていない[3]。それでも琉球と清朝の貿易の実態を考察するための第一級史料といえる。

この清朝から琉球に輸入された物品から工芸品の原材料となる項目を抜き出して一覧としてみた（表 1 檔案史料にみえる中国から琉球に輸入された工芸品製作材料及び工芸品一覧表)。幾つか特徴的なことを挙げると、紙類や漆器の箱や盤等の既に製品となっているものが数千から数万と大量に輸入されている。これは琉球及び日本市場に転売されたものと思われる。漆が中国から輸入されていることも特徴で、琉球は冊封・朝貢体制下の清朝、幕藩体制下の薩摩・幕府への献上品として漆器生産が盛んに行われていたが、塗料として漆自体の自国内生産は低調であった。日本産の漆の輸入だけでなく、大量ではないが記録上、中国からの輸入があったことが分かる。また、この輸入された中国製漆は、琉球の進貢貿易の拠点となった福州が中国南部とも地理的に近いため、東アジア特有のウルシオールが成分の漆だけであったかは不明である。

鉱物顔料が大量に含まれることも大きな特徴で、硫化水銀が主成分の銀朱・辰砂・硃砂や硫化砒素が主成分の石黄・雄黄、鉛系顔料の黄丹が記録されている。洋青は 18 世紀初頭、ドイツ等のヨーロッパで開発されたプルシアンブルー等と呼ばれる人工顔料である。製法自体が中国に伝播していたようなので、おそらく中国産のプルシアンブルーではないか。窯業に関する原材料もあり、石青は、いわゆる呉須と呼ばれる青色顔料で陶器・陶磁器の染付に使用される。硼砂も釉薬に使用される。水銀は鍍金に使用する。ただし免税摺に清単が残る 32 事例の内、水銀は 18 事例で確認され 10,000 斤を超える数量の年もあるので鍍金以外の使用や、水銀自体を日本市場へ転売していたと思われる。

昆虫由来の臙脂類や、植物染料の蘇木・紅花等もある。藤黄（藤黄か）は主に東南アジア産のオトギリソウ科の植物から採取される植物染料で琉球国内ではフクギから同種の染料の生産が可能であった。

明礬・白礬は絵画等で絵具の滲み止め・剥落止めとして使用される。黄蝋は蜜蜂の巣から生産され、主に薬種として輸入されたと思われるが、蝋型鋳物の原材料や、ワックスのような役割でも使用されたものと考える。墨類は王府内での文書作成や書跡の原材料としてだけでなく、工芸品の図案で黒色を表現する際にも使用される。

このように工芸品の原材料となる物品だけでも多岐にわたって中国から輸入していたのである。また、このような輸入色材は八重山蔵元でも使用されていた伝承が残っており、王府や首里・那覇の都市部だけでなく地方にも伝播していたようである[4]。

第二項　「貝摺奉行所関係文書」にみえる漆器生産で調達された原材料の考察

次に琉球国内で漆器製作を行っていた部署である貝摺奉行所の記録から原材料について考察してみたい[5]。「貝摺奉行所関係文書」は大和へ献上するために製作される漆器の原材料の数量と費用を積算して、経費算出のために作成された首里王府の行政文書である。琉球国内で使用する祭祀儀礼道具の仕様に関する記述は無いが、「朱塗沈金さすくい」（朱漆沈金丸櫃）等の製作仕様が類似した資料に関する記述は残っている。

この「貝摺奉行所関係文書」に関する分析は、小野まさ子氏が京都大学に所蔵されている「琉球資料」中の当該文書群を紹介し、書誌的な情報や製作された漆器の分類等を行っている[6]。さらに安里進氏により、「貝摺奉行所関係文書」記載の漆器の原材料の数量と費用をデータベース化して使用材料について明確に比較研究ができるようになった[7]。本項では、この安里進氏作成のデータベースを基礎とし、特徴的な 6 事例を取り挙げて琉球の前近代の工芸品や祭祀儀礼道具の原材料の考察に活用してみた。

具体的には黒漆螺鈿の漆器と朱漆沈金及び箔絵が加飾の漆器の 6 事例の原材料について、⑴中国調達、⑵中国調達・琉球加工、⑶薩摩・日本調達、⑷薩摩・日本調達・琉球加工、⑸調達先不明・琉球加工、⑹琉球調達と 6 項目に区分し直して調達先に関する傾向を考察してみた（表 2 貝摺奉行所関係文書記載漆器の原材料の産地事例）。

「貝摺奉行所関係文書」の記述は漆器製作に関する費用算出を目的とした行政文書なので、小野まさ子氏も指摘している通り、記述された材料と数量が実際の漆器生産の実態をどこまで表しているか疑問も残るが、大まかには記述された内容で材料が調達されたと想定して考察を進めていく。

⑴中国調達の原材料

まず中国で調達したと思われる材料を取り挙げてみると、事例 5 の「青貝見屏」（25 冊 02）に「唐地漆」の記載がみえる。「唐地漆」が使用された事例は「貝摺奉行所関係文書」中で、この一件のみであるが、唐地漆の替わりに吉野漆を使用すると記述された事例が「青かい御食籠」（24 冊 03）、「青かい御重箱」（24 冊 07）、「青かい中央卓」、真塗貝摺刀掛（24 冊 12。元は朱塗）、「真塗貝摺御多葉粉盆」（24 冊 13。元は朱塗）となっている。本来は唐地漆を使用予定だったが吉野漆に変更したようである。変更は「吉野漆」に限られ、「和地漆」と記述された漆で変更された事例はない。また全て加飾は螺鈿である。上塗りの梨漆は「真塗貝摺刀掛」と「真塗貝摺御多葉粉盆」が元は朱漆だったが黒漆に変更されたこともあり、基本黒漆の漆器で「唐地漆」から「吉野

漆」に変更されている。黒漆の螺鈿漆器は「唐地漆」を使うことが原則であったが供給に問題があったため変更されたということであろうか。

事例６の「沈金さすくい」（25 冊 08）には、「唐金薄」とあり、沈金に使用した金箔は中国製だったとある。中国製の金箔を使用した事例は、別途製作された「沈金さすくい」（25 冊 10）にも「唐金箔」が使用されたとある。

事例１「貝摺重御硯箱」・事例２「朱漆沈金さすくい」・事例３「朱漆沈金さすくい」の「絺桐板斎」、事例５「青貝見屏」の「晒桐板斎」は、王府が進貢貿易時に渡唐役人に調達の指示を出した記録もあるため[8]、中国製の布と思われる。布着に使用したと思われるが、記録上は舶来の布を使っていたということになる。疑問が残るところだが、「絺桐板斎」、「晒桐板斎」を使用していない事例４「朱塗唐台」は「八重山拾七升白細上布」、事例６「沈金さすくい」は「宮古拾七升白細上布」と、「拾七升」の品質の良い上布を使っている。事例で取り挙げなかった記録でも「絺桐板斎」、「晒桐板斎」を使用しており、使用していない漆器は、ほとんど「八重山拾七升白細上布」、「宮古拾七升白細上布」の上布を使用したとされている。「桐板斎」は中国製の苧麻の一種と考えられ[9]、宮古・八重山の上布も苧麻なので布着には苧麻で織が密な布を使用すべきとの認識だったと思われる[10]。

「唐絵書筆」は事例として挙げた 6 事例全てに記録されている。事例として挙げなかった記録でも、製作費用の項目がなく、輸送費用の算出のみ記録された漆器以外は、ほとんど「唐絵書筆」、「唐毛書筆」が入っている。図案製作のために必要だったものと思われる。

⑵中国調達・琉球加工

中国で調達したうえで、漆器生産時に琉球で加工した材料として「朱漆」と「拵石黄」と記録された項目がある。

第一項の免税摺に付された清単の記録から銀朱（辰砂・硃砂）、即ち硫化水銀を主原料とした水銀朱は中国から輸入したと思われるが[11]、「貝摺奉行所関係文書」には「朱漆」とあり、漆器製作時には顔料と漆を混ぜて塗装可能な状態で項目に入れている。

同じく「拵石黄」も輸入した石黄を拵えた（加工）うえで項目に入れている。第三節で詳細は述べるが、石黄は沈金や箔絵加飾がある漆器で使用されている。金箔を貼る際の下付漆に石黄を入れていたので朱漆のように漆と混ぜて塗装できる状態を仕様に書き込んでいたのであろう。

⑶薩摩・日本調達

薩摩藩領内若しくは日本市場で調達した原材料と思われる項目を取り挙げてみると、まず「和地漆」・「吉野漆」がある。事例１・５をみると「吉野漆」は「和地漆」よりも使用数量が多い。他の事例でも傾向は同じである。先述の通り「唐地漆」の代用と

しても使用されている。下地製作も含め黍漆全般で使用されていた。「和地漆」は数量が少なく、ほとんど黒漆螺鈿の製作時に使用されている。黒漆の蝋色の美しさを出すのは「和地漆」を使うという認識があったのであろうか。おそらく「和地漆」は大坂等の上方で調達された品質の良い漆を指したものと思われる。

金箔は事例２・３の「和三寸三分かく赤金薄」、事例４の「和三寸二分かく赤金薄」に使用されている。金箔を使用しているほとんどの事例が朱漆に沈金若しくは箔絵加飾を行っている。特異な例外を一つ挙げると「真塗一垣貝擦御吸物椀」と「朱塗一垣貝摺御吸物椀」のセットに「和三寸二分かく赤金薄」がそれぞれ四枚程使用されている。製作の半分は黒漆で、加飾の指示は螺鈿で沈金や箔絵加飾はない。金箔各四枚と数量も少ない。あくまで螺鈿加飾の一部として使用し、例えば貝の裏に金箔を貼り、一部貝の色を変える表現をした可能性や、地色の黒漆や朱漆の背景に箔紛を蒔いた可能性も考えられる。このように記録からは材料と加飾仕様の関係性について明確に言及できない事例もあった。

金箔は中国調達もあったが、「貝摺奉行所関係文書」中には、日本産の金箔が圧倒的に多い。薩摩藩で薄い金箔に加工することは難しいと思われるので薩摩藩内を経由して大坂等の上方から調達したものと思われる。

桐油は、全て「和桐油」と表記されており、「貝摺奉行所関係文書」にある漆器は全て日本産の桐油を使っていた。『球陽』では [12]、桐油は十八世紀初頭まで中国と日本から全て輸入していたが、中国から種子を移入して栽培に成功し、琉球産桐油の生産も可能となったとある。『琉球館文書』の嘉慶 6（1801）年の記事で桐油は [13]、船の修補や漆器生産、合羽等の雨具生産に必要とのことで、主に防水塗料として使用されている。琉球では年間五千から六千斤の桐油を必要としており、大部分の調達は琉球館の用聞商人により上方（大坂）から調達し、年間平均三千から四千斤を薩摩から琉球に運んでいた。それ以外に数量は不明だが鹿児島の海運業者が貿易のために琉球に輸入していた。琉球でも七八百斤から千斤程を生産し、品質は日本産より良いが、数量が不足しており日本産の桐油輸入は必要不可欠であった。また『琉球館文書』の記事がある嘉慶六年以前、乾隆 9（1744）年 7 月初 9 日付け、福建巡撫周學健より皇帝へ琉球国使臣が救火水龍を帯回することを査験し報告する上奏文に [14]、「外洋各國、進貢來閩。夷使所帶銀兩・貨物例、准其在南臺柔遠驛、開市貿易、委員在館、監看除違禁史書・黒黃紫皂大花西番蓮緞匹・焰硝・牛角・兵器・桐油・鐵鍋等項、不准購買帶回外、其餘中國所有器用什物概准帶回。」とある。琉球使臣が「救火水龍」を購入して帰国することの是非を報告する上奏文の一節に、違禁の書籍、黒黄紫皂色で大花の蓮が織られた絹織物、火薬、牛角、兵器、鉄鍋と共に桐油が輸出禁止項目になっていることが記録されている。少なくとも乾隆 9 年以前に、中国では桐油の輸出を禁止しており、不足分を賄うのは日本産しかなかったようである。

桐油を使用した事例は、事例２「朱漆沈金さすくい」・事例３「朱漆沈金さすく

い」・事例４「朱塗唐台」・事例６「沈金さすくい」となっている。傾向としては朱漆沈金若しくは箔絵加飾のものとなっている。取り上げなかった事例では「堆朱重々香合」で使用している。この香合は堆錦だけでなく仕様に白檀塗が入っている。沈金や箔絵、白檀塗で金箔を貼った部分へコーティングとして桐油を使ったものと思われる。

⑷薩摩・日本調達・琉球加工

薩摩藩若しくは日本市場で調達し琉球で加工したと思われる原材料として鉄が挙げられる。桐油と同じく鉄も中国からは輸出禁止であり、琉球が鉄を調達するのは薩摩経由だった。「貝摺奉行所関係文書」には「与那原勝りかね」と表記されており、「与那原で精錬した鉄」という意だと思われる。鉄を必要とした事例は、事例２「朱漆沈金さすくい」・事例３「朱漆沈金さすくい」・事例４「朱塗唐台」・事例６「沈金さすくい」で全て加飾が沈金となっている。鉄は沈金刀に使用されたのであろう。19～20 世紀、琉球の沈金はゼンマイ刀が主流となり、運刀法も抑揚があり躍動感がある刀技となったが、近世琉球期の沈金は、運刀法も抑揚が少なく刻線が均一な刀技であった。牡丹や七宝繋紋等の曲線や直線の刻線を均一な刀技で彫っていくためにはゼンマイ刀のような柔軟な材質ではなく鋼を使った曲刀が主流で、一部棒状の沈金刀も使用したものと思われる[15]。そのため精錬された「勝（すぐ）りかね」を調達して沈金刀を製作し沈金加飾の漆器生産に臨んだものと思われる。

⑸調達先不明・琉球加工

調達先不明で琉球で加工したと判断した項目は、「壱度越漆」・「四度越漆」・「八度越漆」と表記された項目である。髹漆前に漆を漉すことは製作する工房で一般的に行われる作業だが、漉す前の漆の産地が表記されていないので調達先は不明とした。事例としては事例２「朱漆沈金さすくい」・事例３「朱漆沈金さすくい」・事例４「朱塗唐台」・事例６「沈金さすくい」で全て朱漆漆器である。また「唐地漆」、「和地漆」、「吉野漆」等の産地が明記されて項目が記録されている漆器には越漆の表記は無い。黒漆の蝋色の艶を重視した漆器には産地が明確な漆を使い、朱漆のように顔料を混ぜ込む漆に数度漉した漆を使ったのではないか。

⑹琉球調達

琉球で調達が可能だった項目として、まず近海で採取することが可能なヤコウガイ等の貝を加工したもので、事例１「貝摺重御硯箱」、事例５「青貝見屏」には「手延摺貝」、「手延白摺貝」、「煮貝」が使用されている。ただし、この摺貝と煮貝の使い分けに関する記録はない。

下地に関する分析は四柳嘉章氏が指摘する通り、産地の同一性を知るための手がかりとなると思われる。「貝摺奉行所関係文書」中、下地に使用する材料として「拵瓦地

粉」、「瓦地粉」、「こちゃ地粉」等が記録されている。琉球漆器の調査で試料採取が可能な漆器調査が進み、実際に下地に使用している材料の傾向が明らかになれば、文献史料の記録と比較して産地特定の一つの基準となると思われる[16]。

「貝摺奉行所関係文書」中、「拵瓦地粉」、「瓦地粉」は製作が途中で中止となった漆器以外は、全ての漆器の原材料として記録されている。

「こちゃ地粉」は取り上げた事例では、事例２「朱漆沈金さすくい」・事例３「朱漆沈金さすくい」・事例６「沈金さすくい」に使用されており、全体でも 10 事例に留まる。また数量も少なく事例２「朱漆沈金さすくい」を例とすると「拵瓦地粉」は三合二夕二才（約 515.2ｇ）に対して、「こちゃ地粉」は二夕七才（約 43．2ｇ）である。他の事例も「拵瓦地粉」に較べて「こちゃ地粉」の調達は少量ということになっている。実際の漆器製作時の使用実態との比較については今後の課題であろう。

「明松灰墨」は、松明等を使用した際に残る炭で松煙・油煙類のことと思われる。黒漆精製の原材料で、事例１「貝摺重御硯箱」と事例５「青貝見屏」に記録されている。このことから、少なくとも「貝摺奉行所関係文書」が作成された 19 世紀中の琉球では、黒漆精製に鉄粉ではなく、松煙・油煙類を使う傾向にあったといえる。また「貝摺奉行所関係文書」は、前例踏襲で継承されてきた仕様書であったと思われるので、琉球では伝統的に黒漆精製に松煙・油煙類を使用していた可能性もある。これも試料採取を伴う科学調査を行った際の貴重な比較検討材料となると思われる。

その他、麦之粉は下地の麦漆の原材料、「宮古白中布」や、「宮古拾七升白細上布」、「八重山拾七升白細上布」は「桐板」で説明したように布着に使用されていた。

おおまかであるが「貝摺奉行関係文書」中の特徴的な 6 事例を中心としながら、当該文書の記録にみえる琉球漆器の製作で使用される原材料の産地を区分けしてみた。鉱物顔料・金箔・墨等の琉球で産出・生産できない原材料は中国・日本市場からの調達に頼っており、絵筆等の図案を描く重要部分に使用する道具は中国製を使用していたことが記録より垣間見える。

塗装材は、黒漆の上塗りに大坂方面から調達する「和地漆」、朱漆や下地には鹿児島産の「吉野漆」、中国製の「唐地漆」を使い、日本産の「和桐油」も使用していた。

また僅かだが琉球製の漆・桐油も献上用の漆器に使用していた。下地に使用する瓦地粉・クチャ土や、黒漆精製の際に使用される松煙・油煙類等も琉球で調達生産されていた。布着に使用する布類は中国製・琉球製を併用している。

傾向としては、琉球で生産できないという理由だけでなく螺鈿・加飾等の視覚できる部分の材料は国外産を使用しており、下地に関する部分の原材料は国内で調達していることが「貝摺奉行所関係文書」の記録からうかがえるのである。

第三項　首里城正殿重修関係史料にみえる原材料の考察

首里王府の行政府、国王の宮殿として建設整備された首里城内の特に正殿に関しては断片的ではあるが重修の記録が尚家文書や鎌倉コレクションに残っている[17]。この首里城正殿の重修関係史料の位置付けや性格は、高良倉吉氏が要点をまとめた論考があるので参照頂きたい[18]。本項では、この重修関係史料に琉球国の前近代に製作された工芸品や祭祀儀礼道具と重なる原材料の記録が幾つか残されている箇所を紹介して第三節の集積した科学調査の結果と比較検討する材料としてみたい。

『百浦添御殿御普請日記』の道光 25（1845）年 2 月の記事には[19]、正殿重修を行うにあたり、「唐朱・丹朱・正延紫（腥臙脂）・金薄（箔）・水粉・明ばん・吉野紙・石黄・砂緑・砂紺青・石緑・藍浪・土黄・地漆・吉野漆・小文筆・達磨墨・大彩筆・中彩筆・小彩筆・絵書筆・銀箔・荏子油」を調達確保せよとの指示が申口に出ている。この色材を中心とした調達指示の出ている原材料を表にしてみた（表 3 正殿重修（道光 25～26 年）時に調達指示のあった原材料等一覧表)。集積された原材料から考察すると、黄色・赤色・青若しくは緑色、白色、黒色の色材があることから五色で表現できる図案となる場所の修理のための材料と思われる。壁面塗装に使用される久米赤土や弁柄が含まれていないことや、金薄（箔）が五万枚超と大量にあることから、集積された原材料は、唐玻豊の妻飾・向拝柱・正殿下庫理（一階）及び大庫理（二階）御差床周辺の金龍柱、「金龍五色之雲」の柱部、須弥壇勾欄の擬宝珠及び沈金加飾部、須弥壇羽目板の葡萄栗鼠紋の何れか、若しくは、その全ての修理のためのものであろう。

この記録にある原材料から色材を中心に紹介してみると、まず赤色系色材の「唐朱」は中国製の辰砂であろう。「丹朱」も辰砂と同じ硫化水銀系の赤色鉱物顔料である。「正延紫」は腥臙脂のことと思われ、ラックカイガラムシやコチニールカイガラムシの昆虫由来の色材である。註４にある鎌倉の大正 12 年の八重山調査でも「朱」・「丹朱」があったとされている。

「水紛」は白粉という意味もあり白色顔料であろう。材質は、錫粉、鉛系顔料の鉛白、カルシウム系顔料の胡粉の可能性があるが、註４の鎌倉の調査では「水粉」は粉末で貝粉とあり、屋外の建築彩色であれば鉛系顔料は湿度等の環境によって黒変する可能性が高いためカルシウム系顔料の胡粉であったと思われる。

黄色系色材の「石黄」は硫化砒素が主原料の鉱物顔料である。「土黄」は文字を逆転すれば黄土で弁柄のような酸化第二鉄系の黄色鉱物顔料の可能性があるが、註４の鎌倉の調査では「湯を入れて溶かし使用」とあり、水溶性の植物染料を顔料化した色材だったと思われ鉱物顔料の黄土より藤黄の可能性が高いと思われる。

緑色系色材の「石緑」、「砂緑」も註４の鎌倉の調査から石緑について「石塊状、割りて小片となし擂鉢に入れ摩りて砂状にする」とあるので緑青のような銅系化合物を粉末にしたものであろうと思われる。

青色系色材の「藍浪」は植物染料で、琉球で多く自生・栽培されていた藍を顔料化した藍蝋のことだと思われ註４にも藍蝋は「棒状または粉末」とあり顔料化させたう

えで流通させていたものと思われる。砂紺青は、プルシアンブルー（ベロ藍）と思われる。

「達磨墨」は図案の下図を描く時に使用したと思われるが、黒色の表現にも藍やプルシアンブルーと混色して黒色に近い濃紺色で表現していた可能性もあると思われる。

「明ばん」は明礬と思われ、色材を塗装する時に膠と混ぜて顔料の滲み止め、剥落止めには欠かせない材料である。

この色材を使用して修理箇所に塗布する塗装材として地漆 12．286 斤（約 7．33 kg）、吉野漆 3 斤（約 1.79 kg）、荏子油 4 斤（約 2.387 kg）の用意を指示している。

用途不明なのが銀箔で、正殿建造物のどこに使用したか今後の課題であるといえる。

この指示文書には、先述の通り壁面に使用されたと思われる弁柄等の調達の記録が無い。ただし別の記録には弁柄調達に関する記事がある [20]。同じ『百浦添御殿御普請日記』の道光 25（1845）年 3 月 20 日の記事には、来年（1846）実施する正殿重修で、弁柄朱の準備を前もって行うことを貝摺奉行が、おそらく評定所に上申し、評定所から御物奉行、御物奉行から取納奉行へ弁柄の調達について指示が出された文書である。過去の重修となる嘉慶 16（1811）年には、弁柄が不足して日本市場から「和弁柄朱」を買い入れたことが記録されている。

この指示を行った後の顛末については不明で、『百浦添御殿御普請日記』には翌年の道光 26（1846）年正月に「弁柄朱六拾斤」の調達指示が出ているが産地については記されていない [21]。琉球国内で弁柄の調達が実施できたのか詳細は不明だが、少なくとも 19 世紀前半から中期にかけて原材料の輸入だけでなく、王府は琉球国内で原材料自体を生産のうえ、首里城正殿等の大規模木造建造物の塗装修理や、工芸生産に活用しようと試みていたようである。

首里城重修関係史料に記録のある原材料を取り挙げてみたが、免税摺に記録が残る中国から輸入された原材料や、貝摺奉行所で調達された原材料と重なる物品が多くある。献上用の漆器生産も建造物である首里城正殿修理の現場でも類似した原材料が使用されており、重要な品目は輸入に頼っていたことが垣間見える。ただし第二項の桐油や、本項で取り挙げた「弁柄朱」のように輸入に頼ってきた塗料や鉱物顔料を琉球国内で調達することを模索する動きもあった。

このような文献史料に残っていた記録の傾向を鑑みながら、第二節では現存する琉球関係文化財に関する科学調査の結果を取り挙げ、文献史料に記録が残る原材料がどの程度使用されていたのかを比較して考察を行っていきたい。

第二節　琉球関係文化財の科学調査からみえる原材料使用の傾向

第一項　琉球関係文化財の科学調査

近年、文化財に対する科学的な手法を用いた調査が盛んに行われている。調査対象物の構造や材質の判断は、目視による観察では限界がある。漆工資料等の器物の構造については、器面に漆等の塗装を施していれば、経年劣化や、破損により塗膜面が剥がれた部分からしか構造の検討をすることができない。劣化や破損がない保存状態が良好な資料であれば確定的な判断を行うことは難しい。また器面に塗装されている塗膜の組成や、染織資料の型染めや、糸を染めた色材の判断は、これまで製作者の経験則の判断に頼っていた。また、博物館・美術館、個人所蔵の工芸資料は、美術作品として賞玩されるものであるため、構造を見るために器面の塗膜を剝がしたり、塗膜の組成を調査するために塗膜面を採取することは難しい。

そのため、文化財では医学や産業分野で用いられている科学的な手法を用いた非破壊による調査方法が近年多く活用されてきている。器物の構造に関しては、透過Ｘ線撮影やCT撮影を活用した調査を行い、塗膜の劣化や破損の少ない資料でも内部構造が明らかになり琉球製の漆工資料等の製作技術の傾向も判明しつつある[22]。漆工資料や、金工資料、染織資料等の表面に使用されている塗膜、金属、色材等の組成についても蛍光Ｘ線等を用いた調査から琉球関係文化財に使用されている原材料の調査データが増えつつある[23]。

また埋蔵文化財の一部では、資料検出時に破損が激しく、採取したサンプルを器物の元の場所に戻せない場合や、博物館・美術館所蔵資料についても、剥落片を剥落した資料に戻せない場合、そのサンプルや剥落片を活用して、資料の製作材料の詳細な分析調査が行える場合もある。このような非破壊・採取試料を活用した琉球関係文化財の科学調査の結果について刊行物等で現在公開されているデータを集積してみた（表4琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧表）。

各機関で科学調査を行った目的や手法はさまざまであり、所蔵資料の材質を確認するということでは、全ての機関が同じ目的を持って調査を実施しているといえるが、状態把握を行ったうえで、今後の保存管理等の修理方針を検討することであったり、前近代に失われた美術工芸資料の復元製作まで視野に入れて類似資料の材質確認をする調査であったりと、個々の機関が実施している事業内容で調査の密度が異なってくる。特に復元製作事業関連の調査の場合、かなり詳細に一つの資料に対して調査を行うこととなる。したがって目的の違いで調査測定数にも差異が出てくる場合もある。目的により調査の密度は違ってくるが、新たな知見が確認されるようになり前近代の工芸製作に多様な原材料が使用されていたことが知られるようになった。また各機関は収集した資料群の展示公開や、復元製作事業の途中経過報告・完了等に合わせて、このような新たな科学的な知見が盛り込まれた調査結果を公開するようになった[24]。

本節では、祭祀儀礼道具に関わらず、調査実績のある各機関が個別に公開した各工芸分野の調査結果を横断して、なるべく網羅的に集積したうえで前近代の工芸製作における原材料使用の傾向を捉えてみたいと考える。

第二項　色材ごとの使用材料の傾向　-日本・中国の色材使用傾向との比較考察-

表４の通り、各機関が公開した調査結果を以下の通り分野ごとに分類してみた。

絵画・絵図・書跡等の紙資料 31 件（表 4－1)、漆工品 115 件（非破壊調査 55 件（表 4－2－1)、資料採取調査 60 件（表 4－2－2))、歴史資料 2 件（表 4－3)、刀剣類 3 件（表 4－3)、金工資料 14 件（表 4－3)、ガラス製品 10 件（表 4－3)、玉製品 8 件（表 4－3)、染織資料 89 件（表 4－4)、陶芸資料 17 件（表 4－5）の合計 289 件を一覧としてみた。色材の使用状況は各工芸分野で類似点と相違点があり、さらに同時代の日本・中国との色材の使用状況に関する類似点・相違点も浮き彫りになった。その比較を行い、琉球における色材使用の傾向を整理・検証するため一覧にまとめてみた（表 5 色材の各分野との比較と特徴)。

各資料の調査結果から導き出せる個別の製作技術に関する特徴は、それぞれの公開された刊行物等の調査報告で紹介されているので、ここでは集積した調査結果の比較からみえる前近代の工芸品製作に関する原材料使用の傾向を総括的に考えてみたい。

分野を超えて指摘できる傾向は、本章第一節第一項（表１檔案史料にみえる中国から琉球に輸入された工芸品製作材料及び工芸品一覧表）でも明らかにしたように、進貢貿易で輸入した色材・原材料を大量に使用していることで [25]、銀朱（硫化水銀)、石黄（硫化砒素)、腥臙脂、石青（呉須。天然コバルト）等が、漆工資料、染織資料、陶芸資料、絵画・絵図にも使用されている。そのため近世期の幕藩体制下の日本とも違う特異な原材料使用の傾向が各工芸分野とも展開されたといえる。

それでは、本章第一節の文献史料の記録と集積した科学調査結果を比較して特徴のある色材・原材料を中心に紹介して琉球の工芸品製作における材料使用の傾向について考察してみたい。

⑴白色系色材

①鉛白

白色系色材では鉛白（鉛系化合物）と胡粉（カルシウム系顔料）が使用されている。特に絵画分野で多くの資料で鉛白を使用しており、近世期の日本の絵画製作と様相を異にしている。このことは分析を行った研究者も指摘しており、早川泰弘氏等は、江戸期の国内絵画の白色顔料が胡粉（原材料はカルシウム系）を主流としている中で、琉球の絵画には鉛白が多用されている傾向に注目している [26]。鉛白は、中国絵画によく使用される顔料なので、琉球人絵師の表現技術は近世期の日本国内の中で、まれな中国絵画の技術の影響が強い地域だったと考えられる [27]。科学調査の結果を挙げると、現存する琉球絵画で最古の資料となる 17 世紀前半の自了筆「白澤之図」（表 4－1№24）で白澤の肢体は鉛白を使って描かれている。また 17 世紀中期から福州へ琉球人絵師が

技術習得に赴いていることから絵画表現や使用する鉛白を含めた鉱物顔料の使用傾向が中国の影響を受けていることは科学的な調査と一致する。この鉛白は、絵画や絵図だけでなく、漆芸資料では「白密陀山水人物四方盆」（表 4－2－1№9)、「夜雨琴」（表 4－2－1№2）等のように器物に白色の塗装をする表現として使われる白密陀の資料に使われている。密陀絵の特徴である中間色を出すために他の顔料と混色して使用されている事例もあり、「潤塗花鳥箔絵密陀絵丸形食籠」（表 4－2－1№11）は緑色・深緑色部分に石黄及び藍を原料とした有機系紺色顔料と共に鉛白が使用されている。

染織資料の型染（紅型）資料でも、他の顔料と混色をして中間色を表現するために鉛白が使用されている。「黄色地鳳凰蝙蝠宝尽青海波剣山立波文様紅型絹袷衣裳（胴衣)」（表 4－4№2）では紫色を赤紫系の染料と鉛系（鉛胡粉）の白色系色材で混色している。「水色地波涛桜文様苧麻紅型衣裳」（表 4－4№41）では紫色の暈し部分に鉛白を使用しており、「木綿白地稲妻に雪輪菊松竹梅紅型単衣裳」（表 4－4№57）では紫色部分に臙脂・藍と共に鉛白を使い混色している。「苧麻浅地牡丹枝垂桜両面紅型単衣裳」（表 4－4№54）では紫味の桃色部分に臙脂と鉛白で混色している。桃色は、「黄色地霞に枝垂桜飛鳥菊花文様衣裳」（表 4－4№60）では水銀朱と鉛白の混色で表現している事例もある。

織物の図案集である「御絵図」（表 4－1№3～10）「御絵図帳」（表 4－1№11・12）は、調査事例の 10 事例全てで鉛が検出され鉛白が使用されている。鉛白だけでなく、水銀朱・緑青・群青・石黄等の鉱物顔料を中心に図案を描写しており、黄色表現は染料系の色材を中心に使用されている。実際の織物製作の糸染は植物系の有機色材が使用されるが、図案見本である御絵図の描写は鉱物顔料中心で、図案の描写と織物製作の実情とは乖離した色材を使用していたことが分かる。

鉛白は、白色表現を中心としながら、紫色・桃色等の混色表現にも用いられ、絵画や漆芸の密陀絵加飾、型染の染織資料を中心に使用されていた（表 5）

②胡粉

胡粉は、絵画作品の資料全体からカルシウムを検出する事例が多くある。調査履歴がある地図・書跡・図案見本を除いた絵画資料 17 事例の内、11 事例（表 4-1№14・№15・№19・№20・№21・№22・№23・№24・№25・№26・№31）で資料全体からカルシウムが検出されている。11 事例の内、紙本の資料が 8 事例、絹本の資料が 3 事例であった。表装具の中裏紙・増裏紙の美栖紙及び総裏紙の宇陀紙に漉き込まれた胡粉が反応しているものと思われる。前近代に琉球で仕立てた表装具と明確に言える資料がほとんど無いことから琉球で胡粉が漉き込まれた紙を使用していた傾向にあったかは検討を要する。絵画資料の多くは歴代の所有者の賞翫等の目的で使用され、その間に表装具は修理を行う等、変容している可能性が高く、近代以降に付け替えられた美栖紙・宇陀紙の胡粉が反応している可能性が高いと思われる。また作品全体から検出さ

れることから本紙の絵画描写のための色材でもないと思われる。公表された刊行物に測定ポイントが記されていない呉師虔の神猫図（表 4-1№.26）は白色に胡粉を使用と報告されているが、これも表装具の可能性が高いと思われる[28]。

絵画資料で孫億筆の「花鳥図」（表 4-1№.18）は、白色表現で明確に胡粉の使用事例が確認できる。伝来が明確な孫億筆の三幅の「花鳥図」（表 4-1№.27）を含めて中国絵画・琉球絵画の事例では特異な事例と言える。可能性として挙げられるのは孫億を模写若しくは孫億が雅号の近世期の日本絵師の作品の可能性も考えられる。孫億の作品は「牡丹鳥蟲図」（慈眼寺所蔵）や、「三顧一遇図」（京都国立博物館所蔵）、「花鳥図屏風・六曲一双」（徳川美術館所蔵）等、琉球だけでなく日本へも輸出されていたことから前者の可能性は充分あると思われる[29]。

その他、胡粉の使用事例は建造物で先述の本章第一節第三項の通り、首里城正殿重修の建築彩色に胡粉（水粉と表記）が使用されていると思われる。「円覚寺仁王像残欠」（表 4-2-2№.60）からもカルシウムが検出されることから屋外の建造物や彫刻物には胡粉が使用されていたようである（表 5)。現存する工芸関係の資料でも、先述の紫色表現に鉛系色材を使用した「黄色地鳳凰蝙蝠宝尽青海波剣山立波文様紅型絹袷衣裳（胴衣)」（表 4－4№.2）で経年による黒変が認められる。近世琉球期の建造物の彩色を行う技術者は屋外建造物で白色表現を行う場合、黒変する鉛白ではなくカルシウム系の胡粉を使用することを経験則で理解していたものと思われる[30]。

⑵赤色系色材

①銀朱・辰砂

檔案史料で銀朱・辰砂・硃砂と表記された硫化水銀を主原料とする水銀朱は、免税摺が残る 32 事例の内、26 事例に輸入の記録があり、100 斤（59.682 ㎏）しか輸入しない年もあるが、多い年は道光 5（1825）年に 42,000 斤（約 25ｔ）も輸入していた。このように進貢貿易により豊富に輸入調達できる背景から、水銀朱は絵画・絵図・書跡、漆工品、染織品に幅広く使用されていた（表 5)。

絵画及び絵図資料では、調査を行った 26 事例の内、25 事例に赤色表現があり、23 事例で水銀朱が使われていた。17 世紀前半の「白澤之図」（表 4－1№.24）から 19 世紀頃の毛長禧筆の「花鳥図」（表 4－1№.22）まで近世琉球期を通じて使用されており、「孔子像及び四聖配像」（表 4－1№.14）のような人物図、「御絵図」（表 4－1№.3～12）のような図案見本帳、「琉球国惣絵図（間切集成図)」（表 4－1№.1)、「琉球国之図（薩摩藩調製琉球図)」（表 4－1№.13）のような地図等、絵画の画題や製作された絵図の区別なく使用されている。

漆工品で地色が赤色の上塗りの事例は、「朱漆山水人物箔絵八稜盆」（表 4－2 - 1№.8)、檀王法林寺所蔵の「朱漆垣松螺鈿卓」の類例となる「朱漆花鳥螺鈿卓」（表 4－2－1№.17）等のように、ほとんど水銀朱による朱漆となっている。これは「貝摺奉行所

関係文書」の朱塗漆器の仕様とも一致する。古い事例でみると「百按司墓木棺」（表 4－2－2№15）にも水銀朱は使用されていた。また、ヤッチのガマ・カンジン原古墓群から出土した赤色塗膜片（表 4－2－2№43）からも水銀朱が検出されている。朱塗の漆器は王府の祭祀儀礼道具や献上漆器の製作仕様とされたが、離島の古墓からも出土している。被葬者の社会的な地位等も考慮すべきであるが、地方の下級役人にも王府からの下賜等により所有が可能であったと思われる。

染織資料でいわゆる紅型と呼ばれる形染の染物にも水銀朱は頻繁に使用される。特に図案部だけでなく、「紅色地龍宝珠瑞雲文様紅型平絹袷衣裳（裏）紅平絹地」（表 4－4№10）のように地色全面の赤色が水銀朱を使用している事例も多くみられ、輸入した鉱物顔料を地色も含めて豊富に使用したところが近世期の日本の染物との相違点といえる。

また、染物だけでなく「読谷山花織胴衣（木綿紺地緯絣に経浮花織衣裳（胴衣）」（表 4－4№83)、「読谷山花織裂（経浮花織、格子に絣)」（表 4－4№84）のように花織の糸染にも水銀朱を使っている。基本的に鉱物顔料は粒度の違いはあるが粉末で、原則不溶性である。糸染には、可溶性の植物染料が適しているはずだが顔料染を行っている。国内でも水銀朱の糸染事例は、ほとんど無いのではないだろうか。

②弁柄・代赭

弁柄・代赭は、酸化第二鉄系の鉱物顔料である。檔案史料には弁柄・代赭に相当する項目は記録されていなかった。しかし、弁柄は首里城正殿等の重修時の建造物の彩色に「久志間切弁柄」、「和弁柄」、「久米赤土」が使用されたと記録がある。いずれも酸化第二鉄系の弁柄類の顔料のことと思われる。絵画の色材では代赭と呼ばれることが多く、「雪中雉子之図」（表 4－1№19)、毛長禧の「花鳥図」（表 4－1№22)、呉師虔の「関羽像」（表 4－1№25）等に使用され、赤色から茶色の色彩を表現している。

建造物の色材だけでなく漆工品にも使用されており、その特徴を幾つか挙げると、

第一には、水銀朱による朱塗の下塗りとして弁柄を使っている事例がある。非破壊の蛍光 X 線分析で「朱漆楼閣山水人物箔絵八稜盆」（表 4-2-1№6）のように朱塗漆器に水銀と鉄が検出される資料も幾つかあるが、鉄は下塗りの黒漆の水酸化鉄に由来する可能性もあり断定はできない。塗膜面の一部を採取した断面分析で塗膜面の階層ごとの物質を確認すると、水銀朱である辰砂を使った朱漆の下層に弁柄が塗装されている事例があった。具体的には「朱黒漆山水楼閣人物箔絵片身替箱」（表 4-2-2№28)、「朱漆花鳥堆錦合子」（表 4-2-2№32）等は弁柄を顔料に使った下塗の上層に朱漆の上塗りがされている。首里城御内原北地区で出土した器形不明の漆片（表 4-2-2№39～42）は赤色塗膜から水銀と鉄が検出され水銀朱と弁柄が使われた朱塗漆器の一部だと思われる。首里城正殿重修時に久志間切での弁柄生産を検討していたように、弁柄は日本市場からの調達だけでなく、琉球国内での生産も検討されていたようであり、進

貢貿易で豊富に輸入されていたとはいえ、水銀朱のような高価な輸入顔料の消費を抑えるため酸化第二鉄系の弁柄を下塗りに使用していたものと思われる。

第二に、潤塗の色材として弁柄を黒漆に混ぜて上塗りを行った事例がある。「潤塗花鳥密陀絵盆」（表 4-2-1№.7）、「黒漆花鳥密陀絵箔絵食籠」（表 4-2-1№.54）は地色の潤塗の塗膜面から鉄が検出され黒漆に弁柄を混ぜて上塗りしたものと思われる。

第三に、密陀絵で茶色のような中間色を出すために使用された。「潤塗花鳥密陀絵盆」（表 4-2-1№.7）、「黒漆花鳥箔絵密陀絵盆」（表 4-2-1№.13）は弁柄と石黄を混色して茶色を表現している。

第四に、箔絵の箔下漆に弁柄使用の可能性がある事例が 1 事例あった。「朱漆牡丹唐草沈金合子」（表 4-2-2№.24）は、箔絵部分から鉄が検出され金箔の下に弁柄が塗布されている。ただし、地色の朱塗の水銀朱の漆塗膜面から水銀だけでなく鉄が検出されるので箔絵の下層だけではなく、水銀朱の下塗り全体に弁柄を色材とした塗装を行っていたとも考えられる。日本の箔絵技法で箔下漆に弁柄を使用する事例は一般的であるが、現在、琉球漆器及び関連する漆工品の科学調査の結果が公開されている資料で箔絵の箔下漆に弁柄使用の可能性がある資料は本資料のみである。箔絵の箔下漆は後述する石黄の事例が多くみられる。本資料の調査方法は非破壊の蛍光 X 線分析と、塗膜のガスクロマトグラフィー分析であった。断面分析は未実施である。調査方法自体は分析装置を用いた客観的な調査であるが、分析結果に関する評価は多数の事例を比較して評価すべきである。水銀朱上塗りの下地に弁柄を使用した可能性もあるため、箔絵の箔下漆のみの使用だったのかの判断は、今後、調査結果が増え、箔絵の箔下漆に弁柄等の石黄以外の色材が使用される事例が存在するか注視していきたい。

弁柄は染織資料での使用事例は少なく尚家資料の「水色地波涛桜文様苧麻紅型衣裳」（表 4-4№.41）と久米島に伝来する「苧麻紺地鶴に波頭文様紅型幕」（表 4-4№.80。以下、紅型幕と略す）のみである。紅型幕は、同じ図案の別部分は全て水銀朱が使われており、一ケ所のみ弁柄が使われていた。その理由は不明であるが、この紅型幕は乾隆 21（1756）年、久米島近海で遭難した冊封使全魁・周煌の救援を行った褒賞により乾隆 22（1757）年に首里王府より久米島の喜久村絜聡に下賜された苧麻を乾隆 24（1759）年に型染めをした舞台幕である[31]。久米島は首里城正殿の重修にも使用した酸化第二鉄系の久米赤土が産出される。あえて一か所のみ久米島産の久米赤土を使用したのか、当初水銀朱で型染めされ、久米島に伝来している間に後世修理として久米赤土を色材として使用された可能性もある。本資料は、作品自体に直接記述された記録と文献史料により製作時期が乾隆 24 年と確認でき、紅型製作年代を考察する上で基準となる資料である。資料に使用された色材は 18 世紀中期に製作された紅型の原材料の基準と位置付けることができる。そのため、一か所だけ使用された弁柄が製作当初か、後補なのかはこれからの紅型研究にも影響を及ぼす重要な問題と考えるが現状では判断がつかない。今後の課題である。

③臙脂

臙脂は、免税摺が残る 32 事例中、24 事例あり、道光 30（1850）年には 90,000 張も輸入している。臙脂は東南アジア等で産出されるラックカイガラムシや、メキシコ等の中南米に生息するコチニールカイガラムシを乾燥させた色素である。非破壊の調査では臙脂を使用したことまでは推測できるが、資料採取を伴う調査を行うと原材料の由来となる昆虫まで絞れる可能性もある。

絵画・絵図・書跡の使用事例を挙げると、絵図の「琉球国惣絵図（間切集成図）」（表 4－1№.1）では濃赤色部の一部から鉛丹と臙脂、紫色で臙脂と藍による混色で表現している。この絵図に使われた臙脂は東南アジア等で産出されるラックカイガラムシを使用した可能性が高いとの調査結果となっている。

絵画では、琉球人絵師が福建で学んだ孫億の「花鳥図三幅」（表 4－1№.27）でも臙脂が使われている。「孔子像及び四聖配像」（表 4－1№.14）の臙脂色は特定できない染料と鉛が検出され、臙脂と鉛白の混色の可能性がある。武永寧筆の「神猫図」（表 4－1№.28）のような幽玄な白猫の描写の中では臙脂を使い淡い小菊を描いている。

書跡では使用している紙が臙脂で染められている事例があった。臙脂で染めた紙を使用して書を揮毫した馬執宏（表 4－1№.29）は官生として北京留学の経験があり、「梁必達詩唱和詩」（表 4－1№.30）も中国で揮毫したと思われる。料紙自体が琉球製ではなく、中国で調達された料紙の可能性があり檔案史料にある「紅紙」がこれにあたるかもしれない。また、この馬執宏が揮毫した書跡は、コチニールカイガラムシを使用した可能性が高い。

染織資料では、臙脂は頻繁に使用されている。臙脂で赤色、橙色、桃色と色調の違った赤色の表現をしており「絹黄色地梅桜楓雪輪手鞠文様紅型袷衣裳」（表 4－4№.42）は赤色、「苧麻白地牡丹枝垂桜両面紅型単衣裳」（表 4－4№.65）は橙色、「木綿白地桜流水両面紅型単衣裳」（表 4－4№.79）は桃色に使用している。また「黄色地鳳凰牡丹扇瑞雲文様紅型絹袷衣裳（胴衣）」（表 4－4№.3）は、水銀朱と臙脂の赤色系色材を二種類混色で表現している。「苧麻白地鳳凰と扇牡丹文様両面紅型単子供衣裳」（表 4－4№.43）は臙脂と鉛白で赤色や紫味の赤色を表現しており、臙脂は他の色材と混色してさまざまな赤色を表現していたようである。

紫系の色を表現する事例にも臙脂は使用され、「水色地波涛桜文様苧麻紅型衣裳」（表 4－4№.41）は臙脂と藍、「木綿白地稲妻に雪輪菊松竹梅紅型単衣裳」（表 4－4№.57）は鉛白の項でも述べたが臙脂・藍・鉛白を混色していた。

漆工品では、科学調査結果でも臙脂が漆工品から検出された事例はなく、第一節第二項の「貝摺奉行所関係文書」にも記録はないが、第一節第三項の首里城重修関係史料でも「正延紫」と表記され調達指示の項目に入っている。正殿の建築彩色に使用されていたと思われる。

臙脂は東アジアの場合、伝統的な原材料としてはラックカイガラムシが使用されていたが、清朝期には中南米産のコチニールカイガラムシも輸入されていたようであり、19 世紀頃には琉球にも清朝を通して輸入されていたようだ。ただし進貢貿易時に輸入された腥臙脂が、ラック、コチニールどちらの昆虫由来であるか免税摺の清単の記録からは判別できない。

また染織資料に使用事例が多く、絵図・絵画・書跡は少ないが事例があり、正殿の重修の記録から建築彩色にも用いられていたようだが（表 5)、漆工品には使用事例が無い。これは染織資料に有機系色材を推定するための調査方法を用いることが多く、紙資料や漆工品には鉱物顔料を推定するための調査方法を用いることが多いという調査手法の相違にも要因があると思われる。「孔子像及び四聖配像」（表 4－1№14）の臙脂色は特定できない染料であったが、臙脂の可能性は高いと思われる。漆工品も現在の調査結果では臙脂の使用事例は無いが、先述の通り正殿重修の塗装に腥臙脂（「正延紫」と表記）が使用された形跡がある。緑漆を表現する場合、石黄と有機系染料の藍を顔料化して混色を行う事例もあることから、絵画や漆工品等に有機系色材の臙脂を使用した可能性に関する検討は既に調査した資料についても、有機系色材を推定する調査手法による再調査の実施を行う必要性も含めて今後の課題と思われる。

④紅花

紅花は乾隆 41（1776）年に 850 斤、咸豊 4（1854）年に 18,600 斤の 2 事例のみ輸入記録がある。また琉球国内でも栽培されていたと思われる。科学調査の事例で確認できる資料は、「金茶地石畳文絣芭蕉衣裳織物」（表 4－4 染織№13）の織物等、4 事例確認されている。植物染料であるため、糸染を行い織物に使う事例が多かったと思われる。紅型では「黄色地牡丹鳳凰霞文様紅型絹袷衣裳」（表 4－4 染織№8）で赤色を紅花と鬱金で混色して使用している。

⑤蘇芳

蘇芳は蘇木と表記され、免税摺の 32 事例の内、17 事例記録されており、道光 5（1825）年には 40,000 斤輸入している。記録上は大量に輸入されていたが、使用事例は少ない。具体的には「紬黄色地ムルドゥッチリ袷衣裳」（表 4－4№46・47）等、合わせて 4 事例使用された可能性がある。薬種（漢方薬）の一つとして日本市場で流通させることが主たる用途で輸入され、色材としての使用も行っていたということではないだろうか。

⑥茜

茜が検出された調査結果は少なく、「紅色地龍宝珠瑞雲文様紅型平絹袷衣裳（裏）紅平絹地」（表 4－4№10)、「苧麻白地格子縞寝具」（表 4－4№52）で可能性が指摘されて

いるのみである。檔案史料にも輸入の記録は残っていない。琉球国内で栽培していた可能性も低い。ただ記録には漏れているが輸入色材として琉球に入ってきた可能性はあるので、今後の調査資料が増えることで茜を使った事例が増える可能性はあるものと思われる。

⑶黄色系色材

① 石黄

砒素が主成分となる石黄は、檔案史料には 32 事例の内、乾隆 39（1774）年に 1550 斤（925.071 kg）、乾隆 40（1775）年に 540 斤（322.283 kg）と事例としては 2 事例しかないが、染織資料の型染や、漆工資料に多数使用されている（表 5）。型染の染織資料には、黄色地の衣裳の地色に石黄がふんだんに使用されている可能性があることが科学調査で示唆され、これまで地色は植物染料を使い、模様等の図案部分に高価な鉱物顔料が使用されていたと考えられていた定説が覆る可能性が出てきたのである[32]。

漆工品では、金箔や沈金の刻線の下地に石黄を使った黄色い漆下地とすることにより、金箔が劣化して剥がれても目立たないことを考慮した製作上の工夫を行っていたと考えられる。事例として挙げると資料の中央に緑色の石が嵌められているので玉製品と分類した「白檀塗龍彫煙草入」（表 4－3№1）は、龍の木彫刻部分の加飾が箔絵で施されているが、箔絵の木彫部分から金以外に砒素も検出される。箔絵の下層に石黄を混ぜた漆下地が存在するものと思われる。このような事例は、「長持」（表 4－2－1№1）、「二絃」（表 4－2－1№3）、「黒漆花鳥漆絵箔絵櫃」（表 4－2－1№15）、「朱漆鳳凰丸文箔絵櫃」（表 4－2－1№16）、「朱漆巴紋鳳凰七宝繋沈金丸櫃」（表 4－2－1№37）、「朱漆牡丹七宝繋沈金椀・天目台」（表 4－2－1№38）、「朱漆山水楼閣人物沈金皿」（表 4－2－1№39）等、多数ある。通常、日本の漆工品だと箔絵を鮮やかに見せるため下地は弁柄等の赤色系色材を下地とすることが多いが琉球の事例をみると、箔絵の下層に砒素を含んだ石黄を混ぜた箔下漆を使っている。

「貝摺奉行所関係文書」における石黄の使用事例でも、朱塗で沈金若しくは箔絵漆器の記録に原材料として記載されている。先述の箔絵・沈金加飾部の科学調査の結果の通り、金箔の下に箔下漆として使用されたと思われる。地色の朱漆に石黄を混ぜ、赤色の発色を明るくする効果を狙った材料使用の結果として砒素が検出した可能性もあるが、朱塗漆器の密陀絵の緑色表現の部分や、堆錦の黄色表現をした堆錦餅の部分等、加飾部で砒素の検出があったが、地色の朱漆部分の調査ポイントで石黄が検出する事例は無かったので、やはり箔絵・沈金加飾部で砒素が検出された要因は石黄を混ぜた箔下漆を使用したからだと思われる。

また石黄は近年まで沈金製作時に図案を器物に写す置目としても使用されていた。置目に石黄を使用する事例が前近代まで遡る使用方法であるかは検討を要するが、箔下漆の色材だけでなく沈金の置目として使用されていた可能性もあると思われる。

石黄は、染織、漆工品には多用されているが、絵画・絵図の使用事例は２事例のみと少ない。尚家資料伝来の「御絵図帳」（表 4－2－1№12）に辰砂と混色して橙色を表現している。呉師虔の「神猫図」（表 4－2－1№26）では註 28 にある通り、神猫の印象的な眼球の黄色表現に砒素が検出されるため石黄が使用されていたことが分かる。絹本の支持体に描かれた武衛寧の「神猫図」（表 4－2－1№28）は眼球の黄色表現は染料の藤黄だが、緑青を用いて裏彩色を行っている。同じ画題で歴代の絵師が「神猫」の見どころは眼球の描写と意識して、それぞれ工夫をこらしていたと見てとれる。そのため呉師虔は絵画分野でほとんど使用していない石黄を使用して印象的な眼球を表現したものと思われる。（表 5）。石黄は、一部例外はあるが分野によって色材使用の状況が異なっている。この分野間の相違の要因・背景に関する考察については今後の課題である。

②鬱金

鬱金は、砂糖に次いで専売制の商品作物として重要な位置を占めていた。多くは薬材として鹿児島で琉球館出入りの用聞商人に入札のうえ、売却され国内市場へ流通していった。19 世紀になると島津重豪・調所広郷により薩摩藩の統制が強化されていった [33]。日本市場へ流通した鬱金は、主に薬種として琉球から輸出されていたと思われるが、工芸品の原材料としては、染織資料の色材として使用されていた。

「黄色地経緯絹袷衣裳（子供服）」（表 4-4№12）、「黄色地経緯絣絹衣裳」（表 4-4№18）は鬱金で染めた糸で黄色地の織衣裳を製作している。型染の資料でも、「絹黄色地梅桜楓雪輪手鞠文様紅型袷衣裳」（表 4-4№42）、「絹黄色地枝垂桜楼閣小鳥文様紅型袷衣裳」（表 4-4№62）は絹布に鬱金で地色を染めている。

「黄色地牡丹鳳凰霞文様紅型絹袷衣裳」（表 4-4№8）では赤色の表現に鬱金と紅花を使って混色している。

緑色を表現するため、糸を藍と重ね染めしている事例もあった。使用事例は⑸緑色系色材の項目で後述したい。

③藤黄

檔案史料で藤黄らしき記録は、「膃黄」との記載が嘉慶 8（1803）年に 1 事例だけあり、100 斤（59.682 ㎏）を輸入している。藤黄は東南アジア産のオトギリソウ科の植物が原材料である。琉球に自生するフクギもオトギリソウ科の樹木である。フクギは、現在でも織の糸染や、紅型のような型染めの染料にも使用される。東南アジア産の藤黄との違いは明確ではないが、類似した使用方法だったと思われる。輸入事例が少ない理由も琉球国内で調達が可能だったからではないか。また註４の鎌倉の八重山調査によると「土黄」は水溶性の植物染料を顔料化した色材で、琉球では藤黄を「土黄」と表記していた可能性がある。「土黄」は註 19 の『百浦添御殿御普請日記』にもある

ように正殿重修の色材にも使用が確認されている。

美術工芸資料での使用事例は絵画と染織資料に限られている。絵画では 2 事例あり、武永寧筆の神猫図（表 4-1№28）や、琉球人絵師を指導した孫億筆の「花鳥図三幅」（表 4-1№27）等で藍と藤黄で緑色を表現している。

ただし植物染料に関する原材料の調査は、鉱物顔料の調査に適した蛍光Ｘ線分析（XRF 分析）では判別ができず、顕微鏡観察等で粒子状となっている鉱物が存在しないことを確認し、原材料の特定は難しいが植物染料であることを確認するか、光ファイバーを用いる可視-近赤外反射スペクトル非破壊分析法（Ｒｆ分析）等の分析を行う必要がある。絵画・絵図資料の科学調査では藤黄若しくは在来のフクギを原材料とした色材使用を明確に判断できる調査事例がわずかであるため確認事例が少ないと言える。それでも先述の顕微鏡観察で色調が黄色で粒子状の物質が無く染料を使用していると思われる事例として「御絵図」（表 4-1№3～10）や、「琉球国之図（薩摩藩調製琉球図）」（表 4-1№13）、「孔子像及び四聖配像」（表 4-1№14）、「在番と親あんま」（表 4-1№15）等がある。このように黄色染料は、織物製作の見本帳や地図、絵画等のさまざまな資料に使用されており、その内、幾つかは藤黄若しくはフクギの可能性が高いと思われる。今後、染織資料で実施されている有機染料を推定する調査により使用色材の特定が絞り込めれば藤黄若しくはフクギの使用事例は増える可能性もある。

また石黄の項でも述べたが絵画・絵図資料では、藤黄及び黄色の植物染料の使用が認められるが、鉱物顔料である石黄の使用事例が少ないことが特徴である（表 5）。

⑷青色系色材

①群青

群青は、岩群青とも呼ばれた銅化合物の鉱物顔料である。檔案史料には群青に相当する記録は残されていない。科学調査では、絵画・絵図資料、漆工品・染織資料に使用事例が見られる（表 5）。絵図では、「琉球国惣絵図（間切集成図）」（表 4-1№1）、「琉球国之図（薩摩藩調製琉球図）」（表 4－1№13）の地図類、織物製作の見本帳である「御絵図」（表 4－1№6・7）に群青が使用されている。

絵画資料では、琉球人絵師を指導した孫師昌の「花鳥図」（表 4－1№17）、孫億の「花鳥図三幅」（表 4－1№27）に群青が使用されており、孫億を師事した琉球人絵師の呉師虔の「関羽像」（表 4－1№25）や、呉師虔の次世代の絵師にあたる殷元良の「雪中雉子之図」（表 4－1№19）にも群青が使用されている。鉛白の項で述べた通り、絵画表現の技術の伝播と共に顔料の使用についても影響を受けているといえる。

群青は「孔子像及び四聖配像」（表 4－1№14）、「在番と親あんま」（表 4－1№15）、「程順則朝服図」（表 4－1№16）、「琉球美人」（表 4－1№23）のように肖像画に使用される事例が多い傾向にある。「在番と親あんま」は風俗画として製作された可能性があるが、「孔子像及び四聖配像」は孔子廟で祀ることが目的であり、「程順則朝服図」も

琉球の士族層で親方クラスの貴人の肖像を描くという目的と思われる。「琉球美人」も一見、風俗画のようだが、琉球人女性の階層ごとの服制をかなり正確に描写していることから博物学的に琉球人女性を画像で伝えようとした意図があって製作されたと思われる。「在番と親あんま」以外は、王府若しくは富裕な士族により製作されたと思われることから輸入顔料である群青が使用されたものと思われる。

漆工品では、現状で群青の使用事例は少なく「黒漆椿樹漆絵密陀絵料紙箱・硯箱」（表 4－2－1№45）で濃青色部分から鉛と共に銅が検出され、群青と乾燥剤としての一酸化鉛が検出されたと思われる。

染織資料・陶芸資料には群青が使用された事例はなかった。

群青は絵画の色材として主に使用され、琉球人を指導した中国人絵師と、師事を受けた琉球人絵師双方の絵画から群青と思われる銅系の青色系色材が検出されるので絵画技法の伝播と共に色材としても琉球で使用されたと思われる。漆工品には密陀絵・漆絵加飾に使用されていたが、染織資料等も含めて工芸品の色材としての使用事例は少なく、そのため檔案史料に項目が記録されるほど輸入されなかったものと思われる。

②プルシアンブルー（ベロ藍・洋青）

檔案史料に「洋青」とある色材は、プルシアンブルーのことで、1704 年にドイツで発明された人造無機顔料である[34]。日本では延享 4（1747）年に長崎に初めて輸入され、宝暦 7（1757）年から明和 3（1766）年の間に描かれた伊藤若冲の「動植綵絵」の第 28 作「群魚図」のルリハタの描写にプルシアンブルーが早くも使用されている。「群魚図」の正確な製作年は不明だが、「動植綵絵」の三十幅中の後半に製作されており、製作下限は明和 3（1766）年といえる[35]。初見の輸入記録から僅か十数年で京都の絵師が使用していたことになる。

琉球では、檔案史料にある免税摺の 32 事例中、3 事例に記録がある。乾隆 42（1777）年に 150 斤（89.523 kg）、嘉慶 8（1803）年に 200 斤（119.364 kg）、道光 10（1830）年には 1000 斤（596.82 kg）が中国より琉球に輸入されていた。免税摺により確認できる記録は断片的であるが、長崎とのプルシアンブルー輸入の時期差は約 30 年程度となる。残存する免税摺が断片的であるため、中国から琉球への輸入は、さらに遡る可能性もある。また記録に残るだけでも数百kg単位で輸入している。日本市場でプルシアンブルーが大量に流通し始めたのは葛飾北斎が「富嶽三十六景」等に使用した 19 世紀前半の天保年間（1830～）以降である。

18 世紀後半から 19 世紀初頭に輸入されたプルシアンブルーの数量を琉球だけで消費したとは考えにくいが、もし琉球に輸入されたプルシアンブルーが鹿児島経由で日本国内市場に流通したとなれば、どのように消費されたのか不明である。

琉球国内におけるプルシアンブルーの使用事例を挙げると、絵図では、「琉球国惣絵図」（間切集成図）（表 4－1№1）に使用されている。本資料は地図に書かれた情報か

ら推定製作年代が 1781～1798 年頃とされ、檔案史料のプルシアンブルーの輸入記録の時期と重なることになる。

絵画では、「爬龍船競漕及び帰唐船の図」（表 4－1№2）の海面を描いた青色部分からもプルシアンブルーが検出された。本資料は近世琉球末期か近代になった 19 世紀後半に製作されたと思われるため檔案史料の輸入記録よりも、かなり後になるので矛盾はしない。

漆工品にプルシアンブルーを使用した事例は、現在のところ見つかっていないが、仏像の彩色には使用されており、「円覚寺仁王像残欠」（表 4－2－2№58）に使用されている。円覚寺の創建は 15 世紀後半であるため、輸入記録が 18 世紀後半と明確なプルシアンブルーの彩色使用は矛盾しているが、「円覚寺仁王像残欠」の木材に関する樹種同定と年代測定によると[36]、15 世紀末～16 世紀前半に伐採されたと推定されるカヤ材と、18 世紀前半から 20 世紀後半に伐採されたと推定されるマキ材の使用が確認されている。仁王像は円覚寺創建とほぼ同じ 15 世紀末にカヤ材で製作され、19 世紀頃に王府によってマキ材で修理されたと思われる。プルシアンブルーの使用はマキ材を使った 19 世紀頃の修理の時に色材として使用されたのであろう（表 5)。

染織資料では調査結果のある 89 事例中、58 事例の型染の紅型資料の調査を行っているが、その内、36 事例にプルシアンブルーが使用されていた。織資料では水銀朱のようにプルシアンブルーを使って顔料で糸染めを行った事例は見受けられない。

調査結果がある紅型資料だけであるが、過半以上にプルシアンブルーが使用されていたことになる。「空色地葦雁文様紅型木綿衣裳」（表 4-4№28）のように地色の青色に使用する事例もあれば、「白地流水菖蒲蝶燕文様紅型苧麻衣裳」（表 4－4№38）のようにプルシアンブルーと鉛胡粉や鉛白等の鉛系白色顔料を用いて青色を表現する事例もある。石黄等の黄色系色材と混色して緑色を表現する事例も多い。この混色の事例は緑色色材の項で述べる。

紅型資料にプルシアンブルーが使用されている重要な点は、檔案史料等の文献史料により、現在のところ最も古い輸入記録が 18 世紀後半の乾隆 42（1777）年と確認されていることである。そのためプルシアンブルーが使用された紅型は製作時期が 18 世紀後半以降から 19 世紀と推定できることである。これは製作時期が乾隆 24（1759）年と明確な「苧麻紺地鶴に波頭文様紅型幕」と共に編年研究が遅れている紅型等の染織資料の製作年代検討の基準とすることができる重要な情報であるといえる（表 5)。

③コバルト（呉須・石青）・スマルト（花群青）

呉須はコバルトを含んだ青色系色材で、檔案史料で「石青」とされている。32 事例中、乾隆 39（1774）年に 40 斤（23.87 kg)、乾隆 40（1775）年に 100 斤（59.682 kg)、乾隆 41（1776）年に 1,400 斤（835.5 kg）の 3 事例の輸入記録が残っている。呉須の主成分はコバルト以外にマンガン・ニッケル・鉄と砒素が含まれている。コバルト以

外は天然素材の不純物であるが、この組成の違いで発色が相違すると思われる。主に陶磁器・陶器に使用され、近代以降、沖縄に流通した工業的に生産された酸化コバルトに砒素は含まれていない。蛍光 X 線分析（XRF 分析）で科学調査を行った場合、青色の釉薬部分にコバルトと共に砒素が検出されれば、前近代製作の陶器の可能性が高くなる。これも製作年代を推定する目安の一つとなる（表 5)。事例を挙げると「呉須絵山水丁字風炉」（表 4－5№1)、「呉須絵山水急須」（表 4－5№2）のような青色で図案を染付した事例、「花紺青丁字風炉」（表 4－5№5）のような底部や内部以外、資料全面を青色の釉薬で覆った事例等がある。

また主成分にコバルト・ニッケル・鉄・砒素等があるが、マンガンが検出されなかった場合、呉須ではなくスマルト（花群青）の可能性がある。事例としては底部や内部以外、資料全面を青色で覆った「瑠璃釉朱泥水注」（表 4－5№13）が挙げられ、「紫泥仏花器（大)」（表 4－5№9)、「紫泥仏花器（上部欠損)」（表 4－5№10）も胎土にマンガンが含まれるため判断が難しいが釉薬はスマルト（花群青）の可能性がある。檔案史料には花群青に相当する色材の記録は見当たらない。スマルトは絵画の色材にも用いられるが、琉球絵画の事例には確認されていない。

これらは分析結果から呉須・花群青と別の色材の可能性が生じたことになるが、全て陶器の青色の釉薬として使用されたものである。往時の職人がどこまで色材の区別を行って製作していたかは不明である。実際には別の色材であるが総じて呉須（石青）として認識していたのではないだろうか。

④藍

藍は、琉球で自生して栽培もされているため国内で生産し色材として使用していた。檔案史料の免税摺の記録にも藍の記載は無い。

科学調査の結果では、絵図資料で「琉球国惣絵図（間切集成図)」（表 4－1№1）で紫色を表現するためにラックカイガラムシと想定される臙脂と一緒に藍が検出されている。本資料にはプルシアンブルーも検出されているが、検出されたポイントは違う場所であった。同じ青色系色材だが、違う彩色として使用している。

逆に絵画資料の「爬龍船競漕及び帰唐船の図」（表 4－1№2）は、海面の青色部分に藍とプルシアンブルーが検出された。無機鉱物顔料で粒状のプルシアンブルーで彩色した後、有機染料の藍で上塗りをすれば保存の観点からも合理性があると思われる。

漆工品では、石黄等の黄色系色材と混色して緑色を表現するために使用されており、非破壊調査、試料採取を行った調査共に同じ結果が出ている。詳しくは緑色系色材の項で言及したい。また、藍は四柳嘉章氏が行った塗膜の断面調査で首里城京の内出土の皆朱の漆器（表 4－2－2№11)、「黒漆桐鳳凰螺鈿東道盆」（表 4－2－2№12)、「朱漆牡丹尾長鳥螺鈿卓」（表 4－2－2№13）の下地層から藍色粒子の存在を確認している[37]。色材として使用したものではないが、四柳氏も指摘している通り琉球漆器の産地特定

の手がかりになる可能性もある特徴である、しかし、その後の琉球漆器の断面調査を伴う科学調査では藍色粒子を含んだ下地に関する報告は無くなっている。下地に藍色粒子が検出する事例と検出しない事例の相違については今後の課題と思われる。

藍は植物染料であるため、染織資料に使用する事例は多い。「白地雪持笹竹松梅文様紅型苧麻衣裳」（表 4－4№30）、「空色地萩梅菊霞文様紅型苧麻衣裳」（表 4－4№32）のような紅型衣裳や、「絹浅地ロートン織単衣裳」（表 4－4№49）のような織衣裳まで調査結果のある 89 事例中、48 事例で幅広く使用されている。

⑸緑色系色材

緑色系色材は、一つの鉱物顔料で緑色を発色させる緑青のような色材と、⑶黄色系色材と⑷青色系色材の混色により緑色を発色させる事例がある。

①緑青

緑青は銅化合物の鉱物顔料である。檔案史料には緑青に相当する色材の輸入記録は無いが、首里城重修関係の記録には「石緑」、「砂緑」とあり、註４の鎌倉の八重山調査の記述も合わせて緑青と思われる色材がある。現存する文化財の科学調査では、絵図資料の「琉球国惣絵図（間切集成図）」（表 4－1№1）、「琉球国之図（薩摩藩調製琉球図）」（表 4－1№13）の地図類、織物製作の見本帳の「御絵図」「御絵図帳」（表 4－1№3～6・8～10。沖縄県立博物館・美術館所蔵）、「御絵図帳」（表 4－1№12。那覇市歴史博物館所蔵）に緑青が使用されている。

琉球人絵師を指導した孫師昌の「花鳥図」（表 4－1№17）、孫億の「花鳥図三幅」（表 4－1№27）、「花鳥図巻」（表 4－1№31）に緑青が使用されており、孫億を師事した琉球人絵師の呉師虔の「関羽像」（表 4－1№25）や、呉師虔の次世代の絵師にあたる殷元良の「雪中雉子之図」（表 4－1№19）、「花鳥図」（表 4－1№20）にも緑青が使用されている。鉛白・群青の項で述べた通り、絵画表現の技術の伝播と共に顔料の使用についても影響を受けていたといえる。

また緑青は「孔子像及び四聖配像」（表 4－1№14）、「在番と親あんま」（表 4－1№15）、「程順則朝服図」（表 4－1№16）、「琉球美人」（表 4－1№23）のように肖像画に使用される事例が多い傾向にあるが、前掲の殷元良の「花鳥図」や、毛長禧の「花鳥図」（表 4－1№22）、武永寧筆の「神猫図」（表 4－1№28）のように動植物が画題の絵画にも使用されている。武永寧筆の「神猫図」には、緑青が猫の眼の表現として裏彩色で印象的に用いられている。このような「花鳥図」や「神猫図」は王府の指示で描いたものと思われ、薩摩藩を通して献上用として描かれた絵画の可能性もある[38]。

緑青は王府主導で製作された絵画に使用されていたといえるであろう。

漆工品では、尾張徳川家伝来の「夜雨琴」（表 4－2－1№2）のように、密陀絵加飾の緑色の表現に使用されている。また、「円覚寺仁王像残欠」（表 4－2－2№60）の彩色にも緑青は使用されていた。

緑青使用の傾向としては、絵図・絵画資料、漆工品で使用が確認され、首里城重修の記録から建築彩色にも使用されていようだが、染織資料にはほとんど使用されていない（表 5)。染織資料における緑色の表現は鉱物顔料の緑青単体による彩色ではなく、青色系色材と黄色色材の混色によって使用される事例が多い傾向となっている。

②混色による緑色系色材

緑色系色材を作り出すための黄色系色材と青色系色材の混色の組み合わせは数通りの事例がある。絵図・絵画資料では、黄色系色材の石黄の使用事例が非常に少なかったことは述べたが、緑色を表現するために、黄色系色材は植物染料の藤黄、青色系色材は藍を使用している。琉球人絵師を指導した孫億の「花鳥図」（表 4－1№.27）でも緑色を藤黄と藍で表現しており、武永寧筆の「神猫図」（表 4－1№.28）でも同じ組み合わせで使用している。

漆工品では、黄色系色材が石黄、青色系色材を藍とした組み合わせで緑色を表現しており、「朱漆楼閣山水人物箔絵八稜盆」（表 4－2－1№.6)、「緑漆牡丹唐草石畳沈金膳」（表 4－2－2№.14）等、多数の事例がある。

染織資料では、「桃色地山水楼閣鶴文様紅型木綿袷衣裳」（表 4－4№.23）のように黄色系色材が材質不明で、青色系色材が藍の組み合わせの事例が幾つかあり、同じく黄色系色材が材質不明で青色系色材がプルシアンブルーの組み合わせの「白地紅葉流水文様紅型苧麻衣裳」（表 4－4№.33）のような事例もある。不明の黄色系色材と藍の組み合わせだけだったバリエーションが、18 世紀後半より 19 世紀初頭頃にかけて輸入されるようになったプルシアンブル―の組み合わせに変化していったことが多かったのではないかと思われる。

黄色系色材が判明している事例としては、「絹黄色地梅桜楓雪輪手鞠文様紅型袷衣裳」（表 4－4№.42）の緑色部分は、石黄とプルシアンブルーで混色しており、染織資料には、この組み合わせによる緑色の表現も多い。漆工品が石黄と藍の混色による緑色表現を行っていた傾向と特徴を異にしている。

鬱金と藍で糸を重ね染めして緑色を表現している事例もあり、「紬黄色地ムルドゥッチリ袷衣裳」（表 4－4№.47）や、「絹浅地ロートン織単衣裳（表 4－4№.49)」があった。

黄檗と藍の組み合わせにより緑色を表現している事例もあり、伊是名島に伝来する「絹黄色地花鳥文様衣裳」（表 4－4№.78）等があった。

緑色の混色の事例では、絵画で藤黄と藍の植物染料の組み合わせが主であるが、漆工品は石黄と藍の組み合わせが主であり、染織資料では、藍と材質不明の黄色系色材、プルシアンブルーと材質不明の黄色系色材、石黄とプルシアンブルー、鬱金と藍の重ね染め、黄檗と藍の組み合わせ等、多岐にわたる組み合わせで緑色を表現していたようである（表 5)。

③真鍮釉

工芸分野で緑色を表現する色材が変化していることを明らかにしたが、窯業生産の中で緑色の表現は、また他の工芸分野とは様相を異にする。沖縄の窯業生産で伝統的に「オーグスヤー」と言われる緑釉の陶器の事例であるが、亜鉛と銅が含まれる真鍮釉を使って緑色を表現している（表 5)。具体的な事例として「緑釉四方燭台」（表 4－5№11）から銅約 75%、亜鉛約 25%が検出され、真鍮釉が使われていたことが分かる。「呉須絵山水丁字風炉」（表 4-5№1)、「呉須絵山水急須」（表 4-5№2）の緑釉部分からも銅と亜鉛が検出される。現在、真鍮釉に関する科学調査事例は 3 事例のみである。調査事例が増えれば亜鉛と銅の配合比や、他の含有物質に関する考察が行われ、新たな知見や課題が提示されるものと思われる。

⑹黒色系色材

墨は、文字記録や書を認めるだけではく、絵画や工芸品生産にも色材として使用される。檔案史料の免税摺の 32 事例の内、墨類の輸入記録は 20 事例残っている。10 斤（5.96 kg）しか輸入していない年もあるが、乾隆 39（1774）年の 500 斤（298.41 kg)、乾隆 41（1776）年には 860 斤（513.27 kg）も輸入している。多くは中国製の輸入墨を書用として鹿児島経由で日本市場へ流通させたり、琉球国内での消費に使われたと思われるが、科学調査の結果からも墨と思われる炭素が検出されるので絵画や書跡、絵図資料、工芸品製作にも使用された。

絵図資料では、「琉球国之図（薩摩藩調製琉球図)」（表 4－1№13)、織物製作の見本帳である「御絵図」（表 4－1№10）で墨が使用されている。絵画資料でも肖像画・花鳥図の区別なく使用されている。特異な事例を一つ挙げると、武永寧筆の「神猫図」（表 4－1№28）の解体修理時の調査で肌裏紙が薄墨若しくは薄藍色の紙が用いられており [39]、この肌裏紙の色材を調査すると墨と僅かであるが藍の存在を示すピークが見られた [40]。この「神猫図」は、他の「神猫図」に較べ、全体的に作品の色調が暗い印象があった。それは通常、肌裏紙は色材を塗布せず生成のまま使用するが、薄墨色系の肌裏紙を使用していることに起因していたことが分かった。おそらく闇夜に佇む猫を表現したかったものと思われる。本「神猫図」は琉球人絵師の「神猫図」で唯一の絹本であり、先述の通り裏彩色も施されている。薄墨色系の肌裏紙は裏彩色的な効果として使用された可能性がある [41]。琉球関係の絵画資料では初めての事例であるが、日本絵画では伊藤若冲の「動植綵絵」（宝暦 7（1757）年頃～明和 3（1766）年頃）にも同様の濃灰色・墨色の肌裏紙を使用していたことが知られている [42]。本「神猫図」を描いた武永寧は家譜等にも記録が残っておらず経歴は不明であるが、おそらく 18 世紀後半から 19 世紀頃の琉球人絵師と思われる。伊藤若冲の「動植綵絵」より、やや後世の作品と思われるが肌裏紙の処理による色彩表現の類似性に関する比較検討等は今後の課題と思われる。

漆工品では、密陀絵加飾の中で灰青色のような中間色を表現するため、緑青と墨を混色した使用が確認されている。

また、試料を採取した断面分析を中心とした調査では、黒漆の上塗りや下地層に油煙が確認される事例が檀王法林寺所蔵の古琉球期の漆工品を中心に多数ある[43]。時期は降るが19世紀の首里城正殿の重修の記録にも、「なべ灰墨弐石」、「明松灰墨壱斗」とあるので油煙・松煙類で黒漆精製を行っていたと思われる[44]。断面分析を行った漆工品の年代と首里城重修の記録には時期差はあるが、古琉球期から近世琉球期末まで油煙・松煙類を使った黒漆精製を伝統的に行っていた可能性があると思われる。

染織資料では、「木綿浅地雪輪に菊橘梅桜文様衣裳」（表4－4№58）のように墨を使って黒色表現をしている事例だけでなく、「苧麻紺地鶴に波頭文様紅型幕」（表4－4№80）では藍に墨を混色してより深い青色や、暗青色を表現する場合に使用されている。

墨は絵画・書跡・染織等の作品に使用する場合は中国製の墨類、日本製の達磨墨等、黒漆精製では琉球で生産された灰墨等を使い分けて使用していたと思われる（表5）。

⑺金色

金は、檔案史料で中国から輸入の記録は残っていない。「貝摺奉行所関係文書」をみると、「唐金薄」、「和三寸三分かく赤金薄」、「和三寸二分かく赤金薄」という表記で沈金や箔絵加飾の漆器製作の項目に金箔に関する記録がある。また首里城正殿重修の記録では、「金薄五万六千三百弐拾四枚」を修理に使用したとある[45]。

実際の金を使った工芸品で科学調査を行った事例を紹介すると、金自体を地金として製作された美御前揃三御飾道具の「金杯」（表4－3 金工№1）や、「金装宝飾剣拵（千代金丸）」（表4－3 刀剣№1）がある。「金杯」の原材料の金銀等の配合比の推定値をみると、金杯外側の側面の測定ポイントで金87%、銀12%程度、銅1%以下で、内側側面の推定値は、金73%、銀26%となっている。比較は難しいが、現在の金箔で最も純度の高い五毛色は98.91%、銀0.49%、銅0.59%。五段階下の四号色で金94.43%、銀4.90%、銅0.66%で、さらに下位の三歩色（青金色）で金75.53%、銀24.46%である[46]。「金杯」の金の純度は外側で現在の金箔の四号色に満たない配合比で、内側は三歩色と同じ程度である。三歩色が別称で青金色とあるように、この配合比であれば、かなり青味のかかった金色のはずだが、実際の「金杯」は赤味が強い純金の色味に近いものとなっている。金の地金表面に何らかの措置を行ったのか[47]、僅かに含有している銀・銅の経年変化により赤味が増したのか判断がつかない。

ただし先述の「貝摺奉行所関係文書」の金箔の記録をみると、「和三寸三分かく赤金薄」、「和三寸二分かく赤金薄」等の記述となっており、日本製の赤味を帯びた金箔を調達している。この日本製の金箔について純度に関する記述がないため不明だが赤味を帯びた金箔に価値観を見出し調達の指示をしていると思われる。そのため地金が金であったり、鍍金の金工品も、沈金や箔絵加飾を施す漆工品についても赤味を帯びた

金色で製作を目指し、金の配合比が低い地金の場合は、何らかの赤味を増すような措置を行っていた可能性があると思われる[48]（表5）。

⑻漆

漆は檔案史料では、32事例中、乾隆32（1767）年から乾隆43（1778）年の間に6事例の記録がある。最も輸入量が少ない年が乾隆40（1775）年の50斤（29.84㎏）で、最も多い年が乾隆41（1776）年の380斤（226.79㎏）であった。檔案史料自体が断片的で、免税摺が残っていない年に漆の輸入があった可能性は十分ある。「貝摺奉行所関係文書」には、檔案史料の最後の輸入記録より52年後の道光7（1827）年の「青貝見屏」に「唐地漆」の記述がある。ただ同治9（1870）年には「青かい御食籠」等、5件が「唐地漆之替」に吉野漆の使用を指示した内容となっている。このことから近世琉球期には、中国から漆を輸入することはあったが、恒常的ではなく断続的であったことが分かる。また「唐地漆」は調達できない場合、鹿児島産と思われる「吉野漆」を代替としているところから、「唐地漆」は「和地漆」よりも下位の品質の漆と認識していたと思われる。

「和地漆」、「吉野漆」と記録された漆は、日本産の漆であった。「和地漆」は、真塗（総黒）の時に記述があるため上塗の蝋色仕上げに使用される漆だった可能性が高く、薩摩藩領を通して上方から調達した漆と思われ、「吉野漆」は品質が劣ることから下地層全般で使用されており、鹿児島産の漆であったと思われる[49]。

首里城正殿重修の記録には「地漆」を12.286斤調達することを指示している。この「地漆」は琉球国内産と思われる。琉球国内でも、漆樹の栽培と漆の生産は試みていたが、生産量は多くはなかったようだ[50]。建造物では、弁柄のように日本産・中国産の国外から調達する高価な漆より琉球国内産の漆を部分的に使用したのではないだろうか。

この文献史料を踏まえ、試料採取を行った科学調査（表4－2－2）の中で、漆成分に関する調査結果をみると、日本・中国・朝鮮半島の東アジア産の特徴であるウルシオールで塗られた漆工品が23事例あった。ベトナム・台湾産系漆の特徴であるラッコ―ルで塗られた漆工品が9事例。タイ・ミャンマー産系漆の特徴であるチチオールで塗られた漆工品が2事例あった。

文献史料に記録のある日本産・中国産・琉球産以外に、かなり広域な範囲の漆が使用されていたようである。また琉球には多くのハゼノキが現在でも自生しているため、調査結果でラッコ―ルと判断された漆工品は、輸入されたベトナム・台湾産系漆ではなく、琉球でハゼノキから抽出した漆塗料の可能性もある。

この成分の違う漆塗料を一緒に使用した事例もあり、円覚寺跡の攪乱層から出土した「軟質の焼き物の漆塗り壺」（表4－2－2№48）は、ラッコ―ルとウルシオールの双

方が使用されている。下地の上に三層の塗膜があり、一番上の一層目が無色透明のウルシオールで塗られている。

「黒漆龍鳳凰虎堆彩漆文庫」（表 4－2－2№.59）はチチオールとウルシオール・ラッコ―ルの混合の可能性がある漆で塗られている。

また、ウルシオールを使用した漆工品も、近年の調査方法の進歩により、試料のストロンチウム同位体の相違を利用した調査で、中国産と日本産の区別を推定できるようなり、「朱漆楼閣山水箔絵盆」（表 4－2－2№.49）と奄美に伝来する「丸櫃」（表 4－2－2№.44）は、中国産の可能性の高い漆と推定されており、「藤角盆 B」（表 4－2－2№.56）は日本産の可能性の高い漆と推定されている。

琉球は、東南アジア諸国との交易が 16 世紀後半以降、衰退してしまったが中国との進貢貿易の窓口である福州や、日本市場の窓口である鹿児島を通して広域的に原材料を集積して漆工品を製作していたと思われる。

⑼乾性油

乾性油を使用した痕跡があった漆工品は 10 事例。「百按司墓木棺」（表 4－2－2№.15）や、円覚寺三門の破片と思われる「赤色の木片」（表 4－2－2№.48）のような棺や建物の構造物で２事例、彫刻物である「円覚寺仁王像残欠」（表 4－2－2№.60）を含めると 13 事例あった。乾性油の油種の特定は難しいが、おそらく桐油の事例が多いのではないかと考える。

使用の特徴を挙げると、「百檀塗楼閣山水箔絵湯庫」（表 4－2―2№.22）、「朱漆山水箔絵湯庫」（表 4－2―2№.46）、「朱漆楼閣山水人物箔絵丸櫃」（表 4－2―2№.47）、「藤丸盆」（表 4－2－2№.56）のように箔絵加飾の漆工品で塗膜に漆と混ぜて朱合漆として髹漆しているようである。「黒漆牡丹唐草沈金小櫃」（表 4－2－2№.44）、「朱漆牡丹七宝繋沈金櫃」（表 4－2－2№.55）では漆塗膜層に乾性油を混ぜて塗膜を軟らかくして沈金を彫りやすくしていたと思われる。「黒漆龍鳳凰虎堆彩漆文庫」（表 4－2－2№.59）にも塗装に乾性油が含まれているようであり堆彩漆の餅の上に塗る漆に混ぜたものと思われる。これは「貝摺奉行所関係文書」に箔絵と沈金加飾、堆朱の漆工品に「和桐油」を使用していた記録と一致する。

「百按司墓木棺」（表 4－2－2№.15）の三号木棺の二層ある漆塗装の上層に乾性油使用の痕跡がある。

円覚寺跡三門北地区攪乱層から出土した赤色の木片（表 4－2－2№.48）は、樹種が同定されておりイヌマキと判明していることから器物ではなく、円覚寺三門の建造物の木片の可能性が高い。この木片の塗膜は一層のみで、赤色系色材は水銀と鉄が検出され水銀朱と弁柄が使用されていた。漆成分は検出されず、脂肪酸類が検出されることから乾性油による一層塗りだった可能性が高いと思われる。

「円覚寺仁王像残欠」（表 4－2－2№60）は、白色にカルシウム系の胡粉、赤色に水銀朱と弁柄、褐色に鉛系の鉛丹、緑色に銅系の緑青、青色に鉄系のプルシアンブルーの色材を使用しており、全ての色材に乾性油が一緒に検出される。仁王像は乾性油を溶媒にした彩色塗装を行っていたものと思われる。

この乾性油は、本章第一節第二項⑶で桐油について論じたように、『球陽』の山北郡の桐油栽培開発の記事や、『琉球館文書』の上方より鹿児島経由の「和桐油」に関する輸入記録、「貝摺奉行所関係文書」の「和桐油」使用の記録から、桐油を中心とした乾性油を使用していたと思われる。塗装材料としての用途としては箔絵・沈金加飾の漆に油を混ぜて艶を出すことを目的とした朱合漆の精製、同じく漆に油を混ぜて沈金を彫りやすくするための措置、堆彩漆の餅の上に塗る漆に混ぜたものと思われる。建築・彫刻塗装においては、色材の溶媒として塗装に使用されていたものと思われる。

第三項　琉球と日本・中国の色材使用傾向に関する比較考察

本章では、琉球国内で使用する祭祀儀礼道具や、王族等の為政者層が着用する衣裳、中国・日本へ献上用に製作する絵画・調度品等の原材料について記録がある文献史料の整理分析を行った。具体的には、進貢貿易で琉球使節が帰国時に持ち出す物品を免税とするためのリストである免税摺に記録された色材を中心とした原材料、献上用の漆工品製作の仕様書である「貝摺奉行所関係文書」に記録された原材料、首里城重修時に調達された原材料を取り纏めてみた。そのうえで、現在琉球関係文化財を所蔵する関係機関が公開した科学調査の結果をなるべく網羅的に一覧とし比較検討してみた。

この公開された調査成果を踏まえ、取り纏めた内容により浮き彫りになった傾向は、下記の通りである。

①琉球は島津の琉球侵入後、幕藩体制に取り込まれながらも、清朝との冊封・朝貢体制を継続したことも影響にあるが、中国からの工芸技術や、原材料の使い方が類似しているところが幾つもある。具体的には、鉛白・水銀朱・石黄・群青・緑青・呉須（石青）、プルシアンブルー（ベロ藍・洋青）等の鉱物顔料が絵画や染織資料に多用されている点が挙げられる。

②近世期、日本国内での白色系色材はカルシウム系の胡粉中心であったが、琉球では鉛系の鉛白が中心である等、中国の絵画や工芸技術の影響が見受けられる色材使用の傾向があった。

③赤色系色材では、辰砂（水銀朱）を大量に中国から輸入しており、辰砂を使用した朱塗漆器、地色・差色双方に辰砂をふんだんに使用した型染資料が製作された。

④絵画・工芸製作だけでなく、建造物の塗装にも使用された弁柄は、鹿児島を経由して日本市場から調達していたが、首里城重修等に合わせて久志間切や久米島で調達

を模索する動きもあった。ただし久米赤土は実際に、一部実用化されたようだが、久志間切弁柄は、どこまで実用化されたかは不明である。

⑤琉球国内でも、絵画分野で黄色系色材は、植物染料の藤黄を中心に使用しているが、漆工品・染織資料では石黄を多用する等、製作分野によって色材使用の傾向が違っていた。

⑥染織資料で使用された石黄は、辰砂と同じく型染資料の地色・差色双方にふんだんに使用されており、同時期の植物染料を中心とした日本の型染の色材使用の傾向とは違う様相を呈していた。

⑦漆工品の箔絵・沈金加飾の製作時に、琉球では石黄を混ぜた箔下漆を塗った後、金箔を入れていたことが調査結果で分かった。同時期の日本の箔絵の箔下漆に弁柄等の赤色系色材を使用する傾向とは明らかに相違した製作仕様で生産が行われていた。また、沈金製作時に図案を器物に写す置目の材料に 20 世紀末の近年まで石黄が使用されていたことから前近代も沈金の置目に石黄が使用された可能性がある。

⑧「貝摺奉行所関係文書」をみると、沈金仕様の漆工品に「与那原勝りかね」という項目が入っている。おそらく沈金刀の原材料と思われる。近代以降、沖縄の沈金は時計のゼンマイを応用したゼンマイ刀が主流であったが、近世琉球期には鋼の沈金刀を使用していた可能性が高いことが文献史料から確認された。琉球国内の祭祀儀礼に使用する道具は沈金を施した漆工品が主流であるが、その沈金仕様は「与那原勝りかね」を使った鋼の沈金刀で彫られていたものと思われる。

⑨プルシアンブルーや、臙脂の中のコチニールのように欧州や中米等のアジア圏外の地域から製法や原材料が中国に集積され、琉球に流通した工芸品の原材料もあった。

⑩特にプルシアンブルーは、現在、琉球に輸入された最も古い記録が乾隆 42（1777）年で、少なくとも、この時期以降から絵画・型染資料の色材として使用されていたといえる。プルシアンブルーの輸入時期が明確であるということは、染織分野で研究が遅れている資料の時期的な編年作業の重要な基礎情報とすることができる。現在、科学調査を行った型染資料の大半にプルシアンブルーが検出したことから、これらの型染資料は 18 世紀後半以降に製作されたことが明らかになった。

⑪陶芸分野で「呉須」と呼ばれる青色釉薬は、天然コバルトを素材とした色材でコバルト以外にマンガン・ニッケル・鉄と砒素が含まれている。近代以降に工業的に生産された酸化コバルトに砒素は含まれない。科学調査で青色の釉薬部分にコバルトと共に砒素が検出されれば、前近代製作の陶器の可能性が高くなる。これも製作年代を推定する目安の一つとなる。この「呉須」は檔案史料では「石青」と記録され清朝からの輸入色材であることが確認できる。

⑫染織資料の中で織物は、藍・鬱金等、琉球国内にある植物染料を使って製作されていた。しかし、不溶性の鉱物顔料である辰砂で糸染めを行い、花織を織っている事例があった。科学調査で判明した結果であるが、琉球国内のみならず近世期の日本

でも事例が無い、まれな織物製作を行っていた。

⑬緑色系色材は、銅系の緑青のように単体の色材で表現する事例もあるが、多くは黄色系色材と青色系色材の混色で表現した事例が多い。また分野で組み合わせの特徴があり、漆工品では、硫化砒素の石黄と藍を使って緑色を表現している。染織資料でも石黄と藍の混色の組み合わせがあるが、石黄とプルシアンブルーの組み合わせで緑色を表現する事例も多い。おそらく 18 世紀後半から 19 世紀頃からプルシアンブルーと石黄の組み合わせで緑色を表現するのが主流になっていったのではないか。

⑭黒色系色材は、檔案史料から中国から墨類の輸入記録があり、書跡や絵画作品で使用された。染織資料でも藍と混色して深い青色の表現に使用された。また絵画表現で特異な事例として作品本体ではなく、墨及び藍で染めた紙を絹本の絵画の肌裏紙として用い、裏彩色のような色彩効果を工夫する取り組みを行っていたようである。

⑮古琉球期の漆工品の塗膜から油煙が多く検出されている。近世琉球期の首里城重修の記録からは灰墨調達の記録があり、琉球国内における黒漆精製では古琉球期から近世琉球期にかけて灰墨を用いて生産されていたことが確認された。

⑯金色は、「金杯」等、地金の金・銀等の含有量から金の純度が低く、青味がかかった金色が想定される配合比であるが、目視では赤味を帯びた純金に近い色調である。「貝摺奉行所関係文書」では、箔絵・沈金加飾に用意された金箔が「和三寸三分かく赤金薄」と表記されている通り、赤味を帯びた金箔が調達されていたようである。近世琉球期には赤味を帯びた金色に価値観が見出されていたようであり、実際に「金杯」や「金装宝飾剣拵（千代金丸）」も地金は赤味を帯びた金色である。しかし先述の通り金の純度は低く、赤味を帯びた金にするためには何がしかの科学的な措置をしていた可能性があったと思われる。

⑰漆工品に使用する漆は、文献史料から日本市場から調達した「和地漆」、鹿児島産の「吉野漆」、琉球製の「地漆」、中国製の「唐地漆」が確認できる。しかし、科学調査からは、東アジア産のウルシオール主成分の漆だけでなく、ベトナム・台湾産系のラッコ―ル、タイ・ミャンマー産系のチチオールが主成分の漆が髹漆された漆工品の存在が確認された。文献史料の記録より広範な地域から漆が調達されていたことが明らかになったが、ウルシオール、ラッコ―ル、チチオールが同じ漆工品に使用されている事例もあった。またベトナム・台湾産系のラッコ―ルとされる漆は、琉球産のハゼノキを原材料とした漆の可能性もある。

⑱漆と共に乾性油を使用した塗装を行った痕跡も確認されたが、その調査を行った漆工品の事例は、箔絵の漆工品となっており、箔絵の塗膜の漆に油を入れて艶を出す朱合漆に使用されたと思われる。また建造物や仏像の彩色にも乾性油は使用され、色材の溶媒として使用されたと思われる。この乾性油は『球陽』の山北郡における桐油栽培開発の記事や、「貝摺奉行所関係文書」に「和桐油」とあるように、国内生産であったり、上方（関西方面）より鹿児島経由で輸入して使用していた。

琉球における絵画や工芸品の製作技術は、色材の調査結果と日本・中国の色材使用の傾向と比較すると、鉱物顔料を大量に使用し、中国系の製作技術を用いていた事例が多い傾向にあるが、日本産の弁柄・桐油・金箔を輸入した使用事例もあり、一部、植物由来の染料及び乾性油の桐油や、琉球国内で産出した酸化第二鉄系の「久志間切弁柄」・「久米赤土」等、琉球での原材料調達を模索した動きもあった。また琉球国内でも色材使用の傾向が絵画・各工芸分野によって違っていたようである。

まとめ

琉球国の工芸品製作について、原材料に関する文献史料と科学調査の結果を網羅的に集積して分析考察を試みてみた。首里王府は、第四章第二項でも述べたように二階御殿跡や京の内出土遺物から 15 世紀中期頃までは中国を中心とした舶来の輸入物品を祭祀儀礼道具としてそのまま使用していた。15 世紀後半から 16 世紀前半頃から朝貢貿易が一年一貢から二年一貢、明の海禁政策の弛緩により中国商人が直接交易を行なったり、欧州諸国のアジア進出等から琉球の交易の利権は退潮していき、献上用の調度品や国内の祭祀儀礼道具の製作を自国で行わなければならない必要性が生じてきたものと思われる。それでも資源に乏しい琉球では、15 世紀後半から 16 世紀前半以降、原材料調達が可能であった中国・日本等を中心とした国外から輸入を行い、工芸品製作を行っていたと思われる。祭祀儀礼道具自体は舶来の道具ではなくなったが、本章で明らかになった高価な輸入原材料を使用し、第四章で言及したさまざまな国外から導入した工芸技術を使って祭祀儀礼道具を製作したのである。その具体的な事例が第二章の御籠飯（円形二段食籠）や、第三章の御玉貫・御玉垂であったものと思われる。これは舶来の輸入物品をそのまま道具として使用していたことと同じく王府しか調達しえない原材料と製作技術で作られた道具を祭祀儀礼時に使用することにより、琉球国王家の権威を家臣団である王族・士族層に対して示したものと思われる。

このような文献史料と科学調査結果を取りまとめた考察は、初めての試みであり、集積したデータを分析しきれていない部分も多々あったと思われる。さらに、さまざまな機関が、調査自体は実施しており、未公開の調査結果も多くあるようである。数年後、調査結果がさらに増えれば、ここで分析した傾向が、さらに顕著にいえることもあれば、新たな課題を提起することもあると思われる。新しい分野の調査方法であるため、調査事例は、時間を追って増えることから、新たな調査結果を踏まえた網羅的な分析作業を都度見直して実施する必要があると思われる。今後も新たな科学調査の結果報告の公開事例が増えていけば、その結果に関する考察や、文献史料との比較研究も含めて適宜更新していければと考える。

註

（１）琉中間の進貢貿易における輸出入で檔案史料の免税摺を扱った考察として、真栄平房昭「琉球の進貢貿易論をめぐる一視点-貿易品の需要と消費の接点から-」（『沖　縄文化研究』第 25 号　法政大学沖縄文化研究所　1999 年 3 月）、上江洲安亨「モノが語る琉球史」（『首里城公園開園一〇周年記念企画展　琉球王朝の華―美・技・芸―』初版　㈶海洋博覧会記念公園管理財団　2002 年 10 月）、松浦章「清代中琉貿易における琉球船の貿易」（松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林　2003 年 10 月）、真栄平房昭「琉球の中国貿易と輸入品-海を越えた唐紙-」（『琉球海域史論（上）-貿易・海賊・儀礼-』　榕樹書林　2020 年 9 月。初出は 2011 年）がある。「貝摺奉行所関係文書」を扱った考察は、小野まさ子「京都大学所蔵『琉球資料』中の貝摺奉行所関係文書について」（『浦添市美術館紀要』第一号　浦添市美術館　1991 年 2 月）、安里進「貝摺奉行所関係文書のデータベース化」（『漆工史』第 23 号（漆工史学会　2000 年 11 月）がある。首里城重修関係文書の解説・解題を行った論考としては、高良倉吉「首里城正殿重修経過～道光 26 年（1846）重修を伝える尚家文書の要点～」（『首里城研究』№4　首里城研究会　1998 年 4 月）、『百浦添御普請日記』（『国宝「琉球国王尚家関係資料」資料集　首里城御普請物語』　那覇市歴史博物館　2022 年 3 月）がある。

（２）美術工芸分野の琉球関係文化財の色材に関する科学調査は、高木秀明・下山進「琉球国惣絵図（間切集成図）に使用された非破壊分析」（『吉備国際大学社会学部研究紀要』第 12 号　吉備国際大学　2002 年 3 月）を始め、様々な機関で調査が実施され報告されている。個別には本章末の表 4 の参考文献を参照。

（３）中國第一歴史檔案館『清代中琉關係檔案選編』（中華書局　1993 年 4 月）

（４）鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』（岩波書店　1982 年 10 月）214 頁。

三　毛裔氏喜友名安信（一八三一-一八九二）

宮良安宣家の『毛裔姓系図』によると、九世安信は、尚灝王二十八年、道光十 一年（一八三一）、八世安参の三男として生まれ、童名兼思という。長兄安著も絵を能くした。明治十五年、権現堂改築の際、安信は蔵元絵師として参加し、彩色は岩絵具の極彩色で、その時助手の仕事をした安宣の語るところによると、顔料は総て福州から舶載のものが蔵元に格護されており、それを使用したという。その顔料名は左の如くである 。

赤系統のもの

朱（粉末、銀朱）、丹朱（粉末、帯黄色の朱）、赤石（塊状、粉末にして使用）、臙脂（綿臙脂）

黄色系統のもの

石黄（塊状、粉末にして使用）、土黄（塊状、湯に入れて溶かし使用）

緑色系統のもの

緑青（砂状）、石緑（石塊状、割りて小片となし擂鉢に入れ摩りて砂状にする）、群緑（砂状）、洋緑（粉末）

青色系統のもの

藍蝋（棒状または粉末）、洋青（固形体、粉末にして使用）、花群青（固形体にして黒色に見ゆ、粉末にして使用）

白色系統のもの

胡粉（固形体、砕き粉末にして使用）

水粉（粉末、貝粉）

黒色系統のもの

唐墨

この顔料から見ると、その画法は閩伝すなわち南中国伝で、王府貝摺奉行所絵師の間に伝えられていた技法と見られる。

※ルビは原文のママ。

とあり、鎌倉芳太郎が大正 12（1923）年の八重山調査時に、八重山蔵元最後の絵師であった宮良安宣から聞き取った内容によると、八重山蔵元に保管されていた色材は福州から輸入されたものであったとされ、実際に朱、腥臙脂、石黄、洋青、唐墨等の檔案史料の記述に相当するものもあった。鎌倉の記述は色材の形状が記録されており、材質を知るうえでも貴重な手がかりといえる。例えば土黄は「湯に入れて溶かし使用」とあり、鉱物顔料ではなく黄色系統の水溶性の植物性の色材であることから檔案史料にある膦黄（藤黄）の可能性があり、また緑青、石緑、群緑、洋緑等、檔案史料には記述の無い緑色系統の色材も福州より輸入されていた鉱物顔料である可能性があるものと思われる。白色系統の水粉は粉末で貝粉とあり貝殻胡粉のことと思われる。

（５）「貝摺奉行所関係文書」（『那覇市史　資料編第一巻十　琉球資料（上）』（那覇市企画部文化振興課　1988 年 9 月）275～350 頁。
「貝摺奉行所文書」（『沖縄県史料　前近代一　首里王府仕置』（沖縄県史料編集所編沖縄県教育委員会　1981 年 3 月）319～426 頁。

（６）小野まさ子「京都大学所蔵『琉球資料』中の貝摺奉行所関係文書について」（『浦添市美術館紀要』第一号　浦添市美術館　1991 年 2 月）5～13 頁。

（７）安里進「貝摺奉行所関係文書のデータベース化」（『漆工史』第 23 号（漆工史学会　2000 年 11 月）71～81 頁。

（８）「進貢船仕出日記　千三百三十六」（道光 24 年）（『琉球王国評定所文書』第一巻浦添市教育委員会　1988 年 3 月）505 頁。

三月十二日

一、一番方御注文壱冊・二番方売上御注文壱さつ・御反物御本切壱包幷右品位立書壱通到来付、見届、日帳主取島袋親雲上ゟ高奉行池城里之子親雲上江相渡、例者（之）通、御在番所及御届、渡唐役者江相渡候様、尤為念者未相届候間、到来次第相渡候段申渡させ候事。

但、御本切品立書、左ニ記。

一、白綸子
一、紕大綸子
一、色々緞子
一、滴（縞カ）和白縮緬
一、白小綸子
一、紕紗綾
一、白花沙綾
一、晒銅板濟
一、白小桧垣沙綾
一、無紋沙綾
一、大床白縮緬
一、大床紕縮緬
一、中床紕縮緬
一、紕小桧垣沙綾
一、中床白縮緬
一、色々裏絹
一、色々綾絹
一、絺銅板濟

右之通、御手本切々相渡候間、格護方入念持渡、返上物御当地上着之節可致返納候。以上。

四月七日。

道光 24 年の進貢時に渡唐役人に購入を指示した反物の見本帳（御本切品立書）の中に「晒銅板濟」、「絺銅板濟」と記録があり、琉球で「とぅんびゃん」、「桐板」とされる布が中国製だったことが分かる。ただし絣の図案が琉球製の布地も存在することから「桐板」の糸を輸入し琉球で織った資料も残っていると思われる。

（９）ルバース M 吟子・高漢玉・春木雅寛「桐板に関する調査研究（その２）―繊維顕微鏡観察およびその考察―」（『沖縄県立芸術大学』№3　1995 年 3 月）27～43

頁。

(10) 実際に前近代の漆器生産の布着が十七舛クラスの上布だったかは保存修理時の調査等で採取できたとして微細な試料では布の密度の把握は難しい。前近代の漆器修理の機会があった場合、塗膜面が広い面積で下地まで大きく破損した事例があった際に現状保存を原則としながら慎重に確認すべき課題と考える。

(11) 小野まさ子・漢那敬子・早瀬千明「〈史料紹介〉 西尾市岩瀬文庫「南颶日録」（４）「虬陽雑録」―解題および翻刻―」(『沖縄県史料編集紀要』　沖縄県教育委員会　2021 年 3 月）33～48 頁。

「南颶日録」中の「虬陽雑録」は、明治 5（1872）年に来琉した根本茂樹が滞在中に見聞した琉球の産物を記した記録。近世琉球末期の琉球の工芸生産や市場に出回っていた産物を知ることができる史料である。その中に、

其朱抹は三四十年前迄ハ福州よ里上品を年々輸入して諸塗物の用に充つ、然るに近く七八年已来福州にても上品は至而高直にあり、下品は其位よろしからす、因而長崎或は兵庫港に来舶載せる朱抹を鹿児島商人持来、是を売買すと、土人も其価反而安く洋朱ト唱、故に昔日朱塗の物件に対較する其品格大いにをとれり、

とある。水銀朱について、産地自体は中国産だが 18 世紀から 19 世紀中期迄と 1860 年代で調達経路が変化していたことが分かる。それまで進貢貿易によって福州より直接輸入していたものが、鹿児島商人経由で長崎や兵庫から「洋朱」と称した物品を調達していた。この「洋朱」は「其位よろしからず」とあり、福州から調達する水銀朱と比較して品質は悪かったようだ。

(12)『球陽』附巻三　尚敬王三十年条　（球陽研究会編『球陽』原文編　沖縄文化史料集成五　角川出版　1974 年 3 月）605 頁。

桐油について、下記の記事がある。

三十年、饒波村金城、栽植桐種、恭蒙褒陞赤八巻。

大宜味郡饒波村、有金城者。自幼冲時、克竭心力、供奉按司地頭。已經二十五歳、金城意想、本国、素、無桐油、中華與日本買来、以達国用。費銀甚多。今辭其供奉、以回家郷、以植桐樹、取油捕用。即以其心志、稟明于按司。按司准允。康熙六十一年壬寅、唐栄習吉瑞（小渡子幸田）、入閩學醫。金城托其小渡、寄買桐樹種。小渡買得其種子乙百顆而寄来。金城受収之遍巡山野、細看地勢播種桐實。至于翌年、只生一株。金城深培之愛之、恍如珍寶。已歷数年、大致繁茂、結實尤多。金城喜取其實実、即播宅地。漸漸増多。至于後年、具稟此事。高奉行武自仁（奥原親雲上崇満）、巡視山北時、招金城、細訪播桐顛末、以回首里。其冬、自仁代金城、請地六百拾五歩。乾隆丁巳年、山奉行東崇義（高安親

雲上政副)、手捧桐實七百四粒、奉備　聖覧。即給山北九郡、播植各處、且代他請半津福地、共計六百拾五歩。竝附下使一名。從此之後、山北之人、年々倍来、求得其實、以致播植。至壬戌年、山奉行毛承基（大城親雲上盤俶）、具疏請旨。王深褒奨之、以陞赤八巻、且賜地乙千八百歩、偏植桐樹、以国用供。

康熙 61（1722）年以前、桐油は中国と日本の輸入に頼っていたが、大宜見間切饒波村の金城は、医術留学を行う久米村の小渡子幸田（習吉端）に桐樹の種の購入を託す。小渡は桐樹の種一百個を購入。金城は桐樹の種を播いて育てた。数年後、桐樹は繁茂し結実する樹木も多くなった。高奉行の奥原親雲上崇満（武自仁）は山北巡視時に、金城の実績を知り首里に戻って土地を王府に請い桐樹を植林した。乾隆 2（1737）年、山奉行高安親雲上政副（東崇義）は桐実七百四粒を尚敬王に献じた。王府は山北九郡で植樹を命じ、山北で年々桐実の生産は増大した。乾隆 7（1742）年、饒波村の金城は最初に桐樹栽培を成功させた功により赤八巻に叙せられ、「土地一千八百歩」を下賜されて、さらに桐樹の植林を行ったとある。

(13)『琉球館文書』三（琉球大学附属図書館仲原善忠文庫　琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ）Image67

〔享和元／嘉慶六〕酉年より亥年迄 書役 宜野山里之子親雲上

一、於琉球桐油用方之儀、渡唐船并楷船馬艦船作事修甫之節、専漆喰ニ相用申候。其外塗物、又者合羽類調方ニ茂用候得共、是者僅四五百斤位之事ニ而、惣而年分之仕高大概五六千斤程茂相及可申哉之由。

一、桐油之儀琉球ニ而も随分出来申候得共、當分出来高少ク用分及不足、毎年三四千斤程御當地より買下申候。尤買調方之儀者、館内上方用聞之者江申付、

大坂より買下申事候。

附、琉球下御国船頭・水主共拂方ニも持下由候へ共、

何程計可持下哉。然与相知不申候。

一、於琉球桐油直成之儀、年々相場高下有之由候へ共、大かい相ならし候へ者、一斤之別ニ弐百文位仕由候。

附、琉球製之桐油者、位宜有之候付、代銭も一斤付、三四十文直増有之候由。

一、琉桐油出来高年々多少有之候へ共、大かい相ならし候へ者、七八百斤以上千斤程も出来可申哉之由。

一、桐油唐より者、相渡不申。又者唐江持渡事も一切無御座候。

右於琉球桐油用方等之儀共、御糺之趣承知仕

右之通、大概相糺此段申上候以上

酉七月

琉書役・蔵役

(14)「福建巡撫周學健奏報查驗琉球國使臣帶回救火水龍摺」(『清代中琉關係檔案選編』中華書局　1993 年 4 月) 11～12 頁。
(15) 當眞茂「琉球漆器の沈金技法に関する運刀法の研究―十五・十六世紀を中心に―」(『漆工史』第四三号　2021 年 3 月) 26～38 頁。
(16) 四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について一塗膜の科学的分析報告－(一)－」(『浦添市美術館紀要』第六号　浦添市美術館　1997 年 3 月) 15～33 頁。
四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について一塗膜の科学的分析報告－(二)－」(『浦添市美術館紀要』第 9 号　浦添市美術館　2000 年 3 月) 35～44 頁。
ただし、「貝摺奉行所関係文書」は漆器生産の費用算出のための行政文書であるため製作工房での実際の材料使用との乖離がある可能性もある。そのような実態を把握するためにも破損の激しい資料の塗膜片で漆器本体に戻すことが困難な試料があれば断面調査等の分析を行う必要性があると思われる。
(17) 尚家文書には、『百浦添御殿御普請日記』(尚家文書 497 号)、『百浦添御普請日記』(尚家文書 498 号)、『百浦添御普請日記　當方』(尚家文書 499 号)、『百浦添御普請絵図帳』(尚家文書 500 号) があり、鎌倉コレクションには、『百浦添御殿普請付御絵図幷御材木寸法記』乾隆 33 年がある。
(18) 高良倉吉「首里城正殿重修経過～道光 26 年 (1846) 重修を伝える尚家文書の要点～」(『首里城研究』№4　首里城研究会　1998 年 4 月)
(19)『百浦添御殿御普請日記』(尚家文書 497 号) (那覇市歴史博物館所蔵)

覚

一、唐朱拾斤壱合五才
一、丹朱五斤五合三才
一、正延紫七拾壱枚
一、金薄 (箔) 五万六千三百弐拾四枚
一、水粉八斤三合四勺四才
一、明ばん百三拾八匁五分
一、吉野紙三束
一、石黄四斤弐合四勺三才
一、砂緑弐斤五合七勺弐才

一、砂紺青百三拾め
一、石緑弐百七拾め
一、藍浪七斤壱合四勺壱才
一、土黄百三拾め
一、地漆拾弐斤弐合八勺六才
一、吉野漆拾三斤
一、小文筆五対
一、達磨墨三丁
一、大彩筆三対
一、中同三対
一、小同三対
一、絵書筆四対
一、銀箔百八拾枚
一、荏子油 四斤
右百浦添御普請ニ付、御用候間、
御有合之内、本行之高、入念致格護
候様、可被申渡候以上。
巳二月　豊見山親雲上
翁長親方
申口

(20)『百浦添御殿御普請日記』(尚家文書 497 号)(那覇市歴史博物館所蔵)

覚
弁柄朱三拾三斤
右者来年百浦添御普請ニ付先例之通、当座入用御座候間、有所久志間切江本行之員数、兼而手当仕置、来年三四月比、御手形次第皆同相納候様、被仰付置度、嘉慶拾六未年、御普請之節者、納不足有之和弁柄朱買入を以御用相弁御不勝手相成候付、此段申上候以上
巳三月
貝摺奉行　大田親雲上

右通申出候間、兼而致手当置手形入次第、無遅々、皆同相納候様、可被申渡候以上
巳三月廿日
高志保親雲上

板良敷親雲上

御物奉行

右通有之候間、兼而取調手形次第、無遅滞相相調候様、可被申渡候以上

巳三月廿日

豊見山親雲上

翁長親方

収納奉行

(21)『百浦添御殿御普請日記』(尚家文書 497 号)(那覇市歴史博物館所蔵)

覚

一、なべ灰墨弐石

一、渋五拾済

一、明松灰墨壱斗

一、弁柄朱六拾斤

右百浦添御普請ニ付、御用有之候間、只今ゟ致手當置様子次第(後略)

この後、頁が変わり木材調達に関する全く別の記事となっているので、『百浦添御殿御普請日記』は落丁、錯簡、記入漏れ等の可能性がある。文書後半が途切れていることから、この文書による王府の指示の全容は不明である。ただ「弁柄朱」は前年 2 月の調達指示の 33 斤より多い 60 斤の指示が出されている。「なべ灰墨」、「渋」、「明松灰墨」は全て琉球国内で調達可能である。註 20 の記録のように「和弁柄朱」という表記でもないことから琉球で調達された可能性はあるが、久志間切での弁柄生産が成功したのか不明であり、日本市場で調達した前例もあるため判断はつかない。

(22) 透過Ｘ線撮影や CT 撮影を行うことにより、塗膜面を透過して内部構造の画像を撮影して製作技術の調査を行う。

(23) 蛍光 X 線調査とは、X 線を照射すると照射された元素は、それぞれ固有の２次的な X 線(蛍光 X 線)を発生させる。この発生する蛍光 X 線は、元素によってエネルギー差があり、放出する波長が違ってくる。この特性をいかして調査対象物の物質の元素を確認することができる。資料に接触しないで X 線を照射することで調査対象物を原則破壊することなく原材料の確認を行うことができる。また輸送可能な小型の調査機器も開発され、所蔵機関からなるべく移動しないことが原則の文化財の調査が行いやすくなっている。しかし、まだ沖縄県外から機器・研究者を招聘して実施することが多い調査方法であるため、恒常的かつ簡易に調査が行える状況ではない。

(24) 寄贈・収集したコレクションの内容を把握するための調査（那覇市の尚家関連資料の調査）や、復元製作を行うための調査（沖縄県の琉球王国文化遺産集積・再興事業）等に大別できると思われる。

(25) 上江洲安亨「モノが語る琉球史」(『首里城公園開園一〇周年記念企画展　琉球王朝の華―美・技・芸―』初版　㈶海洋博覧会記念公園管理財団　2002 年 10 月）86～90 頁。

(26) 早川泰弘・吉田直人・佐野千絵・三浦定俊「琉球絵画および関連作品の彩色材料調査」(『首里城研究』№12　首里城公園友の会　2010 年 3 月）38～52 頁。

(27) 吉田直人・早川泰弘・村岡ゆかり・杉本史子「重要文化財元禄および天保国絵図に使われた彩色材料と色彩表現に関する考察」(『保存科学』№51　2012 年 3 月）31～45 頁。

「元禄国絵図」の白色色材について、「下総国絵図」は胡粉が使用され、薩摩国絵図は鉛白が使用されており、元禄の「薩摩国絵図」の製作に琉球から伝播した技術・原材料を使用した形跡がある。薩摩藩の関与で製作された「琉球国之図（薩摩藩調製琉球図)」（表 4－1№13）にも鉛白が使用されている。国絵図のような地図製作の過程で技術の伝播があったと思われる。このような技術の伝播が地図製作だけでなく美術的な絵画製作も含めて、薩摩藩領にどこまで広がっていたのかは現状では不明である。

ただ絵画に使用した色材だけでなく、乾隆 39（1774）年に琉球の漆芸技術を薩摩に導入しようと試みていることが文献史料の記録から明らかになっている（本論第四章第一節第五項)。琉球の絵画技法や工芸技術が複数、薩摩経由で南九州以北に伝播した可能性がある。文献史料の記録や、文化財の色材に関する比較研究を行ったうえでの類似事例が発見できるのか今後の課題である。

(28)『那覇市の文化財』(那覇市教育委員会　2007 年 3 月）41 頁。

下山進　下山裕子『横内家資料 紙本墨画淡彩　軸装「神猫図」の非破壊分析調査【報告書】』(2002 年 9 月）(非公開資料)。

『那覇市の文化財』の「神猫図」の解説文で「光学調査で、黄色は石黄、青色は藍、白色は胡粉を色材としていることが判りました」とあり、黄色の石黄、白色の胡粉が他の琉球絵画作品と傾向が違うため、筆者は所蔵機関の那覇市歴史博物館に問い合わせて調査報告書の原本を閲覧させてもらった。報告書によると調査を行った 6 ポイント全てでカルシウムが検出されていた。呉師虔の「神猫図」は那覇市寄贈後に文化財修理を行った履歴があり、他の琉球絵画と同じく掛軸装の増裏紙等に由来するもので、絵画描写の色材ではないと判断した。黄色表現については、神猫の眼球部分のみ砒素が検出され、琉球絵画の色材使用としては類例の少ない石黄使用の可能性が高いことが確認できた。

(29) 神山泰治「琉球の絵画　前近代の流れ」(『沖縄美術全集』4　絵画・書跡　沖

縄タイムス社　1989 年 11 月）91～100 頁。

東京国立博物館・九州国立博物館等『沖縄復帰 50 年記念　特別展琉球』図録（NHK　2022 年 5 月）232 頁。

徳川美術館所蔵の「花鳥図屏風」は、近年の研究で尾張徳川家第九代藩主の嫡子である治行の正室依姫旧蔵で徳川将軍家からの拝領品であったことが分かっている。近世期の大名家で福建の孫億の作品の需要があったことが分かる。

(30) 下山進　下山裕子「尚家継承染織品の染料・顔料の非破壊分析調査」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年）176・179 頁。

(31)『みんなの文化財図鑑―有形文化財編―』(沖縄県教育委員会　2020 年 3 月）197 頁。

(32) (30) に同じ。160～214 頁。

(33) 里井洋一「近世琉球におけるウコン専売制の起源と展開-夫役がささえるウコン経営-」(『琉球王国評定所文書』第 18 巻　浦添市立図書館　2001 年 3 月）7～58 頁。

(34) 1704 年、ハインリッヒ・ディーズバッハが偶然発見したとされる。天然のウルトラマリン（ラピスラズリ）が高価なため、人造顔料の開発が行われた。ヘキサシアノ鉄(II)酸鉄(III)カリウムまたはヘキサシアノ鉄(II)酸鉄(III)アンモニウム。そのため目視で青色の部分で蛍光Ｘ線調査を行った場合、鉄の元素が検出されれば、プルシアンブルーの可能性が高くなる。

(35) 早川泰弘・太田彩「伊藤若冲『動植綵絵』に見られる青色材料」(『保存科学』№49　2010 年 3 月）131～137 頁。

(36) 園原謙　長谷洋一　岡田靖　上江洲安亨　大山幹成　門叶冬樹　園部凌也　山田千里　本多貴之　宮腰哲雄「旧円覚寺仁王像復元制作に関する研究」(『沖縄県立博物館・美術館博物館紀要』№11　沖縄県立博物館・美術館　2018 年 3 月）67～110 頁。

(37) 四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について―塗膜の科学的分析報告（一）―」(『浦添市美術館紀要』第 6 号　浦添市美術館　1997 年 3 月）15～33 頁。

(38)上江洲安亨「呉師虔筆「神猫図」をめぐる一考察」(『國華』第 1487 号　國華社　2019 年 9 月）20～27 頁。

(39)関地久治　吉田裕志　箭木康一郎　三原昇「絹本著色「神猫図」保存修復報告(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№11（一財）沖縄美ら島財団　2021 年 3 月）20～67 頁。

(40)佐々木良子　仲政明　佐々木健「武永寧作『神猫図』に用いられた色材の非破壊化学分析」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№11（一財）沖縄美ら島財団　2021 年 3 月）68～79 頁。

佐々木良子氏等は、肌裏紙の墨に他の色材を混ぜて塗布していることを指摘し、反射分光分析で調査を行った。その結果、作品に藍のピークが見られるとしたが、作品の本紙か肌裏紙から検出されるのかは判別できないとしている。

(41)（39）に同じ。42 頁。

解体修理によって、このような特異な肌裏紙の使用が認められたことから、本「神猫図」の所蔵機関学芸員と修理担当者は生成の肌裏紙と色調を変えた薄墨若しくは薄藍色の肌裏紙を作品裏に敷き作品の色調の変化を検討している。生成の肌裏紙では、これまでの作品の色調と著しくことなることから、旧肌裏紙と類似した色調の肌裏紙を製作して修理を行っている。

本「神猫図」は複数の蔵書印や「島津家蔵」等の墨印があることから長年複数の所蔵者の手を経て伝来している。その間、後世修理が行われた痕跡もあるが、生成の肌裏紙を薄墨色系の肌裏紙に変更することは作品の色調を著しく変更することになる。おそらく当初の肌裏紙も薄墨色系であったことから後世修理も肌裏の色調は踏襲した可能性があるものと思われる。

(42) 太田彩「若冲、描写の妙技－「動植綵絵」の修理を終えて」(『動植綵絵－若冲、描写の妙技』編集宮内庁三の丸尚蔵館　発行公益財団法人菊葉文化協会 2016 年 6 月）42～47 頁。

「動植綵絵」は、大正 8（1919）年の修理履歴が残っているが、平成の修理では前近代と思われる旧肌裏紙が残っていた。おそらく若冲が作品製作時の肌裏紙と思われるが、その肌裏紙も生成ではなく墨色の肌裏紙であった。作品の色彩のコントラスト等を勘案して製作当初から墨色の肌裏紙を使用していたと平成の修理担当者は判断したようである。

(43)（37）に同じ。

(44)（21）に同じ。

(45)（19）に同じ。

(46) 漆工史学会『漆工辞典』(角川学芸出版　2012 年 11 月）125～126 頁。

(47)『那覇市史　資料篇第二巻中の七　那覇の民俗』(那覇市企画部文化振興課 1979 年 1 月）385 頁。

金製品の品位

中国への進貢（チンクン）の品物や国王御物は別として貴族の用いるものには八金ぐらいのものもあった。それでこの合金に純金色を出す方法がとられた。丹礬（硫酸銅）と食塩と赤粘土をませたものを塗って焼き、冷えたら新しいものを塗って焼くことをくり返しながら真鍮の金鎚でたたくと、金だけが残って表面をおうようになり黄金色に輝くようになる（下略)。(以上宮城喜正氏談）とあり、金銀等の合金を黄金色にする技術があったことが示唆されている。実際に「金杯」や「金装宝飾剣拵（千代金丸)」に、このような措

置が取られたかは不明である。

(48)『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第２巻　絵画・陶芸・金工編』（沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月）479 頁・576～577 頁。
金杯（尚家資料）の復元において、「色揚げ」という表面処理の方法について検討を加えている。

(49) 小野まさ子「琉球漆器の歴史」(『琉球漆器・歴史と技術・技法』　琉球漆器事業協同組合　1991 年　11 月）18～19 頁。
小野氏は、『琉球館文書』を引用して「つまり琉球への漆には上質の「上方漆」と鹿児島産で質の落ちる「吉野漆」とがあって、「吉野漆」は「路地判」というものと混ぜて使っても商売用の塗物にしか向かず、貝摺奉行所で作る進上進覧品には不適であるという表現になっている」とし、「吉野漆」が御国製（鹿児島）であることを紹介している。

(50)（49）に同じ。30～31 頁。
小野氏は八重山と首里王府の往復文書である『参遣状』から 17 世紀から 18 世紀にかけて八重山の漆木育成と漆生産の概要を解説している。

参考文献（科学調査結果を公表している刊行物一覧）
琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧表（表 4-1・表 4-2-1・表 4-2-2・表 4-3・表 4-4・表 4-5）の出典に対応。※は表 4 の出典に記した刊行物の略称。

・表 4-1№1（絵画）　※吉備国際大学紀要№12
高木秀明　下山進「琉球国惣絵図（間切集成図）に使用された非破壊分析」(『吉備国際大学社会学部研究紀要』第 12 号　吉備国際大学　2002 年 3 月）215～222 頁。
・表 4-1№2（絵画）　表 4-3№2・3（ガラス製品）　※琉球王朝の華
『琉球王朝の華』所収　「爬龍船競漕及び帰唐船の図」・「御玉貫」の解説（(財)海洋博覧会記念公園管理財団　改訂第二版　2009 年 3 月）46 頁・66 頁。
・表 4-1№3～11・13～25（絵画）　※首里城研究№12
早川泰弘　吉田直人　佐野千絵　三浦定俊「琉球絵画および関連作品の彩色材料調査」(『首里城研究』№12　首里城公園友の会　2010 年 3 月）38～52 頁。
・表 4-1№14～17・19～25（絵画）　※琉球絵画報告書
『琉球絵画　光学調査報告書』（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 2017 年 3 月）
・表 4-1№12（絵画）　表 4-4№1～41（染織）　※那覇歴博年報 1 号
下山進　下山裕子「国宝「琉球国王尚家関係資料」工芸品（染織資料等）の非破壊分析調査報告」(『那覇市歴史博物館紀要』第 1 号　那覇市歴史博物館　2009 年 3 月）2～88 頁。

・表 4-1№.26（絵画）　※那覇市の文化財　※「神猫図」非破壊分析調査（非公開）
『那覇市の文化財』（那覇市教育委員会　2007 年 3 月）41 頁。
下山進　下山裕子『横内家資料 紙本墨画淡彩 軸装 「神描図」の非破壊分析調査【報告書】』（那覇市　2002 年 9 月）非公開資料。
・表 4-1№.27（絵画）　※首里年報№.10
佐々木良子　仲政明　佐々木健「『孫億作・花鳥図　三幅』に用いられた色材の非破壊化学分析」（『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№.10（一財）沖縄美ら島財団　2020 年 3 月）101～115 頁。
・表 4-1№.28（絵画）　※首里年報№.11
佐々木良子　仲政明　佐々木健「武永寧作『神猫図』に用いられた色材の非破壊化学分析」（『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№.11（一財）沖縄美ら島財団　2021 年 3 月）68～79 頁。
・表 4-1№.29（絵画）　※首里年報№.4
佐々木良子「書跡「馬執宏書」掛軸装修理に伴う本紙塗布赤色染料の化学分析」（『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№.4　（一財）沖縄美ら島財団　2014 年 3 月）107～123 頁。
・表 4-1№.30（絵画）　※首里年報№.5
佐々木良子　佐々木健「『梁必達詩唱和詩』に塗布された色材の非破壊化学分析」（『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№.5　（一財）沖縄美ら島財団　2015 年 3 月）145～148 頁。
・表 4-1№.31（絵画）　※集積・再興事業報告書第２巻
早川泰弘「四季翎毛花卉図巻の蛍光 X 線分析結果」（『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第２巻　絵画・陶芸・金工編』（沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月））164～239 頁。
・表 4-2-1№.1～5（漆工）　表 4-3№.6～12（金工）　※楽器報告書
『琉球楽器復元調査製作業務報告書（基礎資料編）』（㈶海洋博覧会記念公園管理財団　2009 年 3 月）
・表 4-2-1№.6～16（漆工）　※よのつぢ№.1
室瀬和美「浦添市美術館収蔵漆器資料の科学調査及び技術材料分析」（『よのつぢ浦添市文化部紀要』創刊号　浦添市教育委員会文化部　2005 年 3 月）114～138 頁。
・表 4-2-1№.17～51（漆工）　表 4-3№.4・5（金工）　※萬野報告書
『首里城公園管理センター萬野裕昭コレクション調査報告書』（㈶海洋博覧会記念公園管理財団　2012 年 3 月）
・表 4-2-1№.52（漆工）　表 4-4№.43～53（染織）　※首里年報№.3
下山進　大下浩司　下山裕子「平成 22 年度・平成 23 年度御座楽衣裳関連染色資料の非破壊色材調査報告」（『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』

№3　（一財）沖縄美ら島財団　2013 年 3 月）69～85 頁。

・表 4-2-1№53（漆工）　表 4-4№54～62（染織）　※首里年報№5
下山進　下山裕子　大下浩司「平成 24 年度・平成 25 年度御座楽衣裳関連染織資料の非破壊色材調査報告」（『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№5　（一財）沖縄美ら島財団　2015 年 3 月）43～68 頁。

・表 4-2-1№54（漆工）　表 4-4№63～68（染織）　※首里年報№7
上江洲安亨　室瀬和美　鷺野谷一平　樋渡賢　早川泰弘　下山進　大下浩司　下山裕子「黒漆花鳥密陀絵箔絵食籠」復元模造手板制作及び科学調査報告（『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№7　（一財）沖縄美ら島財団　2017 年 3 月）149～170 頁。

・表 4-2-1№55（漆工）　※集積・再興事業報告書第３巻
喜屋武千恵・平良優季「原資料の膠塗りの簡易調査」（『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第３巻　木彫・石彫・漆芸・三線編』　沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月）181～188 頁。

・表 4-2-2№1～15（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№6
四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について―塗膜の科学的分析報告（一）―」（『浦添市美術館紀要』第 6 号　浦添市美術館　1997 年 3 月）15～33 頁。

・表 4-2-2№4（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№8
山下好彦「琉球漆器復元のための技術分析　9．黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱　10．黒漆鳥獣草花箔絵椀」（『浦添市美術館紀要』第 8 号　浦添市美術館　1999 年 3 月）17～25 頁。
なお、布着の繊維分析は大川昭典。塗膜の科学分析は東京国立文化財研究所：平尾良光・早川泰弘が担当している。

・表 4-2-2№11（漆工・試料採集調査分）　※首里城跡京の内発掘報告書⑴
四柳嘉章「首里城京の内出土朱漆器の科学的分析」（『沖縄県文化財調査報告書 第 132 集　首里城跡－京の内跡発掘調査報告書（I）－』　沖縄県教育委員会　1998 年 3 月）337～340 頁。

・表 4-2-2№15（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№14
本多貴之　玉城靖「百按司墓三号木棺 a の塗布手法およびその年代について」（『浦添市美術館紀要』第 14 号　浦添市美術館　2019 年 3 月）15～22 頁。

・表 4-2-2№16（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№7
山下好彦「琉球漆器復元のための技術分析・８（朱漆鳥獣草花箔絵面盆）」（『浦添市美術館紀要』第 7 号　浦添市美術館　1998 年 3 月）15～21 頁。）

・表 4-2-2№4・7・16～22（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№9
四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について―塗膜の科学的分析報告（二）―」（『浦添市美術館紀要』第 9 号　浦添市美術館　2000 年 3 月）35～44 頁。

・表 4-2-2№.16・26～30（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№.10
宮腰哲雄　神谷幸男　謝敷真起子　仲北聡子「琉球漆器漆の同定に関する科学的な分析」（『浦添市美術館紀要』第 10 号　浦添市美術館　2001 年 3 月）71～84 頁。
・表 4-2-2№.23～25（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№.10
室瀬和美　松本達弥　土井菜々子「琉球漆器復元のための技術分析　13．黒漆蓮池人物螺鈿密陀絵印箱　14．朱漆牡丹唐草沈金合子　15．黒漆花鳥螺鈿漆絵文庫」（『浦添市美術館紀要』第 10 号　浦添市美術館　2001 年 3 月）21～39 頁。
なお、蛍光 X 線分析は東京国立文化財研究所：平尾良光　早川泰弘。
・表 4-2-2№.31（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№.11
室瀬和美　勝又智志　土井菜々子「琉球漆器の修復及び復元のための技術分析　16．黒漆山水人物螺鈿食籠　17．朱漆山水人物箔絵皿」（『浦添市美術館紀要』第 11 号　浦添市美術館　2002 年 3 月）55～69 頁。
早川泰弘　平尾良光「朱漆山水人物箔絵皿の蛍光 X 線分析結果」（『浦添市美術館紀要』第 11 号　浦添市美術館　2002 年 3 月）70～72 頁。
・表 4-2-2№.32（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№.12
岡田文男　謝敷真起子「浦添市美術館所蔵漆器の塗膜構造調査」（『浦添市美術館紀要』第 12 号　浦添市美術館　2003 年 3 月）63～72 頁。
・表 4-2-2№.33・34（漆工・試料採集調査分）　※『漆Ⅱ』
四柳嘉章『漆Ⅱ』（法政大学出版局　2006 年 2 月）365～382 頁
・表 4-2-2№.35～38（漆工・試料採集調査分）　※よのつぢ№.8
本多貴之　宮腰哲雄　宮里正子　岡本亜紀「歴史的な琉球漆器の科学分析と漆工技術」（『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№.8　浦添市教育委員会文化部　2012 年 3 月）27～36 頁。
・表 4-2-2№.39～42（漆工・試料採集調査分）
※首里城跡御内原北地区発掘調査報告書⑵
吉田邦夫　本多貴之「赤色塗膜の自然科学分析」（『沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書　第 69 集　首里城跡　－ 御内原北地区発掘調査報告書（２）－』沖縄県立埋蔵文化財センター　2013 年 3 月）368～372 頁。
・表 4-2-2№.43（漆工・試料採集調査分）　※よのつぢ№.10
本多貴之　宮腰哲雄　伊藤宗一郎　宮里正子　岡本亜紀「ヤッチのガマから出土した漆工芸品の分析　～琉球の漆はどこから来たか？～」（『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№.10　浦添市教育委員会文化部　2014 年３月）21～28 頁。
・表 4-2-2№.44（漆工・試料採集調査分）※久米島博物館紀要第 14 号
本多貴之　宮良みゆき　宮腰哲雄「久米島博物館所蔵の　「黒漆牡丹唐草沈金小櫃」の科学分析 と文化」（『久米島博物館紀要』第 14 号　2014 年 3 月）1～10 頁。
・表 4-2-2№.45・46（漆工・試料採集調査分）

※明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第 2 号
小林里菜　本多貴之　宮腰哲雄「奄美群島に伝世する丸櫃の科学分析」「奄美群島に伝世する湯庫の科学分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要』第 2 号　2015 年 5 月）35～48 頁。

・表 4-2-2№47（漆工・試料採集調査分）
※明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第 2 号
河室奈々　町健次郎　本多貴之「奄美地方に伝わる漆器朱漆山水人物箔絵丸櫃の科学分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 2 号』明治大学バイオ資源化学研究所　2015 年 5 月）49～55 頁。

・表 4-2-2№48・49（漆工・試料採集調査分）　※円覚寺跡⑵調査報告書
本多貴之　湯浅健太　宮腰哲雄「円覚寺跡の遺物の科学分析の結果」(『沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書　第 70 集　円覚寺跡（２)』－右掖門地区 ・ 南側石牆地区の遺構確認調査報告書－　2014 年 3 月）161～171 頁。

・表 4-2-2№48・49（漆工・試料採集調査分）
※明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第 1 号
湯浅健太　本多貴之　宮腰哲雄　金城貴子　山本正昭「円覚寺跡の出土物 2 点の科学分析の結果報告」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 1 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2016 年 3 月）164～165 頁。
河西学「首里城跡周辺遺構出土漆塗土器の胎土分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 1 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2016 年 3 月）166～170 頁。

・表 4-2-2№50（漆工・試料採集調査分）　※よのつぢ№11
山府木碧　本多貴之　宮里正子　岡本亜紀　下山進　下山裕子　宮腰哲雄「歴史的な漆工芸品の科学分析 ―浦添市美術館所蔵の「朱漆楼閣山水箔絵盆」について―」(『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№11　浦添市教育委員会文化部　2015 年）39～48 頁。

・表 4-2-2№51～53（漆工・試料採集調査分）　※よのつぢ№11
本多貴之　伊郷宗一郎　神谷嘉美　宮里正子　岡本亜紀　宮腰哲雄「伊是名村伝世の丸櫃の科学分析及び漆芸文化 ―伊平屋神女職家に伝世する丸櫃について―」(『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№11　浦添市教育委員会文化部　2015 年 3 月）49～58 頁。

・表 4-2-2№54（漆工・試料採集調査分）
※明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第 3 号
本多貴之　宮里正子　町健次郎　宮腰哲雄「奄美の神女に伝世した丸櫃について～科学分析の観点より～」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 3 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2016 年 3 月）35～46 頁。

・表 4-2-2№.55（漆工・試料採集調査分）
※明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第 3 号
藤沼瑞和　本多貴之「朱漆牡丹七宝繋沈金櫃の科学分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 3 号』　明治大学バイオ資源化学研究所 2016 年 3 月）151～157 頁。
・表 4-2-2№.56～58（漆工・試料採集調査分）　※よのつぢ№.12
山府木碧　本多貴之　宮腰哲雄　宮里正子　岡本亜紀「琉球の伝統的な漆工芸品「藤盆」の文化と科学分析」(『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№.12　浦添市教育委員会文化部　2016 年 3 月）53～63 頁。
・表 4-2-2№.59（漆工・試料採集調査分）　※浦添市美術館紀要№.13
大西智洋　本多貴之　佐々木美保　宮里正子「黒漆龍鳳凰虎堆彩漆文庫の保存修復と科学分析」(『浦添市美術館紀要』第 13 号　浦添市教育委員会　文化部　浦添市美術館　2018 年）7～18 頁。
・表 4-2-2№.60（漆工・試料採集調査分）　※沖縄県博美紀要№.11
園原謙　長谷洋一　岡田靖　上江洲安亨　大山幹成　門叶冬樹　園部凌也　山田千里　本多貴之　宮腰哲雄「旧円覚寺仁王像復元制作に関する研究」(『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』№.11　沖縄県立博物館・美術館　2018 年 3 月）67～110 頁。
・表 4-3№.1・2（歴史）　表 4-3№.1～3（刀剣）　表 4-3№.1～3（金工）　表 4-3№.1（ガラス玉）　※尚家報告書
早川泰弘　佐野千絵　三浦定俊「蛍光 X 線分析による尚家継承品の材質調査」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月）142～159 頁。
・表 4-3№.1（金工）　※首里年報№.5
下山進　下山裕子　大下浩司「尚家継承品「金杯」の分析調査報告」(『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№.5　（一財）沖縄美ら島財団　2015 年 3 月）69～73 頁。
・表 4-3№.13（金工）　※集積・再興事業報告書第 2 巻
早川泰弘「沖縄県立博物館所蔵作品等の蛍光 X 線分析結果」(『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第 2 巻　絵画・陶芸・金工編』　沖縄県立博物館・美術館 2022 年 3 月）570～575 頁。
・表 4-3№.14（金工）　※集積・再興事業報告書第 2 巻
パリノサーヴェイ株式会社「銅製品の成分分析」(『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第 2 巻　絵画・陶芸・金工編』　沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月）587～588 頁。
・表 4-3№.1～10（ガラス製品）　表 4-3№.1～8（玉製品）　※ガラス玉報告書

早川泰弘「ポータブル蛍光 X 線分析装置による沖縄県所在ガラス・玉製品の現地調査」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』　沖縄県教育庁文化課　2011 年 3 月）70～77 頁。

・表 4-4№1～22（染織）　※尚家報告書
下山進　下山裕子「尚家継承染織品の染料・顔料の非破壊分析調査」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月）160～214 頁。

・表 4-4№42～52（染織）　※首里年報№3
下山進　大下浩司　下山裕子「平成 22 年度・平成 23 年度御座楽衣裳関連染色資料の非破壊色材調査報告」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№3（一財）沖縄美ら島財団　2013 年 3 月）69～85 頁。

・表 4-4№53～61（染織）　※首里年報№5
下山進　下山裕子　大下浩司「平成 24 年度・平成 25 年度御座楽衣裳関連染織資料の非破壊色材調査報告」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№5（一財）沖縄美ら島財団　2015 年 3 月）43～67 頁。

・表 4-4№62～67（染織）　※首里年報№7
下山進　下山裕子　大下浩司「平成 26 年度・平成 27 年度御座楽衣裳関連染織資料の非破壊色材調査報告」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№7（一財）沖縄美ら島財団　2017 年 3 月）37～65 頁。

・表 4-4№68～79（染織）　※首里年報№9
下山進　大下浩司　下山裕子「平成 28・平成 29 年度所蔵染織資料の非破壊色材調査」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№9　（一財）沖縄美ら島財団　2019 年 3 月）20～85 頁。

・表 4-4№80～85（染織）　※沖縄県博美紀要№12
大下浩司　下山進　下山裕子　宮城奈々　與那嶺一子「琉球王国文化遺産集積・再興事業における 染織資料色材分析調査報告とその成果（Ⅰ）」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№12　沖縄県立博物館・美術館　2019 年 3 月）93～112 頁。

・表 4-4№86（染織）　※沖縄県博美紀要№13
寺田貴子　下山進　下山裕子　大下浩司　與那嶺一子　篠原あかね「琉球王国文化遺産集積・再興事業における琉球古刺繍の復元」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№13　沖縄県立博物館・美術館　2020 年 3 月）85～108 頁。

表 4-4№79・87～89（染織）　※首里年報№11
下山進　下山裕子　佐々木益「令和元年度　染織品理化学調査」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№11（一財）沖縄美ら島財団　2021 年 3 月）92～117 頁。

・表 4-5№1～10（陶器・陶磁器）　※沖縄県博美紀要 10 号
早川泰弘　園原謙　外間一先　上江洲安亨「沖縄県所在の陶芸作品に用いられてい

る青色顔料の分析」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№10　沖縄県立博物館・美術館　2017 年 3 月）65～78 頁。

・表 4-5№11（陶器・陶磁器）　※首里年報№7
下山進　下山裕子　大下浩司「平成 27 年度尚家資料色材調査報告書」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№7　（一財）沖縄美ら島財団　2017 年 3 月）66～68 頁。

・表 4-5№12・13（陶器・陶磁器）　※首里年報№9
下山進　大下浩司　下山裕子「平成 28・29 年度所蔵染織資料の非破壊色材調査」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№9　（一財）沖縄美ら島財団　2019 年 3 月）20～85 頁。

・表 4-5№14～17（陶器・陶磁器）　※集積・再興事業報告書第 2 巻
早川泰弘他「蛍光 X 線調査」(『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第 2 巻絵画・陶芸・金工編』沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月）402～439 頁。

檔案史料にみえる中国から琉球に輸入された工芸品製作材料及び工芸品一覧

	毛辺紙	連史紙	大油紙 小油紙	甲紙	粗紙	川連紙	色紙	紅紙	紙画類	墨類	漆木 箱類	漆匣盤類	彫漆 大圍 屏	生漆 漆	銀朱 辰砂 硃砂	臙脂類	石黄 雄黄	紅花	黄蝋	蘇木	明礬 白礬	黄丹	洋青	石青	硼砂	水銀	膿黄 (藤黄か)	搭載した船の種別
乾隆32年(1767)	33,120	7,720	3,000	19,040		266	3,600		12	195	88	1,150		250	7,110	3,000	20		1,070	500	1,010					3,100		進貢船
乾隆39年(1774)	115,200			32,623				2,000		500		2,800		180	1,410	28,500	1,550			3,000	200	350		40		300		進貢船
乾隆40年(1775)	48,610		1,800	23,460				3,000	20	370		3,140	2	50	710	30,000	540			6,300	100	100		100				接貢船
乾隆41年(1776)	210,060		2,100	43,516				200	29	860		2,500		380	7,580	72,000		850		16,000		120		1,400				進貢船
乾隆42年(1777)	84,000		1,800		16,355			700	20	340		3,475		80	1,470	3,000				4,800			150					接貢船
乾隆43年(1778)	209,400		2,990	43,216					26	362	348	6,000		220	16,347	3,000				7,417	11,510					1,380		進貢船
嘉慶8年(1803)	20,000			11,400						10					100					900			200				100	接貢船
嘉慶26年(1821)	118,000		1,800	28,400						65	98	3,660			40,000	40,000				10,000								進貢船
道光2年(1822)	42,000		500			4,560				80	34	10,200			800					10,000								護送船
道光4年(1824)	76,200		5,900	20,825							170	7,220				20,000				36,000					11,000			接貢船・難船
道光5年(1825)	73,600		2,950	25,000						45	17	230			42,000	70,000				40,000					4,000			進貢船・難船
道光6年(1826)	75,400		5,620	18,600						80	161	7,500			11,200	30,000				32,000								接貢船・護送船
道光10年(1830)	55,400		2,680	5,600						35	76	3,040								30,000			1,000		2,000			接貢船・難船
道光11年(1831)	72,000		2,700	30,350						40		3,260			10,000	30,000				74,500								進貢船・難船
道光12年(1832)	76,100		3,950	26,850						45		5,115			19,100	30,000				37,620					7,000			接貢船・難船
道光16年(1836)	41,000		2,400	16,300						40		2,500				16,000				25,000					4,000			接貢船・難船
道光17年(1837)	116,800			26,500						80		6,010																進貢船・護送船
道光18年(1838)	53,000		3,300	13,000						50		2,238																接貢船
道光19年(1839)	151,500		3,300	25,450						50		4,600			3,000	30,000				6,000					4,000			進貢船・難船
道光20年(1840)	81,800		5,000	13,350						170		6,300																接貢船・迎接謝恩船・難船
道光22年(1842)	57,600		2,500	16,900								3,410			8,000	32,500									9,000			接貢船・難船
道光23年(1843)	78,000		2,600	23,400								4,325			40,000	50,000									3,000			進貢船・難船
道光24年(1844)	59,000		700	8,890								3,488			14,000													接貢船
道光29年(1849)	78,000		1,400	17,400								5,250			3,000	70,000									2,400			進貢船
道光30年(1850)	56,500		1,100	6,000								3,000			3,000	90,000								4,000	1,500			接貢船・難船
咸豊3年(1853)	128,000		2,000	11,000								7,000			2,000									600	800			進貢船
咸豊4年(1854)	101,000		1,200	14,100								6,062			1,500	10,000		18,600							1,000			接貢船・護送船・難船
咸豊5年(1855)	164,000		2,000	17,707								6,025			5,000	40,000								4,000	10,000			進貢船・難船
咸豊6年(1856)	61,000			8,900								3,400			1,100	30,000												接貢船・難船
咸豊8年(1858)	72,000		2,000	7,500								1,500			2,000	10,000								1,000	1,000			接貢船
咸豊10年(1860)	84,000		2,000	9,000								2,125			500	30,000								2,000	500			接貢船・難船
光緒元年(1875)	108,000		10,000	24,000						100		3,000			1,000	20,000												進貢船
量詞	張	張	張	斤	斤	斤	張	張	張	斤	個及 び隻	個	架	斤	斤	張	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤		

※船の種別で護送船は琉球周辺で漂流した中国人等を送還するための船。
難船は中国沿岸で遭難した琉球船である。
清代中琉関系档案撰編に収録された琉球国船帰国等に関する免税摺の清単から作成した。
清単に記載されている量詞を採用した。

表２

貝摺奉行所関係文書記載漆器の原材料の産地事例

事例１　貝摺重御硯箱　　琉球資料23冊 - 1

材料	数量	量詞	代銭	量詞	用途	備考
⑴中国調達						
絺桐板斎	115.00	寸	18,630	文	真塗蝋色崩貝	
唐絵書筆	3.00	本	2,700	文	真塗蝋色崩貝	
⑵中国調達・琉球加工						
記載無し						
⑶薩摩・日本調達						
吉野漆	195.00	匁	112,320	文	真塗蝋色崩貝	
和地漆	195.00	匁	126,984	文	真塗蝋色崩貝	
吉野紙	135.00	枚	3,411	文	真塗蝋色崩貝	
達磨墨	0.10	丁	270	文	真塗蝋色崩貝	
⑷薩摩・日本調達・琉球加工						
記載無し						
⑸調達先不明・琉球加工						
記載無し						
⑹琉球調達						
宮古白中布	22.50	寸	1,969	文	真塗蝋色崩貝	
手延摺貝	247.25	枚	456,302	文	真塗蝋色崩貝	
手延白摺貝	55.11	枚	93,409	文	真塗蝋色崩貝	
煮貝	177.00	枚	79,275	文	真塗蝋色崩貝	
百田紙	40.00	枚	1,632	文	真塗蝋色崩貝	
はせを紙	22.50	枚	802	文	真塗蝋色崩貝	
炭	105.90	合	847	文	真塗蝋色崩貝	
麦之粉	3.00	合	851	文	真塗蝋色崩貝	
餅米	2.50	合先	713	文	真塗蝋色崩貝	
菜種子油	2.00	合	3,500	文	真塗蝋色崩貝	
明松灰墨	2.00	合	600	文	真塗蝋色崩貝	
古苧物	190.00	目	2,375	文	真塗蝋色崩貝	
掏瓦地粉	10.00	合	4,600	文	真塗蝋色崩貝	
砥割	200.00	目	282	文	真塗蝋色崩貝	

事例２　朱漆沈金さすくい　　琉球資料23冊 - 2

材料	数量	単位	代銭	単位	用途	備考
⑴中国調達						
絺桐板斎	33.47	寸	5,422	文	朱塗真塗沈金	布幅
唐絵書筆	0.56	本	504	文	朱塗真塗沈金	
⑵中国調達・琉球加工						
朱漆	21.57	匁	26,032	文	朱塗真塗沈金	銀朱（辰砂）：中国。朱漆には琉球で加工。
掏石黄	1.11	匁	825	文	朱塗真塗沈金	石黄：中国。掏とあり琉球で加工。
⑶薩摩・日本調達						
和桐油	1.11	匁	84	文	朱塗真塗沈金	
達磨墨	0.21	丁	567	文	朱塗真塗沈金	
和三寸三分かく赤金薄	30.54	枚	22,401	文	朱塗真塗沈金	
⑷薩摩・日本調達・琉球加工						
鉄与那原勝りかね	27.89	寸	1,019	文	朱塗真塗沈金	鉄：薩摩・本州か。 与那原とあり琉球で加工。
⑸調達先不明・琉球加工						
壱度越漆	40.55	め	29,412	文	朱塗真塗沈金	漆産地記載無・越漆は琉球で実施か
四度越漆	12.98	匁	17,360	文	朱塗真塗沈金	〃
八度越漆	5.41	匁	10,398	文	朱塗真塗沈金	〃
⑹琉球調達						
掏瓦地粉	3.22	合	1,481	文	朱塗真塗沈金	
麦之粉	0.16	合	45	文	朱塗真塗沈金	
餅米	0.60	合先	171	文	朱塗真塗沈金	
菜種子油	0.25	合	438	文	朱塗真塗沈金	
古苧物	9.95	目	124	文	朱塗真塗沈金	

砥割	89.60	匁	126	文	朱塗真塗沈金	
はせを紙	5.01	枚	178	文	朱塗真塗沈金	
百田紙	4.46	枚	182	文	朱塗真塗沈金	
こちゃ地粉	0.27	匁	1	文	朱塗真塗沈金	
下唐苧	1.11	匁	33	文	朱塗真塗沈金	

事例３　朱漆沈金さすくい　琉球資料23冊 - 3

材料	数量	単位	代銭	単位	用途	備考
⑴中国調達						
絺桐板斎	30.89	寸	5,004	文	朱塗真塗沈金	布幅
唐絵書筆	0.52	本	468	文	朱塗真塗沈金	
⑵中国調達・琉球加工						
朱漆	19.91	匁	24,028	文	朱塗真塗沈金	銀朱（辰砂）：中国。朱漆には琉球で加工。
捍石黄	1.02	匁	758	文	朱塗真塗沈金	石黄：中国。捍とあり琉球で加工。
⑶薩摩・日本調達						
和桐油	1.02	匁	76	文	朱塗真塗沈金	
達磨墨	0.19	丁	513	文	朱塗真塗沈金	
和三寸三分かく赤金薄	28.19	枚	20,677	文	朱塗真塗沈金	
⑷薩摩・日本調達・琉球加工						
鉄与那原勝りかね	25.74	寸	941	文	朱塗真塗沈金	鉄：薩摩・本州か。 与那原とあり琉球で加工。
⑸調達先不明・琉球加工						
壱度越漆	37.43	匁	27,149	文	朱塗真塗沈金	漆産地記載無・越漆は琉球で実施か
四度越漆	11.98	匁	16,203	文	朱塗真塗沈金	〃
八度越漆	4.99	匁	9,590	文	朱塗真塗沈金	〃
⑹琉球調達						
捍瓦地粉	2.97	合	1,366	文	朱塗真塗沈金	
麦之粉	0.15	合	43	文	朱塗真塗沈金	
餅米	0.55	合先	157	文	朱塗真塗沈金	
菜種子油	0.23	合	403	文	朱塗真塗沈金	
古苧物	9.18	目	115	文	朱塗真塗沈金	
砥割	82.70	匁	117	文	朱塗真塗沈金	
はせを紙	4.62	枚	165	文	朱塗真塗沈金	
百田紙	4.12	枚	168	文	朱塗真塗沈金	
こちゃ地粉	0.25	匁	1	文	朱塗真塗沈金	
下唐苧	1.02	匁	31	文	朱塗真塗沈金	

事例４　朱塗唐台　琉球資料24冊 - 11

材料	数量	単位	代銭	単位	用途	備考
⑴中国調達						
唐絵書筆	0.65	本		文	沈金	
⑵中国調達・琉球加工						
朱漆	56.45	匁		文	懸合真塗	銀朱（辰砂）：中国。朱漆には琉球で加工。
捍石黄	0.95	匁		文	崩薄金薄磨	石黄：中国。捍とあり琉球で加工。
捍石黄	0.79	匁		文	沈金	石黄：中国。捍とあり琉球で加工。
⑶薩摩・日本調達						
和桐油	0.95	匁		文	崩薄金薄磨	
和桐油	2.34	匁		文	沈金	
達磨墨	0.04	丁		文	沈金	
和三寸二分かく赤金薄	54.31	枚		文	崩薄金薄磨	
和三寸二分かく赤金薄	43.22	枚		文	沈金	
吉野紙	26.41	枚		文	沈金	
⑷薩摩・日本調達・琉球加工						
鉄与那原勝りかね	39.52	寸		文	沈金	鉄：薩摩・日本か。与那原とあり琉球で加工。
⑸調達先不明・琉球加工						
壱度越漆	125.92	匁		文	こくそ詰抬地	漆産地記載無・越漆は琉球で実施か
壱度越漆	282.24	匁		文	懸合真塗	漆産地記載無・越漆は琉球で実施か
壱度越漆	5.42	匁		文	懸合真塗	〃
壱度越漆	0.31	匁		文	黄塗下地	〃
四度越漆	24.54	匁		文	懸合真塗	〃

四度越漆	13.56	匁		文	懸合真塗	〃
八度越漆	16.08	匁		文	懸合真塗	〃
八度越漆	13.56	匁		文	懸合真塗	〃
八度越漆	3.34	匁		文	崩薄金薄磨	〃
八度越漆	1.26	匁		文	沈金	〃
⑹琉球調達						
麦之粉	1.26	合		文	こくそ詰拾地	
古苧物	61.75	目		文	こくそ詰拾地	
拵瓦地粉	0.68	合		文	こくそ詰拾地	
拵瓦地粉	8,57	合		文	懸合真塗	
拵瓦地粉	4.52	合		文	朱ぬり下地	
麦漆	184.07	匁		文	懸合真塗	
八重山拾七升白細上布	346.11	寸		文	懸合真塗	
砥割	204.52	匁		文	懸合真塗	
古苧物	163.62	匁		文	懸合真塗	
炭	61.36	合		文	懸合真塗	
菜種子油	1.23	合		文	懸合真塗	
はせを紙	28.63	枚		文	懸合真塗	
明松灰墨	1.36	合		文	懸合真塗	
渋	2.71	合		文	懸合真塗	
古苧物	54.24	匁		文	懸合真塗	
炭	18.98	合		文	懸合真塗	
菜種子油	0.41	合		文	懸合真塗	
はせお紙	10.85	枚		文	黄塗下地	
渋	0.11	枚		文	黄塗下地	
古苧物	1.35	匁		文	黄塗下地	
炭	61.36	合		文	黄塗下地	
菜種子油	0.02	合		文	黄塗下地	
はせを紙	0.41	枚		文	黄塗下地	
炭	18.98	合		文	崩薄金薄磨	
菜種子油	0.24	合		文	崩薄金薄磨	
はせを紙	2.20	枚		文	崩薄金薄磨	
百田紙	8.59	枚		文	沈金	
炭				文	沈金	
菜種子油	0.23	合		文	沈金	
下唐苧	2.57	匁		文	沈金	
はせを紙	0.76	枚		文	沈金	
手延壱ツ折貝	2.74	枚		文	沈金	

事例５　青貝見屏　琉球資料25冊 - 02

材料	数量	単位	代銭	単位	用途	備考
⑴中国調達						
唐地漆	344.94	匁	97,032	文	真塗蝋色青貝	
晒桐板斎	175.51	寸	30,028	文	真塗蝋色青貝	布幅
唐絵書筆	4.00	本	8,000	文	真塗蝋色青貝	
⑵中国調達・琉球加工						
記載無し						
⑶薩摩・日本調達						
吉野漆	540.96	匁	311,593	文	真塗蝋色青貝	
和地漆	75.82	匁	49,374	文	真塗蝋色青貝	
吉野紙	246.00	枚	6,216	文	真塗蝋色青貝	
達磨墨	0.24	丁	648	文	真塗蝋色青貝	
⑷薩摩・日本調達・琉球加工						
記載無し						
⑸調達先不明・琉球加工						
記載無し						
⑹琉球調達						
拵瓦地粉	31.48	合	14,481	文	真塗蝋色青貝	
明松灰墨	5.18	合	1,036	文	真塗蝋色青貝	
餅米	4.96	合先	2,455	文	真塗蝋色青貝	

麦之粉	7.46	合	4,957	文	真塗蝋色青貝	
古苧物	118.80	目	12,119	文	真塗蝋色青貝	
砥割	432.00	目	609	文	真塗蝋色青貝	
宮古白中布	77.20	寸	6,755	文	真塗蝋色青貝	
炭	352.80	合	2,822	文	真塗蝋色青貝	
菜種子油	1.42	合	2,485	文	真塗蝋色青貝	
百田紙	94.00	枚	3,834	文	真塗蝋色青貝	
はせを紙	44.00	枚	2,723	文	真塗蝋色青貝	
手延摺貝	792.00	枚	2,085,832	文	真塗蝋色青貝	外壱ツ折貝
手延白摺貝	16.00	枚	93,409	文	真塗蝋色青貝	外壱ツ折貝
煮貝	168.00	枚	75,244	文	真塗蝋色青貝	

事例６　沈金さすくい　琉球資料25冊 - 08

材料	数量	単位	代銭	単位	用途	備考
⑴中国調達						
唐絵書筆	1.12	本	2,240	文	朱塗真塗沈金	
唐金薄	625.46	本	112,583	文	朱塗真塗沈金	
⑵中国調達・琉球加工						
朱漆	43.14	匁	54,368	文	朱塗真塗沈金	銀朱（辰砂）：中国。朱漆には琉球で加工。
捍石黄	2.22	匁	1,650	文	朱塗真塗沈金	
⑶薩摩・日本調達						
和桐油	2.22	匁	1,651	文	朱塗真塗沈金	165文の誤りか。
達磨墨	0.42	丁	1,134	文	朱塗真塗沈金	
⑷薩摩・日本調達・琉球加工						
鉄与那原勝りかね	55.78	寸	2,039	文	朱塗真塗沈金	
⑸調達先不明・琉球加工						
壱度越漆	81.10	匁	59,381	文	朱塗真塗沈金	漆産地記載無・越漆は琉球で実施か
四度越漆	25.96	匁	39,970	文	朱塗真塗沈金	漆産地記載無・越漆は琉球で実施か
八度越漆	10.82	匁	23,363	文	朱塗真塗沈金	漆産地記載無・越漆は琉球で実施か
⑹琉球調達						
捍瓦地粉	6.44	合	2,962	文	朱塗真塗沈金	
麦之粉	0.32	合	213	文	朱塗真塗沈金	
餅米	1.20	合先	594	文	朱塗真塗沈金	
菜種子油	0.50	合	875	文	朱塗真塗沈金	
古苧物	19.90	目	249	文	朱塗真塗沈金	
宮古拾七升白細上布	66.94	寸	17,505	文	朱塗真塗沈金	
砥割	179.20	匁	253	文	朱塗真塗沈金	
はせを紙	10.02	枚	620	文	朱塗真塗沈金	
百田紙	8.92	枚	364	文	朱塗真塗沈金	
こちゃ地粉	0.54	匁	9	文	朱塗真塗沈金	
下唐苧	2.22	匁	67	文	朱塗真塗沈金	

凡例

本表は、安里進「貝摺奉行所文書のデータベース化」を参考に原材料を①中国調達、②中国調達・琉球加工、③薩摩・日本調達、④薩摩・日本調達・琉球加工、⑤調達先不明・琉球加工、⑥琉球調達の別に区分けして表とした。

・漆器生産に使用する原材料を中心として掲載し、梱包材等は省略した。
・調達先・加工地ともに不明確な原材料等は省略した。
・量詞は貝摺奉行所文書の表記をそのまま用いている。

表3

正殿重修(道光25～26年)時に調達指示のあった原材料等一覧

道光25(1845)年2月

No.	表記名称	原材料の材質	使用用途	推定産地	数量	量詞	備考
1	唐朱	赤色系鉱物顔料。中国製の辰砂(水銀朱)	赤色彩色部分の色材	中国	10.105	斤	
2	丹朱	赤色系鉱物顔料。辰砂(水銀朱)	赤色彩色部分の色材	不明。中国	5.05		
3	正延紫	赤色系有機顔料。腥臙脂(昆虫由来)	用途不明。赤色彩色部分の色材か	中国	71	枚	
4	金薄	金箔	箔絵	不明。日本・中国か	56324	枚	
5	水粉	白色系顔料。材質不明。錫・鉛・胡粉等の可能性があり、おそらく胡粉と思われる。	白色彩色部分の色材	不明	8.344	斤	胡粉であれば琉球で加工は可能。
6	明ばん	明礬	膠と混ぜ絵具の滲み止めに使用	中国	138.5	匁	
7	吉野紙		漆を漉すために使用	日本	3	束	1束＝200枚。
8	石黄	黄色系鉱物顔料(硫化砒素)	黄色彩色部分の色材	中国	4.243	斤	
9	砂緑	不明。緑青の一種か。	緑色彩色部分の色材	不明	2.572	斤	
10	砂紺青	青色系人工顔料(鉄系化合物)。プルシアンブルー(ベロ藍)	青色彩色部分の色材	中国	130	め	
11	石緑	緑青。緑色系鉱物顔料(銅系化合物)	緑色彩色部分の色材	中国	270	め	
12	藍浪	青色系有機顔料	青色彩色部分の色材	琉球	7.141	斤	
13	土黄	黄土か。黄色鉱物顔料(酸化第二鉄系)	黄色彩色部分の色材	不明	130	め	
14	地漆	琉球産漆か。	塗料(下塗)として使用	琉球産か	12.286	斤	
15	吉野漆	日本製漆	塗料(下塗)として使用	日本	3	斤	
16	小文筆		図案製作の画材	不明	5	対	
17	達磨墨	黒色系顔料。墨	図案製作の画材	日本	3	対	
18	大彩筆		図案製作の画材	不明	3	対	
19	中彩筆		図案製作の画材	不明	3	対	
20	小彩筆		図案製作の画材	不明	3	対	
21	絵書筆		図案製作の画材	不明	4	対	
22	銀箔	銀箔	使用用途不明	日本か	80	枚	
23	荏子油	乾性油	塗料として使用。顔料の溶媒若しくは塗膜のコーティング材として使用か。	不明	4	斤	

道光25年3月

No.	表記名称	原材料の材質	使用用途	推定産地	数量	量詞	備考
1	久米赤土	赤色系鉱物顔料(酸化第二鉄系)	赤色系鉱物顔料(酸化第二鉄系)。 久米島在番へ来年2月までに久米赤土の調達指示。 同年7月、久米島在番より久米赤土3斗6升納品の報告。3月に調達指示の3斗2升分か。	琉球	3.2	升	実際は3斗6升調達か。

2	久米赤土	赤色系鉱物顔料(酸化第二鉄系)	赤色系鉱物顔料(酸化第二鉄系)。 久米島在番へ早船にて久米赤土の調達指示。調達が実現したか不明。	琉球	1.5	石	

道光25年3月20日

No.	表記名称	原材料の材質	使用用途	推定産地	数量	量詞	備考
1	弁柄朱	赤色系鉱物顔料(酸化第二鉄系)	久志間切で弁柄朱の生産指示。調達が実現したか不明。 道光26年1月、弁柄朱60斤の調達指示あり。産地に関する記載無し。久志間切弁柄による調達か不明。	琉球	33	斤	

道光25年８月

No.	表記名称	原材料の材質	使用用途	推定産地	数量	量詞	備考
1	赤筋糸	絹	瓔珞上部の刺繍糸 道光25年秋派遣の接貢船で中国での調達指示。調達が実現したか不明。以下、同	中国	56	匁	
2	黄筋糸	絹	瓔珞上部の刺繍糸	中国	56	匁	
3	青筋糸	絹	瓔珞上部の刺繍糸	中国	56	匁	
4	白筋糸	絹	瓔珞上部の刺繍糸	中国	56	匁	
5	黒筋糸	絹	瓔珞上部の刺繍糸	中国	56	匁	
6	赤筋糸	絹	瓔珞上部の刺繍糸	中国	87	匁	
7	紅あら筋糸	絹	瓔珞上部の刺繍糸	中国	360	め	
8	三味線男糸	絹	瓔珞のガラス玉・宝玉類装飾用か。	中国	15	匁	
9	赤地大花緞子	絹	刺繍の支持体	中国	1	本	本は反か。

道光26(1846)年1月

No.	表記名称	原材料の材質	使用用途	推定産地	数量	量詞	備考
1	なべ灰墨	黒色系顔料。灰墨。油煙類	下地の黒漆の原材料	琉球	2	石	
2	明松灰墨	黒色系顔料。灰墨。油煙類	下地の黒漆の原材料	琉球	50	済	済は升
3	渋	芭蕉渋か。	下地として使用	琉球	1	斗	
4	弁柄朱	赤色系鉱物顔料(酸化第二鉄系)	産地不明。日本産・琉球産双方可能性有。	不明	60	斤	

・『百浦添御殿御普請日記』から工芸品類で使用が想定される原材料等について抜き出し一覧とした。
・史料に記載されている量詞を採用した。

琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（絵画・絵図・書跡）

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	琉球国惣絵図（間切集成図）	濃赤色：鉛（鉛丹）・水銀（辰砂）。濃赤色：鉛（鉛丹）・ラック（膳脂）。桃色：鉛（鉛白）・ラック（膳脂）。濃青色：銅（群青）。緑色：銅（緑青）。紫色：ラック（膳脂）・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。紫色：ラック（膳脂）・藍。薄青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）	沖縄県立博物館・美術館	吉備国際大学紀要No.12 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
2	爬龍船競漕及び帰唐船の図	赤色：水銀（辰砂）。青色：藍・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。白：カルシウム（胡粉）。緑色：銅（緑青）	沖縄美ら島財団	琉球王朝の華 吉備国際大学：下山進等	保存修理時に蛍光X線調査を実施。
3	御絵図2-2	赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。薄緑色：緑色染料か。緑色：銅（緑青）。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
4	御絵図4-2	赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。茶色：鉛（鉛白）・水銀（辰砂）・銅（緑青）。緑色：銅（緑青）。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
5	御絵図11-2	赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。緑色:銅（緑青）。灰色：鉛（鉛白）。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
6	御絵図14-1	赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。緑色:銅（緑青）。青色：銅（群青）。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
7	御絵図22	赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。青色：銅（群青）	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
8	御絵図22-2	白色：鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。茶色：水銀。緑色：銅（緑青）。全ﾎﾟｲﾝﾄで水銀検出	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
9	御絵図30-1	白色：鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。茶色：水銀。緑色：銅（緑青）。全ﾎﾟｲﾝﾄで水銀検出	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
10	御絵図36	赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛（鉛白）。緑色：銅（緑青）。黒色：炭素（墨）。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
11	御絵図帳	茶色（柿色）：水銀（辰砂）。灰色（鼠色）：鉛（鉛白）・水銀（辰砂）	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
12	御絵図帳	白色：鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。緑色：銅（緑青）。青色：銅（群青）。橙色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。紫色：水銀（辰砂）・銅（群青）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
13	琉球国之図 （薩摩藩調製琉球図）	白色：鉛（鉛白）。薄赤色（桃色）：赤色染料・鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料・鉛。濃黄：鉄（黄土）。緑色：銅（緑青）。薄青：青色染料。青色：銅（群青）。紫色：鉛・鉄（鉛・鉄ともに少量検出。染料使用の有無を含めて色材特定は困難）。灰色：炭素（墨）。黒色：炭素（墨）。金色：金。	沖縄県立図書館	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
14	孔子像及び四聖配像	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：染料・鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）・赤色：赤色染料。薄橙色（顔）：鉛（鉛白）・染料。膳脂色：染料・鉛（鉛白）。黄色：黄色染料・鉛。緑色：銅・砒素（花緑青か）。緑色：銅（緑青）。薄青：青色染料か。青色：銅（群青）。紫色：染料。灰色：炭素（墨）。黒色：炭素（墨）。金色：金。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
15	在番と親あんま	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：赤色染料・鉛。赤色：水銀（辰砂）。黄色：黄色染料。緑色：銅（緑青）。薄青色：青色染料。青色：銅（群青）。紫色：鉛（鉛白）・染料。黒色：炭素（墨）。金色：金。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
16	程順則朝服図	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：赤色染料・鉛（鉛白）。薄橙色（顔）：鉛（鉛白）・染料。薄橙色（襟）：鉛（鉛白）・染料。緑色：銅（緑青）。水色：銅（群青）。青色：銅（群青）・鉄・ｺﾊﾞﾙﾄ。紫色：鉛（鉛白）・染料。黒色：炭素（墨）。金色：金。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
17	花鳥図（孫師昌）	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：赤色染料・鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。橙色：染料・鉛（鉛白）。黄色：染料・鉛（鉛白）。薄茶色：銅（緑青）・染料か。緑色：銅（緑青）。青色：銅（群青）。黒色：炭素（墨）。金色：金。	沖縄美ら島財団	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査 孫師昌は中国人絵師
18	花鳥図（孫億）	白色：カルシウム（胡粉）。薄赤色：染料・カルシウム。赤色：水銀（辰砂）。緑色：緑色染料。緑色：銅・砒素（花緑青か）。薄青色：青色染料・カルシウム（胡粉）。青色：銅（群青）。青色：鉄（少量。鉄が色材由来か不明）。	沖縄美ら島財団	首里城研究No.12 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査 孫億は中国人絵師。本資料は孫億の模写の可能性有り。 日本人絵師製作か。
19	雪中雉子之図	白色：鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。橙色：鉛（鉛丹）。茶：鉄（代赭）。薄緑色：緑色染料。緑色：銅（緑青）。青色：銅（群青）。灰色：炭素（墨）。黒色：炭素（墨）。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
20	花鳥図（殷元良）	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：赤色染料・鉛（鉛白）。黄色：黄色染料・鉛（鉛白）。薄緑色：緑色染料。緑色：銅（緑青）。薄青色：青色染料。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
21	魏学源肖像図	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：赤色染料・鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。薄橙色（顔）：鉛（鉛白）・赤色染料。黄色：黄色染料。茶色：鉛（鉛白）・鉄（代赭）。緑色：銅（緑青）。青色：鉛（鉛白）・青色染料。薄青色：青色染料。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・水銀（辰砂）・砒素（石黄）。赤紫色：染料。薄青紫色：鉛（鉛白）・紫色染料。灰色：炭素（墨）。黒色：炭素（墨）。ほとんどのﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査 作者不明。中国人絵師と思われる。
22	花鳥図（毛長禧）	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：赤色染料・鉛（鉛白）。薄橙色：水銀（辰砂）。黄色：染料・鉛（鉛白）。赤茶色：鉄（代赭）。薄緑色：染料。緑色：銅（緑青）。緑色：緑色染料。薄青黒色：青色染料・墨。薄青黒色：青色染料・墨・鉛（鉛白）。灰色：炭素（墨）。黒色：炭素（墨）。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄県立博物館・美術館	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
23	琉球美人	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：赤色染料・鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。橙色：赤色染料・鉛（鉛白）。濃黄色：鉄（黄土か）。緑色：銅（緑青）。薄青色：青色染料。青色：銅（群青）。灰色：炭素（墨）。黒色：炭素（墨）。金色：金。銀色：銀。金色地（本紙周囲）：銅・亜鉛（真鍮箔）。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄美ら島財団	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
24	白澤之図	白色：鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。薄橙色（顔）：鉛（鉛白）・水銀（辰砂）。茶色：鉛（鉛白）・水銀（辰砂）。灰色：炭素（墨）。黒色：炭素（墨）。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄美ら島財団	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
25	関羽像	白色：鉛（鉛白）。薄赤色：染料。赤色：水銀（辰砂）。赤色：赤色染料。茶色：鉄（代赭若しくは黄土）。薄橙色（顔）：鉛（鉛白）・染料。緑色：銅（緑青）。青色：銅（群青）。紫色：鉛（鉛白）・染料。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	沖縄美ら島財団	首里城研究No.12 琉球絵画報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
26	神猫図（呉師虔）	赤色：水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）。青色：藍。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	那覇市歴史博物館	那覇市の文化財 「神猫図」非破壊分析調査（非公開）	資料の材質調査
27	花鳥図（孫億）三幅	白色：鉛（鉛白）。赤色：鉛（鉛丹）。赤色：水銀（辰砂）。膳脂色：膳脂。膳脂色：膳脂・藍。茶色：鉄か（代赭か）・銅（緑青）・藍・墨。緑色：銅（緑青）・墨。緑色：藤黄・藍。青色：銅（群青）。黒色：墨。金色：金。	沖縄美ら島財団	首里年報No.10 京都工芸繊維大学：佐々木良子等	孫億は中国人絵師 保存修理時の材質調査
28	神猫図（武永寧）	白色：鉛（鉛白）。黄色：藤黄・鉛（鉛白）。緑色：銅（緑青）。緑色：藍・藤黄。紫色：鉛（鉛白）・藍・膳脂。黒色：墨。	沖縄美ら島財団	首里年報No.11 京都工芸繊維大学：佐々木良子等	保存修理時の材質調査
29	馬執宏書	赤色：膳脂（コチニールをアルミニウム（明礬）でレーキ顔料化していると推定）。	沖縄美ら島財団	首里年報No.4 京都工芸繊維大学：佐々木良子等	保存修理時の材質調査 修理時に試料抽出のうえ、調査実施。
30	梁必達詩唱和詩	赤色：膳脂（ラックをアルミニウム（明礬）でレーキ顔料化していると推定。またラックはコチニールの可能性も有）・鉛（鉛白）・鉄由来の黄色系顔料（黄土か）	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 京都工芸繊維大学：佐々木良子等	保存修理時の材質調査。
31	花鳥図巻	白色：鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。赤色：鉛白・赤色染料。橙色：鉛白・鉄か（代赭か）。黄色：鉛白・黄色染料。茶色：鉄か（代赭か）。緑色：銅（緑青）。青色：銅・亜鉛・砒素（群青）。青色：鉛白・青色染料。濃青色：銅（群青）と墨か。黒色：墨か。全ﾎﾟｲﾝﾄでカルシウム検出。	九州国立博物館	集積・再興事業報告書 第2巻 早川泰弘	復元模造製作に伴う調査

凡例（含有する材質の項目）
・顔料は、目視で確認できる色：調査で得られた元素（顔料等の名称）とした。 例示　黄色：砒素（石黄）。
・緑色・橙色等の二色以上の色材を混ぜないと出せない色の記載の例示　緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。
・植物染料は、調査結果と通常の染料の名称が一致することが多いので、統一して表記した。 例示　青色：藍　緑色：藍・砒素（石黄）。
・出典で略して記載した参考文献は別途正式な刊行物の名称を記載しておく。
・調査者は研究代表者若しくは、調査分析作業において主たる調査者を記載した。参加した個々の研究者は個々の参考文献を参照してもらいたい。
・本一覧表は、2022年3月現在で公開されている報告を取りまとめたものである。今後、各機関で資料調査の事例が増え、その調査結果が公開されれば、さらに詳細な前代の色材調達の傾向をとらえることができると思われる。

琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧(漆工)

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	長持	金色(箔絵):金・砒素(石黄)	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
2	夜雨琴	白色:鉛(鉛白。右上白地部分)。緑色:銅(緑青)・鉛。	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
3	二絃	金色(箔絵):金・砒素(石黄。胴腹部)	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
4	胡琴	緑色:銅(緑青。胴部)。胴部金属円:銅・鉛。	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
5	長線	胴上部 花 黄色:砒素(石黄)・水銀(辰砂)。胴上部 花 朱色:砒素(石黄)・水銀(辰砂)。胴上部 葉 緑色:砒素(石黄)。胴上部 長葉 薄緑色:砒素(石黄)。胴中央部分 蕾 朱色:水銀(辰砂)。胴中央部分 葉 緑色:砒素(石黄)。胴中央部分 鳥の首 暗金色:砒素(石黄)・金・水銀(辰砂)。胴中央部分 鳥の腹 明金色:砒素(石黄)・金・水銀(辰砂)。胴側面部分 花 金色:砒素(石黄)・金・水銀(辰砂)。	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
6	朱漆楼閣山水人物箔絵八稜盆	白色:鉛(鉛白)。赤色:水銀(辰砂)。緑色:砒素(石黄)・有機系紺色顔料(藍か)。漆下地:鉄・カルシウム。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
7	潤塗花鳥密陀絵盆	白色:鉛(鉛白)。赤色:鉄(弁柄)。緑色:銅(緑青)・砒素(石黄)。茶色:鉄(弁柄)・砒素(石黄)。漆下地:鉄・カルシウム。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
8	朱漆山水人物箔絵八稜盆	白色:鉛(鉛白)。赤色:水銀(辰砂)。緑色:砒素(石黄)・有機系紺色顔料(藍か)。漆下地:鉄・カルシウム。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
9	白密陀山水人物四方盆	白色:鉛(鉛白)。赤色:水銀(辰砂)。緑色:銅(緑青)。薄緑色:有機系緑色顔料か。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
10	朱漆芙蓉密陀絵八角盆	白色:鉛(鉛白)。赤色:水銀(辰砂)。濃赤色:鉄(弁柄)。緑色:砒素(石黄)・有機系紺色顔料(藍か)。薄青色:鉛(鉛白)・有機系紺色顔料。黒色:墨か。全てのポイントで鉛検出。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
11	潤塗花鳥箔絵密陀絵丸形食籠	白色:鉛(鉛白)。赤色:水銀(辰砂)。緑色・深緑色:砒素(石黄)・有機系紺色顔料(藍か)・鉛(鉛白)。黄色:砒素(石黄)。金色:金。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
12	黒漆梅牡丹七宝繋箔絵沈金三足	金色:金・砒素(石黄。箔下漆)。漆下地:カルシウム・鉄。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
13	黒漆花鳥箔絵密陀絵盆	白色:鉛(鉛白)。赤色:水銀(辰砂)。緑色:砒素(石黄)・有機系紺色顔料(藍か)。茶色:鉄(弁柄)・砒素(石黄)。漆下地:カルシウム・鉄。ほとんどの文様部分から鉛検出。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
14	潤塗花鳥箔絵密陀絵食籠	白色:鉛(鉛白)。赤色:水銀(辰砂)。黄色:砒素(石黄)。金色:金。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
15	黒漆花鳥漆絵箔絵櫃	赤色:水銀(辰砂)。金色:金・砒素(石黄。箔下漆)。漆下地:カルシウム・鉄。金具類:銅・亜鉛(真鍮)。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
16	朱漆鳳凰丸文箔絵櫃	赤色:水銀(辰砂)。金色:金・砒素(石黄。箔下漆)。漆下地:カルシウム・鉄。金具類:銅・亜鉛(真鍮)。	浦添市美術館	よのつじNo.1 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
17	朱漆花鳥螺鈿卓	赤色:水銀(辰砂)・ｶﾙｼｳﾑ。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
18	黒漆山水楼閣螺鈿角切盆	雲輪郭線:鉛・銀・鉄・ｶﾙｼｳﾑ・錫。切金:金・銀・銅(金92%:銀6%:銅2%)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
19	黒漆唐草螺鈿提重(瓶塗装部分)	瓶身側面:砒素(石黄)。瓶蓋:水銀(辰砂)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査 日本製作の可能性有
20	朱漆湯庫	赤色:水銀(辰砂)。飾金具:銅・亜鉛(銅73%:亜鉛27%)。内臓の湯注身部分:鉛・錫(鉛56%:錫44%)。湯注取手部分:銅・亜鉛(真鍮合金。銅79%:亜鉛21%程度)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
21	緑漆亀形酒器	緑色:砒素(石黄)。赤色:水銀(辰砂)。暗赤色:鉄(弁柄)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
22	朱漆花鳥漆絵密陀絵壺	赤色:水銀(辰砂)。黄色:砒素(石黄)。白色:鉛。灰緑色:鉛。密陀絵なので全体的に鉛が検出される。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
23	白密陀菊蝶箔絵盆	白色:鉛(鉛白。及び密陀絵塗料。乾燥剤等)。金色:金。鍔上縁部:鉛(鉛白)・鉄(弁柄)・金。鍔外側緑色部分:砒素(石黄)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
24	白密陀花鳥箔絵盆	白色:鉛(鉛白及び密陀絵塗料・乾燥剤等)。椿部分赤色:水銀(辰砂)・鉛(乾燥剤等)。鍔外側赤色:水銀(辰砂)・金	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
25	黒漆銀梨子地牡丹蝶箔絵漆絵密陀絵盆	赤色:水銀(辰砂)。鉛(鉛白及び密陀絵塗料・乾燥剤等)。緑色:銅(緑青)。黄色:砒素(石黄)。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
26	黒漆花鳥漆絵膳	緑色:砒素(石黄)・水銀(辰砂)※下地が反応か。ｶﾙｼｳﾑ。赤色:水銀(辰砂)。黄色:砒素(石黄)。金色:金。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
27	黒漆花鳥密陀絵漆絵盆	白色:鉛(鉛白若しくは乾燥剤)。黄色:鉛(鉛白若しくは乾燥剤)・銅。黄色(花びら):鉛(鉛白若しくは乾燥剤)・水銀(辰砂)。橙色(蕾):鉛(鉛白若しくは乾燥剤)。緑色:鉛(鉛白若しくは乾燥剤)・砒素(石黄)。薄緑色・暗緑色:鉛(鉛白か乾燥剤)・銅(緑青)。赤色:鉛(鉛白若しくは乾燥剤)・水銀(辰砂)。茶色:鉛(鉛白若しくは乾燥剤)。青緑色:鉛(鉛白若しくは乾燥剤)・砒素(石黄)。茶色:鉛(鉛白若しくは乾燥剤)。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
28	黒漆花鳥密陀絵網代食籠	白色:鉛(鉛白)。緑色・青緑色:鉛(鉛白又は乾燥剤)。黄緑・濃緑:鉛(鉛白又は乾燥剤)・銅(緑青)。赤色:鉛(鉛白又は乾燥剤)・水銀(辰砂)。暗赤色・赤色(羽根先)・赤茶色(岩輪郭線):鉛(鉛白又は乾燥剤)・銅(緑青か)・水銀(辰砂)。赤茶色(地色):鉄・ﾏﾝｶﾞﾝ・ｶﾘｳﾑ・鉛。赤色(蕾):鉛(鉛白又は乾燥剤)・水銀(辰砂)・ﾏﾝｶﾞﾝ。茶色:鉛(鉛白又は乾燥剤)・銅(緑青)。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
29	黒漆花鳥漆絵網代提食籠	黒色(地色)・暗緑色:ｶﾙｼｳﾑ・鉄・鉛。黄色:鉄(黄土)。赤色:水銀(辰砂)。黄色(花)・黄色(蕾):鉄・銅。金色(鳥の羽):銅・亜鉛。金色(蓋縁周辺):金	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
30	黒漆双龍双鯰漆絵箔絵稜花盆	黒色(地色):鉄。黄色・緑色・暗緑色:砒素(石黄)。暗赤色:砒素(石黄)・鉄(弁柄)。赤色:水銀(辰砂)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
31	朱漆菊唐草存星提重	赤色・濃赤色・暗赤色・明赤色:水銀(辰砂)。暗赤色:水銀(辰砂)。緑色・薄緑色:水銀(辰砂)・砒素(石黄)。黄色・茶:水銀(辰砂)・砒素(石黄)。持ち手金具:銅(純銅)。徳利:錫・鉛(錫81%:鉛19%程度)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
32	黒漆山水楼閣人物存星鼓箱	赤:水銀(辰砂)。緑色・濃緑色・茶色:水銀(辰砂)・砒素(石黄)。黄色:砒素(石黄)。金色:金・砒素(石黄)・水銀(辰砂)。岩肌茶:砒素(石黄)・水銀(辰砂)。赤色(花文様):砒素(石黄)・水銀(辰砂)。赤色(身の底):鉄(弁柄)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査 讃岐製漆器。
33	黒漆牡丹七宝繋沈金丸櫃	黒色:鉄・鉛・ｶﾙｼｳﾑ。身上縁部(黄色及び金色):鉛・砒素(石黄)・金。紐金具:鉄・銅・亜鉛	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
34	黒漆日輪鳳凰瑞雲点斜格子沈金丸櫃	黒色:鉄・ｶﾙｼｳﾑ・鉛・金。金色:金・鉛。蓋部分(黒色及び黄色):砒素(石黄)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
35	黒漆葡萄栗鼠沈金八角食籠	黒色:鉄・ｶﾙｼｳﾑ・鉛。金色:鉛・金	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査

36	黒漆鳳凰文沈金網代八角鉢	暗緑色：銅（緑青）・鉛。赤色：水銀（辰砂）・鉛。白色粒：水銀（辰砂）・鉛。茶色：鉛	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
37	朱漆巴紋鳳凰七宝繋沈金丸櫃	赤色：水銀（辰砂）。金色：水銀（辰砂）※地色。・金。合口部：鉄・ｶﾙｼｳﾑ・ｶﾘｳﾑ	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
38	朱漆牡丹七宝繋沈金椀・天目台	赤色：水銀（辰砂）。金色：水銀（辰砂）※地色・金	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
39	朱漆山水楼閣人物沈金皿	赤色：水銀（辰砂）。金色：水銀（辰砂）※地色が反応か・金※沈金の刻線。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
40	朱漆山水楼閣人物箔絵漆皿	赤色：水銀（辰砂）。薄赤色：水銀（辰砂）・鉛。金色：金・水銀（辰砂）※地色・砒素（石黄。箔下漆）。明緑色・暗緑色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。薄黄色：水銀（辰砂）※地色・砒素（石黄）。暗緑色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査 中国製漆器か
41	朱漆宝尽箔絵方盆	赤色：水銀（辰砂）。金色・黄色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）・金。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
42	朱漆山水楼閣人物箔絵八角東道盆	赤色：水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
43	朱漆牡丹蝶箔絵文庫	赤色：水銀（辰砂）。金色（箔絵）：水銀（辰砂）※地色が反応か。砒素（石黄。箔下漆）。暗緑色・明緑色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。銀色：銀。砒素（石黄）・水銀（辰砂）・金。暗黄色・白黄色・赤黄色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。金色・青金色：金・銀・砒素（石黄）・水銀。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
44	黒漆草花描金網代八角提食籠	緑色：鉛・銅・亜鉛。黄色：鉛・亜鉛・銅。緑色：鉛・亜鉛・銅。金色：金。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
45	黒漆椿樹漆絵密陀絵料紙箱・硯箱	白色：鉛（鉛白及び密陀絵塗料・乾燥剤等）。緑色：砒素（石黄）。赤色：水銀（辰砂）。薄黄色：鉛（鉛白）。茶色・濃茶色：砒素（石黄）。黒色：鉛・銅・亜鉛。濃青色：鉛（乾燥剤）・銅（群青）。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
46	朱漆山水楼閣堆錦東道盆	赤色：水銀（辰砂）・鉛。赤茶色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。黄色：砒素（石黄）。薄緑色：砒素（石黄）。赤色：鉄（弁柄）。暗赤色：鉄（弁柄）・砒素（石黄）・水銀（辰砂）※地色が反応か。濃緑色：砒素（石黄）。下地白色：鉄・鉛・カルシウム。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
47	朱漆山水楼閣人物堆錦文庫	赤色：水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）。赤色：砒素（石黄）。※下地の黄色部分に反応か。黄緑色：砒素（石黄）。緑色・暗緑色：砒素（黄色）。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
48	朱漆松鶴堆錦盆	赤色：水銀（辰砂）。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査
49	白密陀楼閣人物箔絵漆絵木彫彩漆箱	黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。暗緑色：砒素（石黄）・赤色：水銀（辰砂）。白色：鉛（鉛白）。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査 他地域産と思われる。
50	黒漆人物堆彩漆箱	赤色：水銀（辰砂）。砒素（石黄）。暗緑色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査 他地域産と思われる。
51	木彫彩絵銅鑼	暗青色：銅・亜鉛・鉄・クロム・バリウム。明青色：亜鉛・鉄・クロム・バリウム。白色：亜鉛・鉄・クロム・バリウム・カルシウム。茶色：銅・亜鉛・鉄・カルシウム。暗緑色：銅・亜鉛・鉄・カルシウム・バリウム・クロム・鉛。赤色：鉄・鉛・水銀。金色：カルシウム・銅・亜鉛・鉄。飾金具：銅・亜鉛（真鍮。銅66%：亜鉛34%）。吊金具：鉄。銅鑼：銅：錫。撥の端（茶色）：鉛・チタン・クロム。	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所：早川泰弘等	資料の材質調査 他地域産と思われる。 後世修理で使用された材質が反応している可能性もある。
52	緑漆牡丹唐草石畳沈金膳	緑色：藍・砒素（石黄）。黒色：鉄（漆）。金色：金。赤：水銀（辰砂）	沖縄美ら島財団	首里年報№3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
53	緑漆山水楼閣人物箔絵六角食籠	緑色：藍・砒素（石黄）・鉄（漆下地と推定）・金：箔粉の金と推定）。赤色：水銀（辰砂）。金箔：金。	沖縄美ら島財団	首里年報№5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
54	黒漆花鳥密陀絵箔絵食籠	赤色：水銀（辰砂）。白色：鉛（鉛白）。緑色・淡緑色：砒素（石黄）・藍。灰青色：銅（緑青）。灰青色：銅・墨（緑青・墨）灰緑色：銅（緑青）。金色：金。黒茶色（地色）：鉄（弁柄。地色は漆と弁柄による潤塗）・鉛（密陀絵由来若しくは後補による密陀油塗布の可能性も有）。多くのポイントで鉛検出（色材だけでなく密陀絵加飾の密陀僧（一酸化鉛）のためか。）多くのポイントで金検出（地色に蒔かれた箔粉蒔が影響か）。	沖縄美ら島財団	首里年報№7 東京文化財研究所：早川泰弘等（鉱物顔料） 吉備国際大学：下山進等（鉱物顔料・有機染料）	保存修理及び復元模造手板製作時に調査
55	聖観音像	青色：鉄（プルシアンブルー）	蓮華院	集積・再興事業報告書第3巻 喜屋武千恵・平良優季	復元模造製作に伴う調査

凡例（含有する材質の項目）
・顔料は、目視で確認できる色：調査で得られた元素（顔料等の名称）とした。 例示　黄色：砒素（石黄）。
・緑色・橙色等の二色以上の色材を混ぜないと出せない色の記載の例示　緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。
・植物染料は、調査結果と通常の染料の名称が一致することが多いので、統一して表記した。 例示　青色：藍　緑色：藍・砒素（石黄）。
・出典で略して記載した参考文献は別途正式な刊行物の名称を記載しておく。
・調査者は研究代表者若しくは、調査分析作業において主たる調査者を記載した。参加した個々の研究者は個々の参考文献を参照してもらいたい。
・本一覧表は、2022年3月現在で公開されている報告を取りまとめたものである。今後、各機関で資料調査の事例が増え、その調査結果が公開されれば、さらに詳細な前代の色材調達の傾向をとらえることができると思われる。

琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧(漆工)(試料採集調査分)

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	朱緑漆堆彩漆香合	色材　赤色:水銀(辰砂)。緑色:砒素(石黄)・藍。漆上塗(黒色):油煙が沈殿。 塗膜　下地(茶褐色):泥岩(雲母多い)。焼成されている。漆検出せず。膠下地想定。下地(ニ辺地):酸化第二鉄多い。漆上塗(黒色):油煙が沈殿。	檀王法林寺	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
2	司馬温公家訓螺鈿掛板	色材　漆上塗(黒色):油煙。 塗膜　下地:泥岩(斜長石・石英・雲母)。焼成されている。漆検出せず。膠下地想定。	檀王法林寺	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
3	黒漆人物箔絵書棚	色材　漆上塗(黒色):油煙。 塗膜　下地(淡茶褐色):泥岩(酸化鉄分散・雲母を含む)。焼成されている。漆検出せず。膠下地想定。漆上塗(黒色):二層有。上層は後世修理の可能性有。下層は油煙による黒色顔料沈殿。	檀王法林寺	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
4	黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱	色材　金色(箔絵):金・銀・砒素(石黄。箔下漆)。漆上塗(黒色):油煙 塗膜　下地:鉄・カルシウム。螺鈿加飾:カルシウム(貝の微細片) 石英・斜長石・雲母・鉄分、泥岩を含む砂岩。漆下地。黒色漆層:油煙による黒色顔料が沈殿。さらに漆層が二層。夾雑物混入。 布着　苧麻 加飾　煮貝(へぎ貝)を使用。漆分無く膠接着	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6・9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章 浦添市美術館紀要No.8 大川昭典(繊維分析) 東京国立文化財研究所:平尾良光・早川泰弘(XRF分析)	資料の材質調査 保存修理時の材質調査
5	黒漆甕割故事螺鈿衝立	色材　漆上塗(黒色):油煙。 塗膜　下地:斜長石・石英・変質雲母。漆下地。漆層は二層。下層漆層に研ぎ工程。上層は油煙による黒色顔料含む。油煙は沈殿。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
6	黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠	色材　記載無し 塗膜　下地:斜長石・石英・雲母。膠下地。漆層は二層。上層はやや透明性が良い。黒色顔料検出せず。下地の地の粉が黒雲母が多く目視で黒色に見える(黒色系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
7	黒漆詩文葡萄栗鼠文螺鈿掛板	色材　記載無し 塗膜　下地:斜長石・石英・雲母。三辺地の膠下地。漆層は二層。上層に研ぎの炭足の痕跡。上層は黒色顔料検出せず。黒色系漆。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6・9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
8	朱漆花鳥螺鈿箔絵密陀絵机	色材　赤色:水銀(辰砂) 塗膜　下地:斜長石(鉄分少ない)。漆下地。窪んだ下地に大きな泥岩を含む粗い粒子からなる朱漆層。その上に細かい朱粒子からなる漆層。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
9	黒漆龍鳳鳳虎堆彩漆文庫	色材　赤色:水銀(辰砂)。漆上塗(黒色):墨か。 塗膜　下地:鉄分が多く斜長石・石英・雲母が若干含まれる。膠下地。漆層は黒色漆で顔料が沈殿。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
10	朱漆花鳥沈金膳	色材　赤色:水銀(辰砂) 塗膜　下地:斜長石・石英・雲母・石灰岩片。膠下地。漆層は下層に微細な鉄分と若干の朱を含む漆層。上層は朱漆層。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
11	皆朱の漆器(器形不明。首里城京の内出土)	色材　赤色:水銀(辰砂)。漆層(黒色):漆層に油煙が沈殿している。 塗膜　下地:斜長石・石英・雲母。漆下地(ごく少量の藍(インジゴ)粒子)。二次的焼成見られない。下地の上層に黒色漆、顔料の油煙が薄く沈殿。上塗(赤色):水銀(辰砂)。鉄。	沖縄県立埋蔵文化財センター	浦添市美術館紀要No.6 首里城跡京の内発掘報告書(1) 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
12	黒漆桐鳳凰螺鈿東道盆	色材　赤色:水銀(辰砂)。漆上塗(黒色):黒色顔料の油煙が沈殿。 塗膜　下地:細かい斜長石・石英(泥岩質)。膠下地。漆層は膠下地の上に一層。黒色顔料の油煙が沈殿。下地(地の粉)の上層に藍色粒子。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
13	朱漆牡丹尾長鳥螺鈿卓	色材　赤色:水銀(辰砂)。 塗膜　下地:斜長石・石英・雲母等。膠下地。下地上層に藍色粒子。下地の上層は漆。上塗は朱漆。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
14	緑漆牡丹唐草石畳沈金膳	色材　緑色:砒素(石黄)・藍。 塗膜 漆成分　ラッコ―ル(ベトナム・台湾産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.6 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章 よのつぢNo.8 明治大学:本多貴之・宮腰晢雄等	資料の材質調査
15	百按司墓木棺	色材　赤色:水銀(辰砂)(一号木棺・三号木棺)。 塗膜　下地:漆下地。2～3層の石英・長石・有色鉱物の鉱物粒子。黒色漆層:油煙(胡麻油)と黒色顔料の可能性(一号木棺)。 下地:油煙(胡麻油)による黒色漆層。漆上塗層は二層。下層は研ぎ工程。上層は透明性は良くない。白色粒子:カルシウム。パルミチン酸(乾性油使用か)(三号木棺a)。 漆成分　ウルシオール(日本産漆)(三号木棺a)。 年代測定　木胎部:1250年前後(年代は推定伐採年代。木胎使用部材が芯部分のため塗膜と誤差の可能性有。樹齢200年超の木材使用か)(三号木棺a)。 塗膜:1500年前後(三号木棺a) 樹種同定　イヌマキ(一号木棺・二号木棺)。スギ・ヒノキ(三号木棺a・d)。ニガキ(三号木棺)	今帰仁村	浦添市美術館紀要No.6 百按司墓木棺修理報告書 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章(断面分析) 財元興寺文化財研究所:井上美知子(樹種同定) 京都大学:伊藤隆夫(樹種同定) 浦添市美術館紀要No.14 明治大学:本多貴之(熱分解-GC/MS分析法・Sr同位体比測定) 明治大学:能城修一(樹種同定) 東京大学総合研究博物館放射性炭素年代測定室(炭素同位体比年代測定)	資料の材質調査 保存修理時の材質調査
16	朱漆鳥獣草花箔絵面盆	色材　赤色:水銀(辰砂)。赤色:鉄(弁柄)。黒色:鉄 塗膜　朱漆・内面見込部分 赤漆塗膜断片:下地:下層②:一辺地層。泥質で石英・長石・有色鉱物からなる。焼成されてない。漆下地。下地層①:二辺地層。鉱物粒子は一辺地層と同じ。焼成されている。赤色漆層②:弁柄及び辰砂。赤色漆層①:粗い辰砂層。 外底面・刳底部分。 漆下地:二辺地層:鉱物粒子は内面に同じ。黒色漆層:黒色顔料(鉄分)が沈殿し薄く微細な粒子が全体に分散。漆層:上層と下層で色調異なる。 漆成分　ラッコ―ル(ベトナム・台湾産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.7・9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章(塗膜分析) 浦添市美術館紀要No.10 明治大学:宮腰晢雄(熱分解-GC/MS分析法)	保存修理時の材質調査
17	朱漆竹雀沈金湯庫	色材　赤色:水銀か(辰砂か) 塗膜　下地:石英・有色鉱物・無色透明針状粒子。膠下地。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
18	黒漆楼閣人物螺鈿掛板	色材　黒色:油煙 塗膜　下地:最下層:石英・長石・有色鉱物・無色透明針状粒子。二層有。上層には研ぎの痕跡有。漆下地の可能性有。表層に油煙の黒色顔料が付着。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
19	朱漆牡丹唐草箔絵東道盆	色材　黒色:油煙 塗膜　下地:石英・長石・有色鉱物。焼成されているようである。膠下地。黒色漆層:下層に油煙と思われる黒色粒子が沈殿している。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
20	春慶塗詩文箔絵野弁当	色材　赤色:水銀か(辰砂か) 塗膜　下地:地の粉膠下地層:石英・長石・有色鉱物・無色透明針状粒子。地の粉漆下地層:粒子は膠下地層より粗く泥質。赤色漆層:楕円形・多角形粒子主体の朱漆粒子。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
21	黒漆唐草漆絵線香入	色材 塗膜　下地:石英・長石・有色鉱物。膠下地。漆層:表層が変質(酸化劣化防止層を形成)	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.9 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
22	百檀塗楼閣山水箔絵湯庫	色材　赤色:水銀(辰砂)。金色(箔絵):金・砒素(石黄。箔下漆)。黒色(錫箔):錫。 塗膜　下地三層。一層目:灰白色粒子。二層目:薄手の紙。三層目:灰白色粒子。上層に研ぎ痕跡有。漆塗三層。一層目:黒みの強い透漆。国褐色。二層目:粒子の粗い黄色顔料を混合した色漆。三層目:銀色箔を砂子状に一面に蒔き、透明度の高い透漆を塗り立てとしている。塗膜に断文多く桐油等の乾性油も混合も可能性有。 紙着　楮。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.9 東京国立文化財研究所:平尾良光・早川泰弘	保存修理時の材質調査

23	黒漆蓮池人物螺鈿密陀絵印箱	色材　赤色:水銀(辰砂)。緑色:砒素(石黄)・有機系紺色染料(藍か)。金色:金・砒素(石黄。箔下漆)。漆塗膜:鉄。鐶台・座金具部分:亜鉛・銅(真鍮)。 漆成分　ウルシオール(日本産・中国産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 東京国立文化財研究所:平尾良光・早川泰弘(XRF分析) 明治大学:宮腰哲雄(Py-GC/MS分析法) よのつぢNo.8 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	保存修理時の材質調査
24	朱漆牡丹唐草沈金合子	色材　赤色:水銀(辰砂)。金色(箔絵):金・鉄(弁柄。箔下漆)。漆塗膜:鉄。 漆成分　ウルシオール(日本産・中国産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 東京国立文化財研究所:平尾良光・早川泰弘(XRF分析) 明治大学:宮腰哲雄(Py-GC/MS分析法)	保存修理時の材質調査
25	黒漆花鳥螺鈿漆絵文庫	色材　赤色:水銀(辰砂)。赤色:鉄(弁柄。下付漆)。橙色:鉄(弁柄)・砒素(石黄)。 緑色:砒素(石黄)・有機系紺色染料(藍か)。黄色:砒素(石黄)。銀色:銀(銀紛蒔)。 漆成分　ウルシオール(日本産・中国産漆)。 紙着　楮。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 東京国立文化財研究所:平尾良光・早川泰弘 明治大学:宮腰哲雄(Py-GC/MS分析法)	保存修理時の材質調査
26	黒漆花円文螺鈿合子	色材 塗膜　下地:炭下地(細かな黒い粒。格子状部分有)。漆層:三層。上部二層は後世修理の可能性が高い。 漆成分　ウルシオール(日本産・中国産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 明治大学:宮腰哲雄等(Py-GC/MS分析法) よのつぢNo.8 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
27	黒漆楼閣人物螺鈿卓	色材 漆成分　ウルシオール(日本産・中国産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 明治大学:宮腰哲雄等(Py-GC/MS分析法)	資料の材質調査
28	朱黒漆山水楼閣人物箔絵片身替箱	色材　赤色:水銀(辰砂。上層)。鉄(弁柄。下層)。 塗膜　下地:カルシウム(微細な貝殻片)・無色鉱物。漆層(赤色漆部分):下層に鉄(弁柄)。上層に水(辰砂)。漆層(黒色漆部分);下層に懸濁状の微粒子。上層は黄褐色。 漆成分　ラッ―ル(ベトナム・台湾産漆)	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 明治大学:宮腰哲雄等(Py-GC/MS分析法) 浦添市美術館紀要No.12 京都造形芸術大学:岡田文男等(断面分析)	資料の材質調査
29	黒漆花鳥漆絵箔絵櫃	色材 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 明治大学:宮腰哲雄等(Py-GC/MS分析法)	資料の材質調査
30	黒漆雲龍鳳凰螺鈿長文箱	色材 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.10 明治大学:宮腰哲雄等(Py-GC/MS分析法)	資料の材質調査
31	朱漆山水人物箔絵皿	色材　赤色:水銀(辰砂)。金色(箔絵):金・砒素(石黄。箔下漆)。黒色:煙炭系顔料。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.11 東京国立文化財研究所:早川泰弘・平尾良光	保存修理時の材質調査
32	朱漆花鳥堆錦合子	色材　赤色:水銀(辰砂。上層)。鉄(弁柄。下層)。 塗膜　下地:淡黄色。膠下地の可能性有。カルシウム(貝殻片多数)。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要No.12 京都造形芸術大学:岡田文男等	資料の材質調査
33	浦添ようどれ英祖王陵墓室出土塗膜片	色材　赤色:鉛(鉛丹)。金色(箔絵・沈金):記載無し。 塗膜　漆龕か:下地:漆下地。赤色漆層:材質記載無し。 副葬品か:下地:漆下地。白色下地:カルシウム。赤色漆層(六～七層):鉛(鉛丹)。	浦添市教育委員会	『漆Ⅱ』 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
34	浦添ようどれ尚寧王陵墓出土塗膜片	色材　赤色:記載無し。金色(沈金):記載無し。 塗膜　下地:漆下地。赤色漆層:記載無し。	浦添市教育委員会	『漆Ⅱ』 漆器文化財科学研究所:四柳嘉章	資料の材質調査
35	黒漆花鳥螺鈿文庫	色材　黒色:不明。下地層の鉱物に起因か。 塗膜　下地:二層。大きめの鉱物の層と細かな鉱物の層が混在。2種類の下地の可能性。漆層:二層。顔料の混在はみられない。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	浦添市美術館	よのつぢNo.8 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
36	黒漆麒麟葡萄栗鼠螺鈿重香合	色材 塗膜 漆成分　ラッ―ル(ベトナム・台湾産系漆)。	浦添市美術館	よのつぢNo.8 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
37	黒漆樹下人物螺鈿文庫	色材 塗膜 漆成分　チチオール(タイ・ミャンマー産系漆)。	浦添市美術館	よのつぢNo.8 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
38	黒漆楼閣人物螺鈿飾棚	色材 塗膜　漆層:単層。後世修理の塗膜片か。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	浦添市美術館	よのつぢNo.8 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
39	資料1(器形不明。首里城御内原北出土)	色材　赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄か)。※質量比で鉄が水銀の20%。 塗膜　木胎の表裏に塗膜有。鉄製品(鉄釘・飾金具)等、手文庫・家具の一部か。下地:鉱物含む層。赤色塗膜:水銀(辰砂)・鉄(弁柄か)。表裏の塗膜で厚さが違う。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	沖縄県立埋蔵文化財センター	首里城跡御内原北地区発掘調査報告書(2) 東京大学:吉田邦夫・明治大学:本多貴之等	資料の材質調査
40	資料2(器形不明。首里城御内原北出土)	色材　赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄)。※質量比では等量。 塗膜　土質の上に塗膜有。下地:無し。赤色:水銀(辰砂)。土質に直接辰砂を塗布か。 漆成分　未調査。	沖縄県立埋蔵文化財センター	首里城跡御内原北地区発掘調査報告書(2) 東京大学:吉田邦夫・明治大学:本多貴之等	資料の材質調査
41	資料3(器形不明。首里城御内原北出土)	色材　赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄)。※質量比で鉄が水銀の30%。 塗膜　塗膜裏側は茶色。下地:土質に弁柄を施している可能性有。弁柄のみの部分有(カルシウム多く検出)。下地三層:三層:漆下地。二層:鉱物中心の下地。一層:漆下地。上塗二層:二層:鉄(弁柄)。一層:水銀(辰砂)。赤色層は漆を使用していない可能性有。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	沖縄県立埋蔵文化財センター	首里城跡御内原北地区発掘調査報告書(2) 東京大学:吉田邦夫・明治大学:本多貴之等	資料の材質調査
42	資料4(器形不明。首里城御内原北出土)	色材　赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄)。※質量比で鉄が水銀の30%。 塗膜　木胎に塗装。下地:橙色。下地(橙色)の上に赤色層。カルシウム多い。 漆成分　検出せず。可塑剤と二酸化炭素検出。	沖縄県立埋蔵文化財センター	首里城跡御内原北地区発掘調査報告書(2) 東京大学:吉田邦夫・明治大学:本多貴之等	資料の材質調査
43	ヤッチのガマ・カンジン原古墓群出土赤色塗膜片	色材　赤色:水銀(辰砂)。鉄(弁柄)。 塗膜　下地層:材質不明。上塗層:下層:茶色二層。上層:赤色。上層の赤色顔料は他の層にも混入。 漆成分　ラッ―ル(ベトナム・台湾産系漆)。	沖縄県埋蔵文化財センター	よのつぢNo.10 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
44	黒漆牡丹唐草沈金小櫃	色材　赤色:水銀(辰砂)。 塗膜　下地層:灰色から黒色の粒子が分散。漆層:赤色顔料層:水銀(辰砂)。上層:薄い漆層。金箔(複数の層が折り重なっている。沈金加飾部)。 パルミチン酸・ステアリン酸。 塗膜に乾性油使用か。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆) ラッ―ル(ベトナム・台湾産系漆。但し琉球産ハゼノキの可能性もあり) ※ウルシオール・ラッ―ルを混ぜて塗装した可能性と下地と上塗りで別々の漆を塗装した可能性がある。 樹種　イヌマキに近似。 布着　苧麻に近似した繊維。	久米島博物館	久米島博物館紀要第14号 明治大学:宮腰哲雄・本多貴之等	資料の材質調査
45	丸櫃	色材　赤色:水銀(辰砂)。黒色:炭。 塗膜　A・B:下地:鉄・アルミニウム・ケイ素・カルシウム等の土壌に含まれる成分。漆層二層:下層:茶色。上層:赤色:水銀(辰砂)。乾性油含まれる可能性有。 C:下地:記載無し。漆層二層:下層:黒色層(炭)。上層:茶色層。乾性油含まれる可能性有。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。中国大陸産系漆の可能性高い。	奄美博物館	明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第2号 明治大学:小林里菜・本多貴之・宮腰哲雄	資料の材質調査

46	朱漆山水箔絵湯庫	色材　赤色:水銀(辰砂)。黄色:砒素(石黄)。鉄(黄土)。褐色:錫(錫箔)。 塗膜　A:下地:土壌(鉄:アルミニウム・ケイ素・カルシウム等)に漆を混ぜたもの。漆層(下地の上層):赤色:水銀(辰砂)。上層:茶色:鉄(黄土)。※上層は黄土使用から漆ではなく膠か乾性油使用の塗膜の可能性有。 B:下地:土壌(鉄:アルミニウム・ケイ素・カルシウム等)に漆を混ぜたもの。漆層六層:六層:茶色。五層:赤色:水銀(辰砂)。四層:茶色:錫(錫箔)。砒素(石黄)。三層:黒色。二層:黒色。一層:黄色。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	瀬戸内町立図書館・郷土館	明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第2号 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄	資料の材質調査
47	朱漆楼閣山水人物箔絵丸櫃	色材　赤色:水銀(辰砂)。金色:錫・硫黄(硫化錫を用いた模造金の可能性有) 塗膜　A(箔付着黒色小片):下地:鉱物(鉄・アルミニウム・マンガン等を含む)。三層:赤色:水銀(辰砂)。錫・硫黄。二層:生漆層(生漆だけでなく多量の乾性油が含まれる可能性有)。一層:黒色:塗膜ではなく経年による汚れと推察。 B(黒色小片):下地:鉱物(鉄・アルミニウム・マンガン等を含む)。四層:赤色:水銀(辰砂)。錫。三層:生漆層。二層:黒色:煤。後世修理の塗膜の可能性有。一層:塗膜ではなく経年による汚れと推察。 漆成分　A・B:ウルシオール(日本・中国産系漆)。	瀬戸内町立図書館・郷土館(諸阿室(ウケアムロ)の嵩(タカン)家伝来)	明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第2・3号 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄	資料の材質調査
48	赤色の木片(器形不明。円覚寺跡三門北地区撹乱層出土)	色材　赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄)。鉛(乾性油及び鉛丹含む乾燥剤か)。 塗膜　一層(赤色)のみ。 漆成分　検出せず。脂肪酸類が認められる。漆塗装ではなく乾性油による塗装。赤色:水銀(辰砂)。 樹種同定　イヌマキ。※三門の建造物の木片の可能性有。	沖縄県立埋蔵文化財センター	円覚寺跡(2)調査報告書 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄・湯浅健太 明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第1号 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄・湯浅健太	資料の材質調査
49	軟質の焼き物の漆塗り壺(円覚寺跡撹乱層出土)	色材　赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄)。砒素(雄黄)。 塗膜　下地(胎土表面):黒褐色。三層:黄色。二層:赤色層(水銀(辰砂))。一層:無色透明層。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。ラッコ―ル(ベトナム・台湾産系漆)。 漆層の一層目の無色透明層はウルシオール(日本・中国産系漆)使用。 胎土　土器外面に牡丹らしき図案と格子文様が彫られる。 石英・カリ長石・斜長石が70%以上。白雲母・黒雲母・角閃石等の鉱物と共に花崗岩類も検出。胎土はベトナム産の可能性が高いが沖縄産の可能性もある。	沖縄県立埋蔵文化財センター	円覚寺跡(2)調査報告書 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄・湯浅健太 明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第1号 帝京大学文化財研究所:川西学	資料の材質調査
50	朱漆楼閣山水箔絵盆	色材　赤色:水銀(辰砂)。赤色:鉄(弁柄)。金色(箔絵):金・砒素(石黄。箔下漆)。 塗膜　見込端部:下地層一層:白色。漆層二層:下層:鉄(弁柄)。上層:水銀(辰砂)。 鍔上部・覆輪付近:下地層一層:白色。漆層三層:下層:鉄(弁柄):中層:水銀(辰砂)。上層:鉄(弁柄。下層の鉄顔料の密度と異なる。後世修理の塗膜か) 覆輪上:下地層:漆層:茶褐色(鉱物主体。鉄が多く存在)。漆層一層:鉄(弁柄。後世修理の塗膜か) 覆輪金属:亜鉛・銅・鉛(真鍮若しくは丹銅か) 漆成分　ウルシオール(中国産系漆)。 年代測定　16世紀中頃～17世紀中頃 樹種同定　スギ若しくはコウヨウザン	浦添市美術館	よのつぢ№.11 明治大学:山府木碧・本多貴之・宮腰哲雄等 吉備国際大学:下山進等 東京大学:吉田邦夫等 (Sr同位体比分析) (独)森林総合研究所:能城修一(樹種同定)	資料の材質調査 中国漆器か
51	潤塗山水楼閣人物箔絵丸櫃(内懸子入)(朱漆山水樹下人物七宝繋箔絵丸櫃)	色材　赤色:水銀(辰砂)・砒素(石黄。明るい赤色の表現を意図か)。 塗膜　下地:鉄多く含有。漆層三層:下層:砒素(石黄)。中層:記載無。上層:水銀(辰砂)。 漆成分　ラッコ―ル(ベトナム・台湾産系漆)。	伊是名村:伊是名ふれあい民俗館(名嘉家伝来)	よのつぢ№.11 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等 東京大学:吉田邦夫(Sr同位体比分析)	資料の材質調査
52	黒漆鳥花紋点斜格子沈金丸櫃(緑漆花鳥点斜格子沈金丸櫃)	色材　水銀・硫黄(上塗の色材に由来する材質か不明) 塗膜　下地:ケイ素。上層:水銀・硫黄(白地に赤のまだら模様の塗膜。辰砂か) 漆成分　ラッコ―ル(ベトナム・台湾産系漆)。	伊是名村:伊是名ふれあい民俗館(玉城家伝来)	よのつぢ№.11 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等 東京大学:吉田邦夫(Sr同位体比分析)	資料の材質調査
53	黒漆山水人物箔絵丸櫃(内懸子入)	色材　黒色:墨(上塗)。 塗膜　下地:鉄・カルシウム・ケイ素。漆層四層:最下層・中層記載無。上層・最上層:黒色(墨)含む。	伊是名村:伊是名ふれあい民俗館(伊禮家伝来)	よのつぢ№.11 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等 東京大学:吉田邦夫(Sr同位体比分析)	資料の材質調査
54	黒漆鳳凰牡丹沈金丸櫃	色材　赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄)。 塗膜　下地:アルミニウム・ケイ素・鉄。乾性油存在。三層(褐色):赤色:鉄(弁柄)。二層:漆層　一層:赤色:水銀・硫黄(辰砂)。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。	瀬戸内町立図書館・郷土館寄託(瀬戸内町加計呂麻島瀬武伝来のアシャゲの祭祀道具)	明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第3号 明治大学:本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
55	朱漆牡丹七宝繋沈金櫃	色材　赤色:水銀(辰砂)・染料。 塗膜　下地:粒経にばらつきのある茶色鉱物。二層:漆層。一層:漆層。赤色:水銀(辰砂) パルミチン酸・ステアリン酸・膠。 塗膜に乾性油使用か。下地に膠下地を使用か。 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆) 布着　麻系繊維使用。	奄美市民俗資料館樺山家伝来(大笠利の間切大親任命時(1523年)、娘がノロとなり丸櫃・ガラス玉・玉ハベル・衣裳が王府より下賜と伝来)	明大「歴史漆工品科学分析システム構築」紀要第3号 明治大学:本多貴之・藤沼瑞和	資料の材質調査
56	藤丸盆	色材　赤色:水銀(辰砂)。緑色:銅(緑青)。金色:金。 塗膜　下地(茶色):記載無し。漆二層:下層:記載無し。上層:赤色:水銀(辰砂)。硫黄。塗膜に油が混ざっている 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。 年代測定　17世紀後半～18世紀後半。 樹種同定　底材:マツ属単維管束亜属(ゴヨウマツ)。縁巻芯材:竹笹類。丸藤(立ち上がり部):トウ属。	個人蔵	よのつぢ№.12 明治大学:山府木碧・本多貴之・宮腰哲雄等 吉備国際大学:下山進 (三次元蛍光スペクトル分析) (独)森林総合研究所:能城修一(樹種同定)	資料の材質調査
57	藤角盆A	色材　赤色:水銀(辰砂)。 塗膜　下地(白色):ケイ素・銅。漆層二層:下層:記載無し。上層:赤色:水銀(辰砂)。塗膜に油が混ざっている 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。 年代測定　17世紀後半～18世紀後半。	個人蔵	よのつぢ№.12 明治大学:山府木碧・本多貴之・宮腰哲雄等	資料の材質調査
58	藤角盆B	色材　赤色:水銀(辰砂)。金色(箔絵):金・砒素(石黄。箔下漆)。 塗膜　下地(濃茶色):ケイ素・鉄。漆層一層:赤色:水銀(辰砂)・硫黄。 漆成分　ウルシオール(日本産系漆)。 年代測定　17世紀後半～18世紀後半。 樹種同定　底板:スギ。丸藤:トウ属。	個人蔵	よのつぢ№.12 明治大学:山府木碧・本多貴之・宮腰哲雄等 明治大学:安藤大輔等 (Sr同位体比分析) 吉備国際大学:下山進 (三次元蛍光スペクトル分析) (独)森林総合研究所:能城修一(樹種同定)	資料の材質調査
59	黒漆龍鳳凰虎堆彩漆文庫	色材　白色:酸化亜鉛。赤色:水銀(辰砂)。黒色:墨。 塗膜　A:下地:鉱物(鉄・カリウム・カルシウム・ケイ素)を含む。黒色層・褐色層。植物性油含まれる可能性有。 B:下地:鉱物含む。炭粉層・生漆層・黒色層。乾性油(植物性油)含まれる可能性有。 C・D:下地:鉱物含む。生漆層・赤色層:水銀(辰砂)。 漆成分　A・B:チチオール(タイ・ミャンマー産系漆)。 C・D:ウルシオール(日本・中国産系漆)・ラッコ―ル(ベトナム・台湾産系漆)の混合またはウルシオールのみ。	浦添市美術館	浦添市美術館紀要№.13 明治大学:本多貴之・佐々木美保	保存修理時の材質調査
60	円覚寺仁王像残欠	色材　白色:カルシウム(胡粉)・赤色:水銀(辰砂)・鉄(弁柄)。乾性油使用。橙色:水銀(辰砂)・鉛(鉛白)。乾性油使用。褐色:鉄(弁柄)・鉛(鉛丹)。乾性油及び漆使用。褐色:鉛(鉛丹)。乾性油使用。緑色:銅(緑青)。乾性油使用。青色:鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)。乾性油。 ※乾性油を溶媒に使用した彩色塗装を行っている。 塗膜　記載無し 漆成分　ウルシオール(日本・中国産系漆)。 樹種同定　カヤ・マキ属マキ科 年代測定　カヤ:15世紀末～16世紀前半(推定伐採年代) マキ属マキ科:18世紀前半～20世紀後半(推定伐採年代)	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県立博物館・美術館紀要№.11	資料の材質調査

凡例（含有する材質の項目）
・顔料は、目視で確認できる色：調査で得られた元素（顔料等の名称）とした。 例示　黄色：砒素（石黄）。
・緑色・橙色等の二色以上の色材を混ぜないと出せない色の記載の例示　緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。
・植物染料は、調査結果と通常の染料の名称が一致することが多いので、統一して表記した。 例示　青色：藍　緑色：藍・砒素（石黄）。
・出典で略して記載した参考文献は別途正式な刊行物の名称を記載しておく。
・調査者は研究代表者若しくは、調査分析作業において主たる調査者を記載した。参加した個々の研究者は参考文献を参照してもらいたい。
・本一覧表は、2022年3月現在で公開されている報告を取りまとめたものである。今後、各機関で資料調査の事例が増え、その調査結果が公開されれば、さらに詳細な前代の色材調達の傾向をとらえることができると思われる。

琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧(歴史・刀剣・金工・ガラス玉)

歴史

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	玉冠	橙色玉・珊瑚:ｶﾙｼｳﾑ・ｽﾄﾛﾝﾁｳﾑ。茶色玉:鉄・鉛。茶色玉-2の鈑:鉄・銅・銀・金(金:銀合金:金75%:25%程度)。茶色玉-2:鉄・鉛。茶色玉-3:銀・金・鉛。茶色玉-4嵌入:銅・銀・鉛。金色玉:金・銀・銅(金:銀合金:金80%:20%程度)。灰黒玉:金・銀・銅。灰黒玉-2:金・銀・銅。緑色玉:鉄(碧玉(石英・酸化鉄))。濃緑色玉:カルシウム・鉄。透明玉:銅(水晶(石英))。黒玉:鉄・銅。金糸-1:金・銀・銅・鉛(銀84%:銅14%程度)。紐先・金糸:金・銀。銅(銀94%:銅6%)。紐留金具:金・銀・銅(金86%:銀14%)。紐先端部・金糸:金・銀・銅・鉄(金91%:銀8%程度)。簪通穴金具:金・銀・銅(金77%:銀23%程度)。簪頭部:金・銀・銅・鉄(金77%:銀23%程度)。簪頭部の底面:金・銀・銅・鉄(金85%:銀15%程度)。簪・茎:金・銀・銅(金77%:銀23%程度)。	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書	資料の材質調査
2	石帯	玉:ｽﾄﾛﾝﾁｳﾑ・金。下地:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。下地側面:ｶﾙｼｳﾑ・鉄・銅・亜鉛。繋ぎ目:鉄・銅・亜鉛・金。	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書	資料の材質調査

刀剣

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	金装宝飾剣拵 (千代金丸)	刀身:鉄。鋒:鉄。茎及び金:鉄・銅・銀・金。茎尻:鉄。鞘・中央:銅・銀・金。鞘内部:鉄・銅。柄頭:鉄・銅・銀・金。柄・目釘:鉄・銅・銀・金。	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
2	黒漆脇指拵 (治金丸)	刀身中央:鉄。	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
3	青貝螺鈿鞘腰刀拵 (北谷菜切)	刀身中央:鉄。鞘中心・螺鈿:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。柄:鉄・銅・銀・金(金銀合金:金81%:銀19%程度))。鞘・栗形:鉄・銅・銀・金(金銀合金:金81%:銀19%程度)。笄裏:銅・銀・金。笄裏刻印部:銅・銀・金。小柄:銅・銀・金。小柄の表・黒地:鉄・銅・銀・金。	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査

金工

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	金杯	外側側面:金・銀・銅(金銀合金。金87%:銀12%程度。銅1%以下。金銀合金。金85%:銀14%。) 内側側面:金・銀(金銀合金。金73%:銀26%)	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書 首里城年報№5 東京文化財研究所:早川泰弘等 吉備国際大学:下山進等	資料の材質 外側側面:調査者:東文研。吉備国際大学 内側側面:吉備国際大学
2	銀杯洗	側面:銀・銅(銀銅合金。銀96%:銅4%程度。)。側面黒変部:銀・銅(銀銅合金。銀97%:銅3%程度。)。蓋中央部:銀・銅・金(銀銅合金。銀96%:銅4%程度)。	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
3	銀杯(銀脚杯)	銀杯-3側面:銀・銅(銀銅合金。銀96%:銅4%程度)。銀杯-6側面:銀・銅・金(銀銅合金。銀96%:銅4%程度)。銀杯-10側面:銀・銅・金(銀銅合金。銀96%:銅4%程度)。銀杯-7側面:銀・銅・金(銀銅合金。銀98%:銅2%程度)。銀杯-11足側面:銀・銅(銀銅合金。銀96%:銅4%)。	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
4	黒漆楼閣人物螺鈿冠笥(合口部金具)	合口部内側金具:銅・亜鉛(真鍮。銅84%:亜鉛16%)	沖縄美ら島財団	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
5	黒漆山水人物螺鈿沈金提重(錫瓶部分・提手及び鈑)	錫瓶:鉛・錫。提手及び鈑:銅・亜鉛・ニッケル(真鍮合金)	沖縄美ら島財団 他地域製の可能性有	萬野報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
6	銅鑼	中央部分(2個中の1個目):銅・錫(青銅。銅79%:錫21%)。中央部分(2個中の2個目):銅・錫(青銅。銅78%:錫22%)銅鑼支持台下 横棒 朱色塗膜剥落部分:水銀(辰砂)。銅鑼支持台下 横棒 朱色塗膜部分:水銀(辰砂)	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
7	小銅鑼	中央部分:銅・錫(青銅。銅76%:錫24%)。吊具 朱色塗膜部分:水銀(辰砂)。吊具 金線文様部分:砒素(石黄)。金(沈金刻線)。銀(沈金刻線。金の不純物か)。水銀(辰砂)	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
8	喨吶	リング中央部分:銅・亜鉛(真鍮。銅66%:亜鉛34%)。上方金属筒部分:銅・亜鉛(真鍮。銅73%:亜鉛27%)。最上方　金属筒部分:銅・亜鉛(真鍮。銅72%:亜鉛28%)。	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
9	新心	中央部分:銅・錫(青銅。銅78%:錫22%)。	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
10	三金	上方金属円盤部分:銅・亜鉛(真鍮:銅85%:亜鉛15%)。右金属円盤部分:銅・錫(青銅。銅79%:錫21%)。左金属円盤部分:銅・錫(青銅。銅:79%:錫21%)。柄下部　金属箔:金属材料不明(金、砒素あり)	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
11	長持	身側面上部　金具鈑部分:銅・亜鉛(真鍮。銅72%:亜鉛28%)。身側面上部　金具座金部分:銅・亜鉛(真鍮。銅72%:亜鉛28%)。身左側側面上部　金具取手部分:銅・亜鉛(真鍮。銅71%:亜鉛29%)。	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
12	夜雨琴	右最下部　弦巻上金属棒部分:銅・亜鉛(真鍮。銅81%:亜鉛19%)。弦:銅・亜鉛(真鍮:銅69%:亜鉛31%)。槌:銅・亜鉛(真鍮。銅73%:亜鉛27%)。	徳川美術館	楽器報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
13	聞得大君御殿簪	簪先端:金・銅・水銀・銀・鉛・錫。簪頭部:金・水銀・銅・鉛・銀・錫。簪頂部:金・水銀・銅・鉛・銀・錫。底部:金・銅・水銀・鉛・銀・錫。	沖縄県立博物館・美術館	集積・再興事業報告書 第2巻 早川泰弘	復元模造製作に伴う調査
14	中城御殿耳盃	本体・耳・高台:銅・亜鉛・鉄(微量)・錫(微量)・鉛(微量)。銅・亜鉛を主としていることから真鍮(黄銅)と判断している。	沖縄県立埋蔵文化財センター	集積・再興事業報告書 第2巻 パリノサーヴェイ株式会社	復元模造製作に伴う調査

ガラス製品

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	御玉敷・小	黒色:鉛・ﾏﾝｶﾞﾝ・鉄・ｶﾘｳﾑ・銅・ｶﾙｼｳﾑ。緑色:鉛・銅・ｶﾘｳﾑ・鉄。黄色:鉛・鉄(少量)。白色:鉛(少量)・ｶﾙｼｳﾑ・ｶﾘｳﾑ・鉄。赤色:鉛・銅(少量)・亜鉛(少量)・鉄(少量)。瓶本体:鉛・錫(錫63%:鉛37%程度)	那覇市歴史博物館 尚家資料	尚家報告書 ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
2	御玉貫	黒色:銅・鉄・鉛。緑色:銅・鉛。黄色:鉛・ｶﾙｼｳﾑ・鉄・錫。青色:ｺﾊﾞﾙﾄ・鉛・鉄・ｶﾙｼｳﾑ。水色:銅・鉛・亜鉛・ｶﾙｼｳﾑ・鉄。乳白色:鉛。白色:鉛。赤色:鉛。薄緑色:銅・鉛・亜鉛・ｶﾙｼｳﾑ。瓶本体:錫・鉛(錫46%:鉛54%程度)	沖縄美ら島財団	琉球王朝の華 ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
3	緑地巴紋御玉貫	黒色:鉛・鉄・銅。濃緑色:鉛・銅。薄緑色:鉛・銅・亜鉛。黄色:鉛。青色:鉛(微量)・ｶﾘｳﾑ(多量)・ｶﾙｼｳﾑ(多量)・ﾏﾝｶﾞﾝ(少量)・鉄(少量)・銅(少量)。※青色は鉛ガラスではなく、カリガラスの可能性有り。乳白色:鉛。白色:鉛。赤色:鉛。瓶本体:鉛・錫(錫54%:鉛46%程度)	浦添市美術館	琉球王朝の華 ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
4	黄色地巴紋御玉貫　一対	水色(左瓶子):鉛(微量)・銅・亜鉛。水色(右瓶子):鉛。紫色:鉛。ﾏﾝｶﾞﾝ・鉄。黒色:鉄・銅・亜鉛。緑色:銅・鉛。薄緑:銅・亜鉛。赤色:鉛。黄色:鉄。瓶本体:鉛・錫(錫53%:鉛47%程度)。	銘苅家(伊是名村)	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
5	緑地御玉貫　一対	白濁・乳白色:ｶﾘｳﾑ・ｶﾙｼｳﾑ。赤色:鉄(少量)。黄色:鉄(少量)。緑色:銅。青透明:ｶﾙｼｳﾑ・鉄・銅・亜鉛。黒色:鉄。瓶本体:鉛・錫(錫43%:鉛57%程度)	名嘉家(伊是名村)	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
6	錫製五色玉瓶子	白色:ｶﾘｳﾑ・ｶﾙｼｳﾑ。赤色:鉄(少量)。橙色:鉄(少量)。黄色:鉄(少量)。緑色:銅。青緑(薄緑)色:銅。黒色:鉄・ﾏﾝｶﾞﾝ。瓶本体:鉛・錫(錫60%:鉛40%程度)	沖縄県立博物館・美術館	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
7	玉貫錫瓶	透明:ｶﾘｳﾑ・ｶﾙｼｳﾑ。白濁・乳白色:ｶﾘｳﾑ・ｶﾙｼｳﾑ。赤色:鉄(少量)。黄色:鉄(少量)。緑色:銅。青緑(薄緑)色:銅・亜鉛。水色:銅(少量)・亜鉛(少量)。黒色:銅・鉄。瓶本体:鉛・錫(錫45%:鉛55%程度)	沖縄県立博物館・美術館	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
8	黒漆ピードロ入り山水楼閣螺鈿硯屏	水色:鉛・銅。水色:銅。青色:ｺﾊﾞﾙﾄ。薄黄色:鉄	浦添市美術館	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
9	朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏	黄色:鉛・銅。黒色:鉛:鉄・ﾏﾝｶﾞﾝ・銅。青色:鉛・銅・亜鉛。	浦添市美術館	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
10	南京玉盆	緑色:鉛・銅。青緑色:鉛・銅。黄色:鉛・鉄。黄金色:鉛・鉄。紫色:元素不明。周辺金属材料:銅・亜鉛(真鍮。銅75%:亜鉛25%程度)	沖縄県立博物館・美術館	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査

玉製品

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	白檀塗龍彫煙草入	緑色玉:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。濃緑色玉:鉄・ｶﾘｳﾑ。※緑色玉及び濃緑色玉は軟玉に属する鉱物の可能性が高い。金色(木製彫刻地色部分):砒素(石黄)・金。暗緑色(輪郭線):砒素(石黄)・水銀(辰砂)	沖縄美ら島財団	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
2	濃緑勾玉	ｶﾙｼｳﾑ・鉄・ﾏﾝｶﾞﾝ。※軟玉に属する鉱物の可能性が高い。	沖縄県立博物館	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
3	玉帯	ｶﾙｼｳﾑ・鉄。	沖縄県立博物館	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
4	袖玉①、②	青色透明玉:銅。水色:銅。濃青色玉:鉛。透明濁玉:鉛。勾玉:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。※軟玉の一種であると考えられる。橙色勾玉:ｶﾘｳﾑ・ｶﾙｼｳﾑ・鉄。	名嘉家(伊是名村)	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
5	曲玉	透明玉:珪素。※水晶の可能性が高い。濃緑色勾玉:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。※軟玉に属する鉱物の可能性が高い。	名嘉家(伊是名村)	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
6	曲玉	透明玉:珪素。※水晶の可能性が高い。濃緑色勾玉:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。※軟玉に属する鉱物の可能性が高い。	伊禮家(伊是名村)	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
7	曲玉	褐色玉及び透明玉:珪素。※水晶の可能性が高い。濃緑色勾玉:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。※軟玉に属する鉱物の可能性が高い。	玉城家(伊是名村)	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査
8	玉飾	褐色透明玉・透明玉:珪素。※水晶の可能性が高い。濃緑色勾玉:ｶﾙｼｳﾑ・鉄。※軟玉に属する鉱物の可能性が高い。	ノロ殿内(伊是名村)	ガラス玉報告書 東京文化財研究所:早川泰弘等	資料の材質調査

凡例(含有する材質の項目)
・顔料は、目視で確認できる色:調査で得られた元素(顔料等の名称)とした。 例示　黄色:砒素(石黄)。
・緑色・橙色等の二色以上の色材を混ぜないと出せない色の記載の例示　緑色:鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)・砒素(石黄)。
・植物染料は、調査結果と通常の染料の名称が一致することが多いので、統一して表記した。 例示　青色:藍　緑色:藍・砒素(石黄)。
・出典で略して記載した参考文献は別途正式な刊行物の名称を記載しておく。
・調査者は研究代表者若しくは、調査分析作業において主たる調査者を記載した。参加した個々の研究者は個々の参考文献を参照してもらいたい。
・本一覧表は、2022年3月現在で公開されている報告を取りまとめたものである。今後、各機関で資料調査の事例が増え、その調査結果が公開されれば、さらに詳細な前代の色材調達の傾向をとらえることができると思われる。

琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧（染織）

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	黄色地鳳凰牡丹文様紅型絹袷衣裳	黄色：砒素（石黄）・染料（福木の可能性有り）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛胡粉。	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
2	黄色地鳳凰蝙蝠宝尽青海波剣山立波文様紅型絹袷衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）・染料（福木の可能性有り）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。赤色：水銀（辰砂）・膳脂。紫色：染料・鉛胡粉・膳脂等。	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
3	黄色地鳳凰牡丹扇瑞雲文様紅型絹袷衣裳（胴衣）	黄色（地色）：染料（福木の可能性有り）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛胡粉。赤色：水銀（辰砂）・膳脂。紫色：染料・鉛胡粉。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・染料	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
4	黄色地鳳凰瑞雲霞文様紅型絹衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）・染料（福木の可能性有り）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・赤色：水銀（辰砂）。紫色：染料・鉛胡粉。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・染料	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
5	黄色地菖蒲鶴蛇籠文様紅型木綿衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）・染料（福木の可能性有り）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛胡粉	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
6	黄色地松皮菱菊藤と菊流水菖蒲文様紅型木綿袷衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
7	黄色地松竹梅雪待笹文様紅型絹袷衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）・染料（福木の可能性有り）	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
8	黄色地牡丹鳳凰霞文様紅型絹袷衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）・染料（福木の可能性有り）。赤色：鬱金・紅花	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
9	黄色地鶴松竹梅楓文様紅型絹袷衣裳（胴衣）	黄色（地色）：染料。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛胡粉。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・染料。	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
10	紅色地龍宝珠瑞雲文様紅型平絹袷衣裳（裏）紅平絹地	黄色：砒素（石黄）。赤色：水銀（辰砂）・染料（茜若しくは蘇芳の可能性有り）。濃青色：染料（藍の可能性有り）。薄青色：染料（藍の可能性有り）・鉛胡粉。紫色：染料。緑色：染料。	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
11	黄色地牡丹尾長鳥流水菖蒲文様紅型絹袷衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）・染料（福木の可能性有り）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。赤紫色：染料（藍と膳脂の可能性）・鉛胡粉	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
12	黄色地経緯絹袷衣裳（子供服）	黄色：鬱金。	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
13	金茶地石畳文絣芭蕉衣裳	黄色：染料。赤色：紅花	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
14	金茶地縦縞に経緯絣芭蕉衣裳	黄色：染料。赤色：紅花	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
15	緋色地枡形菱繋ぎ文花織芭蕉衣裳	赤色：紅花	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
16	黄色地格子に絣苧麻衣裳	黄色：染料。赤色：染料	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
17	金茶地経緯絣芭蕉衣裳	黄色：染料（福木の可能性有り）	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
18	黄色地経緯絣絹衣裳	黄色：鬱金	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
19	黄色地経緯絣苧麻衣裳	黄色：染料	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
20	白地格子苧麻衣裳	赤色：紅花	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
21	黄色地石畳文紗織絹衣裳	黄色：染料	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
22	黄色地綾織絹衣裳	黄色：黄檗	那覇市歴史博物館	尚家報告書 那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
23	桃色地山水楼閣鶴文様紅型木綿袷衣裳	青色：藍。緑色：藍・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
24	（裏）青黄桃色染分地海浜風景文様紅型木綿	青色：藍。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
25	空色地貝藻紅葉松葉木目模様紅型木綿袷衣裳	青色（地色）：藍。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
26	（裏）紫地鶴松桜霞観世水模様紅型木綿	青色（地色）：藍。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
27	空色地雲鶴松竹梅霞文様紅型紬衣裳	青色（地色）：藍。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
28	空色地葦雁文様紅型木綿衣裳	青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。赤味の黄色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
29	白地松菊葦笹貝波舟文様紅型苧麻衣裳	青色：藍。緑色：藍・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
30	白地雪持笹竹松梅文様紅型苧麻衣裳	青色：藍。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
31	白地松竹梅鶴鳥霞雪輪文様紅型木綿衣裳	青色：藍。暗い青色：藍・墨。緑色：藍・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
32	空色地萩梅菊霞文様紅型苧麻衣裳	青色（地色）：藍。緑色：藍・黄色色材（材質不明）。赤味の黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
33	白地紅葉流水文様紅型苧麻衣裳	青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛胡粉）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
34	白地流水蛇籠鶴菖蒲文様紅型苧麻衣裳	青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛胡粉）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
35	空色地流水菖蒲蝶文様紅型苧麻衣裳	青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
36	空色地菊海辺霞文様紅型苧麻衣裳	青色（地色）：藍。緑色：藍・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
37	白地牡丹尾長鳥流水菖蒲文様紅型木綿衣裳	青色：藍。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。緑色：藍・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
38	白地流水菖蒲蝶燕文様紅型苧麻衣裳	青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛胡粉）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
39	空色地左三ツ巴紋散文様紅型木綿袷衣裳	青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。緑色：藍・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
40	白地花菱繋文様紅型苧麻衣裳	青色：藍。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色色材（材質不明）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
41	水色地波濤桜文様苧麻紅型衣裳	青色（地色）：藍。青味の赤色：膳脂。赤色：水銀（辰砂）。橙色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。紫色：藍・水銀（辰砂）・鉛（鉛白。暈し部分）。緑色：藍・黄色染料。赤紫色：藍・膳脂。茶色：鉄（弁柄）。	那覇市歴史博物館	那覇歴博年報1号 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
42	絹黄色地梅桜楓雪輪手鞠文様紅型袷衣裳	黄色（地色）：鬱金。赤色：水銀（辰砂）。赤色：膳脂。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。赤紫色：膳脂・墨（暈し部分）。青紫色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・膳脂・墨（暈し部分）。	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
43	苧麻白地鳳凰と扇牡丹文様両面紅型単子供衣裳	赤色：水銀（辰砂）。暗赤色：水銀（辰砂）・鉛（鉛白）・膳脂（暈し部分）。紫味の赤色：膳脂・鉛（鉛白）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。赤味の黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）・鉛（鉛白）。赤色：膳脂・鉛（鉛白）。黄色：砒素（石黄）・鉛（鉛白）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査
44	木綿黄色地鶴菖蒲桜楓文様紅型帯	黄色（地色）：砒素（石黄）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）・鉛（鉛白）。青色：藍。濃紫：膳脂・藍。明赤色：水銀（辰砂）	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉倫国際大学：下山進等	資料の材質調査

45	芭蕉トーニー十字絣単衣裳	茶色：鉄（タンニン系植物染料使用の鉄媒染推定）	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
46	紬黄色地ムルドゥッチリ袷衣裳	黄色（地色）：鬱金。赤色：蘇芳。黒色：鉄（タンニン系植物染料使用の鉄媒染推定）	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
47	紬黄色地ムルドゥッチリ袷衣裳	黄色：鬱金。赤色：蘇芳。緑色：藍・鬱金（藍と鬱金の重ね染め）	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
48	芭蕉経緯絣衣裳	青色：藍	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
49	絹浅地ロートン織単衣裳	青色：藍。緑色：藍・鬱金（藍と鬱金の重ね染め）。黄色：不特定。赤色：不特定	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
50	花織ティサジ	緑色：黄檗・藍（黄檗と藍の重ね染め）。青色：藍	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
51	芭蕉絹浅地絽織寝具	青色：藍。黄色・紫色：不検出。	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
52	苧麻白地格子縞寝具	赤色：茜（アジア種推定）	沖縄美ら島財団	首里年報No.3 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
53	苧麻浅地菱つなぎ両面紅型衣裳	青色：藍。赤色：水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）。青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
54	苧麻浅地牡丹枝垂桜両面紅型単衣裳	赤色：水銀（辰砂）。橙色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。紫味の桃色：膳脂・鉛（鉛白）。暗い赤紫色：膳脂・藍。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。青色（地色）：藍。	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
55	木綿白地雪輪菊稲妻に龍の丸文様両面紅型単衣裳	濃青色：藍。薄青色：藍。	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
56	木綿緋色地鶴に松皮菱流水菊紋様両面紅型衣裳	緋色：水銀（辰砂）・鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）。濃紫色：膳脂・藍。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。橙色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
57	木綿白地稲妻に雪輪菊松竹梅紅型単衣裳	赤色：水銀（辰砂）。暗濃紫色：膳脂：藍。橙色：水銀（辰砂）・砒素（石黄）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。赤紫色：膳脂・鉛（鉛白）。紫色：膳脂・藍・鉛（鉛白）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
58	木綿浅地雪輪に菊橘梅桜文様衣裳	青色（地色）：藍。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。黒色：墨。赤紫色：膳脂。白色：鉛（鉛白）。暗紫色：膳脂・藍。緑色：藍・砒素（石黄）。赤味の黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）・赤色：水銀（辰砂）	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
59	苧麻浅地雲取に松枝垂桜燕文様衣裳	青色（地色）：藍。赤色：水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。赤紫色：膳脂。暗濃紫色：膳脂・藍。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（黄色）・鉛（鉛白）	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
60	黄色地霞に枝垂桜飛鳥菊花文様衣裳	黄色（地色）：砒素（石黄）。赤色：水銀（辰砂）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。紫色（白色暈しあり）：藍・水銀（辰砂）・鉛（鉛白）。桃色：水銀（辰砂）・鉛（鉛白）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黒色：墨。	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
61	苧麻藍地梅松葉文様衣裳	青色（地色）：藍。赤色：膳脂。黄色：不明。	沖縄美ら島財団	首里年報No.5 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
62	絹黄色地枝垂桜楼閣小鳥文様紅型袷衣裳	黄色（地色）：鬱金。赤色：水銀（辰砂）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色染料（材質不明）・鉛（鉛白）。緑色：藍・黄色染料（材質不明）。青色：藍。赤紫：膳脂。濃い赤紫：膳脂。紫色：藍・膳脂。灰色：藍・白色色材（材質不明）。黒色：墨。黄味の赤色：蘇芳。	沖縄美ら島財団	首里年報No.7 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
63	木綿水色地鳳凰牡丹扇面紅型帯	青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。赤色：水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。青紫：藍・赤色色材（材質不明）・鉛（鉛白）。青紫：藍・膳脂・鉛（鉛白）。赤紫：膳脂・鉛（鉛白）。濃い赤紫：膳脂。濃い赤色：膳脂・鉛（鉛白）。濃い赤色：膳脂。暗い紫色：藍・膳脂・鉛（鉛白）。黒色：墨。	沖縄美ら島財団	首里年報No.7 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
64	桐板白地花籠燕文様両面紅型単衣裳	濃い青色：藍・墨。濃い青色：藍。	沖縄美ら島財団	首里年報No.7 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
65	苧麻白地牡丹枝垂桜両面紅型単衣裳	赤色：水銀（辰砂）。黄色：砒素（石黄）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・紫色：膳脂・藍・鉛（鉛白）。濃紫色：膳脂・藍・鉛（鉛白）。濃赤色：膳脂・鉛（白鉛）。濃青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。濃青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色色材（材質不明）。橙色：膳脂。	沖縄美ら島財団	首里年報No.7 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
66	苧麻浅地松葉梅流水両面紅型単衣裳	青色：藍。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・黄色色材（材質不明）。黄色：砒素（石黄）。紫色：藍・膳脂か。赤色：膳脂。赤色：水銀（辰砂）。濃い赤色：膳脂。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。	沖縄美ら島財団	首里年報No.7 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
67	桐板白地綾中単衣裳	青色：藍。	沖縄美ら島財団	首里年報No.7 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
68	木綿水色地鶴に雪持笹梅霞紅型単衣裳	青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。赤色：水銀（辰砂）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。濃緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。黄色：砒素（石黄）。橙色：膳脂。紫色：藍・膳脂。濃紫色：墨。赤紫色：膳脂。赤紫色：藍・膳脂。桃色：膳脂。濃赤色：膳脂。赤色：膳脂。紫色：膳脂。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
69	木綿花色地貝藻に梅模様紅型帯	桃色（地色）：膳脂。赤色：水銀（辰砂）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。黄色：砒素（石黄）。橙色：膳脂。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
70	桐板バンジョー絣単衣裳	黒色：藍か・墨か。淡青色：藍・墨か。濃青色：藍か・墨か。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
71	苧麻白地花籠牡丹燕菖蒲波頭両面紅型単衣裳	赤色：水銀（辰砂）。薄紫色：膳脂。紫色：藍・膳脂。薄紫色：藍・膳脂。淡青色：藍。黒色：墨。黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。緑色：藍・石黄か。桃色：膳脂。黒色：藍・墨。紫色：膳脂。赤紫色：藍・膳脂。青色：藍。濃青色：藍。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
72	緑地紬・経緯絣裂地	緑色：藍・黄色染料（材質不明）。赤色：材質不明。黒色：墨。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
73	黄地綾中裂地	黄色（地色）：鬱金。茶色：材質不明。青色：藍。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
74	黄地絣袖裂地	黄色（地色）：鬱金。茶色：微量の鉄（材質不明）。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
75	木綿浅地松竹梅に菊文様紅型袷子供衣裳	青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。濃青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。緑色：ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ・石黄か・鉛白か。紫色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・膳脂か・鉛（鉛白）。黒色：墨。赤色・水銀（辰砂）。赤紫色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・膳脂か・鉛（鉛白）。淡赤色：膳脂か・鉛白か。濃赤色：膳脂か・鉛白か。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
76	絹浅地蓮唐草文様帯	青色（地色）：藍。淡茶色：材質不明。赤色：材質不明。	伊是名村	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
77	木綿茶地衣裳	茶色：鉄（材質不明。タンニン系植物染料使用の鉄媒染か）	伊是名村	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
78	絹黄色地花鳥文様衣裳（伊平屋）	黄赤色（地色）：黄檗・緑色：黄檗・藍。濃青色：黄檗・藍。黄色：黄檗。	伊是名村	首里年報No.9 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
79	木綿白地桜流水両面紅型単衣裳	赤色：水銀（辰砂）。赤色：膳脂。黄色：砒素（石黄）。赤茶色：膳脂・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）・鉛（鉛白）。紫色：膳脂・墨・鉛（鉛白）。黒色：墨（墨は隈取りに使用）。桃色：膳脂。	沖縄美ら島財団	首里年報No.9・No.11 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
80	苧麻紺地鶴に波頭文様紅型幕	青色：藍。赤みの黄色：鉄（黄土）。赤味の黄色：鉄（黄土）・鉛（鉛白）。赤色：水銀（辰砂）・鉛（鉛白）。灰色：藍・墨。暗青色（地色）：藍・墨。赤色：鉄（弁柄）。赤色：水銀（辰砂）・鉛（鉛白）・墨。赤色：鉄（弁柄）・墨。	個人蔵・久米島博物館寄託	沖縄県博美紀要12号 吉備国際大学：下山進等	復元模造製作に伴う調査
81	紺地巴紋入松竹梅模様紅型風呂敷	赤色：水銀（辰砂）。薄赤紫色：鉛（鉛白）・膳脂。黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。濃い茶色：膳脂・藍。濃い茶色：鉄（黄土）・墨。濃い赤紫色：鉛（鉛白）・膳脂。濃い青紫色：暈墨。濃い青紫色：鉛（鉛白）・藍。黒色：墨。青緑色：砒素（石黄）・藍。青色（地色）：藍。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要12号 吉備国際大学：下山進等	復元模造製作に伴う調査
82	木綿浅地霞に枝垂桜模様衣裳	青色（地色）：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。濃い赤紫色：水銀（辰砂）・膳脂。赤色：水銀（辰砂）。濃い赤紫色：膳脂。黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。濃い紫色：膳脂。明るい赤色：鉛（鉛白）・水銀（辰砂）・膳脂。明るい紫色：鉛（鉛白）・膳脂。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。濃い紫色：膳脂・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要12号 吉備国際大学：下山進等	復元模造製作に伴う調査
83	読谷山花織胴衣（木綿紺地綟絣に経浮花織衣裳（胴衣）	赤色（撚糸）：水銀（辰砂）。濃紺（裏地の地色）：藍。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要12号 吉備国際大学：下山進等	復元模造製作に伴う調査
84	読谷山花織裂（経浮花織、格子に絣）	赤色：水銀（辰砂）。	南風原文化センター	沖縄県博美紀要12号 吉備国際大学：下山進等	復元模造製作に伴う調査
85	読谷山花織裂	黄色：不明。赤色：不明。	南風原文化センター	沖縄県博美紀要12号 吉備国際大学：下山進等	復元模造製作に伴う調査
86	絹黄色地繻子織に刺繍裂	緑色：藍・黄蘗。黄色：黄蘗。黒色：墨。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要13号 吉備国際大学：下山進等	復元模造製作に伴う調査
87	絽織染分地鶴と松梅菊両面紅型胴衣	白色：鉛（鉛白）。明紫色：膳脂。赤紫色：膳脂。暗赤紫色：鉛（鉛白）・膳脂・墨。濃赤茶色：鉛（鉛白）・膳脂・水銀（辰砂）・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。赤黄色：砒素（石黄）・水銀（辰砂）。明青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・鉛（鉛白）。明緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）・鉛（鉛白）。黒色：墨。	沖縄美ら島財団	首里年報No.11 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査

88	木綿白地松竹梅菊に稲妻両面紅型裂地	白色：鉛（鉛白）か。赤色：水銀（辰砂）。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）か。赤紫色：膳脂。暗紫色：膳脂・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）もしくは墨か。茶色：膳脂・水銀（辰砂）か・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）もしくは墨か。黒色：墨。黄色：砒素（石黄）。	沖縄美ら島財団	首里年報No.11 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査
89	木綿白地鶴菊松皮菱流水単子供紅型衣裳	白色：鉛（鉛白）か。赤色：水銀（辰砂）。赤紫色：膳脂。紫色：膳脂・鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）か・鉛（鉛白）か。青色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）か。黄色：水銀（辰砂）か・砒素（石黄）か。黒色：墨。	沖縄美ら島財団	首里年報No.11 吉備国際大学：下山進等	資料の材質調査

凡例（含有する材質の項目）
・顔料は、目視で確認できる色：調査で得られた元素（顔料等の名称）とした。 例示　黄色：砒素（石黄）。
・緑色・橙色等の二色以上の色材を混ぜないと出せない色の記載の例示　緑色：鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）・砒素（石黄）。
・植物染料は、調査結果と通常の染料の名称が一致することが多いので、統一して表記した。 例示　青色：藍　緑色：藍・砒素（石黄）。
・出典で略して記載した参考文献は別途正式な刊行物の名称を記載しておく。
・調査者は研究代表者若しくは、調査分析作業において主たる調査者を記載した。参加した個々の研究者は個々の参考文献を参照してもらいたい。
・本一覧表は、2022年3月現在で公開されている報告を取りまとめたものである。今後、各機関で資料調査の事例が増え、その調査結果が公開されれば、さらに詳細な前代の色材調達の傾向をとらえることができると思われる。

琉球関係文化財の材質分析推定結果一覧(陶器・陶磁器)

No.	資料名	含有する材質	所蔵等	出典・調査者	備考
1	呉須絵山水丁字風炉	青色:砒素・コバルト・マンガン・鉄・ニッケル・銅・亜鉛(呉須)。緑色:銅・亜鉛(緑釉由来)。カリウム・カルシウム・チタン・ルビジウム・ストロンチウム・ジルコニウム(白土・表面釉薬由来)。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
2	呉須絵山水急須	青色:砒素・コバルト・マンガン・鉄・ニッケル・銅・亜鉛・ビスマス(呉須)。緑色:銅・亜鉛(緑釉由来)。黄色:鉄。カリウム・カルシウム・チタン・ルビジウム・ストロンチウム・ジルコニウム(白土・表面釉薬由来)。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
3	線彫魚文皿	青色:砒素・コバルト・鉄・マンガン・ニッケル・銅・亜鉛・ビスマス(呉須)。カリウム・カルシウム・チタン・ルビジウム・ストロンチウム・ジルコニウム(白土・表面釉薬由来)。全ﾎﾟｲﾝﾄで鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
4	線彫雲龍文呉須差手焙	青色:砒素・コバルト・鉄・マンガン・ニッケル・銅・亜鉛・ビスマス(呉須)。カリウム・カルシウム・チタン・ルビジウム・ストロンチウム・ジルコニウム(白土・表面釉薬由来)。表面で透明釉かかっている部分から鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
5	花紺青丁字風炉	青色:砒素・コバルト・マンガン・ニッケル・銅・亜鉛(呉須)。カリウム・カルシウム・チタン・ルビジウム・ストロンチウム・ジルコニウム(白土・表面釉薬由来)。表面で透明釉かかっている部分から鉛検出。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
6	赤絵魚文皿	赤色:鉄・鉛・亜鉛。青色:鉛・亜鉛・コバルト・砒素。緑色:鉛・亜鉛・コバルト。黄色:鉛・亜鉛・カルシウム。	沖縄県立博物館・美術館	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
7	呉須線彫牡丹文酒注	青色:砒素・コバルト・カルシウム・ストロンチウム・鉄・マンガン・ニッケル・銅・亜鉛(呉須)。表面で透明釉かかっている部分から微量の鉛検出。	沖縄美ら島財団	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
8	紫泥手付急須	白色:カルシウム。暗青色:鉛・砒素・コバルト・マンガン・ニッケル・銅・亜鉛・ビスマス(呉須)。緑色:銅。胎土(紫泥):鉄・マンガン。	沖縄美ら島財団	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
9	紫泥仏花器(大)	暗青色:鉛・砒素・コバルト(花群青か)。胎土(紫泥):鉄・マンガン。	個人所蔵	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
10	紫泥仏花器(上部欠損)	暗青色:鉛・砒素・コバルト(花群青か)。胎土(紫泥):鉄・マンガン。	個人所蔵	沖縄県博美紀要10号 東京文化財研究所:早川泰弘等	復元模造製作に伴う調査
11	緑釉四方燭台	緑色:銅・亜鉛(真鍮釉。銅75%:亜鉛25%)。白色:鉄。褐色:鉄・カルシウム	那覇市歴史博物館尚家資料	首里年報No.7 吉備国際大学:下山進等	資料の材質調査
12	白釉巴紋茶家	白色:カルシウム・鉄(表面釉薬・胎土由来)。茶色:チタン・鉄・カルシウム(胎土由来)。黒色:マンガン・カルシウム・鉄(マンガン釉・胎土由来)	伊是名村	首里年報No.9 吉備国際大学:下山進等	資料の材質調査
13	瑠璃釉朱泥水注	茶色:マンガン・鉄(胎土由来)。青色:コバルト・鉄・ニッケル・砒素・鉛(花群青)。	伊是名村	首里年報No.9 吉備国際大学:下山進等	資料の材質調査
14	淡青釉粟彩絵菊形中皿	黒色(象嵌):ストロンチウム・鉄・カルシウム・銅。緑色(象嵌):銅・ストロンチウム・鉄・亜鉛・カルシウム。カリウム・カルシウム・チタン・ルビジウム・ストロンチウム(白土・表面釉薬由来)。裏面胎土:鉄・ストロンチウム・ルビジウム。	沖縄県立博物館・美術館	集積・再興事業報告書第2巻 早川泰弘	復元模造製作に伴う調査
15	線彫網代文三彩抱瓶	黒茶色:鉄・ストロンチウム・カルシウム。緑色:銅・ストロンチウム・亜鉛・鉄・カルシウム。黒茶色象嵌:ストロンチウム・鉄・カルシウム。カリウム・カルシウム・チタン・マンガン・鉄・銅・亜鉛・ルビジウム・ストロンチウム(白土・表面釉薬由来)。裏面胎土:鉄・ジルコニウム。	沖縄県立博物館・美術館	集積・再興事業報告書第2巻 早川泰弘	復元模造製作に伴う調査
16	赤絵枝梅竹文碗	赤色:鉛・鉄・ストロンチウム・カルシウム。桃色:鉛・ストロンチウム・鉄・カルシウム。黄色:鉛・ストロンチウム・鉄・カルシウム。青色:ストロンチウム・鉛・鉄・カルシウム。緑色:鉛・銅・ストロンチウム・カルシウム。薄緑色:鉛・鉄・カルシウム・銅。青緑色:鉛・ストロンチウム・鉄・カルシウム・銅。ストロンチウム・鉄・カルシウム(白土・表面釉薬由来)。鉄・ストロンチウム・カルシウム(高台欠損部)	沖縄県立博物館・美術館	集積・再興事業報告書第2巻 早川泰弘	復元模造製作に伴う調査
17	円覚寺鬼瓦	左耳欠損部(胎土):鉄・ジルコニウム・ストロンチウム・チタン・ルビジウム。左こめかみ黒色部(胎土):鉄・ジルコニウム・ストロンチウム・ルビジウム・チタン。	沖縄県立博物館・美術館	集積・再興事業報告書第2巻 早川泰弘	復元模造製作に伴う調査

凡例(含有する材質の項目)
・顔料は、目視で確認できる色:調査で得られた元素(顔料等の名称)とした。 例示 黄色:砒素(石黄)。
・緑色・橙色等の二色以上の色材を混ぜないと出せない色の記載の例示 緑色:鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)・砒素(石黄)。
・出典で略して記載した参考文献は別途正式な刊行物の名称を記載しておく。
・調査者は研究代表者若しくは、調査分析作業において主たる調査者を記載した。参加した個々の研究者は個々の参考文献を参照してもらいたい。
・本一覧表は、2022年3月現在で公開されている報告を取りまとめたものである。今後、各機関で資料調査の事例が増え、その調査結果が公開されれば、さらに詳細な前代の色材調達の傾向をとらえることができると思われる。

表5

色材の各分野との比較と特徴

	絵画・書跡	漆芸	歴史・金工	染織	陶芸	色材使用の特徴
白色	鉛（鉛白）。 ｶﾙｼｳﾑ（胡粉）※。	鉛（鉛白）。 酸化亜鉛 ｶﾙｼｳﾑ（胡粉）※。	鉛・ｶﾙｼｳﾑ・ｶﾘｳﾑ・鉄（ｶﾞﾗｽ）。 鉛（ｶﾞﾗｽ）。 ｶﾘｳﾑ・ｶﾙｼｳﾑ（ｶﾞﾗｽ）。	鉛（鉛白）。	ｶﾙｼｳﾑ。 鉄。	・近世期の日本における白色色材の使用は胡粉中心であり鉛白を豊富に使用する琉球の事例は特異なものと言える。 ・鉛白は絵画・型染（紅型）に多用され漆工品でも密陀絵加飾を中心に使用。
赤色	水銀（辰砂）。 鉛（鉛丹）。 鉄（代赭）。 赤色染料。 ﾗｯｸ（臙脂）。 ｺﾁﾆｰﾙ（臙脂）。	水銀（辰砂）。 鉄（弁柄）。 水銀（辰砂）・鉄（弁柄）。 鉛（鉛丹）。 水銀（辰砂）・砒素（石黄）。 水銀（辰砂）・染料。	銅（少量）・亜鉛（少量）・鉄（少量）（ｶﾞﾗｽ）。 鉛（ｶﾞﾗｽ）。 鉄（少量）（ｶﾞﾗｽ）。	水銀（辰砂）。 臙脂。 鬱金・紅花。 水銀（辰砂）・染料（茜若しくは蘇芳の可能性有り）。 鉄（弁柄）。 紅花。 蘇芳。 茜。	鉄・鉛・亜鉛。	・辰砂は檔案史料に記録が多数残っており、実際に絵画・漆工品・型染（紅型）等、多くの分野で多用されていたことが確認できる。 ・臙脂も輸入や正殿重修に使用された記録があり、実際に絵画・染織には使用されている。 ・蘇芳・紅花・茜等の輸入染料の使用も確認された。なお、紅花は一部国内産の可能性もある。
黄色	黄色染料。 藤黄。 鉄（黄土か）。	砒素（石黄）。 鉄（黄土）。 銅・亜鉛（真鍮か）。	鉛・鉄（少量）（ｶﾞﾗｽ）。 鉛・ｶﾙｼｳﾑ・鉄・錫（ｶﾞﾗｽ）。 鉛（ｶﾞﾗｽ）。 鉄（ｶﾞﾗｽ）。 鉛・銅（ｶﾞﾗｽ）。	砒素（石黄）と染料（福木の可能性有り）両染 染料（福木の可能性有り）。 砒素（石黄）。 鬱金。 黄檗。 水銀（辰砂）・砒素（石黄）。 鉄（黄土）。	鉄。 鉛・亜鉛・ｶﾙｼｳﾑ。	・石黄は檔案史料に記録が残っており、実際に型染（紅型）資料に地色染含めて多用されている。 ・漆工品の石黄使用の事例では密陀絵加飾等で部分的な使用や緑色表現の混色色材、箔絵の箔下漆としての使用事例が残っている。 ・絵画では藤黄等の黄色染料使用の事例が確認できるが、染織・漆芸のように石黄の使用事例は残っていない。分野間で黄色色材の使用に差異がある。 ・但し代赭と主要原料が同じ黄土は使用事例は少ないが絵画・漆芸・染織に使用されている。 ・染織では国内調達が可能な鬱金の使用も確認できる。
青色	銅（群青）。 鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)。 藍。 ｺﾊﾞﾙﾄ。 青色染料・墨混色。	鉛（鉛白）・有機系紺色顔料。 鉄（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ）。	ｺﾊﾞﾙﾄ・鉛・鉄・ｶﾙｼｳﾑ。 鉛(微量)・ｶﾘｳﾑ(多量)・ｶﾙｼｳﾑ(多量)・ﾏﾝｶﾞﾝ(少量)・鉄（少量）・銅(少量)（ｶﾞﾗｽ）。 ｺﾊﾞﾙﾄ（ｶﾞﾗｽ）。 鉛・銅・亜鉛（ｶﾞﾗｽ）。 銅（軟玉の一種）。 鉛（軟玉の一種）。	鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)。 藍。 鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)と藍両染。 鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)・鉛（鉛白）。 藍・墨。 黄檗・藍。	砒素・ｺﾊﾞﾙﾄ・ﾏﾝｶﾞﾝ・鉄・ﾆｯｹﾙ・銅・亜鉛・ﾋﾞｽﾏｽ（呉須）。 砒素・ｺﾊﾞﾙﾄ・ﾏﾝｶﾞﾝ・ﾆｯｹﾙ・銅・亜鉛（呉須）。 鉛・亜鉛・ｺﾊﾞﾙﾄ・砒素（呉須）。	・絵画・染織で琉球国内調達が可能な藍の使用が確認できる。 ・乾隆42（1777）年の檔案史料に輸入記録が残る洋青（ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ・ベロ藍）の使用が絵画・染織・漆芸で確認できる。 ・ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰが確認された資料は現状では製作時期が1777年以降と推測でき、琉球関係文化財の製作年限を考察する基準の一つとなることも重要である。 ・例示として漆芸のﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰの使用事例は円覚寺仁王

						像残欠で19世紀頃に仁王像の修理があったことを裏付ける根拠の一つとなる。 ・石青（天然呉須）は檔案資料に記録が残っており、実際に陶器の染付の釉薬として砒素・ｽﾏﾙﾄ等が含まれる天然の鉱物顔料と思われる素材が確認できる。
緑色	銅（緑青） 銅・砒素（花緑青か） 藍・藤黄混色	銅（緑青）。 砒素（石黄）・藍混色。 砒素（石黄）・有機系紺色顔料（藍か）混色。 銅（緑青）・鉛（鉛白）混色。 銅（緑青）・砒素（石黄）混色。 砒素（石黄）・水銀（辰砂）混色（未検出の青色系色材存在か）。	鉛・銅・ｶﾘｳﾑ・鉄（ｶﾞﾗｽ）。 銅・鉛・亜鉛・ｶﾙｼｳﾑ（ｶﾞﾗｽ）。 鉛・銅（ｶﾞﾗｽ）。 鉛・銅・亜鉛（ｶﾞﾗｽ）。 ｶﾙｼｳﾑ・鉄（軟玉の一種）。	鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)・染料。 藍・黄色色材（材質不明）。 鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)・黄色色材（材質不明）。 鉄(ﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ)・砒素（石黄）。 藍・鬱金（重染）。 黄檗・藍（重染）。 藍・砒素（石黄）。	銅・亜鉛（真鍮釉）。	・緑色系色材は緑青のように単体の鉱物顔料の使用も確認できるが、多くは黄色系色材と青色系色材の混色で使用されている。 ・漆工品では輸入鉱物顔料の石黄と国内調達が可能な植物染料の藍の混色事例が確認できる。 ・染織は黄色系色材が輸入鉱物顔料の石黄、植物染料の黄檗・国内で調達可能な植物染料の鬱金等が使用されている。青色系色材が鉱物顔料はﾌﾟﾙｼｱﾝﾌﾞﾙｰ、植物染料の藍が使用され、漆工品より多様な組合せで緑色の表現を行っている。 ・絵画は混色の場合、藍・藤黄の植物染料の組合せとなり石黄使用の事例は現在確認されていない。 ・陶芸では銅・亜鉛の真鍮釉の使用が確認できる。
黒色	炭素（墨）。	炭素（墨）。 鉄。 鉄（黒漆の顔料由来）。 炭素（油煙（墨）。黒漆の顔料由来）。	鉛・ﾏﾝｶﾞﾝ・鉄・ｶﾘｳﾑ・銅・ｶﾙｼｳﾑ（ｶﾞﾗｽ）※。 銅・鉄・鉛（ｶﾞﾗｽ） 鉄・銅・亜鉛（ｶﾞﾗｽ）。 鉄（ｶﾞﾗｽ）。 鉄・ﾏﾝｶﾞﾝ（ｶﾞﾗｽ）。 鉄・銅（ｶﾞﾗｽ）。 鉛・鉄・ﾏﾝｶﾞﾝ・銅（ｶﾞﾗｽ）。	鉄（ﾀﾝﾆﾝ系植物染料使用の鉄媒染推定）。 墨。 墨・藍。		・墨は記録や書跡を認める材料としてだけでなく、型染（紅型）の黒色表現にも使用された。また染織では藍に墨を混ぜて濃青色を表現する使用事例も見受けられる。 ・「貝摺奉行所関係文書」や首里城重修関係史料では灰墨の調達記録が残っており、漆に混ぜて黒漆精製にも使用された。実際に漆塗膜分析では漆塗装の層に沈殿する油煙が確認されている。
金色	金。 銅・亜鉛（真鍮）。	金※。 銅・亜鉛（真鍮）。 錫・硫黄（硫化錫使用の模造金の可能性有）。	金。			・金は金製品の躯体、箔絵・沈金等に使用。「貝摺奉行所関係文書」に「和三寸三分かく赤金薄」とあり日本市場より調達したと思われる。また「赤金薄」とあり赤味を帯びた金色や金箔を使用していた。前近代では金の純度は低いと思われるが、何がしか赤味をあげる科学的な措置を行っていたと思われる。

銀色	銀。	銀。	銀。			
※ 備考	※白色の本紙全体からｶﾙｼｳﾑ検出は表装具の美栖紙・宇陀紙由来の可能性有。 胡粉使用の絵画№17は日本人絵師の模写の可能性有。	※白色の胡粉事例は円覚寺仁王像。屋外建築・彫刻には胡粉使用か。その他のｶﾙｼｳﾑ検出事例は塗膜下地層。 金・砒素（石黄）が同一ポイントより検出事例が多い。箔絵の箔下漆に黄色色材使用。	ｶﾞﾗｽ製品は鉛ｶﾞﾗｽの事例が多いが一部、ｶﾘｳﾑを使用したｶﾘｶﾞﾗｽの可能性のある事例もある。	型染（紅型）資料は地色も含めて輸入鉱物顔料を多用しつつ植物染料も使用している。 織資料の糸染色材は基本植物染料中心だが一部辰砂による顔料で糸染を行った事例もあった。	染付の陶器の青色顔料には輸入呉須を多用している。	

終章　～祭祀儀礼道具からみる首里王府～

琉球国では、古琉球期より国内を統治する手段の一つとしてさまざまな祭祀儀礼を行ってきた。この王府祭祀は、薩摩侵入後の新たな社会体制へ変化していった近世琉球期になると、羽地朝秀の「羽地仕置」や、蔡温の政治改革の過程で変容していった。先行研究でも王府が行う祭祀儀礼と、その変容を取り上げた考察はあるが、その儀礼中に使用される道具との関連性に関する検証は、本研究が初めての試みとなる。

この祭祀儀礼道具を考察するにあたり、個別の王府祭祀ではなく、王府の年中行事を通年で俯瞰的に取り上げて分類比較し、その中で国王と家臣間で行われた共飲儀礼に絞って、その意義について検討してみた。

この共飲儀礼の中で、表の儀礼として正殿下庫理で行われた美御前揃三御飾御規式と記録された共飲儀礼について、その道具立の構成、製作技術、原材料の調達について現存資料の観察及び文献史料の記述や絵図資料の描写、古写真の画像、科学調査の成果を使って考察を展開してみた。

本研究の最後に、考察の結果をまとめ、王府が挙行した共飲儀礼の場面で祭祀儀礼道具が飾り立てられた意義を、その道具の使用の実態と担い手の変容、製作技術の導入と変遷、原材料輸入に関する歴史的な背景から読み解いてみたい。

第一節　首里王府の年中行事と共飲儀礼

この祭祀儀礼道具を考察するにあたり、個別の王府祭祀ではなく、王府の正月から十二月までの年中行事を時系列に整理し行事の内容を分類比較してみた（第一章第一節・第二節）。

17 世紀後半、「羽地仕置」では、御玉貫の編年の検討にも絡む伊平屋阿母加那志の隔年の首里への朝観の停止（康熙 6（1667）年）や、国王の久高島行幸の取り止め（康熙 12（1673）年）等があったが、18 世紀初頭に編纂された『琉球国由来記』（以下、『由来記』と略す）、『琉球国旧記』（以下、『旧記』と略す）を中心に王府の年中行事を整理分類すると、表の儀礼が 66 行事、内の儀礼が 15 行事、官人中心の男性役人と御内原の女官が双方協力して実施する儀礼が 9 行事あった。18 世紀初頭の段階で女性が参画する行事が 24 行事あり、まだ全体の 4 分の 1 程残っていた。さらに残った女性が参画する行事も蔡温が政務を担った雍正 7（1729）年に長月御タカベ、四品御物参、四度御物参が廃止される。

共飲儀礼について述べると、やはり雍正 7 年に、御内原へ飲食を献上する御佳例御盆が廃止されるが、この御佳例御盆は、正月だけでなく王府のさまざまな年中行事の中で、行事内容の一部として行われ御内原にも飲食が献上されていた。正月元日以降の例を挙げると、御盆献上（正月七日・十五日）、初御年日（正月）、三月三日（上巳）・五月五

日（端午）と、年浴之事（六月吉日）、御誕生日（六月）、八朔（八月一日）、柴指（八月）、九月九日（重陽）、御照堂御拝（十一月冬至）、鬼餅（十二月）、年末御年日（十二月）あり、正月元日を含め年間に御内原への御佳例御盆の献上は 14 事例あった。主たる行事自体は存続し、御内原への御佳例御盆の献上だけが廃止され、表の男性官人が参画する共飲儀礼等だけは存続していった。御佳例御盆だけでなく、雍正 7 年には十五夜（八月中秋）も廃止している。この十五夜には御内原に「三日御酒」が献上されていた。これを含めると御内原への共飲儀礼は 15 事例となる。その内、正月の国王の誕生日と同日を祝う初御年日の 1 事例以外、14 事例の御佳例御盆が雍正 7 年に廃止されている。

雍正 7 年以前は、国王に男性の王子・按司の親族衆や三司官以下の家臣団が拝謁する共飲儀礼の際に、御内原の女官勢力への配慮があり、双方の勢力の均衡を保った祭祀儀礼の運営を行っていたということになる。それを蔡温は、雍正 7 年に共飲儀礼を伴う年中行事の挙行に際して表と内の均衡を崩した。

先行研究でも取り上げられた康熙 12（1673）年の隔年一度の久高島行幸や、雍正 7（1429）年の長月御タカベ（二月）・四度御物参（三・八月）・四品御物参（三・八月）の廃止は羽地・蔡温の改革として一大エポックと言えるが、王府の年中行事を通年で考察することにより、さらに御内原に関連する年十数回行われる御佳例御盆が廃止されたことが分かった。この既存の儀礼を残したまま御佳例御盆のみを廃止したことは、単に冗費の削減にとどまらず、上記の各御物参の大規模な祭祀儀礼の廃止と合わせて、御内原を含めた女神官勢力が年十数回、日常的に王府祭祀に携われなくなり、王府の機構から女神官勢力が遠ざけられたといえる。

ただ、王府祭祀から遠ざけられたのは女神官勢力だけでなく、聖家衆・禅宗の僧侶、久米村士族も同様で、17 世紀後半から 18 世紀前半を中心に王府祭祀は王族・首里士族を中心に執り行うようになっていった。

その中で、王族・首里士族を中心とした男性官人の表の儀礼における共飲儀礼は、正殿下庫理を中心として挙行されたが、天啓（1621～27）年間に整備された南殿も活用されるようになり、順次拡充されていった。

南風御殿出御は正月元日・十五日、康熙 10（1671）年より正殿下庫理から三月三日・五月五日・八朔・九月九日の共飲儀礼が南殿に移されて実施されるようになった。また薩摩への年頭使へ書簡を渡す御状渡（四月）、その返信文書を受け取る御状開（十一月）も南殿で行われ、その際にも共飲儀礼が行われた。年末には歳暮（十二月）の儀礼も南殿で行われている。南殿における共飲儀礼の道具立の構成は、残念ながら正殿下庫理の『圖帳　當方』のような絵図マニュアルが残っていないので詳細は不明だが、正殿下庫理で五節供にあたる七日節供（人日）が残り、南殿に五節供の三月三日（上巳）・五月五日（端午）・九月九日（重陽）と、五節供と同格の式日である八月一日（八朔）の共飲儀礼を移している。双方とも日本風の共飲儀礼であり、王府も「倭国禮」と認識していた。おそらく下庫理の美御前揃道具を使用した類似の道具立だったと思われる。

正殿の下庫理出御は、正月元日・十五日。七日節供（正月七日。人日）、稲之穂祭（五月）、稲大祭（六月）、冬至（十一月）で美御前揃三御飾御規式が行われた。

また、進貢使節団が出発する際にも渡唐衆御茶飯（十月）が行われている。

これらの共飲儀礼の幾つかは、御佳例御盆が同日に行われたが、雍正 7 年以降は表の男性官人層のみの共飲儀礼となったのである。

表の共飲儀礼の美御前揃道具も、内の共飲儀礼の御佳例御盆も飲食する御酒・御茶・料理だけでなく、それを入れた酒器・茶器・食器も王府御用の道具である。男性官人・女神官は、下賜された内容だけでなく、正殿下庫理や南殿、御内原で普段拝観することの無い飾り立てられた道具や、実際に触れる栄に浴することを許された器に国王家の権威と所領・身分・役職を安堵された自らとの主従関係を再確認させる効果があったと思われる。そのため共飲儀礼で使用される道具は、王府としては男性官人・女神官のどちらに対しても、冊封使や薩摩の在番奉行達へ歓待する道具とは別の論理で、宝物の如き製作技術と高価な原材料で製作された道具で支配者の権威を目の当たりにさせることが必要であった。

そのような祭祀儀礼道具を雍正 7 年以降、御内原に対する内の儀礼では、年十数回と日常的にあった儀礼を廃止とし、表の儀礼である男性官人層を主とした共飲儀礼となっていくのである。

それでは、この表の共飲儀礼で王権の権威を示した祭祀儀礼道具の道具立の構成や、製作技術と原材料は、どのようなものであったのだろうか。

第二節　美御前揃三御飾御規式の道具立と継承された祭祀儀礼道具

この年中行事の中で、表の儀礼として挙行された美御前揃三御飾御規式の道具立の構成について、正殿下庫理（一階）の臺御差床内と周辺南側を区域Ⅰ、臺御差床周辺北側を区域Ⅱ、御差床下段南側を区域Ⅲ、御差床下段北側を区域Ⅳと 4 区画に分けて検討してみた（第一章第三節）。

道光 19（1839）年に「書替」が行われた『圖帳　當方』を中心に 18 世紀初頭の『由来記』や近世琉球末期に作成された『式之内』の記録も比較しながら考察を加えたが、美御前揃三御飾御規式は、国王が座する臺御差床の南側に格式の高い「御印箱」、「御開印吉書」、「御籠飯」、国王専用の金銀酒器が飾られ、北側に国王が家臣団に「美御酌」を行う「御玉垂」若しくは「御玉貫」等の酒瓶や「酒椀」が置かれていた。この南側上位の道具立は、雍正 7（1729）年に御庭は北側を上位とし、下庫理は南側を上位とした蔡温の改革が影響していると思われる。

この共飲儀礼の起源は定かではないが『由来記』には、『遏達理職御双紙』・『勢頭職御双紙』と記録された道光『圖帳』の先代『圖帳』があり、18 世紀初頭以前には既に儀礼マニュアルが整備された祭祀儀礼であった。おそらく、この共飲儀礼は祭祀儀礼道

具の製作起源から類推すると 17 世紀以前、さらに古琉球期にまで遡る可能性があると思われる。しかし道光『圖帳』を根拠とした共飲儀礼は、雍正 7 年の正殿改装で御差床が中央に移された直後頃に改変されたものが『式之内』に記録された近世琉球末期まで継続していたものと思われる。

王府の祭祀関連史料の書誌的な考察だけでなく、道具に関する検証から考察すると、現存事例は少ないが、美御前揃三御飾御規式に使用された道具及び類似資料は、製作技術に類似点が多く、ほぼ同じ工房で長期間、技術が継承されて製作した痕跡がある。

例示すると、「金之フイハン御盃」は、現存事例は尚家資料に残る一例のみだが、文献史料（18 世紀初頭の『混効験集』）、絵図資料（19 世紀の『冠舩之時御道具之圖』）、古写真（20 世紀の鎌倉芳太郎撮影）に記録があることから、継続して製作されながら祭祀儀礼道具として使用され続けた。「托付銀鋺」も現存事例は一例のみだが、鎌倉が撮影した別の「托付銀鋺」がかつて存在していた。複数個残る現存の「銀脚杯」に関しては、久保氏の研究成果の通り、三期に分類が可能で製作技術は類似しているが製作時期には時代差があるとしている。

このような考察は、先行研究では「銀脚杯」のみであることから、本研究では美御前揃三御飾御規式の道具立の構成の全容を把握しながら、「銀脚杯」以外の道具も王府が継続して製作し祭祀儀礼道具として使用し続けた可能性を検証してみた。その結果として先述のとおり「金之フイハン御盃」、「托付銀鋺」等にも、その痕跡は見受けられるが、双方とも一例のみしか現存せず、複数の現存事例での比較はできなかった。しかし、「御籠飯」及び「御玉貫」・「御玉垂」は現存事例が少ないながらも複数残っており、古写真や絵図・文献史料の記録等も使いながら、製作技術の変遷が追うこと可能であると分かった。このため「御籠飯」及び「御玉貫」・「御玉垂」を考察の主たる対象として琉球国の祭祀儀礼道具に関する研究を展開してみた。

その考察で明らかになった結果を挙げると、

「御籠飯」は、器形が円形二段食籠となっており、本来、食籠は食物入れだが「御籠飯」の場合、主に神への供物として花米等を入れて使用された。螺鈿や沈金の加飾から古琉球期に遡る 16～17 世紀の A タイプ、17～19 世紀の B タイプ、挽物中心の木地構造で製作された 19 世紀末以降の C タイプに大別できる。しかし製作時期の異なる A タイプ・B タイプ共に木地構造は捲胎を中心とした複合的な構造で、古琉球から近世琉球末期まで長期間、ほぼ同じ木地構造で製作していたことが明らかとなった（第二章）。これは琉球国内で長期間、同じ系譜の工房で祭祀儀礼道具が継続して製作されていたことを意味する。捲胎技法は前近代の日本の漆工品製作には、ほとんど類例の無い技術であるが、正倉院宝物の中国伝来の漆工品の事例等から確認でき、東南アジアでも現在、竹を使った捲胎技法が残っている。琉球の捲胎技術の導入に関して不明な点が多いが、東南アジアの巻胎技法の特徴である竹ではなく、針葉樹系木材を薄いテープ状に成形して捲胎製作を行っていたことから、おそらく中国からの技術導入であったのではないかと

思われる。

また円形二段食籠の木地構造が同じ系譜の工房で継続して製作されていたということは、表面の沈金加飾が異なる古琉球期に遡るAタイプも近世琉球期のBタイプも王府が管理する工房で製作が継承されていたことになる。古琉球期のAタイプは、明代の中国製漆器と類似した運刀法を用いている。近世琉球期のBタイプは、曲刀の使用が指摘される典型的な琉球沈金の特徴を有する運刀法を用いており、沈金加飾の表現だけを見れば大きく相違するが木地構造の類似性から同じ工房で製作されていたことが本研究で位置付けられ、琉球沈金は、古琉球期に中国の戧金の影響を受けながら製作され、近世琉球期になると沈金刀の形状や運刀法が独自に変容していったことが本研究で位置付けられたといえる。また沈金の運刀法の変遷だけでなく、図案についても古琉球期のAタイプは花鳥虫等の多様な図案を施していたが、近世琉球期のBタイプの中で王府が共飲儀礼で使用した御籠飯は王家の紋章である巴紋・牡丹唐草紋に固定化されていった。図案自体は形式化していったが、共飲儀礼の場で、王家を象徴する巴紋の図案を取り入れることで王権の権威を誇示することが念頭におかれ変容していったものと思われる。

「御玉貫」は、中国からの移住者により製作技術が伝わったと『由来記』にあり、琉球で出土するガラス玉の主成分の鉛は東南アジアから中国、日本と広域な地域から集積されているが中国華南産の事例が多かったことと、中国製の「玉灯籠」等とのガラス玉の類似性も認められることから、ガラス玉及び編み込む製作技術は中国より伝来したものと思われる。少なくとも18世紀初頭の『由来記』を編纂した琉球の史官達は、そう認識していた。しかしガラス玉で編み込んで金属製の瓶の酒器の表面を装飾した事例は中国でも現状では存在しない。躯体の金属製瓶は錫に鉛が含有した合金で、古琉球期の「御玉貫」は東南アジア貿易で調達した貴重な錫を使用していた可能性もあり、近世琉球期以降は東南アジア交易が途絶えていることや、薩摩で鉱山開発が行われた事情から、薩摩より錫を調達した可能性がある。躯体の原材料調達地域も時期により変遷があったと思われる。もちろん日本国内にも「御玉貫」のような酒器の類例は無く、琉球がどの地域から影響を受けて「御玉貫」を製作するに至ったか原材料の調達を含めて不明な点は多い。この「御玉貫」は、奄美に伝来する「玉ハベル」と同じガラス玉6個繋ぎの編み方により六弁花等の図案で製作された16世紀中期から18世紀初頭頃までのAタイプ、ガラス玉4個繋ぎで胴上部に巴紋のような紋章を中心とした図案構成となった17世紀中期以降製作されたと考えられるBタイプ、ガラス玉4個繋ぎで広い面積部分を格子状に編み込んだ19世紀以降に製作されたCタイプに大別できる（第三章）。またガラス玉の色調は、Aタイプ・Bタイプともに16世紀中期から17世紀中は、地色が緑地で、青、薄緑色、緑色等、色調にばらつきのある緑色であった。Bタイプには地色が黄色の「御玉貫」もあり、少なくとも18世紀には黄色地の「御玉貫」が登場し、三御飾圖の描写や尚泰元服時の記録から19世紀頃には黄色地の「御玉貫」は、緑地の「御玉貫」より格上の位置付けがなされていた。王家の紋章である巴紋が図案の中心となり、地色の格

付けも行われるようになったのは、第二章で御籠飯が花鳥虫の図案から巴紋の図案に変容していったことと同じ論理であったと思われる。

近世琉球末期頃には、紫色のガラス玉が使用されたことが稲福氏により指摘され、「御玉貫」編年の指標の一つとなったが、本研究により、尚家資料の「御玉貫（小）」の身は 16 世紀後半から 18 世紀初頭の A タイプに分類されるが、その蓋には紫色のガラス玉が使用されており 19 世紀後半のものであることが分かった。この「御玉貫（小）」は、これまでも推測はされていたが、伝来している「御玉貫」の蓋と身の製作時期が違うことが明らかとなった。このような観点から現存事例や古写真の「御玉貫」の画像を観察すると、尚家資料の「御玉貫（大）」は蓋のみ紫色のガラス玉が使用されており、「御玉貫（小）」と同じく蓋と身の製作時期が明確に違うことが分かった。鎌倉が戦前中城御殿で一対の揃道具として撮影した「御玉貫」も蓋の画像が相違しており、おそらく近代になると「御玉貫」の製作技術が途絶え、破損した「御玉貫」の修繕も難しくなり、使用に耐えられる蓋と身を合わせて使用して祭祀を続けていたものと思われる。

このことから「御玉貫」は、古琉球期の 16 世紀頃よりガラス玉を編み込む製作技術が、おそらく中国から伝わり、近世琉球期を通して王府が管理する工房等で製作及び補修技術が継承されていたが、琉球国が明治政府に併呑され王府の機構が消滅すると製作や修繕を行う体制も失われていった。近代以降の尚本家を含めた王族は使用できる蓋と身を補完し合い祭祀儀礼に使用していたと思われる。

これまで近世琉球期の祭祀儀礼道具を中心に考察を進めてきたが、比較のため古琉球期の祭祀儀礼道具について若干触れると、首里城跡の二階御殿地区の石畳で舗装された下の造成土から 14 世紀後半から 15 世紀前半頃に一括して廃棄されたと考えられる元明代の中国産陶磁や、天目茶碗等が大量に出土している。京の内地区からは、元末明初の中国陶磁や、日本・東南アジア産のさまざまな地域の陶器・陶磁器、鼎形香炉、兜立物、中国貨銭・琉球貨銭、朱漆の塗膜片等が出土している。遺物は火災痕があり、ほぼ同じ場所に一括で出土している。古琉球期の二階御殿地区が、どのような用途・名称の建物だったか不明であるが、正殿後方、南東側であることから後宮である御内原に位置付けられる建物であったと思われる。京の内地区も祭祀儀礼空間であることから、これらの出土遺物は、進貢貿易で国外から得られた産物であるが、中継貿易で東南アジア・日本に転売する交易品ではなく祭祀儀礼道具であったと思われる。特に二階御殿跡の中国陶磁や天目茶碗は、王府が首里城正殿若しくは後宮である御内原等の城内で行った共飲儀礼に使用された道具だった可能性がある。古琉球期の共飲儀礼の内容や使用する祭祀儀礼道具の道具立の構成等、不明な点は多いが、二階御殿、京の内出土遺物から祭祀儀礼の際の供物を捧げる道具や共飲儀礼のための酒器等の道具は、少なくとも 15 世紀中期までは中国を中心とした舶来の輸入物品をそのまま使用していた。そして、この遺物が出土した二階御殿地区、京の内地区周辺で保管しており、火災等でやむなく廃棄されたものであれば、古琉球期に両地区を中心に祭祀儀礼を行っていた女神官勢力が中心とな

り道具の運営と保管管理がなされ使用していたということになる（第四章）。

その後、始期は不明だが古琉球末期の 15 世紀後半より 16 世紀前半頃から琉球国内で祭祀儀礼道具を製作し使用するように変容していったのではないだろうか。これは王府の工芸製作部門の各奉行所の創設時期が 16 世紀中期以前に遡り、順次整備された痕跡があることからも推察できる（第四章）。

その一例が第二章、第三章で考察を展開した「御籠飯」や「御玉貫」・「御玉垂」のような祭祀儀礼道具であった。

「御籠飯」は、中国から導入したと思われる捲胎技法、同じく中国より輸入の水銀朱、木地で日本製の針葉樹系木材の輸入を行い製作しており、「御玉貫」は、中国人により技術が導入されたと『由来記』を編纂した 18 世紀の記録を編纂した王府は認識していた。このように諸外国から製作技術及び原材料を調達していったことは「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」に限った特異な事例なのか、古琉球末期から近世琉球にかけて王府全体の潮流であったのであろうか。琉球の工芸製作技術の導入と原材料輸入の事例を現状でつぶさに拾い上げられるだけ記録を集積したうえで分析を試みてみた。

第三節　舶来の製作技術と原材料

前節最後の疑問に対して、『由来記』、『球陽』、家譜史料等の王府編纂の基礎史料を中心に中国・日本等から工芸製作技術を取り入れた事例を網羅的にまとめ、その技術伝播の様相を考察してみた（第四章）。さらに進貢貿易に関する檔案史料に記録される原材料の記録、「貝摺奉行所関係文書」、首里城重修関係史料にみえる原材料の記録と琉球関係文化財の科学調査で現在公開されている可能な限りの分析結果を網羅的にまとめて工芸品製作に使用された色材を中心とした原材料使用の傾向を分析してみた（第五章）。

まず、文献史料にみえる工芸製作技術の導入事例は 52 項目 79 事例あり、中国から導入を図られた事例が最も多く 31 件であったが、記述に具体性のない記録もあり、時期若しくは導入した人物等の具体的な記述がある事例は 21 件であった。一方、日本・薩摩から琉球へ導入された工芸技術が導入された事例は 16 件であった。

琉球人が派遣されての技術習得だけでなく、中国や日本・薩摩の人間が移住して工芸技術を導入した事例もあった。

導入時期は 17 世紀が最も多く 27 件、18 世紀が 20 件、19 世紀が 1 件だけであった。17 世紀の導入件数が多い理由は、古琉球末期より金奉行、貝摺奉行等の工芸関係を司る王府機構の機能強化が図られたことに起因すると考えられる。

また紙漉等、同じ工芸技術の取得に対して別人が何度も派遣されている。要因としては、習得した技術の継承が上手くいかず再度派遣の必要性がある分野もあったと思われる。ただし 18 世紀以降、技術習得が主目的の派遣はほとんどなく、進貢貿易・薩摩上国時の役人として派遣され滞在中に技術習得の実施を認められる形式であった。このよ

うに貿易スタッフと兼務という形であったが、士族達からの技術習得の派遣申請はあったようである。また同じ人物が複数の工芸技術の導入に携わり何度も渡唐する場合もある。これは派遣を希望した士族が技術習得を目指しただけでなく、滞在中、私貿易を行える渡唐役人の役得を狙い別の技術取得の取得を願い出て何度も派遣申請を行ったものと思われる。おそらく同一人物が同じ工芸技術の取得を再度願い出て貿易スタッフとして派遣されることが認められなかったのではないかと思われる。さらに派遣された実績から帰国後、国内で王府の役職を得やすいというメリットもあったものと思われる。そのため一度工芸技術の取得を願い出て、次回は別の技術習得を理由に渡唐役人となることを希望し、貿易業務と兼務であっても派遣を願い出たと思われる。18 世紀以降、工芸技術の導入は渡唐役人への任職を目指す士族任せになっていた感も否めないが、進貢貿易で福州に渡唐する役人や薩摩藩へ上国する役人達を通じて首里王府は、さまざまな工芸技術を摂取していた。

檔案史料、「貝摺奉行所関係文書」、首里城重修関係史料と琉球関係文化財の科学調査の分析結果を比較した考察では、琉球の工芸技術における色材を中心とした原材料の使用の特徴について、中国の工芸技術における原材料使用の傾向と類似点が多く、同じ近世期の日本と較べて鉱物顔料が絵画や染織資料に多用されている点が挙げられる（第五章）。考察の結果、前近代の琉球における色材使用のさまざまな特徴が明らかになったが、終章となる本章では、祭祀儀礼道具に使用された原材料を中心に考察結果を紹介したい。

赤色系色材では、檔案史料から水銀朱が大量に中国より輸入されており、日本国内の染織資料とは異なり、水銀朱をふんだんに使用した型染の紅型衣裳が製作された。祭祀儀礼道具に使用された朱塗の「御印箱」、「御籠飯」、「御菓子盆」、「朱漆卓」、「御酒椀」等も水銀朱で塗られた漆工品である。同じ赤色系色材の弁柄は、首里城正殿等の建築彩色に使用しており、その調達先は日本市場が主であった。ただし王府は、琉球国内の「久志間切弁柄」や久米島で「久米赤土」の調達を行っていた。特に「久米赤土」等、調達は一定程度、可能であったようだが、朱塗の祭祀儀礼道具には、漆工品の科学調査の結果から輸入顔料である水銀朱を主として使用していたと思われる。

祭祀儀礼道具にも多く使用されている漆工品製作に欠かせない漆は、文献史料から日本市場から調達した「和地漆」、鹿児島産の「吉野漆」、琉球製の「地漆」、中国製の「唐漆」が確認できる。「和地漆」は、真塗の蝋色仕上げに使用される上質なもので薩摩藩領を通して上方から調達した漆と思われ、「吉野漆」は、下地層全般に使用されており鹿児島産の漆だったと思われる。中国産の「唐漆」も下地層に使用されており、調達できない場合、「吉野漆」で代用が指示されているので、品質的には「吉野漆」と同様と認識されていたと思われる。

「地漆」とある琉球製漆の生産も僅かであるが行われていたようで、首里城正殿重修時に使用の記録が残っている。祭祀儀礼道具のような器物ではなく建造物の塗装等の場

合は、国外から調達する貴重な「和地漆」、「吉野漆」、「唐漆」より、国内調達の琉球製漆の使用を優先させたのであろう。

また、漆の成分分析から東アジア産漆の特徴であるウルシオールが使用された漆工品だけでなく、これまで琉球漆器と言われた資料からベトナム・台湾産系漆の特徴であるラッコ―ルが検出された事例や、タイ・ミャンマー産系漆の特徴であるチチオールが検出された事例が報告されている。琉球の進貢貿易により、福州で調達した「唐漆」の中に中国南部若しくはタイ・ミャンマー産系漆や、ベトナム・台湾産系漆が含まれていたのか。琉球でも漆の生産は僅かながら行っており「地漆」と記録されている。台湾と近接し類似した気候の琉球で、ハゼノキから産出される樹液から精製された漆であればラッコ―ルに近い漆となる可能性があるのか。今後の課題であると思われる。またウルシオール、ラッコ―ル、チチオールが混合された可能性のある漆工品もあることから、琉球でさまざまな漆が調達されて製作が行われていた可能性もあると思われる。

祭祀儀礼道具の漆工品は、沈金加飾の事例が多いが、現存事例の目視及び科学調査、文献史料の記録より、朱塗漆器の箔絵とともに沈金加飾部から中国より輸入記録がある石黄が使用される傾向であることが分かった。日本国内の沈金や箔絵加飾の箔下漆に弁柄等の赤色系色材を使用する事例が多い傾向と異なる結果となった。また使用する金箔は「貝摺奉行所関係文書」に「和三寸三分かく赤金薄」とあるように赤味を帯びた日本製の金箔を多く使用していた。この沈金を彫る沈金刀は、同じく「貝摺奉行所関係文書」の朱塗漆器の項目に「与那原勝りかね」の調達が記録されており、「与那原で鍛えられた鉄」を材料としていた。日本から輸入した鉄を与那原で精錬し、貝摺奉行所が調達したのであろう。近代以降の沖縄の沈金刀は時計のゼンマイを応用したゼンマイ刀が主流であったが、前近代に遡った漆工品の沈金刻線の観察から鋼の沈金刀の使用が想定されていた。文献史料からも鋼の沈金刀使用の可能性を示唆する記述が残されていることが確認された。

沈金の金箔に関連して金工品に使われた地金の使用について述べると、文献史料に「金之フイハン御盃」と記録され、唯一の現存資料である尚家資料の「金杯」は、外側側面の測定ポイントで金 87%、銀 12%程度、銅 1%以下で、内側側面の推定値は、金 73%、銀 26%となっている。地金の金・銀等の含有量から金の純度が低く、青味がかかった金色になりそうな配合比であるが、目視では赤味を帯びた純金に近い色調である。先述した沈金の金箔では「和三寸三分かく赤金薄」とあり、近世琉球期には赤味を帯びた金色に価値観が見出されていたようである。しかし実際の金の純度は低いことから赤味を帯びた金色とするためには何がしかの措置をしていた可能性もある。

現存する琉球関係文化財の科学調査結果を集積した傾向と文献史料の記録との比較から祭祀儀礼道具に使用された原材料の多くは、琉球国外の中国・日本から輸入されていたことが分かった。この国外から調達した原材料にさまざまな加工を行っていたのである。沈金や箔絵の下に施した石黄等の黄色顔料の箔下漆等、前近代の日本国内では類

例の無い技術や、中国の鎗金を導入しながら日本とは独自の展開を遂げた沈金刀を使用した沈金刻線、金の純度よりも赤味を帯びた地金の加工等、さまざまな加工を琉球国内で施し祭祀儀礼道具の製作に活かしていたのである。

さらに漆工品・金工品を中心とした祭祀儀礼道具だけでなく琉球関係文化財の色材に関する科学調査結果の全体的な傾向も含めて述べると、書跡に使用される料紙や墨、絵画の絵具、富裕な王族・士族層が着用する紅型と言われる型染や、上焼の釉薬、首里城等の王府施設への建築彩色等に使用される色材及び原材料の多くを中国、日本市場から輸入して加工製作していた。元来国内の有機染料を多く使用していた織物製作の色材や、近世琉球末期には建築彩色等に使用される酸化第二鉄系顔料（久志弁柄・久米赤土）、植林を行った漆、桐油のように国内調達を模索する動きもあったが、古琉球期に進貢貿易で得られた国外の産物をそのまま祭祀儀礼道具に使用した状況から、古琉球末期から次第に国外より輸入された原材料を使って道具を製作して祭祀儀礼に使用するようになっていったのである。

総括

このように原材料調達や製作仕様に関する記録と、文化財の科学的な材質調査の結果を比較検討することにより、その製作工房や、ひいては琉球の工芸品製作体制を類推することができる。琉球国の場合、古琉球期、二階御殿地区や京の内地区から中国・東南アジア、日本産の陶磁器・陶器、鼎型香炉、兜立物、中国貨銭、琉球貨銭の金工品、朱漆の塗膜片等が出土している。これらは出土した二階御殿・京の内という場所から考えると兜立物、中国貨銭、琉球貨銭等は聖域への奉納物ではないかと思われ、諸外国産の陶磁器・陶器は女神官が取り仕切った王府祭祀の際に使用された祭祀儀礼道具であったと思われる。特に二階御殿出土の大量の天目茶碗は共飲儀礼の道具だった可能性が高い。二階御殿・京の内の遺構の状況から 14 世紀後半から 15 世紀中頃までの遺物と思われ、奉納物の一部の兜立物や琉球貨銭等は琉球製の可能性も指摘されているが、この時期に海外交易で得られた諸外国の陶磁器・陶器等をそのまま祭祀儀礼道具として使用した事例が多かったものと考える。

ただ京の内出土遺物に器形は不明だが朱漆の塗膜片もあった。用途不明だが漆工品も祭祀儀礼の場に存在していたのである。琉球の漆工品には東アジア産のウルシオールだけではなく東南アジア産のラッコールやチチオールが主成分の漆で塗られた事例も複数あり、その中には古琉球期の琉球沈金の特徴を示す「緑漆牡丹唐草石畳沈金膳」（第四章表 4-2-2№14）、「黒漆牡丹唐草沈金小櫃」（第四章表 4-2-2№44）のような資料も含まれる。古琉球期に中国・東南アジア等の諸外国から原材料を調達して美術工芸品を製作する体制の萌芽があり、始期は不明だが、18 世紀初頭の『由来記』編纂の史官達が各工芸関係の奉行就任記録を家譜から遡って追えた限界の 16 世紀中期以前、15 世紀後

半から 16 世紀前半より国内で各工芸分野に関する製作体制の整備を徐々に始めたのではないかと思われる。その要因は、東南アジア諸国・日本・朝鮮と中国の間で介在し琉球に富をもたらした中継貿易が、欧州諸国の東南アジア進出と明の海禁政策の弛緩により中国商人が直接交易を行い始めたことで不振となっていったことが影響したと思われ、中国産の陶磁器・絹製品を中心とした諸外国の希少な交易品の調達が難しくなり、王権を誇示する祭祀儀礼道具も国内で製作された道具の使用に移行したものと思われる。ただ元来、琉球国自体に高度な調度品・道具類の製作技術は無く、第四章で述べた通り、当初は中国、日本から琉球に移り住んだ技術者の手を借りることもあったが、近世琉球期になると王府は中国や日本へ人材を派遣し工芸製作技術の導入を目指した。また琉球の地味に乏しい国土から原材料の国内調達は困難であり、中国・日本産の原材料だけでなく、先述の東南アジア産の漆であったり、金属製品の原材料となる可能性の高い錫等も東南アジアから調達していた。しかし、進貢貿易の退潮から東南アジア産の交易品は徐々に消えていかざるを得なかったものと思われる。

工芸品製作のための原材料調達は徐々に中国・日本が中心となったと思われ、清朝政府が檔案に記録した免税摺関連の記録によると近世琉球期、王府は中国から多様な色材を大量に輸入しており、「貝摺奉行所関係文書」・琉球館文書・尚家文書中の首里城重修関係史料等には沈金漆器に使用される金箔、漆工品に使用される木材や漆、乾性油（桐油）、弁柄等を薩摩藩若しくは薩摩藩を経由して日本市場から調達していたことが分かった。実際に現存する文化財の科学調査から近世琉球期に日本の工芸製作では見られない仕様でふんだんに鉱物顔料等の輸入色材を使用して製作したことが分かっている。

こうして王府は、古琉球末期より徐々に工芸品の製作技術と原材料集積を行える体制を整備していった。

その技術は中国や薩摩への献上品製作だけでなく、第二章、第三章で言及した「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」のような国内で行う王府祭祀で使用する祭祀儀礼道具の製作にも発揮されたと思われる。

このように海外貿易の変容から王府は、工芸品製作の体制を整備していったが、祭祀儀礼の主体も社会体制が変化することで変容していった。古琉球期は、『女官御双紙』に記録がある三平等の大阿母志良礼の就任儀礼や、伊平屋阿母加那志、宮古大阿母、八重山大阿母等の首里への朝観儀礼でも「御籠飯」、「御玉貫」が使用され、儀礼の参加者であった女神官が祭祀儀礼道具の運営・保管管理をしていたと思われる。

しかし、薩摩の琉球侵攻以降、古琉球的な社会体制から近世的な社会へ脱却する変革の中、共飲を伴う祭祀儀礼の主体は、女神官勢力から王族や首里士族を中心とした男性官人層へ移っていった。八重山大阿母は崇禎年間（1628～1644）、宮古大阿母は順治 12（1655）年、隔年の首里上国を差し止められている。王府による女神官勢力の削減は、これまで研究史で取り上げられてきた「羽地仕置」以前より始まっていたのである。その後、周知の通り「羽地仕置」で久高島の国王行幸取り止め等の政策が断行されていっ

た。伊平屋阿母加那志の隔年の首里上国差し止めも康熙 6（1667）年に指示され、地方神女の首里における国王等との共飲儀礼の場も無くなっていった。また男性官人が参画する表の儀礼の主たる会場は、表の空間である首里城正殿下庫理だけでなく、さらに南殿と二つの施設で行われるようになり機能が強化されていった。道具の使用も下庫理當、當役、當方等と呼ばれる役職が中心となって行い、通常の保管は大台所や御道具當という男性官人の役職の者が行い、女神官からとって替わっていたのである。

共飲儀礼は国王と男性官人主体の表の儀礼と変容しながら、第一章で述べた通り主君たる国王と、身分・知行・役職等を安堵された王子衆・按司衆、三司官を含めた家臣団が直にまみえ忠誠と結束を深める場であったものと思われる。その機会は、正月元日早朝から挙行される大規模な朝拝御規式の事後に行われる南殿御規式や、美御前揃三御飾御規式で、神社で主要な祭事の終了後に実施する直会の儀や、中世以降、武家社会に浸透していった垸飯に相当するものだったと思われる。正月元日だけでなく正月七日・十五日、日本風の五節供に相当する日、八朔、冬至や、農耕儀礼で女神官が儀礼に欠かせない稲之穂祭、稲大祭の事後の儀礼としても実施される等、年に複数回行われた。女神官が参加する祭祀の廃止・縮小や、御内原への年十数回の御佳例御盆の廃止を断行しながら、国王と男性官人の共飲儀礼は強化されていったのである。

この共飲儀礼に使用される「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」は、他の美御前揃三御飾道具と共に、国外の工芸技術を導入し、舶来の原材料で製作された王府にしか調達しえない宝具の如き祭祀儀礼道具と位置付けられていたのではないだろうか。しかし、「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」という祭祀儀礼道具は極めて琉球的なものでもあった。なぜならば製作技術のルーツや、原材料は国外産だとしても、その道具の仕様・器形は、今のところ他地域に類例はなく、琉球独特の祭祀儀礼道具だからである。

古琉球期、女神官等に運営・保管管理を任されていた「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」は、近世琉球期にも共飲儀礼の場で祭祀儀礼道具として引き続き使用されたが、古琉球的な沈金で花鳥虫を描写したり、六弁花を編んだ図案が、近世琉球期になると男性官人に運営・保管管理が任されるようになり、王家の紋章である巴紋を中心とした図案構成に変容していったのである。「御籠飯」、「御玉貫」・「御玉垂」は、古琉球期、女神官を担い手とした宗教的な神事としての共飲儀礼で使用された道具から、近世琉球期には、少なくとも首里城を中心とした王府祭祀の中では王族や首里士族を中心とした男性官人が参加する祭祀儀礼空間の中で、国王家の王権を誇示する道具として使用され、国王家の琉球支配と家臣団の身分・知行・役職等の安堵を確認しあう場を演出する政治的な装置の一つとして機能を変容させながら古琉球期から近世琉球期にかけて長期間、王府の中で役割を果たした祭祀儀礼道具だったものと思われる。

参考文献

粟国恭子「耳盃について」(『首里城研究』№3　首里城公園友の会　1997 年 10 月)
粟国恭子「琉球と錫について」(『首里城研究』№4　首里城公園友の会　1998 年 7 月)
粟国恭子「金属文化の素描　～神女の簪について（1）～」(『首里城研究』№5　首里城公園友の会　2000 年 3 月)
粟国恭子「琉球の芸術文化のあり様」(『民族藝術学会』VOL.23　2007 年 3 月)
安里進・金城聡子「近世琉球の八角・円形二段食籠の用途と様式　―貝摺奉行所関係文書の分析―」(『漆工史』第二一号　漆工史学会　1998 年 11 月)
安里進「貝摺奉行所関係文書のデータベース化」(『漆工史』第二三号（漆工史学会　2000 年 11 月)
安里進「琉球王国貝摺奉行所の漆器製作システム―王府内分業と民間請負―」(『漆工史』第二四号　漆工史学会　2001 年 11 月)
麻生伸一「琉球王国の財制と外交儀礼」(『世界とつなぐ起点としての日本列島史』　清文堂　2016 年 2 月)
麻生伸一「先王祭祀と琉球王権―琉球王国末期の廟制から―」(『沖縄文化』第 52 巻 1 号　2019 年 6 月)
麻生伸一「近世琉球の職人集団と王府」(『琉球沖縄歴史』第 2 号　琉球沖縄歴史学会　2020 年 8 月)
麻生伸一「近世琉球期の首里城-儀礼空間としての首里城」(『首里城を解く - 文化財継承のための礎を築く』勉誠社　2021 年 9 月)
荒川浩和・徳川義宣『琉球漆工藝』(日本経済新聞社　1977 年 6 月)
池宮正治『琉球古語辞典　混効験集の研究』(第一書房　1995 年 11 月)
池宮正治「上表渡しと勅書迎えの儀式」(『第六回中琉歴史関係学術検討会文集』　中国第一歴史档案館籌備会編　2000 年 10 月)
伊是名村教育委員会『伊是名村銘苅家の旧蔵品および史料の解説書　公事清明祭をめぐる公文書とご拝領の品々』(伊是名村教育委員会　2007 年 1 月)
糸数兼治「琉球の抄造紙」(『沖縄文化研究』第 3 号　法政大学沖縄文化研究所　1976 年 7 月)
伊波普猷「官生騒動に就いて」(『古琉球』　1944 年 1 月)
稲福政斉「御玉貫についての詩論」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』沖縄県教育委員会　2011 年 3 月)
伊従勉『琉球祭祀空間の研究』(中央公論美術出版　2005 年 4 月)
伊従勉「首里城正殿基壇遺構と正殿柱列位置について」(『首里城研究』№23　首里城公園友の会　2021 年 3 月)
伊従勉「中華礼制蕃国礼執行装置としての首里城」(『首里城を解く - 文化財継承のた

めの礎を築く』勉誠社　2021 年 9 月）
上江洲敏夫「首里織物の歴史」（『首里織の歴史と技法』　那覇伝統織物事業協同組合 1986 年 3 月）
上江洲敏夫「琉球紙の歴史」（安部栄四郎『沖縄の紙』　沖縄タイムス社　1982 年 4 月）
上江洲安亨「清朝初期における琉球の官生派遣に対する謝恩の貢物について」（第 6 回中琉球歴史関係学術検討会論文集　中国第一歴史档案館　2000 年 10 月）
上江洲安亨「モノが語る琉球史」（『首里城公園開園一〇周年記念企画展　琉球王朝の華―美・技・芸―』初版　㈶海洋博覧会記念公園管理財団　2002 年 10 月）
上江洲安亨「朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠について」（『首里城研究』№7　首里城研究会　2003 年 3 月）
上江洲安亨「王権・外交儀礼の拠点としての首里城」（沖縄県教育委員会『沖縄県史』各論編　第四巻　近世　2005 年 3 月）
上江洲安亨「伝世する染織資料からみた中琉交易史」（『首里城研究』№10 首里城公園友の会　2008 年）
上江洲安亨「御玉貫記述文献集成」（『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』CD-ROM　沖縄県教育委員会　2011 年 3 月）
上江洲安亨「琉球の絵画について～王府と作品概観」（『琉球絵画光学報告書』東京文化財研究所　2017 年 3 月）
上江洲安亨　室瀬和美　鷲野谷一平　樋渡賢　早川泰弘　下山進　大下浩司　下山裕子「黒漆花鳥密陀絵箔絵食籠」復元模造手板制作及び科学調査報告（『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№7　（一財）沖縄美ら島財団　2017 年 3 月）
上江洲安亨「呉師虔筆「神猫図」をめぐる一考察」（『國華』第 1487 号　國華社　2019 年 9 月）
上村六郎『沖縄染色文化の研究』（第一書房　1982 年 9 月）
内田篤呉「琉球の沈金-運刀法の変遷をめぐって-」（MOA 美術館『特別展　尚王家と琉球の美展』　MOA 美術館　2001 年 10 月）
MOA 美術館『特別展　尚王家と琉球の美展』（MOA 美術館　2001 年 10 月）
大下浩司　下山進　下山裕子　宮城奈々　與那嶺一子「琉球王国文化遺産集積・再興事業における 染織資料色材分析調査報告とその成果（Ⅰ）」（『沖縄県立博物館・美術館紀要』№12　沖縄県立博物館・美術館　2019 年 3 月）
大西智洋　本多貴之　佐々木美保　宮里正子「黒漆龍鳳凰虎堆彩漆文庫の保存修復と科学分析」（『浦添市美術館紀要』第 13 号　浦添市教育委員会　文化部　浦添市美術館　2018 年）
岡田文男　謝敷真起子「浦添市美術館所蔵漆器の塗膜構造調査」（『浦添市美術館紀要』第 12 号　浦添市美術館　2003 年 3 月）

岡村吉右衛門『琉球絣と紅型』（衣生活研究会　1971 年 4 月）
沖縄県姓氏家系大辞典編纂委員会『沖縄県姓氏家系大辞典』(角川書店　1992 年 4 月）
『沖縄県文化財調査報告書第 26 集　県内漆器・陶器遺品調査報告書』（沖縄県教育委員会　1980 年 3 月）
『沖縄県史料　前近代一　首里王府仕置』　沖縄県史料編集所編　沖縄県教育委員 1981 年 3 月）
「沖縄の工芸　紙」（沖縄の紙を考える会　2004 年 11 月）
沖縄美術全集刊行委員会『沖縄美術全集』（沖縄タイムス社　1989 年 11 月）
『御葬具図帳一冊』(那覇市歴史博物館所蔵)
小野まさ子「京都大学所蔵『琉球資料』中の貝摺奉行所関係文書について」(『浦添市美術館紀要』第一号　浦添市美術館　1991 年 2 月）
小野まさ子「琉球漆器の歴史」(『琉球漆器・歴史と技術・技法』　琉球漆器事業協同組合　1991 年　11 月）
小野まさ子・漢那敬子・早瀬千明「〈史料紹介〉西尾市岩瀬文庫「南飄日録」（４）「虬陽雑録」―解題および翻刻―」(『沖縄県史料編集紀要』　沖縄県教育委員会　2021 年 3 月）
鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』（岩波書店　1982 年 10 月）
鎌倉芳太郎『古琉球型紙の研究』（京都書院　1964 年 10 月）
神山泰治「琉球の絵画　前近代の流れ」(『沖縄美術全集』4　絵画・書　沖縄タイムス社　1989 年 11 月）
河室奈々　町健次郎　本多貴之「奄美地方に伝わる漆器朱漆山水人物箔絵丸櫃の科学分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 2 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2015 年 5 月）
河西学「首里城跡周辺遺構出土漆塗土器の胎土分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 1 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2016 年 3 月）
『館蔵　琉球漆芸』（浦添市美術館　1995 年 3 月）
『聞得大君御殿幷御城御規式之御次第』（小島瓔禮校注『神道大系神社編五十二　沖縄』　神道大系編纂会　1982 年 9 月）
『聞得大君加那志様御新下日記』（(財) 神道体系編纂会『神道体系　神社編五二　沖縄』　1982 年 9 月）
喜納大作・倉成多郎・輝広志「比嘉朝健「研究資料　琉球歴代画家譜の校異について (1)」(『壺屋焼物博物館紀要』第十一号　二〇一〇年三月）
木村法光　「正倉院漆工品の内部構造と施工について－X 線透視による結果と考察－」(『正倉院の漆工』　宮内庁　1975 年 5 月）
喜屋武千恵・平良優季「原資料の膠塗りの簡易調査」(『琉球王国文化遺産集積・再興

事業報告書　第３巻　木彫・石彫・漆芸・三線編』　沖縄県立博物館・美術館　2022年３月）
『球陽』原文編　沖縄文化史料集成五（球陽研究会編　角川出版　1974年３月）
『球陽外巻』　沖縄文化史料集成六（球陽研究会編　角川出版　1978年９月）
久保智康「尚家継承金工品」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ美術工芸編』　那覇市2003年３月）
久保智康「琉球の金工」(『日本の美術』第五三三号　ぎょうせい　2010年９月）
久保智康「琉球におけるガラス小玉の展開」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』　沖縄県教育委員会　2011年３月）
久保智康「玉ハベルについて」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』　沖縄県教育委員会　2011年３月）
『国宝「琉球国王尚家関係資料」資料集　首里城御普請物語』(那覇市歴史博物館　2022年３月）
小林里菜　本多貴之　宮腰哲雄「奄美群島に伝世する丸櫃の科学分析」「奄美群島に伝世する湯庫の科学分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要』第２号　2015年５月）
『混効験集』田島本（琉球大学附属図書館伊波普猷文庫　琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ）
佐々木良子　仲政明　佐々木健「『孫億作・花鳥図　三幅』に用いられた色材の非破壊化学分析」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№10（一財）沖縄美ら島財団　2020年３月）
佐々木良子　仲政明　佐々木健「武永寧作『神猫図』に用いられた色材の非破壊化学分析」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№11（一財）沖縄美ら島財団　2021年３月）
佐々木良子「書跡「馬執宏書」掛軸装修理に伴う本紙塗布赤色染料の化学分析」(『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№4　（一財）沖縄美ら島財団2014年３月）
佐々木良子　佐々木健「『梁必達詩唱和詩』に塗布された色材の非破壊化学分析」(『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№5　（一財）沖縄美ら島財団2015年３月）
里井洋一「近世琉球におけるウコン専売制の起源と展開-夫役がささえるウコン経営-」(『琉球王国評定所文書』第18巻　浦添市立図書館　2001年３月）
後多田敦『琉球の国家祭祀制度　その変容・解体過程』(出版舎Mugen　2009年11月）
漆工史学会『漆工辞典』(角川学芸出版　2012年11月）
『漆芸文化財のＸ線CT調査報告　―東アジア古漆器を中心に―』(鶴見大学文学部文化財学科小池富雄研究室　2016年６月）

下山進　下山裕子「尚家継承染織品の染料・顔料の非破壊分析調査」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月)
下山進　下山裕子「国宝「琉球国王尚家関係資料」工芸品（染織資料等）の非破壊分析調査報告」(『那覇市歴史博物館紀要』第 1 号　那覇市歴史博物館　2009 年 3 月)
下山進　大下浩司　下山裕子「平成 22 年度・平成 23 年度御座楽衣裳関連染色資料の非破壊色材調査報告」(『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№3（一財）沖縄美ら島財団　2013 年 3 月)
下山進　下山裕子　大下浩司「平成 24 年度・平成 25 年度御座楽衣裳関連染織資料の非破壊色材調査報告」(『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№5（一財）沖縄美ら島財団　2015 年 3 月)
下山進　下山裕子　大下浩司「尚家継承品「金杯」の分析調査報告」(『首里城公園管理センター調査研究・普及啓発事業年報』№5　（一財）沖縄美ら島財団　2015 年 3 月)
下山進　下山裕子　大下浩司「平成 26 年度・平成 27 年度御座楽衣裳関連染織資料の非破壊色材調査報告」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№7　（一財）沖縄美ら島財団　2017 年 3 月)
下山進　下山裕子　大下浩司「平成 27 年度尚家資料色材調査報告書」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№7　（一財）沖縄美ら島財団　2017 年 3 月)
下山進　大下浩司　下山裕子「平成 28・29 年度所蔵染織資料の非破壊色材調査」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№9　（一財）沖縄美ら島財団　2019 年 3 月)
下山進　下山裕子『横内家資料 紙本墨画淡彩 軸装 「神描図」の非破壊分析調査 【報告書】』(那覇市　2002 年 9 月）非公開資料
下山進　下山裕子　佐々木益「令和元年度　染織品理化学調査」(『首里城公園に関する調査研究・普及啓発事業年報』№11（一財）沖縄美ら島財団　2021 年 3 月)
『首里城公園開園 10 周年記念企画展　琉球王朝の華　―美・技・芸―』及び CD-ROM 版（海洋博覧会記念公園管理財団　2002 年 10 月初版　2009 年 3 月第 2 版)
『首里城公園開園 20 周年記念特別展　首里城に魂を！』(海洋博覧会記念公園管理財団　2012 年 8 月)
『首里城公園管理センター萬野裕昭コレクション調査報告書』(㈶海洋博覧会記念公園管理財団　2012 年 3 月)
『首里城跡 - 京の内跡発掘調査報告書⑴ - 』(沖縄県教育委員会　1998 年 3 月)
『首里城跡 - 二階殿地区発掘調査報告書 - 』(沖縄県立埋蔵文化財センター　2005 年 3 月)
『首里城のデザイン』(海洋博覧会記念公園管理財団　2011 年 7 月)
『尚泰様御元服御双紙』(那覇市歴史博物館所蔵)

『清代中琉關係檔案選編』(中國第一歷史檔案館　中華書局　1993 年 4 月)
須藤良子『琉球紅型のイメージと実像』(角川学芸出版　2014 年 4 月)
『図帳　當方』「三御飾御規式御飾之図」(沖縄県立芸術大学所蔵)
園原謙　長谷洋一　岡田靖　上江洲安亨　大山幹成　門叶冬樹　園部凌也　山田千里　本多貴之　宮腰哲雄「旧円覚寺仁王像復元制作に関する研究」(『沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要』№11　沖縄県立博物館・美術館　2018 年 3 月)
高木秀明・下山進「琉球国惣絵図（間切集成図）に使用された非破壊分析」(『吉備国際大学社会学部研究紀要』第 12 号　吉備国際大学　2002 年 3 月)
高良倉吉「近世琉球における天孫氏問題―雍正九年の天孫氏位牌安置一件の詮議から―」(『球陽論叢』ひるぎ社　1986 年 12 月)
高良倉吉「伊是名玉御殿をめぐる諸相」(『窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集　沖縄の宗教と民俗』　1988 年 3 月)
高良倉吉「首里王府とユタ問題」(『琉球王国史の課題』　ひるぎ社　1989 年 10 月)
高良倉吉「銘苅家とその内容」(伊是名村『伊是名村史』中巻(島の古文書)　1998 年 3 月)
高良倉吉「首里城正殿重修経過～道光 26 年 (1846) 重修を伝える尚家文書の要点～」(『首里城研究』№4　首里城研究会　1998 年 4 月)
田里修「間切公事帳にみる祭祀・儀礼」(『窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集　沖縄の宗教と民俗』　1988 年 3 月)
田中俊雄・田中玲子『沖縄織物の研究』(紫紅社　1976 年 2 月)
知名定寛『琉球仏教史の研究』(榕樹書林　2008 年 5 月)
知名定寛『琉球沖縄仏教史』(榕樹書林　2021 年 10 月)
津波古聰「絵師と貝摺奉行所」(『琉球王朝の華-美・技・芸-』2002 年 10 月)
寺田貴子　下山進　下山裕子　大下浩司　與那嶺一子　篠原あかね「琉球王国文化遺産集積・再興事業における琉球古刺繍の復元」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№13　沖縄県立博物館・美術館　2020 年 3 月)
東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録　上井覚兼日記　上』(岩波書店　1954 年 3 月)
當眞茂「琉球漆器の沈金技法に関する運刀法の研究―十五・十六世紀を中心に―」(『漆工史』第四三号　2021 年 3 月)
渡名喜明「〈史料紹介〉「王城之公事」関連史料」(『史料編集室紀要』第 13 号　沖縄県立図書館史料編集室　1988 年 3 月)
豊見山和行「冊封の諸相」(『新琉球史　近世編（上)』琉球新報社　1989 年 9 月)
豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」(『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館　2004 年 6 月)
鳥越憲三郎『琉球宗教史の研究』(角川出版　1965 年 3 月)
中鉢良護「王府の暦をめぐる諸問題」(『沖縄文化』第 77 号　1993 年 1 月)

『那覇市史　資料篇第二巻中の七　那覇の民俗』(那覇市企画部文化振興課　1979 年 1 月)
『那覇市史　資料編第一巻六　家譜資料二久米系上』(那覇市市史編集室　1980 年 3 月)
『那覇市史　資料編第一巻七 家譜資料三首里系』(那覇市市史編集室 1982 年 1 月)
『那覇市史　資料編第一巻八 家譜資料四那覇・泊系』(那覇市企画部市史編集室 1983 年 3 月)
『那覇市史』資料編第一巻十　琉球資料（上)』(那覇市企画部文化振興課　1989 年 9 月)
『那覇市の文化財』(那覇市教育委員会　2007 年 3 月)
『女官御双紙』((財)神道体系編纂会『神道体系　神社編五二　沖縄』 1982 年 9 月)
「ノート 35　≪尚侯爵家所蔵本　稲之二御祭公事≫」(沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第二巻　民俗・宗教』2006 年 3 月)
「ノート 27　≪雑ノート　２≫」(沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第一巻　美術・工芸』2004 年 3 月)
萩尾俊章「沖縄における神酒と泡盛の諸相」(『沖縄県立博物館紀要』第 18 号 沖縄県立博物館 1992 年 3 月)
早川泰弘　平尾良光「朱漆山水人物箔絵皿の蛍光 X 線分析結果」(『浦添市美術館紀要』第 11 号　浦添市美術館　2002 年 3 月)
早川泰弘・佐野千絵・三浦定俊「蛍光 X 線分析による尚家継承品の材質調査」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅱ』　那覇市市民文化部歴史資料室　2003 年 3 月)
早川泰弘・太田彩「伊藤若冲『動植綵絵』に見られる青色材料」(『保存科学』№49　2010 年 3 月)
早川泰弘・吉田直人・佐野千絵・三浦定俊「琉球絵画および関連作品の彩色材料調査」(『首里城研究』№12　首里城公園友の会　2010 年 3 月)
早川泰弘「ポータブル蛍光 X 線分析装置による沖縄県所在ガラス・玉製品の現地調査」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』　沖縄県教育庁文化課　2011 年 3 月)
早川泰弘　園原謙　外間一先　上江洲安亨「沖縄県所在の陶芸作品に用いられている青色顔料の分析」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№10　2017 年 3 月　沖縄県立博物館・美術館)
早川泰弘「四季翎毛花卉図巻の蛍光 X 線分析結果」(『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第２巻　絵画・陶芸・金工編』(沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月))
早川泰弘「沖縄県立博物館所蔵作品等の蛍光 X 線分析結果」(『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第 2 巻　絵画・陶芸・金工編』　沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月)

早川泰弘他「蛍光 X 線調査」(『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第 2 巻　絵画・陶芸・金工編』沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月)
パリノサーヴェイ株式会社「銅製品の成分分析」(『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書　第 2 巻　絵画・陶芸・金工編』　沖縄県立博物館・美術館　2022 年 3 月)
平尾良光・魯禔玹・石川優生・韓ソルイ・早川泰弘「琉球王国のガラスの科学的調査」(『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』 沖縄県教育委員会　2011 年 3 月)
『平成 29 年度首里城公園企画展　琉球王国の祭祀道具　写真集』(沖縄美ら島財団　2017 年 12 月)
藤沼瑞和　本多貴之「朱漆牡丹七宝繋沈金櫃の科学分析」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 3 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2016 年 3 月)
二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館　1985 年 5 月)
外間一先「朱漆巴紋牡丹沈金大御供飯のＸ線ＣＴ調査について」(『沖縄県立博物館・美術館紀要』№11　沖縄県立博物館・美術館　2018 年 3 月)
本多貴之　玉城靖「百按司墓三号木棺 a の塗布手法およびその年代について」(『浦添市美術館紀要』第 14 号　浦添市美術館　2019 年 3 月)
本多貴之　宮腰哲雄　宮里正子　岡本亜紀「歴史的な琉球漆器の科学分析と漆工技術」(『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№8　浦添市教育委員会文化部　2012 年 3 月)
本多貴之　宮腰哲雄　伊藤宗一郎　宮里正子　岡本亜紀「ヤッチのガマから出土した漆工芸品の分析　～琉球の漆はどこから来たか？～」(『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№10　浦添市教育委員会文化部　2014 年３月)
本多貴之　湯浅健太　宮腰哲雄「円覚寺跡の遺物の科学分析の結果」(『沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書　第 70 集　円覚寺跡（２)』－右掖門地区 ・ 南側石牆地区の遺構確認調査報告書－　2014 年 3 月)
本多貴之　宮良みゆき　宮腰哲雄「久米島博物館所蔵の 「黒漆牡丹唐草沈金小櫃」の科学分析 と文化」(『久米島博物館紀要』第 14 号　2014 年 3 月)
本多貴之　伊郷宗一郎　神谷嘉美　宮里正子　岡本亜紀　宮腰哲雄「伊是名村伝世の丸櫃の科学分析及び漆芸文化 ―伊平屋神女職家に伝世する丸櫃について―」(『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№11　浦添市教育委員会文化部　2015 年 3 月)
本多貴之　宮里正子　町健次郎　宮腰哲雄「奄美の神女に伝世した丸櫃について～科学分析の観点より～」(『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 3 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2016 年 3 月)
前田舟子「〈官生騒動〉と副官生派遣問題」(『順風相送：中琉歴史与文化　第 13 回中琉歴史関係国際学術会議論文集』　2013 年 1 月)
前村佳幸「近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆観念」(『琉球大学教育学部紀要』第 91 集　2017 年 10 月)

前村佳幸「琉球王朝末期の廟議－寝廟と太廟の神主配置」(『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所　2020 年 3 月)
真栄平房昭「琉球国王の冊封儀礼について」(『沖縄の民俗と宗教　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集』　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集刊行員会　1988 年 3 月)
真栄平房昭「琉球の進貢貿易論をめぐる一視点-貿易品の需要と消費の接点から-」(『沖縄文化研究』第 25 号　法政大学沖縄文化研究所　1999 年 3 月)
真栄平房昭「琉球の中国貿易と輸入品-海を越えた唐紙-」(『琉球海域史論（上）-貿易・海賊・儀礼-』　榕樹書林　2020 年 9 月)
真栄平房敬「首里城内の生活と儀礼」(『沖縄の民俗と宗教　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集』　窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集刊行員会　1988 年 3 月)
真栄平房敬『首里城物語』(ひるぎ社　1989 年 11 月)
松浦章「清代中琉貿易における琉球船の貿易」(松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林　2003 年 10 月)
宮腰哲雄　神谷幸男　謝敷真起子　仲北聡子「琉球漆器漆の同定に関する科学的な分析」(『浦添市美術館紀要』第 10 号　浦添市美術館　2001 年 3 月)
宮里正子　「ミャンマー（ビルマ）の漆芸」(『浦添市美術館紀要』第 5 号　浦添市美術館　1996 年 2 月)
宮城栄昌『沖縄のノロの研究』(吉川弘文館　1979 年 10 月)
『みんなの文化財図鑑―有形文化財編―』(沖縄県教育委員会　2020 年 3 月)
室瀬和美　松本達弥　土井菜々子「琉球漆器復元のための技術分析　13. 黒漆蓮池人物螺鈿密陀絵印箱　14. 朱漆牡丹唐草沈金合子　15. 黒漆花鳥螺鈿漆絵文庫」(『浦添市美術館紀要』第 10 号　浦添市美術館　2001 年 3 月)
室瀬和美　勝又智志　土井菜々子「琉球漆器の修復及び復元のための技術分析　16. 黒漆山水人物螺鈿食籠　17. 朱漆山水人物箔絵皿」(『浦添市美術館紀要』第 11 号　浦添市美術館　2002 年 3 月)
室瀬和美「浦添市美術館所蔵漆器質王の科学調査及び技術材料分析」(『よのつぢ　浦添市文化部紀要』創刊号　浦添市教育委員会文化部　2005 年 3 月)
室瀬和美「徳川美術館所蔵重要文化財「朱漆花鳥七宝繋密陀絵沈金御供飯」―技法および材料を中心とする新知見―」(『漆工史』第二九号　漆工史学会　2006 年 10 月)
『百浦添御殿御普請日記』(497 号)　(那覇市歴史博物館所蔵)
『百浦添御普請日記』(498 号)　(那覇市歴史博物館所蔵)
『百浦添御普請日記　當方』(499 号)　(那覇市歴史博物館所蔵)
『百浦添御普請絵図帳』(500 号)　(那覇市歴史博物館所蔵)
『百浦添御殿普請付御絵図幷御材木寸法記』乾隆 33 年　(沖縄県立芸術大学所蔵)
山下好彦「琉球漆器復元のための技術分析・８（朱漆鳥獣草花箔絵面盆)」(『浦添市

美術館紀要』第 7 号　浦添市美術館　1998 年 3 月）
山下好彦「琉球漆器復元のための技術分析　9．黒漆葡萄栗鼠螺鈿箔絵料紙箱　10．黒漆鳥獣草花箔絵椀」（『浦添市美術館紀要』第 8 号　浦添市美術館　1999 年 3 月）
山府木碧　本多貴之　宮里正子　岡本亜紀　下山進　下山裕子　宮腰哲雄「歴史的な漆工芸品の科学分析 ―浦添市美術館所蔵の「朱漆楼閣山水箔絵盆」について―」（『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№11　浦添市教育委員会文化部　2015 年）
山府木碧　本多貴之　宮腰哲雄　宮里正子　岡本亜紀「琉球の伝統的な漆工芸品「藤盆」の文化と科学分析」（『よのつぢ　浦添市文化部紀要』№12　浦添市教育委員会文化部　2016 年 3 月）
湯浅健太　本多貴之　宮腰哲雄　金城貴子　山本正昭「円覚寺跡の出土物 2 点の科学分析の結果報告」（『「歴史的な漆工芸品を科学分析評価するシステムの構築」紀要第 1 号』　明治大学バイオ資源化学研究所　2016 年 3 月）
吉田邦夫　本多貴之「赤色塗膜の自然科学分析」（『沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書　第 69 集　首里城跡　－ 御内原北地区発掘調査報告書（２）－』沖縄県立埋蔵文化財センター　2013 年 3 月）
吉田直人・早川泰弘・村岡ゆかり・杉本史子「重要文化財元禄および天保国絵図に使われた彩色材料と色彩表現に関する考察」（『保存科学』№51　2012 年 3 月）
四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について―塗膜の科学的分析報告（一）―」（『浦添市美術館紀要』第 6 号　浦添市美術館　1997 年 3 月）
四柳嘉章「首里城京の内出土朱漆器の科学的分析」（『沖縄県文化財調査報告書 第 132 集　首里城跡－京の内跡発掘調査報告書（I）－』 沖縄県教育委員会　1998 年 3 月）
四柳嘉章「琉球漆器の螺鈿技法について―塗膜の科学的分析報告（二）―」（『浦添市美術館紀要』第 9 号　浦添市美術館　2000 年 3 月）
四柳嘉章『漆Ⅱ』（法政大学出版局　2006 年 2 月）
與那嶺一子『沖縄染織王国へ』（新潮社　2009 年 5 月）
『琉球王国文化遺産集積・再興事業報告書』第１～６巻（沖縄県立博物館・美術館 2022 年 3 月）
『琉球王国評定所文書』第一巻(浦添市教育委員会　1988 年 3 月）
『琉球王朝の華』所収　「爬龍船競漕及び帰唐船の図」・「御玉貫」の解説（(財)海洋博覧会記念公園管理財団　改訂第二版　2009 年 3 月）
『琉球絵画　光学調査報告書』（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 2017 年 3 月）
『琉球楽器復元調査製作業務報告書（基礎資料編)』(財)海洋博覧会記念公園管理財団 2009 年 3 月）
『琉球館文書』一～三（琉球大学附属図書館仲原善忠文庫　琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ）

『琉球国王家年中行事　正月式之内』（豊見山和行「琉球国王家年中行事　正月式之内」（『浦添市立図書館紀要』第２号　浦添市教育委員会　1990 年 12 月）
『琉球国旧記』（伊波伊普猷・東恩納寬惇・横山重編纂『琉球史料叢書』第三巻　井上書房　1962 年 6 月）
『琉球国由来記』（伊波伊普猷・東恩納寬惇・横山重編纂『琉球史料叢書』第一巻・第二巻　井上書房　1962 年 6 月）
『琉球陶器の来た道』（沖縄県立博物館・美術館　2011 年 1 月）
『琉球びんがたの歴史と技法』（琉球びんがた事業協同組合　1987 年 3 月）
ルバース M 吟子・高漢玉・春木雅寛「桐板に関する調査研究（その２）―繊維顕微鏡観察およびその考察―」（『沖縄県立芸術大学』№3　1995 年 3 月）
『魯荒王墓』（山東省文物考古研究所編集　山東博物館　　2014 年 11 月）
渡辺美季「隠蔽政策の展開と琉清日関係」（『琉大史学』第 20 号　2018 年 9 月）

図版出典一覧

第一章

図版１　『圖帳　當方』「三御飾御規式之時御座御飾之圖」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学提供。

図版 1-1～11　図版１に同じ。

図版２　『圖帳　當方』「下庫理御座之圖」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学提供。

図版３　『圖帳　當方』「上御茶之間御飾之圖」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学提供。

図版４　「朱漆山水楼閣人物沈金丸櫃」　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供

図版５　「朱漆吉祥文箔絵丸櫃」　徳川美術館所蔵　筆者撮影。

図版６　『御葬礼圖帳一冊』「御前卓御飾之圖」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館提供。

図版７　『御葬礼圖帳一冊』「御鎖形一　金磨」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館提供。

図版８　「錠鍵」　東京国立博物館所蔵　筆者撮影。

図版９　「朱漆箔絵櫃」の「鍵付錠前」　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。

図版 10　『圖帳　當方』「上表渡之時御飾之圖」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学提供。

図版 11　『圖帳　當方』「上表渡之時御飾之圖」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学提供。

図版 11-1　図版 11 に同じ。

図版 12　『冠舩之時御道具之図』「御神位請臺（縁共真塗沈金）」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　沖縄県立博物館・美術館提供。

図版 13　「黒漆梅月螺鈿膳」　浦添市美術館所蔵　『館蔵 琉球漆芸』（浦添市美術館 1995 年 3 月）135 頁より転載。

図版 14　「黒塗沈金御神位台」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』（岩波書店 1982 年 10 月）202～204 頁より転載。

図版 15　図版 14 に同じ。

図版 16　「黒塗楼閣人物螺鈿卓」　浦添市美術館所蔵　『館蔵 琉球漆芸』（浦添市美術館 1995 年 3 月）139 頁より転載。

図版 17　「呉師虔筆　花鳥図」　大和文華館所蔵　筆者撮影。

図版 18　『圖帳　當方』「御開印吉書圖」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学提供。

図版 19　辞令書（道光八年）　重要文化財　伊江御殿家関係資料　那覇市歴史博物館

所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 20　「黒塗青貝双竜文八花御菓子器（黒塗青貝　君使官)」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）207 頁より転載。

図版 21「黒塗双龍青貝（黒塗貝摺君使官（チミシクワン))」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第一巻 美術・工芸』(沖縄県立芸術大学附属研究所　2004 年 3 月)799 頁より転載。

図版 22　『冠舩之時御道具之図』「君使官朱塗泥書」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　沖縄県立博物館・美術館提供。

図版 23「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 24「朱塗沈金御籠飯」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）198 頁より転載。

図版 25「朱塗沈金製御籠飯」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）192 頁より転載。

図版 26　宜野湾御殿の三御飾道具　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）228 頁より転載。

図版 27「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　図版 23 に同じ。

図版 28「錫製酒瓶御玉貫」を載せた「朱塗沈金台盆」 鎌倉芳太郎資料 沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）199 頁より転載。

図版 29「御菓子盆」久高島外間殿所蔵　筆者撮影。

図版 30「朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金足付盆」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 31『冠舩之時御道具之図』「小御菓子盆」 沖縄県立博物館・美術館所蔵　沖縄県立博物館・美術館提供

図版 32 美御前揃三御飾道具の中の「金杯」尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　MOA 美術館『特別展　尚王家と琉球の美展』(MOA 美術館　2001 年 10 月）33 頁より転載。

図版 32-1「三御飾（美御前御揃）御酒用品一具」鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）194 頁より転載。

図版 33『冠舩之時御道具之図』 「金之フイハン御盃」 沖縄県立博物館・美術館所蔵 沖縄県立博物館・美術館提供。

図版 34　「金杯」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 35　「御盃（金)」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』（岩波書店 1982 年 10 月）194 頁より転載。

図版 36　『御葬礼圖帳一冊』　金ノフイハン御盃　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館提供。

図版 37　美御前揃三御飾道具の中の「銀杯洗」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　図版 32 に同じ。

図版 38『冠舩之時御道具之図』　「銀之平臺」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　沖縄県立博物館・美術館提供。

図版 39「銀杯洗」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 40　「銀製流台」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』（岩波書店 1982 年 10 月）195 頁より転載。

図版 41　図版 40 に同じ。

図版 42　美御前揃三御飾道具の中の「銀脚杯」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　図版 32 に同じ。

図版 43　「銀脚杯」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）196 頁より転載。

図版 44「銀脚杯」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 45　美御前揃三御飾道具の中の「托付銀鋺」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　図版 32 に同じ。

図版 46「托付銀鋺」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 47　「托付銀鋺」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』（岩波書店 1982 年 10 月）196 頁より転載。

図版 48「朱漆牡丹唐草七宝繋沈金卓」　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 49「御盃洗（方台共・朱塗沈金)」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）201 頁より転載。

図版 50　「御盃洗（方台共・朱塗沈金)」の法量メモ 鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第一巻 美術・工芸』(沖縄県立芸術大学附属研究所　2004 年 3 月)801 頁より転載。

図版 51「朱漆巴紋牡丹沈金馬上杯」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 52「御玉垂」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月）200 頁より転載。

図版 53 「御玉垂」・「御菓子盆」の実寸図　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第一巻 美術・工芸』（沖縄県立芸術大学附属研究所　2004 年 3 月）801 頁より転載。

図版 54　「御玉貫（大）」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 55 「黄色地巴紋御玉貫」　銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館　伊是名村教育委員会『伊是名村銘苅家の旧蔵品および史料の解説書　公事清明祭をめぐる公文書とご拝領の品々』（伊是名村教育委員会　2007 年 1 月）39 頁より転載。

図版 56 「朱塗沈金天目形椀と台」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』（岩波書店 1982 年 10 月）204 頁より転載。

図版 57 『稲之二御祭公事』「稲之二御祭公事の西之御殿御飾」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第二巻　民俗・宗教』（沖縄県立芸術大学附属研究所　2006 年 3 月）307 頁より転載。

図版 58　図版 57 に同じ。

図版 59 「朱漆牡丹七宝繋沈金椀・天目台」　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 60 「朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金椀」　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 61 「黒漆箔巴紋蓋付椀・足付盆」　銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵　伊是名村教育委員会『伊是名村銘苅家の旧蔵品および史料の解説書　公事清明祭をめぐる公文書とご拝領の品々』（伊是名村教育委員会　2007 年 1 月）35 頁より転載。

図版 62　久高島外間殿伝来の「蓋付椀」・「御菓子盆（小）」　筆者撮影。

図版 63　久高島外間殿伝来の「酒椀」・「御菓子盆（大）」　筆者撮影。

図版 64　図版 57 に同じ。

図版 65 「朱漆箔巴紋天目台・飴釉天目碗」　銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵　伊是名村教育委員会『伊是名村銘苅家の旧蔵品および史料の解説書　公事清明祭をめぐる公文書とご拝領の品々』（伊是名村教育委員会　2007 年 1 月）27 頁より転載。

図版 66 『冠舩之時御道具之図』「御取蓋」・「御茶臺」・「上焼御天目」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　沖縄県立博物館・美術館提供。

第二章

図版 1　黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供

図版 1-1 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（甲盛・肩）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団

提供。

図版 1-2　黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（蓋側面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 1-3　黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身上段見込）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 1-3-1　黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身上段見込）　沖縄美ら島財団提供。

図版 1-4　黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身上段側面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 1-5 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身下段側面・尻・高台）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 1-6 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身下段側面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 1-7 黒漆菊花鳥虫七宝繋沈金食籠（身下段底面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版２　朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 2-1 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（甲盛・肩）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 2-2 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（蓋側面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 2-3 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身上段見込）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 2-4 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身上段側面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 2-5 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身下段側面・尻・高台）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 2-6 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身下段側面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版 2-7 朱漆吉字紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠（身下段底面）の透過 X 線画像　沖縄美ら島財団提供。

図版３　蓋表・甲盛（円形二段食籠の蓋の復元製作に伴う試作製作）　沖縄美ら島財団提供。

図版４　蓋表・甲盛の裏側（円形二段食籠の蓋の復元製作に伴う試作製作）　沖縄美ら島財団提供。

図版５　黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠　浦添市美術館所蔵　『館蔵 琉球漆芸』（浦添市美術館 1995 年 3 月）13 頁より転載。

図版 5-1 黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠　（身上段見込）の透過 X 線画像　浦添市美術館提供。

図版６　朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金足付盆　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 6-1 目視で確認された捲胎技法　土井菜々子氏提供。

図版７　八巻（ハチマチ）　久米島博物館所蔵　筆者撮影。

図版 7-1 八巻の後頭部　筆者撮影。

図版８　木地構造だけ残った八巻　宮古島総合博物館所蔵　筆者撮影。

図版９　朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 9-1 包まれた「みはな」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第二巻　民俗・宗教』（沖縄県立芸術大学附属研究所　2006 年 3 月）313 頁より転載。

図版 10 朱漆箔巴紋食籠　銘苅家　伊是名ふれあい民俗館　筆者撮影。

図版 10-1　伊是名玉陵　公事清明祭　筆者撮影。

図版 11 朱漆食籠　宮古島総合博物館所蔵　筆者撮影。

図版 12 食籠　君南風殿内所蔵　筆者撮影。

図版 12-1　君南風殿内所蔵　代替りした食籠　筆者撮影。

図版 13　黒漆孔雀牡丹唐草沈金食籠　浦添市美術館所蔵　『館蔵 琉球漆芸』（浦添市美術館 1995 年 3 月）13 頁より転載。

図版 14　黒漆牡丹唐草沈金食籠　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 15　黒漆葡萄栗鼠沈金食籠　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 16　黒漆牡丹七宝繋沈金食籠　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

図版 17　朱漆巴紋牡丹七宝繋沈金御籠飯　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館デジタルミュージアムより転載。

図版 18 朱漆巴紋牡丹唐草七宝繋沈金食籠　今帰仁御殿旧蔵　沖縄県立博物館・美術館所蔵　『博物館展示ガイド』（沖縄県立博物館・美術館　2007 年 11 月）49 頁より転載。

図版 19 朱漆家紋牡丹七宝繋箔絵食籠　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。

第三章

図版１　「緑地御玉貫一対」　名嘉家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵　筆者撮影。

図版 1-1 「緑地御玉貫一対」底裏　名嘉家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵　筆者撮影。

図版 1-2 「緑地御玉貫一対」高台　名嘉家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵　筆者撮影。

図版 1-3 「緑地御玉貫一対」身胴上部　名嘉家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵　筆者撮影。
図版２　「御玉貫（小)」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　『尚家継承琉球王朝文化遺産展図録』(琉球新報社　1993 年 1 月）20 頁より転載。
図版 2-1 「御玉貫（小)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版 2-2 「御玉貫（小)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版 2-3 「御玉貫（小)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版 2-4 「御玉貫（小)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影
図版３　「御玉貫」　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。
図版 3-1「御玉貫」　沖縄美ら島財団所蔵　沖縄美ら島財団提供。
図版 3-2「御玉貫」　沖縄美ら島財団所蔵　筆者撮影。
図版 3-3「御玉貫」　沖縄美ら島財団所蔵　筆者撮影。
図版４　「緑地巴紋 御玉貫」　浦添市美術館所蔵　筆者撮影。
図版 4-1「緑地巴紋 御玉貫」　浦添市美術館所蔵　筆者撮影。
図版 4-2「緑地巴紋 御玉貫」　浦添市美術館所蔵　筆者撮影。
図版 4-3「緑地巴紋 御玉貫」　浦添市美術館所蔵　筆者撮影。
図版５　「玉貫錫瓶」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』(沖縄県教育委員会　2011 年 3 月）口絵⑼頁より転載。
図版 5-1 「玉貫錫瓶」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』(沖縄県教育委員会　2011 年 3 月）112 頁より転載。
図版 5-2 「玉貫錫瓶」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　筆者撮影。
図版６　「錫製五色玉瓶子」　沖縄県立博物館・美術館所蔵　『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』(沖縄県教育委員会　2011 年 3 月）113 頁より転載。
図版 6-1 「錫製五色玉瓶子」底裏　沖縄県立博物館・美術館所蔵　筆者撮影。
図版 6-2 「錫製五色玉瓶子」身上部の拡大画像　沖縄県立博物館・美術館所蔵　筆者撮影。
図版 6-3 「錫製五色玉瓶子」高台の拡大画像　沖縄県立博物館・美術館所蔵　筆者撮影。
図版７　「御玉貫（大)」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　『尚家継承琉球王朝文化遺産展図録』(琉球新報社　1993 年 1 月）20 頁より転載。
図版 7-1 「御玉貫（大)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版 7-2 「御玉貫（大)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版 7-3 「御玉貫（大)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版 7-4 「御玉貫（大)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版 7-5 「御玉貫（大)」 尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　筆者撮影。
図版８　「黄色地巴紋御玉貫」　銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館所蔵　伊是名村

教育委員会『伊是名村銘苅家の旧蔵品および史料の解説書　公事清明祭をめぐる公文書とご拝領の品々』(伊是名村教育委員会　2007 年 1 月) 39 頁より転載。

図版 8-1　「黄色地巴紋御玉貫」　銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館　筆者撮影。

図版 8-2　「黄色地巴紋御玉貫」　銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館　筆者撮影。

図版 8-3　「黄色地巴紋御玉貫」　銘苅家伝来　伊是名ふれあい資料館　筆者撮影。

図版 9　「御玉貫」　個人蔵　九州国立博物館寄託　九州国立博物館より提供。

図版 9-1　「御玉貫」　個人蔵　九州国立博物館寄託　筆者撮影。

図版 9-2　「御玉貫」　個人蔵　九州国立博物館寄託　図版 9 に同じ。

図版 9-3　「御玉貫」　個人蔵　九州国立博物館寄託　筆者撮影。

図版 9-4　「御玉貫」　個人蔵　九州国立博物館寄託　筆者撮影。

図版 9-5　「御玉貫」　個人蔵　九州国立博物館寄託　筆者撮影。

図版 10　「黒漆螺鈿采配（三ツ巴紋御玉貫の蓋付き)」沖縄美ら島財団所蔵　筆者撮影。

図版 10-1　「黒漆螺鈿采配（三ツ巴紋御玉貫の蓋付き)」采配の房側面部分　沖縄美ら島財団所蔵　筆者撮影。

図版 10-2　「黒漆螺鈿采配（三ツ巴紋御玉貫の蓋付き)」采配の房飾部分　沖縄美ら島財団所蔵　筆者撮影。

図版 11　「タマハベル（玉ホベル)」　東京国立博物館所蔵　『沖縄のガラス・玉等製品関係資料調査報告書』(沖縄県教育委員会　2011 年 3 月) 口絵⑶頁より転載。

図版 11-1　「タマハベル（玉ホベル)」　東京国立博物館所蔵　図版 10 に同じ。

図版 12　「朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏」　浦添市美術館所蔵　『館蔵 琉球漆芸』(浦添市美術館 1995 年 3 月) 111 頁より転載。

図版 12-1　「朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏」　浦添市美術館所蔵　筆者撮影。

図版 12-2　「朱漆竹虎連珠沈金螺鈿座屏」　浦添市美術館所蔵　筆者撮影。

図版 12-3　「泉川寛道筆　虎図」　沖縄美ら島財団所蔵　筆者撮影。

図版 13　「錫製酒瓶御玉貫」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月) 197 頁より転載。

図版 13-1　「錫製酒瓶御玉貫」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 13 に同じ。

図版 14　「錫製酒瓶御玉貫」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』(岩波書店 1982 年 10 月) 199 頁より転載。

図版 14-1　「錫製酒瓶御玉貫」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 14 に同じ。

図版 14-2　「錫製酒瓶御玉貫」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 14 に

同じ。

図版 14-3　「錫製酒瓶御玉貫」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 14 に同じ。

図版 15　「錫製酒瓶御玉垂」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』（岩波書店 1982 年 10 月）200 頁より転載。

図版 15-1　「錫製酒瓶御玉垂」頂部　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 15 に同じ。

図版 15-2　「錫製酒瓶御玉垂」胴部　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 15 に同じ。

図版 16　宜野湾御殿の「御玉貫」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　『沖縄文化の遺宝』（岩波書店 1982 年 10 月）228 頁より転載。

図版 16-1　宜野湾御殿の「御玉貫」と「錫製酒盃」・「御籠飯」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 16 に同じ。

図版 16-2　宜野湾御殿の「御玉貫」房飾・胴部　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 16 に同じ。

図版 17　『圖帳　當方』「三御飾御規式之時御座御飾之圖」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学提供。

図版 17-1　図版 17 に同じ。

図版 18　『御葬礼圖帳一冊』「御前卓御飾之圖」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館提供。

図版 18-1　『御葬礼圖帳一冊』「御前卓御飾之圖」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　図版 18 に同じ。

図版 19　『御葬礼圖帳一冊』「御前卓御飾之圖」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館提供。

図版 20　『御葬礼圖帳一冊』「御墓御門閉御前卓御飾之圖」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館提供。

図版 21　『御葬礼圖帳一冊』「御塚屋御前卓御飾之圖」　尚家資料　那覇市歴史博物館所蔵　那覇市歴史博物館提供。

図版 22　『稲之二御祭公事』「稲之二御祭公事の西之御殿御飾」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　沖縄県立芸術大学附属研究所『鎌倉芳太郎資料集（ノート篇）第二巻　民俗・宗教』（沖縄県立芸術大学附属研究所　2006 年 3 月）307 頁より転載。

図版 22-1　『稲之二御祭公事』「稲之二御祭公事の西之御殿御飾」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 22 に同じ。

図版 22-2　『稲之二御祭公事』「稲之二御祭公事の西之御殿御飾」　鎌倉芳太郎資料　沖縄県立芸術大学所蔵　図版 22 に同じ。

本論各章ごとの初出論文名・掲載誌面一覧

章	節	章・節のタイトル	初出論文名	掲載誌面	査読	備考
序	第一節	先行研究の動向	新規執筆	新規		
	第二節	本論の課題				
	第三節	論文の構成				
第一章	第一章	首里城内の年中行事における共飲儀礼の考察	「首里城内における共飲儀礼に関する考察～南殿・正殿下庫理を中心に～」	『第16回琉中歴史関係国際学術研討会論文集-』刊行準備中	有	検討会は2017年開催 初出論文の査読終了 加筆修正
	はじめに					
	第一節	近世琉球期の首里王府の年中行事				
	第二節	首里城内での共飲儀礼				
	第三節	美御前揃三御飾御規式の道具立	新規執筆	新規		
	まとめ			第一・二節に同じ	有	第一・二節と共に加筆修正
第二章	第二章	琉球漆器の円形二段食籠の木地構造に関する考察	「琉球漆器の円形二段食籠の木地構造について」	『漆工史』第39号 2017年	有	加筆修正
	はじめに					
	第一節	円形二段食籠をめぐる研究史				
	第二節	円形二段食籠の木地構造				
	まとめ					
第三章	第三章	琉球国の御玉貫・御玉垂に関する考察	「琉球国で祭祀道具として使用されたガラス玉製品」	『第十二届中琉歴史関係国際学術会議論文集』 2010年	有	大幅加筆修正
	はじめに					
	第一節	琉球における御玉貫製作の起源				
	第二節	御玉貫の特徴				
	第三節	御玉貫の編年検討の試み				
	第四節	御玉貫を使用した献上儀礼・下賜儀礼				
	まとめ					
第四章	第四章	近世期に琉球国へ導入された工芸品の製作技術	「近世期に琉球国へ導入された工芸品の製作技術」	『順風相送　第十三回中琉歴史関係国際学術会議論文集』 2013年	有	加筆修正
	はじめに					
	第一節	中国・日本より導入された工芸製作技術に関する事例				
	第二節	工芸製作技術の導入に関する傾向と特徴				
	まとめ					
第五章	第五章	近世期に琉球国で工芸品に使用された原材料に関する考察	「琉球国で工芸品に使用された原材料に関する考察」	『越境する東アジア島嶼世界-第15回琉中歴史関係国際学術研討会論文集-』 2016年	有	大幅加筆修正
	はじめに					
	第一節	工芸製作に使用される原材料に関する記録				
	第二節	琉球関係文化財の科学調査からみえる原材料使用の傾向				
	まとめ					
終章	第一節	首里王府の年中行事と共飲儀礼	新規執筆	新規		
	第二節	美御前揃三御飾御規式の道具立と継承された祭祀儀礼道具				
	第三節	舶来の製作技術と原材料				
	総括					